

ISSN 0287-4903

政経研究

第五十二巻 第二号 2015年9月

藤原

孝教授古稀記念号

政治思想と社会科学をめぐる諸問題

日本大学法学会

政経研究 第五十一巻第四号 目次

論 説

- 二〇一四年スコットランド住民投票と政党政治 … 渡 辺 容 一 郎
- 中国郷鎮企業の生成・制度化と腐敗の萌芽 … 築 場 保 行
- 観光インターンシップがキャリア形成に与える効果と
関連課題の国際比較 … 太 田 和 男
- 日米独観光系学生のアンケート・インタビューなどから ——

研究ノート

- 二〇一三年全国調査と二〇〇三年全国調査からみた
社会関係資本の年齢階層別変化 … 稲 葉 陽 二

論 説

- International Transfer Management of Home
based Firm-Specific Advantages: Evidence … 白 井 哲 也
from Japanese MNEs in Emerging Markets

雑 報

- 政経研究 第五十一巻 索引

政経研究 第五十二巻第一号 目次

論 説

- 人材育成のための人事評価制度 …………… 谷 田 部 光 一

研究ノート

- 企業情報開示に関するひとつの考察 …………… 田 中 襄 一
—— 証券アナリストの視点から ——

論 説

- 財政規律と日本の長期費用 …………… 坂 井 吉 良



藤原 孝教授近影

献呈の辞

このたび、藤原孝教授が、ご壮健のうちにめでたく古稀を迎えられます。

そこで、藤原先生の古稀をお祝い申し上げ、先生のご指導を仰ぎ、その学問的・人格的影響を受けました同学の士、研究者、同僚、さらに弟子たちが集って、専門の論稿を編集いたしました古稀記念論文集『政治思想と社会科学をめぐる諸問題』を、ここに謹んで献呈させていただきます。

藤原孝先生は、一九六八年三月に日本大学法学部法律学科をご卒業され、山陽新聞社にご就職された後、七一年四月に日本大学大学院法学研究科政治学専攻にご進学され、七三年三月に同専攻課程をご修了されました。その後、本学文学部、法学部の非常勤講師を務められ、七九年四月から本学国際関係学部の専任講師、八一年四月から同学部助教授に昇格されました。

そして、八六年四月に法学部助教授となられ、九〇年二月から現在にいたるまで教授として本学部の発展に大きな貢献を果たされました。先生の薫陶を受けた教え子たちは、研究者となり、また社会人として、大いに活躍の場を広げております。

この間、ご専門の西欧政治思想史の研究・教育を精力的に進められる一方、本学部の学務担当、大学院担当、日本大学評議員、そして本学部図書館長などを歴任され、大学行政の重責を担われました。

学会においても、日本政治学会理事・常務理事、日本選挙学会理事、政治思想学会監事・理事、日本学会議政治

学研究連絡委員などを歴任され、大きな足跡を残されています。

先生の学問的ご関心の焦点はフランス初期社会主義、わけでもサン・シモン研究であり、この領域は政治学的アプローチとしては、先生が初めて開拓された分野として特筆に値するものです。また、この核となる研究分野と並んで、先生は現代政治理論、具体的にはアイデンティティ論、シティズンシップ論などにもご関心を拡大され、多くの研究業績を残されています。

普段の先生は、厳しい中にも慈愛に満ちた態度で、われわれ後進を見守って下さっています。先生の学問的誠実さに接し、われわれは常に襟を正し、研究者として、人間として誠実に生きることが自省しております。また、宴席での先生も魅力的で、掛け替えのない経験を残してくださいました。

先生はまだまだご壮健です。これから、われわれを導いてくださいますよう、また学問的なご指導を賜りますようお願いしております。

この論文集には、政治学を中核として、社会科学の多様なアプローチが展開されております。社会科学界にたいする一定の貢献が果たされたものと確信しております。ご寄稿いただいた諸先生方に改めて御礼申し上げますとともに、さまざまな段階でご協力をいただいた研究事務課をはじめ、職員の方々にも厚く御礼申し上げます。

平成二十七年九月吉日

日本大学法学部長 池村正道

目 次

献呈の辞

欧州評議会のEDCプロジェクトにおける民主主義的
シティズンシップのコア・コンピテンシー……………石井健司……………三

五百木良三の「世界綜合論」
——戦前期日本における自文化中心主義に関する一考察——……………石川徳幸……………四

政権交代と税制……………伊藤 悟……………七

ボリングブルックの反対党観
「愛国主義」を中心に……………入江正俊……………九

政党衰退論以降の政党研究……………岩崎正洋……………二三

条例の制定又は改廃の直接請求制度
——来し方行く末の残された課題——……………賀来健輔……………二七

J・S・ミル『代議政治論』自筆草稿
(日本大学法学部図書館所蔵)について……………川 又 祐……………一五

ハリントンのオシアナ共和国モデルの一研究 ——『統治章典』との関係を中心に——	倉島 隆	一八九
アダム・スミスの初期思想と貧困の概念	佐藤 高尚	二四九
日米安保条約にもとづく事前協議制度の原型	信 夫 隆 司	二七七
トクヴィルと社会主義	杉 本 竜 也	三三五
国策のあり方を問う沖縄県知事選 ——辺野古新基地建設の選挙への影響を中心にして——	照 屋 寛 之	三五二
排日移民法成立の背景 ——写真結婚の影響を中心に——	中 村 進	三八二
ザメンホフとシオニズム	長 沼 宗 昭	四二三
ニュージーランド・オンブズマンに関する一考察 ——行政苦情救済の展開とガバナンス——	福 島 康 仁	四三七
権力が守る犯罪	船 山 泰 範	四六七

社会規範を設計する法システム……………	松島雪江……………	四九五
第一次EEC加盟申請と政党政治 ——イギリス労働党の動揺——……………	三澤真明……………	五二
ツーリズムの視点からみた「メディアとしての絵葉書」の再検討 ——戦前期のハルビンに関連する絵葉書を事例として——……………	毛利康秀……………	五四五
アダム・スミスにおける民衆と教育……………	山口正春……………	五七五
沖縄県の義務教育教科書採択地区を通してみた平成の大合併と広域行政 ——八重山地区の教科書問題を中心として——……………	山田光矢……………	六〇三
ラディカル・デモクラシーと「民主的なもの」 ——フェミニズム政治理論の視座から——……………	山田竜作……………	六三五
中国共産党の意思決定過程 ——党の全国代表大会報告の作成過程を中心にして——……………	山本賢二……………	六六五
デーヴィッド・キャメロンの「大きな社会」構想とイギリス保守主義……………	渡辺容一郎……………	七二

藤原孝教授 略歴…………… 七四三

藤原孝教授 主要業績…………… 七四九

藤原

孝教授古稀記念号

欧州評議会のEDCプロジェクトにおける民主主義的 シティズンシップのコア・コンピテンシー

石 井 健 司

はじめに

- 一 コンピテンシーとは何か
- 二 EDCプロジェクトにおける民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシー
おわりに

はじめに

一九九〇年代以降、グローバル化の進展とそれにもなう国民国家の相対化という状況の中で、世界各国において「シティズンシップ教育 (Citizenship Education)」への関心が高まっている。

欧州評議会のEDCプロジェクトにおける民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシー (石井)

三 (八五)

例えば、アメリカでは、一九九四年に「二〇〇〇年の目標——アメリカ教育法（Goal 2000: Educate America Act）」が制定され、同法が掲げる八項目の目標のうち二項目において「責任ある市民」の育成が唱えられている。同法の制定を受けて「市民教育センター（Center for Civic Education）」が一九九四年に作成した「市民と政府のための全米教育スタンダード（National Standard for Civics and Government）」においても、シティズンシップ教育の重要性が明記されている（奥村 2009: 25-6; 山田 2007: 124-6; cf. 寺倉 1994）。フランスでは、一九九六年の国民教育省の通達において、「シティズンシップ教育（éducation à la citoyenneté）」という新たな概念が打ち出された。通達では、シティズンシップ教育が教職員を含むすべての学校関係者のかかわる活動として位置づけられ、「人権と市民性の教育」、「責任感や市民的義務を身につける教育」、「判断力を養う教育」という三つの目標が掲げられている（鈴木 2013: 110-1）。そして、周知のようにイギリスでは、一九九八年にバーナード・クリック（Bernard R. Crick）を座長とする諮問委員会によって、『学校におけるシティズンシップのための教育と民主主義の指導（Education for Citizenship and the Teaching of Democracy in Schools, Final Report of the Advisory Group on Citizenship, 1998）』と題する報告書、通称『クリック・レポート』が発表された。⁽¹⁾ この報告を受けてイングランドでは、二〇〇二年九月から「シティズンシップ（Citizenship）」という科目が中等教育段階（一一～一六歳）で必修化されている。⁽²⁾ また、欧米諸国だけでなく、タイ、マレーシア、シンガポールなどの東アジア諸国においても、各国の個別的事情に応じたシティズンシップ教育が展開されている。⁽³⁾

こうした世界的なシティズンシップ教育への関心の高まりの中で、日本においてもシティズンシップ教育への取り組みが少しずつはじまっている。お茶の水女子大学付属小学校では、二〇〇二年に「市民」という科目が新設され、

市民的資質の育成を目標とした教育がはじまった。東京都品川区でも、二〇〇六年からスタートした小中一貫教育のカリキュラムの中に、「市民科」という科目が設けられた。ほかに、埼玉県桶川市立加納中学校、東村山市立秋津東小学校、立教池袋中学校・高等学校などにおいて、シティズンシップ教育への取り組みがはじまっている（水山 2008: 202-5, 208-10; cf. 経済産業省 2006a: 42-62; 二宮編 2007: 75）。こうした事例に加えて、二〇〇六年には経済産業省から委託を受けた「シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会」が、シティズンシップ教育についての詳細な報告書と、そのダイジェストである「シティズンシップ教育宣言」を発表している。同宣言は、シティズンシップ教育をつうじて「自立・自律した市民」を育成することによって、「成熟した市民社会」を形成することの重要性を強調している（経済産業省 2006b: 1）。

このように、近年、世界各国においてシティズンシップ教育への関心が高まっている。こうした文脈において「シティズンシップ」という語は、「市民権」という意味ではなく、「市民性」、すなわち「市民として必要な資質・能力」という意味で用いられることがほとんどである。したがって、シティズンシップ教育とは、「市民として必要な資質・能力を育成するための教育」であると、暫定的に定義することができであろう。⁽⁴⁾

しかし、ここで問題となるのは、「市民として必要な資質・能力」とは、具体的にどのような資質・能力なのか、という点である。いったいどのような資質・能力をそなえていれば、その人は「市民」と見なされることになるのだろうか。この点についてコンセンサスがないまま「シティズンシップ教育」について論じても、シティズンシップ教育の真の意義は明らかにならないであろう。唐木（2007）や水山（2008）が指摘するように、シティズンシップ教育をめぐる議論には相反する二つの方向性、すなわち「国民国家が揺らぐことを憂慮してナショナルアイデンティティ

を強化する」という方向性と、「国民国家に代わる新しい社会（グローバル社会や市民社会）に貢献できるポストナショナルアイデンティティを育成する」という方向性がある（唐木 2007: 44）。前者の方向性が過度に強調されれば、「市民として必要な資質・能力」を〈国家への忠誠心や愛国心〉あるいは〈国民としての義務や責任を果たす能力〉と解釈し、それらを強化する教育の推進につながる恐れもある⁽⁵⁾。

このように、「市民として必要な資質・能力」を具体的にどのような資質・能力と理解するかによって、シティズンシップ教育のあり方は大きく変わる。それでは、シティズンシップ教育において育成されるべき「市民として必要な資質・能力」とは、具体的にどのような資質・能力なのだろうか。本稿では、この問いに対する答えを導き出すための一つの手がかりとして、「欧州評議会（Council of Europe）」が一九九七年から二〇〇〇年にかけて実施した「民主主義的シティズンシップ教育プロジェクト（Project on Education for Democratic Citizenship）」、通称「EDCプロジェクト」に着目してみたい。

欧州評議会は、一九九七年一〇月に開催した第二回加盟国首脳会議において、民主主義的シティズンシップ教育に取り組むことを公式に宣言した。この会議で採択された「最終宣言（Final Declaration）」は、「市民の権利と責任、および市民社会への若者の参加に基づく民主主義的シティズンシップ教育を発展させるという願望」を表明している（Council of Europe 1997）。また、「最終宣言」とともに採択された「行動計画（Action Plan）」も、「加盟国首脳は、民主主義社会における自らの権利と責任に対する市民の意識を高めることを目的として、民主主義的シティズンシップ教育のための構想を立ち上げることを決定した」と述べている（Council of Europe 1997）。

欧州評議会は、こうした最終宣言および行動計画を受けて、民主主義的シティズンシップ教育のためプロジェクト

を発足させた。その具体的な活動を担ったのは、次の三つのグループである。第一のグループ（グループA）は、「概念／定義」グループである。このグループは、民主主義的シティズンシップ教育のための概念枠組みを考案するとともに、ヨーロッパ社会の民主化を推進するために必要な基礎的スキルについて検討した。第二のグループ（グループB）は、「試験的プロジェクト／シティズンシップ・サイト」グループである。このグループは、「シティズンシップ・サイト（citizenship sites）」と名づけられた試験的プロジェクト（＝地方レベルにおいて市民が積極的に社会に参加するという構想）の運営にたずさわった。第三のグループ（グループC）は、「訓練および支援システム」グループである。このグループは、学習・教授・訓練方法の明確化、教育関係者のネットワークの構築、情報と経験の交換、フォーラムの設立などを行なった。こうした活動の成果は、二〇〇〇年九月に開催されたプロジェクトの最終会議において、プロジェクトの「統合報告書（synthesis report）」と、二つの「補足的研究（complementary studies）」という形で発表された（Birzėa 2000: 3）。

こうして発表された各報告書の中で、EDCプロジェクトは、「コンピテンシー（competency）」という概念に基づいて、市民として必要な資質・能力を規定している。例えば、プロジェクトの統合報告書は、民主主義的シティズンシップ教育とコンピテンシーの関係について次のように述べている。

欧州評議会のEDCプロジェクトは、民主主義的シティズンシップを公式的な地位（a formal status）と見なすだけでなく、市民として活動するための効果的な能力（the effective ability to act as citizens）と見なしている。この目的を達成するためには、教育や職業や年齢のタイプやレベルに関係なく、各人が民主主義的シティズンシッ

プのためのコア・コンピテンシー（core competencies）を習得する必要がある。（Birzea 2000: 33）

この引用文において、統合報告書は、民主主義的シティズンシップには、「〔市民としての〕公式的な地位」という側面と、「市民として活動するための効果的な能力」という二つの側面があると指摘している。EDCプロジェクトが議論の対象としているのは、もちろん後者の側面である。統合報告書は、人々が市民として効果的に活動するためには、学歴・職業・年齢に関係なく、「民主主義的シティズンシップのためのコア・コンピテンシー」を習得する必要があると述べている。グループCの報告書も、民主主義的シティズンシップ教育の目標の一つとして、「民主的市民社会への能動的な参加（active participation）のために必要な知識とスキルとコンピテンシーを市民に対して提供すること」を挙げている（Duerr et al. 2000: 13）。

こうした各報告書の記述から分かるように、欧州評議会のEDCプロジェクトは、コンピテンシーの習得／提供という形で民主主義的シティズンシップ教育の具体的な目標を示している。こうした欧州評議会の試みを検討することは、「市民として必要な資質・能力」とは具体的にどのような資質・能力なのかという問いをめぐる議論に対して、一定の示唆を与えるものと思われる。

本稿の目的は、欧州評議会がEDCプロジェクトの中で提案している「民主主義的シティズンシップのためのコア・コンピテンシー」の具体的な内容を明らかにすることである。本稿は、二つの章から構成される。第一章では、コンピテンシーという概念がどのような過程を経て形成され普及したのかを概観しながら、この概念の意味を確認する。第二章では、EDCプロジェクトの過程で提出された三つの報告書を検討することによって、EDCプロジェクト

トが「民主主義的シティズンシップのためのコア・コンピテンシー」の内容を具体的にどのように規定したのかを明らかにする。

一 コンピテンシーとは何か

(1) コンピテンシー概念の形成

前述したように、欧州評議会のEDCプロジェクトは、「コンピテンシー」という概念に基づいて、市民として必要な資質・能力を規定している。それでは、そもそも「コンピテンシー」とはどのような意味の概念であり、どのような過程を経て形成され普及していったのだろうか。

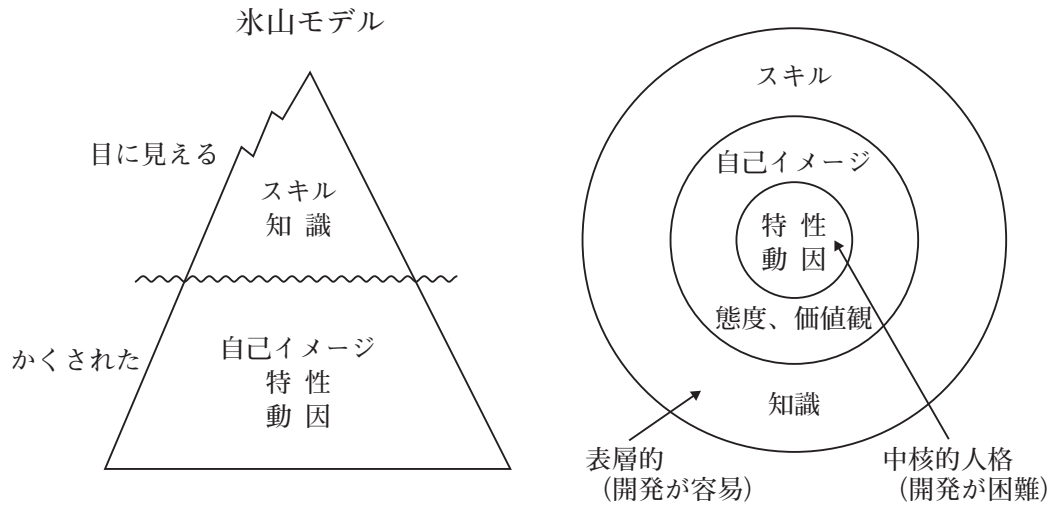
コンピテンシーという概念は、一九五〇年代のアメリカにおいて、当初は心理学の分野で考案されたものである(加藤 2011: 1-2)。コンピテンシーに関する最も初期の定義は、ハーバード大学の心理学者ホワイト(Robert W. White)が一九五九年に発表した論文にまでさかのぼることができる。この論文の中でホワイトは、「コンピテンシ(competence)」という概念を「環境と効果的に相互作用する有機体の能力」と定義している。ホワイトの目的は、動物心理学と精神分析という二つの分野での諸研究を参考にしながら、動因でも本能でもないモチベーションの新たな概念を抽出することであった(金井・高橋 2004: 36-7)。⁷⁾

このように当初は心理学の分野で考案されたコンピテンシーの概念が、その後、企業の人材マネジメント(Human Resource Management)の分野、すなわち企業における人材の採用・育成・評価などの分野で用いられるようになる。そのきっかけとなったのは、ハーバード大学の心理学者マクレランド(David C. McClelland)が一九七三年に発表した

論文であった。マクレランドは、動機づけ研究、特に達成動機の研究で知られる心理学者であると同時に、人材マネジメントを業務とするマクバー(McBer)社の創設者の一人でもある。彼は、この論文の中で、旧来の学問的適性テストや知識内容テスト、あるいは学校の成績や資格証明書では、①職務上の業績や人生における成功を予測できないこと、②マイノリティ・女性・低い社会経済的階層出身者に不利をもたらす場合が多いことを指摘した。マクレランドは、心理学上の概念であったコンピテンシーを人材マネジメントの分野に応用することによって、職務上の業績を予測でき、かつ人種・性別・社会経済的階層の差によって不利をもたらすことの少ない人材評価の手法を開発しようと試みた。その結果生まれたのが、「職務コンピテンシー評価法 (Job Competency Assessment: JCA)」と呼ばれるテスト手法である。マクレランドが開発したこの評価法は、その後、企業の人材マネジメントの分野で広く用いられることになった(加藤 2011: 2-3; 松下 2010: 11-2; Spencer & Spencer 1993: 3=2001: 3)。

こうしたマクレランドの研究成果を引き継いで、JCAについて体系的かつ具体的に論じたのが、彼の後継者であり共同研究者でもあったスペンサー夫妻(Lyle M. Spencer & Signe M. Spencer)である(加藤 2011: 4; 松下 2010: 13)。スペンサー夫妻は、主著『コンピテンシー・マネジメントの展開 (Competence at Work: Models for Superior Performance, 1993)』の中で、コンピテンシーの概念を「ある職務や状況において、基準に照らして有効かつ卓越した業績、またはそのどちらかの業績と因果関係がある個人の基底的な特性」と定義している(Spencer & Spencer 1993: 9=2011: 11)。この定義には、コンピテンシーにとって重要な三つの要素が含まれている。第一の要素は、「基底的な特性 (underlying characteristics)」である。これは、「コンピテンシーが人間の人格のかなり深く永続的な部分であり、多種多様な状況や職務タスクにおける行動を予測できる」ことを意味する。第二の要素は、「因果関係がある (causally

図1 スペンサー夫妻が提案したコンピテンシー・モデル——「冰山モデル」と「同心円モデル」



(出典) Spencer&Spencer (1993: 11=2011: 14)。

related)」という点である。これは、「コンピテンシーが行動や業績の原
因となり、それらを予測する」ことを意味する。第三の要素は、「基準
に照らして (criterion-referenced)」という点である。これは、「コンピテ
ンシーが成績の良い者とそうでない者を実際に予測する」ことを意味す
る (Spencer & Spencer 1993: 9=2011: 11)。

こうした意味でのコンピテンシーは、スペンサー夫妻によれば、「動
機 (Motives)」(＝人間が常に考えあるいは欲する、活動を引き起こす物事)、
「特性 (Trait)」(＝身体的特徴、および状況や情報に対する一貫した反応)、
「自己概念 (Self-Concept)」(＝人間の態度、価値、自己像)、「知識
(Knowledge)」(＝特定の内容の分野において人間がもつ情報)、「スキル
(Skill)」(＝一定の身体的・知的タスクを遂行する能力)という五つの要素か
ら構成されている。こうした五つの要素の構造を、スペンサー夫妻は、
図1のような「冰山モデル」と「同心円モデル」によって説明している。
図1から分かるように、スキルや知識といったコンピテンシーは、目
に見えやすく、比較的表層に位置しているので、評価や開発が容易であ
る。これに対して、特性や動機といったコンピテンシーは、目に見えに
くく、人格の中核に位置しているので、評価や開発が困難である。こう

した分析に基づいてスペンサー夫妻は、多くの企業はスキルや知識のような表層的なコンピテンシーへの評価に基づいて人材の選考を行なっているが、コスト効果性の高い選考の順序はその逆であると指摘する。つまり、特性や動機のような中核的なコンピテンシーへの評価に基づいて選考を行ない、選考後にスキルや知識を開発するほうが費用効果は高いと、スペンサー夫妻は主張したのである (Spencer & Spencer 1993: 11-2=2011: 14-5)。

こうしてマクレランドやスペンサー夫妻によって開発されたコンピテンシーの概念やJCAの方法論は、その後、企業の人材マネジメントの分野に広く普及していった (松下 2010: 16)。

(2) コンピテンシー概念の展開——OECDの「デセコプロジェクト」

以上のような人材マネジメントの分野におけるコンピテンシー概念の普及は、高等教育や職業教育の分野にも大きな影響を与えることになった (松下 2010: 16)。例えば、アメリカでは、一九六七年に連邦教育局がコンピテンシーに基づく教師教育プログラムモデルの開発を提言したことを契機に、「コンピテンシーを基盤とする教育 (Competency-Based Education)」が普及・拡大し、一時は四〇〇以上の機関で取り入れられ、一九七〇年代以降、実践面で浸透していった。こうしたコンピテンシーを基盤とする教育アプローチは、一九八〇年代には行動主義への批判から一時衰退したが、一九九〇年代に入ると再び脚光を浴び、各国の学校教育のカリキュラムに大きな影響を与えることになった。二宮ほか (2004) によれば、こうした「コンピテンシーを基盤とするカリキュラム (Competency-Based Curriculum)」は、現在、アメリカ、オーストラリア、インドネシアなどにおいて採用されている。また、南アフリカ、ニュージーランド、スウェーデンなどにおいても、直接的にコンピテンシーという語は使用されていないものの、コンピテンシーの

概念が学校教育に適用され、教育の共通目標として志向されているという（二宮ほか 2004: 45-50）。

しかし、こうした教育分野への浸透にともなって、「コンピテンシー」という概念は、きわめて多様な形で定義されるようになっていった。コンピテンシーの概念は、厳密さと一貫性を欠いた状態で、「スキル (skill)」、「クオリフィケーション (qualification)」、「リテラシー (literacy)」といった概念との違いがはっきりしないまま、さまざまな分野で使用されるようになっていく。こうした状況について、ライチエン (Dominique S. Rychen) とサルガニク (Laura H. Salganik) は、「コンピテンシー概念への理論的アプローチを再検討すると、コンピテンシー概念には単一の使用方法などなく、また広く公認されている定義も画一化された理論も存在していないことが明らかである。社会科学の文献には、コンピテンシーの複合的で多様な定義が存在している」と述べている (Rychen & Salganik 2003: 41-2 = 2006: 64-5)。

こうしたコンピテンシー概念をめぐる混乱状況を前にして、経済協力開発機構 (OECD) は、一九九七年、「現在および未来の世界にとって最も重要なコンピテンシーは何か、そうしたコンピテンシーを開発し育成するためにはどうしたらよいか」という課題に応え、コンピテンシーの評価と指標のための参照枠組みを開発するために、「コンピテンシーの定義と選択——その理論的・概念的基礎 (Definition and Selection of Competencies: Theoretical and Conceptual Foundations)」と題するプロジェクト、いわゆる「デセコ (DeSeCo)」プロジェクトを発足させた (Rychen & Salganik 2003: vii-viii = 2006: 17-8)。このプロジェクトは、一九九七年十二月に始まり、一九九九年一月と二〇〇二年二月に二度の国際シンポジウムを開催して、二〇〇三年に最終報告書『人生の成功と正常に機能する社会のためのキー・コンピテンシー』(*Key Competencies for a Successful Life and a Well-Functioning Society*) を刊行して、その活動を終了した。プロジェクトの作業計画は、①先行研究の批判的分析、②コンピテンシー概念の解明、③理論に基づく一連のキー・

コンピテンシーの確定、④OECD内での各国協議の組織化、という四つの主要な活動から構成されていた (Rychen & Salganik 2003: 1-12=2006: 24-31)。

デセコプロジェクトの『概要 (Executive Summary)』によれば、現代社会は人々に困難な要求を突きつけており、人々はその生活の多くの場面で複雑な状況に直面している。そうした状況の中で「人生の成功 (a Successful Life)」と「正常に機能する社会 (a Well-Functioning Society)」を実現するためには、「コンピテンシー」と呼ばれる能力が必要である。デセコプロジェクトは、コンピテンシーを単なる知識やスキルではなく、「特定の文脈の中で（スキルや態度を含む）心理社会的なリソースを引き出し動員することによって、複雑な要求に対応する能力」と定義している。そして、そうしたコンピテンシーのうち、①「社会と個人にとって価値ある結果をもたらす」、②「さまざまな状況における重要な課題への適応を助ける」、③「特定の専門家だけでなくすべての個人にとって重要である」という三つの条件を満たしたコンピテンシーのことを「キー・コンピテンシー (key competency)」と規定した (OECD 2005: 4=2006: 201)。

デセコプロジェクトは、コンピテンシーを二つの広域カテゴリーに分類し、その中であわせて九つのキー・コンピテンシーを挙げている。その内容を整理したのが表1である。第一の広域カテゴリーは、「言語や知識や技術などの」ツールを相互作用的に用いる能力」である。このカテゴリーは、①「言語、シンボル、テキストを相互作用的に用いる能力」、②「知識と情報を相互作用的に用いる能力」、③「技術を相互作用的に用いる能力」という三つの能力から構成される。第二の広域カテゴリーは、「異質な人々からなる集団の中で交流する能力」である。このカテゴリーは、④「他人とうまく付き合う能力」、⑤「協力し、チームで働く能力」、⑥「紛争に対処し、解決する能力」と

表1 デセコプロジェクトにおけるキー・コンピテンシーのリスト

	内 容
〔言語や知識や技術などの〕 ツールを相互作用的に用いる 能力	① 言語、シンボル、テキストを相互作用的に用いる能力 ② 知識と情報を相互作用的に用いる能力 ③ 技術を相互作用的に用いる能力
異質な人々からなる集団 の中で交流する能力	④ 他人とうまく付き合う能力 ⑤ 協力し、チームで働く能力 ⑥ 紛争に対処し、解決する能力
自律的に活動する能力	⑦ 大局的に活動する能力 ⑧ 人生設計や個人的計画を立案し、実行する能力 ⑨ 権利、利害、限界、要求を守り、主張する能力

（出典） OECD（2005: 5-6, 10-15＝2006: 202-3, 210-18）をもとに筆者が作成。
各内容に付されている数字は筆者がつけたもの。

いう三つの能力から構成される。第三の広域カテゴリーは、「自律的に活動する能力」である。このカテゴリーは、⑦「大局的に活動する能力」、⑧「人生設計や個人的計画を立案し、実行する能力」、⑨「権利、利害、限界、要求を守り、主張する能力」という三つの能力から構成される。これらの広域カテゴリーは相互に関係しており、全体としてキー・コンピテンシーを特定しそれを位置づけるための基礎を形成していると、デセコプロジェクトは結論づけている（OECD 2005: 5-6, 10-15＝2006: 202-3, 210-18）。

以上、本章では、コンピテンシーの概念がどのような歴史的過程を経て形成され、普及していったのかを概観した。コンピテンシーの概念は、一九七〇～一九九〇年代のアメリカにおいて、当初は心理学上の概念として考案され、その後、企業の人材マネジメントの分野に応用され理論的な発展をとげた。こうしたコンピテンシー概念の普及は、教育の分野にも大きな影響を与えることに

なった。本章では、代表的なコンピテンシーの定義として、人材マネジメントの分野におけるスペンサー夫妻の定義と、教育の分野におけるOECDのデセコプロジェクトの定義を取り上げた。松下(2010)の指摘によれば、両者の定義に共通しているのは、①「能力の中に、可視化しやすい認知的要素(知識やスキル)だけでなく、より人格の深部にあると考えられる非認知的要素(動機、特性、自己概念、態度、価値観など)をも含む」、②「きわめて広い一般性をもつと想定されている」という二つの点である(松下 2010: 28-30)。こうした指摘を踏まえたうえで整理すれば、コンピテンシーとは、すべての個人がさまざまな状況において複雑な要求に対応するための基底的な能力であり、知識やスキルのような認知的・表層的要素だけでなく、動機、特性、態度、価値のような非認知的・深層的要素も含んだ概念であると理解することができよう⁽⁸⁾。

二 EDCプロジェクトにおける民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシー

本章では、欧州評議会のEDCプロジェクトが民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーの内容を具体的にどのように規定しているのかを検討する。

EDCプロジェクトの統合報告書の中で、ルーマニア教育科学研究所のビルゼア(César Birzéa)は、「コンピテンシーとは、知識と異なり、さまざまな文脈における予見できない問題を解決する方法(method)、すなわち潜在能力(potential)を意味する」と述べている(Birzéa 2000: 33)。知識が固定的な性質をもつのに対して、コンピテンシーは開放的かつ包括的な性質をもち、それゆえさまざまな問題に対処することができる。こうした意味において人間の潜在能力は、「さまざまな状況において実践(practices)や活動(actions)を生み出す一連のコンピテンシー」であると

いうことができる。ビルゼアは、こうした概念規定に基づいて、教育の目的とは「可視的な行動 (behaviours) や活動 (actions) や態度 (attitudes) を生み出す基盤となるコンピテンシーを形成すること」であると主張している (Birzėa 2000: 33)。

こうした統合報告書の記述から分かるように、EDCプロジェクトは、コンピテンシーの概念を行動や活動や態度そのものではなく、それらを生み出す基底的な能力ととらえている。こうした概念規定にしたがえば、民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーとは、民主的な行動や活動や態度を生み出す基底的な能力であるということができる。実際に、ビルゼアは、統合報告書の中で、「民主主義的シティズンシップの最小限の潜在能力、すなわちコア・コンピテンシーがなければ、いかなる民主的行動も起こりえないであろう」と述べている (Birzėa 2000: 33)。

それでは、そうした民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーとは、具体的にどのような能力なのだろうか。ビルゼアによれば、民主主義的シティズンシップ教育におけるコア・コンピテンシーのリストは、非常に多様である。そうしたリストの目的は、カリキュラムとトレーニング・プログラムに全体的な視点を提供することである。したがって、それは、方向づけとしての価値はもつものの、規範的な価値はもたない (Birzėa 2000: 34)。こう指摘したうえでビルゼアは、統合報告書の付録の表5 (Table 5 in the Annex) において、EDCプロジェクトの過程で提案された三つのリストを取り上げ、その内容を整理している。第一のリストは、ビルゼア自身が一九九六年の報告書で提案したものである (Birzėa 1996)⁽⁶⁾。第二のリストは、オランダ政治参加研究所のフェルドハウス (Ruud Veldhuis) が一九九七年の報告書で提案したものである (Veldhuis 1997: 12-5)。第三のリストは、ジュネーブ大学のオディジェ (François Audigier)⁽¹⁰⁾ が一九九八年の報告書で提案したものである (Audigier 1998)。以下では、この三つのリストの具

体的な内容を分析する。

（１）ビルゼアの報告書における民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシー

まずは、ビルゼアが一九九六年の報告書で提案した民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーのリストの内容を分析してみたい。EDCプロジェクトが発足する直前の一九九六年六月、フランスのストラスブールにおいて民主主義的シティズンシップ教育に関する会議が開催された。ビルゼアは、この会議にEDCプロジェクトのその後の作業の基礎となった「一般報告書（General Report）」を提出している。この報告書の中でビルゼアは、民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーのリストを提示している。その具体的な内容が表２である。

このリストを見て分かるように、ビルゼアは、民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーを「知識（Knowledge）」「価値（Values）」「スキル（Skills）」とこの三つのカテゴリーに分類している。「知識」というカテゴリーにおいては、①「民主主義および民主主義的諸制度が機能する方法」、②「政治・法・金融のプロセス」、③「市民の権利・自由・責任」などが、民主主義的シティズンシップ教育をつうじて学ぶべき知識として挙げられている。「価値」というカテゴリーにおいては、①「あらゆる人間の等しい価値」、②「自己と他者の尊重」、③「自由」、④「連帯」、⑤「寛容」などが、民主主義的シティズンシップ教育をつうじて学ぶべき価値として挙げられている。「スキル」というカテゴリーにおいては、①「非暴力的な手段によつて紛争を解決する」、②「自分自身の見解を主張し、かつ擁護する方法を知る」、③「他者の主張を解釈することができる」などが、民主主義的シティズンシップ教育をつうじて学ぶべきスキルとして挙げられている。前述したように、ビルゼアは、二〇〇〇年の統合報告書においては、

表2 ビルゼアが提案した民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーのリスト

	内 容
知識	① 民主主義および民主的諸制度が機能する方法 ② 政治・法・金融のプロセス ③ 市民の権利・自由・責任 ④ 民主主義的シティズンシップの文脈 ⑤ ヨーロッパ的文脈と国際的文脈
価値	① あらゆる人間の等しい価値 ② 自己と他者の尊重 ③ 自由 ④ 連帯 ⑤ 寛容 ⑥ 理解 ⑦ 市民的勇気
スキル	① 非暴力的な手段によって紛争を解決する ② 自分自身の見解を主張し、かつ擁護する方法を知る ③ 他者の主張を解釈することができる ④ 差異を認めてそれを受容する方法を知る ⑤ 選択する方法、選択肢を分類する方法、それらを倫理的に分析する方法を知る ⑥ 共同責任を引き受ける方法 ⑦ 他者と建設的かつ非抑圧的な関係を築く方法 ⑧ 批判的精神を発展させる方法、モデルと真実を比較する方法

（出典） Bîrzéa（2000: 83-5）をもとに筆者が作成。各項目に付されている数字は筆者がつけたもの。

民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーを民主的な行動や活動や態度を生み出す基底的な能力ととらえていた。この概念規定にしたがえば、ビルゼアは、民主的な行動・活動・態度を生み出すためには、表2で挙げたような知識・価値・スキルが必要だと考えていたことになる。

このようにしてビルゼアは、一九九六年の報告書の中で、「知識」「価値」「スキル」という三つのカテゴリーから構成される民主主義的シティズンシップのコ

ア・コンピテンシーのリストを提案した。彼が提案したこのリストは、EDCプロジェクトのその後の進展過程において、民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーの基本的な分類枠組みを提供することになった。言い方を変えれば、ビルゼアのリストは、その後提案されるさまざまなリストの「ひながた」としての役割を果たすことになった。

（２）フェルドハウスの報告書における民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシー

次に、フェルドハウスが一九九七年の報告書で提案した民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーのリストを検討してみたい。フェルドハウスは、この報告書の中で、「シティズンシップ教育のコア・コンピテンシー（Core competences of citizenship education）」のリストとして、「最大限のパッケージ（maximum package）」と「最小限のパッケージ（minimum package）」という二つのリストを挙げている。

① 「最大限のパッケージ」

まずは、「最大限のパッケージ」の内容を分析してみたい。フェルドハウスは、このリストの中で、民主主義的シティズンシップ教育のカリキュラムで取り上げるべき内容を「政治的／法的次元（political / legal dimension）」「文化的次元（cultural dimension）」「社会的次元（social dimension）」「経済的次元（economic dimension）」という四つのカテゴリーに分類している。その具体的な内容を示したのが表3である。

このリストを見て分かるように、第一の「政治的／法的次元」というカテゴリーにおいては、①「民主主義の概

表3 フェルドハウスが提案した「最大限のパッケージ」

	内 容
政治的／法的次元	① 民主主義の概念 ② 民主主義的シティズンシップの概念 ③ ナショナル・レベル、インターナショナル・レベル、ヨーロッパ・レベルにおける政治構造と意思決定過程、選挙制度、政党、圧力団体 ④ 政治参加と参加形態（デモに参加する、報道機関に手紙を送るなど） ⑤ ヨーロッパにおける市民社会、民主主義の価値、人権などの歴史と基礎 ⑥ ヨーロッパ統合と国際政治を含む、現在の政治問題についての意識 ⑦ 国際関係、国際組織、および国際立法 ⑧ メディアの役割 ⑨ 裁判制度 ⑩ 国家予算
文化的次元	① 情報技術とマスメディアの役割 ② 異文化間の経験／異文化の経験 ③ 各国およびヨーロッパ共通の文化遺産 ④ 特定の規範や価値の優位 ⑤ 国家の歴史 ⑥ 人種差別主義および差別との闘争 ⑦ 環境の保護
社会的次元	① 社会的孤立および社会的排除との戦い ② （一般的な）人権の擁護 ③ 社会内の多様な集団（国内の少数民族やエスニック・グループ）の結束 ④ 社会問題、すなわち社会的・民族的集団の状況に対する感受性 ⑤ 未来志向の社会モデルへの取り組み ⑥ 男女平等のための取り組み ⑦ 情報社会の社会的重大性 ⑧ 社会保障・福祉・読み書き能力・健康のグローバルなレベルでの相違 ⑨ 国家のおよび国際的安全保障
経済的次元	① 市場経済の諸側面 ② ヨーロッパおよびグローバルな経済協力の挑戦 ③ 職業資格の向上 ④ マイノリティ集団の経済プロセスへの統合（積極的差別） ⑤ 革新的な方法と戦略によるグローバル化の挑戦との戦い ⑥ ヨーロッパのさまざまな労働状況 ⑦ 雇用と失業の諸側面 ⑧ 労働法の原理 ⑨ ヨーロッパ単一市場のメカニズム ⑩ グローバル経済の生態学側面 ⑪ 世界経済の変化の社会的重大性 ⑫ 消費者の権利

（出典） Veldhuis（1997: 12-4）をもとに筆者が作成。各項目に付されている数字は筆者がつけたもの。

念」、②「民主主義的シティズンシップの概念」、③「ナショナル・レベル、インターナショナル・レベル、ヨーロッパにおける政治構造と意思決定過程、選挙制度、政党、圧力団体」、④「政治参加と参加形態（デモに参加する、報道機関に手紙を送るなど）」、⑤「ヨーロッパにおける市民社会、民主主義の価値、人権などの歴史と基礎」などの内容が挙げられている。第二の「文化的次元」というカテゴリーでは、①「情報技術とマスメディアの役割」、②「異文化間の経験／異文化の経験」、③「各国およびヨーロッパ共通の文化遺産」などの内容が挙げられている。第三の「社会的次元」というカテゴリーでは、①「社会的孤立および社会的排除との戦い」、②「（一般的な）人権の擁護」、③「社会内の多様な集団（国内の少数民族やエスニック・グループ）の結束」などの内容が挙げられている。第四の「経済的次元」というカテゴリーでは、①「市場経済の諸側面」、②「ヨーロッパおよびグローバルな経済協力の挑戦」、③「職業資格の向上」、④「マイノリティ集団の経済プロセスへの統合（積極的差別）」などの内容が挙げられている（Veldhuis 1997: 12-4）。

フェルドハウスは、こうした四つのカテゴリーは「大きく相互依存している」としつつも、「私は、……政治的シティズンシップに重点を置いている。政治的次元は、シティズンシップの支配的な次元である。「なぜなら」政治的決定は、他のすべての次元に影響を及ぼす「からである」と述べて、政治的次元の学習内容を他の次元よりも重視している（Veldhuis 1997: 12）。

また、フェルドハウスは、このリストは「シティズンシップ教育の基準の公式化に貢献することになる理想のモデルのための第一稿（first draft）」であるとしている（Veldhuis 1997: 12）。そして、このリストが適切に作成されたなら、「教科書などの著者にとってカリキュラム開発のための基準として機能するだろう」と述べている（Veldhuis 1997: 14）。

こうした記述は、「はじめに」でも言及したアメリカの教育制度における「教育スタンダード」の存在を念頭に置いたものであるといえよう。フェルドハウスは、ヨーロッパのシティズンシップ教育においてもアメリカのような「スタンダード」が必要であると考え、その「第一稿」を示そうとしたのである。

ただし、同時にフェルドハウスは、このリストは「カリキュラムの一部となるべき認知的側面 (cognitive aspects) を定式化したものであり、態度 (attitudes) やスキル (skills) を詳細に説明したものではない」とも述べている (Veldhuis 1997: 12)。つまり、フェルドハウスが提案した「最大限のパッケージ」は、民主主義的シティズンシップ教育のカリキュラムにおいて取り上げるべき知識のみを整理した限定的なリストであり、市民に必要な態度やスキルまでを網羅した包括的なリストではない。フェルドハウスは、それらを網羅した包括的なリストを「最小限のパッケージ」と名づけ、同じ報告書の中で提示している。次項でこのリストの内容を分析してみたい。

② 「最小限のパッケージ」

フェルドハウスは、一九九七年の報告書の中で、「議・会・制・デ・モ・ク・ラ・シ・ー・中・で・市・民・が・市・民・と・し・て・お・お・む・ね・適・切・に・機・能・す・る・た・め・に・は・、・ど・の・よ・う・な・知・識・ (knowledge) 、・態・度・ (attitudes) 、・知・的・ス・キ・ル・と・参・加・の・ス・キ・ル・ (intellectual and participatory skills) が・必・要・だ・ろ・う・か」という問いを提起している (Veldhuis 1997: 14)。そして、この問いに答える形で民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーを整理したリストを、「最小限のパッケージ」として提示している。その具体的な内容を整理したのが表4である。

このリストにおいてフェルドハウスは、民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーを「知識・洞察

表4 フェルドハウスが提案した「最小限のパッケージ」

	内 容
知識・洞察	① 民主主義の概念 ② 民主主義的シティズンシップの概念 ③ （市民社会を含む）民主主義社会の機能 ④ 個人に対する社会の影響 ⑤ 政治的意思決定と立法 ⑥ 市民の権利と義務 ⑦ 政党と利益団体の役割 ⑧ 意思決定に参加するための選択肢 ⑨ 政策形成に影響を与える方法 ⑩ 現在の政治的諸問題
態度／意見	① 社会的・政治的事柄への関心 ② 国民としてのアイデンティティ ③ 民主主義について ④ 民主主義的シティズンシップについて ⑤ 政治的信条 ⑥ 政治的有效性 ⑦ 自制 ⑧ 忠誠 ⑨ 寛容、自分自身がもつ偏見の認識 ⑩ 他者の尊重 ⑪ ヨーロッパ文明の価値 ⑫ ヨーロッパがその根拠としている価値（民主主義／社会正義／人権）
知的スキル	① さまざまなメディアを通して政治的な情報を集め、取り入れる ② 情報・政策・意見に対する批判的アプローチ ③ コミュニケーションスキル（自分の意見を論証し、主張し、表現することができる） ④ 過程・制度・機能・目標を記述する ⑤ 非暴力的な紛争解決を求める ⑥ 責任を取る ⑦ 判断する能力 ⑧ 選択し、立場をはっきりさせる
参加のスキル	① 政策や決定に影響を与える（陳情やロビイング） ② パートナー組織との連携を確立し、協力する ③ 政治的な討議に参加する ④ 社会的・政治的過程に参加する（政党や利益団体のメンバーになる、投票する、手紙を送る、デモに参加する、その他）

（出典） Veldhuis（1997: 15）をもとに筆者が作成。各項目に付されている数字は筆者がつけたもの。

(knowledge of, insight in)」「態度／意見 (attitudes / opinions)」「知的スキル (intellectual skills)」「参加のスキル (participatory skills)」という四つのカテゴリーに分類している。第一の「知識・洞察」というカテゴリーにおいては、①「民主主義の概念」、②「民主主義的シティズンシップの概念」、⑤「政治的意思決定と立法」、⑥「市民の権利と義務」、⑦「政党と利益団体の役割」、⑧「意思決定に参加するための選択肢」、⑨「政策形成に影響を与える方法」などについての知識が挙げられている。第二の「態度／意見」というカテゴリーにおいては、①「社会的・政治的事柄への関心」、②「国民としてのアイデンティティ」、⑨「寛容、自分自身がもつ偏見の認識」、⑩「他者の尊重」などの態度や意見が挙げられている。第三の「知的スキル」というカテゴリーにおいては、①「さまざまなメディアを通して政治的な情報を集め、取り入れる」、②「情報・政策・意見に対する批判的アプローチ」、③「コミュニケーションスキル（自分の意見を論証し、主張し、表現することができる）」、⑤「非暴力的な紛争解決を求める」などの知的スキルが挙げられている。第四の「参加のスキル」というカテゴリーにおいては、①「政策や決定に影響を与える（陳情やロビイング）」、②「パートナー組織との連携を確立し、協力する」、③「政治的な討議に参加する」、④「社会的・政治的過程に参加する（政党や利益団体のメンバーになる、投票する、手紙を送る、デモに参加する、その他）」などの参加のスキルが挙げられている（Veldhuis 1997: 15）。

こうした分析の結果から分かるように、「最小限のパッケージ」とは、民主主義社会の中で市民が市民として機能するために必要な知識、態度、知的スキル、参加のスキルを整理した、包括的なリストであるということが出来る。

③ 「最小限のパッケージ」と「最大限のパッケージ」の比較

以上のような「最小限のパッケージ」の内容を、前項で検討した「最大限のパッケージ」の内容と比較してみたい。二つのリストの内容を比較してみると、両者に多くの共通点があることが分かる。例えば、「最大限のパッケージ」の「政治的／法的次元」における①「民主主義の概念」と②「民主主義的シティズンシップの概念」は、「最小限のパッケージ」の「知識・洞察」カテゴリーにおける①②とまったく同じである。「最大限のパッケージ」の「政治的／法的次元」における③「ナショナル・レベル、インターナショナル・レベル、ヨーロッパ・レベルにおける政治構造と意思決定過程、選挙制度、政党、圧力団体」は、「最小限のパッケージ」の「知識・洞察」カテゴリーにおける⑤「政治的意思決定と立法」や⑦「政党と利益団体の役割」と重なる部分が多い。「最大限のパッケージ」の「政治的／法的次元」における④「政治参加と参加形態（デモに参加する、報道機関に手紙を送るなど）」は、「最小限のパッケージ」の「参加のスキル」カテゴリーにおける④「社会的・政治的過程に参加する（政党や利益団体のメンバーになる、投票する、手紙を送る、デモに参加する、その他）」に相当する。「最大限のパッケージ」の「政治的／法的次元」における⑤「ヨーロッパにおける市民社会、民主主義の価値、人権などの歴史と基礎」と、「社会的次元」における②「（一般的な）人権の擁護」は、「最小限のパッケージ」の「知識・洞察」カテゴリーにおいて⑥「市民の権利と義務」に集約されている。

前述したように、フェルドハウスが提案した「最小限のパッケージ」は、民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーを「知識・洞察」「態度／意見」「知的スキル」「参加のスキル」という四つのカテゴリーに分類して整理したリストであった。これに対して、「最大限のパッケージ」は、民主主義的シティズンシップのコア・コンピテ

ンシーの認知的側面のみ、すなわち知識という要素のみに着目し、それをさらに「政治的／法的次元」「文化的次元」「社会的次元」「経済的次元」という四つの下位カテゴリーに分類して整理したリストであった。それゆえ、「最小限のパッケージ」の「知識・洞察」カテゴリーで取り上げられた内容の多くが、「最大限のパッケージ」では四つのカテゴリーに細分化され、より詳細に記述されている。二つのリストの内容に多くの共通点が見られるのはこのためである。

④ フェルドハウスの「最小限のパッケージ」とビルゼアのリストの比較

次に、フェルドハウスの「最小限のパッケージ」を、ビルゼアが一九九六年の報告書で提案したリストと比較してみたい。

フェルドハウスは、「最小限のパッケージ」において、民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーを「知識・洞察」「態度／意見」「知的スキル」「参加のスキル」という四つのカテゴリーに分類した。一方、前述したようにビルゼアは、民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーを「知識」「価値」「スキル」という三つのカテゴリーに分類した。二つのリストの分類枠組みは、表現は多少異なるものの、おおむね共通したものだといえる。例えば、フェルドハウスの「最小限のパッケージ」における「知識・洞察」カテゴリーは、ビルゼアのリストにおける「知識」カテゴリーに相当する。フェルドハウスの「最小限のパッケージ」における「態度／意見」カテゴリーは、ビルゼアのリストにおける「価値」カテゴリーと対応している。そして、フェルドハウスの「最小限のパッケージ」における「知的スキル」と「参加のスキル」という二つのカテゴリーは、ビルゼアのリストにおける「スキル」カテゴリーと対応している。

ゴリーを細分化したものである。このように、ビルゼアとフェルドハウスのリストを比較してみると、ビルゼアが考案した民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーの分類枠組みを、フェルドハウスが基本的に継承していることが分かる。

また、各カテゴリーの中身についても共通点が多い。例えば、フェルドハウスの「最小限のパッケージ」における「知識・洞察」カテゴリーの⑥「市民の権利と義務」は、ビルゼアのリストにおける「知識」カテゴリーの③「市民の権利・自由・責任」に相当する。フェルドハウスの「最小限のパッケージ」における「態度／意見」カテゴリーの⑨「寛容、自分自身がもつ偏見の認識」は、ビルゼアのリストにおける「価値」カテゴリーの⑤「寛容」とほぼ一致する。フェルドハウスの「最小限のパッケージ」における「態度／意見」カテゴリーの⑩「他者の尊重」も、ビルゼアのリストにおける「価値」カテゴリーの②「自己および他者の尊重」とほぼ一致する。フェルドハウスの「最小限のパッケージ」における「知的スキル」カテゴリーの③「コミュニケーションスキル（自分の意見を論証し、主張し、表現することができる）」は、ビルゼアのリストにおける「スキル」カテゴリーの②「自分自身の見解を主張し、かつ擁護する方法を知る」、③「他者の主張を解釈することができる」、⑦「他者と建設的かつ非抑圧的な関係を築く方法」などを集約したものと考えることができる。フェルドハウスの「最小限のパッケージ」における「知的スキル」カテゴリーの⑤「非暴力的な紛争解決を求める」も、ビルゼアのリストにおける「スキル」カテゴリーの①「非暴力的な手段によつて紛争を解決する」とほぼ一致する。

以上のような比較検討から、フェルドハウスが提案した民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーの「最小限のパッケージ」は、ビルゼアが一九九六年の報告書で考案したリストを原型にして、さらにそれを発展させ

たものであると考えることができるだろう。

以上のようにして、本節では、フェルドハウスが一九九七年の報告書で提案した「最小限のパッケージ」と「最大限のパッケージ」という二つの民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーのリストの内容を分析した。「最小限のパッケージ」は、民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーを「知識・洞察」「態度／意見」「知的スキル」「参加のスキル」という四つのカテゴリーに分類したうえで、各カテゴリーにおいて習得すべき最小限の内容を示したリストであった。一方、「最大限のパッケージ」は、「知識」という要素に限定したうえで、それをさらに「政治的／法的次元」「文化的次元」「社会的次元」「経済的次元」という四つの下位カテゴリーに分類し、各カテゴリーにおいて習得すべき最大限の内容を示したリストであった。

(3) オディジェの報告書における民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシー

最後に、オディジェが一九九八年の報告書で提案した民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーのリストの内容を分析してみたい。オディジェは、二〇〇〇年に発表されたEDCプロジェクトのグループAの報告書の中で、「市民(citizen)とは、民主的な社会において権利と義務をもつ者のことである。……民主主義的シティズンシップは、基本的な価値として個人の自律を含んでいる」としたうえで、民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーについて次のように述べている。

民主主義的シティズンシップと関連するコア・コンピテンシーは、自由かつ自律的で社会における自らの権利と義務に自覚的な人間をつくりあげるために必要とされる。この社会では、各人の自由が行使される枠組みを定める共同生活のルール、すなわち法を制定する権力と、この権力を行使する人々の任命と統制が、すべての市民の監督下にある。（Audigier 2000: 17）

引用文中の「自由かつ自律的で社会における自らの権利と義務に自覚的な人間」というのは、オディジェが育成することをめざした理想の市民像のことだと考えることができる。こうした市民にとって必要な資質や能力のことを、オディジェは、「民主主義的シティズンシップと関連するコア・コンピテンシー」と呼んでいる。オディジェが民主主義的シティズンシップ教育に関する議論の中でコンピテンシーの概念をきわめて重視していることは、彼の報告書のタイトルが『民主主義的シティズンシップ教育の基礎概念とコア・コンピテンシー（Basic Concepts and Core Competencies for Education for Democratic Citizenship）』と題されていることから明らかである。

それでは、オディジェが提案した民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーのリストの内容を分析してみよう。オディジェは、この報告書の中で、民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーを、①「認知的コンピテンシー（cognitive competences）」②「情動的コンピテンシー、および価値選択と関連するコンピテンシー（affective competences and those connected with the choice of values）」③「活動と関連するコンピテンシー（those connected with action）」という三つのカテゴリーに分類している。その内容を整理したのが表5である。以下では、右の三つのカテゴリーごとに、オディジェが提案した民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーの内容を分析していく。

表5 オディジェが提案した民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーのリスト

	内 容	付随する能力
認知的コンピテンシー	① 法と政治の性質についてのコンピテンシー	・ 集団生活のルールについての知識 ・ ルールを確立するための民主的条件についての知識 ・ 民主的社会における権力についての知識 ・ 自由と活動を管理している民主的公共機関とルールについての知識
	② 現在の世界についての知識	・ 議論されている問題についての多少の知識 ・ 社会を批判的に分析する能力 ・ 予測の能力（＝問題と解決策を長期的な視点でとらえ、浅薄な短期的分析を避ける能力）
	③ 手続き的性質についてのコンピテンシー	・ 主張する能力 ・ 反省する能力（＝人権の原理と価値に照らして活動と論争を再検討し、価値や利害などが対立する場において可能な活動の方向性と限界について反省する能力）
	④ 人権と民主主義的シティズンシップの原理および価値についての知識	
情動的コンピテンシー	① 自由 ② 平等 ③ 連帯	・ 自己と他者の承認、および尊重 ・ 傾聴する能力 ・ 社会における暴力の位置づけへの反省 ・ 暴力を抑制した紛争の解決 ・ 差異と多様性の肯定的な受容 ・ 他者への信頼 ・ 寛容
社会的コンピテンシー	① 他者と共生し、協力し、共同のプロジェクトを計画・実行し、責任を引き受ける能力 ② 民主的な法の原理にのっとりて紛争を解決する能力 ③ 公的な討論に参加し、実際の生活場面で論争し選択する能力	

（出典） Audigier（2000: 21-3）をもとに筆者が作成。各項目に付されている数字は筆者がつけたもの。

① 認知的コンピテンシー

まずは、オディジェのリストの第一のカテゴリーである「認知的コンピテンシー」の内容を分析してみたい。オディジェは、このコンピテンシーをさらに、①「法と政治の性質についてのコンピテンシー（competences of a legal and political nature）」②「現在の世界についての知識（knowledge of the present world）」③「手続き的性質についてのコンピテンシー（competences of a procedural nature）」④「人権と民主主義的シティズンシップの原理および価値についての知識（knowledge of the principles and values of human rights and democratic citizenship）」という四つの下位カテゴリーに分類している。

認知的コンピテンシーの第一の下位カテゴリーは、「法と政治の性質についてのコンピテンシー」である。オディジェによれば、このカテゴリーにおいて必要なのは、「集団生活のルールについての知識」、「ルールを確立するための民主的条件についての知識」、「民主的社会における権力についての知識」、「自由と活動を管理している民主的公共機関とルールについての知識」である。こうした知識が活用されるためには、〈公共機関を監視し自由を守ることは自分たちの責任である〉という意識をすべての市民がもつ必要がある。こうした意味において法的コンピテンシーは、「市民が自分たちの自由を守り、個人を保護し、権力者による権力の濫用に異議を申し立てるための武器（weapons）である」と、オディジェは主張している（Audigier 2000: 21）。

認知的コンピテンシーの第二の下位カテゴリーは、「現在の世界についての知識」である。オディジェは、公的な討論（public debate）に参加し、そこで示されるいくつかの選択肢について有効な決定をすることを可能にするためには、何について論じられているのかを知ること、すなわち「議論されている問題についての多少の知識」をもつこと

が必要であると主張する。しかし、現代社会においては必要な知識の量が増加しており、しかもそうした大量の知識は暫定的・流動的な性質をもつため、いかなる個人も完全な知識をもつことは難しい。そこで重要になるのは、「社会を批判的に分析する能力 (capacity for critical analysis of the society)」である。さらに、それに加えて、「予測の能力 (anticipatory capacities)」、すなわち「問題と解決策を長期的な視点でとらえ、浅薄な短期的分析を避ける能力」も重要である。なぜなら、現代におけるエネルギー・食料資源・原子力・遺伝子操作などの問題についての決定の多くは、われわれの将来に大きな影響を及ぼすことになるからである (Audigier 2000: 21-2)。

認知的コンピテンシーの第三の下位カテゴリーは、「手続き的性質についてのコンピテンシー」である。オディジェによれば、このコンピテンシーは、「分析と総合」の能力に代表されるような「さまざまな全般的知的能力」を指すものである。オディジェは、そうした知的能力の中でも特に民主主義的シティズンシップと関連する能力として、「主張する能力 (the ability to argue)」と「反省する能力 (the ability to reflect)」の重要性を強調している。前者は、「議論すること (to debate)」と関係する。後者は、言い方を変えれば、「人権の原理と価値に照らして活動と論争を再検討し、価値や利害などが対立する場において可能な活動の方向性と限界について反省する能力」である (Audigier 2000: 22)。

認知的コンピテンシーの第四の下位カテゴリーは、「人権と民主主義的シティズンシップの原理および価値についての知識」である。こうした原理と価値は、各人の自由と平等な尊厳に基づく人間観を要求とすると、オディジェは述べている (Audigier 2000: 22)。

オディジェは、「認知的コンピテンシー」は以上のような四つの下位カテゴリーから構成されると主張した。それ

ぞれの下位カテゴリーの中でオディジェが挙げている諸要素は、民主主義的シティズンシップ教育をつうじて習得されるべき知識と、その知識を活用するための能力を整理したものだと考えることができるだろう。

② 情動的コンピテンシー（倫理的コンピテンシー）

次に、オディジェのリストの第二のカテゴリーである「情動的コンピテンシー、および価値選択と関連するコンピテンシー」の内容を分析してみたい。オディジェは、報告書の別の箇所では、このコンピテンシーを「倫理的コンピテンシー（ethical competences）」と表現している（Audigier 2000: 22）。

オディジェによれば、われわれ人間は特定の価値にしたがって自分自身をつくりあげるとともに、他者との関係を築いている。しかし、そうした価値の受容は、必ずしも合理的に行なわれているわけではなく、常に「情動的・感情的側面（affective and emotional aspects）」を含んでいる。このことは、人権や民主主義的シティズンシップの原理の受容についても当てはまる。それゆえ、民主主義的シティズンシップ教育においては、こうした情動的・感情的側面からのアプローチが必要不可欠である。こうした意味においてシティズンシップは、単なる「権利と義務のカatalogue」に還元できるものではなく、個人と集団の感情的次元における価値の転換を必然的にとまなう（Audigier 2000: 22）。

それでは、民主的な市民をつくりあげるために必要な価値とはいったい何なのか。オディジェによれば、そうした価値の中心にあるのは、①「自由」、②「平等」、③「連帯」の三つである。こうした二つの価値は、「自己と他者の承認、および尊重」、「傾聴する能力」、「社会における暴力の位置づけへの反省」、「暴力を抑制した紛争の解決」といった態度や能力を必然的にとまなう。さらに、こうした価値や態度は、「差異と多様性の肯定的な受容」、「他者へ

の信頼」、そして、より広い「寛容」の概念を要求する。価値へのこうした言及は、法律を手段として利用することを防ぐためにきわめて重要であると、オディジェは指摘している (Audigier 2000: 22-3)。

オディジェは、「情動的コンピテンシー (倫理的コンピテンシー)」は以上のような価値と態度から構成されると主張した。こうした倫理的コンピテンシーを構成する諸要素は、民主主義的シティズンシップ教育をつうじて習得されるべき価値と、そうした価値に基づく態度を整理したものだと考えることができるだろう。

③ 活動と関連するコンピテンシー (社会的コンピテンシー)

最後に、オディジェのリストの第三のカテゴリである「活動と関連するコンピテンシー」の内容を分析してみたい。オディジェは、報告書の別の箇所では、このコンピテンシーを「活動の能力 (capacities for action)」、あるいは「社会的コンピテンシー (social competences)」と表現している (Audigier 2000: 23)。

オディジェによれば、日常生活において意味をもつ知識や態度や価値は、社会的コンピテンシーをつうじて具体化される。社会的コンピテンシーは、社会においてイニシアティブを取る能力や、責任を負う能力を向上させる。こうした社会的コンピテンシーは、次の三つの能力から構成されている。第一の能力は、①「他者と共生し協力する能力、共同のプロジェクトを計画・実行する能力、責任を引き受ける能力」である。これらの能力は、異文化間の交流に貢献する。第二の能力は、②「民主的な法の原理にのっとって紛争を解決する能力」である。この能力の基本原理は、「紛争に関与していない第三者への依頼」と、「論争の当事者から意見を聞いて真実に到達しようとする開かれた議論」の二つである。第三の能力は、③「公的な議論に参加する能力、実際の生活場面で主張し選択する能力」である

(Audigier 2000: 23)。

オディジェは、「活動と関連するコンピテンシー（社会的コンピテンシー）」は以上のような能力から構成されると主張した。こうした社会的コンピテンシーを構成する諸要素は、民主主義的シティズンシップ教育をつうじて習得した知識や価値や態度を活かすための実践的な活動の能力を整理したものだと考えることができるだろう。

以上のようにしてオディジェは、民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーを、①「認知的コンピテンシー（知識）」、②「倫理的コンピテンシー（価値と態度）」、③「社会的コンピテンシー（活動）」という三つのカテゴリーに分類した。オディジェは、こうした三つのコンピテンシーの関係について次のように述べている。

われわれは、「認知」「情動と価値」「社会」という三つの角からなる三角形によつて、これらのコンピテンシーの関係を視覚的にあらわすことができる。どのカテゴリーも、他を排除することはない。これらの三つのカテゴリーは、それぞれの状況において相互に依存している。(Audigier 2000: 23)

引用文中にあるように、これら三つのカテゴリーのコンピテンシーは、相互に排他的な関係にあるのではなく、むしろ相互補完的な関係にある。例えば、紛争を平和的に解決するためには、平和的な解決を準備する民主主義の原理についての〈知識〉が必要であるし、暴力の抑制や私刑の否認という価値に基づく〈個人の態度〉が必要であるし、討論と関連する〈活動の能力〉も必要である。こうした三つのカテゴリーのコンピテンシーを相互補完的に用いるこ

とによって、市民は市民として効果的に活動することができる。それゆえ、民主主義的シティズンシップ教育においては、こうした三つのカテゴリーのコンピテンシーの習得を目標とすべきであり、習得の遅れたカテゴリーのコンピテンシーについては取り組みを強化する必要がある。こうした三つのカテゴリーのコンピテンシーを習得することによって、「自由かつ自律的で社会における自らの権利と義務に自覚的な人間」、すなわち理想の市民が育成されると、オディジェは主張したのである（Audigier 2000: 23）。

おわりに

本稿では、欧州評議会がEDCプロジェクトにおいて提案した民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーの具体的な内容を明らかにするために、同プロジェクトの過程で提出された三つの報告書の内容を分析した。三つの報告書の中では、それぞれ異なる民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーのリストが示されていた。それらのリストは、非常に多様な内容をもっていたが、民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーをおおむね三つのカテゴリーに分類する点では共通していた。第一のカテゴリーは、民主主義についての〈知識〉である。第二のカテゴリーは、民主主義を構成する〈価値〉、およびそうした価値に基づく〈態度〉である。第三のカテゴリーは、民主主義を支える実践的な〈活動〉、およびそうした活動のための〈スキル〉である。欧州評議会のEDCプロジェクトは、民主主義的シティズンシップのコア・コンピテンシーをこうした三つの要素から構成されるものと規定した。このことは、「市民として必要な資質・能力」とはいったい何かという問いをめぐる議論に対して、一定の示唆を与えるものと思われる。

こうしたEDCプロジェクトの議論の第一の特徴は、〈知識〉の教育を重視していることである。中山（2007）は、欧州評議会の民主主義的シティズンシップ教育の特徴について、「知識だけではなく、議論したり協力したり意思決定に参加する能力に重点をおき、インプットよりもアウトプットを重視した新しいアプローチを模索している」と指摘している（中山2007: 214-5）。この指摘は確かに正しいが、各報告書の内容を分析してみると、中山がいうところの「議論したり協力したり意思決定に参加する能力」と同等に、「知識」の教育にも重点を置いていることが分かる。統合報告書の執筆者であるビルゼアも、三つのリストの共通点として、「スキルや価値や態度だけでなく、知識を考慮に入れている」点を挙げている（Brzëa 2000: 34）。

EDCプロジェクトの議論の第二の特徴は、繰り返しになるが、市民として必要な資質・能力を「コンピテンシー」という概念に基づいて規定していることである。このことは、EDCプロジェクトのきわめて大きな特徴である。日本におけるシティズンシップ教育をめぐる議論では、多くの場合、『クリック・レポート』が参照枠組みとされる。しかし、『クリック・レポート』の中では、「コンピテンシー」という語は一度も使用されていない。このことから分かるように、「シティズンシップ教育」と一言でいっても、その理論枠組みや内容は、国（地域）によって大きく異なる。ただし、本稿では、欧州評議会のシティズンシップ教育と各国（各地域）のシティズンシップ教育との比較検討という作業にまで踏み込むことはできなかった。この点については、今後の課題とさせていただきたい。

注

- （1） クリック・レポートについては、Crick（1998＝2012）、Crick（2000＝2011）を参照されたい。

- (2) 科目としてのシティズンシップの具体的な内容や実践例については、水山 (2008: 169-92) を参照されたい。
- (3) 以上のような世界各国におけるシティズンシップ教育への取り組みについては、「二宮編 (2007)、嶺井編 (2007)、日本社会科教育学会国際交流委員会編 (2008)、武藤・新井 (2008) などを参照されたい。
- (4) 『学校教育辞典』は、「シティズンシップ教育」を、「社会の構成員としての「市民」(citizen) が備えるべき「市民性」(citizenship) を育成するために行われる教育であり、集団への所属意識、権利の享受や責任・義務の履行、公的な事柄への関心や関与などを開発し、社会参画に必要な知識、技能、価値観や傾向を習得させる教育」と定義している (今野・新井・児島編 2003: 367-8)。
- (5) 水山 (2008) も、シティズンシップ教育をめぐる議論には、地球市民性を育成しようとするグローバルなシティズンシップ教育というアプローチと、「国民としての自覚や国を愛する心の教育を重視すべき」とするナショナルなシティズンシップ教育というアプローチがあると指摘し、「両者のアプローチの間にはなかなか接点が見られない」と述べている (水山 2008: 218-9)。
- (6) 欧州評議会は、人権、民主主義、法の支配などの分野における国際的な基準策定を主導することを目的として、一九四九年に設立された汎欧州の国際機関である。加盟国は、EU全加盟国に、旧ユーゴ諸国、ロシア、ウクライナ、トルコを加えた四七か国である。冷戦終了後は旧東側諸国の民主化および市場経済への移行を積極的に支援しており、近年は薬物乱用・サイバー犯罪・人身取引・テロ・偽造医薬品対策・女性に対する暴力などの問題にも取り組んでいる。外務省「欧州評議会 (Council of Europe) の概要」 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ce/gaiyo.html>>
- (7) 「コンピテンシー (competency)」と「コンピテンス (competence)」という概念の違いについては、加藤 (2011: 2) や松下 (2010: 36) などを参照されたい。本稿では、この二つの概念は基本的に同義であると考え、訳語を可能な限り「コンピテンシー」に統一した。
- (8) ただし、人材マネジメントと教育の両分野において共通して使用されるようなコンピテンシーの定義は、コンピテンシーの本来といわれるアメリカにおいても、いまだに得られていない状況である。日本においても、概念が輸入されてから一〇年

以上が経つものの、共通の定義は見られない。加藤 (2011) は、その原因として、①「コンピテンシーという概念がビジネスの領域だけでなく教育・司法・臨床心理学などの広い領域で使用され、その中で異なった定義がされている点」、②「実務が先行してしまい、研究が後追いになっている点」を挙げている (加藤 2011: 1; cf. 岩脇 2007: 1-9)。

(9) ただし、この報告書の現物を入手することはできなかった。以降の分析は、ビルゼアが執筆した統合報告書の付録の表5の記述に基づくものである (Birzėa 2000: 83-5)。

(10) ただし、この報告書の現物を入手することはできなかった。以降の分析は、オディジェが執筆したEDCプロジェクトのグループAの報告書の記述に基づくものである (Audigier 2000: 21-3)。

(11) アメリカでは、一九九四年に制定された「二〇〇〇年の目標——アメリカ教育法」によって、主要教科の教育内容や学力に関する基準となる「教育スタンダード」の策定が各州に求められることになった。この要請は、各州を法的に拘束するものではなかったが、現実には多くの州が教育スタンダードを策定し、これに基づいた教員の養成・研修、教科書の採択、学力評価などを行なっている。また、連邦政府も、各州による教育スタンダードの策定を支援するために、各教科の全国的な専門団体に補助金を交付するなどして、モデルとなる教育スタンダードの開発をうながしている (本間・高橋編 2000: 36-41, 50-3)。

文献リスト

- 岩脇千裕 (2007) 「日本企業の大学新卒者採用におけるコンピテンシー概念の文脈——自己理解支援ツール開発に向けての探索的アプローチ」独立行政法人労働政策研究・研修機構『ディスカッションペーパー』〇七・〇四 <<http://www.jil.go.jp/institute/discussion/2007/07-04.html>>
- 奥村牧人 (2009) 「英米のシティズンシップ教育とその課題——政治教育の取り組みを中心に」国立国会図書館調査及び立法考査局『青少年をめぐる諸問題 (総合調査報告書)』 <<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/document/2009/200884/11.pdf>>
- 加藤恭子 (2011) 「日米におけるコンピテンシー概念の生成と混乱」『産業経営プロジェクト報告書』第二四巻第二号。

金井寿宏・高橋潔 (2004) 『組織行動の考え方——ひとを活かし組織力を高める9つのキーコンセプト』東洋経済新報社。
唐木清志 (2007) 「日本——実践・参加型の授業づくりを目指して」嶺井明子編『世界のシティズンシップ教育——グローバル時代の国民／市民形成』東信堂。

経済産業省 (2006a) 「シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会報告書」〈<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1368617/www.meti.go.jp/press/20060330003/citizenship-houkokusho,honpen-set.pdf>〉
経済産業省 (2006b) 「シティズンシップ教育宣言」〈<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1368617/www.meti.go.jp/press/20060330003/citizenship-sengen-set.pdf>〉

今野喜清・新井郁男・児島邦宏編 (2003) 『学校教育辞典 (新版)』教育出版。

鈴木規子 (2013) 「フランス共和制と市民の教育」近藤孝弘編『統合ヨーロッパの市民性教育』名古屋大学出版会。

棚橋健治 (2007) 「アメリカの市民性形成論 (2) ——初等・中等教育における市民性形成」二宮皓編『市民性形成論』放送大
学教育振興会。

寺倉憲一 (1994) 「2000年の目標：アメリカ教育法の成立——アメリカにおける近年の教育改革の動向とクリントン政権の教育政策」国立国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス』第四四卷第九号。

中山あおい (2007) 「欧州評議会のシティズンシップ教育」嶺井明子編『世界のシティズンシップ教育——グローバル時代の国民／市民形成』東信堂。

二宮皓ほか (2004) 「Competency-Based Curriculum に関する比較研究」『カリキュラム研究』第一二号。

二宮皓編 (2007) 『市民性形成論』放送大学教育振興会。

日本社会科教育学会国際交流委員会編 (2008) 『東アジアにおけるシティズンシップ教育——新しい社会科像を求めて』明治図書出版。

本間政雄・高橋誠編 (2000) 『諸外国の教育改革——世界の教育潮流を読む 主要6か国の最新動向』ぎょうせい。
松下佳代 (2010) 「〈新しい能力〉概念と教育——その背景と系譜」松下佳代編『〈新しい能力〉は教育を変えるか——学力・リ

テラシー・コンピテンシー』ミネルヴァ書房。

水山光春 (2008) 「シティズンシップ教育——「公共性」と「民主主義」を育てる」杉本厚夫・高乗秀明・水山光春『教育の3 C 時代——イギリスに学ぶ教養・キャリア・シティズンシップ教育』世界思想社。

嶺井明子編 (2007) 『世界のシティズンシップ教育——グローバル時代の国民／市民形成』東信堂。

武藤孝典・新井浅浩 (2008) 『ヨーロッパの学校における市民的社会性教育の発展——フランス・ドイツ・イギリス』東信堂。

山田千明 (2007) 「アメリカ合衆国——「民主主義尊重」による「統一」と人格教育」嶺井明子編『世界のシティズンシップ教育——グローバル時代の国民／市民形成』東信堂。

Audigier, F. (1998). *Basic Concepts and Core Competencies of Education for Democratic Citizenship: an Initial Consolidated Report*, DECS/CIT (98). Strasbourg: Council of Europe.

Audigier, F. (2000). *Basic Concepts and Core Competencies for Education for Democratic Citizenship*, DGIV/EDU/CIT (2000) 23. Strasbourg: Council of Europe.

Bîrzéa, C. (1996). *Education for Democratic Citizenship - Consultation Meeting: General Report*, DECS/CIT (96) 1. Strasbourg: Council of Europe.

Bîrzéa, C. (2000). *Education for Democratic Citizenship: A Lifelong Learning Perspective*, DGIV/EDU/CIT (2000) 21. Strasbourg: Council of Europe.

Carey, L., & Forrester, K. (2000). *Sites of Citizenship: Empowerment, Participation and Partnerships*, DECS/EDU/CIT (99) 62 def.2. Strasbourg: Council of Europe.

Council of Europe. (1997). *Second Summit of Heads of State and Government of the Council of Europe: Final Declaration and Action Plan*. Strasbourg: Council of Europe. <<https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=593437&Site=CM>>

Crick, B. (1998). *Education for Citizenship and the Teaching of Democracy in Schools: Final Report of the Advisory Group on Citizenship*. London: QCA. 長沼豊・大久保正弘編著、鈴木崇弘・由井一成訳『社会を変える教育——英国のシティズン

シップ教育とクリック・レポートから』キーステージ21ブックス、二〇一二年。

Crick, B. (2000). *Essays on Citizenship*. London: Continuum. 関口正司編訳『シティズンシップ教育論——政治哲学と市民』法政大学出版局、二〇一一年。

Duerr, K., Spajic-Vrkaš, V., & Martins, I. F. (2000). *Strategies for Learning Democratic Citizenship*. DES/ED/CIT (2000) 16, Strasbourg: Council of Europe.

OECD. (2005). *The Definition and Selection of Key Competencies: Executive Summary*. Paris: OECD. <<http://www.oecd.org/pisa/35070367.pdf>> 立田慶裕訳「キー・コンピテンシーの定義と選択（概要）」立田慶裕監訳『キー・コンピテンシー——国際標準の学力をめざして』明石書店、二〇〇六年。

Rychen, D. S., & Salganik, L. H. (2003). *Key Competencies for a Successful Life and a Well-Functioning Society*. Hogrefe & Huber Pub. 立田慶裕監訳『キー・コンピテンシー——国際標準の学力をめざして』明石書店、二〇〇六年。

Spencer, L. M., & Spencer, S. M. (1993). *Competence at Work: Models for Superior Performance*. New York: Wiley. 梅津祐良・成田攻・横山哲夫訳『コンピテンシー・マネジメントの展開（完訳版）』生産性出版、二〇一一年。

Veldhuis, R. (1997). *Education for Democratic Citizenship: Dimensions of Citizenship, Core Competencies, Variables and International Activities*, DECS/CIT (97) 23. Strasbourg: Council of Europe.

- * 外国語文献で邦訳のあるものについては引用の際に邦訳の頁数を併記しているが、訳文は筆者の責任において適宜変更してある。
- * 原文において太字で強調されている部分には、訳文に傍点を付した。

五百木良三の「世界綜合論」

——戦前期日本における自文化中心主義に関する一考察——

石 川 徳 幸

一、問題の所在

五百木良三（一八七〇—一九三七）は、明治期から昭和初期にかけて活躍したジャーナリストであり政治活動家である。^①五百木良三が新聞記者として活躍したのは、日清戦争期から日露戦争開戦直前までの十年程のことであり、この間、陸羯南が主筆兼社長であった新聞『日本』において編集長まで務めた。しかし、明治三十六年に衆議院議員の小川平吉らとともに、当時貴族院議長であった近衛篤磨を頂いた対露強硬内閣の樹立を画策し、日本新聞社を辞めて政治の世界に身を投じた。^②この計画は近衛の薨去によって頓挫し、これ以後、五百木良三は「浪人」の立場から政治活

動を続けるようになる。櫻田倶楽部や城南荘といった政治団体を率いて日韓併合推進運動や満蒙独立運動に関与した後、昭和四年には新聞『日本』の流れを汲んだ雑誌『日本及日本人』（第二次）を発行する政教社の社長に就任して、ふたたび操觚業に従事した。晩年は『日本及日本人』における言論活動と実践的な政治活動とによって、ロンドン海軍軍縮条約反対運動^③や国體明徴運動を展開した。本稿は、このように明治末期から昭和初期にかけて、所謂「右翼」と呼ばれる立場で活躍した五百木良三の政治活動と、その思想について検討するものである。具体的には、昭和初期において五百木良三が唱えた「世界綜合論」の論理を明らかにするとともに、同時代における位置づけを明らかにすることが本稿の主たる目的である。

五百木良三を研究対象とする意義についても述べておきたい。五百木良三は戦前においては頭山満や内田良平といった右翼の頭目と伍する存在として認知されていた人物でありながら、戦後はその業績に比して十分に顧みられることのなかった人物である。加えて言えば、五百木良三が同時代人には名の知られた政治活動家であった上に、主宰していた雑誌『日本及日本人』も発行部数三〇〇〇〇～四〇〇〇〇部程度と一定の読者を得ていたことも分析対象として重要な点である。^⑤筆者は先にまとめた別稿の結論部分において、当該時期の「右翼」を扱った研究の多くが「いわゆる「右翼」による圧力に抵抗した人物の側ばかり関心が集まり、戦前日本の社会に超国家主義的な思潮を瀰漫させた「右翼」側の研究が閑却されるという背理的状況に陥ってきた」^⑥ことを指摘し、戦前の「右翼」的言説を分析し直す研究の必要性を示した。本稿の立場はこれを引き継ぐものである。言論活動と実践的な政治活動の両方を担った五百木良三を通して、当時の時代思潮を捉える一助としたい。

五百木良三に関する先行研究には、松本健一による業績があげられる。^⑦松本書は、俳界で「瓢亭」の名で知られた

ほかは一般的な知名度に乏しかった五百木良三について、正面から取り上げた唯一の評伝である。松本書は『昭和史を陰で動かした男』という書名が示すとおり、日比谷焼打ち事件や原敬首相暗殺事件、そして二・二六事件といった近代史上の重要な出来事の陰に隠れた「忘れられたアジテーター」としての五百木良三を描き出している。しかし、五百木良三が新聞社を辞めて政治活動を本格化させたのは三十五歳以降のことなのであるが、松本書は七章立てのうち五章分が少年期から日本新聞社時代を扱ったものであり、政治活動を中心とした三十代半ばから六十代後半までの活動は充分に描ききれていない。これは、史料の制約に起因したものと思われる。五百木良三の「浪人」時代の活動は、本人の手によって足跡が消されている面がある。例えば、五百木は生前に政教社社員であった阿部里雪に対して、「俺は日比谷の焼き打ち事件のあった時、日記をつけていたのを警視庁の家宅搜索で見つけられ友人たちに迷惑をかけたことがあった。爾来日記は句日記にした^⑧」と述べた旨が伝えられている。しかしながら、そうであればこそ、五百木良三に関する研究は実証的な検討を重ねて明らかにすべき余地を多く残しているとも言える。筆者は今回、五百木良三の晩年の活動を考察の範囲として、周辺人物に関わる史料を参照するとともに、『日本及日本人』以外の零細な雑誌に掲載された言説を掘り起していくことで、先行研究を補う新たな知見を模索した。先行研究を踏まえた上で、改めて本稿の課題と意義を問えば、こうした作業を通じて、五百木良三の晩年における言説と実践的な政治活動とに見出される政治的思想の論理を詳らかにし、その同時代的特徴を明示することにある。

なお、本文中において、現代では差別的表現とされる呼称を用いる場合があるが、これは史料上の記載をそのまま紹介することを重視したためであり、筆者の個人の思想や政治的意見を表すものではないことを付言しておきたい。

二、五百木良三の政治思想の淵源

本題に入る前に、まずは五百木良三の思想形成の道程を明らかにしておきたい。五百木良三は学生時代に、松山医学校に通うかたわら、河東静溪が主宰していた千舟学舎に寄宿して漢学を修めている。河東静溪は江戸時代に藩学明教館の教授を勤めた人物で、俳人河東碧梧桐の父にあたる人物である。五百木良三の従兄にあたる藤田禎一郎は、千舟学舎に通っていた当時の五百木良三に関して次のように述べている。

十五六年頃から松山市千舟町に在りし儒者河東坤先生の塾に我等兩人茲でも揃つて入塾し同師の厚き指導を受けた。要は彼の風格と精神と漢学的素養は茲にて此師より培養せられたりと信ずる。「中略」要するに彼は少年時代に於て、豊かなる自然美の境地に健全に發育し、青年時代に醇厚崇高なる恩師から道義觀念を植付けられたのである。二つながら彼は深く恵まれ、後日の彼の精神の種は此時に播かれたと信ずる。⁹⁾

こうして十代において医学と漢学を修めた五百木良三は、医術開業の免状を取得後、ドイツ語の勉強のために上京して、旧松山藩主久松家が奨学機関として運営していた寄宿舎常磐会に入った。ここで同郷の正岡子規と出会い、一時は文学に傾注するようになるのであるが、五百木良三の文芸活動に関しては別稿を期したい。本稿の主題である五百木良三の政治思想に最も重要な影響をもたらしたのは、正岡子規の周旋によって就職した新聞記者時代のことである。新聞『日本』の社長兼主筆であり、正岡子規の庇護者としても知られている陸羯南は、五百木良三を記者として採用して貴族院の担当を任せた。新聞『日本』は、そもそも、明治二十二年に陸羯南が「日本旨義」を謳って創刊したもので、前年に三宅雪嶺らの政教社が「国粹主義」を掲げて発刊した雑誌『日本人』とともに、政府が主導した欧

化主義を批判したメディアである。その後、明治二十年代から三十年代を通して、陸羯南ら日本新聞社のメンバーは対外硬運動の中心となっていくのであるが、これらの運動の領袖となった人物が、当時、貴族院議長を務めていた近衛篤磨であった。対外硬運動の中心であった日本新聞社に所属し、なおかつ貴族院の担当記者であった五百木良三は、次第に近衛篤磨の知遇を受けるようになり、五百木自身も政治に関わるようになっていったのである。この頃の五百木良三に関して、本人が次のような回想を残している。

私が公爵〔近衛篤磨のこと〕——以下、引用文中の甲括弧内は引用者註〕にはじめて御目にかゝつたのは、まだ若い時分、日本新聞の記者をして居つた当時のことで、紹介してくれたのは大内〔暢三〕君や菊池謙讓君（当時国民新聞記者）などであつたと思ふ。御縁があつたものと見えて、年は七つも八つも違ふのですが、弟分で気安いところがあつたものか、比較的愛されて居りました。〔中略〕

実は私は正岡子規と一緒に俳句をやつたりして、その関係で日本新聞へ入つたので、最初は文芸を以て立たうなどと考へてゐたのですが、一度公爵に御縁があつて以来、すっかり方針が變つてしまつて、対外問題に没頭するやうになつた。¹¹

こうして「対外問題に没頭する」ようになった五百木良三が、近衛篤磨の翼下でいかにして働いていたのか、一つの例を示しておく。明治三十三年九月、近衛篤磨を会長とした国民同盟会が発足し、アジア主義を基盤とした政治運動が展開された。この国民同盟会の意見を世の中に広める目的で、近衛篤磨は個人の出資によつて雑誌『東洋』を翌三十四年に創刊している。その際、近衛篤磨は日本新聞社から五百木良三を割愛させ、雑誌『東洋』の編集長に就かせたのである。¹²この『東洋』の創刊号に掲載された近衛篤磨の論文「所謂満洲問題」は、五百木良三の手によるもの

であった。当該論文には「三月二十七日社員筆記」との付記があり、近衛篤磨の日記には、三月二十六日付けで「五百木良三来るに付、満州問題に就ての意見を告げ筆記せしむ」⁽¹³⁾と記載されている。五百木良三も回想において、「その第一号に、故公の大抱負即ち満州問題に対する意見を書かなければならぬことになつた〔中略〕。公爵が世界に向つて宣言される文章を書くのですから、私もいさゝかビク／＼して、大体の骨子だけ承つたのを書上げて、恐る／＼持つて行つた。〔中略〕見て戴いたところ、これでいゝよ、といふわけで、極めて手輕に及第しました」⁽¹⁴⁾と述懐している。

このようにして近衛篤磨のアジア主義に傾倒していった五百木良三は、明治三十七年に近衛篤磨が薨去した後は、「吾々はこれから葬合戦に取掛らなければならぬ」⁽¹⁵⁾として、在野の立場——すなわち「浪人」ないし「右翼」活動家としての立場——から実践的な政治活動を展開していくことになる。以後、昭和四年に政教社の社長として招かれ、雑誌『日本及日本人』（第二次）を主宰するようになるまでの凡そ二十五年間は、政治活動に関連して数点のパンフレットを発行したことが確認できるが、運動の足跡自体は史料の制約によって現時点では詳らかにし得ない点が多い。そこで、本章の目的である思想形成の道程としては壮年期の活動が抜け落ちる形となり慚愧に堪えないが、それらは今後の研究の課題とし、次章からは五百木良三が晩年に主宰した『日本及日本人』を中心として、本論の主題である五百木良三が披瀝した政治思想について検討していくこととする。

三、五百木良三の「世界綜合論」

(一)「世界綜合論」の論理

昭和四年九月、五百木良三は井上亀六のあとを受けて政教社の社長に就任した。⁽¹⁶⁾その後、十一月一日に発行された『日本及日本人』一八八号は、同誌の編集が五百木体制に刷新された「革新号」として位置づけられるものである。もともと、五百木良三は社長就任当初はあまり編集に口を出さなかったようであり、⁽¹⁷⁾五百木が同誌に積極的にかかわるようになるのは、昭和十年以降、国體明徴運動の時期からである。

革新号に関して五百木良三は、「内は天皇親政中心に、国體觀念を徹底せしめ、外は世界進出を絶叫して皇国の使命を示教」⁽¹⁸⁾する路線を取っており、自ら「日本民族の個性と其使命（皇道日本の分担的天業）」⁽¹⁹⁾と題した論文を掲載して持論を展開した。なお、同論文は雑誌掲載時においては執筆者名を明記していないが、のちに同じ内容の文章が「日本民族綜合天職論」と改称され五百木良三の名で発表されている。⁽²⁰⁾また、同論文で展開される世界綜合論に関しては、「五百木君には機会ある毎に会って世界綜合論も聞かされ、時局問題に対する所見も聞いた」⁽²¹⁾、「晩年の五百木翁が運命論者であったことは天下に有名な話で、〔中略〕事ある毎に此一定せる運命觀から説明を下だして居られた」⁽²²⁾といった複数の証言が確認できる。これらのことから、同論文が直接本人によって筆記されたものなのか口述筆記で記録されたものであるのかは判じ得ないが、五百木良三の主張であると同意して間違いない。

五百木の論文「日本民族の個性と其使命（皇道日本の分担的天業）」（以下、五百木論文と記す）が掲載された『日本及日本人』一八八号は「世界進出号」という特集が組まれたものであり、五百木論文は巻頭言に次ぐ「主張」欄に収め

られている。同論文は九つの節によって構成されているが、まずはその要旨を簡単に見ていきたい。

第一節は、「実に森羅万象の一切は悉皆千差万別」であり、この世に一つとして同じものはなく、それぞれの存在が各個に重大な使命を持つという運命論的な立論から始まる。五百木によれば、それぞれの存在は渾然一如となって総合し、「天地の一大芸術」を表現しようとする「分業的創造者」として位置づけられる。

第二節では、このことを人体の細胞に例えて、「一切の差別相は直に之れ一切の個性的表徴にして、其の個性の分賦はやがて分業的使命を意義し、其の分業の目的は実に唯一の総合に存す」という主張を展開する。先述のとおり、五百木良三は十代で医師の免状を取得し、日清戦争には看護長として出征した経歴を持つ人物である。細胞を例えとする転義法は、このような経歴を持つ五百木ならではの表現といえるだろう。

第三節では、ここまで示した持論を、人類社会の現象について一般化させている。すなわち、世界中の民族ないし国民は、それぞれが天賦の個性に基づいて特有の文化を創造しているが、それらの「異彩ある個性的文化は、亦た均しく総合を目的に作為されつゝある」と自説を展開している。そのうえで、「既に一切の差別相が総合を目的とせる分業的個性の発露なりとせば、其の一切の差別を包容するところの担当者、即ち分業者中の分業者たる総合的分業者の存在は必至の理路である」と、世界中で創られてきた多くの文化を総合する作業を担う存在の必要性を指摘している。そして五百木は、「吾人人類文化の総合完成は唯一に我日本民族の分業的使命に属す」として、「総合的分担者」が日本民族であると位置づけるのである。

第四節では、日本民族の総合性について民族思潮の淵源を神話から探る作業を行っている。少々長い引用となるが、「世界総合論」の論理の基底を示す部分であり、後述する比較のためにも原文の要所を確認しておきたい。

抑々我民族發生の始原は果して何であるかの疑問に対し、我神話は明白に天之御中主命を指示して居る。吾人は是れを民族の思想的方面より観て、先づそこに多大の感興を惹起する。試みに天之御中主命なる尊称を分析してみよ。其の内実質として残す所のは、唯だ「中」の一字に出でず、爾他は単なる尊重の敬語に過ぎぬではないか。嗚呼「中」よ。唯だ此の一字、之れ実に我祖先の胸中に湧出せる唯一の理想であり、同時に我民族思潮の淵源である。而かもこれは又た何たる高遠偉大の理想であらう。円満美妙の思想であらう。蓋し、「中」とは、孔子の所謂中庸の道である。老子の所謂混沌の境である。釈氏の真如もこれである。基督の愛の神格もこれである。易の大極無限も亦たこれである。無数の数の母体たる零。無限の線の基根たる点。一切の真理は揮べて唯だ「中」の一字に歸するのである。既に克く「中」なるが故に不偏不倚である。故に正直であり清明である。我民族固有の神道が、常に清きを好んで穢れを惡み、明きを求めて暗きを避け、直きを守りて曲れるを斥くると共に、惟神の道として専ら自然を尊重し、無私無我の大法に融和せんとするは、実に此の「中」なる思潮の流れを明示する所以である。⁽²³⁾

このように第四節では、神話を介して日本民族の思想を説き起こした上で「綜合とは直に之れ唯此の『中』の一字の作用を云ふに外ならぬ」として、日本民族の総合性を裏付けようと試みている。

第五節では、日本の文化史が綜合作用の積層であることを例証する作業を行っている。五百木は日本の文化について、「政治に宗教に哲学に科学に、文学であれ芸術であれ、爾他文化ともいふ一切の文化の総ては、殆んど他民族より輸入されたる外来文化」であるとし、これは「凡そ人類間に産出する文化は、其の孰れの民族の創作たるを問はず、一度び是れに触るれば、悉く一様に吸収し摂取し得る」という日本民族の特徴であると論じている。こうした日本人

の特徴を「模倣的民族」として軽侮する見方に対しては、「模倣と綜合は固と似て非なるものである」として、そうした指摘を斥けている。五百木によれば、模倣が単なる鍍金に過ぎないものであるのに対し、綜合とは円融調和によつてより偉大なる真生命を付与する働きを示すものとして説明される。また一方で、五百木の批判は所謂「右翼」の側の立場にも向けられている。すなわち、日本の西洋化に憤慨して頻りに日本独自の文化創造を絶叫するような反動的覚醒家に対しても、その目的が多民族のような対立的ないし特殊な固有性の文化にあるのであれば、それも一つの錯誤であると論じているのである。何よりもここで強調されているのは、日本がそのような綜合文化を創作する唯一の担当者であるという点である。

こうして、五百木は「日本民族の個性と其の使命」とは何であるかを論じたうえで、第六節以降は当時の時事問題に関する自説を展開している。具体的には、第六節においては日本の国體について論じ、第七節以降では大陸政策等の外交問題を論じている。そして、最後の第九節では、「第二の世界的大乱を招致せんとするの兆候さへ窺われる」世界情勢を鑑みて、「先きに日露戦役を機として順次覚醒し来れる東洋の被征服民族は、各自他の桎梏を脱せんとして、我が皇道日本の蹶起を期待し、今や一斉に目を東方日出づるの邊に集注しつゝある」として、「日本の天業」を推進する機運が熟成されつつあることを主張して論を結んでいる。

ここまでに見てきた五百木論文において示された「世界綜合」の論理は、五百木良三が執筆した他の論説記事でも散見される。とりわけて五百木の比較文化観の中でも、西洋を利己的な覇道的文化、東洋を道徳的な王道的文化と見做し、当時の国際情勢を覇道文化が王道文化を蹂躪しつつあるものとして捉える視座は幾度となく用いられている。²⁴こうした視座から、五百木の政治的言説においては「現代の暗澹たる覇道的闘争世界をして、光明ある王道的一如世

界に更生せしめん⁽²⁵⁾」といった主張がなされ、その天業を担うものが皇道日本であると説かれていた。その一方で、東洋の国同士である日本と中国との衝突については、「皇国本来の生命たる世界皇化の一大使命達成に伴ふべき世界的進出が、其の道程に於て早晚遭遇すべき自然の運命⁽²⁶⁾」であるとして、人為的問題ではなく宿命的因縁と見做している。むしろ五百木は、「日支問題」の背景には英米ソら反日国際勢力があるとして、日本を包囲する「赤蘇勢力」の一掃こそが問題解決の先決要件であると捉えていたようである。

なお、ここまで見えてきた五百木論文は昭和四年に公表されたものであるが、この中で確認できた「日本の天業」に関する論理は、大正五年に五百木が公表した論文「世界の維新と日本の天職⁽²⁷⁾」において、すでに現出していたものである。雑誌『一大帝国』に寄せたこの論文の中で、五百木は「東洋人の勃興復活と云へば、そは必ず日本を中心として起らなければならぬ事は云ふ迄もないが故に、此意味に於て今日の日本は実に容易ならざる時運に際会して居る、即ち東・西・文・明の調和を計り、東・洋を指導して世界の不平均を矯むるの責任は皆一に日本に係つて居るのである⁽²⁸⁾」圈点は引用者⁽²⁸⁾」と述べており、ここに「世界綜合論」の原型を見ることができるのである。

(二)「世界綜合論」の時代的特徴——「国民道德論」・「世界皇化論」との比較

五百木論文に見られた比較文化観は、今日では極めて恣意的なものに見えるだろう。時代思潮の一端を窺う史料としては興味深いが、現代の視座からすれば荒唐無稽にさえ思われる「世界綜合論」の論旨そのものに、ここで云々してもあまり実りの多い議論にはならない。むしろ、『日本及日本人』を主宰した五百木良三の思想的発露として同論文がいかに位置づけられるのか、あるいは、このような主張が同時代においていかなる意味を持つものであったのか

が重要な関心事となる。当時にあつて、五百木論文のように日本の独自性と優位性を主唱する言説は、決して珍しいものではなかった。例えば、後藤新平が大正年間に著した『日本膨張論』の中には、その立論部分において「世界に民族の数多しと雖も我が大和民族程、特殊の地理と特殊の歴史と特殊の文明と特殊の性情とを有つて居る特殊の民族は無い。乃ち日本民族程世界に無比な民族は無いのである〔中略〕兎に角日本民族が全体として一大家族とも見るべき血族関係の上に純一無雜の結合をなしつゝある事、皇室と国民との関係が義は君臣にして情は即ち父子の如き状態にある事、所謂神ながらの道と称する一種特絶の民族的精神を有つて居る。所謂大和魂なるものがそれである。而して日本膨張の中核も亦それである」という記述を見ることが出来る。こうした日本人の優位性を強調した言説は、明治後期から散見されたものであつた。南博の研究によれば、日本人論の特徴の変化は次のような枠組みで捉えられている。⁽³⁰⁾

明治期前半・・・・・・・・日本人劣等説

明治期後半・・・・・・・・日本人優秀説

大正期・・・・・・・・より客観的に日本人を捉える国際主義の傾向

昭和（戦前）期・・・・・・・・いっそう精密に日本の風土や文化が論じられる傾向

昭和（戦中）期・・・・・・・・日本精神論を中心とするファシズム日本人論

このような先行研究の視座をもとに五百木の「世界綜合論」を考える場合、五百木論文より少し遅れて同時代に発表された和辻哲郎の「国民道德論」⁽³¹⁾や、今泉定助の「世界皇化論」⁽³²⁾は比較対象として有意なものとなる。なぜならば、同じ時期に主張された同種の言説と比較することによって、五百木論文の同時代的な特徴を掴むことができるか

らである。この二者を比較対象とした理由は、和辻がアカデミズムという五百木とは全く異なる立場に身を置いていた人物であり、五百木が関与した国體明徴運動の時期には追及を受ける側の立場にあった、まさに対極の人物だからである。他方、今泉は宗教家という異なる立場ながら、国體明徴運動において五百木と行動を共にした人物である。こうした異なる立場にあった二者との比較によって、五百木の「世界綜合論」の特質を探っていくこととする。

まず、和辻哲郎は周知のとおり、日本精神から西洋哲学まで多岐にわたる研究で知られ、この当時は京都帝国大学に勤めていた人物である。その和辻哲郎が昭和五年に行った公開講義では、次のような内容が語られている。

いかに西洋文化を取り入れても、日本は決して西洋化してしまうことはなく、日本精神はいよいよ自覚され発揚されるのである。すなわち他のものを介して自己を自覚し、他のものに沈潜することによって真に自己を自覚する運動が人間精神の特徴であるが、このことが西洋文化と東洋文化との間にも起こって来るのである。そうしてかかることをなし得るものは、おそらく世界中で日本人のみであろう。「中略」かように西洋人はできないが日本人のみがなし得るところの任務があり、ここに日本の文化史的意義があるのである。

かくて日本人の展望が開け、日本人の任務が自覚されてくる。日本が日露戦争によって西洋に対して東洋人解放の先鋒となったことは前述のごとくであるが、この東洋人を解放することは、同時に東洋と西洋の文化を統一することになる。すなわち、東洋文化も世界に有力なる文化であるゆえんを宣揚するからである。しかしながら、西洋文化を排しながら東洋文化を主張することは、東西文化の統一とはならない。やはり他に沈潜し他を介して自己に復歸するの⁽³³⁾でなければならない。

このように、和辻哲郎は日本の歴史的使命と「東西洋文化の統一」を論じており、日本の独自性を強調しているの

である。

こうした和辻哲郎の主張は「文化的ナショナリズム」⁽³⁴⁾として位置づけられているが、日本のみが文化の統一を果たせるものと捉えている点において、五百木良三の「世界綜合論」も同種の論理を有していたといえるだろう。もちろん、五百木良三と和辻哲郎とは政治的主張がまったく異なる立場にある。和辻はいわゆる「政治的ナショナリズム」に短絡した「日本主義」とは異なる立場にあった。すなわち和辻は、五百木良三が天皇機関説問題に関連して国體明徴運動で示したような「政治的ナショナリズム」に批判的であつたがために、同じく国體明徴運動を主導していた蓑田胸喜から追及の対象にもされているのである。しかし、立場の異なる両者が、日本民族と文化に関する考察において類似する結論を導き出していたという事実は、同時代の思潮を捉える上で重要な示唆をあたえるものである。もとより、和辻哲郎のこうした思想については、戸坂潤が「ヨーロッパ的カテゴリー」と大和魂的国粹哲学のカテゴリーとの絡み合った「中略」日本主義イデオロギーの最もハイカラな型態⁽³⁵⁾であると評しているように、日本民族に関する思考の上で、五百木と和辻が共通の志向性を有していたと捉えることも可能である。

ちなみに、五百木良三と和辻哲郎の両者に交流の跡は見られなかった。和辻が私淑していた夏目漱石と五百木の間には、正岡子規との関係から接点が見られたものの、⁽³⁶⁾五百木良三と和辻哲郎は管見の限りにおいて無関係である。

さて、一方の今泉定助は、皇典講究所の理事や神宮奉斎会の会長を務めた神道思想家であり、昭和十二年には国體学の講究を目的に日本大学に皇道研究所を開設した人物である。五百木良三と今泉定助との間には交流の跡が見られる。例えば、五百木の『飄亭句日記』の昭和八年一月十九日の記述には、「正午、飯田町の神宮奉斎会に維新案討議参加、頭山、馬場、今泉、田中、吉田、杉山氏外十数名参集」⁽³⁷⁾とあり、今泉の名を見ることができる。今泉定助の日

記帳をまとめた「日録抄」⁽³⁸⁾にも、同日に「十二時 維新祭」⁽³⁹⁾と記されており、五百木の日記に記されていた「今泉」が今泉定助であることが確認できる。その後も、同年十一月十七日には「正午、九段靖国神社社務所に靖国会発起人小集」⁽⁴⁰⁾／「十一時 靖国会」⁽⁴¹⁾、十一月二十八日には「正午、靖国神社に靖国会発起会」⁽⁴²⁾／「十二時 靖国会」⁽⁴³⁾といった記述をそれぞれの日記に見ることができる。このほか、昭和七年十二月一日に上野精養軒で催された「今泉定助古稀祝賀会」⁽⁴⁴⁾に五百木良三が出席していることや、昭和十二年十二月十日に催された「五百木良三・内田良平両氏追悼会」⁽⁴⁵⁾に今泉定助が出席していることから、両者が少なからぬ交流を持っていたことがうかがえる。

このように五百木良三とも接点があつた今泉定助が持論としていた主張が「世界皇化論」である。その論旨を、昭和十二年に発表された論文「皇道文化を以て世界人類を救済すべし」⁽⁴⁶⁾〔以下、今泉論文と呼ぶ〕から見ていくことにする。この論文は、今泉定助がそれまでに執筆した代表的な論文を自ら編集してまとめた『皇道論叢』の最終章としても収められている。

この今泉論文は三つの節で構成されており、第一節では日本書紀や古事記の記事を引いた上で、「皇祖より下されたる天壤無窮の神勅は、唯天地と共に限りなく栄えるといふやうな簡単な意味ではない。全地球の修理固成、全世界の皇化の為に幾千年の努力を要し、必ずそれが実現して、全世界即ち神州の境に達し、宇宙と一体なる生成発展完成を遂げることを暗示せられたのである。吾々臣民の皇運扶翼の窮極目標も、亦茲にあることを、深く悟らねばならぬ」⁽⁴⁷⁾と、「天皇の御本質」を説くとともに日本臣民の任務について論じている。すなわち本節では、「天津神以来万世一系の天皇」は「世界の主宰者」であると位置づけて、「世界の人類は一体に統一せられる時に、真の平和幸福が実現」するという「全世界の皇化」の目的を示しているのである。

第二節では、「皇道世界」の実現が、所謂「世界侵略」とは異なるものである、という点が強調される。ここでは、日本の天皇政治は「しらす」政治であり、霸道主義の国家が世界を領有するために行う「うしはく」政治とは全く異なるものとして説明されている。「しらす」政治と「うしはく」政治との違いについては、昭和十七年に今泉が講述した「世界皇化の聖業」⁽⁴⁸⁾から引くのが理解しやすい。

古事記によりますれば、我が国では神代の昔から政治にふたいろの種類を認めてゐるのでありまして、一つは「ウシハク」政治であり、他の一つは「シラス」又は「シロシメス」政治であります。〔中略〕

それでは「ウシハク」といふことは、どういふことであるかと申しますと、学者の間に多少の議論はありますが、けれども、先ずもつて本居先生の考へが一番至当であります。「ウシハク」の「ウシ」は「主」の意味でありますから、国土の主、主人といふことになり、「ハク」は太刀を佩く、靴をはくと、今日でも使われてゐる様に、身に着けることでありますから、その土地の主人となり、土地人民を自分のものとして支配するといふのが「ウシハク」といふ言葉の意味であると思ふのであります。

これに対して「シラス」又は「シロシメス」とは、どういふ意味であるかと申しますと、「知ル」といふ言葉の元から考へるとよくわかるのであります。〔中略〕

天皇の御統治を「シラス」「シラシメス」「ミソナハス」「キコシメス」と申し上げるのは、知る、見る、聞くといふ言葉の示す様に、国土国民を親が子に対するが如く、慈愛の極をもつて包容同化し各処を得しめ給ふを申し上げるのであって、所謂「ウシハク」政治とは全然違つたものであるといふことを皆様に今日は御承知願ひたいのであります。⁽⁴⁹⁾

今泉は、このような二つの統治形態の概念をもとに、西洋を覇道の対立文化と見做し、日本の皇道政治を一体文化と位置づけて、両者が「本質を異にする」ことを説いたのである。今泉のこうした視座について、葦津珍彦は「今泉先生の論においては、主としてこの西欧近代国家の『神と訣別』せる世俗的文化の対立闘争の諸現象が、直接的な批判の対象とされている。人間の野性的本能の欲求を『人權』とみとめて、その上に築き上げられた個人主義的民主主義。一国民一民族の野性的な欲求を、物理力によって強行しようとする功利的な強権国家主義。階級の経済的欲求を基礎として、階級闘争によって、その目的を貫徹しようとする共産主義。それらの西欧現代の文化は、その相互の間においては、それぞれに全く異なるものではあっても、神道人たる今泉先生の立場からすれば、いずれも『万有同根一体観』の文化を知らないところの『対立的闘争の功利的文化』として、同質同型のものとして批判されるのである⁵⁰⁾と解いている。

第三節では、「世界史上に於ける、皇道発揚の意義」が述べられており、ここでは「唯一絶対の真の人類文化」である日本の皇道文化によって「全人類の救済」を行うことが「皇国の神聖なる使命」であることが結論づけられている。

ここまで要点を見てきた今泉定助の「世界皇化論」と、五百木良三の「世界綜合論」には幾つかの類似点が指摘できる。第一には、それぞれの持説を、神道の古典に基いて宇宙の根源神である天之御中主命から説き起こしている点である。五百木論文の第四節で述べられていた主張は、今泉の言説においても「万有は総て、同種異種、近き遠き、それぞれ秩序と段階をば有しながらも、相互に引き合ひ引かれ合ひながら、次第により高き統一体に綜合統一せられ、終局は天之御中主神に帰一して宇宙は渾然たる統一体を形造る。万有は一の例外もなく、天之御中主神の分派分出に

外ならぬからである」⁵¹といった形で表れている。第二には、西欧文化の捉え方である。五百木良三が利己的な覇道的文化として捉えていた西欧の文化を、今泉定助も覇道の対立文化と見做していたことが確認できた。そして、両者共に日本の皇道によって西欧の覇道を更生ないし救済すべきであるという結論を導いている。

両者の考えが近いものであったことは、同時代人においても認識されていたことと思われる。それは、両者の共通の知人であった山岡萬之助が記した次の文章から窺うことができる。

曾て私が内務省に居つた当時、議會中心主義は國體に合するものではなく、日本は 天皇中心でなければならぬといふ強い主張をした事があつたが、其の時五百木君が民間にあつて心から之に共鳴し、大きな動きを見せて激励してくれたりした事を思ひ出す。所謂國體明徴問題では同君はいち早く天下に呼びかけて猛運動を開始された。勿論我々は臣民として未来永劫國體觀念を明徴にして常に大御心に添ひ奉らねばならぬものであつて、各々その立場々々によつて真心を竭して行くべきであるが、民間に於ける同君等の熾烈なる運動が今日の國體觀念の明徴を招来したと云つても過言ではあるまい。特に五百木君は眞の國士として一貫した大理想に燃えてゐた。五百木君を知る者の熟知してゐる所の、日本及日本人の眞使命を説いた世界綜合論がそれであつて、まづ赤露を手始めに天意を体して世界皇化の聖業につけといふにある。⁵²〔圈点は引用者による〕

この文章は五百木良三が逝去した昭和十二年に、当時、日本大学の三代目総長を務めていた山岡が「心友五百木君」と題して『日本及日本人』に寄せた追悼文の一部である。この中で山岡は、五百木良三の「世界綜合論」を紹介する文脈において、今泉定助の掲げていた「世界皇化の聖業」という言葉を用いている。二人の論旨を山岡が同一視していた証左と言えよう。

四、五百木良三の晩年の言論活動

ここからは、「世界綜合論」を持論とした五百木良三が、晩年にいかなる政治的活動に関与し、いかなる執筆活動を行っていたのかを明らかにする。

昭和四年の秋から『日本及日本人』を主宰した五百木良三であったが、当初は表立って論説を載せることはしなかった。五百木良三ないしは俳号である飄亭の名を冠した記事は、昭和五年から昭和九年にかけては、毎年平均して一〜二篇程度しか見られない。しかし、昭和十年には七篇に増えており、自ら積極的に雑誌に関与するようになっていく。さらに、昭和十年九月には再び誌面の革新を行っており、これ以後、毎号「主張」欄に五百木良三の名で論説を載せるようになった。⁵³

五百木良三は『日本及日本人』三一八号（昭和十年四月一日発行）において「所謂機関説問題は昭和維新第二期戦展開の神機」を掲載した。この論文は、国體擁護連合会からパンフレットとしても発行されている。⁵⁴ この頃の五百木良三の動きを日記に見てみると、昭和十年三月一日には「夜、日比谷陶々亭小集、天皇機関説打破協議、余主催、会者大竹貫一、菊池武夫、井上清純、井田磐楠、山岡萬之助、赤池濃、木下成太郎、若宮卯之助、葛生能久、入江種矩、増田一悦、其他」⁵⁵とあり、機関説問題に関する会合を主催していたことがうかがえる。これには、貴族院で美濃部達吉を直接追及した菊池武夫も出席しており、当該事件の中枢に五百木がいたことがわかる。五百木良三はこの他にも、三月七日「飯田町、神宮奉斎会に天皇機関説排撃協議会開催、頭山、今泉、佐藤清勝三氏主催」、三月八日「夜、日比谷、三信ビル楼上に天皇機関説撲滅同盟結成、頭山満翁主催」、三月九日「午後、青山会館に天皇機関説排撃に就

き、国體擁護連合会總會開催、会者五百名に垂んとす、非常に盛云」、三月十九日「午後、上野精養軒に機関説撲滅有志大会」といったように、機関説問題に関する諸種の会合に列している。

五百木良三は天皇機関説に関して、「自由民権思想に立脚せる欧米の近代国家が、主権在民を共通觀念とするは当然の帰結である。彼等にとつては寧ろ人民あつての国家であり、国家あつての統治者である。彼等の統治者が自から国民の公僕と称するのも亦た此の觀念の發露であると共に、彼等の元首なるものは国家統治上の一機関たるに過ぎぬ」と、西欧諸国における国家法人観については当然視する一方で、「然るに万邦に冠絶せる我が皇国日本の国體は、其の天賦の個性に於て、截然として他と撰を異にして居る。即ち我が日本に関する限り、人民あつての国家乃至元首ではなく、天皇あつての国家であり臣民である」として、日本ではその主客が反すると論じている。⁵⁶ このような五百木良三の民族主義的な主張は、他の論稿にも一貫して見られるものであった。

五百木のこの論説が掲載された『日本及日本人』三二八号には、「天皇機関説を排撃し大義を明徴す」と題した特集が組まれており、天皇機関説問題に関する二十五名の寄稿を載せている。五百木良三は政教社を率いて実際の政治活動を展開した一方で、『日本及日本人』を彼らの主張を公表する言論機関として活用したのであった。

天皇機関説排撃のキャンペーンを契機として、『日本及日本人』誌上には自由主義的ないし資本主義的機構を改革することを目的とした、いわゆる「昭和維新」の遂行を促す論調が現出する。五百木は「昭和維新は独り国内のことではない。意義は世界皇化一新に在る⁵⁷」として、その維新の過程を三段階に分けて捉えていた。

私は日本の近状につき、自分だけにきめて居ます。それは先づ満州事件から起つて昨年の昭和九年の華府条約破棄迄を昭和維新第一期とし、本年の国體明徴問題を第二期としてゐるのであります〔中略〕。

それから昭和維新第三期に移るので、それは日蘇問題の展開した時であります。これに対して日本人の使命は、第一に一億幾千万人の生霊を、赤鬼共産党の手より救ひ出してやる事でなければならぬ。其と同時に支那の四億の蒼生を、今日の地獄より助け出すことであります。支那は日本の力以外には救はれるものではありません。日支親善などと空念仏では、いつまでたつても無駄な事です。其の日本の力を知る支那の出現するのは、日本が赤蘇を退治した時であります。即ち支那救済の先決問題として赤蘇救済があらねばなりません⁵⁸。

このように、晩年における五百木の活動には、国體明徴運動への積極的な関与と、「世界綜合論」の実践段階としての対ソ戦の主唱といった言論活動とが見られた。五百木良三は逝去する前月まで、『日本及日本人』にこうした主張を書き続けた。五百木の激しい主張に対しては、当局から『日本及日本人』の発売頒布を禁止する処分が下されることもあったが、五百木はこうした処分に対して、翌月の「主張」欄を白紙掲載して「無言」で抗議するといったことも行っている⁵⁹。すなわち、「主張」欄に「無言の主張」と論題だけを掲載して、多言を弄することなく抵抗を示してみせたのである⁶⁰。

五、結語

ここまで、五百木良三の政治的思想について、彼が主唱した「世界綜合論」を中心に検討を行ってきた。本稿の課題であった「世界綜合論」の論理と、同時代における位置づけがいかなるものであったのかを総括し、今後の研究課題を提示することで結びに代えたい。

「世界綜合論」とは、世界の人々の役割に関して、「分業的創作者」として文化を創造する者と、それらを包容して

人類文化へと総合していく「総合的分業者」とに分けて論じたものであり、後者の役割を担うのが唯一、日本民族であるとする主張であった。「世界進出」を高唱した五百木良三のこのような主張は、かつて近衛篤磨の下で涵養したアジア主義の政治思想と親和性を持つものであり、思想的に当時の積極的な大陸政策を正当化するものであったことは間違いない。

また、「世界綜合論」の中で唱えられていた文化観を同時代的に捉えみると、「西洋文化を理解しつつ、しかも東洋の伝統を内に活かせるものは日本のみなり」⁶¹という日本の文化史的意義を主張した和辻哲郎の「国民道德論」に類似性を見ることができた。

しかし、両者の比較文化観は、その論拠とする点が異なっていた。和辻哲郎のこうした議論は「他に沈潜し他を紹介して自己に復帰する」という日本の精神文化の観察から導き出されたものであり、このことは「西洋人は自分たちのもののみを完全無欠と考え、かかる自主的な立場に立つて単に東洋文化の外観のみを見るのであるから、他を介して再び自己に帰るところの自覚運動は、彼らには決してできないのである」⁶²という記述からも窺うことができる。一方、五百木良三が日本を「総合的分業者」として位置づけた論拠には、「天之御中主命」を民族思潮の淵源とすることが掲げられていた。このような主張は、むしろ今泉定助の「世界皇化論」に近いものであった。

そもそもが神道家である今泉定助がこうした神話を引いた主張を行ったことは当然の事として、それでは、五百木良三はいかにして「世界綜合論」を着想し得たのであろうか。先に挙げたように、五百木と今泉には交流の跡が見られたため、双方が何らかのかたちで思想形成に影響を与えていた可能性は否定できない。しかしながら、五百木論文が公表された昭和四年の時点では、現在確認できる資料の範囲において今泉と五百木の交際は確認できていない。そ

のうえ、「世界綜合論」の原型とも言うべき主張が見られた「世界の維新と日本の天職」が発表されたのは、大正五年のことであることも確認できた。五百木良三の思想形成の過程を明らかにするためには、本稿第二章でも触れたように壮年期の活動を詳らかにしていく他はないようである。

本稿のはじめに掲げた「言論活動と実践的な政治活動の両方を担った五百木良三を通して、当時の時代思潮を捉える一助としたい」という点に関しては、五百木良三の「世界綜合論」の論理を明らかにし、その同時代的特徴を提示できたことで、その目的を達せたとと言えるだろう。詳らかにし得なかった五百木良三の思想形成過程の一部に関しては、史料の掘り出しの成果を期して、今後の課題としたい。

△注▽

(1) このほか五百木良三には、医師としての顔や子規派の俳人としての顔もある。松山医学校と大阪の開業医のもとで医学を学び、十九歳で医者免許を獲得した。日清戦争時には看護長として第五師団に従軍している。また、同郷の正岡子規と寄宿舎が同じであった縁から句作に興じるようになり、飄亭の号で「日本俳句」黎明期の一翼を担った。初期の作品は子規関連の文書によって、後期の作品は『飄亭句日記』（政教社刊）に見ることができる。

(2) 詳しくは、拙稿「対外硬派と櫻田倶楽部―小川平吉と五百木良三の活動を中心として」『法政論叢』四九巻二号、日本法政学会、二〇一三年。

(3) 詳しくは、拙稿「政教社のロンドン海軍条約反対運動に関する一考察」『政経研究』五一巻二号、日本大学法学会、二〇一四年。

(4) 例えば、西園寺公望の私設秘書であった原田熊雄の日記（『西園寺公と政局』第一巻、二十三頁）には「内田良平などと轡を並べる浪人の五百木」という記述があり、同じ年に死去した五百木良三と内田良平は合同の追悼式が催されている。また、

病床にあつた五百木良三を近衛文麿首相が見舞つたニュースは中央紙が写真付きで報じている（「忙中に一場『涙の青年首相』病篤き亡父の知友を慰問」『東京朝日新聞』一九三七年六月十二日夕刊、「病床の五百木氏を近衛首相がお見舞」『東京日日新聞』一九三七年六月十二日夕刊）。

(5) 小林昌樹編『雑誌新聞発行部数事典』（金沢文圃閣、二〇一一年）を参照。例えば、同じ時期に発行されていた『大日』や『時事評論』はともに二〇〇〇部程度。無論、当該時期に派生した政治団体の機関誌とは体裁・部数ともに比べるべくもない。

(6) 前掲拙稿（二〇一四年）、一六五頁。

(7) 松本健一『昭和史を陰で動かした男―忘れられたアジテーター・五百木瓢亭』新潮選書、二〇一二年。五百木良三に関しては、正岡子規や近衛篤麿といった周辺人物の研究の中で部分的に言及されてきたものの、長らく主題として論じられることがなかった。

(8) 阿部里雪『新編 子規門下の人々』愛媛新聞社、二〇〇四年、二七二頁。

(9) 藤田禎一郎「幼かりし日の思ひ出」『日本及日本人』三五一号、一九三七年、七頁。なお、千舟学舎への入塾の時期に関して、藤田は「十六年」と述べているが、五百木良三が千舟学舎に通い始めた時期は明治十八年と思われる。

(10) 対外硬運動の詳細に関しては、酒田正敏『近代日本における対外硬運動の研究』（東京大学出版会、一九七八年）を参照。

(11) 「近衛霞山公追憶座談会記」『日本及日本人』二九〇号、一九三四年、八十三～八十五頁。

(12) 雑誌『東洋』創刊の経緯については、拙稿「雑誌『東洋』と『日本週報』」（『出版研究』四十三号、二〇一二年）に詳しい。

(13) 『近衛篤麿日記』第四卷、鹿島出版会、一二二頁。

(14) 前掲「近衛霞山公追憶座談会記」、八三頁。

(15) 横矢重道「近衛公と五百木」『日本及日本人』三五一号、一九三七年、三十八頁。

(16) 五百木良三の政教社社長就任の経緯については、前掲拙稿（二〇一四年）で詳しく扱った。

(17) 阿部里雪前掲書、二〇〇四年、一五〇頁。阿部里雪は五百木良三が社長に就任した昭和四年に政教社に入社した人物であ

り、「飄亭先生はいつも超然として編集の方にはあまり口出しをしなかった。編集の方に注意しだしたのは神田の猿樂町に移ってから以後の事であり、終わりには自ら筆を執って主張を毎月書くようになったが、これはいよいよ後の事だった」と述懐している。

(18) 川田瑞穂「志士と策士との両面」『日本及日本人』三五一号、一九三七年、一七三頁。五百木良三は政教社の社長に就任した後、牧野謙次郎に宛てた書簡の中で、紙面の方針をこのように一変すると書き送っている。

(19) 「日本民族の個性と其の使命（皇道日本の分担的天業）」『日本及日本人』一八八号、四〇十八頁。

(20) 五百木良三「日本民族綜合天職論…日本民族の個性と其使命、皇道日本の分担的天業」田中末広編『先覺諸家南方建設論選集』帝国書院、一九四二年、四十五～六十二頁。

(21) 岩崎一高「追憶五百木良三君」『日本及日本人』三五一号、一九三七年、三十一頁。

(22) 佐藤天風「田中と五百木翁」『日本及日本人』三五一号、一九三七年、八十六頁。

(23) 「日本民族の個性と其の使命」『日本及日本人』一八八号、一九一九年、八頁。

(24) 例えば、五百木良三「東は王道の和光、西は霸道の暗影」『日本及日本人』三一九号、五百木良三「白人文化の自壊作用」『日本及日本人』三二九号。

(25) 五百木良三「日滿両国民の使命」『日本及日本人』二六一号、一九三二年、九頁。

(26) 五百木良三「皇化使命必然の一道程」『日本及日本人』三四一号、一九三六年、四頁。

(27) 五百木良三「世界の維新と日本の天職」『一大帝国』一卷一号、一九一六年。

(28) 五百木良三前掲論文、一九一六年、六頁。

(29) 後藤新平『日本膨張論』大日本雄弁会、一九二四年、十一～十二頁。上記は再版本による（初版は一九一六年）。

(30) 南博『日本人論』岩波現代文庫、二〇〇六年、四五一頁。

(31) 和辻哲郎の「国民道德論」に関しては、湯浅泰雄『和辻哲郎』（筑摩書房、一九九五年）および荻部正『光の領国 和辻哲郎』（創文社、一九九五年）を参照。なお、和辻は「国民道德論」と題する著作物を出していないが、昭和五年に京都帝国大

学で開かれた陸軍省主催の講演内容を筆記したものが「国民道德論」として残されている。また、自筆の史料として、このときの講演に関する草稿と「構想メモ」が残されている（『和辻哲郎全集』別巻一所収、岩波書店、一九九二年）。

- (32) 今泉定助の「世界皇化論」に関する先行研究としては、葦津珍彦「今泉定助先生の世界皇化論」（『今泉定助先生研究全集』第一巻所収、日本大学今泉研究所、一九六九年）や、川島啓介「今泉定助と西田幾多郎の世界新秩序論」（『神道研究集録』二十八号所収、國學院大學大学院文学研究科神道学専攻、二〇一四年）がある。

- (33) 和辻哲郎「国民道德論」『和辻哲郎全集』別巻二、岩波書店、一九九二年、七十九～八十頁。

- (34) 湯浅泰雄『和辻哲郎』筑摩書房、一九九五年、一七六頁。

- (35) 戸坂潤「世界の一環としての日本」『戸坂潤全集』第五巻、勁草書房、一九六七年、九十五頁。初出は一九三七年。

- (36) 例えば、荒正人『漱石研究年表』（『漱石文学全集』別巻）集英社、一九七四年、一二三頁。

- (37) 五百木飄亭『飄亭句日記』政教社、一九五八年、一八〇頁。

- (38) 日本大学今泉研究所編『今泉定助先生研究全集』第一巻に、日記帳と『皇道発揚』誌の記事をもとに、昭和六年七月一日から昭和十九年九月十一日までの今泉の動静記録がまとめられている。

- (39) 日本大学今泉研究所編『今泉定助先生研究全集』第一巻、一九六九年、三九一頁。

- (40) 五百木飄亭前掲書、一九五八年、二一五頁。

- (41) 日本大学今泉研究所編『今泉定助先生研究全集』第一巻、一九六九年、三九六頁。

- (42) 五百木飄亭前掲書、一九五八年、二一七頁。

- (43) 日本大学今泉研究所編『今泉定助先生研究全集』第一巻、一九六九年、三九六頁。

- (44) 五百木飄亭前掲書、一九五八年、一七四頁。

- (45) 日本大学今泉研究所編『今泉定助先生研究全集』第一巻、一九六九年、四二二頁。

- (46) 今泉定助『皇道論叢』櫻門出版部、一九四二年、七四六～七五六頁。初出は『皇道発揚』昭和十二年十月号巻頭論文。

- (47) 今泉定助「皇道文化を以て世界人類を救済すべし」今泉前掲書、七四九頁。

(48) 日本大学今泉研究所編『今泉定助先生研究全集』第三卷所収、七〇四―七三六頁。

(49) 今泉定助「世界皇化の聖業」日本大学今泉研究所編『今泉定助先生研究全集』第三卷、七〇九―七一二頁。

(50) 葦津珍彦「今泉定助先生の世界皇化論」『今泉定助先生研究全集』第一卷所収、日本大学今泉研究所、一九六九年、六一五頁。

(51) 今泉定助「万有の親和力」今泉前掲書、一九四二年、一二二頁。初出は『皇道発揚』七五号、一九四一年十一月。

(52) 山岡萬之助「心友五百木君」『日本及日本人』三五一号、一九三七年、一三五頁。

(53) 五百木良三が政教社社長だけでなく、主筆も兼ねるようになった背景に関しては、前掲の拙稿（二〇一四年）で考察を加えた。

(54) 五百木良三『所謂「機関説問題」は昭和維新第二期戦展開の神機』国體擁護連合会、一九三五年（NDL 00000631961）。

(55) 五百木飄亭前掲書、一九五八年、二七二―二七三頁。

(56) 五百木良三「所謂「機関説問題」は昭和維新第二期戦展開の神機」『日本及日本人』三二八号、一九三五年、二―十頁。

(57) 五百木良三「昭和維新第三期」『日本及日本人』三三二号、一九三六年、八頁。

(58) 五百木良三「日本の使命」『皇国の真相を凝視せよ』大日本愛国義団本部、一九三六年、四四頁。

(59) 五百木良三「無言の主張」『日本及日本人』三三七号、一九三六年、二―三頁。

(60) この「無言の主張」には囲み記事が付されており、「言を発すれば舌禍を招く恐れあり、文を作せば筆禍を買ふの憂がある。此の際我等の取るべきものは、唯夫れ無言の主張か。零は一切の数である。無は一切の有である。無言の主張は即ち千萬無量の主張を含む。形なきに見、声なきに聞く者は克く之を解す。想ふに今の時、之を知り之を解するものは、恐らく当面得意の上層群にあらずして、寧ろ更生日本の新生命に燃え立ち来れる一般の下層群にあらう。然り、此の更生日本の新生命こそ、我等が無言の主張をして、奔雷を圧する默雷たらしむる者である」と、その意味が綴られている。

(61) 和辻哲郎「国民道徳論」『和辻哲郎全集』別巻二、岩波書店、一九九二年、七九頁。

(62) 和辻哲郎「国民道徳論」『和辻哲郎全集』別巻二、岩波書店、一九九二年、七九頁。

政権交代と税制

伊藤 悟

はじめに

- 一 日本の政権交代と消費税論議
 - 二 フランスのエコタックス税制論議
 - 三 政策税制の本質
 - 四 理論税制の探究
- おわりに

はじめに

税は、基本的には、私経済主体である企業と家計から公経済主体である政府（中央政府、地方政府）への財（貨幣）の移転という経済現象である。しかし、税の根底には、国家主権に基づく課税権力の行使による税徴収であるという

政治現象がある。そして、民主国家での税課徴は、基本的には議会において税成文法としての税法や税条例の税制定法立法、そして、その税制定法に基づく税法執行（税法行政および税法裁判）が要請されている。税は、最終的には「法律なければ課税なし」という税法定原理^①に基づく法現象である。さらに、現実の税制は、あらゆる科学的知見を踏襲し、立法過程での論議により精査され体系化されている。税の研究が総合社会科学であると言われる所以も、ここにある。^②

現実の税制は、立法過程において、経済的研究、法的研究、会計的研究、等々の成果を民主主義的政治過程において政治的フィルターで精査され税法として成り立っていると見ることができ。税制は、究極的には、税法によるものである。近時、税法研究においても、従来の実定法の解釈学的税法研究のほか、税法立法過程の検証が重要であるとの認識も提示されている。^③

民主国家は、議会制定法による統治下にある。これが「法の支配」である。しかし、現実的には、「人の支配」とも見られる政党支配が重きをなしている。それゆえ、政権支配者である与党の意思が税制にも反映される。その税制が市民の意思であるかは、現代政治、特に選挙における投票率の低さなどからみて、疑問も提起できる。^④しかしながら、現実社会において、現行税法に基づく税課徴が強制的に実行される。

ところで、経済は、漢語では「経世済民」（世をおさめ、民をすくう）の略語であるとされ、財の移転・管理などを意味する英語の経済 *economy* とは異なる意味をもつものとして理解されてきた。民主国家の法と政治も、市民のための社会システムとして理解すべきである。日本国憲法前文において「国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と規定

しているのは、この趣旨である。現代国家としての資本主義および民主主義国家の税制は、市民の福利のためにあるべきである。税を取り巻く経済、政治、法は、市民の幸福のためにあるべきである。その意味において税法は、市民のためのものであり、税行政組織についての税課徴の道具ではなく、市民の権利保障の道具であるべきである。^⑤

「税は市民の幸福のためのもの」、これを税分野における「正義」と言えば「正義」であるかもしれない。しかし、「正義」基準も、現実的には、政党支配により変質を余儀なくされる。結果、税分野に「正義」（あるいは「租税正義」という倫理（または哲学）基準は不整合である。これは、単に税法立法過程において示唆を与えうるが、基本的に法定原理に基づく税法（科）学に倫理基準は存在し得ない。そして、結果としての税制、税法令が市民の幸福を保障するものであること、このことが社会システムとしての税に期待されている^⑥。また、税を研究する税法学の使命も市民の幸福保障追及にある。

本稿で考察するのは、「政権交代と税制」との関係である。税制は、政党により異なるべきか。この問題提起は、各政党がそれぞれ異なる政策をもち、その実現のための税制論をそれぞれ有していることを前提としている。つまり、税制は、政権政党の政策実現のために、政権色のある税制論議が展開され、これを前提に成立しているものと考えられる。しかし、現実には、その税制論が税制改正法案として議会審議を経て実定税法立法されるかは、選挙に基づく議会構成や政争による与野党構成にもよる。議会において安定的絶対多数を占める与党政権による税制改正法案であれば、野党や世論からの反対意見があるとしても、結果として法令として決議されるであろう（消費税法の成立は、大型消費税導入をしないという公約に基づき多数を占めた自民党による強行採決であった）。また、与野党が税制改正に関して常に対立するとは断言できないところもある。本稿は、政権交代を通じてなされる税制改正の具体的事例を基に帰納論

から導かれる政権交代と税制との基本関係を考証し、その帰結として、政権交代と税制改正に関する諸関係の中から演繹論から理論上または基本的な税制（「理論税制」または「基本税制」）を導くことができるものと考えている。換言すれば、本稿は、いわゆる「政策税制」ではない税制について考証するための一論稿である。なお、基本的には、税制は、財政支出をとまう政策実現のための財政収入であると考えられる。この意味では、すべての税制は政策税制となる。しかし、従来の政策税制の理解としては、「特定の政策目的」をもつこと、そして恒久的ではない暫定的な税制が政策税制とされてきた。本稿も、この理解を前提としている。税研究者は、この政策税制とは異なる基本的なかつ理論的な税制（以下、本稿では「理論税制」とする）というものがあると考え、その探究をなしてきた。筆者もその一人である。

検討対象となる事例は多くある。本稿では、二つの事例を検証する。一つが日本における消費税、今一つがフランスのエコタックス論議である。いずれも二つ以上の異なる政権において論議されてきたものである。二例から十分な帰納論的結論が導かれるか疑問もある。ここでの論述は、一つの仮説でしかないとも言える。

なお、本稿は、政権交代の政治学的分析をするものではない。本稿は、一税法学研究者の論考であり、税という総合社会科学的存在に関する拙論を展開するものである。

一 日本の政権交代と消費税論議

1 消費税法の成立・展開

消費税が日本に出現したのは、一九八八年（昭和六三年）税制改正による消費税法（昭和六三年二月三〇日号外法律

第一〇八号公布)の成立によるものである。これは、自民党単独政権下における竹下登首相政権による強行採決の結果であった。⁽⁷⁾これ以前、日本の大型間接税である「一般消費税」の検討は、福田赳夫内閣の下、当時の政府税制調査会の「一般消費税特別部会」(昭和五三年八月設置)を中心になされ、その後、大平正芳内閣にて「昭和五四年度の税制改正に関する答申」(昭和五三年二月二七日)としてまとめられたが、大平の急逝により、法案提出までに至らなかった。⁽⁸⁾最初の法案提出は、中曽根政権下での「売上税法」案(一九八七年(昭和六二年)二月「売上税法案」等の税制改革関連法案を第一〇八回通常国会に提出)であった。⁽⁹⁾しかし、これは、野党と世論の反対のほか与党内でも反対意見が出され、廃案となった。自民党の消費税導入の政治的主張は、竹下政権にて、消費税法の強行採決によつて結実する。消費税法の施行は、その翌年、一九八九年(平成元年)四月一日からであった。正に、消費税創設は、平成税制の始まりであった。その税率は、三%であった。しかし、野党の反発、世論の反対は、根強いものがあつた。

消費税法制定当時の消費税に関する賛否は、自民党が賛成、非自民が反対という基本構成として認識された。これは、いわゆる五五年体制に基づくものである。この体制での消費税論議は、非常に理解しやすい与野党間対立を示していた。その例として、消費税法施行後の一九八九年(平成元年)七月の参院選挙の結果、消費税廃止を公約した社会党の参院での躍進(社会党の土井ブーム)があり、いわゆる衆参ねじれ国会現象が起き、社会党は、参議院において「消費税法を廃止する法律案」(第一一六回国会参法第一号)⁽¹⁰⁾を提出し、同年二月一日に可決までしたことがあげられる(衆議院で廃案となる)。

その後の日本政治動向は、政治汚職、腐敗といえる事件が次々と発生し、国民の政治不信をもたらし自民党単独与党と野党第一党社会党という五五年体制の崩壊へと向かった。結果として、一九九三年(平成五年)の総選挙により、

日本新党代表の細川護熙が非自民の賛同を得て首相指名され、五五年体制は終焉した。細川政権は、消費税三%を廃止し、税率七%の国民福祉税を一九九四年（平成六年）二月三日に提案するが、即日、撤回した。⁽¹¹⁾その後、新政党の羽田孜政権へと続き、五五年体制に基づく、消費税の賛否論対立はあいまいなものとなった。特に、自民、社会、さきがけの連立による社会党党首であった村山富市を首相とする連立政権において、一九九四年（平成六年）十一月に成立させた税制改革関連法案⁽¹²⁾に基づき、地方消費税の導入と消費税等の増税（三%から五%に増税、うち地方消費税一%）を決定し、これを自民党の橋本龍太郎内閣が実施するという事態となった。これにより、見方によつては、日本における消費税賛否論は、かつての自民党が賛成、社会党が反対という対立構造を失ってしまった。その一因として、消費税の福祉目的税論がある。

消費税反対、廃止論は、全くなかったとは言えない。しかし、その影響は小さい。自民党一党政権体制は、二一世紀初頭にはなくなり、自民党と公明党とを中心とする連立内閣が続く、自民党の小泉純一郎、安部晋三、福田康夫、そして麻生太郎による各政権が展開された。消費税に対する論議も、税率の引き上げ、免税点の引き下げなどの各論的議論があるも、消費税廃止論の展開はなかった。民主党政権が登場し、非自民の単独政党による政権交代が実現したが、そのマニフェストにも明確な消費税反対は明記されなかった。⁽¹³⁾

現在の消費税率八%（消費税六・三%、地方消費税一・七%）は、民主党の野田佳彦政権において、二〇一一年一二月二九日の税制調査会と一体改革調査会（正式には「社会保障と税の一体改革に関する特別委員会」）との合同総会において提案され、この消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法案が成立したことにより立法上認められ、その税率施行日が二〇一四年四月一日とされていたことによる。なお、施行日は、自民党の安倍政権下であった。

消費税の今後措置としては、民主党の野田政権にて確認された消費税率の引き上げが自民党の安倍政権にて、まず二〇一四年四月一日から五%から八%に引き上げられ、また当初、二〇一五年一〇月一日から一〇%へとなることが決定していたが、平成二七年度税制改正により、これを二〇一七年（平成二九年）四月一日からとすると延期決定されている。⁽¹⁵⁾

自民党の大平政権が自ら蒔いた赤字国債発行を是正するための財政再建措置としての一般消費税増税策は、その後自民党政権にて消費税法として実現された。また、消費税に対する賛否論が与野党対立という構造を形成したかに見えたが、五五年体制の崩壊とともに、消費税に関する明確な政党間格差は福祉目的税論によりなくなっている。

2 消費税の福祉目的税論

日本における消費税賛否論の政党間対立をなくしたのは、先にも指摘した消費税の福祉目的税論である。野党としての社会党は、一般消費税から売上税、そして消費税法成立に至っても、消費税反対、廃止を主張してきた。しかし、細川政権に与党として組入り、また村山党首が自民党との連立をなし政権を担ったときに、与党としての社会党は、消費税の増税を決定した。この社会党の消費税支持という政治的転換または妥協は、消費税の福祉目的税化によるものである。

しかし、消費税の福祉目的税論の発端は、晴天の霹靂ともいえる細川総理の三%消費税廃止、七%「国民福祉税」の創設発表と撤回という朝令暮改とも言える構想（一九九四年（平成六年）二月三日）にあったと見る。これ以降の消費税Ⅱ福祉目的税という構想が一般化し、財政再建のための消費税創設・増税という印象が国民的に薄れ、結果として、細川政権後の政権である村山政権は、消費税改正法（一九九四年（平成六年）一〇九号）および地方消費税創設法

（同年一一一號法律）により、消費税率を引上げ、また、その附則に明記された「検討」条項に、消費税率に関して「社会保障等に要する費用の財源を確保する観点」、「社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点」を採用することを明記し、消費税を福祉目的税として性格付けした。これは、現行の消費税法一条二項に「消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。」（平成二十四年改正法律六八号により改正）と規定されているところに、帰着する。

この消費税の福祉目的税論は、一般消費税論議における賛否論を止揚（Aufheben）するものものとして理解すべきであるのか。現代国家は、近代の消極的国家から積極的国家として国民生活に介入し、「すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進」（日本国憲法二五条二項）に努め、義務教育の無償化（同二六条二項）を実現している。その意味において、現代国家の税財政は、福祉国家としてのものであり、その税制は福祉目的を持つものでなければならない¹⁶。総体としての税制が福祉目的を有すべきであるという考えは、現実の社会保険や年金が税により担保されなければならないということに直結するものではない。毎年度の財政の収入を担保する税は、予算により支出が確定されており、保険事由の発生に基づき支出される保険制度とは区別されなければならない。社会保険（医療保険）は加入者の保険料で、また年金も掛金にて、基本的には、制度設計される（これらを税にて実施している国もあるが¹⁷）。具体的支出目的を有する目的税は、税制として例外である。

近時の「社会保障と税の一体改革」論は、社会保障制度の財源不足に起因するものと考ええる。税による社会保障財源の補填は、公的医療保険制度を支えるためには必要な措置であろう。しかし、これが経常化されることには、疑問

がある。税と公的保険料は、国民負担として総合的検討の対象とされるべきであるが、基本的に両者は性質の異なるものである（予算に基づく税財政は、年度主義を採用し、基本的には、毎年の収支均衡が前提とされ、保険制度のような年度を越える積立金などを原則として認めない）。総体としての税制の福祉目的税論は、社会保障制度を税にて制度化することを意味するものではないと考える。また、特定の税目に社会保障を担保させることも、税制の本質からみて例外であるべきである。

二 フランスのエコタックス税制論議

フランスの政権交代については、大統領の交代をもって考慮する。フランス初代大統領は、第二共和制（一八四八年～一八五二年）におけるルイ・ナポレオン・ボナパルト（Louis-Napoleon Bonaparte、一八〇八年～一八七三年）である。歴代の大統領につき、その政権交代と税制の変遷を検討することは、本稿のテーマから必要であろう。しかし、紙幅の関係等から、ここでは直近の政権交代である第二三代大統領ニコラ・サルコジ（Nicolas Sarkozy、一九五五年生れ、UMP（Union pour un Mouvement Populaire、国民運動連合）所属、二〇〇七年五月一六日から二〇一二年五月一五日まで在任）から現職の第二四大統領フランソワ・オランド（Francois Hollande、一九五四年生れ、PS（Partie Socialiste）所属、二〇一二年五月一五日から在任中）への政権交代と税制を検討する。様々な税制改正が両政権下でなされているが、二一世紀環境時代における税制として注目される「環境税（fiscalité de l'environnement）」の一つとして立案された「エコタックス（ecotaxe）」（一般的別名では「大型トラック・エコタックス」（ecotaxe poids lourds）⁽¹⁸⁾）正式には貨物運送車両に関する国税（taxe nationale sur les véhicules de transport de marchandise）とされる）を検討の素材とする。

1 サルコジ政権下のエコタックス立法

フランスにおける環境政策は、諸外国と同様、一九七〇年の国連人間環境会議（別名「ストックホルム会議」）⁽¹⁹⁾から検討されてきた。現在のフランス環境政策は、第二一代フランソワ・ミッテラン（François Mitterrand）大統領（PS所属）、次の第二二代ジャック・シラク（Jacques Chirac）大統領（UMP所属）のころ、盛んに展開されたものを継承している。⁽²⁰⁾ 第三代サルコジ大統領は、UMP所属で、シラク政権を引き継ぐものである。

サルコジ政権の環境政策と税制は、二〇〇七年に開催された「環境グルネル会議」の成果としての「グルネル法」（第一法と第二法がある）に規定され、展開された。フランスにおける環境税は多様である。グルネル第一法に基づき提案されたのが「エコタックス」である。⁽²¹⁾

エコタックスは、関税法典（Code des douanes）の改正として、二〇〇九年度財政に関する二〇〇八年十二月二七日法律第一四二五号⁽²²⁾第一五三条に規定された。エコタックスは、フランスの道路を走行する大型トラック（三・五トン以上）に課する税であり、一種のロード・プライシング（走行距離課徴金）である。これは、道路整備および道路周辺環境整備の諸費用のために、また価格シグナルとしての効果もあると考えられている。

このエコタックスは、法案が成立し立法され、当初、二〇一一年末までに実施する予定でいたが、課徴システム整備の都合などから、その実施日が延長され、二〇一二年の大統領選挙で敗退したサルコジ政権下での実施は実現されなかった。

2 オランド政権によるエコタックス実施

二〇一二年の大統領選挙で勝利したオランド政権において、エコタックスの実施は、再三の延長がなされ、最終的

には、二〇一四年一月一日からと決定されていた。しかし、二〇一三年一〇月下旬ころから、ブルターニュを中心とする反対運動が激烈化し、⁽²³⁾ オランダ政権は、その実施の延期を決定するという政治的決断をした。しかし、エコタックスは、廃止ではなく、実施延期であり、⁽²⁴⁾ その後もその実施へと進んだ。現在、エコタックスは、若干の改訂がなされ、二〇一五年一月一日以降実施されている。⁽²⁵⁾

フランスにおけるエコタックスの導入は、EU環境政策や近隣諸国との対応連携を考慮すれば、当然とも言えるものである。政権交代の有無にかかわらず、その実施は必須であったとも評する。

三 政策税制の本質

1 政策税制の意義内容

政策税制とは何か。先にのべたように、税は、財政収入であることから、政府の政策実現のために支出される財政支出を補充するもので、税制は、一般論として、政策実現のためのものと理解することもできる。すなわち、税制は、すべて政策税制であるとも言いうる。しかし、税制、そのすべてが政策税制であることは、一般には受け入れられていない。税制には、政策税制とは異なる税制としての理論税制があると考えられてきた。⁽²⁶⁾

本稿は、理論税制と区別される政策税制を、先に提示した政策税制の理解である「特定の政策目的」との関連性および基礎税法令の施行期間を時限立法とするなど恒久的立法ではなく暫定的立法とするなどの暫定性を有する税制が政策税制であるとする。これが政策税制の必要十分条件と理解する。税制が政策実現の財源であることは事実であり、フランス人権宣言一三条も「Pour l'entretien de la force publique, et pour les dépenses d'administration, une

contribution commune est indispensable 公の武力の維持および行政の支出のために、共同の租税が不可欠である。⁽²⁷⁾」と規定する。この税の本質は政策税制として特徴づけられるものではない。

また、フランス人権宣言一三条は、「elle doit être également répartie entre tous les citoyens, en raison de leurs facultés. 共同の租税は、すべての市民の間で、その能力に応じて、平等に分担されなければならない。」と続けて規定する。そして、民主主義を端的に表現した日本国憲法前文第一段落中の「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」という記述は、財政民主主義としての議会中心主義を表現したものであり、税課徴の根拠が国民福利にあるものと税財政法的に解することができる。したがって、近代的民主主義、人権思想を基礎とする現代国家における税制は、市民の税負担能力に応じた財政収入を確保することを基本とするも、その税支出が市民の福利のためになされる⁽²⁸⁾ことが想定されている。ここに理論税制の基礎がある⁽²⁸⁾と考える。これに反する税制、すなわち市民的応能負担を犠牲にした不公平税制、市民の福利に反する財政支出となる税制などが、政策税制となる。

2 各税法律本法と租税特別措置法

日本の実定税法は、一税目一税実定法令を基本としている個別税法律または税条例として編纂される(国税通則法、相続税法、地方税法などの例外もあるが)、いわゆる「個別法律主義」を採用している。これは、フランスの租税一般法典 (code général des impôts) やアメリカ合衆国の内国歳入法典 (INTERNAL REVENUE CODE) のような全税目を一つの法典に集約規定する実定税法の「法典主義」とは異なる。法典主義の実定税法編纂は、理論税制も政策税制も、一つの税法典に原則として規定される。これに対して、日本の個別税法律主義の実定税法は、各税目の基本に関する条

項はいわゆる「本法」に定め、政策税制的な時限立法条項などは個別税法の特例を定める租税特別措置法に集約的に規定している。それゆえ、税実務では、個別税法の理解は、個別税法、同施行令および同施行規則、並びに租税特別措置法、同施行令および同施行規則、その他に判例や実務解釈としての基本通達などを基になされている。

日本での「政策税制」論議は、主として租税特別措置法による税制と理解されている。しかし、所得税法、法人税法などの「本法」に規定される税制が理論税制であるとも言いきれない面がある。⁽²⁹⁾しかしながら、日本の歴代政権与党も野党も、租税特別措置法の見直し、これを政策税制の見直しと位置づけてきたと評する。政府税制調査会での議論、各政党のマニフェストなどにも、租税特別措置法の見直しが論じられてきた。

民主党政権のとき、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」(以下、「租特透明化法」と略す)(平成二三年三月三十一日法律八号)が制定された。この法律の目的は、「租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与すること」としている(同法一条)。この特措透明化法については、「租税特別措置法に規定された措置や特例等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置(以下「政策税制措置」といいます。)⁽³⁰⁾に該当するものを対象」とし、政策税制措置に該当するものの全てについて四年間で抜本的に見直すものとした。⁽³⁰⁾しかし、政策税制はなくなっていない。

奇しくも年号が昭和から平成に移る時期と重なり、大型消費税を創設することとなった平成税制の基礎「税制改革法」(昭和六三年二月三〇日法律一〇七号)は、「税制改革は、租税は国民が社会共通の費用を広く公平に分ち合うためのものであるという基本的認識の下に、税負担の公平を確保し、税制の経済に対する中立性を保持し、及び税制の

簡素化を図ることを基本原則として行われるものとする」（同法三条）と規定し、「公平、中立、簡素」な税制を望ましい税制とした。しかし、税制の基礎となる実定税法は、その実務法令集をみても、いわゆる小六法程度のものから分冊六法程度のものへと分厚くなり、税制理念の「簡素」に逆行している。特に、租税特別措置法は、先の租特透明化法にもかかわらず益々特別措置規定が多くなっている感がある。

本法とは別に租税特別措置法があることから、立法者意思としての政策税制の位置づけは明白なものとなっている。³¹⁾

四 理論税制の探究

1 政権交代と理論税制

税制改革法の望ましい税制として「公平、中立、簡素」な税制が提示された（同法三条）。筆者は、私見として、「応能負担、簡素、簡易計算」できる税制が市民のための税制とする。税制の基礎となる実定税法令は、基礎法である民法と比べても、市民の生活に密着したものとなっている。民法を意識して生活する市民は少ないが、税を意識して生活する市民は多いと推量される。税が市民の権利利益に重要なものであることから、税実定法の規定形式内容は、義務教育を終えた市民が理解できる簡素で税額等の計算も簡易であるべきと考える。しかし、現実の税実定法は、難解な法令の一つとされる。民主国家の社会システムが「民」のためにあるべきと考えるなら、税制の基礎となる税法も、税務職員や税理士などの税法専門家のためにあるのではなく、市民のためにあると考えるべきである。税法は、市民の権利擁護のための道具であり、課税のための道具であってはならない。

先に例示した日本の消費税、そしてフランスのエコタックスは、政権交代があつたにもかかわらず、成立、存続し

ている。これらは、政策税制か否か。「特定の政策目的」との関連性は、両税ともある。消費税は福祉目的をもち、エコタックスは道路資本環境整備費用等の補填に使われる。この点では、両税は、政策税制であると言える。しかし、両税は、暫定的な時限立法税制ではなく、恒久的な税制として成立、実施されていると見られる。それゆえ、両税は、政権交代があつたにもかかわらず廃止されていない。

政策税制である必要十分条件は、その税制の特定政策目的との関連性および施行期間の暫定性である。特定の政策目的との関連性がある限り、その税制は政策税制に類似する税制として評価することができる。特定の政策目的との関連性があり、かつ暫定的税制であるとき、基本的には、その税制は政策税制であると指摘できる。この二つの条件のうち一つを欠くとき、その税制は、政策税制とまでは言えず、政策税制に類似する税制となる。

特定の政策目的関連性は、一般的には、目的税という税制として認識される。目的税は、市町村税に多くある。⁽³²⁾その中には、長きにわたり課徴実施されているものもある。これを政策税制として認識すべきかについては難しい判断となる。

また逆に、普通税として創設された税制であつても、創設後の実施期間が短い短命な税制もある（たとえば、地価税法は平成三年に制定され平成一〇年に租税特別措置法七一条により「当分の間」課税停止された）。

日本の租税特別措置法は、立法として、政策税制として構成されている。しかし、その政策税制議論の中で、租税特別措置法に規定されてはいるもののいずれは本法に吸収されて然るべきであると考えられる制度もあると指摘される。⁽³³⁾この税制は、非「政策税制」である理解されるものであろう。ただし、これを基本税制または理論税制とすることができるとは判断が難しいところである。たとえば、法人税の交際費課税（現行六一条の四）など租税特別措置法

の規定の中には、長年継続されている特別措置がある。これらを本法に規定すべき税制とすべきかの判断は、租特透明化法による適用実態調査（同法四条）にもかかわらず、結局のところ、立法者に委ねられている。

政権交代があつたにもかかわらず、前政権下の税制を踏襲し継続することは、政権交代年においては、税財政制度の時間的ズレがある（政権交代が財政年度中であれば、補正予算の可能性もあるが、すでに確定した予算等に基づき税財政運営がなされる）ことから、ある程度回避できないことと理解される。しかし、政権交代から二年度目以降、税制改正がされない政策税制を含む前政権下の税制は、非政策税制として認識し、恒久的な理論税制に近いものとの認識が許されるのであろうか。あるいは、政策税制か理論税制かの判断は、立法者意思に基づくものと理解すべきであるのか。

税制は、課税権者（基底的には主権者）の意思に基づき、税法定原理により、税成文法により具体的要件が規定され、主権者が所管する立法権の発動として成立している。そのことから、政策税制と理論税制との峻別については、立法者意思によるとする一つの判断基準が示される。これは、一定の理解を得られるが、理論税制の本質ではないと考える。

2 本法と理論税制

従来、租税特別措置法が政策税制を具現していると判断されてきた。しかし、各税法本法が政策税制を含まないという命題は、直ちに肯定されるものでもない。日本の所得課税法は、戦後、シャープ勧告を受け入れ、帳簿記入記録保存に基づく実額課税主義を採用し、その進展のために「青色申告制度」（所得税法一四三条―一五一条、法人税法一二一条―一二八条）を採用し、その青色申告納税義務者に対する特典（帳簿に基づく更正（所得税法一五五条、法人税法一三〇条）、等）を付与してきた。これら本法に規定する青色申告の特典は、政策税制とも見ることができる。すなわ

ち、本法税制が理論税制であるとは限らないのである。

しかし、本法税制は、フランス人権宣言一三条が明記していた「公の武力の維持および行政の支出のために、共同の租税が不可欠である」という税制の根本を支えるものであり、これは否定されるものではない。税が財政収入であることは、経済・政治・法的な事実として市民に受け入れられている。財政収入を確保する税制は、税制の基本であり、理論税制と言える。

理論税制の税源を所得、消費および資産等に求めることは、経済理論的にも妥当であり、政治的妥協点でもあり、立法としても配慮されるべきものである。結果、理論税制としては、所得税制度、消費税制度および資産税制度に分類される⁽³⁴⁾。そして、これらに関する税成文法として、いかなる租税要件等を定め立法し、各課税税制に係る本法本則の税実体規定を構成すべきか、また税手続規定を定めるかが、理論税制の構築として問われる。

これらを踏まえると、本法本則規定は、政策税制を排除し、理論税制を探究したものに構成されることが望まれる。現行の税実定法は、政策税制と理論税制とが混在し構成されている。本法は、義務教育を修了した市民に理解できうる簡素で簡潔なものであるべきである。そのことは、税実定法が市民の権利擁護のための道具として機能する基礎となる。

おわりに

政策税制については、ある程度概念設定がされ、特定の政策目的との関連性および施行期間の暫定性を有する税制として理解されている。これに対して、理論税制は、その概念および内容について、今のところ確定的なものがない。

いと言える。国家運営のために税制は必要である。その必要性を満たす科学的分析に基づく理論税制はあるものと考ええる。当然、国家に税収以外の国家収入があり、それにて国家運営ができる場合、税制は不要であろう。その国家は無税国家である。しかし、このような国家は、小国には稀にあるが、通常ない。したがって、租税国家が要請される。

税制は、税法定原理に基づき、税成文法、税実定法により具現化される。国家の財政規模によつては、所得税、消費税、資産税を網羅した複税制度を採用せずとも、所得税など単一税制を採用する国も存在しうる。税負担の公平を考慮すると、複税制度が採用される。世界各国の税制を見ると、その税制は、所得税、消費税、資産税という分類に基づき構成される。ここに、理論税制の基礎がある。しかし、具体的に所得税法などの比較法的検証を行うと、各国の所得税制は、同一ではない。たとえば、課税所得の分類にしても、全く同一な所得分類はなされていない。各国の税制は、類似するが同一ではない。国際取引における税障害を縮減し廃止すべきと叫ばれるが、その中心である関税制度を廃止した国は、ガット体制からWTO体制になつても、未だにない（関税のゼロ税率適用品目は多くはなっている）。フランス人権宣言に規定された税の応能負担原則は、税制の基本である。税以外の公的課徴金と税との区分基準として、この原則は重要である。この原則は、所得税制では総合累進課税、消費税制では基本生計費（衣食住費用のうち最低限度の消費支出）非課税や奢侈品重課税、資産税制では生活資産減免税などとして具体化されるべきである。これらは理論税制として構成されるべきものと考ええる。

本稿は、「政権交代と税制」と題して、政権交代にもかかわらず改正がなかった税制について例示し、これが政策税制か理論税制かという議論を提起した。日本政治史において、日本政治が多党制であり二大政党による支配ではないことから、政権交代が頻繁になされることはなかった。しかし、細川内閣以来、日本での政権交代は続いていると

も言える。しかしながら、政權交代により税制が大きく変革されたこともないと言える。政權交代にもかかわらず改正されずに存続した政策税制ではない非政策税制が理論税制であるという論理は、部分的には成立しうるとも解するが、全面的には成立しないものである。

理論税制はあるという仮説に関しては、税制が政治過程を通じて成立する社会現象としての税実定法を基礎とすることから、そこに客観的真実性としての「科学性」を認めることは難しいことと諦観することは易しいことである。また、理論税制は立法者意思によることも安易な結論である。

今後とも、一税法研究者として理論税制を探究する所存である。なお、政策税制は、理論税制を歪める税制として否定される傾向があるが、特定の政策実現のために、臨機にその必要性に応じて採用すべきものであり、これを全面的に否定するものではない。

脚注

(1) 本稿での「税法定原理」は、「租税法律主義の原則」(北野弘久『税法学原論(第六版)』(以下、「北野原論」と略す)(青林書院、二〇〇七年)八九頁以下)または「租税法律主義」(金子宏『租税法(第十九版)』(弘文堂、二〇一四年)七一頁以下)として論じられてきた「租税法律主義」論とは若干異なる。従来、租税法律主義は、近代憲法において「法律なければ課税なし」を表現し規定されてきたもので、租税要件等法定主義、租税要件等明確主義、税務行政の合法性の原則などを内容とするものと論じられてきた。その一方で、これは税法学の原理・原則としてもある。税法定原理は、経済的に資本主義、政治的に民主主義を基礎とする現代国家では①主権国家の实在、②その国家内に私有財産制を基礎とする自由経済の实在、そして③社会的公正の实在という税法公準を根底とする税が法定され存立するという基本原理を明示するものであり、税法学の存

立基盤原理として位置づけるものである。税法学の基本原理・原則は、税法定原理の展開として、税立法基本原則（この内容として、租税負担公平原則と租税要件等法定原則、税成文法主義、国税法律主義、地方税条例主義が展開される）と税法執行基本原則（税法執行（行政、裁判）の合法性原則）という税法一般原則、そして課税基礎論（または税源論）に基づく所得税法原則、消費税法原則および資産税原則という個別税法原則が展開されるべきものと考えている。従来の税法学方法論として、原理・原則の関係性などの体系化が十分でないと考え、一つの提言を「税法定原理」等としてなすものである。

（2）北野原論一九頁。北野先生は、税法学を総合社会科学の典型とし、これを現代法学に共通の特性とした（同上）。金子宏・前掲書三四頁は、税法学を「一種の総合科目の性質」とする。

（3）北野税法学は、すでに立法面での税現象につき論究し、法社会学的手法を採用し、税現象を税法立法面と税法執行面とで分析していたと評する（たとえば北野税法学における租税法律主義の現代的展開論、北野原論二一〇頁以下参照）。また具体的事例として、石村耕治『透明な租税立法のあり方』（東京税理士政治連盟、二〇〇七年）を指摘しておく。

（4）投票率五〇％で過半数を占めた政党による過半数決議は、単純な認識としては、二五％以上ではあるが、市民の意思の過半数にはならないといえる。ただし、このことから、逆に、市民が議会にて決議された改正税法令に反対しているとも言えない。なお、単純な増税案に反対する市民は多いであろう。このような事象を分析したとしても、本稿の対象とする「理論税制」と「政策税制」との峻別は顕現化しないであろう。なお、本稿での「市民」は、国民、住民、納税者（国税通則法二条五）を包含するものとして、場合により、これらと同義の概念として使用している。

（5）北野先生の税法学、いわゆる「北野税法学」と言われたものは、この視点でのものであったと考える。特に先生の租税法律主義論は、「租税法律主義自体が現代税法における法認識論的研究成果を踏まえて構成されるところの、法実践論の基本的道具概念として位置づけられるのである」（北野原論一一三頁）とし、この点を明白に主張する。

（6）民主国家における課税権と納税義務との関係、すなわち税法関係は、主権者である国民（市民）の課税権と国民（市民）の納税義務との関係としてある。この税法関係において課税権力は、主権者からの信託に基づき、三権分立論により税法立法、税法行政および税法裁判（これらを「税法権力」とする）として行使される。また、ここにおける税法関係は主権者国民の意

思が議会を通じて立法化（税法のインプット）され、税法行政および税法裁判において税法執行（税法のアウトプット）され、市民の納税（税法のアウトカム）により終結するという循環的關係として理解される。民主国家において税法令の立法過程である税法立法、その執行過程である税法行政および税法裁判の税法権力の行使に対して市民のコントロールが保障されることは、税制において重要である。

(7) 昭和六三年二月二一日、自民党が参議院税制特別委員会で消費税を柱とする税制改革関連六法案を強行採決、二三日参議院本会議での野党の「牛歩戦術」もあり徹夜国会となったが、二四日に税制改革関連法案が成立した。

(8) 一般消費税の創設論議は、福田内閣での大蔵大臣であった大平正芳が「赤字国債」発行をしたことへの財政措置であった。大平は、赤字国債を発行した責任を、財政再建としての一般消費税による増税策による政治的決着を講じた。しかし、彼の急逝により、その政治意思が、その後の政権である鈴木善幸政権、中曽根康弘政権、そして竹下登政権に継がれ、結実した。消費税の種は、自民党政権による「赤字国債」の発行による「赤字財政」の是正「財政再建」にあった。しかし、その後、赤字国債の発行は増額されていった。なお、税制調査会での一般消費税関係資料として、大蔵省主税局税制第二課監修、税務経理協会編『一般消費税関係税制調査会答申（報告）集』（税務経理協会、昭和五四年）、また政府税制調査会の答申データとしては、日本租税研究協会が答申集をそのウェブページ（以下、「WP」とする）(<http://www.soken.or.jp/>)に掲載している（二〇一五年七月確認）。

(9) 売上税法案については、不公平な税制をただす会編『売上税法を斬る 自民党「Q & A」総反論』（労働教育センター、一九八七年）一四〇～一九六頁に掲載されているものを参照。

(10) この法律案の全文は、参議院法制局WP (<http://houseikyoku.sangin.go.jp/>) 内「参議院議員提出法律案情報」にて第一一六回国会平成元年九月二八日～平成元年二月一六日の一覧の法律番号一にて照会できる（二〇一五年七月確認）。

(11) 細川の国民福祉税論は、消費税の廃止というセンセーションと、その一方での大蔵省の増税による財政再建要求と国民の福祉充実要請とを混在させてしまった政治的妥協策であった。当時の新聞報道は、増税に対する批判が多い。

(12) 「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律」（平成六年二月二日号外法律一〇九号）三条は消費税率三％から四％へ

の上昇を定め、また「地方税法等の一部を改正する法律」（平成六年二月二日法律一一号）は地方消費税を創設し、消費
税譲与税法（昭和六三年法律一一号）を廃止した。これら法律の附則には「検討」と題する条項、いわゆる「見直し」条項
があった。すなわち、前者法附則二五条が「消費税の税率については、社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、行政
及び財政の改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、財政状況等を総合的に勘案して検討を加
え、必要があると認めるときは、平成八年九月30日までに所要の措置を講ずるものとする。」と定め、また後者法附則一二条
が「地方消費税の税率については、社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点」（以下略）と定め、これら改正法附則は、
消費税の福祉目的税としての性格を持たせた。これら「見直し」条項は、消費税の廃止をも含めた解釈もなしえた（北野弘久
『5%消費税のここが問題だ』（岩波ブックレット、岩波書店、一九九六年）七頁）。

(13) 民主党マニフェスト（二〇〇九年七月二七日発行）（民主党WP（<http://www.dpj.or.jp/>））政策／民主党の政権政策
Manifesto2009。二〇一五年七月確認）には、「消費税」につき二箇所の記述がある（二〇一五年七月確認）。一つは、一八頁
の「消費税を財源とする「最低保障年金」を創設」というもの、もう一つは、二〇頁の「自動車取得税は消費税との二重
課税回避の観点から廃止」とするとの記述である。

(14) 野田政権が国会提出した社会保障・税一体改革に関連する国会提出法案等は、多岐にわたる。税制改正としては、「社会
保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」（平成二四年三月
三〇日提出、平成二四年八月一〇日成立、平成二四年八月二二日法律第六八号）、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の
抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案」（平成二四年三月三〇日提出、平成二四年八
月一〇日成立、平成二四年八月二二日法律第六九号）がある。内閣官房WP（<http://www.cas.go.jp/>）政策課題／社会保障
改革／社会保障・税一体改革に関連する国会提出法案等を参照（二〇一五年七月確認）。

(15) 「平成27年度税制改正の大綱」（平成二七年一月一四日閣議決定）および「所得税法等の一部を改正する法律案」（平成
二七年二月一七日閣議決定、平成二七年二月二〇日国会提出）参照。これらの内容をまとめた財務省パンフレット『税制改正
（案）のポイント』（平成二七年二月発行）（財務省WP（<http://www.mof.go.jp/>）内／税制／出版物等／パンフレット）九頁参

照（二〇一五年七月確認）。

(16) 北野原論二八頁は、日本国憲法のもとでのすべての租税は福祉目的税であるとされ、「新福祉目的税」論を展開していた。

(17) 社会保険制度は、保険制度としてある。しかし、国によつては、社会保険制度を採用せず、税財政制度として社会保障を運営する国もある。たとえば、オーストラリアとニュージーランド。また、日本の地方税として「国民健康保険税」があり、市町村医療保険制度が税にて運用されている。

(18) フランスのエコタックスについては、拙稿「フランスのエコタックスに対するブルターニュの反乱」札幌法学二五卷二号九—四六頁を参照。

(19) 環境行政が一九七〇年代に世界的に展開されたが、この背景には、一九六九年にアメリカ合衆国がNEPA (National Environmental Policy Act、国家環境政策法) を制定し、環境行政組織としてのEPA (Environmental Protection Agency、環境保護庁) を整備したことがあると言える。先進国は、環境行政組織の整備に追隨した。一九七〇年のスウェーデンの首都であるストックホルム市での国連世界人間環境会議の開催は、世界的に環境問題の重要性を認知させ、その後の環境対策が展開される原点であると評価される。

(20) 特記すべきは、シラク政権下での二〇〇四年の憲法改正としての環境憲章 (la Charte de l'Environnement) の制定である。

(21) グルネル第一法のエコタックス規定については、前掲拙稿・一二頁および一三頁参照。

(22) Loi n° 2008-1425 du 27 décembre 2008 de finances pour 2009によるエコタックスに関する関税法典の改正条項は、議会成立し、内容明記されたが、五年以上実施されずにいた。現在、エコタックスに関する関税法典規定は、実施され、同法典二六九条以下に規定されている。

(23) ブルターニュでの反乱は、フランスで毎週のように発生する組織的デモとは異なり、暴動であり、一つの革命とも言えるものであった。前掲拙稿・一九頁—二四頁参照。

(24) 当時の首相エロー (Jean-Marc Ayrault、PS所属) は、「実施停止であつて、廃止ではない Suspension n'est pas suppression」と発言した。

(25) 実施延期が繰り返されたエコタックスであるが、最終的には二〇一四年九月に政府決定 (Arrêté du 30 septembre 2014 relatif à la communication du montant de la taxe sur les véhicules de transport de marchandises 等) として、エコタックスの実行がなされている。

(26) 税制には、政策税制とこれと区別される税制があると指摘するものとして、税制調査会の昭和五一年度の税制に関する答申 (昭和五〇年一二月) 三頁に記述がある。すなわち、回答申は、政策税制については、「特定の政策目的に資するという租税政策上の配慮がなかったとすれば、税負担の公平その他の税制の基本的原則からは認め難いと考えられる実質的な意味での特別措置」とし、「それ以外の制度」として「政策税制とは異なり税制の基本的原則からみて所得税法、法人税法等の本法に規定されてしかるべき制度及び現在のところ租税特別措置法に規定されてはいるもののいずれは本法に吸収されて然るべきであると考えられる制度」としている (前掲昭和五一年度税調答申・日本租税研究協会WP内税制調査会答申集より参照引用) (二〇一五年七月確認)。これが政策税制についての歴史的記述とされる (首藤重幸『政策税制の法的限界の検討』の研究について (総論)」、日本税務研究センター『政策税制の法的限界の検討』(日税研論集五八号、二〇〇八年) 四頁)。

(27) フランス人権宣言 (Declaration-des-Droits-de-l'Homme-et-du-Citoyen-de-1789) の原文引用は、フランス政府 Legifrance (<http://www.legifrance.gouv.fr>) より、また訳については、初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集』(二〇一四年、三省堂) を参照した。

(28) 私論の税の定義は、フランス人権宣言一三条および一四条、並びに日本国憲法前文の民主主義を表現した記述などを参考にし、「民主国家における税は、市民がその共同生活・福利に必要な共同組織・国家の運営経費をその能力に応じて分担するものであることを直接または間接的に民主主義システムに基づき法的に承諾・同意した金銭給付であり、その課徴要件は成文法で明確に制定され、市民はその用途を追及する権利を有する。」と市民のための税定義を提示している (拙稿「民主主義的租税観」フランス人権宣言に再び学ぶ」税制研究五六号 (二〇〇九年九月) 一五九頁)。

(29) 法人税法六九条に規定する外国税額控除につき、最高裁は「同一の所得に対する国際的二重課税を排斥し、かつ、事業活動に対する税制の中立性を確保しようとする政策目的に基づく制度である」と解している (最二小判平一七・一二・一六、判

時一九一八号三頁、判タ一一九九号一七四頁、D1-law.com（第一法規）判例体系、判例ID：28110085、判例評釈として岡村忠生「租税回避行為の否認―りそな外税控除否認事件」『租税判例百選』（第五版）（別冊ジュリスト207）四〇～四一頁、他）。

(30) 財務省「平成二二年度税制改正」パンフレット内「租税特別措置法の見直し、特措透明法」を参照（財務省W P V税制V出版物等VパンフレットV過去の税制関係パンフV平成二二年度税制改正）、および平成二二年度税制改正だい大綱八九頁掲載【別紙1】「租税特別措置の見直しに関する基本方針」（内閣府W P (<http://www.cao.go.jp>) 内V審議会・懇談会等V税制調査会V過去の税制調査会V税制調査会（二〇一三年一月二九日まで）V諮問、大綱、報告V二〇〇九年）（二〇一五年七月確認）参照。また、「租税特別措置法の適用実態調査の結果に関する報告書」が「平成二二年度適用実態調査」（平成二五年三月国会提出）、「平成二四年度適用実態調査」（平成二六年二月国会提出）および「平成二五年度適用実態調査」（平成二七年二月国会提出）としてまとめられている（前掲・財務省W P V税制V関連資料・データV租税特別措置法の適用実態調査の結果に関する報告書を参照）（二〇一五年七月確認）。

(31) 平成二二年度税制改正大綱は、租税特別措置の見直しに関する基本方針を明示した（同大綱八九～九〇頁）。

(32) 地方税法五条は、市町村法定目的税として、入湯税、事業所税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税および国民健康保険税を規定している。

(33) 前掲税調・昭和五一年度答申（注25引用）。

(34) 財務省がそのW Pに掲載している「国税・地方税の税目・内訳」に示されている税分類は、所得課税、消費課税および資産課税等の三種である（前掲・財務省W P V税制Vわが国の税制の概要Vわが国税制・財政の現状全般V国税・地方税の税目・内訳）（二〇一五年七月確認）。この三分類は適当なものと解するが、そこに分類掲載されている税目が理論税制に基づくものであるとは断言できない。

【追記】藤原孝先生を知ったのは、二〇一三年四月からフランスのリヨン第三大学に客員教授として海外研修中に知り合いとなった同大学の日本語コース担当のフランソワズ・ゲル (Mme Françoise Guelle) 准教授からであった。帰国後、二〇一四年四月から日本大学法学部教授として迎えていただいてから、少数派であるフレンチ・スクールの一員とさせていただき、先生と親交させていただいている。

留学により得ることは多く、机上研究の誤謬も発見できる。筆者はフランス税法を研究してきたが、フランス税法学の第一人者であったLouis TROTABASを「トロタバ」と呼んでいたが、リヨン大学の税法教授であるJean-Luc PIERREとランチをしていたときに「トロタバス」と訂正され、机上研究の失敗を痛感した。一九八二年と二〇一三年の二度、フランスに留学させていただき、その経験を母校でのフランス研究者へと伝えていきたいと考えている。

ボリングブルックの反対党観 「愛国主義」を中心に

入 江 正 俊

一、はじめに

周知のように、一七四二年二月にウォルポール (Sir Robert Walpole 1676-1745) は「首相 (the prime minister)」の座を降りるのであるが、すでに事実上、一七三〇年代末期には政権の弱体化は顕著となっていたと言える。政権弱体化の直接の原因は、ウォルポールの外交政策の失敗にあったのであるが、^①内政では「内国消費税の危機」以来の政策の深刻な行き詰まりにあった。

こうした状況を、在野勢力は、一七三三―三四年の政争以来のウォルポール政権打倒の好機と捉え、一七三六年以降、攻勢をさらに強めていた。だが、政局の打開は、依然として困難であった。ウォルポール退陣を可能とする議会

での在野勢力の結集、それを支える国民的な支援の形成は、いまだ実現してはいなかった。それゆえ、先の一七三三以来の「内国消費税の危機」の政争に敗北したボリングブルック（Henry St. John Viscount Bolingbroke, 1678-1751）は、その反省からまさに在野勢力を結集し、「恒常的な反対党」⁽³⁾形成のための新たな理論活動に取り組まなければならなかったのである。

こうした状況の中で、一七三六年に『愛国主義の精神についての手紙』、一七三八年には『愛国者国王の理念』が著されたのである。この表題が示すように、ボリングブルックが訴えたのは、愛国主義の原理の提案であり、愛国者としての国王の登場であった。そして、こうした理念や理想が、名誉革命以来の議会政治の現実の中で、いかに実現されうるかが、彼のテーマとなった。

ボリングブルックによれば、それを可能とするのが、国民的党派である「反対党の構築」であり、愛国者国王の即位であった。すなわち、マキャヴェリ（Niccolo di Bernardo Machiavelli, 1469-1527）の『君主論』（一五三二年刊）を念頭に書かれたとされる『愛国者国王の理念』の国王と、名誉革命以降の議会における政党、特に反対党の関係を理論的に整理し、訴えることであった。

本稿では、以上の点を踏まえ、一七三五年から一七三九年までの政治状況のもとで、ボリングブルックが愛国主義に立ったいかなる反対党観を考えていたのかを検討する。

(1) Cf.B.W.Hill,Sir Robert Walpole,Hamish Hamilton Ltd,1989,pp.174-94.

(2) Cf.H.T.Dickinson,Bolingbroke,Constable,1970,p.184,I.Kramnic,Bolingbroke and His Circle,Harvard,1968.

二、反対党観の特徴

いわゆる内国消費税危機時のウォルポール政権に対する在野陣営の敗北は、ボリングブルックの反対党観に一つの転換をもたらした。一七三三から三四年にかけての政争は、在野勢力にとって政権獲得の絶好のチャンスであったにもかかわらず、さらにその後一〇年以上にわたり政権を維持したウォルポール政権を退陣に追い込むことはできなかった。在野勢力の利害の不一致による足並みの乱れは、ウォルポールの老獪な政治手法を伴った強固な政権基盤を揺るがすことはできなかったのである。^①したがって、総選挙とその後の議会を通しての政権奪取の失敗を経験したボリングブルックにとっての緊急な課題は、在野のウィッグ党の人々とトーリ党の連合からなる反対党の路線の敗北を総括し、新たな恒常的な反対党を構築することであった。そのためには、ボリングブルックは以下のような政治的判断を下さなければならなかった。

第一に、これまでの地主利害を国民的利害と同一視する考えを多少とも改めて、より広いスタンスで反対党を捉えることであつた。もちろん、ボリングブルックによれば「土地所有者が政治体という船の真の所有者であつて、貨幣所有者はその船客に過ぎない」^②と述べるように、彼が地主利害の側にあることは、揺るがない。だが、ボリングブルックにおいては、こうした地主利害が国の大きな部分を占めているにしても、やはり、地主利害は国民の部分的利害なのであつて、国民すべての利害を意味するとは言えないのである。

第二に、これまでの反対党は、あまりに内部の論争や争点にエネルギーを費やしていると断じる。在野陣営のウィッグやトーリの利害対立は、経済のみならず宗教等の面で当然に見られた。本来の反対党は、統一して政府与党に対して向き合わなければならないのである。そして「正直な人は、いかなるファクションになることを戒め、名譽革命に基礎を置く原理に従って、憲政を擁護するよう決意しなければならない」のである。⁽³⁾ こうした点を前提として、ボリングブルックの反対党観はさらに徹底的な政府与党の党派姿勢への批判の理論として打ち出されたのである。

それでは、ウォルポール退陣を目前にして書かれたボリングブルックの『愛国者国王の理念』において、彼は政党についていかなる見解を示していたのであろうか。この時点でもボリングブルックは、依然としていわゆる「non party government」の立場をとっている。⁽⁴⁾ もちろん、当時の政党に対する一般的な見方と同様に、ボリングブルックには近代議会の必然としての近代的な政党の観念はまだ見られない。すなわち、政党やファクションは、君主制、貴族制および民主制のバランスが崩れることによって生じると、ボリングブルックは考えるのである。⁽⁵⁾ 彼にとって、ウォルポール内閣による腐敗政治、議会支配の状況は、まさにこのケースなのである。

さらに、ボリングブルックは政党とファクションを区別しつつ、両者を共に批判する。彼によれば、「政党は、政治的悪である。ファクションは、すべての政党の中で最悪のものである」⁽⁶⁾。政党もファクションも、イギリス憲政の本質である混合生体の君主制、貴族制および民主制のバランスの崩壊の結果生じるものであるから、両者とも国民的利害に反する存在なのである。ボリングブルックの『愛国者国王の理念』において、そのことは一層明確である。ここでは、私的で部分的利害は、全てファクションであって、それは国民的自由を破壊するものに外ならないと明確に主張されている。そして、政党についても、いまや呪われたものであり、憲政にとって有害な存在であるとまで、彼

は言いきるのである。⁽⁷⁾

前述したように、この主張はウォルポール政権批判を背景にしている。腐敗的手段を用いて、長期にわたり議会の多数派を維持するウィッグ主流派によつて支えられるウォルポール政権は、ボリングブルックにとつてイギリス憲政を破壊する一党派の内閣なのである。それゆえに、ウォルポール内閣は国民の全体の利害に反し、決して容認されない。こうした彼の政党観は、後世に政党政治を否定する見解として位置付けられ、批判されているところである。

ウォルポールの党派政治を攻撃するボリングブルックの政党観の中には、政府与党と野党の機能的関係を確立することこそが、近代的憲政の姿であるとの考えは、当然のことであるが見られない。つまり、憲政のバランスにとつて、政府と国民の間の、あるいはその反映である政府与党と野党間の恒常的な緊張関係の存在が不可欠であるとの考えは、ボリングブルックの中には見られないとされるところである。⁽⁸⁾ そうであれば、近代的な政党システムが前提とする与野党間の政権交代は、当然に考慮されていないことになる。一方、与党のウォルポール陣営は、ウィッグ党とトーリアの区別が依然として存在するとし、ウィッグ主流派のウォルポール内閣の正当性を主張している。⁽⁹⁾ だが、この主張も、後に表明されたE. バークの政党観と同様に、決して近代の政党政治への発展を論じているわけではない点を注意しておく必要がある。

ところで、ボリングブルックが近代的な政党観をとりえないのは、当然に彼の時代の歴史的制約によるものである。また「ウォルポール一党政治」への嫌悪、当時の政治の現実への失望や絶望感などももちろん考えられる。さらに、このようなボリングブルックの政党観の問題は、彼の社会と人間に対する見方の帰結であるとの指摘にも留意しておかなければならない。

ボリングブルックによれば、強調すべきものは、宇宙における合理的道徳的秩序であり、社会においては調和と安定を生みだす自然法である。人は本来慈愛心を持ち、社交性があり、そして偉大な善を目指す市民政府を望むものである。⁽¹⁰⁾したがって、ボリングブルックによれば、こうした人間観に立てば、本来人々の間には政治的対立は最終的に消滅することになり、政党は存続する根拠を失うことになるのである。

だが、ボリングブルックの時代においては「正直な人々」ではなく、私的利益を追求する「党派 (faction) 的人間」が政権の中枢に存在すると、彼は考えるのである。まさに、ボリングブルックの政党観はこれを取り除くために生まれたといつてよい。だから、政党に対する批判は一層厳しくなるのである。この時期のボリングブルックにとって、ウィッグ党とトーリー党は部分的利益を代表するものであつて、両陣営の対立はファクションの争いを助長するに過ぎないのである。

すでに述べたように、ボリングブルックは、当時トーリー陣営の論者等において盛んに主張されていた「政党とファクションとの区別」⁽¹¹⁾を主張しつつ、『愛国者国王の理念』において、政党の存在をイギリス憲政にとって有害なものとして改めて厳しく批判している。「∴政党は、絶対主義のファクションに墮落する以前でさえ、共同体のものではないのであつて、党外の者には容認されない特定の目的と利害のために、結合した無数の人々である。私的なあるいは個人的な利害がきわめて素早くかつ頻繁に持ち込まれ、党派内で支配的になつていくのである。」⁽¹²⁾しかしながら、こうした政党観にもかかわらず、ボリングブルックは現実の議会政治の中で、ウォルポール退陣のための「有効な反対党」の形成の必要に迫られるのである。

ボリングブルックは、最終的には社会においてはひとつの利益、公的利益しかないと考える。この利益を実現する

ためには、反対党すなわち愛国主義的カントリパーティーの形成が求められるのである⁽¹³⁾。したがって、ボリングブルックにおいては、時の統治が腐敗的、専制的であると判断されれば、反対党の存在は正当化されるのである。けれども、ボリングブルックによれば、一七三三年から三四年の政争で勝利できなかったケースのように、あまりに腐敗が進行していくと、反対党の有効性も一般に充分に期待できなくなるのである。というのは、彼によれば腐敗が余りに深刻化すれば、地主勢力の力あるいは少数の優れた精神だけでは、こうした憲政の腐敗の進行を食い止め克服することはできなくなるからである。それでは、この点をボリングブルックはいかに考えているのか。それが、次の問題である。

- (1) H.T.Dickinson, *op. cit.*, p.254.
- (2) Bolingbroke, *Some Reflections on the Present State of Nation, principally with regard to her Taxes and her Debts, and on the Causes and Consequences of them*, 1749, *Works*, vol.II, p.458.
- (3) H.T.Dickinson, *op. cit.*, p.254.
- (4) Cf. H.N.Fieldhouse, *Bolingbroke and the Idea of None Party Government*, *History*, xx iii, 1938-1939, pp.41-42.
J.M.Robertson, *Bolingbroke and Walpole*, London, 1919, Chapter v, G.W.Cooke, *History of Party*, London, 1836, p.36.
- (5) Cf. S.W.Jackman, *Man of Mercury*, p.130.
- (6) Bolingbroke, *The Idea of a Patriot King*, *Works*, vol.II, p.401.
- (7) *Ibid.*, p.401.
- (8) H.T.Dickinson, *op. cit.*, p.262.
- (9) *London Journal*, No.592 (5 December 1730)

- (10) Cf. Bolingbroke, *Fragments or Minutes of Essays, Works, vol. IV*, p. 196. Cf. H. T. Dickinson, *op. cit.*, p. 262. Cf. Bolingbroke, *Fragments or Minutes of Essays, Works, vol. IV*, p. 196.
- (11) 当時「party」や「faction」に関して、与野党間で論争が展開された。Cf. *The Country Journal : or The Craftsman* No. 674 (9 June, 1739)
- (12) Bolingbroke, *The Idea of a Patriot King, Vol. II*, p. 401-2.
これに反して、ボリングブルックの言う愛国者国王によって統治される自由人の真のイメージは、首長とすべての成員が共通の利害によって統一され、共通の精神によって鼓舞される家父長制社会であったとの指摘がある。(H. T. Dickinson, *op. cit.*, p. 262.)
- (13) ボリングブルックは次のように述べている。「最良の憲政は、滅亡の種を宿している。∴従って、良き統治が続いていくためにしなければならないことは、それが打ち立てられた最初の良き原理に、常にそれを引き戻すことである。」Bolingbroke, *The Idea of a Patriot King, Vol. II*, p. 397. Cf. H. T. Dickinson, *op. cit.*, p. 260.

三、愛国者国王と反対党

ボリングブルックは、マキャヴェリのように、政治的衰退を不可避的なものと考えているとされる¹⁾。だが、ボリングブルックは、決して悲観論者ではない。彼は、ウォルポール体制のもとで侵害されている憲政を、名誉革命の原理に基づく体制に回復させようとし、決して憲政の回復をあきらめないものである。

ボリングブルックは、イギリス憲政の腐敗の原因に、名誉革命以来政治的、経済的、社会的に影響力を増した貨幣利害の台頭にあると考える。だが、彼が問題視するのは、国民の多くの人々があまりにも腐敗させられているので、

彼らが理性に立つたカントリ・パーティを認識し支持することができないという点である。そこで代わりに、ボリングブルックが、解決策として挙げるのが、愛国主義原理に立つ君主の登場である。すなわち、彼は、愛国者国王の統治に立ち返ることによって、本来の憲政の回復を、国民に対して訴えるのである。

それでは、ボリングブルックは、愛国者国王の登場によって反対党が不必要となる場合をどのように考えているのか。その点について、次のような指摘がなされている。それは、愛国主義に立つ君主が「悪しき大臣」を廃除し、代わりに正直な愛国者を登用したときである。ボリングブルックによれば、その時すべての悪業が改められ、異なった原理が改められそして国民が有徳と愛国的調和のもとに統一されうることになるのである。^② 一般的利益は、正直な人によって合理的に感知され、私的利益を凌駕する。良き一般的利益を促進するのは、部分的利害にたつ党派ではなくて、愛国主義にたつ国王の義務なのである。^③ ボリングブルックによれば、愛国者国王の即位によって、国民は有徳の下に統一され、一般的利益が実現されるのであるから、反対党は不要になるというわけである。前述したように、社会の互いに対立する部分的利害を反映する諸党派間の、すなわち与野党間の政治的競争関係が公益を実現するという近代的な政党政治の考え方を、ボリングブルックに期待することはもちろんできない。近代的政党制を想定しえないボリングブルックについて、次のような指摘がなされている。すなわち、ボリングブルックは、「調和のとれた利害に基づく理想国家と伝統的社会という中世的觀念に憧れた」のであって、「愛国者国王の理念は神秘的過去に時間を戻すこと以外に同時代の問題を彼自身の満足できるように解決することはできないという、ひとつの告白であつた」^④との指摘である。だが、重要な点は、実際に憲政の回復のためには、彼は、名誉革命以来の議会政治の現実に向き合わざるをえなかつたということである。ボリングブルックが名誉革命以来の統治の現実を觀察し考察し、それを動か

そうとすると、彼は、あくまでも現実的立場から遠ざかることはできなかったと言わなければならないのである。

このように、ボリングブルックが主張する「愛国者国王の理念」を実現するためには、彼の時代の現実に対応する理論が必要であった。したがって、『愛国者国王の理念』も決して現実政治からかけ離れた、空想的なものではなかったといわなければならないのである。それではボリングブルックにおいて、愛国的な国王はいかにして出現し即位するのか。

愛国者国王が出現し即位するためには、名誉革命でも見られたように、諸政党の連合（幅広い国民）の支えがやはり必要であった。しかもボリングブルックは、「愛国者国王の権利がトラストであり、人民の権利が固有のもの」⁵⁾であつて、愛国者国王の権力は「人民の信託」のもとにあると考えるのである。そうであるから、ボリングブルックは、彼のいわゆる「無党派」観にもかかわらず、現実の問題として、ウォルポール退陣を実現し、愛国者国王の「理念」を実現しうる有効な組織である反対党の形成が不可欠だと考えたのである。このことは、愛国者国王の理念と「反対党」の理念とを結合させることを意味していたといえよう。

さて愛国主義に立つて国民の自由を再建する国王は、反対党に対していかなる政治的態度をとるのか。ボリングブルックによれば、愛国者国王は真に有徳であつて、即位の瞬間から腐敗の防止に努める。腐敗的な大臣は追放され、ウォルポール政権下で野党にあつたウイリアム・パルトニー（William Pulteney, Earl of Bath, 1684-1764）を含む賢明な大臣が就任し、国王の愛国主義の原理を実施する。⁶⁾こうした大臣の指導によつて、愛国者国王が、党派を支持せず、「人民の共通の父のように統治することは、愛国者国王の性格にとつてきわめて本質的なものであつて、そうでなければ国王はタイトルを失う」⁷⁾のである。

ボリングブルックによれば、愛国者国王の目的は与党に代わる在野陣営の単なる人事的交替というような内閣改造ではない。単なる政権交代であってはならないのである。「古来の憲政」すなわち名誉革命の原則を再建し、この原則に基づいて国民的統一を実現することが内閣の目的とならなければならない。その際、ウォルポール体制を支える党派の統治を防ぐ摂理ある政策を支持し、それを実現する国民派（Country party）である反対党がやはり必要なのである。

それでは、現実の政党状況から反対党はいかに結成されるのか。前述したように、ボリングブルックのウォルポール時代の政党分析は、ウィッグの政党観と真つ向から対立していた。ボリングブルックによれば、彼の時代のウィッグ党とトーリ党の対立は実体のない無意味なものになってしまった。「対立を生み出す原理上の相違がもはや存在しないとき、名誉革命以前に存在していたウィッグ党とトーリ党との名称上の区別を維持するほど不条理な事はない」とボリングブルックは主張する。彼によれば、十七世紀末に王位継承を巡って激しく対立した両党は、名誉革命によつて継承問題に決着をつけ「かつてウィッグ党とトーリ党の間に存在していた本質的相違は破壊された」⁽⁹⁾のである。もはや、ウィッグ・トーリ両党は本来の対立した形で存続していないのであつて、両党間の相違は実体を失っているのである。

そこで、ボリングブルックが原理的対立として考えるのはいかなる陣営か。それは、ジャコバイトと共和主義者であり、それに名誉革命によつて樹立された憲政を侵害しているウォルポール政権ということになる。そして、共和主義者がほとんど存在していない以上、憲政において危険視されているのはジャコバイトであり、ウォルポール政権と宮廷派ということになるのである。中でも、現実的に憲政に対して重大な脅威となっているのは、かつてのジャコバ

イトというよりも、むしろいまや王に寵愛されてきたウォルポール内閣と腐敗した宮廷派であるとボリングブルックは考えるのである。⁽¹⁰⁾

こうした政党状況において、名称だけの実体のないウィッグ党とトーリ党の対立は、国民的統一を妨げ、国民の間に憎しみと分裂をもたらす。そして、こうした対立は、ファクションの台頭を許すことになるのである。ボリングブルックによれば、実際に原理の対立を反映していない政党対立は、現実の憲政上の真の争点を、人々の目からそらす役割を果たしてきたのである。したがって、こうした争点を明確にすることによつてのみ、在野ウィッグを含む反ウォルポール陣営を結集する反対党の形成が可能となるのである。こうして、ボリングブルックは、ウィッグ党とトーリ党の本質を真に理解することこそが重要だと呼びかける。「政党の内実を見ることができず、秘密の動機を検討する機会をもたない人は、こうした政党の行動を決定するある種の原理の共有が見られると信じている。彼が、常に双方のどちらかの原理を主張するにしても」⁽¹¹⁾

このように、ボリングブルックは、かつてのようにウィッグとトーリの両党が、それぞれ原理的統一性を持ったまとまりのある集団とは見ない。それどころか彼は、ウィッグ主流派のウォルポール政権が本来のウィッグ原理に反する統治を依然として行っていると考えるのである。ボリングブルックが、すでに一七三三―三四年の『政党論』で指摘しているように、ウォルポールのウィッグ主流派は、一貫してウィッグ党の原理である自由や抵抗等の原理を完全に放棄しているのである。⁽¹²⁾ それゆえ、次のような呼びかけが、再び必要となってくるのである。「人々の利益と権利のためにはじまったウィッグの原理は、われわれを簡単に裏切ってきた。これは、両方の誤りといかなる内閣にも反対する国民派が、統一する必要を明確に示している」⁽¹³⁾。まさに、ボリングブルックによれば「危機の時代のコモン

ウェルスの安全は、政党の連合にかかっていた⁽¹⁴⁾との歴史的教訓が、引き続き一七三四年以降の政治状況においても活かされねばならなかったのである。

- (1) H.T.Dickinson,op.cit.,p.263.
- (2) Ibid.,p.263. ボリングブルックは、かつてのエリザベス治世の理想的な調和のとれた統治に憧れていたといわれる。
- (3) Bolingbroke,The Idea of a Patriot King,Works,Vol.II,p.401.
- (4) H.T.Dickinson,op.cit.,p.263.
- (5) Bolingbroke,The Idea of a Patriot King,Works,Vol.II,pp.391-2.
- (6) H.T.Dickinson,op.cit.,p.264.
- (7) Bolingbroke,The Idea of a Patriot King,Works,Vol.II,p.401.
- (8) Bolingbroke,A Dissertation upon Parties 1733-34,Works,Vol.II,p.168.
- (9) Ibid.,p.75.
- (10) Ibid.,p.168.
- (11) Bolingbroke,The Idea of a Patriot King,Works,Vol.II,p.410.
- (12) Bolingbroke,A Dissertation upon Parties,Works,Vol.II,pp.24-5.
- (13) The Country Journal:or the Craftsman,no.621 (19 May,1735).
- (14) Bolingbroke,A Letter on the Sprit of Patriotism 1736,Works,Vol.II,p.361.

四、愛国主義的反对党の政策

愛国主義的反对党はいかなる政策を掲げて戦うのか。この問題について、ボリングブルックはいかに考えていたのか。換言すれば、彼にとって、愛国主義的国王の具体的政策は、いかなるものでなければならぬのか。ボリングブルックの言う反对党の政策の基本的な目標について簡単に言えば、次の二点になる。

第一は、ボリングブルックによれば、その政策目標は国民の精神的幸福の実現と商業、貿易そして農業の発展にある。⁽¹⁾ ボリングブルックにとって、農業のみならず商業と貿易の奨励は、当然に在野ウィッグとの連合が念頭にあるのであつて、反对党の重要な任務となるのである。一方でボリングブルックは、ウォルポール政権下での「経済的繁栄」に関し、その結果としての現に社会に蔓延している奢侈は「道徳的義務のない奢侈」⁽²⁾ であるとする。このような奢侈が、国民の道徳にとつて危険であること⁽³⁾ を、彼は協調するのである。反对党は、国民の間に広がる奢侈の蔓延を戒めるのである。さらに、ボリングブルックによれば、奢侈の蔓延は増税と同様に、伝統的な農業や社会を圧迫する。そのために、愛国者国王のもとでの政府の政策は、「減税と公債の返済」が義務付けられるのである。当然に、ウォルポール政権下の公債政策は否定される。愛国者国王は「すべての政治的その他の浪費による国債を継続するつもりはない。さらに、人民を圧迫し貧困化する目的の国債を継続することはしないのである」⁽⁴⁾。「国債は、一部の人をきわめて容易に腐敗させ、彼の感情と専制的意思の命令で全体を支配しうる」⁽⁵⁾ のである。このように、ボリングブルックはウォルポールの財政政策を厳しく批判し、反对党もこうした路線に沿って活動するのである。

もちろん、ボリングブルックにはロックの労働価値説や政権の保護主義的な重商主義政策等に対する言及や批判な

ではない。伝統的な地主利害に立つ彼の関心は、もっぱら貨幣利害の統治への影響力の増大にあるのであって、産業革命の前史とも言えるこの時期の経済的社会的性格へ眼を向け、言及することはなく、またそれを彼に期待することもできないのである。

第二に、ボリングブルックは、国民とりわけ増税負担が直撃する地主利害の側に立って、増税の大きな要因となる大陸戦争の回避を原則として主張する^⑥。その上、ボリングブルックは、平時の大規模な常備軍が、海軍に比べて国民的自由にとって大きな脅威となりうると指摘している。こうした点から、反対党が支える愛国者国王の外交政策の基^⑦本は、「勢力均衡」の原則に立つべきであって、特定の国家のための大陸への干渉戦争は控えねばならないのである。

そこで、上記のような反対党の「愛国主義的政策」の実行のために、ボリングブルックが求めるのは何か。それは、国王による徹底した内閣改造であった。ウォルポール長期政権の状況のもとで、反対党にとって政局の打開は決して容易ではない。議会のみならず国民が「あまりにも腐敗させられている」ので、これをなしうるには根本的な改革が必要であるとボリングブルックは考える。単なるウォルポール批判あるいは政権交代では改革は不可能なのである。だが、国民とりわけトーリジェントルマンにとって、愛国者国王は「自然界ないし精神界における滅多に起こらない現象^⑧」である。それゆえに、一七四二年のウォルポール退陣の際に、愛国主義原理に立った君主を擁立する「愛国主義的反対党」が組織されることはついになかったのである。とは言え、前述した政策の基本原則からも分かるように、現実の政治から全く離れて『愛国者国王の理念』が論じられているわけではない。確かに「『愛国者国王の理念』は、同時代の政治問題を的確に把握し、それへの解答を与えようとする試みで書かれた点で、『政党論』や『ウィンダムへの手紙』^⑨ほど高いレベルにない」と言える。けれども、『愛国者国王の理念』は当然に現実の政治に対して十分に

意識されているのであって、それゆえに「政治についての最も哲学的著作であり、そして最もそのスタイルにおいて、野心的である」と言えるのである。⁽¹⁰⁾

それでは、この時期、ボリングブルックの愛国主義的諸説が、実際に政治的影響を与えていたのはいかなる陣営であつたのか。周知のように、それは、具体的にはフレデリック王子 (Frederick Louis, 1707-1751) に結集している反対派のリーダー達に対してであつた。フレデリック反対派は、ウォルポール内閣に対する有効な政治的理論や政策を持ちえなかつたとされる。したがって、非現実的な側面を持ちつつも、ボリングブルックの愛国主義的諸説はとりあえず反対党の結集に必要な理論的基盤を提供していたと言つてよい。中でも、すでに述べたように、ボリングブルックの政党観がここでも注目されることになる。というのは、フレデリック反対派のリーダーが、政権に到達するために多数派の形成は依然として不可欠であつた。ウィッグ党とトーリ党の垣根を超える超党派的で「広範な基盤」に立つ内閣を目指すことこそが、至上命題であつたからである。⁽¹¹⁾

- (1) H.T.Dickinson, op.cit., p.265.
- (2) Bolingbroke, A Letter on the Sprit of Patriotism 1736, Works, Vol.II, p.352.
- (3) Cf. Bolingbroke, On Luxury, Works, Vol.I, p.474.
- (4) H.T.Dickinson, op.cit., p.265.
- (5) Bolingbroke, The Idea of a Patriot King, Works, Vol.II, pp.391-2.
- (6) Ibid., p.416.
- (7) H.T.Dickinson, op.cit., p.265.

- (8) Ibid.,p.265.
- (9) Cf. Bolingbroke,A Letter to Sir W. Windham,London,1752.
- (10) H.T.Dickinson,op.cit.,p.260.
- (11) Ibid.,p.266.

五、ジャコバイト (Jacobite) ・ キャンペーン批判

以上見てきたような在野陣営側の戦略に対して、ウォルポール陣営が、ボリングブルックと在野勢力の分断を図る戦略を引き続き採用したのも当然のことであった。一七一四年のジャコバイト反乱を利用して、トーリ党とジャコバイトを結びつけるキャンペーン攻撃が蒸し返され、一層強められた。一七一四年のジャコバイト反乱は、四半世紀を経てもなおイギリスの人々の心情に深く浸透していたので、ボリングブルックを在野陣営から切り離すのにきわめて有効であった。それだけ、このジャコバイト・キャンペーンは、ボリングブルックを悩ませたのである。実際に彼自身やトーリ党に打撃を与えるうえで、このキャンペーンはかなりの政治的效果をもたらしていたと言える。したがって、こうしたウォルポール政権のジャコバイト・キャンペーンに対する反論が、ボリングブルックにとって改めて必要となったのである。

一七三九年にボリングブルックによつて書かれた『ジョージ一世即位時の政党状態』というパンフレットは、まさにこうした目的すなわちジャコバイトの偏見をトーリ党から取り除くために発表されたものの一つであった。⁽¹⁾そして、これはまた在野勢力に存在する障害を取り除き、トーリ党とトーリ党への偏見の比較的少ないウィッグ党の若手

世代との連合を実現させることを目指していたのである。ボリングブルックが繰り返し強調したのは、トリー党はけつしてジャコバイトではないということであつた。⁽²⁾一七一四年から一五年にかけてのトリー党の行動は、むしろウィッグ側の行動に責任があると言うのである。すなわち、彼によれば、一七一四年からの政変は、トリー党をジャコバイトの同調者と決めつけるウィッグ党による不当な告発に主たる原因があつたのである。ボリングブルックは言う。「アン女王の最後の四年間の治世において、ハノーヴァー朝の即位を排除し、プリテンダーの頭上に王冠を置くとする企ては、全くなかつたのであつて、女王の逝去の際にも、こうした目的で形成された政党はなかつた⁽³⁾」のである。

もちろん、ボリングブルックも、一七一四年のジャコバイト反乱に彼自身加担した事実を認める。そして、その点についてボリングブルックは、次のように釈明する。「確かにプリテンダーや彼に奉仕する者に、直接にあるいは間接に通じている特別な人々が存在した。こうした人々が、自らを熱狂的だと公言し、大きな約束を結び、若干の淡い希望をもつたことは、疑う余地はない。このことについて、あの時点で、私が知る可能性はなく、また実際に知りえなかつたのであつて、以来ずっとそのことを詳細に知ることもなかつたのである。だが、女王に仕える者によつて、こうしたことがなされたとしても、部外の若干の者たちによつて、ほとんど忠節の心もなく、それはなされたと、私は考える⁽⁴⁾。」

ボリングブルックによれば、アンの統治においてトリー党は、断じてハノーヴァー朝の王位継承を覆す陰謀を考へてはいなかつたのである。ただ、オックスフォード伯 (Robert Harley, 1st Earl of Oxford, 1661-1724) の政治的日和見主義的弱点とウィッグ党の個人的利益によつて、トリー党は分裂させられてしまったのである。⁽⁵⁾それでも、ウィッグ党

の大臣が在野トリーを告発し、追放するように国王に迫るまでは、トリー党は一七一四年のジョージ一世 (George I 1660-1727) の即位を忠節を持って受け入れたとボリングブルックは断言する。彼によれば、むしろウィッグ党こそが、「確固たる王室の確立」よりも「彼等自身の内閣の確立」のために動いたのである。

このように、ボリングブルックによれば、こうしたウィッグ党の政治的手法こそが、ジャコバイト派の形成を促したのである。同時に、彼によれば「国民的政党のように行動した」ウィッグ党は、「国民的利益を二次的なもの」にし、国益の上位に狭い党派の利益を置くというファクションに墮落してしまったのである。⁽⁶⁾そして、「ウィッグの統治術は、できるだけファクションの利益と王位継承の利益とを混同させることにあつた。∴彼(ハーレイ)の影響は大であつて、彼が主要な内閣の信任と権力をウィッグ党に譲り渡すことが期待された。∴彼は、直接党派の怒りを解き放し、彼への反対を主張しないことで、有罪となる女王の家臣を苦しめたのである。∴結局、ウィッグの名称を持たない国中のあらゆる人々を追放した」のである。⁽⁷⁾

このように、ボリングブルックによれば、一七一四年の政変でさえも、ウィッグ党の党派の行動にその主たる原因があつたのであつて、ウィッグ党による分断作戦によつて、民は二分されてしまったのである。このようなボリングブルックの弁解や主張は、客観性に欠けるところがあり、かなりの無理があると言わなければならない。したがって、ジャコバイト反乱への自らの加担を悔やみ、反省し総括しているにもかかわらず、ウィッグ主流派によるジャコバイト・キャンペーンが、ボリングブルックに対しかなりの打撃となつていたことも確かである。それゆえ、ボリングブルックの反撃も、より党派的にならざるをえなかつたと言えよう。

かくて、当時の政治的力関係を踏まえ、ジャコバイト・キャンペーンに反論することは、ウォルポール退陣を求め

る在野勢力の結集にとって、不可欠なものであった。さらに、現実の問題としては、フレデリック王子に結集するいわゆる「愛国者」グループとの統一による反対党の形成が、ボリングブルックの戦略にとって重要な政治課題となった。そして、そうした諸党派の統一を実現しうる原理は、まさに愛国主義の原理であったのである。同時に、その原理に立つ国王が即位してファクション的大臣を排除しなければならないのである。

前述したように、在野陣営にとって、ファクションとは何かという問題を明確にする事は重要であった。そして、ウォルポール政権への反撃の道具として、在野勢力側の論者によつてファクションという用語が繰り返し用いられた。彼らにとつて、従来の「ウィッグ対トーリ」という政党対立を主張するウォルポール陣営への反撃として、この論戦は避けられないものであったのである。そもそもファクションは、次のような性質を有する。「腐敗的な影響力に基づき団結する人々は、ファクションとなる。私は、ファクションは権力によつて武装した集団であると確信する。：彼ら自身の間で利権を維持し分配する以外に、いかなる党派や公益の原理によつても行動することはない。国民の利益に反するあらゆることを、行うのである。まさに、これが、ファクションである。すでに述べられてきたことは、このような party と faction との区別を明確に指摘することである。特に、国民派 (national party) と内閣派と称される主体性に欠ける勢力との区別が指摘されるべきである。⁽⁸⁾」

このような在野陣営の主張を踏まえ、ボリングブルックが目指したのは、ファクションによつてもたらされた対立を終わらせ、在野勢力を反ウォルポールの旗のもとに結集させることであった。同時に、ボリングブルックにおいては、この統一は、愛国主義に立つ国王の即位によつて完成されるのである。彼は言う。「対立のみが、われわれが嘆くあらゆる災いを生み出す。統一のみが、それを回復しうる。こうした統一への大いなる前進は、政党の連合にあつ

た。…こうした統一は、愛国主義が王位を占めるまで期待しえないのであって、ファクションは内閣から追放されえないのである。⁽⁹⁾

ファクションによる統治は、ウィッグ党とトーリ党という対立以上に国民を分裂させ、腐敗を進行させてきた。したがって、与党陣営のジャコバイト・キャンペーンを打ち破り、有害な対立を終わらせ、ウィッグとトーリ両党の連合を実現させることによって、そして愛国者国王の登場によりウォルポールの腐敗政治に終止符を打つことが出来ることになるのである。それゆえに、ウォルポールの反対派であるフレデリック派のリーダーは、こうした連合への努力を再開しなければならないのである。「こうした統一は、それがリーダーとメンバーとの連合に、並びにメンバー相互間の連合になるまで、完成しえない」⁽¹¹⁾のである。そして、そこで形成される反対党は、従来の組織的にほとんど活動してこなかった野党でもなく、既存の単なる官職のための反対派とも異なるのである。

もちろん、ボリングブルックが目指す反対党は、反対のための反対派ではない。また、野党内に現に存在する一部の官職のみを目的とする反対派でもない。ここで主張される反対党は、あくまでも組織的にかつ建設的なものであって、政策をもたねばならないのである。ボリングブルックは、反対党の性格と義務について次のように述べている。「反党の指導に影響力を持つ人々、あるいは反党の中で相当な大物とされる人は、彼らと対立する人々に対し少なくとも対等でなければならない。…すべての政府は、指導のシステムである。したがって、同様に、反党も指導のシステムでなければならないのであって、対立的な組織であって従属的な組織ではないのである。…反党の義務について、私が主張してきたことを証明することは容易である。そして、私は次のようなことを明らかにする必要があると考える。政府の愚かな企てには、賢明な構想を、よこしまな企てには正直な構想を体系的に対立させる反党は、

いわばいかなる共通の組織も持たず、どんな総合的な協力関係もなく、統一性に欠け、備えもなく、忍耐力も乏しくそして知識や政治的能力もほとんど持たない、まれにしか活動することのない反対党よりも、大きな評判と力を獲得し、反対党の目的に確実に到達しうるのである。⁽¹²⁾」

- (1) Bolingbroke, *Of the State of Parties at the Accession of King George the First*, Works, Vol.II, pp.430-8.
- (2) Cf. Charles Petrie, *Bolingbroke*, Collins, 1937.
- (3) Bolingbroke, *Of the State of Parties at the Accession of King George the First*, Works, Vol.II, p.430.
- (4) *Ibid.*, 431.
- (5) Cf. H.T. Dickinson, *op.cit.*, p.266.
- (6) Bolingbroke, *Of the State of Parties at the Accession of King George the First*, Works, Vol.II, p.435.
- (7) Cf. Coxe, R. Walpole's *Memories*, Vol.II, pp.505-7.
- (8) *The Country Journal*: or *The Craftsman*, No.674 (9 June 1739).
- (9) Bolingbroke, *Of the State of Parties at the Accession of King George the First*, Works, Vol.II, p.438.
- (10) H.T. Dickinson, *op.cit.*, p.266.
- (11) Bolingbroke, *Of the State of Parties at the Accession of King George the First*, Works, Vol.II, p.438.
- (12) Bolingbroke, *A Letter on the Sprit of Patriotism 1736*, Works, Vol.II, pp.370-1.

六、おわりに

以上見てきたように、一七三三―三四年の政治的危機において、政権獲得の好機を逃したボリングブルックは、フランスに再び滞在することになったけれども、決してウォルポール政権打倒をあきらめていたわけではなかった。そのために、反ウォルポールの在野ウィッグ派とトーリ党の同盟、それに広汎な国民の支持獲得を目指し、理論活動を展開した。それは、ジャコバイト反乱の教訓から、政権交代は議会を通してのもでなければならず、また愛国的国王の登場にも期待しなければならなかった。そして、ボリングブルックの活動の中心は、在野陣営を結集するための、当時在野勢力の中で用いられた「愛国主義」の主張を改めて理論的に構築し、それを浸透させる事であった。

『愛国主義の精神についての手紙』と『愛国者国王の理念』は、まさにそのためのものであった。ともすれば復古的な印象を与え、悲観的色彩の濃いものであったけれども、これらの著作は、民衆を受動的な存在と見るマキャヴェリとは明確に異なっていた。これらは、ロッキ的な人民主権の原理を内包していた。前述したように、この時期、政権交代を実現するためには、ハノーヴァー朝内の愛国的国王の即位とともに、議会の反対党の多数派形成は不可欠であった。名誉革命を社会契約の帰結とすれば、人民主権や抵抗権は反政府陣営の有効な武器となりえた。したがって、ボリングブルックのこうした考えは、名誉革命以来のイギリスの議会政治の現実を反映し、また当時の近代的政党政治への過渡期という性格を示していたと言える。

ボリングブルックの愛国主義観と当時のイギリスの現実の政治とを結びつけようとする狙いは、成功し得なかった。中でも、前述したように、ボリングブルックを悩ませたものは、政党の位置づけの問題であり、さらにウォルポール

陣営の「ジャコバイト・キャンペーン」の分断作戦であった。さらに、根本的には、彼の寄って立つ基盤が中小の地主利害にある限りにおいて、政権打倒の困難さを免れえなかったのである。そして、彼の急進的な側面を備えた理念は、一八世紀後半まで待たねばならなかったといえよう。

政党衰退論以降の政党研究

岩 崎 正 洋

一 ポスト政党衰退論の展開

政党は、二〇世紀の半ばの時点において、「現代政治の生命線」と評されたように (Neumann 1956)、興隆期を迎えたにもかかわらず、二〇世紀後半に差し掛かると、政党衰退論にみられるように、衰退ないし終焉というように、ネガティブに表現されるようになった。政党に対する否定的な見方が示されたからといって、すぐに政党政治が終焉を迎えたわけではない。二一世紀の現在においても、政党は存在しており、現代政治の中心に位置している (Schattschneider 1962) ことに変わりはない。

一九七〇年代以降の政党衰退論で展開された内容は、大別すると、次のような三つの論点にまとめられる。第一に、有権者と政党との関係、第二に、政党組織、第三に、政党の機能に関する変容を取り扱った点を挙げることができる。

まず、有権者と政党との関係が変化し、政党の衰退現象がみられるようになったという議論は、たとえば、選挙ヴォラティリティの増減、脱編成、投票率の低下などを根拠としている（Dalton and Wattenberg 2002）。選挙ヴォラティリティの増減は、選挙ごとに有権者が支持政党を変えることを示し、脱編成は、有権者と政党とのこれまでの結びつきが浸食され、両者の関係が崩れたことを示している。投票率の低下は、有権者が選挙を重視しておらず、政党が有権者の代表ではなくなり、有権者が政党を通じてインプットを行うという図式の妥当性に疑問を投げ掛けることになった。

第二に、政党組織の変容と、政党の衰退とのかかわりに関する論点が挙げられる。政党の衰退は、政党メンバーシップの変化が原因であるとする見方である（Scarow 1996）。党員数の減少は、政党組織を脆弱化し、一つの政治組織として政党は、従来のように活動することができなくなった。たとえば、党員数の減少は、党員から徴収する党費収入の減少につながるし、恒常的な支持者の減少を意味する。

この点は、選挙での支持基盤の浸食につながり、選挙での勝敗にも影響する。その結果として、政党組織は衰退し、組織運営を従来のように行うことができなくなる。また、既存の政党が組織的に機能しなくなり、単一争点を主張する政党や、新しい争点を前面に打ち出すような、新しい政党が既存政党に取って代わろうとして登場する。新しい政党は、既存の政党とは異なる組織形態をとり、ゆるやかなネットワーク型の組織を採用する。

第三の論点は、政党機能の変容である。政党は、政治システムにおいて多様な機能を果たすものと考えられていた（Lawson and Merkl 1988）。たとえば、政治的社会化は、政党が果たす機能の一つとされた。しかし、今日では、政党が独占的に政治的社会化を行っていると考えるのは適切ではない。マスメディアの発達以降は、政党よりもマスメ

ディアが政治的社會化の機能を果たしていると考えられる。

他にも、有権者を投票へ動員したり、有権者と政党との関係を構造化したりするのは、政党機能の一つであると考えられてきたが、有権者と政党との関係が変化することで、政党が独占的に果たす機能とはいえなくなった。政党は、今もなお選挙の際に候補者を擁立し、自党の獲得議席数の増加を企てており、選挙で果たす機能は存続している。換言すれば、政党による選挙での機能を除く他の機能は、もはや政党だけが果たしているのではなく、他の政治的アクターが果たすようになったのである。

そう考えると、政党が今も果たしているのは選挙での機能であり、政党が従来から果たしてきた機能のうちで最も基本的かつ中心的な機能を今でも担い続けているといえなくもない。政党は、選挙を通じて権力を追及する政治集団として考えられてきた。この点は、政党について、これまでに提起されてきた数多くの定義をみれば一目瞭然である^①。現在のところ、頻繁に引用されるのは、サルトーリ (Giovanni Sartori) による「政党とは、選挙に際して提出される公式のラベルによって身元が確認され、選挙 (自由選挙であれ、制限選挙であれ) を通じて候補者を公職に就けさせることができるすべての政治集団である (Sartori 1976 邦訳 一一)」という定義である。政党の定義からすると、表面上、今でも政党は衰退していないようにみえるかもしれない。

果たして政党政治の現在をどのように捉えることができるのであろうか。政党は今も健在なのか、それとも単に生き長らえているだけなのであろうか。

本稿は、とりわけ、政党衰退論が提起された後の政党研究において、一定の評価を受けるとともに、その後の研究に大きな影響を与えたものとして、カルテル政党論と大統領制化論の二つの議論に注目し、ポスト政党衰退論におけ

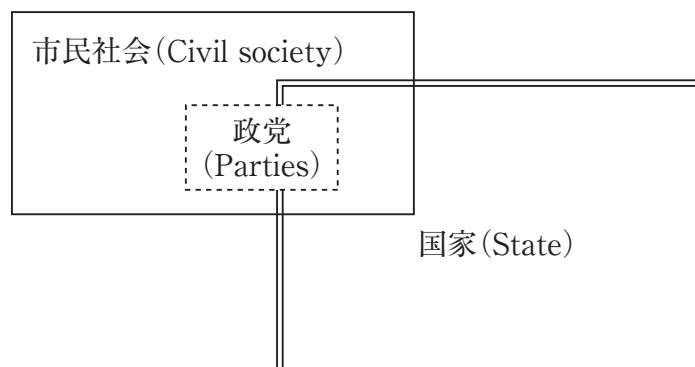
る主たる論点整理を行うことを目的としている。それにより、ポスト政党衰退論においては、政党の衰退ないし終焉に与する見方よりも、政党が今なお議会制民主主義における中心的なアクターのひとつとして存続していることが明らかになる。同時に、二一世紀においてもなお政党の存続を目撃できることは、政党の生命力の強さや、政党の粘り強さを証明することにもなるといえる。

二 カルテル政党論の登場^②

一九五一年に、デュベルジェ（Maurice Duverger）が政党組織の歴史的な発展形態をふまえて、政党組織の類型化を行った後（Duverger 1951）、議会制民主主義における政党のタイプは、幹部政党と大衆政党との二種類に大別されるようになった。幹部政党は、登場の背景から明らかなように、社会の中から発生したのであり、社会の側に位置していた。幹部政党の登場段階から大衆政党の登場段階へと時代が移っていくときには、社会と国家との間に重複部分が見られた（図1を参照）。政党は、社会側に位置しながらも、重複部分と接しており、社会と国家との両側に接点をもつ存在であった。そもそも政党の起源は私的な結社であり、政党の性質が私的なものであると理解されるのは、そのためである。

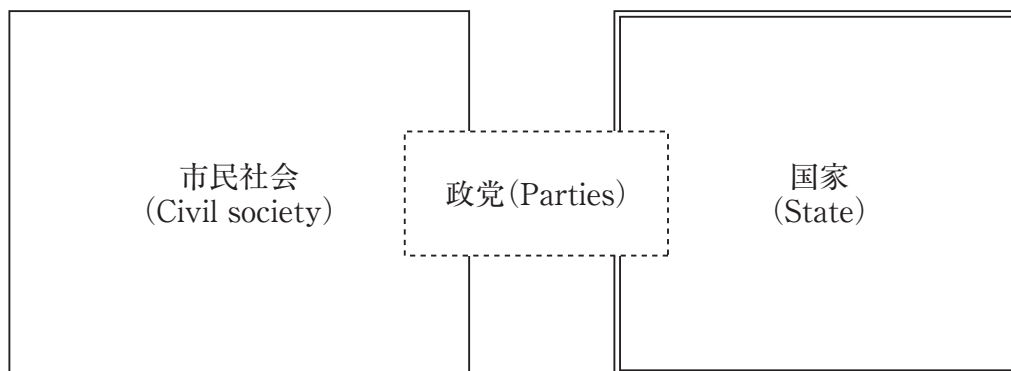
大衆政党の台頭期には、社会と国家とは接点をもたず、政党が両側を橋渡しするものとして位置づけられた。一方に社会が存在し、もう一方に国家が存在し、両者を結びつける役割を政党が果たした（図2）。当時、政党は「現代政治の生命線」とされ、主要な連結構造であるとされたのであった。

図1 幹部政党ないしコーカス政党



出所 Katz and Mair, 'Changing Models of Party Organization and Party Democracy,' p. 10.

図2 国家と市民社会とを結びつける役割を果たす大衆政党



出所 Katz and Mair, 'Changing Models of Party Organization and Party Democracy,' p. 11.

大衆政党が競合を繰り広げている時期に、新たに選挙市場に参入したのは、包括政党であった。従来、政党は左右のイデオロギー軸上に位置して競合していたが、伝統的な立場に留まり続けるのではなく、得票最大化のために大衆政党は包括政党へと変貌を遂げていった。包括政党にも独自のメンバーが所属していたとはいえ、もはや厳格にメンバーシップが定められているのではなく、そのときそのときに、政党の提示する政策を支持する有権者が政党のメンバーであるというように、政党と有権者との関係性は緩やかな結びつきとなった。党派心は衰退し、一貫して特定の政党を支持するのではなく、ある政党の特定の政策に同意するから

そのときは支持するようになった。政党もまた、自らを包括化することにより、より広範な利益を政策に反映し、選挙で戦うようになった。そのため、政党の選挙戦略は政党活動において重要になった。

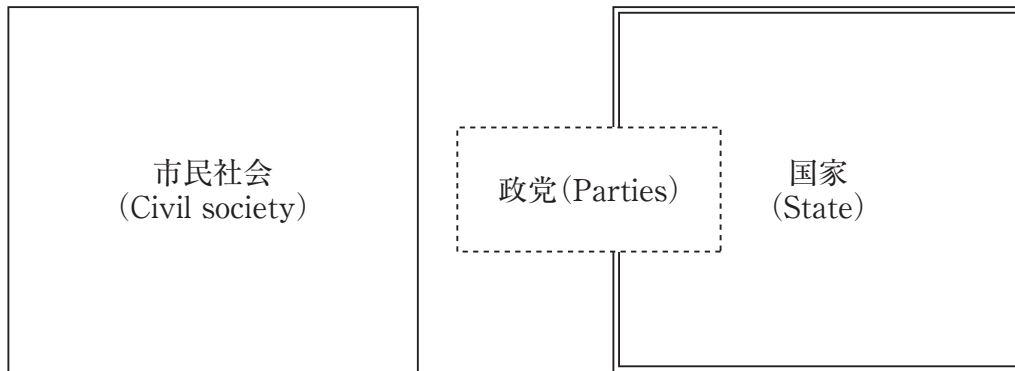
包括政党の台頭期には、マスコミュニケーションの手段に大きな変化が生じた。特に、ラジオやテレビの発達は、政治的な情報を提供するソースとして広く用いられるようになり、政党の選挙活動を大きく変えた。政党は、従来型の草の根的な選挙運動に頼るだけではなく、マスメディアを通じて直接的に有権者に支持を求めることができるようになった。政党が相手にしたのは、不特定多数の有権者であり、それまでのように、特定の立場を代表していたのは、さらに多くの支持を獲得することはできず、政党そのものが生き残れなくなった。

その結果として、政党は、それまで果たしていた役割を変え、仲介役（ブローカー）の役割を果たすようになった（Katz and Mair 1995）。政党は、国家に働きかけたり、国家に浸透したりする社会側の機関ではなく、社会と国家との間に位置する仲介役になった。一方で、政党は、社会側から国家側への要求を集約したり代表したりするが、他方は、国家の一機関として、政策を形成し実施する一翼を担うようになった（図3）。

政党が国家の側へと自らの位置を移していく過程において、政党は大きな危機に直面した。それは、政党に対する有権者の党派心の低下と、政党の機能の低下という二つの点で明らかになった。その結果、政党の衰退や終焉をめぐる、さまざまな議論が提出された。一九七〇～一九八〇年代以降、しばしば、もはや政党が政治的アクターとしては無能であるかのような議論がみられるようになった。

カッツ（Richard S. Katz）とメア（Peter Mair）は、現実的に考えると、政党の衰退や終焉という可能性を指摘するのは誤りであり、政党は、リソースの点でも、スタッフの点でも、政党財政の収支の点でも、以前にもまして充実し

図3 国家と市民社会との仲介役としての役割を果たす政党



出所 Katz and Mair, 'Changing Models of Party Organization and Party Democracy,' p. 13.

てきたと指摘している (Katz and Mair 1995: 4-7)。政党を取り巻く状況は、衰退や終焉ではなく、政党の変化 (change) と適応 (adaptation) として理解できるというのである。一九九五年に新しく創刊された政党研究の専門誌『政党政治』(Party Politics) において、カツとメアは、新しい政党組織のモデルとして、カルテル政党 (cartel party) モデルを提起した。カルテル政党モデルでは、包括政党の登場後にみられたように、社会と国家との間において、政党の位置がこれまでよりも国家側に移行し、政党は国家の一部になったと考えられている (Katz and Mair 1995: 8)。

カルテル政党は、国家への政党の浸透によって特徴づけられるとともに、政党間の共謀によっても特徴づけられる (Katz and Mair 1995: 17)。表面上、政党同士は競争相手であるが、共謀と協力を行うことにより、新しいタイプの政党モデルが発達することになった。このような変化は、全体としての政党システムにも関係するとはいえ、カルテルを形成している政党の個々の組織形態にも大きな影響を及ぼす。

カルテル政党の出現を促進する条件がみられるのは、国家が政党に対する助成を行ったり、政党を支持したりするような場合であり、このような国では、国家と政党との関係が恩顧関係となり、政党への利益供与の機会が設けられ、

政党に対する統制の程度も高まってくる。政党間の協力と協調の伝統をもつ政治文化が存在する場合には、容易にカルテル政党が出現する。たとえば、オーストリア、デンマーク、ドイツ、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンなどでは、政党間協力の伝統があり、国家による政党助成という現在の状況とが結びついている (Katz and Mair 1995: 17)。それに対して、イギリスのような国では、対決の政治という伝統が政党に対する国家の支持を制限し、恩顧関係の助長を阻んでいる。

カツとメアは、カルテル政党の特徴をいくつかの点から説明している。幹部政党、大衆政党、包括政党、カルテル政党などを分ける大きな基準は、議会制民主主義の発展における時期区分とともに、国家と社会との関係において、政党がどのように位置づけられるのかという点にかかわる (Katz and Mair 1995: 17-18)。社会と国家との間における政党の位置づけは、次のように変遷してきた。幹部政党は、社会側と国家側との境界が不明確な時期に登場したが、政党は両側の重複部分に存在した。大衆政党が登場した時期は、社会側に政党が存在し、市民社会のさまざまなブロックを代表した。包括政党が登場した時期は、政党が国家側と社会側との中間に位置し、両者の仲介者としての役割を果たした。カルテル政党は、国家の一部となり、国家の機関として位置づけられるようになった。代表の様式という点からも変遷がみられ、幹部政党は受託者 (Trustee) と、大衆政党は代理人 (Delegate) と、包括政党は企業家 (Entrepreneur) と表現され、カルテル政党は国家機関 (Agent of State) と表現された。

カツとメアは、政党が国家の一部となり、国家機関であると主張する理由の一つとして、政党に対する公的助成の存在を挙げている (Katz and Mair 1995: 89)。カルテル政党に至るまでのさまざまな政党組織は、いずれも社会側との接点をもっており、リソースの調達を社会側から行ってきた。しかし、カルテル政党は、国家側に位置しており、

国家からリソースを調達しているところに大きな違いがある。幹部政党は、名望家個人による政党ともいえる性格をもち、限られたメンバーの私財や縁故関係からリソースを調達した。大衆政党は、党員から徴収する党費や、政党活動に対する党員の協力に依存していた。包括政党も大衆政党に続いて支持を拡大し、社会の広い範囲からリソースを獲得した。それに対して、カルテル政党は、社会側ではなく国家側に位置し、国家からの公的助成に頼っている。カルテル政党モデルは、この点に注目し、政党がもはや私的な存在ではなく、公的な存在であると考えるのである。

さらに、カットとメアは、政党が使用するコミュニケーション手段という点からも、政党が国家機関であると説明している。今日の政党活動は、日常の政治活動にしても選挙運動にしても非常に多くの有権者に対して膨大な情報を提供するようになっており、情報発信に重点が置かれている。幹部政党が個人同士の人的ネットワークによるコミュニケーションで済んでいたのに対し、大衆政党は、政党メンバーから党費を集めて政党の機関誌やビラなどの印刷物を配布し、集会を通じてコミュニケーションをとってきた。包括政党が台頭した時期には、テレビやラジオなどのメディアが発達し、政党独自のコミュニケーション手段を利用しなくても、放送を通じて不特定多数の人々に対して訴えかけが可能となった。

しかし、メディアを使った活動には、政党の財政力が影響し、政党間の財政力の格差が大きな壁となる。コミュニケーション手段を利用する機会は、すべての政党に対して用意されているとはいえ、利用にともなうコストの負担は、財政力のある政党にとっては容易なことであるとしても、あらゆる政党にとって容易だというのではない。放送のようなメディアは、国家の規制やルールによる拘束を受けた手段であり、公的な性格を帯びたコミュニケーションの手段である以上、社会側に位置し、私的な結社である政党が完全に自由に利用できるとは限らない。カルテル政党は、

国家の一機関という立場になったことで、国家の規制を受けつつも、容易にメディアを利用できる地位に就いたのである。

少なくとも、カルテル政党モデルは、政党組織をめぐる現在の状況を論じつつ、二〇世紀後半からの政党衰退論と一線を画す議論を提供することになった。もちろん、カルテル政党モデルに対する批判は、カツとメアの議論が発表された直後から現在まで数多く出されている。たとえば、カルテル政党という概念に対して曖昧であるとか、理論的な精緻化がなされていないとか、他の概念との違いが不明確であるとか、批判の中には、さまざまな論点が見られる。それ以外にも、現実の事例に適用して、カルテル政党モデルの妥当性を検証しようとしたり、いくつかの国の経済政策との関連でカルテル政党モデルを検証しようとする研究もなされている。

今なおカルテル政党モデルは、論争中のテーマであるが、興味深いことに、政党組織論において、カルテル政党論という一つの分野を形成してきているのも事実である。かつて、デュベルジェによる幹部政党と大衆政党という二つの類型がその後の政党組織論に影響を及ぼしたときのように、現在は、カツとメアによるカルテル政党論がポスト政党衰退論の政党研究における一つの中心的なテーマとなっている。

三 政党政治の変容と大統領制化論

政党衰退論を受け、新たな視角から政党政治を捉えようと試みた別の議論として、「政治の大統領制化 (presidentialization)」論を挙げることができる。⁽³⁾ ポグントケ (Thomas Poguntke) とウェブ (Paul Webb) は、民主的な政

治システムにおける政治的リーダーへの権力集中という点について、先進工業民主主義諸国における政治の大統領制化という点から検討を行っている (Poguntke and Webb 2005)。彼らによれば、大統領制化とは、「ほとんどの場合に形式的構造である体制タイプを変えることなく、体制の実際の運用がより大統領制的なものになってゆく過程である (Poguntke and Webb 2005:1 邦訳二)」とされる。

彼らの議論を理解する際には、ポグントケとウェブが政党研究の専門家であり、彼らがこれまでに展開してきた多くの議論において、政党衰退論をいかに考えるのかという問題意識が内包されていたことに注意する必要がある (Poguntke and Webb 2005)。彼らは、大統領制化が執政府、政党、選挙という三つの側面で見られると指摘し、各側面における大統領制化の特徴に注目した。大統領制化と表現される現象が執政府でみられるとしても、そこだけに限定して捉えるのは不十分であり、政党や選挙の側面に目を向けると、そこでもまた大統領制化と表現できるような現象が目撃される。これら三つの側面を総合的に把握することによって、現代民主主義における大統領制化という現象を正確に理解することができる。

彼らの問題意識からすると、大統領制化論は、政党衰退論に対する現在の彼らの見方を示したものであり、政党衰退論をめぐる議論への彼らの立場表明として捉えることができる。大統領制化の三つの側面は、いずれも政党政治とかわっている。政府の形成や交代は、政党の存在を抜きに語ることができない。政党の側面における大統領制化は、政党政治の変容を示しており、政党衰退論とどのような関連性をもつのかについても疑問が残る点である。

さらに、選挙も政党政治が展開される一つのアリーナであり、政党が選挙で存在感を示すのは紛れもない事実である。執政府、政党、選挙という大統領制化の三つの側面は、いずれも政党の衰退とされる現象がみられるアリーナで

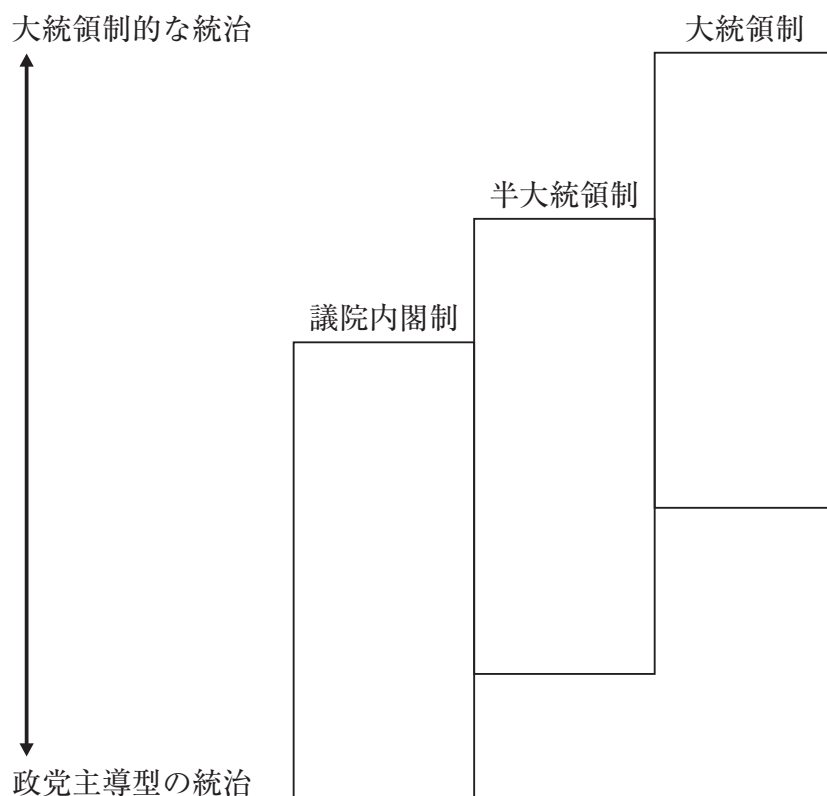
あるし、大統領制化と政党衰退とが何らかの点で結びつきをもっていることを否定することはできない。

ポグントケとウェブによれば、現実政治における大統領制化は、(a)党内および政治的執政府内におけるリーダーシップの権力資源と自律性の増大、(b)リーダーシップを重視するようになった選挙過程という二つの点が発展したものである（Poguntke and Webb 2005: 5 邦訳七八）。大統領制化は、執政府、政党、選挙という三つの側面で見られるが、これらは議会制民主主義の中心的な領域にある。大統領制化の過程は、憲法改正などのように、憲法構造が直接的に変わるのではなく、それ以外の偶発的および構造的な要因によってもたらされると考えられている。

大統領制、議院内閣制、半大統領制のいずれも原則的に、政党主導型の体制と大統領制的な体制との間を往来するものであり、一つの連続線上のどの極に近づくかは、さまざまな基底構造的要因（社会構造やメディアシステムの変化など）と、偶発的要因（リーダーの人格など）によって決まる。図4は、一つの連続線上に体制の三つのタイプを位置づけており、大統領制化されているのか、それとも政党主導型であるのかという点から両極が区別されている。

図4の水平次元は、公式の法律—憲法的な基準にしたがって三つのタイプを分けている。これらの境界線は明確であり、半大統領制が議院内閣制と大統領制との間にあるからといって、単純に両者の中間型として半大統領制を理解することは適切ではない。図4の垂直的次元は水平的次元と異なり、明確な区分けがあるのではなく、一続きの連続体として位置づけられる。垂直的次元は、両端に向かう矢印によって示され、上端が「大統領制的な統治」で、下端が「政党主導型の統治」を意味している。「大統領制的な統治」とは大統領制化を意味しており、政党衰退論が提起された後の政党政治を示している。大統領制化においては、従来型の政党による統治ではなく、大統領や首相といった政治的エリートのリーダーシップが重視される。

図4 大統領制化と体制タイプ



出所 ポグントケ&ウェブ『民主政治はなぜ「大統領制化」するのか』9頁。

図4における各タイプの位置づけは、公式的な法律——憲法的な規定によるのではなく、構造的および偶発的な政治的特徴によるものである。具体的にいえば、ある国における政治的リーダーの個人的認知度や自律性、権力資源の程度を決定するものであり、構造的変化は、政党規則や社会構成の変化などのように、法律——憲法とは異なるレベルでの持続的な変化を意味し、偶発的变化は、特定の政治的アクターや政治的状况に固有の要因によって左右されるものを意味している。

垂直的次元のどこに位置づけられるのかは、大統領制化の三つの側面によって決定づけられ、政党とリーダー個人との関係によって決まる。政治的リーダー個人にとって有利になるような権力資源と自律性の変化と、それにともなうような内閣や政党などの集団的アクターの権力と自律性の低下とのかかわりにより、連続線上のどこに位置づけられるかが決まる。

リーダーの自律性が高くなるほど、集団的アクター

による抵抗の可能性は小さくなる。そのため、高い自律性をもつリーダーほど外からの干渉を受けることなく、他のアクターを無視できるようになる。このような権力の増大をもたらすのは、次のような二つの過程とされる（Poguntke and Webb 2005: 7 邦訳一〇）。

1. 自律的な統制領域の増大。これは、求める結果が専らそのような自律的領域内で得られる限り、実質的に権力を行使する必要はないことを意味する。
2. 他者の抵抗に対する打開能力の拡大。このためには、起こりうる抵抗を打開するための資源、つまり他者へ権力を行使するための資源の拡大が必要である。

大統領制化の三つの側面について、これらの二つの点をそれぞれ検討すると（Poguntke and Webb 2005: 8-11 邦訳一〇―一五）、まず、執政府に関しては、政治的リーダー（大統領ないし首相、政党のリーダーなど）に任命権や政策決定権などの公式的な権力が付与されたことにより、自律的な統制領域が拡大する。リーダーは、自律的な支配域の外部に対して、公権力やスタッフ、資金、アジェンダ設定や選択肢を規定する能力などを資源とすることにより、潜在的な抵抗を排除できる。

執政府や政党の側面においては、自党に対するリーダーの権力増大が大統領制化の中心的な論点となる。政党の側面では、リーダーが有利になるような党内権力の変動が大統領制化においてみられるが、個人化されたリーダーシップという傾向は、党機構の統制よりもリーダーの個人的名声を高めるために権力資源が用いられる。選挙は、政党主

導からリーダーによる支配へと変化する。選挙キャンペーンでリーダーシップがアピールされ、メディアの政治報道は以前にもましてリーダーに焦点を向けるようになり、結果的に、有権者にも影響を及ぼし、投票行動におけるリーダーシップの効果が重要性をもつようになる。

ここで注意しなければならないのは、ポグントケとウェブが政党衰退論をふまえて大統領制化論を展開した点である。かつての政党主導型の統治ではなく、組織面でも政党間競合の面でも政党は機能不全の状態に陥り、政党は統治における唯一の中心的なアクターという立場を手放し、いくつかある中心的なアクターのうちの一つのアクターという立場に移動した。その代わりに、統治においては、政治的リーダーが中心的なアクターとなり、リーダー主導による統治がみられるようになった。

ただし、大統領制化においては、執政たる首相が政治的リーダーであり、基本的に、彼もしくは彼女は彼女は政党のリーダーであるという点である。彼もしくは彼女は彼女は、政党リーダーであるから首相となったのであり、選挙で政党が勝利し政権を獲得したからこそ、首相の座を射止めることができたのである。大統領制化の三つの側面は、いずれも相互に関連しており、相補関係にある。とりわけ、政党は、大統領制化の三つの側面を連結している存在であると理解できる。

ポグントケとウェブによれば、大統領制化の要因には、政治的状況やリーダーの人格などの偶発的な要因に加え、以下に挙げるような構造的な要因が含まれる。構造的な要因としては、政治の国際化、国家の肥大化、マスコミュニケーション構造の変化、伝統的な社会的亀裂による政治の衰退という四つが挙げられる (Poguntke and Webb 2005: 13-14 邦訳一八一―一四)。

まず、政治の国際化は、今や当たり前のことであり、グローバル化という表現も何ら目新しいものではない。たとえば、民族紛争、テロ、環境問題、移民や難民の問題、グローバルな金融市場など、さまざまな政策的な対応が国家間の交渉によってなされている。また、欧州統合により、国内政治のかなりの部分は、国際政治の問題に対する決定のように、各国の政治的リーダーや執政府によって行われている。

次に、国家の肥大化は、長期にわたり、官僚制の複雑化と組織的専門化をもたらした。いいかえると、制度的分化と制度的多元化となる。その結果として、政治の大統領制化は、統治能力の欠如を埋め合わせるために採用してきた戦略と相俟って、直接的な統治責任の範囲を狭めようとする一方で、他方においては、戦略的に重要な領域では政府の調整能力を強化しようとしてきた。

第三に、マスコミュニケーション構造の変化は、一九六〇年代初頭以来のメディアの役割拡大を意味している。メディアは、政策よりも政治家個人の人格に焦点を合わせて争点を単純化し、政治家は、政策の中身を説明するよりも象徴化することでメディアの要求に迎合してきた。政治的リーダーもまた、政治的な議題設定を行うためにメディアを利用してきた。

第四に、伝統的な社会的亀裂による政治の衰退は、一九九〇年代以降に数多く指摘されてきたように、西欧諸国における政党と社会集団との伝統的な結びつきが浸食されたという議論にみられる。政党に加入している党员の数が低下し、社会における政党の足場ともいえる支持基盤が傷ついたことで、政党は以前の地位に留まることができなくなった。さまざまな社会集団がイデオロギーにしたがって対立し、政党がその受け皿となっている状況は過去のものとなった。そのため、選挙キャンペーンでは、イデオロギーや政策の対立が争点になるのではなく、政治的リーダー

の人格的資質が重要になったのである。

大統領制化は、三つの側面で同時に進行するわけではない。構造的要因は、大統領制化のある側面に対して他の側面よりも直接的な影響を及ぼすものであり、三つの側面での大統領制化の過程は、それぞれ異なる速度や異なる時間で進行する。ある一つの過程が進行し、それが他の過程にも影響を及ぼすこともある。

執政府内での大統領制化には、政治の国際化と、国家の肥大化とが直接的に影響を及ぼしており、選挙での大統領制化には、亀裂の衰退が影響を及ぼし、三つの側面すべてに対して、マスコミュニケーション構造の変化が影響を及ぼしていると考えられている。

ポグントケとウェブは、マスコミュニケーション構造の変化が「有権者に影響を及ぼし、選挙での選択においてリーダーの人格的資質を重視させている」こと、「政党リーダーが、政治的な議題設定の場面から他のアクターを外すために利用している」こと、「執政府長官に対して、政権を支配し、自党の頭越しに統治を行うための決定的な権力資源を提供する」ことを指摘している。この点は、大統領制化の三つの側面が相互に影響を及ぼしていることを説明する。

大統領制化論は、日本でもしばしば言及されており、認知度は高まっている。多くの場合は、執政制度論との関連で言及されており、現在のところ、政党研究という視点から位置づけられることはあまりない。既に言及したように、ポグントケもウェブも元々は政党研究者であり、彼ら自身の問題意識も政党政治の問題にかかわっていることをふまえると、本稿のように、政党衰退論の後の政党政治を説明するものとして、大統領制化論を捉えることは有用であると思われる。

四 政党研究の今後

政党の歴史をふりかえると、政党が平たんな道のりを歩んできたのではないことが明らかになる。一九世紀の制限選挙において、初めて政党が選挙に登場した頃は、政党に対する否定的な見解が示され、民主主義と政党とは相容れないとされていた。ともすれば、政党は悪者扱いされていたのであるし、棘の道を歩みながら政党の歴史は進んできたといえる。その後、政党が政治の中心に位置し、主要なアクターになったとしても、常に批判的であったことに変わりはないし、過去数十年の選挙結果であれ、新聞記事などメディアの情報であれ、政党が褒められることなど、ほとんど皆無に等しい状態が続いてきた。

政党が常に批判されながらも、現在まで生き延びられたのは、単に生命力が強かっただけではなく、漸進的に変化してきたからなのかもしれない。現時点で、政党の機能が何かを考えようとする、政党が以前に果たしていた機能が何であったのか、現在はどうのような機能を果たしているのかという点から判断し、政党の機能低下を指摘し、政党衰退論を展開するのが最も手早い方法である。政党組織についても同様に、大衆政党や包括政党の頃をモデル化し、そこから逸脱してしまった政党を問題視するのは容易な見方である。

しかし、たえず現実政治が変化し続けている以上、政党もまた変化し続けることは当然である。過去のある時点に提起された分析の枠組みのまま現在の政党や政党を取り巻く環境を観察して、政党政治に対する悲観的な見方を繰り返しているだけでは、政党研究に発展は望めない。政党が今もなお存在し、政治の中心でみられることも事実である。ただ、かつてのように、選挙での政党間競合のみが民主主義の行方を左右した時代とは異なっているのは確かである。

政党はどこへ行くのであろうか。政党は、明示的にも默示的にも、漸進的な変化を遂げつつあり、この先数十年後にはまた、新たなモデルとして捉えられるようになっていくのかもしれない。

これまで政党研究は、現実に合わせて政党が変化する様子を捉えながら蓄積されてきた。政党衰退論が提示された後も、政党が存続してきたありさまは、カルテル政党や大統領制化などの点から説明がなされてきた。これから先も政党研究は、たえず現実の変化を視野に入れつつ、理論の検討を行っていく必要があるといえよう。

参考文献

△邦文▽

網谷龍介・伊藤武・成廣孝編（二〇一四）『ヨーロッパのデモクラシー〔改訂第二版〕』ナカニシヤ出版。

岩崎正洋（一九九九）『政党システムの理論』東海大学出版会。

岩崎正洋（二〇〇二）『議会制民主主義の行方』一藝社。

岩崎正洋編（二〇一一）『政党システムの理論と実際』おうふう。

岩崎正洋（二〇一四）『大統領制化と政党政治のガバナンス』『政治学におけるガバナンス論の現在 年報政治学二〇一四―Ⅱ』木鐸社。

岩崎正洋（二〇一五）『比較政治学入門』勁草書房。

岡沢憲美（一九八八）『現代政治学叢書12 政党』東京大学出版会。

白鳥令編（一九九九）『政治制度論——議院内閣制と大統領制』芦書房。

高安健将（二〇〇九）『首相の権力——日英比較からみる政権党とのダイナミズム』創文社。

西川知一編（一九八六）『比較政治の分析枠組』ミネルヴァ書房。

待鳥聡史（二〇〇六）「大統領的首相論の可能性と限界——比較執政制度論からのアプローチ」『法政論叢』第一五八巻第五・六号、三二一—三四一。

待鳥聡史（二〇一二）『首相政治の制度分析——現代日本政治の権力基盤形成』千倉書房。
 的場敏博（一九九〇）『戦後の政党システム——持続と変化』有斐閣。

的場敏博（二〇〇三）『現代政党システムの変容——九〇年代における危機の変化』有斐閣。
 〈欧文〉

Allardt, Erik and Yrjö Littunen (eds.) (1964) *Cleavages, Ideologies and Party Systems: Contributions to Comparative Sociology*, Academic Bookstore. 宮沢健訳（一九七二）『現代政党論』而立書房。

Almond, Gabriel A. and G. Bingham Powell, Jr. (1966) *Comparative Politics: A Developmental Approach*, Little, Brown and Company.

Bartolini, Stefano and Peter Mair (1990) *Identity, Competition and Electoral Availability: The Stabilisation of European Electorates 1885-1985*, Cambridge University Press.

Bell, Daniel (1960) *The End of Ideology: On the Exhaustion of Political Ideas in the Fifties*, Macmillan. 岡田直之訳（一九六九）『イデオロギーの終焉——一九五〇年代における政治思想の涸渇について』東京創元新社。

Crozier, Michel, Samuel P. Huntington and Joji Watanuki (1975) *The Crisis of Democracy: Report on the Governability of Democracies to the Trilateral Commission*, New York University Press. 綿貫譲治監訳（一九七五）『民主主義の統治能力——日本・アメリカ・西欧——その危機の検討』サイマル出版会。

Dalton, Russell J., Scott C. Flanagan and Paul Allen Beck (eds.) (1984) *Electoral Change in Advanced Industrial Democracies: Realignment or Dealignment?*, Princeton University Press.

Dalton, Russell J. and Martin P. Wattenberg (eds.) (2002) *Parties Without Partisans: Political Change in Advanced Industrial Democracies*, Oxford University Press.

- Dodd, Lawrence C. (1976) *Coalitions in Parliamentary Government*, Princeton University Press. 岡沢憲英訳（一九七七）『連合政権考証——政党政治の数量分析』政治広報センター。
- Downs, Anthony (1957) *An Economic Theory of Democracy*, Harper & Brothers. 古田精司監訳（一九八〇）『民主主義の経済理論』成文堂。
- Duverger, Maurice (1951) *Les Partis Politiques*, Librairie Armand Colin. 岡野加穂留訳（一九七〇）『政党社会学——現代政党の組織と活動』潮出版社。
- Eldersveld, Samuel J. (1982) *Political Parties in American Society*, Basic Books.
- Epstein, Leon D. (1967) *Political Parties in Western Democracies*, Praeger.
- Inglehart, Ronald (1977) *The Silent Revolution: Changing Values and Political Styles among Western Publics*, Princeton University Press. 三宅一郎・金丸輝男・富沢克訳（一九七八）『静かなる革命——政治意識と行動様式の変化』東洋経済新報社。
- Katz, Richard S. and Peter Mair (1995) 'Changing Models of Party Organization and Party Democracy: The Emergence of the Cartel Party,' *Party Politics*, Vol. 1, No. 1, pp. 5-28.
- Kirchheimer, Otto (1966) 'The Transformation of the Western European Party Systems,' In Joseph LaPalombara and Myron Weiner (eds.), *Political Parties and Political Development*, Princeton University Press.
- Kolinsky, Eva (ed.) (1987) *Opposition in Western Europe*, St. Martin's Press. 清水望監訳（一九九八）『西ヨーロッパの野党』行人社。
- Lawson, Kay and Peter H. Merkl (eds.) (1988) *When Parties Fail: Emerging Alternative Organizations*, Princeton University Press.
- Linz, Juan J. (1994) 'Presidential or Parliamentary Democracy: Does It Make a Difference?', In Juan J. Linz and Arturo Valenzuela (eds.) (1994) *The Failure of Presidential Democracy: Comparative Perspectives*, Vol. 1, Johns Hopkins

- University Press. 中道寿一訳 (二〇〇三) 『大統領制民主主義の失敗——その比較研究』南窓社。
- Lipset, Seymour M. and Stein Rokkan (eds.) (1967) *Party Systems and Voter Alignments: Cross-National Perspectives*, Free Press.
- Mair, Peter (ed.) (1990) *The West European Party System*, Oxford University Press.
- Mair, Peter (1997) *Party System Change: Approaches and Interpretation*, Oxford University Press.
- Michels, Robert (1959) *Political Parties: A Sociological Study of the Oligarchical Tendencies of Modern Democracy*, Translated by Eden and Cedar Paul, Dover Books. 森博・樋口晟子訳 (一九七三) 『現代民主主義における政党の社会学』木鐸社。
- Neumann, Sigmund (ed.) (1956) *Modern Political Parties: Approaches to Comparative Politics*, University of Chicago Press. 渡辺一訳 (一九五八) 『政党——比較政治学的研究 (I)』みすず書房。
- Neumann, Sigmund (ed.) (1956) *Modern Political Parties: Approaches to Comparative Politics*, University of Chicago Press. 渡辺一訳 (一九六二) 『政党——比較政治学的研究 (II)』みすず書房。
- Olson, Mancur (1965) *The Logic of Collective Action*, Harvard University Press. 依田博・森脇俊雅訳 (一九八三) 『集合行為論——公共財集団理論』ミネルヴァ書房。
- Ostrogorski, Moisei (1902 = 1982) *Democracy and the Organization of Political Parties*, 2 vols, Transaction Edition, Edited and Abridged by Seymour M. Lipset, Transaction Books.
- Panebianco, Angelo (1988) *Political Parties: Organizations and Power*, Translated by Mark Silver, Cambridge University Press. 村上信一郎訳 (2005) 『政党——組織と権力』ミネルヴァ書房。
- Pedersen, Mogens N. (1983) 'Changing Patterns of Electoral Volatility in European Party Systems, 1948-1977: Explorations in Explanation,' In Hans Daalder and Peter Mair (eds.) *Western European Party Systems: Continuity and Change*, Sage.
- Poguntke, Thomas and Paul Webb (eds.) (2005) *The Presidentialization of Politics: A Comparative Study of Modern*

Democracies, Oxford University Press. 岩崎正洋監訳 (二〇一四) 『民主政治はなぜ「大統領制化」するのか——現代民主主義国家の比較研究』ミネルヴァ書房。

Riggs, Fred W. (1994) 'Conceptual Homogenization of a Heterogeneous Field: Presidentialism in Comparative Perspective,' In Mattei Dogan and Ali Kazancigil (eds.) *Comparing Nations: Concepts, Strategies, Substances*, Blackwell.

Riggs, Fred W. (1997) 'Presidentialism versus Parliamentarism: Implications for Representativeness and Legitimacy,' *International Political Science Review*, Vol. 18, No. 3, pp. 253-278.

Rose, Richard and Derek W. Urwin (1970) 'Persistence and Change in Western Party Systems since 1945,' *Political Studies*, Vol. XVIII, No. 3, pp. 287-319.

Sartori, Giovanni (1976) *Parties and Party Systems: A Framework for Analysis*, Vol. 1, Cambridge University Press. 岡澤憲美・川野秀之訳 (一九八〇) 『現代政党学——政党システム論の分析枠組み』早稲田大学出版会。

Sartori, Giovanni (1996) *Comparative Constitutional Engineering: An Inquiry into Structures, Incentives and Outcomes*, Second Edition, Macmillan. 岡澤憲美監訳・上藤裕子訳 (二〇〇〇) 『比較政治学——構造・動機・結果』早稲田大学出版部。

Sartori, Giovanni (2005) *Parties and Party Systems: A Framework for Analysis*, ECPR Press.

Scarow, Susan E. (1996) *Parties and Their Members: Organizing for Victory in British and Germany*, Oxford University Press.

Schattschneider, E. E. (1942) *Party Government*, Holt, Rinehart and Wnston. 間登志夫訳 (一九六二) 『政党政治論』法律文化社。

Scott, Ruth K. and Ronald J. Hrebenar (1984) *Parties in Crisis: Party Politics in America*, Second Edition, John Wiley and Sons.

Sorauf, Frank J. (1984) *Party Politics in America*, Fifth Edition, Little, Brown and Company.

Smith, Gordon (1990) 'Stages of European Development: Electoral Change and System Adaptation,' In Derek W. Urwin and

- William E. Paterson (eds.), *Politics in Western Europe today: Perspectives, Policies and Problems Since 1980*, Longman.
- Warwick, Paul V. (1994) *Government Survival in Parliamentary Democracies*, Cambridge University Press.
- Webb, Paul (2000) *The Modern British Party System*, Sage.
- Webb, Paul, Thomas Poguntke and Robin Kolodny (2012) 'The Presidentialization of Party Leadership? Evaluating Party Leadership and Party Government in the Democratic World,' In Ludger Helms (ed.), *Comparative Political Leadership: Challenges and Prospects*, Palgrave Macmillan.
- Webb, Paul and Thomas Poguntke (2013) 'The presidentialisation thesis defended,' *Parliamentary Affairs*, Vol. 66, pp. 646-654.
- Wolinetz, Steven B. (ed.) *Parties and Party Systems in Liberal Democracies*, Routledge.
- Wright, William E. (ed.) (1970) *A Comparative Study of Party Organization*, Charles E. Merrill Publishing Company.

註

- (1) たとえば、以下を参照 (Sartori 1976 邦訳一五; Schattschneider 1962 邦訳四一; Epstein 1967: 9; Sartori 1976 邦訳一一一)。
- (2) 本節での議論は、既に公刊した以下の論考において詳細に論じている (岩崎二〇〇二、二〇一五)。本稿の執筆にあたり、適宜参照し、本稿の文脈に応じて議論をまとめた。
- (3) 本節での議論に関連したものとして、以下を参照されたい (岩崎二〇一四)。また、併せて以下も参照 (Poguntke and Webb 2005)。

条例の制定又は改廃の直接請求制度

——来し方行く末の残された課題——

賀 来 健 輔

1. はじめに

地方自治法に規定されている直接請求制度の中でも住民による政策立案という観点から特に興味深いのは、第七四条の「条例の制定又は改廃の直接請求」（以下条例制定・改廃請求）である。近年全国の自治体で見られる住民投票条例の制定などで、住民が積極的にこの制度を活用しようとする動きがあるのは周知の通りである。

地方自治法には他にも政策立案を指向するものとして請願の制度もあるが、その住民参政制度としての首長や議会に与える影響力（＝民意の「重み」…一定数以上の署名要件をクリアしなければいけない）という点から言えば、条例制定・

改廃請求には遥かに及ばない。^①

筆者は近年この住民による政策立案（換言すれば、住民参加の政策形成）の手法として条例制定・改廃請求制度に強い関心を有し、その現状分析、課題と可能性について直近三篇ほど立て続けに論稿を発表してきた。^② 本稿は関連する課題を今後の検討のために書き留めるものであって、既稿の補遺的側面を担っている。

2. 条例制定・改廃請求制度の変遷―「来し方」に残された課題

2.1 第一次地方制度改革における制度導入

ここでは主に総務省の資料に拠りながら、条例制定・改廃請求制度の変遷を概略的に振り返っておくことにしよう。^③ これまでの主要な制度の変更点は表1に示す通りである。

幾つかの点について説明を補っておくと、制度の原型は、戦後直後の一九四六（昭和二一）年、第一次地方制度改革（東京都制、府県制、市制、町村制の改正）の政府原案で示された。政府は導入の理由として、①住民の自治に対する関心を強め、自治の進展をもたらす、②直接参政は暴力による行動を抑止し、自治の健全な発達を促す、③住民の意思の反映により、議員や長に責任を自覚させ、一部の利益でなく一般公共の福祉増進のために行政運営が行われるようになる、という三点を挙げている。^④ このうち①と③の理由づけは至極妥当なものと言え現在でも十分に通用する。筆者がこの制度に最も関心を寄せる点である住民による政策立案という点もこの二つの理由から導き出せる。一方②の理由は時代的背景を反映したものであって、現在では全く不必要な理由になっている。

この示された政府原案は、その後都の必要署名数二万人以上が有権者の一／五〇以上に、道府県の上限規定（道府

表 1 条例制定・改廃請求の主な制度的変遷

年号	主な制度内容の変更事項
1946(昭和21)年	第一次地方制度改革（東京都制、府県制、市制、町村制の改正）の政府原案の提出（必要署名数：都2万人以上、道府県及び各市町村1/50以上〔道府県1万人、市1千人、町村100人が上限〕、長に修正権。）。のちに衆議院において上限の規定を撤廃。
1947(昭和22)年	地方自治法制定。直接請求制度の1つとして条例制定・改廃請求の規定（「総数の50分の1以上の者の連署」、署名収集期間「都道府県2箇月以内、市町村1箇月以内（政令事項）」、長の修正権は採用せず。意見提出権のみ。）
1948(昭和23)年	地方自治法の一部改正（「地方税、分担金、使用料及び手数料の賦課徴収に関するもの」を請求の対象外に）。
1950(昭和25)年	地方自治法の一部改正（署名の審査、効力の決定、署名簿の縦覧、争訟手続き、無効の署名、関係人の出頭証言、署名に関する罰則等を規定する法第74条の2から4までを加える。）。
1963(昭和38)年	地方自治法の一部改正（「地方税、分担金、使用料及び手数料の賦課徴収」の文言を「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収」に変更。）。
1969(昭和44)年	地方自治法の一部改正（国政選挙、地方選挙を問わず選挙が行われるときの署名活動を禁止する規定の付加（第74条第6項））。
1994(平成6)年	地方自治法の一部改正（身体障害又は文盲により署名することができない者に係る代筆署名の規定が設けられる〔第74条第7項及び第8項〕）。
2002(平成14)年	地方自治法の一部改正（議会において直接請求による条例案の審議を行うにあたり、請求代表者に意見陳述の機会を与える規定を設ける〔第74条第4項〕）。
2011(平成23)年	地方自治法の一部改正（請求代表者の資格制限規定〔現行法第74条第6項〕及び地位を利用して署名運動をした公務員等に対する罰則規定の創設〔第74条の4第5項〕）。
2013(平成25)年	地方自治法施行令等の一部を改正（請求者の署名収集委任届出書提出の廃止、指定都市における署名収集期間等の延長〔政令事項〕）。

（出典） 総務省地方行財政検討会議第一分科会第7回資料2（http://www.soumu.go.jp/main_content/000087295.pdf）の記述を基に、加筆修正の上筆者が作成。

県二万人、市一千人、町村一〇〇人）が削除されたことを除き、ほぼそのまま法制化され、現行制度に連なっていくことになった。なお請求の最終的な決定権は議会に委ねられており、この点は最初から不完全なイニシアティブの制度として出発をみた。

2.2 制度導入の経緯

先に見た三つの制度導入の理由は、今日までのいわば政府の公式見解になっているものであつて、当時の政府の本音に踏み込んだその真実は、未だ十分に解明されているとはいひ難い。従つて、直接請求の中でも性格を異にする条例制定・改廃請求がどういう経緯で（誰が？どのように？）制度化されたのかという点は、今なお興味が尽きない課題である。これまでの先行研究で共通しているのは、それが内務省独自の発案でありGHQの主導によるものではないという点である。^⑤ その根拠として度々引用されてきたのは、当時内務官僚として自ら作成に関わつた鈴木俊一の証言である。^⑥

鈴木回顧録を見る限り、確かに内務省が独自に発案したものであつたと推測される。しかし、それでもなお腑に落ちないのは、やはり戦前の内務官僚がそこまで開明的（＝民主主義的）な制度を積極的に導入する確たる理由がいま一つ見いだせないことである。内務省の独自案にせよ（積極的ではなく）導入せざるを得ない理由は別にあつたのではないか（＝本当の理由）というのが、筆者の素朴な疑問である。例えば松野光伸による次のような記述を目にするとき、それは必ずしも外的外れでないように思われるのである。

「…（中略）…知事の直接公選制が新憲法草案に明記され、その実施が不可避となつた段階で、内務省は従来から

の主張である知事の間接選挙制の採用を断念し、知事直接公選制の枠組の中で従来の知事権限を維持する方向へと対応の転換を迫られた。その方向を保障するものと内務省が考えたのが、公選知事の身分を官吏とすることであり、そのためには、明治憲法が適用される間に地方制度を改正して公選知事Ⅱ官吏という既定事実を作り上げておく必要がある。そうしておけば、状況によっては新憲法制定後も公選知事Ⅱ官吏という規定が継続する可能性があるとの判断から、内務省は、新憲法の趣旨を具体化する内容での改正という触れ込みで、第一次地方制度改革を新憲法制定前に急いで実施しようとしたのだとされている。⁽⁷⁾（波線は筆者による）

第一次地方制度改革が行われる過程で、内務省がGHQと度重なる折衝を行っていたのは周知の事実である。その過程で内務省が温存したい旧来制度（特に知事の身分を「官吏」とすることは大きな課題の一つであった）と民主的制度の採用を相手の顔色を窺いながら塩梅していたとするのは、この松野の記述からも推測できるだろう。⁽⁸⁾つまり地方制度改革において内務省は「知事Ⅱ官吏」を温存するためにも、新憲法の趣旨に沿った民主主義的制度を採用する必要があった。言わば「出し」（Ⅱ取引のために生み出された民主的材料の一つ）として他の直接請求制度と併せ条例制定・改廃は採用されたとしても不思議ではないだろう。しかし、結果的には知事の直接公選制に加え、その「官吏」としての身分をも外さざるを得ず内務省の目論見は悉く潰え、直接請求制度の方はそのまま採用されたのであったが。推測の域に止まるものだが、今後なお真相の解明が待たれる課題と言えよう。

2.3 地方自治法の制定

一九四七（昭和二三）年地方自治法が制定され、直接請求制度の一つとして条例制定・改廃請求は規定された。こ

ここでは既に有権者の「総数の五〇分の一以上の者の連署」、署名収集の期間として「都道府県二箇月以内、市町村一箇月以内（政令事項）」と現行制度と同様となっている。

一九四八（昭和二三）年には、現行制度の主要な欠陥の一つとされる地方自治法の改正が行われている。それは、「地方税、分担金、使用料及び手数料の賦課徴収に関するもの」を請求対象から除外した点である。以来この点は、住民の請求対象の範囲を狭めるものとして度々批判に晒されることになった。⁹⁾

これ以後も数次に亘る地方自治法の改正により、幾つかの点で制度内容に変更が加えられているが、それほど目立った点は少ない。強いて言うならば、二〇一三（平成二五）年に指定都市が漸く都道府県並みに署名収集期間を延長されたことくらいである。

全般的に見渡すならば、一九四八（昭和二三）年の「地方税等の賦課徴収に関する事項」を請求対象から外したことを除けば、十分とは言えないものの概ね直接請求を行う住民の側に立った制度変更が行われてきたといっても差し支えないだろう。¹¹⁾

3. 制度改革の必要性―「行く末」に残された課題

3.1 住民投票の必要性

現行制度の最も大きな欠陥としてこれまでつとに指摘されてきた点は、請求した住民の側に最終的な決定権が付与されていないことである。その意味では、今日までこの直接請求権はあくまでも『審議請願権』に毛のはえたようなもの¹²⁾（沢井勝）に過ぎなかった。制度発足当初には、「民主主義の発展段階に対する考慮」（田中二郎）¹³⁾といった説

明もそれなりの説得力を持ったかもしれないが、戦後七〇年の現在となっては少なくともその点を憂う状況にはない。言うまでもなく憲法改正のような極めて高度な政治問題ですら最終的には国民投票で決するのであって、依然として条例制定・改廃請求が最終的な決定を議会に委ねていることに明確な根拠は見いだせない。従って、「地方税等の賦課徴収に関する事項」を改めて請求対象に含めることと共に、この住民が最終的な決定を行える形に現行制度を改めていくことは、今日地方自治の喫緊の課題であると筆者は捉えている。

住民に法的拘束力を伴った最終的な決定権を委ねる「場」とは、具体的には住民投票に他ならないが、そのような形に制度を改革していくにあたっては、対象内容、署名要件、加えて住民投票に付した際の可否の判断（＝投票率や可決率の取り扱いなど）など検討すべき点は少なくない。¹⁴ そのいずれもが論争的な課題を含んでおり、そもそも制度設計を行うにあたって、どのような場合に住民投票を課すのか（＝議会の関わり方をどうするか）、またどの段階で課すのかなど制度の根幹に関わる仕組みについては、クリアすべき課題も多い。本稿では、多方面に多くの課題が存在することを了解した上で、ひとまず議論の叩き台として、実現可能性という観点から住民投票を採用した条例制定・改廃請求の制度設計を試みておきたい。¹⁵

実際に首長や議会に比較的抵抗感が少なく受け入れ可能な選択肢となると、恐らく現行制度の延長上に住民投票を課すといった漸進的な制度設計が最も現実的かつベターな方法ではないかと思われる（それでもなお現状その実現のハードルは極めて高いと言わざるを得ないのだが）。因みに現行法で最終的な意思決定に法的拘束力を有した住民投票を課している諸制度には以下がある（表2）。

表 2 法律等を根拠に持つ住民投票

実施事項	根拠条文	概要	投票権者
議会の解散	地方自治法第76～79条	有権者の総数の3分の1以上（基本形）の連署による議員・長の解職の請求があった際に、住民投票を実施（投票で過半数の同意があったときは、解散）。	満20歳以上の者で引き続き3か月以上区域内に住所を有する者
議員・長の解職請求	地方自治法第80～85条他	有権者の総数の3分の1以上（基本形）の連署による議会の解散の請求があった際に、住民投票を実施（投票で過半数の同意があったときは、それぞれ解職）。	満20歳以上の者で引き続き3か月以上区域内に住所を有する者
一つの地方公共団体のみに適用される特別法に関する住民投票	日本国憲法第95条、地方自治法第261条、第262条	憲法第95条に基づき「一の地方公共団体のみに適用される特別法」の制定に当たって、住民投票を実施（法律の制定には過半数の同意が必要）。	満20歳以上の者で引き続き3か月以上区域内に住所を有する者
市町村合併に係る法定合併協議会設置の請求に関する住民投票	市町村合併特例法第4条、第5条	直接請求で付された合併協議会の設置に係る議案が議会で否決された場合に、長による住民投票に付する旨の請求又は有権者の6分の1以上の直接請求により、住民投票を実施（投票で有効投票総数の過半数の同意があったときは、議会が可決したものとみなされる。）。	満20歳以上の者で引き続き3か月以上区域内に住所を有する者
憲法改正に係る国民投票	憲法第96条、憲法改正国民投票法	憲法第96条に基づき「各議員の総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議」し、これに基づき国民投票を実施（投票で過半数の同意が必要）。	満18歳以上の日本国民（平成30年6月21日以後。それまでは、投票権者の年齢は20歳以上。）
特別区の設置に係る住民投票	大都市地域特別区設置法第7条、第8条	指定都市と隣接自治体の人口の合計が200万人以上の地域において市町村を廃止し、特別区を設置する場合に住民投票を実施。投票率に関わらず過半数の賛成で市町村は廃止され、特別区が設置できる。	満20歳以上の者で引き続き3か月以上区域内に住所を有する者

(出典) 総務省地方行政財政検討会議第一分科会第7回資料3-1、3-2 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000087297.pdf 及び http://www.soumu.go.jp/main_content/000087297.pdf) を基に、大幅に加筆修正の上筆者が作成。なお、2015（平成27）年の公職選挙法改正によって今後投票権者の年齢が18歳に引き下げられることが決定している。

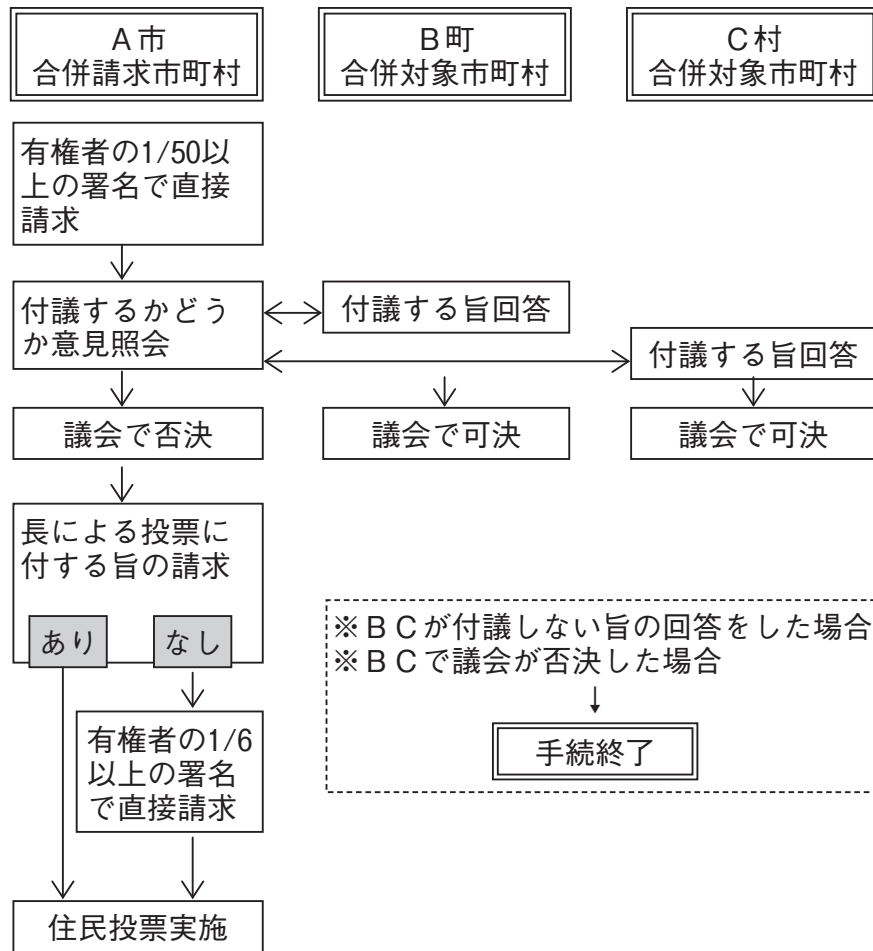
3.2 「市町村合併に係る法定合併協議会設置の請求に関する住民投票」の仕組みと課題

これらのうち「市町村合併に係る法定合併協議会設置の請求に関する住民投票」は条例制定・改廃請求と制度的に似た点もあり、今回の制度設計にあたって検討しておくことは無意味ではないだろう。この制度は国が平成の大合併を推進する過程で導入したもので、一応住民自治の制度とはいえ国の企図する合併促進のためだけに設計されたものであった¹⁶。故に筆者を含め予てより安易な市町村合併を憂慮する者からは、極めて不評を買った制度ではある。しかし、導入の背景はどうあれ制度の仕組みを考えるとという観点からは、条例制定・改廃請求の制度改革に示唆を与える点も含まれている。そこで以下では、市町村合併特例法第四条に規定する「合併協議会の設置に係る住民投票」の仕組みを概略的に紹介し、その課題はどこにあり、また条例制定・改廃請求はそれをどのように克服していくべきか若干の検討を行う¹⁷。(図1)。

3.2.1 制度の仕組み

制度の仕組みは次の通りである。まず住民は、有権者総数の一／五〇以上の連署をもって合併請求市町村の長に対し、合併協議会の設置を請求する。次に合併請求市町村の長から合併対象市町村の長に、合併協議会設置協議について議会に付議するか否かの意見を求める。合併対象市町村全ての長から議会に付議する旨の回答を得た場合には、合併請求市町村、合併対象市町村それぞれにおいて合併協議会設置協議について議会に付議する。そして、その際合併請求市町村の議会で否決し、かつ合併対象市町村の議会全てで可決し、合併請求市町村の長からの住民投票の請求がなかったときは、有権者総数の一／六以上の連署をもってその請求ができ、合併請求市町村の選挙管理委員会が合併

図1 合併協議会の設置に係る住民投票
【市町村合併特例法第4条の場合】



（出典） 総務省地方行財政検討会議第一分科会第7回資料3－2（http://www.soumu.go.jp/main_content/000087297.pdf）。

協議会設置協議について住民投票を実施する。

最終的に合併請求市町村における住民投票で有効投票総数の過半数の賛成があった時には、当該市町村の議会が可決したものとみなされ、合併協議会を設置する。

以上が第四条による制度の概略であるが、最初の請求の署名要件を有権者総数の一／五〇以上としている点は条例制定・改廃請求に、また最終的に住民投票で有効投票総数の過半数以上を合併協議会設置の可決要件にしている点は解職・解散の請求にそれぞれ倣ったものと思われる。この制度はあくまでも住民に合併協議会の設置を

認めるものであつて、合併そのものの可否に関わる手段は認められていない。また合併反対の住民には議会の合併決定に対して対抗する手段は全く与えられていない。これらの点からもこれは、一方的に合併促進の手段として住民参加の道を拓くものでしかないという公平性を欠いた制度となつてゐる。

3.2.2 住民投票の際の署名要件設定の経緯

この制度は、議会の否決後に住民投票の道を拓くプロセスを採用している。その実施にあたって改めて一／六以上の厳しい署名要件を定めているが、これは（実施の）成立を抑制することで議会や長の抵抗感を和らげる意図が期待されているのではないかと思われる。

ところで、合併協議会設置の住民投票は、制度化の過程でどのような理由に基づいてこの署名要件を設定したのだろうか。この点が明らかになれば、その根拠を検討することにより条例制定・改廃請求の署名要件の設定に関しても参考になるだろう。以上のような考えから筆者はその導入の経緯を広くあたつてみたが、現在までその明確な理由を探し出すには至っていない。

しかし、以下の資料に若干の手掛かり（めいたもの）を見つけることはできたので、ここに紹介しておきたい。一つは二〇〇一（平成一三年）の第一五一国会衆議院予算委員会審議で、島聡民主党議員（当時）と遠藤和良総務副大臣（当時）との間で交わされた次のやりとりである。¹⁸⁾

島分科員 ……これから先は新聞報道ですので確かかどうかかわからないんですが、今住民発議の話がされましたので、新聞報道で私が知った限りでは、住民発議がある、合併協議会が設置されなかった、いわゆる議会の一種の

拒否権が発動された、それを乗り越えるために住民投票をすることを可能にするような直接請求の制度もつくろうじゃないかという話がある。その署名数が新聞報道では六分の一と出ています。この六分の一の根拠、直接請求ですから、五十分の一という条例の制定請求、解散、解職請求の三分の一と、その真ん中辺に落とすというわけは何となくわかります。

ただ、この六分の一、一六・七％というのは結構大変な数かなと思うんです。今まで住民発議は八十八件あったわけです。そのうち、この一六・七％を超えているのは約二十件、三分の一ぐらいであります。かなりこれは高いハードルかなというふうに私は思います。

現在のいわゆる住民の直接請求の制度、昭和二十一年に地方制度改正があつて、第一次改正でもう直接請求というのが出たと聞いておりますが、六分の一というのは今まで一度も出た数字じゃありません。衆議院の審議で、条例、規則制定の直接請求自体は、その前は一定数以上の連署であつたのですが、五十分の一になつたそうでありましたが、そのときに、さすがに五十分の一では煩瑣にたえないから十分の一ぐらいで差し支えないと思うという衆議院の審議があるのです。

今まで六分の一という数字は余りなかったですから、もし議論をされるなら十分の一ぐらいの方が私はいいと思うんですが、いかがでしょうか。：

遠藤副大臣　：確かに十分の一ということを考えたことがあるのですね。ただ、法律にいたしますときには、全国の方の皆さんの意見をよく聞いて法律をつくるようにという定めがございましたものですから、全国の町

村会の皆さん、町村議会の議長会の皆さんの御意見を賜りまして、十分の一から六分の一に変更いたしたいと思っております。

これは一回、住民発議で行いましたこの合併協議会の設置を議会が否決した場合に、もう一回、六分の一以上の皆さんが賛成することによりまして議会が否決したものを設置させる、こういう意味でございます。したがって、そういう新しい道を開くという意味でございますから、今はそういう制度はないわけでございます。ないものをつくるわけでございますから、六分の一で制度をつくりたい、このように考えているわけでございます。

今一つの資料は、二〇〇一（平成一三年二月）に全国町村会が市町村合併特例法の改正にあたり総務省に行った住民投票制度導入に対する申し入れである。¹⁹そこでは総務省の説明にあった一／一〇以上の署名による住民投票の実施案を引き上げ、一／六―一／五にすることを求めている。

さてこの二つの資料から考えると、島議員の発言に従えば、一／六という署名要件は一／五〇の条例制定・改廃請求と一／三の解職・解散請求の真ん中辺りをとったことになる。これに対して遠藤副大臣はこの発言の内容を特段否定することなく、続く島議員の署名要件を一／一〇ぐらいにすべきではという質問の答弁として、町村会の意見を受けて一／六に変更したいと発言している。

これらの点を踏まえると、総務省側は当初署名要件を一／一〇として制度化を進めていたが、ハードルを上げることを要求する町村会の要求をのみ、結局申し入れ通り一／六に署名要件は収まったことになる。大方設定の理由は、このあたりが事の真相なのだろう。

制度のあらゆる設定要件に関して、住民の直接請求に否定的な団体とのせめぎ合いは、条例制定・改廃請求の場合においても同様に展開されることは想像に難くない。

3.2.3 厳格な署名要件の問題性

いずれにしても現行の厳格な署名要件は、かなり問題があると言わざるを得ない。住民は制度の出発点でまず一／五〇以上の署名を必要とし、さらに住民投票の実施でも改めてそれも一／六以上という厳しい署名を求められるというのは、あまりにも高いハードルである。それは署名要件そのものにも言えるし、また署名する側そして収集する側のコストという意味においてもそうである。条例制定・改廃請求の制度設計にあたっては、この点について他の方法を検討した方がよいだろう。例えば、出発点の署名要件をある程度高めに設定し、議会が否決したらそのまま住民投票を実施するとか、あるいは二度目の署名要件を一／一〇など低めに抑えるなど、多様な方法が考えられうる。合併協議会の設置という限定された単一の課題とは性格が異なり一概には比較しにくいだが、少なくとも検討に値する点ではあると思われる。

4. 終わりに

条例制定・改廃請求にまつわる残された課題について若干の検討を試みてきた。結局いずれも解明にまでは至らず課題は課題として依然残ったままであるが、その検討されるべき重要性については少なくとも問題を提起できたのではないかと考えている。

条例制定・改廃請求は、住民の政策立案を可能にするという点で実に魅力的な制度である。しかし、制度発足以来、

不完全な制度を強いられたまま今日まで至ってきた。よりよい制度に改善していくためには、まず以て不完全な制度たらしめてきた個々の要因の検討が欠かせない。今後一人でも多くの研究者が、積極的に未解決の諸課題に対して取り組みことを望むばかりである。筆者もまたその一人に名を連ねていくことで、わが国の住民参加の道を切り拓く契機を作っていきたいと考えている。

註

(1) 一般に請願は、住民の要望を議会が聞きおく形式的側面が強いと思われがちであるが、必ずしもそうとは限らない。例えば、静岡市の一中学生が請願により路上での喫煙をなくすための条例制定を求めた事例では、請願は議会において全会一致で採択され、いわゆる「歩きたばこ禁止条例」(「静岡市路上喫煙による被害等の防止に関する条例」二〇〇六年)の制定に結実した。この事例などは、条例案の作成にまで至らずとも住民による政策立案と見なせるものである。またこの他法的根拠を持たない同様の制度としての陳情にも留意する必要がある。双方に関しては、以下を参照。金井利之「第一章直接請求制度」『市区町村における住民参加方策に関する調査研究』、財団法人地方自治研究機構、二〇一三年、八〇―八三頁。

(2) その三篇の論稿とは、以下の通りである。賀来健輔「近時の条例の制定・改廃の直接請求に関する通時的考察―一九九九―二〇〇九―」『地方自治研究』第二八巻第二号、二〇一三年、同「近時の住民投票条例制定の直接請求に関する一考察」『地方自治研究』第二九巻第一号、二〇一四年、同「条例の制定又は改廃の直接請求に関する課題と一考察―制度の積極的活用の観点から―」『地方自治研究』第二九巻第二号、二〇一四年。

(3) 制度変遷に関する事項は、総務省地方行財政検討会議第一分科会第七回『資料二 条例制定・改廃に関する直接請求制度について』(http://www.soumu.go.jp/main_content/000087295.pdf)を元にとめた。併せて、自治大学校『戦後自治史Ⅱ(昭和二十一年の地方制度の改正)』自治大学校、一九六一年、小西敦『地方自治法改正史』信山社、二〇一四年、松本英昭『逐

条地方自治法第六次改訂版』学陽書房、二〇一一年、松藤保孝「第五期戦後地方自治制度の創設期（一九四六—一九五一年）」『我が国の地方自治の成立・発展』自治体国際化協会・政策研究大学院大学比較地方自治研究センター、二〇一〇年（<http://www3.grips.ac.jp/~coslog/activity/01/05/file/Seiritsu-5.jp.pdf>）なづも参照した。

(4) 三つの理由の記述は前出の総務省の資料に従うものだが、同じ記述は内務省『改正地方制度資料第一部』、昭和二二年一〇月、所収の「地方制度改正関係答弁資料」（二二〇〇—二二〇一頁）でも認めることができる。加えて内務省当局者による解説として、自治研究会『新地方制度の解説』ニュース社、一九四六年、九〇頁。

(5) 例えば、水飼幸之助「終戦直後の第一次地方制度改革—改正法律の立法過程をめぐって—」『法学論集』第九号、一九七二年二月、一八五頁、松野光伸「現行直接請求制度の制定過程」『島大法学』第二四巻第二・三号、一九八一年、九二—九三頁、沢井勝「直接請求制度導入の経過と問題」『コンメンタール直接請求』地方自治総合研究所、一九七八年、八〇—八三頁、平松弘光「分権時代の自治体法務 分権時代の市民立法—条例制定・改廃の直接請求—」『レポート二二』二〇〇一年度、二〇〇一年、一七一—一八頁など。

(6) 鈴木俊一による第一次地方制度改革、直接請求制度の導入に関する回顧は幾つかある。内政史研究会『鈴木俊一氏談話速記録』（第五回、一九七五年）二八—一九頁。鈴木俊一『回想・地方自治五十年』ぎょうせい、一九九七年、二四—二五頁など。

(7) これは松野光伸が高木鉦作、赤木須留喜らの知見を踏まえて記述したものであって、本文では彼らを出典として挙げている箇所の註は省いて引用してある。松野光伸「前掲論文」、九五頁。なお高木、赤木を参照している部分はそれぞれ次の通り。高木鉦作「知事公選制と中央統制」溪内謙他編『現代行政と官僚制（下）』東京大学出版会、一九七四年、二六五—二七〇頁、赤木須留喜『行政責任の研究』岩波書店、一九七八年、五四—五七頁。

(8) 松野以前にも水飼幸之助が、次のように同様の指摘を行っている。「…かような過程から判断されることは、第一次地方制度改革案は、もともと、明治憲法下での改革として、終戦後の事態についての焦眉の急に應ずるという態度を打ち出して立案されたのであるが、実は、官僚制的中央集権体制を新憲法施行後の地方制度においても温存しようとする意図をもつてつく

られたものであったといえる。」と。水飼幸之助「前掲論文」、一九八頁。

(9) 賀来健輔「前掲論文」第二九卷第二号、二〇一四年、三一五頁。

(10) 賀来健輔「前掲論文」第二九卷第二号。この論文は、その不十分な諸点を取り上げ扱ったものである。

(11) 筆者は公務員に関する罰則規定などは住民の側のそれほど大きな制約として捉えていないのだが、この点を重視して全く逆の評価を下す向きもある。金井利之「前掲論文」、九〇頁。

(12) 沢井勝「前掲論文」、八八頁。

(13) 田中二郎「地方自治法に現われた代表的民主主義と直接的民主主義」『自治研究』第二五卷第二号、一九四九年、二〇—二二頁。

(14) 関連して、例えば自治体の条例に基づく住民投票の実施において、常に問題とされてきたのはこれらの点である。なお次の資料はそれぞれの論点を簡潔にまとめ有益である。総務省の地方行政検討会議第一分科会（第七回）平成二二年一〇月二九日 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_zaisei/36622.html)。

(15) 先行する同様の試みには、野口暢子「補論 住民投票法（仮称）参考案の検討と残された課題」財団法人社会経済生産性本部総合企画部編『住民参加有識者会議報告書 住民投票制度化への論点と課題』、二〇〇二年、四一—四六頁がある。

(16) その問題点に関する検討として、さしあたり本多滝夫「住民参加と市町村合併」『季刊自治と分権』第五号、二〇〇一年、五二—六一頁、及び上田道明『自治を問う住民投票—抵抗型から自治型の運動へ—』自治体研究社、二〇〇三年、五八—九三頁を参照。

(17) 市町村合併特例法では、二つの場合を想定して住民の直接請求による合併協議会の設置を可能にしている。本稿で取り上げているのは、その一つ「一の合併関係市町村（合併請求市町村）への合併協議会設置請求」（第四条）である。なおこの第四条の要約は、総務省地方行政検討会議第一分科会資料三—二 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000087297.pdf) をもとに大幅に加筆修正の上でまとめたものである。

(18) 第一五一国会 衆議院予算委員会第二分科会第一号（平成一三年三月一日（木曜日））の議事録による (<http://www>。

shugin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/003215120010301001.htm）。

- (19) 全国町村会「市町村合併特例法の改正について申し入れ」二〇〇一（平成一二）年二月二〇日（<http://www.zck.or.jp/activities/h130220/index.html>）。

J・S・ミル『代議政治論』自筆草稿 (日本大学法学部図書館所蔵) について

川 又

祐

- 1 はじめに
- 2 ミル『代議政治論』自筆草稿購入の経緯
- 3 ミル『代議政治論』自筆草稿
 - (1) 各種ミル自筆草稿とその所蔵先
 - (2) 『代議政治論』自筆草稿書誌
 - (3) 『代議政治論』自筆草稿AからKまでの十一帖
 - (4) 『代議政治論』自筆草稿のウォーターマーク(透かし模様)
 - (5) 『代議政治論』自筆草稿と『代議政治論』(初版)の章題および冒頭文対照
- 4 おわりに

1 はじめに

日本大学法学部は、一八八九年に日本法律学校として産声をあげた。爾来、発展を遂げて、二〇一四年に創設百二十五周年を迎えた。学部では、記念事業として、法学部新ロゴマークの制定、特別展示会（学祖展・貴重書展示会）、ホームカミングデー、学内学会・研究所合同研究会、公開講座の諸行事が催された。筆者は、幸運にも記念事業のいくつかに携わることができたが、中でも特別展示会（学祖展・貴重書展示会）は刺激あふれるものであった。

特別展示会（学祖展・貴重書展示会）は、二〇一四年十月一日から十一月三日までの期間、法学部図書館一階ブラウジングコーナーで開催された。そもそもこの展示会の準備は、二〇一三年から開始された。図書館長藤原孝教授から、この展示会で展示する資料の選定と、それを紹介する『日本大学法学部創設百二十五周年記念特別展示会図録』（日本大学法学部図書館、二〇一四年^①）の編集が、筆者に委ねられることになった。そこで、これまで図書館が公開してこなかった貴重書や、学生になじみのある学者の著書を中心に選書することを法学部図書委員会に諮り、それが了承された。そして後者に関してはとりわけ、「政治・経済」や「世界史」の教科書に登場する学者の著作が選書の対象とされた。

図書館は、学生への学習環境の提供と研究者への研究環境の提供という二つの役割を担っている、と筆者は個人的に考えている。図書館は、ウェブ環境が整っていることはもちろん、学生が必要な本を手に取り、いつでも学習ができるようにしなければならない。また図書館は、研究者が個人としては入手しえないような資料も収集・所蔵して、研究材料を提供し、その研究環境を整備しなければならない、というのが私見である。図書館は、それ自体の方針に

従って、資料収集にあたることになるのであるが、わが法学部図書館は、法律、政治、経済の分野を中心に貴重な資料を収集してきた点で、きわめて個性的である。

法学部図書館がこれまで収集してきた貴重書には、インクナブラ、十六〜十八世紀ヨーロッパ法制史関連文献コレクション、同ディセルタチオ (Dissertatio) コレクション、ジョン・ロー (John Law) の自筆草稿を含むジョン・ロー・コレクション、アダム・スミス旧蔵書、J・S・ミル『代議政治論』自筆草稿、J・S・ミルやD・ヒュームをはじめとする著名学者の自筆書簡コレクション⁽²⁾、ホッブズ『リヴァイアサン』初版三種 (川又、二〇一四年)、サン・シモン・コレクションなどがあり、これらは世界的に見ても、重要かつ歴史的な所蔵資料となっている。学部図書館の所蔵資料としては、いずれも破格のものばかりである。そうした所蔵資料の一端を、日本大学学祖山田顕義関連資料と一緒に紹介するというのが、今回の展示会の目的でもあった。その中でミルの『代議政治論』自筆草稿は、当然に選書されることになったのである。

2 ミル『代議政治論』自筆草稿購入の経緯

ミルの『代議政治論』自筆草稿は、一九八〇 (昭和五十五) 年、ジェレミー・ノーマン社 (Jeremy Norman & Co., Inc. San Francisco) から売りに出された。ノーマン社は、販売に当たってカタログ *Twelve Manuscripts* (Norman, 1980) を作成して、ミルの自筆草稿をそのカタログの十一番目に記載した。

この自筆草稿には、『ミル全集』 (*Collected Works of J. S. Mill*) の総合編集者として知られるジョン・M・ロブソン (John M. Robson)⁽³⁾ による二組の文書が添付されている。それは、次のような文面であった。

「一九七九年十二月四日

ジョン・ステュアート・ミル (John Stuart Mill, 1806-73) は、その著作の雄大さおよび深遠さから、十九世紀イギリスの拔きん出た哲学者として評価されている。政治理論に関する彼の著作には、固有の重要性がある。そのうち最も意義深いものは、彼の『代議政治論』であり、それは一八六〇年に執筆され、一八六一年に公刊され、そして続く四年間に三つの図書館版 (Library edition) が出されたのである。本作は、公然の民主主義者による作品である。彼は、北米やヨーロッパそしてイギリス帝国における民衆運動を入念に考察した。また彼は、若い時から、一八六五年に急進的な自由党員としてイギリス議会に選出されるまで、絶え間なくイギリス改革運動に従事した。また一方、『代議政治論』は、(彼の『論理学体系』*System of Logic* や『経済学原理』*Principles of Political Economy* のような) ミルの完成度を湛えた他の全著作と同様、中心的な論点を入念に考察していることによって特徴づけられている。本書の場合では、その考察によって、政治民主主義の潜在的危険性が取り扱われている。「[というのも] ミルは、民主主義制度の増大を実際に必然のことではあるが、無条件に素晴らしいものとは見ていないからである。とりわけ、彼が焦点を合わせ取り組んだのが、賢明で強力なリーダーシップと、幅広い参加の必要性とを結合させる問題であった。すなわち、最近大きな関心を引きつけてきた論点である。

本書は、目覚ましい成功を収め、実践的な政治家や他の理論家たちに引用されている。そして今日まで、民主主義理論の主要な論点が大いに読みやすい概説本として、出版が続いてきた。

ミルの重要性や、多くの彼の著作、そして人気を考えると、草稿がともわずかしか生き残ってこなかったというのは驚きである。とりわけ、現在まで、『代議政治論』草稿は世間に知られてこなかったのである。私の判断では、ジェレミー・ノーマンに所有されている草稿を、簡単な目視とはいえ注意深く検討したところによって、本草稿は、本書の第一稿 (first draft) である (ミルは、自分の『自伝』で説明しているように、また他の草稿からも確認できるように、重要著作の場合、二つの完全原稿 (complete draft) を書いたのである。二つのこれら完全原稿のうちの第一稿には、『論理学』と『自伝』のそれが知られている)。この草稿は、ずっとミルが手元に持っていたものである。そして当時の彼の筆跡や彼の慣例からなる両方の特徴が示されている。後者に関しては次の一例を挙げることができる。本文は、表ページ (recto) に見えている。裏ページ (verso) は大きな追加や脚注のために空けてある。それら〔追加・脚注〕のいくつかは、裏ページに見つかる (言及しておかなければならないことに、本書の脚注はとも数が少ない。だから裏ページはほとんど空白になっている)。用紙は、「丁合」 (gatherings) を取ってまとめられている (おそらくは後日、綴じられたものである)。用紙それぞれは、右上角に「アルファベット」大文字の記号が付けられている。それは、ミルの筆跡による活字体である (ここではAからKまで)。本文は、大幅にあまねく修正されていて、後の簡単な改訂がいくつか示唆されている。行間への書込み、書き足し、そして注記の表示は、ミルのいつものやり方で行われている。特に興味があるのは、ミル鉛筆書きの言及 (その多くは裏ページ) であるが、それはおそらく彼が原稿を再読したときに行われたもので、またそれは、実際の改訂ではなく、将来の改訂のための忘備録 (aides memoires) として構成されているのである。これらのいくつかは、初版本文に引き継がれているようであり、そして、少なくとも本草稿の終わりの方のページにおける鉛筆書きは、そうである。

私の調査によって指し示されているのは、ミルが、本書を書き直す際、大量の改訂を行ったということであり、それはまた、本文を発展させながら、興味深いやり方で変更しているということである。（章番号はついていないものの）章題が草稿につけられており、その大半は、印刷本文の表現に相当忠実かあるいは一致している。けれども数章は、本書の中盤から配列が直されている。ミルが創作する習慣では、「序言」(Preface)を置くことも重要となっており、それは最終章本文の後の草稿に登場している。

私の印象では、本文を初版および後の版のそれと丹念に校合 (collation) すれば、結論を裏付けている項目や論拠に関して、ミルの民主主義理論形成をより深く理解することになるであろう。ミルの著述家および理論家としての精神活動を完全に評価しようとすればするほど、比較 (comparison) の重要性がより明白になってくるのである。私が『ミル全集』第十九巻に本文（その最初の学術的照合版）を編集した際、この草稿が利用できていれば、本文および注釈は、著しく異なっていたであろう。将来、編者に草稿が利用可能となれば、両者の改訂は必定であろう。

ジョン・M・ロブソン」

「この覚書 (note) は、一九七九年十二月四日、ジェレミー・ノーマン (Jeremy Norman) に見せられた J・S・ミルの『代議政治論』草稿の「内容の」一部あるいは全部を、ジェレミー・ノーマンから草稿を獲得するであろう個人あるいは機関の明白な同意なしには、公表しないという私の誓約を表すものである。この誓約は、『ミル

『全集』を編纂している私の仲間たちを含むものとして理解しなければならない。

ジョン・M・ロブソン

これらの文書は、ノーマンが、一九七九年十二月、販売に先駆けてロブソンにミルの草稿を見せて、それがミル直筆であるとの調査結果を得ていたことを明らかにしてくれる。そしてノーマンは、ロブソンのこの謂わば「鑑定書」と、「覚書」とを添付して購入者を募ったのである。日本では、紀伊國屋がその販売を仲介した。一年後、その仲介に応じたのが本学図書館である。図書館に残されている資料を見ると、当時の購入推薦者は、鶴澤義行、中山政夫、北岡勲、杉山逸男の四教授で、図書館長は大淵利男教授であった。四氏は、昭和五六（一九八二）年一月十二日に推薦書を図書委員会に提出した。そして一月十九日に図書館は購入を決定している。これは英断といってよいであろう。ミルの自筆草稿はこうして、日本大学法学部図書館の所蔵となった。その後、ミル自筆草稿の存在は、法学部図書館ホームページや、各種の広報誌・紙で紹介されている。しかしながら、ロブソンが期待したような、本格的な校合・調査は、残念ながら今日まで行われていない。

3 ミル『代議政治論』自筆草稿

(1) 各種ミル自筆草稿とその所蔵先

ミルの『代議政治論』自筆草稿を検討する前に、「完全」原稿として残されているミルの自筆草稿について、『ミル全集』を基に、どれほどの点数が存在しているかについて確認しておこう。

表1 各種ミル自筆草稿とその所蔵先

書名	所蔵先
『論理学体系』 <i>A System of Logic</i> (1843)	The Morgan Library & Museum (CW. VIII. Appendix A). 'Early draft.' ⁽⁴⁾
	British Museum (CW. VIII. Appendix J). 'Press-copy.'
『経済学原理』 <i>Principles of Political Economy</i> (1848)	Pierpont Morgan Library (CW. III. Appendix F). 'Press-copy.' ⁽⁵⁾
『自伝』 <i>Autobiography</i> (1873)	University of Illinois (CW. I. xix.). 'Early draft.'
	Columbia University (CW. I. xix.). 'Columbia MS.'
	John Rylands Library (CW. I. xx.). 'Rylands transcript.'
	Yale University (CW. I. xx.). 'Yale fragment.'
『宗教をめぐる三つのエッセイ』 <i>Three Essays on Religion</i> (1874)	1922年以降、所在不明 (Norman, 48.). 'Autograph and scribal copies.'
『社会主義論集』 <i>Chapters on Socialism</i> (1879)	1922年以降、所在不明 (Norman, 48.). 'Manuscript.'

ノーマンがカタログで記述している後半二つの行方不明を含めても、現存する点数が圧倒的に少ないことがわかる（七点と不明二点）。今回ここに本草稿が加わることになる。本草稿の重要性・稀少性は、この表からも明らかである。

(2) 『代議政治論』 自筆草稿書誌

さて、売り出された時のノーマンのカタログには、
11 Complete Autograph Manuscript for one of
“The Great Books of the Western World”

Mill, John Stuart (1806-73). Untitled autograph manuscript draft of *Consideration on representative government*. 224 leaves, mostly written on rectos with occasional notes on versos, with extensive current revision & later light revision. 23.5 x 18.5 cm. Gathered in 11 quires,

marked A - K by Mill, each separately sewn, probably at a later date, uncut. In fine condition, in a full morocco box, gilt label. Composed in part if not entirely at Avignon, in 1860 (Norman, pp.48-50).

すなわち

「十一『西洋世界の重要文献』の一つ「に選ばれた」自筆完全草稿

ジョン・ステュアート・ミル（一八〇六―七三）。表題なしの『代議政治論』自筆草稿。二二四葉（sic）、「本文は」ほとんど表ページ（recto）に書かれており、時に裏ページ（verso）に注記がある。広範な走り書きの改訂と後からの「文字が」はつきりしない改訂つき。23.5×18.5 cm。十一帖にまとめられ、ミルによってAからKの記号が付けられている。おそらくは比較的後の年代に個別に綴じられたもの。未裁断（uncut）。状態よし、モロッコ革製の箱入り、金箔の貼り札。全部ではないにしても、ある程度は、一八六〇年、アヴィニオンにて作成。」

と紹介されている。法学部図書館の書誌情報は、ノーマンの記述を正して、現在では表2の内容になっている。自筆草稿が入れているモロッコ革製の箱は、ミル自身が所有していた際に作成されたものなのか、彼以後の所有者が作成したもののかは不明である。ミルの自筆草稿を所蔵している表1の各機関に同様の箱が存在するのか、照会すれば何かわかるかもしれない。

表2 日本大学法学部図書館 OPAC 書誌情報

<図書> [Considerations on representative government] [manuscript] / [John Stuart Mill] (John Stuart Mill collection ;4)	
データ種別	図書
出版者	[s.l.] : [s.n.]
出版年	[1860]
本文言語	英語
大きさ	228 leaves in 11 quires (A to K) ; 24 cm
別書名	異なりアクセスタイトル : Manuscript : Considerations on representative government
一般注記	Untitled autograph manuscript A-B quire: 24 each leaves, C-J quire: 20 each leaves, K quire: 20 leaves (7 leaves blank)
著者標目	Mill, John Stuart, 1806-1873
書誌 ID	1000228088
資料種別	文字資料 (書写資料)

(3) 『代議政治論』自筆草稿 A から K までの十一帖
ミルの A 帖と B 帖は、十二枚が二つ折り（谷折り）にされ、三か所で糸綴じされている。C 帖から K 帖までは、十枚が二つ折り（谷折り）にされ、五か所で糸綴じされている。その結果、A 帖と B 帖は各二四葉、C 帖から K 帖までは各二十葉となり、全部で二二八葉となる。⁽⁶⁾ これら十一帖について各葉の表ページ（右ページ）、裏ページ（左ページ）の状態を調べてみよう。次の表3は、紙葉ごとに本文や書込みの状況を表している。表中の「本文」は、表ページに本文が記載されていることを、「白紙」は文字の記載がない状態を、「○」は、注記などの書込みがあることを示している。A から K の大文字は、ミルが記載した活字である。この表から、ロブソンが語っているように、ミルによるこの自筆草稿への書込みは少ないことが分かる。

表3 ミル自筆草稿十一帖の本文・書込み状況

A 24葉	表	裏	B 24葉	表	裏	C 20葉	表	裏
1	○ A	白紙	1	本文 B	白紙	1	本文 C	白紙
2	本文	白紙	2	本文	白紙	2	本文	白紙
3	本文	白紙	3	本文	白紙	3	本文	白紙
4	本文	○	4	本文	白紙	4	本文	白紙
5	本文	白紙	5	本文	白紙	5	本文	白紙
6	本文	白紙	6	本文	白紙	6	本文	白紙
7	本文	白紙	7	本文 ○	白紙	7	本文	白紙
8	本文	白紙	8	本文	白紙	8	本文	白紙
9	本文	白紙	9	本文	白紙	9	本文	白紙
10	本文	白紙	10	本文	白紙	10	本文	○
11	本文	白紙	11	本文	○	11	本文	白紙
12	本文	白紙	12	本文	○	12	本文	○
13	本文 ○	白紙	13	本文	白紙	13	本文	○
14	本文	白紙	14	本文	白紙	14	本文	白紙
15	本文	白紙	15	本文	白紙	15	本文	白紙
16	本文	白紙	16	本文	白紙	16	本文	白紙
17	本文	白紙	17	本文	白紙	17	本文	白紙
18	本文	白紙	18	本文	○	18	本文	白紙
19	本文	○	19	本文	白紙	19	本文	白紙
20	本文	白紙	20	本文	白紙	20	本文	白紙
21	本文	白紙	21	本文	白紙			
22	本文	白紙	22	本文	白紙			
23	本文	白紙	23	本文	○			
24	本文	白紙	24	本文	白紙			

D 20葉	表	裏	E 20葉	表	裏	F 20葉	表	裏
1	本文 D	白紙	1	本文 E	白紙	1	本文 F	白紙
2	本文	白紙	2	本文	白紙	2	本文	白紙
3	本文	○	3	本文	白紙	3	本文	白紙
4	本文	白紙	4	本文	白紙	4	本文	白紙
5	本文	白紙	5	本文	白紙	5	本文	○
6	本文	白紙	6	本文	白紙	6	本文	白紙
7	本文	白紙	7	本文	白紙	7	本文	白紙
8	本文	白紙	8	本文	白紙	8	本文	白紙
9	本文	白紙	9	本文	白紙	9	本文	白紙
10	本文	白紙	10	本文	白紙	10	本文	白紙
11	本文	白紙	11	本文	白紙	11	本文	○
12	本文	○○	12	本文	白紙	12	本文	白紙
13	本文	白紙	13	本文	白紙	13	本文	白紙
14	本文	白紙	14	本文	白紙	14	本文	白紙
15	本文	○	15	本文	白紙	15	本文	白紙
16	本文	白紙	16	本文	白紙	16	本文	白紙
17	本文	白紙	17	本文	○	17	本文	白紙
18	本文	白紙	18	本文	白紙	18	本文	白紙
19	本文	白紙	19	本文	白紙	19	本文	白紙
20	本文	白紙	20	本文	白紙	20	本文	白紙

G 20葉	表	裏	H 20葉	表	裏	I 20葉	表	裏
1	本文 G	白紙	1	本文 H	白紙	1	本文 I	白紙
2以下	本文	白紙	2以下	本文	白紙	2以下	本文	白紙

J 20葉	表	裏	K 20葉	表	裏
1	本文 J	白紙	1	本文 K	白紙
2以下	本文	白紙	2～12	本文	白紙
			13	白紙	白紙
			14	本文	白紙
			15～20	白紙	白紙

(4) 『代議政治論』 自筆草稿のウォーターマーク (透かし模様)

日本大学法学部図書館が所蔵しているミルの自筆書簡類は三十点ほどである。⁽⁷⁾ 使用されているその便箋には、もちろんすべてではないが、W WEATHERLEY / 1822' J WHATMAN / 1840' JOYNSON / 1863' JOYNSON / 1865' JOYNSON / 1866' JOYNSON / 1868' JOYNSON / 1870' のウォーターマークが入っているものが含まれている (「/」は、改行を表している)。「ミル全集」第一巻「序論 (Introduction)」によれば、イリノイ大学やコロンビア大学が所蔵する『自伝』草稿には、'Britania' 'STACEY WISE 1849' 'C ANSELL 1851' 'C ANSELL 1852' 'Fleur-de-lis' 'WEATHERLEY 1856'が入っているという (CW. I. Introduction. xix. 山下、二〇—二二頁)。これに対して、『代議政治論』自筆草稿の紙葉には、これらに該当するウォーターマークは存在しない。また、便箋と『代議政治論』自筆草稿に用いられている紙葉は、その触感が異なっていることから、明らかに別の紙である。将来的には、『自伝』草稿の紙葉と『代議政治論』自筆草稿のそれとの比較も必要になるであろう。

(5) 『代議政治論』 自筆草稿と『代議政治論』(初版)の章題および冒頭文対照

自筆草稿には、章番号がつけられていない。しかし章題には下線がつけられていて、本文と区別されている。ここでは便宜的に、自筆草稿の章題に①から⑰までの番号をつけて、『代議政治論』初版(一八七二年)の章構成(序と全十八章)と対照させてみる。また、章題(初版ではすべて大文字)、そして各章冒頭の文章の異同についても両者を比較する。その結果一致している場合は、「Ⅱ」を、ほぼ一致している場合には「Ⅱ」の記号を記入してある。翻刻できなかった箇所や翻刻が不確定な箇所は、「[??]」や「[...?」で示している。

表 4 ミル自筆草稿と『代議政治論』の章題および冒頭文対照表

帖・紙葉	自筆草稿章題・冒頭文		原典章題・冒頭文
A 2-13	〔①〕 To what extent forms of government are a matter of choice	=	1 章 T O W H A T E X T E N T F O R M S O F G O V E R N M E N T A R E A M A T T E R O F C H O I C E .
	The discussion of forms of government may be undertaken in two different modes, et under two different conceptions of what they are.		ALL speculations concerning forms of government bear the impress, more or less exclusive, of two conflicting theories respecting political institutions; ...
A 14-24 ～ B 1-8	〔②〕 The Criterion of good Form of Government	=	2 章 T H E C R I T E R I O N O F A G O O D F O R M O F G O V E R N M E N T .
	The form of government for any given country being then subject to certain definite conditions, or matter of choice, it is now to be considered by what the choice should be directed; ...		T H E form of government for any given country being (within certain definite conditions) amenable to choice, it is now to be considered by what test the choice should be directed; ...
B 9-22	〔③〕 That the ideally best form of government is representative government	=	3 章 T H A T T H E I D E A L L Y B E S T F O R M O F G O V E R N M E N T I S R E P R E S E N T A T I V E G O V E R N M E N T .
	It has been long, perhaps throughout the entire duration of British freedom, a common form of speech, that if it were possible to ensure a good despot, despotic monarchy would be the best form of government.		I T has long (perhaps throughout the entire duration of British freedom) been a common saying, that if a good despot could be ensured, despotic monarchy would be the best form of government.

B 23-24 ～	〔④〕 To what society representative government is inapplicable	≡	4章 UNDER WHAT SOCIAL CONDITIONS REPRESENTATIVE GOVERNMENT IS INAPPLICABLE.
	Representative government is, we have concluded, the ideal type of the best government, for which, in consequence, any portion of mankind became more fit in proportion to their degree of general improvement.		WE have recognised in representative government the ideal type of the most perfect polity, for which, in consequence, any portion of mankind are better adapted in proportion to their degree of general improvement.
C 10-20 ～ D 1-2	〔⑤〕 What are the proper functions of representative bodies	≡	5章 OF THE PROPER FUNCTIONS OF REPRESENTATIVE BODIES.
	In treating of representative government it is necessary always to keep in view the distinction between its idea or essence, et the particular forms in which accidental historical developments, or the ideas [???] at some particular period, have clothed that idea.		IN treating of representative government, it is above all necessary to keep in view the distinction between its idea or essence, and the particular forms in which the idea has been clothed by accidental historical developments, or by the notions current at some particular period.
D 3-18	〔⑥〕 Of the infirmities et dangers to which representative government is liable.	≡	6章 OF THE INFIRMITIES AND DANGERS TO WHICH REPRESENTATIVE GOVERNMENT IS LIABLE.
	The defects of any form of government are either negative or positive.		THE defects of any form of government may be either negative or positive.

D 19-20 ~ E 1-13	〔⑦〕 Of True et False Democracy; the representative of all, et the representative of the majority only.	≡	7章 OF TRUE AND FALSE DEMOCRACY; REPRESENTATION OF ALL, AND REPRESENTATION OF THE MAJORITY ONLY.
	It has been seen, that the dangers incident to a representative democracy are of two kinds; danger of a low standard of intelligence in the representative body, et in the popular opinion which controls it; et danger of class legislation on the part of the numerical majority, these being all composed of the same class.	≡	IT has been seen, that the dangers incident to a representative democracy are of two kinds: danger of a low grade of intelligence in the representative body, and in the popular opinion which controls it; and danger of class legislation on the part of the numerical majority, these being all composed of the same class.
E 14-20 ~ F 1-11	〔⑧〕 Of the extension of the suffrage.	=	8章 OF THE EXTENSION OF THE SUFFRAGE.
	A representative democracy such as has been now sketched, or democracy representative of all, et not solely of the majority, or democracy in which the interests, the opinions, the grades of intellect which are outnumbered, would nevertheless be heard, ...		SUCH a representative democracy as has now been sketched, representative of all, and not solely of the majority—in which the interests, the opinions, the grades of intellect which are outnumbered would nevertheless be heard, ...
F 12-20 ~ G 1	〔⑨〕 Of the mode of voting	=	10章 OF THE MODE OF VOTING.
	The question of greatest moment which arises respecting the modes of voting, is that of secrecy or publicity; et to this we will in the first instance address ourselves.		THE question of greatest moment in regard to modes of voting, is that of secrecy or publicity; and to this we will at once address ourselves.
G 2-11	〔⑩〕 Of the duration of Parliaments	=	11章 OF THE DURATION OF PARLIAMENTS.
	After how long a period should members of Parliament be subject to reelection ?	≡	AFTER how long a term should members of parliament be subject to reelection ?

G 12-20 ～ H 1-3	〔⑪〕 Of local representative bodies. It is but a small part of the public business of a country which can be well done, or safely attempted, by the central government; et even in our own government, the least centralized in Europe, the legislative portion at least of the governing body concerns itself far too much with the details of local affairs, et employs the supreme power of the state in cutting small knots which there ought to be regularly appreciated means of unttying.	＝	15章 OF LOCAL REPRESENTATIVE BODIES. IT is but a small portion of the public business of a country, which can be well done, or safely attempted, by the central authorities; and even in our own government, the least centralized in Europe, the legislative portion at least of the governing body busies itself far too much with local affairs, employing the supreme power of the State in cutting small knots which there ought to be other and better means of unttying.
			13章 OF A SECOND CHAMBER. OF all topics relating to the theory of representative government, none have been the subject of more discussion, especially on the Continent, than what is known as the question of the Two Chambers.
H 4-17	〔⑫〕 Of the Executive in a representative government It would be quite needless, in a treatise like this, to [???] into any discussion of the different departments or branches into which the executive part of the government should be divided.	＝	14章 OF THE EXECUTIVE IN A REPRESENTATIVE GOVERNMENT. IT would be out of place, in this treatise, to discuss the question into what departments or branches the executive business of government may most conveniently be divided.

H 18-20 ~ I 1-6	〔13〕 Of Nationality, as connected with Representative Government	=	16章 OF NATIONALITY, AS CONNECTED WITH REPRESENTATIVE GOVERNMENT.
	Any body of persons may be said to constitute a Nationality, if they are united among themselves by common sympathies, such as do not exist between them et any others, ...		A PORTION of mankind may be said to constitute a Nationality, if they are united among themselves by common sympathies, which do not exist between them and any others — ...
I 7-17	〔14〕 Of Federal Representative Governments	=	17章 OF FEDERAL REPRESENTATIVE GOVERNMENTS.
	Portions of mankind who are not fitted, or not inclined, to live under the same internal government, may often with advantage be federally united, as to their relations with foreigners: both to prevent wars among themselves, and for the sake of more effectually defending themselves from the aggression of more powerful States.		PORTIONS of mankind who are not fitted, or not disposed, to live under the same internal government, may often with advantage be federally united, as to their relations with foreigners: both to prevent wars among themselves, and for the sake of more effectual protection against the aggression of powerful States.
I 18-20 ~ J 1-12	〔15〕 Of the government of dependencies by a free state	=	18章 OF THE GOVERNMENT OF DEPENDENCIES BY A FREE STATE.
	Free states like any others may have dependencies, obtained either by conquest or by colonization, et our own is the most [striking ?] of all cases in [past ?] .		FREE States, like all others, may possess dependencies, acquired either by conquest or by colonization; and our own is the greatest instance of the kind in modern history.

	[⑩] Should there be two stages of election ?	=	9章 SHOULD THERE BE TWO STAGES OF ELECTION ?
J 13-19	In some representative constitutions the [course ?] has been adopted of choosing the members of the representative body by a double process, the primary electors only electing other electors, et these again electing member of parliament.	≡	IN some representative constitutions, the plan has been adopted of choosing the members of the representative body by a double process, the primary electors only choosing other electors, and these electing the member of parliament.
J 20 ～ K 1-12	[⑪] Ought pledges to be required from members of parliament ? Should a member of the legislature be bound by the instructions of his constituents?	=	12章 OUGHT PLEDGES TO BE REQUIRED FROM MEMBERS OF PARLIAMENT ? SHOULD a member of the legislature be bound by the instructions of his constituents?
K 14	Preface Those who have done me the honour of reading my former writings, will perhaps receive no very strong impression of novelty from the present: ...		PREFACE THOSE who have done me the honour of reading my previous writings, will probably receive no strong impression of novelty from the present volume; ...

この対照表から次のことが言える。

- ①前半の一章から八章までは、章配列（順番）が同じである。
- ②一章から八章までの章題は同じか、ほぼ同じである。
- ③初版の九章以降は、章配列が自筆草稿とは異なっている。さらに、「十三章 第二院について」(OF A SECOND CHAMBER) が、新たに追加されていることによって、自筆草稿の章構成が変更されている。

④各章の冒頭本文は、同じものもあるが、多少とも部分的に異なっている。

⑤自筆草稿では末尾にあった序が、先頭へ移されている。

4 おわりに

ミルが存命中、『代議政治論』は次の版五つが公刊されている。

（一）初版

Mill, John Stuart. 1861. *Considerations on Representative Government*. London: Parker, Son, and Bourn, West Strand.

（二）第二版

Mill, John Stuart. 1861. *Considerations on Representative Government*. London: Parker, Son, and Bourn, West Strand. Second Edition.

（三）第三版

Mill, John Stuart. 1865. *Considerations on Representative Government*. London: Longman, Green, Longman, Roberts & Green. Third Edition.

（四）民衆版 (People's Edition)

Mill, John Stuart. 1865. *Considerations on Representative Government*. London: Longman, Green, Longman, Roberts and Green. People's Edition.

(五) ニューヨーク版

Mill, John Stuart. 1862. *Considerations on Representative Government*. New York: Harper & Brothers, Publishers, Franklin Square.

『ミル全集』第十九巻に収録されている『代議政治論』は、(五)のニューヨーク版⁽⁸⁾が言及されずに、編纂されているようである。ロブソンによると、まず一八六一年に初版が刊行される。これは売れ行きが良く、同年にすぐに第二版が刊行される。第二版では改訂が行われて、第十四章には「注記」(note)を、そして第七章「の終わり部分」にはトマス・ヘアー (Thomas Hare) の選挙改革論を擁護するページを付け加えている。その後三年をかけて一八六四年までに第三版の準備が行われて、一八六五年に第三版が刊行される。そして、この第三版 (Library edition) を基にして廉価版ともいふべき民衆版 (People's Edition) が刊行された、という (Cf. Robson, CW. XVIII. Textual introduction. lxxxvii-lxxxix. CW. XIX. Appendix E. p.658.)⁽⁹⁾。

自筆草稿と初版との間に大きな相違が存在していることが明らかとなった今、『代議政治論』の成立過程およびその後の発展過程を明らかにするためには、自筆草稿と各版との校合が、あらためて重要な課題となってくるのである。

注

- (1) この図録は、<http://www.law.nihon-u.ac.jp/library/125th.html>で公開されている。
- (2) 著名学者書簡コレクション (The famous scholar's letter collection) は、<http://www.law.nihon-u.ac.jp/library/collection.html>で公開されている。これは、川又祐他全五人が、平成二六年度日本大学法学部学術研究費 (共同研究費) の助成を受け

て行われた共同研究「ヨーロッパ政治経済思想の系譜——日本大学法学部図書館所蔵 H. Grotius' D. Hume および J.S.Mill の書簡を中心として」の成果の一部である。

- (3) John M. Robson (General Editor) : *Collected Works of John Stuart Mill*. University of Toronto Press. Toronto and Buffalo: Routledge & Kegan Paul. 本稿では『ミル全集』を、CW と略す。
- (4) Call No.: Mill 1. Record ID: 132741. <http://corsair.themorgan.org/cgi-bin/Pwebrecon.cgi?BBID=132741>
- (5) Call No.: Mill 2-4 Record ID: 132676
<http://corsair.themorgan.org/cgi-bin/Pwebrecon.cgi?BBID=132676>

(6) ロブソンは一九七九年十二月四日の文書で、自筆草稿は「おそらくは後日、綴じられたものである」と述べている。しながら、H 帖第四葉、本文上から二行目末にある「which」の最後の「h」が、次の第五葉にもはみ出して書かれていることから、ミルは、用紙を糸綴じにして冊子体にしてから本文を書いていった可能性も否定できない。

(7) 注(2)を参照せよ。本学図書館は、ミルの書簡類をウェブで公開している。

(8) 『代議政治論』ニューヨーク版について、その出版の経緯は不明である。ミル『自伝』には、ニューヨーク版についての言及がない (CW. I. 265, 272. 朱牟田訳、一三九、一四〇—一四二頁)。

(9) ロブソンはここで、『代議政治論』初版、第二版、第三版を、Library edition と呼んで、民衆版 (People's Edition) と区別している (ロブソンの一九七九年十二月四日の文書においても同様である)。ロブソンは、『ミル全集』に収録する際、本来であれば、ミル存命中の最後の版すなわち、第三版 (Library edition) ではなく、民衆版 (People's Edition) を底本にすべきであった。しかしながら、民衆版 (People's Edition) には「原文の信頼性」 (textual authority) について異論があることから、ロブソンは、あえて第三版 (Library edition) を底本に採用している。

参考文献

川又祐「ホッブズ『リヴァイアサン』初版 Head 版（一六五一年）の異刷について」『政経研究』五一（一）、二〇一四年、三二

—四八頁、参照。

川又祐、江島泰子、藤原孝、山口正春、Th. Lockley『ヨーロッパ政治経済思想の系譜——日本大学法学部図書館所蔵H. Grotius' D. Hume 及び J.S.Mill の書簡を中心として』、二〇一五年（非売品）。

日本大学法学部図書委員会『日本大学法学部創設百二十五周年記念特別展示会図録』、二〇一四年（非売品）。この図録は、ウェブで閲覧が可能である（二〇一五年五月現在）。<http://www.law.nihon-u.ac.jp/library/125th.html>

Norman, Jeremy M. 1980: *Twelve Manuscripts*. Catalogue Eight. Jeremy Norman & Co., Inc. San Francisco. このカタログは、ウェブでも閲覧できる（二〇一五年五月現在）。<http://www.historyofinformation.com/expanded.php?id=4398>

[John Stuart Mill] [1860] : [Considerations on representative government] [manuscript] 日本大学法学部図書館所蔵

Mill, John Stuart. 1861: *Considerations on Representative Government*. London: Parker, Son, and Bourn, West Strand.

Mill, John Stuart. 1861. *Considerations on Representative Government*. John M. Robson (General Editor) : *Collected Works of John Stuart Mill. Essays on Politics and Society*. Vol. XIX. 1977. University of Toronto Press. Toronto and Buffalo: Routledge & Kegan Paul. 本稿は『ミル全集』を、CW と略す。

Mill, John Stuart. 1873: *Autobiography*. London: Longmans, Green, Reader, and Dyer. CW. I. *Autobiography and Literary Essays*. 1981. 朱牟田夏雄『ミル自伝』岩波文庫、一九六〇年。山下重一『ミル自伝初期草稿』お茶の水書房、一九八二年。

Robson, John M. 1977: Textual Introduction. CW. XVIII. *Essays on Politics and Society*.

John Stuart Mill's Autographed Draft Manuscript Considerations on Representative Government in the Nihon University
College of Law Library

Professor Hiroshi Kawamata, Nihon University College of Law

Nihon University College of Law library houses a J. S. Mill's autographed draft manuscript of 'Considerations on Representative Government'. It has 11 quires (A to K) probably written in 1860. This manuscript is a significant and important cultural and political property, which has had major ramifications for government and social systems around the world to this day.

So far, I have compared only the titles and ordering of the chapters of this draft manuscript with that of the first published edition of 1861. This initial research has fascinatingly revealed that there are many differences between them, which leads me to conclude that we need to make a fuller comparison between this draft manuscript and later editions of 'Considerations on Representative Government' as soon as possible.

ハリントンのオシアナ共和国モデルの一研究

——『統治章典』との関係を中心に——

倉 島 隆

☆目次

第一節 序論

第二節 ハリントンのオシアナ共和国憲法モデル

〔1〕 ハリントンのオシアナ共和国憲法モデルの論点

〔2〕 オシアナ共和国憲法モデルの基本原理

〔3〕 オシアナ共和国憲法モデルの条文（全三〇条）

第三節 ハリントンのオシアナ共和国憲法モデルの背景（『統治章典』を中心に）

〔1〕 クロムウェルの護国卿制体制の成立における問題状況

〔2〕 『基本提案項目』（*The Heads of Proposals*, 1647）

[3] 『人民協約 (An agreement of the free people of England, 1649)』

[4] 『統治章典 (The Instrument of Government, 1653)』

第四節 結論

第一節 序論

われわれは、本稿においてイギリスのオリバー・クロムウェルの護国卿制期中(二六五三年から一六五六年)に共和国憲法モデル構想を書いたハリントンの政治思想を重視する。ハリントンは『オシアナ共和国』^①(以下、『オシアナ』と略記)においてその著作の三分の二以上にわたって自らのイギリス「オシアナ」憲法モデルを書き、かつ自らの革新的構想を当時の護国卿に実施するように提案するものである。われわれは、その共和国憲法モデルについて「急進」「急進主義ないし急進」的「共和主義概念を使って論じるものである。この「急進」「主義」概念は、二〇〇七年に「伝統的社会におけるラディカリズムの再評価」論文においてJ・C・デーヴィスが明確にしたものである。^③この概念は、従来からハリントンの政治思想において彼の思想が「ラディカル」という形容詞的に使用されもしたけれども、明確な概念構成によって捉えるものではなかった。デーヴィスによれば、ハリントンの共和主義は、「現存の体制に挑む」という意味で「ラディカル」と形容できるといふ。われわれは、ハリントンの主著において、クロムウェルの護国卿制体制に対し、徹底して自らの革新を訴えるものと解釈する。例えば、ハリントンは先ず、持続可能にして平和な共和国の確立を説いた。クロムウェルの憲法は、護国卿が当時の『統治章典 (The Instrument of

Government, 1653)』に基づいて、彼の議会とその評議会によって支えられる形式をとる。⁽⁴⁾しかしハリントンは、クロムウェル自身による終身制の「一人支配」や制限的議会形式などを廃止し、新憲法の樹立によって市民的自由を確保するために、徹底した「抑制と均衡の共和国」憲法の制定をクロムウェルに促すものである。

ハリントンの共和国憲法モデルは、イギリス国家の中心的な意思決定機構を含むという意味で憲法統治機構の主要要件を満たすものである。ハリントンモデルの争点にして革新を勧告するものとしての彼の憲法モデルは、現代の政治制度論によれば、たとえそれが現代民主制の十分条件を欠くとしても、制限民主制下においてハリントンらのものが単一人物による執政部（「大統領制」）対集团的執政部（「議院内閣制」）⁽⁵⁾の争点をめぐって論じ得るものでもある。例えば、前記のごとく一人の執政部としての護国卿制は、その『統治章典』によって実施された。⁽⁶⁾しかしこの護国卿制は、「一人の人物による支配」として批判の対象ともされる。極論する者によれば、護国卿制はクロムウェルの独裁であるとも批判されるものである。この護国卿制についてこの時代に関する有力な歴史家であるブレア・ウォーデンは、「一人支配（Single rule）」⁽⁷⁾の可能性を示唆するものである。とはいえ、『統治章典』が穏健な一人の執政部形式を中心として護国卿制の評議会「執政部の補佐任務をもつ」や議会の承認を規定するものであり、専制的なものではないとも論じられもする。

ハリントンの憲法構想についてわれわれは、当時の護国卿制機構がその中央権力の集中に問題があるとみなし、ハリントンの憲法モデルが市民の自由のために執政部権力を抑制することに、重点が置かれるものとみなすものである。この憲法モデルは、従来においてそうした「一人支配による専制」の抑制が課題とされた、問題設定とみなされる。この当時についてわれわれは、現代の「一人の執政部」論による大統領制モデルが想定されぬ段階にあるがゆえに、

当時の議会派の議論が、一人の執政部の専断的支配に対する議会による制限としての集団執政部を主張するものであると仮定する。従ってこの仮定は、幅広い議会代表を背景として、集団指導型の議院内閣制的なものをハリントンが主張すると換言するものである。

いずれにせよ、ハリントンはこうした視点から、「市民的自由のために徹底した権力の抑制と均衡」論を含むものとして自らの憲法モデルを護国卿に対して勧告するものである。ゆえにわれわれは、こうした急進的共和主義概念によつてハリントンの憲法モデルを捉えることとなる。従つて本稿は、ハリントンの憲法モデル構想の意図が当時の共和国における最高指導者に対して自らの新憲法構想を制定させ、かつ実行することを促すものであると仮定するものである。

本稿の目的は、ハリントンの憲法モデルが『統治章典』を背景とすることみなすことから発する。この『統治章典』は、ジョン・ランバート (John Lambert) が『基本提案項目 (The Heads of Proposals, 1647)』及び『人民協約 (An agreement of the free people of England, 1649)』を念頭に置きつつ、ランバートと彼の関係者によつて『統治章典』が主(8)に書かれたものと想定する。われわれは、こうした過程などを経て当時の憲法が形成され、ハリントンがそれを批判的に検討して自らの憲法モデルを構想したと主張するものである。ゆえに本稿はかくしてそれらを検討しつつ、ハリントンの共和国憲法モデルを確認することを目的とするものである。

[注]

- (1) J.G.A. Pocock, ed., *James Harrington: The Commonwealth of Oceana and A System of Politics*, Cambridge, 1992.

- (2) 例^{ベキ} J. Scott, *Commonwealth Principles*, Cambridge, 2004, p.287.
- (3) J.C. Davis, 'Afterword: Reassessing Radicalism in a Traditional Society: Two Questions', in G. Burgess et al. eds. *English Radicalism, 1550-1850*, Cambridge, 2007, pp.338-372.
- (4) S.R. Gardiner, ed., *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625-1660*, Oxford, 1958, pp.405-417.
- (5) 例^{ベキ} A. Liphart, ed., *Parliamentary Versus Presidential Government*, Oxford, 1992, pp.209; C. Blitzer, *An Immortal Commonwealth: The Political Thought of James Harrington*, New Heaven, 1960, p.2.
- (6) S.R. Gardiner, ed., *op. cit.*, pp.405-417.
- (7) B. Worden, *God's Instruments*, Oxford, 2012, pp.289-91.
- (8) J.P. Kenyon, ed., *The Stuart Constitution*, Cambridge, 1986, pp.268-313.

第二節 ハリントンのオシアナ共和国憲法モデル

ハリントンの共和国憲法モデルについては、われわれがその背景としての三つの憲法関連文書（『統治章典』形成との関連から他の二つについて）などを念頭に置いてしていると仮定する。それは、形式的には憲法の成文の条文形態をとり、オシアナの国家の統治機構規定を備えるものとみなす。われわれは、こうしたものを踏まえたものがハリントンの共和国憲法モデルと想定する。

われわれは本節において先ず、ハリントンの『オシアナ』共和国憲法モデルの基本構想を論点としてまとめ、それに沿った成立過程として特に、護国卿制の『統治章典』に革新を迫るものとして辿ることとなる。われわれは、ハリントンの憲法構想の主要な内容や論点について以下で示してみよう。

「1」 ハリントンのオシアナ共和国憲法モデルの論点

ハリントンの憲法モデルの基本思想は、急進的共和主義概念の下に、構想される。それは、(1)農地法による財産の階級的均衡（支配は財産の多寡に従う原理を含む）、(2)市民参加による権力抑制主義的公職輪番制（選挙と任期交代制を含む）、(3)両院制議会主権下における集団指導的議院内閣制による（政庁と四評議会を含む）執政部、(4)（職業兵士よりもむしろ主として）市民兵主義による国防制度、(5)世俗的国教制度などの構成要素からなるものである。さらにハリントンの『オシアナ』のより基本的な統治制度は、「提案する元老院、決定する代議院、及び執行する統治執政官部から構成される」⁽¹⁾ものである。われわれは、こうした基本的構成要素をもつオシアナ共和国憲法モデルが、以下のように当時の護国卿制体制に挑むものであると想定する。

即ち、ハリントンは、クロムウェルの護国卿制体制に対して、革新的改革を勧告する形式の下で、それぞれにわたって迫ることとなる。従ってわれわれは、彼の『オシアナ』憲法モデル形式に沿って彼の論点をまとめるものである。われわれは、これらの構成要素とともにハリントンのオシアナ共和国憲法モデルを使って、急進的共和主義概念に沿って以下のごとく彼の論理を仮定してみよう。

ハリントンの憲法モデルは先ず当時の『統治章典』を主な叩き台として、自らの急進的憲法モデルを構成する。彼は、この一人の執政部に挑み、クロムウェルに対して徹底した新憲法の設立の覚悟を悟らせようとする。次に自らの急進的憲法モデルの樹立を、以下のごとく勧告する。即ち、当時の混乱したイギリス国家に平和と安定をもたらし、持続可能な政体の確立を求める。それは、農地法という一定の所得制限を設けることによって、貴族の権力の掌握を阻止し、かつジェントリー階級とその他のものとの均衡を図ることによって、階級対立を防止することを前提として、

上部構造を樹立する。それは、代議院と元老院からなる、両院制からなる議會主権体制を確立させ、かくすることによって、上部構造の階級的抑制と均衡体制を構成する。これは基本的には、多数の市民の自由や政治参加を目的とするものでもある。従ってオシアナの政治機構の多数「市民」性を表現するものが、代議院制度であり、これが最終決定権をもつ。オシアナ議會の立法過程において政策能力をもつ元老院議員「富裕階級構成」によって、容易に決議をなし得るように、この上院に提案権と討議権を与え、お膳立てする機関が元老院である。その議員の中から各種の評議会が構成され、議院内閣的な執政権をもつがゆえに、これが議院内閣制的執政権を主に担うこととなろう。さらにハリントンの憲法モデルには、一人の執政部である護国卿制度「評議会が彼を補佐する」をやめさせ、かつ公職輪番制によって議院内閣制的に選挙などによる公職任期交代制を徹底させ、執政部権力の抑制を図るものである「市民統治部門」。それは更に、護国卿制体制における強力にして多数の新型軍の常備軍体制に抗してアマチュア的市民兵主義「国防部門」によって、その縮小を勧告するものである。最後にハリントンモデルには、宗教部門が重要な要素となる。これは、良心の自由、および人間の精神の基本を構成するのに不可欠であるため、そのオシアナ憲法モデルのうちの一部分を占める。

ハリントンの共和国憲法モデルは、全三〇条から構成される。われわれは、それを憲法形式を構成するとみなす。この憲法モデルは、イギリス革命期において最も思想的にはまとまった基本的ルールの枠組みを形成するものであるため、制度思想として評価されることとなる。しかしながら、そのオシアナ憲法モデルには条文の表題項目の説明を付していなかった。これは、現代の『ハリントン政治著作集』には掲載していない。それは、前の『ハリントン著作集』の編者である、ジョン・トーランドが大まかに書き添えてあるもの^②によって、比較的に明らかとなる。われわれ

は、そのトールランド編集版を参考にして、各条文に表題項目を付す形態を採用する。

われわれは先ず、この憲法モデルの総説にして前文にあたる、二つの基本法から示し、その下の条文に論及することとなる。

「2」 オシアナ共和国憲法モデルの基本原則

われわれは、ハリントンの主著がイギリス革命期の憲法関連文書を背景としてしていると仮定してきた。従って本節は、当時の憲法文書の枠組みの中でハリントンの『オシアナ』憲法モデルを位置づけようとするために、その系統に関わる論点を提示する段階にある。ゆえにわれわれは、ハリントンのモデルの総論にして基本概念から措定する。オシアナ憲法構想の基本原則は、基本法と称せられるものである。それは二つからなり、一方が農地法であり、もう一つが公職輪番制である。

（一）基本法としての農地法

『オシアナ』において第一の基本法は、財産所有における均衡が平和にして持続的な安定を目指す平等な共和国において欠かせぬものとする。それは、「中核法ないし基本法は、農地法である」という。これは、「年間土地収入が二千ポンドに割り当てられる^③」という。この農地法は、その個人の財産所有の上限に関するものである。これをいかなる者も超えてはならぬというものである。この基本法は、古代からの国内対立における火種を摘み取ろうとして設計されることとなる。オシアナ憲法は、農地法を首位的原理とすることによって、経済的所有原理を基盤として上部構

造を据えようとするものである。

(二) 第二基本法としての公職輪番制

もう一つの基本法は、「投票が平等な選挙ないし公職輪番制によつて根本から統治「執政」官職ないし主権権力の諸部門へとこの市民に平等な活力をもたらす」というものである。⁽⁴⁾これは、ハリントンの選挙制度原理にして執政官の一定期間の任期交代制による権力の抑制原理でもある。この基本法は、それによつて市民参加を促し、かつ執政部に活力と権力の抑制を図ろうとするものである。

〔3〕 オシアナ共和国憲法モデルの条文（全三〇条）

オシアナ共和国憲法モデルが後のハリントンによる、『ロータ』や『立法の技術』において「市民」・「軍事」・「宗教」・「属州」の各部門に分け、提案されている。⁽⁵⁾主著の『オシアナ』は、形態的には、宗教部門を設けていない。しかし『オシアナ』の「要約」でハリントンは、四部門から構成されると書いている。とはいえわれわれは、『オシアナ』においてそれらの諸部門が混然と一体化しているともみなす。ここでも本稿は、一方においてそれらの諸部門が全く一体化している局面もあるが、他方で四つの部門分類を可能とみなすこととなる。このことは、ハリントンの「軍」と「文民」と混然として一体化している局面がその象徴的なままにあると考えるものである。いずれにせよ、われわれは、彼の憲法モデルが「文民」部門を中心に規定するが、他の諸部門もその構成要素的性格をもたせるものと理解する。

従って純粹にその他の部門的性格をもつものは、数少ないが、その憲法部門として分類「宗教」と「軍事」部門を示すこととなる」することとする。

更に付け加えればこの憲法モデルは、現代における常識的な「軍人」と「文民」の区別も当然存在するが、整然とされた区別とは異なる側面もあると解釈しなければならなからう。

〈第一章〉 市民統治部門

最初の五つの条文は、オシアナ共和国の基盤的な内容を規定する。われわれは、これらをまさに市民的自由の第一義要素的な措置として示すものと解釈する。

「第一条」 市民と使用人の区分

この条文は、「民衆を自由人ないし市民、および使用人」に区分するとまず規定する。その理由として「使用人が自由に達すれば、即ち、自らが自由となり、使用人でなくなり自由人ないし市民となって生活し得るが故である^⑥」という。これは、当時の独立的でない人々に参政権を認めぬという一般的な状況と関わる。これも革命期の重要な争点の一つであろう。とはいえ、ハリントンにおいては基本的な能力面のエリート主義「元老院と執政部」が強いが、多数者主義「代議院による決定権」も説く性格をもちあわせている側面でもある。

「第二条」 青年と高年者との区分

オシアナの住民全体（女性・子供・使用人を除く）に対し、その年齢によって高年者と青年に区分けされる。青年は、十八歳から三十歳以下の者である。高年者は、三十歳以上の者と規定される。ここでは青年は、この共和国の行軍と

なるものとし、高年者は守備隊となるという。⁽⁷⁾

われわれが、ここにおいて注目せねばならないことは、文民統治には高年者に限られ、かつ青年には軍ないし国防にその任務を限定していることなのである。これはハリントンの市民兵主義の特徴を示すものであり、彼がその使命感に期待して市民兵主義を強く主張する側面でもある。従ってハリントンのそれは、軍事国家主義としての批判を招きかねない局面でもある。⁽⁸⁾

〔第三条〕 騎兵（二級市民）と歩兵（二級市民）の区別

この条文は、オシアナ市民（女性・子供・使用人を除く）を彼らの財産状態（年間所得）によって騎兵と歩兵に区分する。騎兵に属するものは、年間収入が百ポンド以上の市民であり、歩兵の所得はそれ以下の者と定められる。⁽⁹⁾

これは収入による市民の区別とされる。この区別もハリントンの経済的条件が政治の上部構造と関与させる重要な規定である。それは、ハリントンによる階級的均衡論の基盤となるものにかかわる。さらにわれわれは、それが主に市民兵主義をとるがゆえに、この兵士的地位の区別も重要な意味をもたせている側面を見逃してはなるまい。

〔第四条〕 教区・郡・および部族〔州〕

この条項は、「民衆を彼らの生活の場所に従って、教区・郡・および部族に区分する」と規定する。最大の地域区分は、以下のものである。オシアナの母国ないし領土「課税台帳・民衆の数・および地域の範囲を顧慮した」が便宜となり得るほどの正確さによって、可能な限り平等に五十の行政管区、州、ないし部族に区分するという。オシアナの最大の地方単位「州」の下に、二十ずつの郡があり、国全部で千の郡がある。その第二層である郡の下に十ずつの教区があり、合計一万の教区となると規定する。⁽¹⁰⁾

これは、主に当時のイギリスと同様にオシアナの三層制の地方行政区分全体を構成するものである。

〔第五条〕 教区、投票、及びその教区の（民衆）代表の設定

ようやくわれわれは、国政の選挙制度に関わる事項に到達している。本条は、オシアナの民会ないし代議院の議員選出の出発点として、間接選挙における教区での選挙人の選出に関わる。『オシアナ』によれば、「一二月末日に続く次の第一月曜日に、各教区の高年者は、五人のうちの一人を代表「選挙人」に選出する」¹¹。こうして開始するこの条文については、代議院代表を最も基盤的な教区から選出することが重要であるとしている。従ってそのイギリス国家の正確な人口が計算の基礎となることとなろう。ラッセル・スミスらによれば、この条文は、間接選挙により、「州全体の選挙人団として活動する各教区の投票数の五分の一の選挙」であると位置づけられる。その第二段階は、この代理人達が集まる各州の中心市において設定されたものであり、「實際上の国会の代表選挙」¹²であると理解される。

ここでの重要な論点は、国民代表が青年を除くが、当時の人口の二十分の一足らずに達することにある。¹³これは、当時よりもかなり高い参政権を要求するものにして市民の政治参加の提案である。

続く第六条を除き（或いは含め）、第七条から第十二条までは、地方当局の役職「公職」者事項と主に関わる。そしてこれらは、防衛ないし治安事項¹⁴も含む。しかしそれらは、古き地方制度的概念によって主に規定されるため、例えば、ブリッツアーによれば、新鮮味がないとも言われる。¹⁵

とはいえ本稿は、国家統治制度の比較を主に意図するため、一括して地方当局事項（もちろん、公職輪番制原理などの基本法事項も適用される）として示し、ここではその詳細を省かざるを得ない。

われわれは次の二つの条文によって、『オシアナ』の共和国憲法構想における二つの基本法事項について論及する

こととする。

〔第十三条〕 イングランド・スコットランド・およびアイルランドの農地法

「本条は、イングランド・スコットランド・およびアイルランドの農地法を構成する。農地法によつて本条文は、第一に次のようにイングランドの固有の領土内にあり、かつ存在するようなこうした土地全てについて規定する。即ち、一年に五千ポンドの所得に達するならば、彼らの間に土地を平等に分割させるか、或いは長男に残る土地の最大部分が二千ポンドを超えぬほどまで、極めて平等にかのいずれかに、分割させるものとする¹⁶⁾」という。

われわれは、ここにおいて具体的な条文によつて、ハリントンによる農地法の基本原理である、一人当たりの土地などからの所得を、二千ポンドに上限を定めることについて、三地域（イングランド・スコットランド・アイルランド）全てにおいて確認することとなる。

〔第十四条〕 選挙（ヴェネツィア方式）の一般規定

われわれは、条文の表題項目によつてここでも共和国憲法の基本法である公職輪番制の要点を具体的に確認することとなる。それは、「ヴェネツィアの投票がいくつかの変更によつて適合され、かつ各会議へと任命されるように、本共和国において選挙を与える恒常的にして第一の方法である、ヴェネツィアの投票制度を構成する」と提案される。それは主に抽選を含む間接選挙などを含意する。更に共和国の最高執政部を構成するものの選出手続がこの任期交代制とともにそこに規定される¹⁷⁾。

第十五条は、議院内閣制の名目的内閣閣僚を構成するものに関わる。それは、元老院における共和国の最高統治〔執政〕官の選出を規定する。第十六条は、その内閣に相当し、それぞれの実質的な担当省庁にあたる執政の責任を

負う、四つの主要評議会を規定する。第十七条は、常駐大使の選任や任期などを規定する。第十八条は、特別選挙ないし精査監視による選挙事項について規定し、例えば有事におけるものをはじめとして、多様な事態に備えた選挙や精査監視が規定されるものである。第十九条は、実質的な省庁活動に関する執行を扱う、主要評議会の命令ないし指令事項などが規定される。第二十条も引き続き主要評議会の議事手続方法に関する命令ないし指令事項が規定される。前記のように元老院が討議権と提案権をもち、代議院が決定権をもつことは重要な機能における両院制の分離の重要事項である。これらに関連して第二十条を含め、代議院に関わるものも規定される。¹⁸⁾

それらを含んだ第二十条から第二十三条までは、代議院における統治「高」官の選挙や権限・機能・および議事手続などが規定されるものである。¹⁹⁾第二十四条以下はその他の事項に含める場合もある。²⁰⁾しかし本稿は、あえて残りの「宗教」部門・「軍事」部門・「属州」部門・「結びの章」として章をそれぞれ設定し、分類を試みている。

われわれは、「第二十四条」元老院と代議院の属州構成」及び「第二十五条」公収入の使用と決定」の二つの条文を文民を強調する「市民統治」部門に含めてみた。²¹⁾

〈第二章〉 宗教部門

共和国の宗教部門については『オシアナ』の憲法モデルにおいて一部門として明確に設定してはいない。しかし前述のごとく、これは、ハリントンにとって重要な事項である。例えば、第六条における教区などの事項において国教会における牧師の選任事項についても示される。更に省庁事項を主導する、主要な四つの評議会の中に宗教評議会が含まれる。われわれは、こうした視点から判断して、その章を設定した。

われわれは、「[第六条] 国教の聖職叙任及び良心の自由」をまさに宗教事項として主に解釈し、この部門を設定している。というのはこの市民の良心の自由事項は、この時期が清教徒革命的側面を重視し、同時代の他の憲法や憲法改革文書の論点においても共通して規定するからである⁽²²⁾。

〈第三章〉 軍事ないし国防部門

この章も前記のごとくハリントンの憲法モデルが全体に関わる重要なものであり、市民兵主義思想としてわれわれがそれを特徴づけるものである。この部門はクロムウェルの四万五千人ないし五万人からなる職業的な常備軍の削減などを勧告するものであり、ここでは「[第二十六条] の「教育と軍事機構」及び「[第二十七条] の「緊急時規定」⁽²³⁾」をそれに含めるものである。

この後者の条文には、「[第二区分ないし編隊「ハリントンの言う市民兵（アマチュア）的常備軍」を構成する二万の歩兵と一万の騎兵」⁽²⁴⁾という表現が『統治章典』のものとの対比によって重要な論点となるものとなる。

〈第四章〉 属州部門

ハリントンの共和国論については、彼がマキャヴェッリの拡大のための共和国を選好するがゆえに、スコットランドやアイルランドが属州的に位置づけられる。従ってわれわれは、それを帝国主義論的なものとみなすが、支配従属よりも、対等的にそれを位置づけるがゆえに連邦制的に理解しようとするものである。属州部門には「[第二十八条] 属州領域の市民的構成」、「[第二十九条] 属州領域の軍事部的構成」が該当し、それぞれ国家レベルと同じ同等な公

職輪番制、農地法、市民兵主義などが適用される。⁽²⁵⁾

〈結びの章〉 結語部分

この章は、結語部分を構成し、この憲法モデルの残された事項を扱う。

それは「[第三十条] オシアナ憲法の条文全体の規定の補足（行軍などについて）」という条項である。その条文の説き起しは、聖書からの戦利品の分配に関するものによってなされる。これは、行軍に関わるものである。更にこの条文は、農地法、不滅な共和国、ゴート的事例などと幅広い事項についての説明や確認事項が示される。⁽²⁶⁾

われわれはかくして、ハリントンの憲法構想の基本概念や論点を二つの基本法、四つの部門、および三十の条文にわたって、『統治章典』における同じ特定の論点と関わるものを指定した。従ってわれわれはハリントンの憲法モデルに先立つイギリス革命期における憲法関連文書とのかかわりを辿り、それらとオシアナ憲法構想の関係を解き明かそうとするものである。

〔注〕

- (1) J. Pocock, ed., *The Political Works of James Harrington*, Cambridge, 1977, p.174.
- (2) J. Toland, ed., *The Oceana and other works of James Harrington*, 1771, etc.
- (3) J. Harrington, *The Commonwealth of Oceana, etc.*, ed. Pocock, Cambridge, 1992, p.234.
- (4) J. Harrington, *op. cit.*, p.234.
- (5) J. Pocock, ed., 1977, *op. cit.*, pp.664-692, 807-821.

- (6) J. Harrington, 1992, *ibid.*, p.75.
- (7) *Ibid.*
- (8) *Ibid.*, pp.75-6.
- (9) *Ibid.*, p.76.
- (10) *Ibid.*, p.77.
- (11) *Ibid.*, p.78.
- (12) Russell-Smith, *Harrington and his Oceana*, New York, 1971, p.45.
- (13) C. Blitzer, *An Immortal Commonwealth*, New Heaven, 1960, p.224.
- (14) J. Harrington, 1992, *ibid.*, pp.83-101.
- (15) C. Blitzer, *op. cit.*, p.262.
- (16) J. Harrington, 1992, *ibid.*, pp.114.
- (17) *Ibid.*, pp.121-147.
- (18) *Ibid.*, pp.133-173.
- (19) *Ibid.*
- (20) *Ibid.*, pp.174-234.
- (21) *Ibid.*, pp.174-190.
- (22) *Ibid.*, pp.81-83.
- (23) *Ibid.*, pp.191-213.
- (24) *Ibid.*, p.195.
- (25) *Ibid.*, pp.214-216.
- (26) *Ibid.*, pp.216-234.

第三節 ハリントンのオシアナ共和国憲法モデルの背景（『統治章典』を中心に）

われわれは、ハリントンの共和国憲法モデルが主に当時の護国卿制体制に挑むものであることを強調した。更にハリントンが護国卿体制にそれを共和国憲法モデルによって明確に提案し、勧告することを示してきた。次にわれわれは、『オシアナ』以前におけるクロムウエルの護国卿体制の基本的枠組みをなす『統治章典』の形成過程を確認する段階にきている。従って本稿は、その関連する具体的検討文献であり、この『統治章典』の形成という最初の成文憲法の論点を背景とする、一六四七年の『基本提案項目』及び一六四九年の第三次『人民協約』との関連について、われわれの問題設定とともに、示すこととなる。

本稿は、この護国卿体制の成立時の問題状況から論及するものである。

「1」 クロムウエルの護国卿制体制の成立における問題状況

われわれにクロムウエルの『統治章典』の文脈を与えるのは、例えば、以下のバリー・カワード著『クロムウエルの護国卿制』（二〇〇二）における第一部「護国卿制と改革の追求」の第二章「クロムウエルの護国卿制の初年（二六五三年二月から二六五四年一月）」である。それは先ず「序論」において、「護国卿制は、どんな種類の体制でその存続する最初の数年期中にあったのか」と説き起こす。これは、イギリス史において「最初の成文憲法をもつ」統治であったために、その回答は「容易」であろうと説く。この『統治章典』の分析は、この「回答の重要なものの一部」^①を与えるという。とはいえこうした革命の政治変動期のものは、実際の活動状況の裏付けも必要となろう。

このカワードの章の第一節は、『統治章典』及び護国卿と彼の評議会による支配（一六五三年二月から一六五四年五月）とし、この説き起こしにおいて『統治章典』の草案過程は、秘密裡にされた」という。この草案過程について知られるものは、「極めて少ない」として未知の問題を残すという。しかしながら、『統治章典』の草案が人々に読まれる、「一六五三年二月一三日に士官評議会へのジョン・ランバートのスピーチ」について、E・ラドロの「闇の著作」説を問う理由などほとんどないように思えるのである。これは、ランバートによれば、「過去二か月間に検討中」であつたが故であるという。

このランバート（多分、同僚の軍士官の小集団の助言によつて）が「この草案過程において重要な役割を果たした」とは、ほぼ確かであろうが故である。しかし護国卿と同様に、クロムウエルの就任後、公にされた新憲法の最終版へと導かれる、「交渉後の詳細を再構成する」ことは可能ではないと言う。クロムウエルが「国王の称号を与えられるべきであるという規定」を、初期の憲法草案が含んだという想定でさえ、近年に問われている。しかし七人の士官達が「国王の名による」クロムウエルに『統治章典』をもたらしたちようど三年以上の後にも、「クロムウエルの記憶が挑まれなかつた」⁽³⁾という事実は、この提示がなされたということを示唆するものであろう。

しかし、それは、この草案が「二月一三日に士官評議会」に読まれたときまでに取り下げられていた。確かにクロムウエルが「国王オリバー」となることに対する異論は、一六五七年になるものとする如く、強力にして決定的であつたからである。次の数日中に更なる活動は「二、三人の人々によつて、頑なな方法によつて実行され、かつ密談されていた」として、憲法草案に修正がなされていたのである。その結果、『統治章典』の修正方法は、思惑事項でしかない。憲法の草案過程が完成される時期は確かでさえない。これは、二月一六日に護国卿にクロムウエルが就

任した後に、継続されていたかも知れぬ。というのは一六五四年一月二日まで印刷されなかったためである。⁽⁴⁾

ようやくわれわれは、この『統治章典』形成の関連文書事項に至っている。それがこのカワードの節において以下に示される。

『統治章典』の草案方法について大いなる不確実性が存在するが、この文書の内容に関してほとんどそうした不確実性などない。この草案者達は、一六五二年から一六五三年の残部議会の流産的『新代表法案』からと同様に、一六四〇年代後半の軍から生じる主要憲法提案（一六四七年の『基本提案項目』、および一六四九年の『人民協約』）から新憲法の詳細のうちのいくつかを直接的に明らかに引いた⁽⁵⁾からであると。

かくしてわれわれは、カワードらによって提示された、この『統治章典』がこれらの二つの憲法の形成関連文書『基本提案項目』と『人民協約』を、成文憲法の重要な成立過程に関わる要素として検討するものである。

〔注〕

- (1) B. Coward, *The Cromwellian Protectorate*, Manchester, 2002, p.24.
- (2) B. Coward, *op. cit.*, p.25.
- (3) *Ibid.*
- (4) *Ibid.*
- (5) *Ibid.*, p.26.

〔2〕『基本提案項目 (The Heads of Proposals, 1647)』

先ずわれわれは、『統治章典』の中心的草案者と言われるジョン・ランバートらに沿って護国卿制憲法の成立過程を系統立てようとする。彼は前記のように護国卿制憲法が特に、『基本提案項目』における参・政・権、君・主・権・力(単・独・人物の執政部制)の抑制、評議会の重要な任務、宗・教・的・寛・容などを参考にしたと言われる。われわれは、こうした視点から、『基本提案項目』を概観し、それに関わる『統治章典』の論点を明らかにしようとする。

周知のごとく、この『基本提案項目』という憲法提案は、議会側が自らの優勢を背景とし、かつ極めて急進的なレヴェラーズを念頭に置きつつ、チャールズ一世と和解しようとして構想されたと言われる。従ってクロムウェルらの独立派は、これによって憲法を示し、健全にして安定した穏健な体制を再構築しようとする意図をもったと想定される。

われわれは、『基本提案項目』(一六四七年八月一日付け)が構成する、その前文から確認する。

「トマス・フェアファックス卿閣下および軍評議会によって合意された『基本提案項目』は、軍とともにある議会委員達 [Commissioners of Parliament] に提出され、かつ彼らとともに、軍の委員達 [Commissioners of the Army] によって扱われる。これは、王国の権利および自由を明確化し、かつ保証し、かつ正しくして恒久的平和を定着するために、前の宣言および文書に従う、要望の詳細を含む。これに(多様に差し迫った苦情の除去および苦情の改善のため)更なる特定の要望が付け加えられ、かつ扱われるように指定された文書に含まれ、或いはそれらの必要な遂行が含まれる⁽¹⁾」。

これはきわめて簡潔な文章となっている。先ずこの文の責任者である、フェアファックス卿や軍評議会などによつ

て合意された旨を記す。次に軍の議会委員達にそれが提出されたという過程を示す。さらにこれは、そうした議会委員達とともに、軍の委員達によって取り扱われることを確認する。そしてこれは、イギリス君主制国家の権利および自由を明確化し、保障し、かつ正統的にして永続的な平和を持続させるため、前の「宣言」（一六四七年六月一四日にセント・オールバンズにある、議会に慎ましく提出された、フェアファックス卿閣下からの、そして彼の命令下の軍の「宣言なし申し立て」）および文書に従う、詳細からなる要望を含むものであるという。この「宣言」は、軍評議会宣言による拡大憲法の要求と言われ、かつこの『基本提案項目』がその再述とも位置づけられる。

いずれにせよわれわれがこの前文を更に続ければ、この中には緊々の苦情や不満の解消、そしてその治療策を施すような一層の要望を加え、かつ処理するように示された文書を含み、かつそれらを遂行する必要なものが含まれるというものである。

これは、三つの主要提案項目及び数多くの詳細項目からなる。

その主要提案項目は、次の通りである。

〈一〉「これ以後に提案されたものは、本議会によって規定される」特定期間は、（議会法によって）本議会の終了を設定できる（この特定期間は、主に一年に設定される）し、同じ議会法規定において以下のごとく、将来の議会の継続および憲法が、議会によって必要とみなされる。そしてこの可決時に前述の三年議会は、廃止される⁽³⁾」。

〈二〉「将来の議会の安全及び民兵一般に関して（そのために）、議会法によって次のように規定される」⁽⁴⁾、というものである。

これは、短すぎるがゆえに、補足が必要となる。従ってこの『基本提案項目』の二つの詳細項目を以下で確認して

みよう。その第一項は、「次の十年間期中に海陸の民兵権は、集められた両院によって命じられ、かつ扱われるものとし、かつ任命する人々によってイギリス議会及びイギリスの諸議会において集められるものとする」⁽⁵⁾となっている。これは、民兵権について議会による承認を重視するものである。

第二項はこれを受け、「前記の権限は、現存の国王権限によって、前記の期間中に、前記の王権によって以後いかなるときでも、前記の両院の助言と同意なくして、或いは任命するような議会の閉会中のこうした委員会ないし評議会の助言と同意なくして、国王から引き出される、いかなる権威によっても、いかなる単独人物によっても、或いは複数の人によつてであれ、命じられないものとし、処理されぬものとし、或いは行使されぬものとする」⁽⁶⁾となっている。

われわれは、これが国王に対する権力の抑制であるけれども、国王と同様な護国卿を「単独人物」による一人の執政部的なものとみなし、それを議会によって抑制するものと解釈するものである。これは、当時の内戦の大義「議会の役割の強化と国王大権の縮小、ないし王権の抑制」のうちのひとつと一致するものである。

〈三〉「本王国の平和と安全、ならびにアイルランドの軍務のために民兵を扱う現存形態について」⁽⁷⁾、というものである。

これについて、J・P・ケニヨン⁸は、手短に「海軍は、海軍委員の下に置かれるものとし、陸軍は、大將下に置かれるものとし、民兵は、州委員の下に置かれるものとした。国策評議會は、最初の事例において七年間、民兵を統制し、外交政策を指導し、戦争と平和に対して、議会の究極的統治に服するものとした」⁽⁸⁾と要約した。これは、適切な要約である。

われわれは、これらの下に重要な『統治章典』の形成と関連するものを付け加えよう。先ずこれは、『統治章典』の参・政・権の規定がこの年の解決すべき基本方針に含まれる。さらに、国王の「一・人・統・治」に様・々・な制・約を課し、かつ議・会・や評・議・会によつてそれを抑制していることも、その憲法に盛り込まれている。最後に宗・教・的寛・容が規定しており、これもその『統治章典』と共通したものといえよう。本項においてこうしたものを念頭に、最初の三つの条項を確認してみたい。まずわれわれは、第一の主要項目の下における幾つかの条項を取り上げる。

第一条項は、「議會が最近の議會法において三年毎の議會で形成された如く、特定の日にその確実性をもつ規定によつて二年毎に召集でき、かつ會議を行うことができる。更なる規定や他の規定は、より確かにそれ「二年毎のもの」を減じさせるため、議會によつて必要とみなされる。この可決時には前記の三年議會法は、廃止される^⑨」と示される。

これは、三年議會から二年議會へといった頻繁な議會開催を画する大きな轉換を提案するものである。

第二条項は、「各二年議會は、一二〇日（それ自体の同意によつて間もなく延会〔adjourn〕ないし解散される以外に）確かに開催し、その後国王によつて延会でき、或いは解散でき、いかなる議會も最初の會議から二四〇日以上には開催されず、或いは他の限定数の日は、合意される。そして他の期限切れ時には、たとえ直ぐに解散されぬとしても、もちろん解散するものとする^⑩」と提案される。これは、二年議會「開催」案の詳細規定に入り、従来の国王の都合によつて解散されるものを制約するために、より頻度の高い開催期間や解散要件を設定するものである。

最後に、第三の条項に移ろう。これは、「国王は、二年毎の諸議會間における閉会期間において、国策評議會の勧告によつて特別議會を召集する。これは二年毎の選挙の法手続が決して妨げられぬ場合に、議會が次の二日毎の少

なくとも六〇日以上にわたって、開催することを条件とする^①」と提案される。ここでは前を受け、従来よりも議会開催の頻度を高めるためである。そしてこれは、執政上の役割を、国策評議会といった、主導的な評議会に委任しようとして、軍士官団が望む護国卿制の評議会を想起させることとなる。

かくしてわれわれは、『基本提案項目』が、当時の議会派の勝利を反映し、議会によって国王の専断的支配を抑制する性格が随所に垣間見られる。更にこれは、基本法的立憲主義を採用する限りにおいて、『統治章典』が従っているものである。確かにこの『基本提案項目』は、『人民協約』も議会派のものであるが、後者が君主統治を想定せず、かつ男子普通選挙制を構想するほど急進的な方針をとるけれども、前者がとらぬ側面などにおいて、急進的ではない。この『基本提案項目』は、一人の専断的支配を議会や評議会によって抑制しようとする、保守的な立憲主義路線をとっている側面において『統治章典』の参考となっていよう。しかしながら、君主制的要素である『統治章典』の護国卿と評議会の終身制は、国王の任期なしと重なっており、『オシアナ』との決定的な相異も残す。

〔注〕

- (1) S.M. Gardiner, ed., *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625-1660*, Oxford, 1958, p.316.
- (2) J.P. Kenyon, ed., *The Stuart Constitution: Documents and Commentary*, Cambridge, 1986, pp.263-268.
- (3) S.M. Gardiner, ed., *op. cit.*, p.316.
- (4) *Ibid.*, p.318.
- (5) *Ibid.*, pp.318-319.
- (6) *Ibid.*, p.319.

- (7) *Ibid.*
- (8) J.P. Kenyon, ed., *op. cit.*, p.271.
- (9) Gardiner, ed., *ibid.*, p.319.
- (10) *Ibid.*
- (11) *Ibid.*, pp.319-320.

[3] 『人民協約 (An agreement of the free people of England, 1649)』

本項において『人民協約』[本項に限り、以下『協約』と略記]が『統治章典』の形成の背景として重視するのは、このイギリス革命という政治変動期において穏健派である独立派および急進派であるレヴェラーズという、議会派内部の権力闘争の局面から発する。ハリントンはある意味では、革命を成し遂げようとする陣営における者とは距離を置くけれども、かつそうした議会派の思想をもつが、思想傾向や現実の政治状況との背景に関わりを持つ人物であるがゆえに、この権力闘争局面も考慮しなければならぬ。われわれは、ハリントンの憲法モデルが、現実の体制に挑み、かつ論理的に憲法論議を捉えようとしてもいるが故に『統治章典』の形成と関わる『協約』の内容の検証が必要である。

ハリントンとその共和国憲法モデルの背景ないし彼のその主著の成立過程を論じる前に、ハリントンが後に『協約』をアナーキーとして批判するものを書いたため、直接的にはこの要点に言及してみよう。ハリントンの『協約』観は、レヴェラーズのアナーキー性と題されるものであった。ハリントンは先ず、自らの両院制による階級均衡型モデルを支柱とする立場によって『協約』を批判する。『協約』が、四百人構成の一院制論、議員任期の二年という短

さ、民衆の抵抗権の容認、主権の分割説、移動の自由のため、民兵の居住地制度に関する混乱的性格などを攻撃するものであった。⁽¹⁾とはいえハリントンとレヴェエラーズとの共通点も多い。『協約』は、議・会・主・権の・主・張、市・民・参・加・権の・拡・大、宗・教・的・寛・容、公・職・輪・番・制、執・政・部・の・抑・制、基・本・法・的・成・文・憲・法・主・義などを含むものである。われわれは、両者が現体制に挑むと言う意味において急進的共和主義思想範疇に入れようとするものである。

さてわれわれは、本題に戻らねばならぬ。ここでは護国卿制体制憲法の主要な草案者である前記のジョン・ランバートの意図に関わる。彼は、前記のごとく『統治章典』の起草時には、クロムウェルを国王に就けようとする指導層内部に反対して、共和主義の立場から『統治章典』を構想したと言われる。⁽²⁾こうした背景からわれわれは、『協約』を明確な共和制であるとし、かつ『基本提案項目』を議会派の穏健な一人支配の抑制型論として位置づけたこと⁽³⁾に関わる。これは、前記のごとく形式論としても両方とも成文憲法式の条文形態をなし、それなりの説得力を有するとみなされる。さらに言えば、『協約』は、レヴェエラーズが、もともとその『基本提案項目』における立憲君主制に⁽⁴⁾対して、共和制的憲法改革案を提示したものである。従ってわれわれは、『協約』がハリントンの憲法モデルとかなり一致する側面ももつと理解するものである。

早速、われわれは、憲法形式をなす『協約』の特徴に論及してみよう。

この『協約』は周知のごとく、一六四七年、一六四八年、一六四九年と三回にわたって発表された。⁽⁵⁾ここでは三つの『協約』が基本的には急進的共和主義思想として共通しているとみなす。更に前の二つの『協約』よりも男子普通選挙制について明確な規定を示す、第三次のそれを俎上に載せて論及することとしたい。これは、全三十条からなる。⁽⁶⁾まずその表題を手短に説明するものは、「一六四九年五月一日において、ロンドン塔の囚人達である、ジョン・リ

ルバーン中佐、ウィリアム・ウォルウィン氏、トマス・プリンス氏、およびリチャード・オーバートン氏によって、この圧迫された国民（nation）に平和を与えるものとして提出された、イギリスの自由な『協約』⁽⁷⁾と示される。これは、既に独立派が権力闘争においてレヴェラーズに対して主導権を得たが、その敗者となった、レヴェラーズの指導者達による憲法提案である。ここでも彼らは、独立派より広範な民衆にそれを訴えようとする点において、急進的性情を示し、かつ新しく主導権を握ったものに対してさえ、頑なに挑むものである。われわれは先ず、その全三十条からなる、『協約』の主張の基本を表現する最初の四つの条項によって論及を開始する。その第一条は、以下のごとく長文となっている。

「イギリス、及びそこに組み込まれた領土の最高権（supreme authority）は、四〇〇「それ以上ではない」のみからなる民衆代表にあり、かつ今後民衆代表（a Representative of the People）にあるものとする。彼らの選択において（自然権「natural right」によつて）二二歳以上の年齢の男子全て（使用人でもなく、施し物を受けず、かつ武装して先の国王に加担せず、自発的に加担しなかった者）は、自ら参政権をもち、かつその最高の信託にある地位に選出されることが出来るものとする（国王に加担した者は、十年間に限って「参政権を」もつことができない）。国家の各々の諸地域、いくつかの選挙場所、参政権を得かつそれをなす方式に、比例し得る前記の四〇〇人の議員配分に関するものは全て、彼らの報酬と同様に、選挙時の平等な手続によつて完遂する性向をもつ状況全々とともに、次期の民衆「代表」議会がここで明らかにされるとき、安全を満たす要件としてできるような、類により、こうした本議会によつて解決される」⁽⁸⁾。

これがその第一条である。それは、急進的提案として後に最も高い評価に値する条文を含む。それが男子普通選挙制の提案である。それを構成するものが一院制代表議会であり、それが最高であるという議会主権説となるものである。

る。

引き続きわれわれはその第二条を確認する。「四〇〇人の議員のうちの二〇〇人（にしてそれ以下ではない）は、要件をもつ代表と認められ、かつその代表とみなすものとする。議員が有する主要な権利は、この国家（nation）に決議をなすものとする。議会会議場および議長への選出は、代表の性質をもつ他の状況によって本議会代表及び次期代表の配慮に委ねられる⁽⁹⁾」。

ここではさらに、全四百の議員のうちの半数を重要なものとして要件を与え、より重要な決議権を与えることを提案することとなる。しかし次期の議事の詳細事項は、次の代表議会に委ねるものとされる。

更にこの『協約』提案は、これを受け、官吏事項へと移る。

「この議会の配慮の趣旨によって全ての公官吏は確かに、責任を負うものとする。腐敗した利益を維持するようになされれば、いかなる党派も、軍や守備隊における有給将校も、公金の財務官吏も公金の受領者も、代表議員（その現職にある者であろうとも）に選出されぬものとする。たとえいかなるときであれ、法律家が選出されるとしても、そうした議員は、任期中に法律家としての実務を実行し得ぬものとする⁽¹⁰⁾」。

これは第二条を受け、こうした最高議会の主な決議に従って、この国家官吏（議員）が行政任務の執行を行い、もし腐敗をなせば、議員には選出されぬものとされる。さらにここで注目すべきは、ハリントンと同じく法律家に独立性の性質を認めぬごとく、法律家の実務に就く者が公務と兼務し得ぬとみなし、それを規定することである。これらは、『オシアナ』の公職輪番制と共通し、その権力の抑制の典型的要素も提案するものである。

更にこの『協約』は、第三条を受け、第四条を次のように規定する。

「現職の議會議員は、次期代表議会に選出できぬ。次期代表議會議員は、すぐに継続して代表に選出できぬものとする。しかしこうした議員は、自由に選出され、次期代表議会が中に入るものとする。如何なる代表議會議員も、有給者、財務官、或いはその雇用期間中に他の官吏となされぬものとする」⁽¹¹⁾。

ここにおいて『協約』は、公職輪番制的要素を更に継続し、かつ議員の官吏職との兼任禁止も提案する。いずれにせよわれわれは、第三次『協約』に関する限り、統治機構としての明確な執政部の役割規定が抽象的にしか示されず、部分的に「公官吏」(第三条⁽¹²⁾)、「当局」(第五条⁽¹³⁾)、「国策評議会・議員からなる委員会」(第八条⁽¹⁴⁾)、「執政官」(第十四条⁽¹⁵⁾)などという概念が登場するけれども、限定されるのみで具体的人数を含む何らの重要性を果たす構造も規定されぬ。従つてこれは、ハリントンが批判するように、基本的な統治機構規定を欠き、「アナーキー」と呼ばれる傾向も帯びる。

しかし『協約』のその他において、裁・判・宗・教・的・自・由・税・制などについて、むしろ『オシアナ』よりも、詳細規定が提案されていることも確かである。

最後にわれわれは、当局に対する『オシアナ』の主要な勧告の一つである、軍・部・門に関わる『協約』規定に論及してみよう。それは、第二十九条におけるものである。

「われわれは、いかなる軍隊も差し当たり、代表議会がこの議会による以外に徴兵するとき、以下のルールを正確に遵守することを宣言し、かつ合意する。即ち、徴兵される人々の全体数に従つて、適切な比率の徴兵・調達・合意・及び支払いを、各特定の州・市・町・及び自治市に割り当てると。議会は、各々の場所における代表議會議員選挙人に対し、編隊[regiments]・部隊[troops]・歩兵中隊[companies]に所属する全ての士官[officials]を指名し、

かつ任命し、かつ將軍ならびに將官のみの指名、および共和国の安全・平和・自由のために必要と思えるどんな軍務にも彼らの命令・規制・ならびに指揮を、代表議会に保つことによつて、彼らが知るごとく、彼ら「上記の軍幹部」を除く自由を与えるものとする。⁽¹⁶⁾——」。

この条文は、『オシアナ』がある意味で政軍関係に関して、一体的であるが、『協約』において文民統制的に理解が可能であり、後者がより急進的局面を示すものである。しかし、ここにおいて留意せねばならないのは、革命ないし内戦という武力を伴う状況を勘案する必要があるということである。とはいえ、ここではそれが軍ないし国防上の事項であるため、『オシアナ』との比較上、用語がほぼ共通するものとなる。さらに両者とも力が正義を生まぬという原則に沿つて提案されるものと理解できる。われわれは、こうした視点から『オシアナ』が『協約』のそれを念頭においているとする想定も可能であろう。特にわれわれは、ハリントンがクロムウエルの『統治章典』の強力な護国卿制体制に挑む市民兵主義思想をもつがゆえに、当時の国防論を確認するからである。

[注]

- (1) J. Pocock, ed., *The Political Works of James Harrington*, Cambridge, 1977, pp.656-658; A.S.P. Woodhouse, *Puritanism and Liberty*, London, 1951, pp.355-367.
- (2) B. Coward, *The Cromwellian Protectorate*, Manchester, 2002, pp.7, 25.
- (3) B. Coward, *op. cit.*, p.26.
- (4) J. Scott, *Commonwealth Principles*, Cambridge, 2004, p.288.
- (5) S.R. Gardiner, ed., *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625-1660*, Oxford, 1958, pp.333-5, 359-

371; A. Sharp, ed., *The English Levellers*, Cambridge, 1999, pp.168-178.

- (6) A. Sharp, ed., *op. cit.*, pp.168-178.
- (7) *Ibid.*, p.168.
- (8) *Ibid.*, pp.170-171.
- (9) *Ibid.*, p.171.
- (10) *Ibid.*
- (11) *Ibid.*
- (12) *Ibid.*
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.*
- (15) *Ibid.*, p.173.
- (16) *Ibid.*, pp.176-177.

[4] 『統治章典 (The Instrument of Government, 1653)』

われわれは、ハリントンの『オシアナ』の憲法モデルがクロムウエルの護国卿制を粹づける『統治章典』(本項に限り、以下『章典』と略記)を前提として構成されたと仮定している。例えば、J・スコットは、自らの『共和国原理』において「統治モデルとしての『オシアナ』は、軍と連繫される、当時の憲法形成史に寄与した。『章典』以前に最も重要な青写真は、『基本提案項目 (二六四七)』であった。『基本提案項目』は、勝利した議会派の『ニューキャッスル提案』に対するライバルであった。それは、この結果、レヴェエラーズの三つの『人民協約』によって続けられた。

われわれは、——ハリントンによる第二次『人民協約』の見解に出くわした⁽¹⁾」として両方の関連を確認している。

更にわれわれは、『章典』形成と『基本提案項目』との関連を強調する論者のものによって、それを確認してみよう。それは、前述のJ・P・ケニヨンによるものである。「『章典』は、一六四七年の『基本提案項目』を極めて異なった状況下で、関連づけようと転換を試みる、実際的にして手際のない文書であった⁽²⁾」という。

われわれはかくしてこうした背景の下で、『章典』形成までの『基本提案項目』と『人民協約』の関連を系統立てようと試みてきた。本項はこの護国卿制憲法について、全体的に検討する段階に達している。この憲法は、全四二条からなる⁽³⁾。

『章典』は、「イングランド、スコットランド、ならびにアイルランド、およびこれらに属する領土からなる、共和国統治『章典』(The Government of the Commonwealth)「一六五三年二月一日」⁽⁴⁾」と称されるものである。

われわれは先ず、最初の条文において一人支配型の護国卿制から確認する。B・ウォーデンによれば、一六四九年の君主制廃止法が「いかなる単一人物」の支配も禁じまし、逆に『章典』のそれは同じものをクロムウェルにもたらし⁽⁵⁾たと皮肉る。即ち、「第一条」は、「こうしたイングランド——共和国統治の最高立法権 (supreme legislative authority) は、一人の人物 (one person) および議会に集められる人々にあり、こうした人々からなる。そうした人物のスタイルは、イングランド、スコットランド、ならびにアイルランドから構成する共和国の護国卿 (Lord Protector) となる⁽⁶⁾」と規定される。もちろんその文脈は異なるが、集団型というよりもむしろ、一人型の執政部を強調する点は、君主制と同一である。確かにそれは、議会とともに立法主権を担うことを謳うけれども、先ずここに護国卿制について強権的なものとしての懐疑が持たれることとなる。これは、ハリントンによる徹底した公職輪番制を

含む集团的執政部類型である、議院内閣制の主張と対立するものである。

次の「第二条」もそれを受ける。これは、「前記の諸国 (countries) ならびに領土、およびこうした民衆 (the people) に対する執政部長官 (chief executive)、そして統治行政の行使は、評議会 (council) によって補佐される、護国卿にあるものとする。評議会の人数は、二一人を超えず、一三人を下回らぬ」⁽⁷⁾ものとする。

この条文は、イギリスの共和国の執政部の権力行使が一人の執政部を前提とし、かつ君主制の単一人物の執政部類型に間違いなく入る特質を明らかにする。さらにハリントンの事実上の執政部を構成する『オシアナ』の四つの主要評議会に相当するもの「評議会」は、それぞれ十三人から二十一人に限定していることも、一人の執政部とともに、『章典』において権力の集中性に重点が置かれるものであろう。

われわれは、次に『章典』の草案者「軍士官」達が『基本提案項目』よりも広範に評議会権限を扱った側面も一人の護国卿執政部型と併せて確認する。

「第三条」は、「議会の権威 (Authority of Parliament) によって」として国王・貴族・及びコモンズと言った古来の立憲制的な三位一体型立法主権を想起させる概念を引きつつ、「イングラントの自由の保有者の名と方式のもとで運営」[指揮]する、召喚・過程・任命 (Commissions)・特許・授与金および他のものは、護国卿の名と方式のもとで運営する。この護国卿から将来、前記の三国における統治官職および名誉全てが引き出されるものとする⁽⁸⁾と規定する。それは、共和制というものを除けば、中世型混合政体論における君主の執政部を想起させる。「護国卿は恩赦権 (殺人罪と大逆罪を除く) ならびに公共の使用 (public use) のために全ての没収便益権をもつ。護国卿は、この評議会の助言によって、かつこれらの本文 (presents) ならびに法に従って、万事における前記の諸国 (countries) や領土を統

治する^⑨」とし、一人「大統領」を補佐する評議会に近い内閣制や支配などもイメージさせるものであろう。

更に加えて、護国卿とともに執政部を補佐する評議会について、「第四条」は「護国卿及び開催する議会は、三国の平和と利益のために、海・陸軍の同意によって、民兵（militia）と軍を扱い、かつ命令する。護国卿は、評議会的主要部の者の助言と同意によって議会閉会期中に前記の目的のために、民兵を治め、かつ命令する^⑩」として、平和を目指すために、軍ないし国防部門の統率者として護国卿がその指揮をとり、かつ議会のインターバル期においても評議会と連繫して行うとするものである。

この『章典』は、評議会が「第二六条」においてその評議会評議員の任命についても主要権限をもつと命じた^⑪と定めてもいる。

とはいえわれわれは、一人の執政部としての護国卿の規定を更に確認することとなる。それは、「第五条」である。即ち、「護国卿は、前記の助言によって外国の国王・君主・ならびに共和国との適切な書簡の管理および保有に関わる、あらゆることについて指導するものとする。護国卿は、評議会主要部の者の同意によって戦争を宣言し、かつ和平を締結する権限をもつ^⑫」と規定する。

「第六条」は、「法は、第三十条においても明らかにされるものを除き、議会の共通の同意によること以外に、変更も中断も、かつ無効とされぬものとし、かついかなる新法も形成されず、いかなる課税も費用も、かつ賦課金も、民衆になされない^⑬」と定める。

この条項は、議会の同意を除き、法の変更、新法の形成、および課税などもできぬとし、その憲法条項の遵守の重要性を強調しようとする。

『章典』の草案者達は、議会不信も抱くが、以下の二つの条文などにおいて、定期的な議会の開催を規定する。

「第七条」は、「議会は、一六五四年九月三日にウェストミンスターに開催のため招集される。議会は継続的に、三年毎に招集するものとし、本議会の解散から数えられる¹⁴」と定める。

この条文は、三年議会法に沿って、議会を規定するものである。しかしこの議会は、二院制を導入していない点において、ハリントンが徹底して主張する、両院制と異なる。

更に「第八条」は、「次に議会は、第一回の開催日から数えて五カ月の期間超えては招集されず、いかなる継続議会も、議会自体の同意なくして、延会も閉会も解散もされない¹⁵」と規定する。この条文は、前条を受け、それぞれ少なくとも五カ月以上の開催を認めないものとする。更にこれは、その同意なくして議会の解散を違法とさせる。これは、第十一条においても関連させて規定する。即ち、その条項は、「護国卿が議会招集令状を発し得ない場合には、国璽委員達が発する¹⁶」という主旨を定める。

これが二年毎の議会開催を規定する『基本提案項目』よりも保守的であるのは、三年毎の開催などとするからである。

「第九条」は、「他の全ての継続議会と同様に、次期議会は今後、明らかにされる方法で、招集され、かつ選出される。即ち、議会に出席し、かつ仕える、イングリランド、ウェールズ、ジャージー島、グルンジー島の州、ならびにベリック・アポン・トウィードの町において選出される人々は、四百人とし、この四百人を超えぬものとする。議会に出席し、かつ仕えるスコットランド内で選出される人々は、三十人を超えぬものとする。アイルランドの選挙区の議会議員として選出される人々は、三十人とし、三十人を超えぬものとする¹⁷」と定める。

この条項は、まさにレヴェラーズが最も評価される選挙制度に関わり、特に代議院の定数について基本的に四百人を限度とするものである。ただし『章典』は、六十人のみが、『人民協約』より多くなる。しかしこれは、ハリントンが、代議院を自らの千五十人とし、これと比較して『人民協約』を過小代表として批判するものに関わる。とはいえ『章典』は、レヴェラーズの一院制の議員数提案と類似する。

『第二〇条』は、「イングランド、ウェールズ、ジャージー島、グルンジー島の州、ならびにベリック・アポン・トウィードの町、およびこうした同じものの内部の場所全てのために議会に選出される人々は、その比率、および今後明らかにされる数に従ってなるものとする。即ち、四百人が以下の一覧表『省略』に従ってなる。

スコットランドとアイルランド、ならびにいくつかの州、都市、およびその場所の選挙区から選出される人々の配分は、次期議会のための召集令状を送付する前に、護国卿と評議会の主要部によって合意され、かつ宣せられるような比率や数に従う」と規定する。

この条文は長い一覧表によって示されているが、特にその文書には掲載されていないものがある。ケニヨンによれば、「廃れた選挙区『自治市』が廃止され、より多くのものは、一議員に一人ずつそれぞれとして変えられ、かつかくしてつくられた余剰な議席のうちのいくつかが諸州間で再配分される⁽¹⁸⁾」と付け加えている。これは、人口が減少した地域のを廃止し、かつそれに代わって人口が増加した州に定数を増員するという主旨のものである。

これは、社会の変化に伴う、人口の変化に従い、議員定数を地域選挙区毎に見直し、かつ是正することを含意する。次にわれわれは、『章典』において議会権限が限定された条文を確認する。というのは議会は、執政権を奪われたばかりでなく、新憲法の『第二四条』によって議会に与えられた立法権よりも多く制限されたからである。先ず『第

「二四条」から論及してみよう。それは「議會によつて合意された法案すべては、護国卿に対して、護国卿の同意によつて示される。護国卿は、法案が護国卿が自ら提示され、或いは限定時間内で、議會に満足を与える二〇日以内で、議會に護国卿の同意を与えず、かつ満足を与えぬ議會開催時には、こうした法案は、護国卿が議會に自らの同意を与えぬものとするが、法として成立し、法となる。これはそうした法案がその条文に含まれる事項とは逆に、この条文をそれに含まれぬことを条件⁽¹⁹⁾とする。

この含意は、次のように極めて明らかであつた。即ち、もし法案がこの『章典』に反して問題事項を含めるならば、護国卿は最終的な立法拒否権をもつたというものである。

さらに次の三つの条文は、議會の独立権限を制限する。

先ず「第三〇条」は、護国卿と評議會に、最初の議會が開催される前に立法権を与えた。この立法権は、護国卿と評議會によつて、精力的に行使された権限である。⁽²⁰⁾これもランバートらの将校が議會に不信感を抱き、議會権限を縮小しようとすることに関わる。

次に「第一二条」は、「選挙の日と場所において、各州の長官 (Sheriff)、並びに彼らの都市、町、自治市、およびその選挙場所の上記の市長、州の長官、州の長官代理 (Baillie)、そして他の長達 (head officers) は、それぞれ前記の選挙の投開票を管理する。一方で彼らは、選出者と、他方で選挙人との間において、彼らの印章 (seals) 下で、より多数の選挙人によつて選出された人々の投開票の結果報告を、上記の選挙の二〇日後以内に大法官府にする。ここにおいて選出された人々がかくして一人の人物、および議會において決着されるようには、統治 (government) を変更する権限をもたぬことが含まれる⁽²¹⁾」と規定する。

ここでの首長の名称は、ハリントンの憲法モデルとかなり共通している。とはいえこの選挙管理について、『オシアナ』が公職輪番制によって理想主義的にして自動機械的な性質をもつ。これと比較して、『章典』のものは、より特定のにして、責任の所在が明確な性質も持つといえる。しかし、予想される困難が存在する。選挙管理官達は、選挙人達のために次のことが証明される必要があった。即ち、それが単独の人物、ならびに議会でかくして決定される如く、統治「章典」の変更権も有せぬことを規定することを。ここでのわれわれの関心は、議会の独立権限であるがゆえに、最後の新憲法を修正する議会権限を未然に防止しようとするにある。

最後の議会のそれを制限する条文は前記のように、第七条の「三年毎の議会開催」と第八条「議会が五か月間の出席」による開催」のみの後に、護国卿と評議会に解散権が与えられたというものである。この議会の最大の開催期間限度については、『基本提案項目』が二百四十日間で、『人民協約』が六ヶ月間であった。つまり『章典』は、この二つの文書よりも議会開催期間を短く制限し、議会の権限が抑えられることとなる。

かくしてこの護国卿制の設計者達は、議会に対する不信感をもつことによってその議会の独立的権限を縮小したのである。⁽²²⁾『章典』は、ハリントンの議会の主権を、全体的に執政部よりも上に据えるものと異なる。

「第二三条」は、「州の長官 (Sheriffs)」が自らの義務を無視すれば、罰せられるとして、ケニヨンによってその長官の権限の縮減が示される。⁽²³⁾

これらも、ハリントンにおいて罰則規定が少なめであることと比較すれば、より多いし、当時の変動期において軍将校達の意向が反映されている一面であろう。

「第二四条」は、選挙規定に関わる。それは「一六四一年一月一日以来、議会に抗して如何なる戦争においても支

援したり、助言したり、助けたり、或いは教唆したりした人や人々は全て（ゆえに議会の議事任務にあつたり、かつ議会にそのよき情感の標となる証拠が与えられる場合を除き）、次期の議会に、或いは三期連続して仕える、いかなる議会議員選挙においても選出できず、かついかなる投票も与えることができない⁽²⁴⁾と規定される。

これは先ず、内戦という武力衝突的局面から説き起こされる。それに基づき、投票参加権が除かれる者の条件を示すものである。

いずれにせよこれらの『章典』における執政部の中心主義は、ハリントンの両院制の議会主権による執政部の権力抑制主義とはきわめて異なる。それは、この憲法との入れ替えがハリントンという共和主義者に迫られることとなる。

「第二五条」は、前の条文と関わり、特にアイルランドの反乱に関連して規定する。これは、「アイルランドの反乱に助言し、それを助け、或いは教唆したような者も同様に、議会に選出されたり、或いは仕える如何なる議会議員選挙にも投票を与えることが恒久的にできない⁽²⁵⁾」と示す。

この条項は、当時のアイルランドの反乱ないしその鎮圧などによって相互に悪化した関係がアイルランドに悲惨をもたらしたため、その敵対関係者を処罰する目的でかくして規定されるものである。

続く「第一六条」は、「投票権をもたぬ者が投票する場合には重罰が科せられる⁽²⁶⁾」という罰則条項である。これは、政治参加資格のない者に対する嚴罰主義を示す。

しかしこの条項は、別な視野から判断すれば、選挙の実施を重要視するものでもある。

「第二七条」は、「例えば、議会議員として選出される人々は、神を畏れる品格で知られ、かつ適切な会話力を持ち、かつ二一歳になった人々（こうした人々のみ）である⁽²⁷⁾」と定める。

こうした条項は、品格の高さを議員として強調するものであり、エリート主義的要件を求めるものである。これらは、ハリントンの憲法モデルにおける元老院議員と共通するものである。従ってこれは、議員の資質を重んじる、より威信的視点である。

「第一八条」は、「参政権の財産所有要件」規定である。それは、「二百ポンドの価値がある、如何なる財産 [estates] (不動産²⁷とあれ動産であれ) も自らの使用のために占有し、或いは所有する (そして前記の例外に入らぬもの) 全ての者にして各人は、諸州選挙区の議会 [Parliament] 議員に選出できる⁽²⁸⁾」と定められる。

これは、ハリントンにおける農地法および参政権に関わる。先ずハリントンは、百ポンドの年間所得者を境界とするが、それ以下の市民にも参政権を与え、かつ両方の階級的均衡をはかり、長期的に持続可能な共和国を構想するものであった。これに対して『章典』は、二百ポンドの年間所得者を財産所有者としており、より高いハードルを設定し、参政権が、かなり制限されるものである。これに対峙するハリントンのものは、より多くの参政権を自らの憲法モデルによって要求するものとなる。

「第二九条」は、「前記の第一一条下で護国卿が召喚状を発し得なかったケースについて、国璽委員が大逆罪に責任をもつ⁽²⁹⁾」と示され、国璽委員の任務が規定されるものである。

ここで『章典』においては、ハリントンのオシアナ共和国憲法モデルの執政部の役割と比較してみると、この同じ国璽委員の任務に象徴される如く、類似する。

「第二〇条」は、主要規定の補完的なものである。これは「召集令状が発せられない場合に、選挙はそれにもかかわらず、選挙管理委員によって行われる⁽³⁰⁾」というものである。たとえば選挙において召集令状が出されないとしても、

選挙管理委員によって選挙が執り行われ旨を規定する。

ハリントンの憲法モデルは、公職輪番制によって自動的に選挙手続が規定されるため、この特定の条項のごとく、選挙管理者に関して設けるのとは異なる。

「第二一条」は、「差し当たり、大法官府の共和国書記と呼ばれる書記（書記およびこの任務を後に執行する他のもの全ての選挙結果を）が集計し、次期議会および二期連続して二年議会には、こうした選挙の翌日後に、かくして選出された幾人かの人々、および一被選出者と複数の被選出者がそれぞれ評議会に選出される場所名を認証する。

こうして選出された者は、前記の選挙結果を熟読し、かくして選出された人々が資格要件と一致でき、かつ選出し得るかどうかを検討する。かくして選出され、かつ可能であるとは限らぬが、前記のように要件が満たされるように評議会の主要部の者によって是認される各人や人々が議員とみなされ、かつ議会に出席すること（それ以外ではない）が認められる⁽³¹⁾と規定される。

ここでは選挙管理上の事務手続事項に関わる。この国政議会の選挙を管理する部署が大法官府であり、書記がその実際の集計などを扱うと規定するものである。それを確認し、精査するものが評議会であり、これによって正式に選出者が公認される経路を定めるものである。

これも、ハリントンのものと比較すれば、評議会の任務としており、権限が多く評議会に集中している側面を示そう。権限の評議会への集中は、ランバートらの士官グループによる『章典』形成に対する影響力の強さを示すものである。

「第二二条」は、「前記の方法によってかくして、選出され、かつ集められる人々ないし彼らのうちの六〇人は、イ

ングランド・スコットランド・ならびにアイルランドからなる議会とし、かつそうした議会とみなされる。最高立法権は、ここで明らかにされた方法によって護国卿とこの議会にあるものとし、かつそのようになるものとする⁽³²⁾と規定する。

この条文においても、立法主権事項も護国卿という一人の執政部を中心としたものからとともに規定され、ハリントンの執政部ではこのような特定の元首名を規定しない論述提案となっている。

「第二三条」は、「護国卿は、評議会の主要部の助言によって、以前に明らかにされるのとは別なとき（国家に欠かせぬことが必要なとき）、明らかにされる前の方法で議会を招集する。議会は、その三つの国からなる議会の開催の最初の三カ月期中に、議員の同意なくして延会とされず、開会とされず、或いは解散とされぬ。議会は外国との将来の戦争がある場合に、直ちに同じもの「護国卿に関わる国家の不可避の事項」について評議会の主要部の助言により招集する⁽³³⁾」と定められる。

この条文は、有事における議会の開催事項に関わる。これらも一人執政部とその内閣といった大統領制的内容を示し、かつ強力な執政部のそれを想起させる議会手続を規定する。当然ながら、ハリントンのオシアナモデルも有事法を設定しているが、ハリントンによる徹底した執政部に対する抑制型と異なる。

「第二五条」は、以下のごとくである。即ち、「H・ロレンス「郷土」（J・ランバート、C・フリートウッド、P・スキッポン、J・デズバラ、E・モンターギユ、W・シデナム、P・シドニー「ライル子爵」、A・A・クーパー卿、C・ウルズリー卿、G・ピッカリング卿、F・ラウス、R・メイジャー、およびW・ストリックランド」ら一五人の名が掲載される）、ないし一五人のうちの七人は、本文に明らかにされた目的のために、評議会 [council] 評議員となる。議会 [Parliament]

は、議員のうちの誰かが死去ないし除外されるものがあることに關して、能力があり、品格をもち、かつ神を畏れる六人を指名する。そのうちから評議会の主要部の者は、二人を選出し、かつ護国卿に彼らを提示し、彼らのうちの一人を護国卿は、選出する。もし議会がこの選出について彼らに与えられる通知の二〇日後以内に指名されなければ、評議会の残りの者は、あたかも彼らの数が十全であつたかのごとく、前記のように三人を護国卿に指名する。護国卿は、彼らの中からその空席を補充する³⁴」。

ここにおいて前記のように、ランバートらが強調する一人の執政部を補完する内閣に相当する一五人評議会事項がある。ここでのものは、国策評議會を指し、その執政権を抑制するものとして設計された。しかしその一五人は、ここではほぼ名が特定され、かつその空席時には評議会の指導に明らかに委ねられる、厄介な方式によつて満たされるものであつた。

ここでもオシアナの執政部と比較すれば、議會を抑制する、『章典』における強い執政部全体への権力の集中度が示される。

「第二六条」は、「護国卿と前記の評議會 [Council] の主要部の者は、次の議會會議以前のいかなる時であれ、評議會評議員数のうちの者がかくすることによつて、二一人を超えず、かつゆえにその客足数が護国卿と評議會主要部によつて比例されるときに、彼らが適切とみなす人々を評議會に加える³⁵」と規定される。

この条文は、評議會補充事項に關わる。その数的上限を二一人と定め、かつその決議に必要な最低限度の客足数がその評議會を含めた拡大執政部数に比例したものとした場合に、それが承認されるというものである。これもハリントンのモデルの執政部「四つの主要評議會（評議員は元老院議員）」と比較すれば、数的に限定されるため『章典』

における権力の集中性を含意する。

「第二七条」「政府の恒常的年間収入は、国防 [defense] とその安全保障 [security] のため、かつ海上護衛のため
に好都合な艦隊数のため、イングランド・スコットランド・およびアイルランドにおいて一万の騎兵、ならびに重騎
兵連隊所属騎兵、そして二万の歩兵維持のために徴兵され、定着され、かつ確立される。

その他に、裁判行政の他の必要な歳出、ならびに他の政府歳出を支出するため、年間二十万ポンドという、政府の
歳入は課税によつて徴収され、かつ護国卿及び評議会によつて合意されるような方法、および手段によつて徴収され
るものとする。そして政府の歳入は、取り去られもせず減じられもせず、かつその方法が変更される同じものを徴収
するために、合意され、護国卿および評議会の同意によつて徴収されるものとする³⁶⁾」。

この条項はいわゆる軍事財政国家的制度化に関わり、特に海軍「を含む」のこうした制度化を示すものである。更
にこれは、ハリントンが特に、護国卿制の五万「実際には四万五千人程度」ともいわれる職業的な常備軍³⁷⁾に対して、
三万の市民兵による質素な軍を勧告するものに関わる。さらにここにおけるクロムウェル護国卿制の強力な軍事力の
懸念は、この三万のまさに職業的な常備軍が年間二十万ポンドまで支えることを認めたことにある。それは、この力
を背景として護国卿が議會を、(残部議會を解散させたごとく)支配し、かつ反対を鎮圧するために傭兵軍をつくるので
はないという懸念が起ったことである。いずれにせよ、それが数字上、三万に特定されている。われわれがここで
注意せねばならないのは、護国卿制体制のものが、堅固な常備軍としてのものであり、アマチュア的な『オシアナ』
のそれと区別される必要がある。更にこれは、議會の修正に服さない「ハリントンのそれは、議會の主権に服する」
と示す点にも、その強権的側面がうかがわれることとなる。

この条文は、確かに後半部分においてその税の手続き的手段や徴収などについて合意的に行うとしているが、それだけに足る信賴事項と関わるものでもあろう。とにかくわれわれは、ハリントンが護国卿に対して、自ら傭兵軍なしの民兵主義を基本線によって挑み、強力なクロムウェルの常備軍に対して、その軍事力の縮小を迫るものであることを確認するものである。

最後に、この条文については、ケニヨンによれば、「これらが議會修正に服さない」⁽³⁸⁾ことが懸念されるという。いずれにせよ、評議會を含む護国卿制執政部の執行権限は、ヘンリー八世のそれを遙かに凌ぐものであると言われる。

「第二十八条」は、「前記の政府の年間歳入は、公的財務部に支払われ、かつ前記の使用のために支出される」⁽³⁹⁾という。これは、国家財政の管理および歳出の担当部署事項である。これも比較的に簡略である。

「第二十九条」は、引き続き国家財政関連規定である。それは、「海陸の両方において極めて大規模な国防を維持させるものではなく、そこからなされた軽減があるならば、かくすることによって節約されたお金は、公共サーヴィスのために銀行に残すものとする。そのお金は、議會の同意によって、或いは議會の閉会期に、護国卿と評議會の主要部の同意による以外に、他の使用には用いられない」⁽⁴⁰⁾と示される。

ここでは護国卿体制の強力な軍事国家的側面への関心の強度とその財源の重要性を示し、その負担が大きな課題である側面が垣間見られる。しかしこの場合には、議會の同意を主として構成する規定となっている。

「第三〇条」には、この内戦や混乱的状况における軍事面の緊々の課題であるものが続く。それは「現在の戦争の海陸両面において、現在の異常な軍事費を負担するためのお金の徴収は、議會の同意によるものであって、他のもの

にはよらぬ。護国卿が海陸両面で対立となり得る、混乱と危険を防止するため、評議会主要部の同意によって、前記の諸目的のためにお金の徴収権を、最初の議定会合まで有する。護国卿は、税の手続き的手段が同じものについて議会になされるまで、権限が必要なところにおいて、法的拘束力を持ち、こうした諸国の和平と福祉のために、法なし命令 [laws or ordinances] を形成する権限をもつ⁴¹と規定する。

この条項では、徹底して軍事ないし国防事項によって説き起こされる。それは、武力を背景としたイギリス革命や対外戦争を念頭において規定し始める。当時の事件に関連して言えば、第一次対オランダ戦争（二六五二―一六五四）などを念頭に置いたものであり、広範な実戦を想定したものである。この条項は、そのために財政負担が避けられぬとみなし、その資金の徴収には、先の君主専制を他山の石として反省し、議会の合意にもとづく方針を規定する。しかし緊急時には議会を経ずして、護国卿が資金の調達権を有することを必要とみなし、関係諸国の平和と幸福のためには、緊急に拘束力をもつ法や命令を形成する権限をこの護国卿にもたせると定められる。とはいえそれは、強力な評議会との合意によるものと規定されることとなった。

しかしながら、われわれが確認しなければならぬことは、この護国卿期に海軍力が大いに増強されたことである。いずれにせよ、この当時の軍事的局面が重みを増しつつある背景を再度併せて確認することとなる。

「第三二条」は、次のように規定する。「共和国に属する議議会法ないし議議会命令によってなお売られず、あるいは処理されぬままにある、土地・保有財産・地代・印税・管轄権・ならびに遺産（森林や狩猟、ならびに同じもの「共和国」に属する名誉や荘園、ダブリン・コーク・キルダー・カーローの四州にある、アイルランドの反乱者達の土地、先の内戦におけるスコットランドの民衆によって没収された土地、および任務不履行者の土地を除く）は、その保有が護国卿に授けられ、護国

卿にかつ彼の継承者達（こうした諸国の護国卿達）に属され、かつ議会の同意以外に譲渡されない。

議会の権威によってイングランドの自由の管理者「Keeper」による負債・罰金・支給・特別な制裁金・および処罰と便益、確かなものと偶然なものは、護国卿の公的受領へと支払い得、かつ護国卿の名によって訴追するものとする⁴²」。

ここにおいて護国卿クロムウェルによつて、国王の土地の残り、および王権の他の特権が授けられもした。これも国王と同じ一人支配および同じ性格のものであろう。オシアナにおける將軍卿は、護国卿と同じく元首であるが、特に元首名によつてそれほど多く特定したりしない。

「第三二条」は、護国卿が死去した場合にはその後継者は、「一三人を定足数とする、評議会によつて選出される⁴³」と規定される。これは、オリバー・クロムウェルの死亡時に評議会がその後任の選出権限を与えられる。これも『章典』における軍士官達の重要な役割を規定するものである。

「第三三条」は、護国卿に、重要な国家元首の地位を与え、かつ実権をもたせるものと宣せられる条文と関わる。それは、「総司令官（Captain General）である、オリバー・クロムウェルは、イングランド・スコットランド・ならびにアイルランドからなる共和国、およびそこに属する領土の護国卿（Lord Protector）とし、それを終身とし、かつかくすることによつて護国卿と宣せられる⁴⁴」。

われわれは、前記のケニヨンが省略した、「終身制の護国卿」規定に注目する。これは、当時の「一人支配」（君主制）と「集団支配」（共和制）論議の文脈で示せば、君主に極めて近くなるものといえよう。

これこそ、ハリントンの議院内閣制的執政部が公職輪番制「一年任期を含む」などのものであるのとは決定的に異

なり、ハリントンによって最も変革を望む条文の一つであろう。

「第三四条」は、「大法官・国璽尚書ないし国璽委員・大蔵卿 [Treasurer]・海軍総司令官 [Admiral]・アイルランドとスコットランドの総督 [Chief Governors]・ならびに両方の首席裁判官 [Chief Justices] は、議会の承認によつて選出される。議会の閉会期に評議会主要部の承認によつて、後に議会によつて承認される⁽⁴⁵⁾」と定める。

ここでのそれぞれの国務の担当高官長達は、極めて曖昧な用語である、「議会の是認」によつて選出されるものとした。われわれは、これら高官職名は、ハリントンのモデルと比較すれば、実際的であるが、『オシアナ』と類似でもある。しかしこの条文は、オシアナモデルと同様な議会承認も付されているが、『章典』において裁判長などに関して役職名などが具体的となっている。

ケニヨンによれば、この条項において条文に示されぬ事項の場合には、他の全ての任命が護国卿によることが当然視される⁽⁴⁶⁾に違いないという。

「第三五条」は、宗教的寛容ないし良心の自由事項に関わる。それは、「聖書に含まれるごとく、キリスト教は、これらの諸国民の公式宣言として提示され、かつ推奨される。規定されるとすぐに、当該のものほど懷疑や論争もうけぬが、より確かとなり、有能にして苦勞する教師の激励や主張のため、民衆を教示するため、かつ健全な教義とは逆にどんなものであれ、かくして誤謬の発見と論駁のためになされ、かつこうした規定がなされるまで、現状維持「十分の一税」は、取り去られず、かつ弾劾されぬ⁽⁴⁷⁾」と規定される。

この条項はまず、国家の宗教的事項に言及し、キリスト教が国教としての位置づけが当然であるとし、かつその十分な論議を踏まえ、議論を尽くすことを前提とする旨を規定する。

更にこの革命期の重要な論点である、十分の一税は、その代替が決定されるまで支払いを継続するものとし、かつ国家の聖職の規則を要請されると宣言するものである。これも軍事財政国家による財源の確保を確立する制度化の一端を規定する。

「第三六条」は、前条に引き続いて宗教に関連し、以下の条文とともに宗教的自由を示すものである。「提示された公の信仰告白は誰も処罰によつて、或いは他の方法によつて強いられぬ。しかし宗教活動の努力（endeavors）は、健全な教義ならびに適切な対話事例によつてそれらを承知させるのに使われる」と規定する⁴⁸。

前の条文が十分の一税という、当時の大きな論争となるものを含むとは異なり、純粹な宗教上の寛容、良心の自由、更には宗教活動の自由を定めるものである。

「第三七条」は、宗教上の自由に関する二つのうちの最後の条文である。即ち、「例えば、イエス・キリストによる信仰告白をなすようなもの（しかし公に提示された教義・崇拜・或いは規律からの判断において異なる）は、制約されぬ。それは、人々がこの自由を、他方の民事上の権利侵害、および自分達の側で公的平和が実際上の混乱へと裏切られぬ場合なのである。この自由は、カトリックの告白の下で、放縦を提示したり、或いは実践したりするようなものにまで拡張しないことを条件とする⁴⁹」と謳われる。

この条項は、良心の自由を承認するものである。例えば、イエス・キリストによる神の信仰を告白する如きものに抗して強制力を行使することは、違法とされることを規定し、信仰告白において擁護され、かつその宗教的実践において擁護されるものである。ハリントンモデルのものは、宗教評議会などによつて、制度的には少し異なる形態で簡明に良心の自由を、憲法に規定する。最後にカトリック教徒に対する敵対的規定は、良心の自由の限界も示す。

とはいえ「第三八条」は、更に前の三つの条項を補足する規定である。それは「前記の自由に反する法、制定法、ならびに命令 [Ordinances]、および全てのいかなる法、制定法、或いは命令における条項も、無効とみなされる」⁽⁵⁰⁾と定められる。

これはまさに、清教徒革命と称せられる特徴を最大限に規定する側面と言える。即ち、宗教的、良心的自由は、最大限に制度的に確保しようとするものであろう。

続く「第三九条」は、ケニヨンによつて「長期議会によつて入れられた財政取り決めが確認される」として要約される。「第四〇条」は、「長期議会によつて引き受けられた条約と協定が確認される」⁽⁵¹⁾と言及されるものである。これらは動乱期ともいえる当時の状況において、それなりの秩序を保とうとする、象徴的規定であるともいえる。

残りの「第四一条」および「第四二条」は、この『章典』を高揚させる高邁な概念によつて飾られるものであり、条文の本質的内容の具体性を欠くものであるがゆえに、ここではケニヨンに従つて省略するものとする。⁽⁵²⁾

かくしてわれわれは、ハリントンがクロムウエルの一人の執政部型護国卿制の基本文書に抗して、前者が自らの集団指導型である新憲法構想を勧告するものとして『章典』を確認してきた。この公式文書は、当時の護国卿制体制が武力革命的状况を反映している。例えば、これは、オリバー・クロムウエルが権力をもつ絶頂期にある時に創案されたものである。更にこの『章典』は、その創案者の中心的人物が革命の核心を担う士官評議員団によつて書かれた。しかしそれは、たとえ議会派の大義「議会の役割の強化と国王大権の縮小、ないし王権の抑制」を掲げているけれども、勝利した原動力ともいえる、軍の力を背景として、成立した局面が垣間見られる。われわれは、条文として全て権威主義のみとはいえぬ側面があることも認める。とはいえわれわれは、それが実態としての軍の優位的側面からも

勘案して判断する視点も必要である。

いずれにせよ、われわれは、『章典』がハリントンの新憲法提案の内容から判断すれば、彼によつてはるかに挑まれる要素が多くあるとみなすものである。

〔注〕

- (1) J. Scott, *Commonwealth Principles*, Cambridge, 2004, p.288.
- (2) J.P. Kenyon, ed., *The Stuart Constitution*, Cambridge, 1986, p.300.
- (3) S.M. Gardiner, ed., *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625-1660*, Oxford, 1958, pp.405-17.
- (4) S.M. Gardiner, ed., *op. cit.*, p.405.
- (5) B. Worden, *God's Instruments*, Oxford, 2012, p.290.
- (6) S.M. Gardiner, ed., *ibid.*, p.405.
- (7) *Ibid.*, p.406.
- (8) *Ibid.*
- (9) *Ibid.*
- (10) *Ibid.*
- (11) *Ibid.*, p.410.
- (12) *Ibid.*, p.406.
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.*
- (15) *Ibid.*

- (16) *Ibid.*
- (17) *Ibid.*, p.407.
- (18) *Ibid.*, pp.407-8; J.P. Kenyon, ed., *ibid.*, 1986, p.301.
- (19) S.M. Gardiner, ed., *ibid.*, p.413.
- (20) *Ibid.*, p.414.
- (21) *Ibid.*, p.410.
- (22) *Ibid.*, p.406 (この二つの文献の議会開催限度日数を以下のものも確認してゐる。P. Gaunt, 'Drafting the Instrument of Government', *Parliamentary History*, 8, n. 1, pp.38, 42).
- (23) J.P. Kenyon, ed., *ibid.*, p.309.
- (24) S.M. Gardiner, ed., *ibid.*, p.410.
- (25) *Ibid.*, p.410.
- (26) *Ibid.*, p.411 (J.P. Kenyon, *ibid.*, p.310).
- (27) *Ibid.*
- (28) *Ibid.*
- (29) *Ibid.* (J.P. Kenyon, *ibid.*, p.310).
- (30) *Ibid.* (J.P. Kenyon, *ibid.*, p.310).
- (31) *Ibid.*, p.412.
- (32) *Ibid.*
- (33) *Ibid.*
- (34) *Ibid.*, p.413.
- (35) *Ibid.*, pp.413-4.

- (36) *Ibid.*, p.414.
- (37) I.F.W. Beckett, *The Amateur Military Tradition*, Manchester, 1991, p.46.
- (38) J.P. Kenyon, *ibid.*, p.301 (G.D. Heath III, 'Making the Instrument of Government', *the Journal of British Studies*, 6, 1967, p.24).
- (39) S.M. Gardiner, ed., *ibid.*, p.414.
- (40) *Ibid.*, pp.414.
- (41) *Ibid.*
- (42) *Ibid.*, pp.414-5 (例として J.S. Wheeler, *The Making of a World Power*, Stroud, 1999, pp.13, 17, 18).
- (43) *Ibid.*, p.415 (J.P. Kenyon, *ibid.*, p.312).
- (44) *Ibid.*, p.416.
- (45) *Ibid.*
- (46) J.P. Kenyon, ed., *The Stuart Constitution*, Cambridge, 1986, p.301.
- (47) S.M. Gardiner, ed., *ibid.*, p.416.
- (48) *Ibid.*
- (49) *Ibid.*
- (50) *Ibid.*
- (51) *Ibid.*, pp.416-7.
- (52) *Ibid.*, p.417.

第四節 結論

われわれは、ハリントンの基本思想が当時の護国卿制体制に挑むという意味から急進的共和主義であると考え。本稿は、これを基本線としてハリントンの政治制度思想研究の視角から、彼の憲法モデルとその批判対象文書としての『統治章典』の対比を論じようとするものである。従って本節は、それらの要点を手短に示しつつ、立論の分析結果の筋道を示し、かつ補足を加えることとなる。

われわれはまず、序論において本稿の問題設定・基本的な仮説などを示した。従って本稿は、ハリントンが当時の強権的にして不安定な護国卿制体制に対して、急進的共和主義思想に基づき、かつ自らの思想に沿ったイギリス「オシアナ」共和国憲法モデルを制定するように迫るという。われわれは、ハリントンが自らの農地法と公職輪番制をはじめとした、市民兵主義や諸階級の均衡および統治の均衡と抑制などに重点を置く、上部構造を表す憲法を実行するように護国卿に勧告するという課題を設定した。

より具体的に言えば、われわれはまず、クロムウエルの護国卿制体制の基本的な制度的枠組みが『統治章典』などに基づくものと措定する。さらに『統治章典』の形成の背景が当時の比較的穏健な立憲君主制を構想する、『基本提案項目』、および急進的憲法改革を志向する、『人民協約』などにあったと仮定する。従ってわれわれは、第一にこの護国卿制制度を枠付ける、『統治章典』の形成とかわる二つの憲法提案文書の論点を示し、かつそれとの関連でその護国卿制憲法を検討する。本稿は、『統治章典』に対するハリントンの共和国憲法構想の枠組みを確認しつつ、かつ両方の関連を論理化しようとする。われわれは、日本において今までこの関連についてそれほど詳細には論理化さ

れていないという問題があると認識するものである。

第二節の「ハリントンのオシアナ共和国憲法モデル」において、本稿は、そのモデルの論点・基本法を含む基本原理・及び三十条からなる条文の概略を示した。われわれは、オシアナ共和国モデルを、二つの基本法、五つの章からなる条文項目とともに、それぞれ一体的に憲法の五つの基本思想や論点などを含むものとして解釈する。それについては、ハリントンの統治機構には、集団執政部制や議院内閣制モデルを当てはめ、護国卿制には一人の執政部モデルや強権型ないし状況即応型の「士官を含む」軍指導型モデルを当てはめようとすることに関わる。

イギリス革命前後期には、われわれは、王権神授説に基づく絶対君主制論・古来の立憲制としての三位一体「国王・貴族院・庶民院から構成されるもの」的混合立憲制論・古典的共和制が制度論的に論じられていたと想定する。われわれは、ハリントンの共和主義思想が、当時において絶対的権力からの自由を中心とした潮流の中にあつたと想定した。当時の共和主義思想は、君主なき共和制論や民主制論として論じられもした。かくしてハリントンによる自らの共和主義的制度理論構成は、自らの広範な集団指導型のもの護国卿制体制をその対比によって示すことが出来る。

第三節は、「ハリントンのオシアナ共和国憲法モデルの背景」と題し、ハリントンが自らの憲法モデルの標的としての『統治章典』を中心にその論点などを確認してきた。これは、当時の内戦の混乱状況の中で、あるべき統治の制度的枠組みおよび実現可能なものが探られてきた。発効した憲法の草案者達「ランバートらの軍士官団」が参考としたものにおいて、代表的なものの中の 하나가一六四七年の立憲君主制的にして実際の『基本提案項目』であつた『統治章典』が参考としたもののうちの一方は、当時の急進的レヴェラーズによつて主張された憲法改革であ

ると想定した。いずれにせよ、その両方は本稿において、実施された『統治章典』の参考となったことがそれなりに裏付けられたとみなされる。例えば、前者が一人支配型執政部型「を含む権力集中」立憲制論であったことである。そして『統治章典』は、『人民協約』の急進的な規定、実務的規定、更には数量的な規定的側面などについて、それぞれ部分的であるが、採用しているのである。

いずれにせよ、われわれは、『統治章典』が当時の内戦状況を反映した内戦の処理事項「軍事財政国家事項を含む」が実態的に多いことを示す結果を得た。更にわれわれは、こうした憲法形成関連文書を通じて、ハリントンがどの部分に挑んだかについて、その先行研究の援用も含め、それぞれのわれわれの憲法関連文書の検討によって従来よりも、制度的に明らかになった部分を付け加えるものである。

最後に本稿は、次のように結論づける。即ち、まずわれわれは、『統治章典』の統治システムが一人の執政部の名の下で、十数人前後からなる評議会によって補佐される、執政部を構成する権力集中型政体（議会を抑制するもの）と措定する。われわれは、それを「保守的にして現実主義な共和制」と名づける。これに対するオシアナ共和国モデルは、市民の自由のために、選出議会議員からなる広範な議会主義型統治システムを前提とした、執政部権力の抑制構想であるとみなす。従って、われわれは、クロムウエルの護国卿制に対して、ハリントンがオシアナ共和国モデルによつてオシアナの統治原理に従わせ、かつハリントンが新しいオシアナ共和国憲法を提案するものとして結ぶことになる。われわれは、前者に対してこれを「ラディカルな共和主義」と呼ぶものである。

☆参考文献

- ・ J.G.A. Pocock, ed., *The Political Works of James Harrington*, Cambridge, 1977.
- ・ J. Toland, ed., *The Oceana of James Harrington and his Works*, London, 1737.
- ・ J. Toland, ed., *The Oceana and Other Works of James Harrington*, London, 1771.
- ・ S.B. Liljegren, ed., *Harrington's Oceana*, Heidelberg, 1924.
- ・ H.F. Russell-Smith, *Harrington and his Oceana*, New York, 1971.
- ・ M. Nedham, *The Excellencie of a Free-State*, ed. B. Worden, Indianapolis, 2011.
- ・ M. Nedham, *The Case of the Commonwealth of England, Stated*, ed. P.A. Knachel, Charlottesville, Va., 1969.
- ・ C. Blitzer, *An Immortal Commonwealth*, New Heaven, 1960.
- ・ J.C. Davis, *Utopia and The Ideal Society*, Cambridge, 1981.
- ・ J.P. Kenyon, ed., *The Stuart Constitution: Documents and Commentary*, Cambridge, 1986, etc.
- ・ J. Scott, *Commonwealth Principles: Republican Writing of the English Revolution*, Cambridge, 2004.
- ・ B. Worden, *God's Instruments: Political Conduct in the England of Oliver Cromwell*, Oxford, 2012.
- ・ H. Reece, *The Army in Cromwellian England, 1649-1660*, Oxford, 2013.
- ・ B. Woodford, *Perceptions of a Monarchy without a King: Reactions to Oliver Cromwell's Power*, Montreal and Kingston, 2014.
- ・ S.M. Gardiner, ed., *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625-1660*, Oxford, 1958.
- ・ C.H. Firth and R.S. Rait, eds., *Acts and Ordinances of the Interregnum 1642-1660*, 3 vols., London, 1911.
- ・ J. Otteson, ed., *The Levellers*, 5 vols., Bristol, 2003.
- ・ Z. Fink, *The Classical Republicans*, Evanston, 1945.
- ・ B. Coward, *The Cromwellian Protectorate*, Manchester, 2002.

- ・ A. Sharp, ed., *The English Levellers*, Cambridge, 1999.
- ・ G. Burgess et al., eds., *English Radicalism, 1550-1850*, Cambridge, 2007.
- ・ R. Hammersley, *The English republican tradition and eighteenth-century France between the ancients and the moderns*, Manchester, 2010.
- ・ A. Woolrych, *Commonwealth to Protectorate*, London, 2000.
- ・ P. Little and D.L. Smith, *Politics and Parliaments during the Cromwellian Protectorate*, Cambridge, 2007.
- ・ J.S. Wheeler, *The Making of a Worldpower: War and Military Revolution in Seventeenth Century England*, Stroud, 1999.
- ・ 川出良枝編『主権と自由』（岩波講座「政治哲学」二）、岩波書店、二〇一四年）。
- ・ 浜林正夫『増補版 イギリス市民革命史』（未来社、一九七一年）。
- ・ 大澤麦「オリヴァ・クロムウェルの護国卿と成文憲法」（『法学会雑誌』第五十六巻・第一号、二〇一五年七月）。
- ・ 拙著『ハリントンの急進主義的共和主義研究―抑制と均衡の市民的国家制度思想―』（八千代出版、二〇一五年）、ほか。

アダム・スミスの初期思想と貧困の概念

佐藤 高尚

- 一 はじめに
- 二 近代の政治思想と貧困問題
- 三 スコットランドの貧困問題とアダム・スミスの初期思想
- 四 むすびにかえて

富裕層と貧困層の間の不均衡は、あらゆる共和政体の最も古くて最も致命的な病である。

——プルタルコス『対比列伝』⁽¹⁾

貧困は、人類に対して、最大の富の必要性すなわち他の人間そのものの必要性を実感として感じさせてくれる受動的な絆である。

——カール・マルクス『経済学・哲学草稿』⁽²⁾

アダム・スミスの初期思想と貧困の概念（佐藤）

一 はじめに

貧困は古くて新しい問題である。時代を問わず、地域や政治体制を問わず、絶えず議論の俎上に上ってきたテーマである。古代ギリシャのポリスにおける債務奴隷の問題から、近年ではピケティ（Piketty, Thomas: 1971-）の『二世紀の資本』（*Le Capital au XXI^e siècle*, 2013）により喚起された論争まで、幅広い思索とその知的蓄積とが、我々の眼前には存在している。現代の日本においても、ワーキング・プアの問題化、生活保護受給世帯の増大、そして子供の貧困をめぐる問題等々が顕在化している。その意味で、貧困をめぐる問題は、普遍性を備えているといってもよいであろう。本稿では、アダム・スミス（Smith, Adam: 1723-90）の初期思想の中から、貧困の問題を考える上での種々の手がかりを探したいと思う。彼が貧困の問題をどう考え、どう対峙したのかを、初期の思想に焦点を当てて明らかにしたいと思う。

その前に、貧困にかかわるアプローチ一般について、目を向けたい。なにが貧困の問題のポイントなのであるのか。また、そもそもどのような基準をもって、「貧困」と判断したり認識したりすればよいのであろうか。

貧困問題を一つの観点からのみアプローチしたり、また一義的に定義づけようとしたりする試みは困難を極める。たとえば、所得を中心とする格差問題は、一見すると貧困問題そのものとは認識し難いかもしれない。もともと、その格差が社会において人々が許容しえなくなるほどのものと認識されるようになり、解決が求められる場合は、政治的課題として貧困問題が現出したといえるだろう。他方、一つの社会の中で、格差がないケースを想定してみよう。

アジア、アフリカにおいては、日本よりジニ係数が低く、よって日本より所得格差が小さい国家が複数存在している。もつとも、こうした事例は、たとえ社会の中での格差が少なくとも、その原因が構成員における貧困層が多いが故のケースといえよう。さらに、先進国と途上国との格差に目をむけると、途上国における貧困の問題は看過しえない課題として、広く認識されている。いわゆる、南北問題であり、南南問題であり、第四世界の問題である。それは、倫理的な観点から解決すべき問題であるのみならず、貧困が紛争を誘発するという「貧困の罠」(poverty trap)の観点からは、グローバル化した世界に多大な負荷を課すイシューでもある。⁽³⁾すなわち、貧困は地球規模で考えるべき問題(Global Issues)⁽⁴⁾の一つなのである。貧困をめぐる問題は、構造的あり、かつ複合的で重層的な問題群により構成されているといえるだろう。故に、ここでは、単一の論点や単一のアプローチが退けられるのである。

ここに、スミスを取り上げる意味が見いだせる。なぜならば、第一に、スミスは富の議論だけではなく、貧困をめぐる問題をも時代の課題と認識し、そして両者を踏まえて主張を展開していたからである。スミスといえば、「経済学の父」、「神の見えざる手 (invisible hand)」、「『国富論』」(*An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1776)などのキーワードによって代表される思想家である。上記のキーワードから考えて、彼の思想は、自由放任(laissez-faire)に基づく楽観的な予定調和説と、それを前提とする富の増進の議論であると推察することも可能であろう。しかし、そもそも「富を求めること」や「豊かになること」と、貧困問題を解決することとは同義ではない。社会全体の富が増大しようとも、その増加分が一部の富裕層にのみもたらされるような場合、すなわち水滴効果や再分配が不十分な場合は、貧困が解決されたと言い得るかどうかという問題が考えられよう。そもそも「見えざる手」により、予定調和で問題が解決するのならば、「貧困」だけではなく、「富」の問題をも論じる必要性がないことにな

る。しかも、スミスによる「目えざる手」の言及自体、『国富論』では一度のみなのである（WN, IV.ii.9）。

第二に、スミスの倫理的アプローチである。スミスは「道徳哲学」の講義を担当しているが、その内容は現在の倫理学に相当する。この講義に基づき書かれたのが、『道徳感情論』（*The Theory of Moral Sentiments*, 1759）である。すなわち、『国富論』の前提には倫理学としての『道徳感情論』があり、この前提を踏まえることで、富と貧困に関する問題を総体として把握することが可能になったのである。こうしたアプローチは、現代において様々に分岐する貧困問題の諸論点を考える上で有用なものとなりえよう。

第三に、倫理的アプローチをとるがゆえの、規範性・普遍性・現代性である。倫理的アプローチがとられることで、スミスにおいて貧困は解決されるべき課題として認識されうる。しかも、その論究が英国に限定されるのではなく、人間本来の在り方を探求するという形で展開されるのである。よって、スミスの議論は偏狭性やパロキアリズムを超えた普遍性を獲得できるのである。このことは、スミスのアプローチが空間的に拘束されえないだけでなく、時間的時代的にも一八世紀を超える可能性を示しているともいえる。スミスの議論は、現代においても議論するに十分値すると考えられよう。

他方、本稿で検討するスミスの議論は、『道徳感情論』を中心として初期思想に限定される。初期の思想に焦点を当てることには、次の意義が見いだせよう。

第一に彼の思想の、そしてのちの『国富論』につながる議論の出発点を探る企図である。これは単に、出発点を確認する作業ではない。特に『道徳感情論』は、その後の思想展開の構想を前提としており、当初から『法学講義』や『国富論』との連関を意識した著作である。よって、初期思想の探求は、貧困にかかわる問題を、どのように包括的

にまた学際的にも考察しうるのかについての枠組みを検討する作業であり、スミスがどう全体的な構想を描いたかを
確認する作業でもある。

また、『道徳感情論』は、議論の出発点でもあり基礎でもある。なぜならば、スミスは『道徳感情論』を刊行後も、
生前何度も加筆をしたり削除をしたり、修正を行っていたからである。それと同時に、スミスは『国富論』について
も、同様の作業を行っている。両著作は、片や倫理学の著作であり、片や経済学の著作である。確かに一見すると、
両者は別々の著作に見えるかもしれない。しかし、上記の改訂作業を考慮に入れるならば、両著作は相互に関連した
ものとしてみなされるべきである。スミスは『道徳感情論』執筆時、そして『国富論』執筆時に、それぞれ別人格に
なったわけではない。両著の改定作業の中での両者の「相互通行」、すなわちそれぞれに影響を与えながら、全体と
してスミスの思想は練成されていたのである。彼の倫理学は、いわば鉄が叩かれることで鍛えられるように、経済学
によりその地金が鍛えられていったのである。

加えて、スミスの思考枠組みの起源を辿る作業は、「富と徳」(Wealth and Virtue)という分析枠組みの再検討の意
義をも含有する。ホント (Hont, Istvan: 1947-2013) とイグナティエフ (Ignatieff, Michael: 1947-) による『富と徳』(Wealth
and Virtue, 1983)⁽⁶⁾の刊行以来、スコットランド啓蒙 (the Scottish enlightenment) を論じる問題設定は、「富と徳」の枠
組みを少なからず前提としている。「富」と「徳」を対立するものとみなすか否か——これがスコットランドの諸思
想を分類する一つの指標となっている。こうしたアプローチが一面では有用性を持ちうることは肯首しうるが、この
問題設定自体が、議論を単純化している面も否定できない。貧困に関わる問題を検討するとき、上記の視点では包括
しえないスコットランド知識人の思想課題が明らかとなろう。

以下では、まず初期近代以降の貧困問題が、どのように認識されていたのかを辿る。それにより、スミス以前の議論を踏まえた上で、次に『道徳感情論』を中心としたスミスの議論を検討する。最後に、その後のスミスの思想展開、および貧困をめぐる問題の思想史的展開を概観した上で、スミスの現代的意義を探ることとしたい。

二 近代の政治思想と貧困問題

スミスの思想を検討する前に、準備段階として、スミス以前に貧困をめぐる問題がどのように認識されてきたのかを、まずは確認して生きたい。以下では、初期近代以降の貧困に関わる議論を、英国を中心に見ていく。

貧困の問題を喫緊の政治課題として受け止め、そして格闘した代表的思想家として、トモス・モア (More, Thomas: 1478-1535) があげられよう。彼の名著『ユートピア』(Utopia, 1516) の前半で語られる諸問題の中でも、貧困の問題は、犯罪から戦争まで、様々な問題と関連を有する課題として描かれている。⁽⁷⁾ 貧困問題は、いわば、社会の構造的課題として描かれているのである。こうした社会情勢を生み出す原因の一つが、「羊が人間を食う」⁽⁸⁾ という表現で形容される「囲い込み」(enclosure) である。もはや貧困問題は、社会において看過しえない問題であり、これを放置したり、または貧民を罰したりするのみでは解決しえない問題と認識されている。⁽⁹⁾ こうした段階では、各自の自己努力に期待するのみでは、また、貧民の自己責任として処理するのみでは問題を解決しえない。「不正と貧困の根本原因」を明らかにし、⁽¹⁰⁾ それを総体として捉えることが、モアの企図として見い出せる。それが故に、問題の解決策としては、抜本的な国制の改革が要請されることとなる。これは『ユートピア』の後半部分で描かれている内容である。そこで述べられているのは、たとえば、私有財産を廃止し、⁽¹¹⁾ 農耕を中心とした原始共産制ともいえるものである。このような

社会が構想されるのは、前述の囲い込みに加え、ペストの流行により労働力人口が大幅に減少しているという要因も影響を及ぼしている。もともと、ある種の共産制による貧困問題の解決は、社会の維持を困難にさせるほどの貧困について、その改善を意図するものであり、たとえば経済成長により、社会を不断に富裕化していくという構想とは別物である。『ユートピア』においては、貧困問題の解決それ自体が主要な課題なのである。よって、貧困を解決するアプローチと、豊かさを目指すアプローチとは、そもそも異なる分析手法であるし、またその解決策も異なる手法が必要となる。理想郷としての「ユートピア」では、人々はそれほど金銭欲がないものとして描写されていることからモアの志向性や方向性が読み取れるであろう。貧困問題は、豊かさによって埋め合わされる類のものではない。それは、一種の共産制により、もしくは別の表現をすれば、「政治的徳」(civic virtue)をともなう共和主義(republicanism)の観点から解決されるべき問題となる。⁽¹⁴⁾

貧困を解決すべき政治的課題として認識する方向性は、モア以後も持続する。しかし、貧困に対するアプローチは、異なる位相を示し始める。例えば、ジョン・ロック(John Locke, 1632-1704)は『統治二論』(Two Treatises of Government, 1690)の中で、労働による「固有权」(property)を土地の共有に優越するものとしている。⁽¹⁵⁾そこでは、豊かな土地を持ちながら貧しい状態あるアメリカ諸部族が、土地共有の反証例として示されている。⁽¹⁶⁾ロックにおいて、皆が貧しい状況でも共存しうる社会は、人々は単純な生活様式を維持しており、よって統治の役割も限定されている状態である。ロックは、この状況の例として、前述のアメリカ原住民に加え、アジアとヨーロッパの初期の時代をも示し、そのような状況下では、しばしば君主制を採用することも当然であったとする。⁽¹⁷⁾換言すれば、ロックにおいて、モアの主張する共産制は原始的な社会においてのみ存在することができ、かつ未発達が故に貧困に留まっている

社会なのである。とすれば、共産制では貧困は解決しえないことになる。では、ロックは、政治社会樹立後に成立しうる貧困解決の方策を提供したのであるか——答えは否である。ロックは、立法部が貧富の差によらず等しく扱ふべきこと、また貧しい者だけに厳しい処遇することは許されないことを、せいぜい述べるのみである。⁽¹⁸⁾そこには、社会を根本的に変革して、貧困問題を解消しようとする姿勢はみられない。リヴェラーズ (Leveas) やディッカーズ (Diggers) らの動きに比すならば、ロックの貧困問題に対する対応は消極的にも見える。労働投下による固有権の議論を前提とし、これを援用するならば、貧困の原因は個人に還元され、その問題の解決は「自己責任」のもとになされるべきものとなるのかもしれない。もともと、確かにロックにおいて積極的な貧困解決の取り組みは示されないが、他方で、豊かさの増進が貧困を補い、これを解決するという立場も取られてはいない。この後者の立ち位置は、モアにおいても、ロックにおいても、共有されているのである。

『ロビンソン・クルーソー』 (Robinson Crusoe, 1719) の著者であるデフォー (Defoe, Daniel: 1660-1731) に至っては、その名も『施し物は慈善にはならず、貧民の雇用は国民の不満の種になること』 (Giving Alms no Charity and Employing the Poor A Grievance to the Nation, 1704)⁽¹⁹⁾ を表している。彼は、貧民が救貧院などに保護され、怠惰にそして贅沢にもなっているという。こうした貧民を保護する政策をやめることが、交易や人々を破滅させる恐怖を回避しうるとする。貧困問題は、積極的に社会が関与することにより解決する問題ではなく、むしろ放置すべき問題とされている。また、マンデヴィル (Mandeville, Bernard: 1670-1733) も、『蜂の寓話』 (The Fable of the Bees, 1714) で同様の見解を述べる。貧民は「困窮しなければけつして仕事をしないであろう」⁽²⁰⁾し、彼らの仕事に教育は役立たないので不要であり、よって貧乏人に特に配慮は不要であり有害でもある。苦難を伴う汚い労働と粗末な暮らしに耐えること

ができるのが貧乏人であり、彼らは近代社会におけるいわば奴隷として社会の幸福と安寧に必要なものとされるのである。^{②1}デフォーにしろ、マンデヴィルにしろ、ここにはもはや貧困に苦しむ人々を社会的に包摂する寛容な姿勢は見いだせない。それとは逆に、貧しい人々にむしろ過酷な状況を強いることこそが、「公益」(Publick Benefits)に資するものとされるのである。

こうしてみていると、近代英国において、貧困が重要な問題として認識されていたことがわかる。しかしそれへの対応は、多様な見方が存在していた。モアは社会の根本的な変革を唱え、ロックは貧富の別なき対応を主唱し、デフォーとマンデヴィルは貧困層への苛烈な対応を求めた。他方で、彼らはいずれも、社会が豊かになることで、その豊かさが貧しさを補填し、問題を解決するとも考えなかった。スミスは、こうした種々の貧困に関わる問題把握の諸相を、いかに受け止めたのであろうか。次節でみていくこととする。

三 スコットランドの貧困問題とアダム・スミスの初期思想

近代スコットランドにおいても、貧困問題は喫緊の課題であった。すでに十六世紀後半においては、貧困問題の解決が長老会から議会に度々はたらきかけられ、^{②2}次世紀になると、救貧院により貧しい人々を管理下に置こうとさまざまな手段がとられていた。^{②3}なぜなら、彼らは、大逆罪、殺人などの最も深刻な犯罪で告発され、拷問にかけられうる存在であるとみなされていたからである。^{②4}スコットランドの抱える困窮が、後のイングランドとの議会連合(二七〇七年)の一つの論点となる。こうしたスコットランドの苦境を語るエピソードは、枚挙にいとまがない。たとえば、ペティ(Petty, William: 1623-87)は、スコットランドを役に立たない存在とし、ハイランドを切り捨てるべき

だと唱え⁽²⁵⁾、サミュエル・ジョンソン (Johnson, Samuel: 1709-84) は、イングランドでは馬の餌となるカラス麦を、スコットランドでは人間が食べていると揶揄した⁽²⁶⁾。スミスは、オックスフォード大学の食堂で、こんなに立派な肉はスコットランドにはないので早く食べた方がよいと給仕に嘲弄されたとされる⁽²⁷⁾。

ここでスコットランド知識人が貧困問題を語るとき、ともに用いられる表現が「奢侈」(luxury)なのである。それは過度な富の獲得と集中を意味するだけでなく、多くの人が貧困に喘いでいる状況と背中合わせであることをも意味していた。奢侈と貧困は、表裏一体の課題であった。貧富の格差の拡大が社会において許容しえなくなる状況を眼前にし、解決すべきは「貧」と「富」とのそれぞれへの対応であり、またそれらは同時に一体性をもって扱われるべきものであった。たとえば、フレッチャー (Fletcher, Andrew: 1653-1716) は前者に対しては「ダリエン計画」(Darien Venture) による貿易を示し、後者に関しては、いわゆる「家内奴隸制」(domestic slavery)⁽²⁸⁾を主張する。後者は、土地所有者が浮浪者の受け入れ義務を負うものであり、その位置づけは法の保護のもと自由を獲得しているがゆえに奴隷とは区別され、コモンウェルス全体のために資することが求められるがゆえに「雇用使用人」(hired servant)とも区別されている。貧困をめぐる問題は、社会全体で対応すべき問題であり、公的にメリットをもたらす形で解決策が構想されるのである。ここには、「富と徳」という枠組みは適用しがたい。むしろ、上述の問題設定は、行き過ぎた奢侈に警鐘を鳴らして文明批判を展開したルソー (Rousseau, Jean-Jacques, 1712-78) にこそ⁽²⁹⁾、その共通性を求めることができるかもしれない。

このことは、スミスの最初の著作物である、『エディンバラ評論』(Edinburgh Review) への寄稿文により証明されよう。彼は、『「エディンバラ評論」同人への手紙」(‘A Letter to the Authors of the Edinburgh Review’, 1756) の中で、

ルソーの『人間不平等起源論』(*Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes*, 1755) を長文で数か所にわたり、引用している (cf. *ESP*, pp. 255-6)。そこでスミスが注目するのは、文明の進展により、不平等がもたらされ、人々が隷属状態に置かれる様子である (*ESP*, pp. 251-254)。文明が進展するのに反比例するかのよう⁽³⁰⁾に、人々の自由は奪われ奴隷のような状態に陥る。しかし、これをもって、スミスは、ルソーから文明化の過程が人間にもたらす歪みや、私有財産制の矛盾を学んだとするのみでは、不十分であろう。彼は、長文の引用をする前に、ルソーとマンデヴィルとをならべて、次のように説明する。

「両者によれば、人類の間で現在の不平等を維持している正義の諸法は、もともと、狡猾な人々と強力な人々が、彼ら以外の同胞被造物に対して不自然で不正な (*unnatural and unjust*) 優越性を維持あるいは獲得するための発明物であった。」(*ESP*, p. 251.)

スミスが、ルソーとマンデヴィルに見るのは、不平等が現存の制度によって、再生産されていく過程である。既存の制度は、一部の人間にのみ有利にはたらき、既得権益を維持・拡大させる機能を果たしている。眼前の社会では、不平等を拡大再生産する諸制度がすでに社会に埋め込まれているのである。「私悪は公益」(*Private Vices, Publick Benefits*) とするマンデヴィルの立場ならば、このような状況は、むしろ是認すべきところとなる。しかし、ルソーとスミスは異なるアプローチをとる。前者は『社会契約論』(*Du Contrat Social, ou, Principes du droit politique*, 1762) により教育を含めた抜本的な改革を構想した。後者は、上述のパンフレットの三年後に、倫理学の観点から課題解決

の道を探っていく。それが『道德感情論』³¹⁾なのである。

スミスが、まず貧困の問題を取り上げるのは、深い困苦による強い「共感」(sympathy)の一例である (TMS, I.ii.5.4)。人が災厄に苦しんでいる場合、そしてひどい不運の結果として貧困・病気・不名誉などを被るような場合、友人の真剣な共感を期待してよいし、彼らの親切心に頼ってもよいとされる。スミスにおいて、貧困は人々を分断するものではない。むしろ、人々をつなぐ契機となりうるものである。ここでは、貧困の放置でも、社会の劇的な改革も志向されていない。困苦により結びついた関係性が、問題を解決する導き手として想定されている。

もつとも、多くの人は、自らの貧困状況を明らかにしようとはしない。なぜならば、そのこと自体が耐えがたいからであり、またたとえ公にしても自分の気持ちの半分も理解してくれないと想像するからである。貧困状態は、現在でいうところの「社会的孤立」(social isolation)を生じさせる。貧困自体を恥じ入り、またそれに関する同胞感情が得られないことからくる無念さが、貧しい人々から希望を奪い、また意欲を失わせ気持ちを萎えさせるのである。もし、前述のような人間関係が存在するならば、貧困のリスクも回避可能であろう。しかし、貧しい人々は、こんなにちいわれる「社会的排除」(social exclusion)を、あたかも自らが選択したように強いられるのである。人々とのつながりを欠き、貧困状況を脱するスキルや除法が欠落した状況下では、なかなかそこから脱することが難しい。結果、彼らは、あたかも存在していないかのように社会の隅に追いやれることとなる。

「貧乏な人は、かえりみられることなく出ていき、はいつてくる。そして、群衆のまっただなかにあるときも、彼自身のあばら家に閉じこめられているかのように、目立たない。」(TMS, I.iii.2.1)。

このような人々が周囲から共感を獲得することは難しいであろう。だが、共感が成り立つからこそ、社会が成立しうるのであり、それを成り立たせるための一般的諸規則およびそれに基づく法が導出可能ともなるのである。もし、人々が心の中で「想像上の立場の交換」(imaginary change of situation)をすることが不可能となれば、社会を存続させていくことが難しいことになる。とするならば、たとえ一定程度の貧富の格差は許容しえるとしても、その差の拡大は、社会秩序の根本を支える道徳的規範を脆弱なものとし、人々の安寧を脅かすものだといえる。⁽³²⁾

他方、このことは、共感が成立し、身近な人間関係により貧困問題が解決しうる状況に社会がある場合には、⁽³³⁾一定程度の格差も許容しうることになる。しかも、スミスが想定しているのは、「文明社会」(civilized society)であり、「文明化した国民／民族」(civilized nation)である。そこでは、「人間愛に基づく諸徳」がよく育成され、「丁重と礼儀の諸時代を支配する一般的な安全と幸福」により、貧困は容易に除去されうるのである(TMS, V.2.8)。そこでは、人間の本来の在り方、人間の本来の自由を享受しうるという。もはやここでは、かつて引用したルソーの文明批判、すなわち彼により展開された文明の負の側面は後景に退いている。それとは逆に、文明が容易に貧困を解決しうるという、文明の持つ積極的な意味合いが強調されるのである。ポーコック(Pocock, J. G. A.: 1924)は、これを「洗練された文明社会」(a polite and civilized society)の議論と評し、その穏健な側面を強調したが、果たしてそうであろうか。⁽³⁴⁾ 前述の『エディンバラ評論』の文章では、スミスは、マンデヴィルとルソーが既存の制度による不平等や格差の拡大の考察したことに、焦点をあてていた。加えて、この文章の前半には、議会連合後も、スコットランドとイングランドが一体化せず、またスコットランドが正当に評価されていないことについて、言及がなされている。とするならば、スミスが論じる貧困や不平等の議論は、スコットランドとイングランドとの関係にも援用しえよう。すなわちスミス

においては、「文明」は一方ではイングランドにおける奢侈による「腐敗」(corruption)を批判し、他方では貧困から脱することが困難な状況にとどまっているスコットランドに向けられた厳しいまなざしであるといえよう。『道徳感情論』において貧困問題が繰り返し語られるのは、それが容易には解決しえていない現状があるからである。貧困が自由放任により解決するのであれば、議論として取り上げること自体が不要であろう。貧困は依然として喫緊の課題なのである。しかも、スミスは貧困問題を単独で扱おうとはしない。彼は、「文明」の論点を呈することで貧困問題を豊かさ結びつけて、議論を展開している。スミスは、両者を一体のものとして扱う新たなアプローチを問題解決の視座として提供しているのである。

彼のアプローチは、先行者の者とは全く異なる。確かに、前述のとおり、フレッチャ―は、貧困と富の問題を同時に解決しなければならないことは認識していた。しかし、それぞれの問題に対する解決策は、有機的に関連付けられてはいなかった。貧困と富とは、それぞれ独立した別個の問題と認識されていたのである。他方、「文明」の議論を鑑みるならば、スミスの畏友でもあるヒューム (Hume, David: 1711-76) をこの議論の先達として取り上げることでもきよう。しかし、彼は「奢侈」の正負の側面を検討したりはするが、貧困問題を正面から取り上げようとはしない。彼の議論の中から貧困に関わる記述を見つけること自体が、困難を極める作業である。スミスと比べるならば、これは驚くことといえよう。ヒュームは、「奢侈について」(Of luxury)の論文を後に改めて「技艺の洗練について」(Of refinement in the arts)とするが、⁽³⁵⁾そこでも繰り返されるのは、あくまでも奢侈の正の側面なのである。このように考えるならば、スミスのアプローチの画期性も理解されよう。富と貧困の問題を一体のものとして扱い、それを総体として解決策を探っていく——そこにスミスの思想の独自性が見いだせるのである。

スミスは、この後に、『法学講義』そして『国富論』へと議論を発展させていく。以下、その後の展開を概観してみよう。『法学講義』では、貧しさが政治家の既得権益のために意図的に作りだされる事例が示され、それによる極度の貧困は一般的諸規則を破る場合もあるとされる (LJ (A), iii:140-145)。スミスはこうした貧しい民衆の法律改正の要求を是認するのである。他方、このような貧富の格差が生まれるのは、統治が最初に始まる牧畜時代であり、ルソーの『人間不平等起源論』の議論同様に、人々が他人に依存するような時代であるとされる。しかもこうした格差が、政治的影響力の格差をも招来するところとなる (LJ (A), iv:6-12, LJ (B), 12)。とするならば、スミスにおいて貧困問題は、特別な人を対象としているのではなく、一般の人々をも視野に入れるべき議論となろう。そこからは、貧困を道徳的な観点から捉え、そして個人の責任を追及するのみでは解決しえない課題と認識されていることがわかる。また、この問題が政治の枠組みを規定するがゆえに、貧困の解決は社会全体の構想と密接不可分なものとされるにいたるのである。『法学講義』において貧困問題は、『道徳感情論』の共感の議論を基礎にしつつ、社会の秩序を維持する法制度や政治社会形成と強い連関を有した形で議論が展開されている。

これに対して、『国富論』の冒頭で彼は、富を「その国民が年々消費するすべての生活必需品や便益品 (all the necessities and conveniences)」としている (WN, 19)。とするならば、貧困はこれとは逆に、生活必需品や便益品が十分な状況といえる。また便益品が対象に含まれることから、生命を維持するのに最低限の財や物資の充足のみでは、貧困が解決したとは言えないことになる。しかも、ここで「国民」(nation)という表現が用いられているように、その基準は「国民」により異なり、よって「富」も「貧困」も絶対的な財の量いかなではなく、時代や地域によって異なるものであり、あくまでも相対的なものとされている。すなわち、スミスにおいて、貧困とは、生活状態や生活環

境の問題を意味し、加えて、それらが個人の努力により劇的な変化をしえない以上個人の自己責任に還元しえない問題となるのである。スミスはこれを「未開（野蛮）」の人々と「文明」人を対比させて、説明を行っている。そこから導出されるのは、未開の人々が文明国の人々より貧しいのは、決して未開の人々が怠惰であったり浪費癖があったりするからではないということである。単に労働の有無が貧困に直結しないことは、文明社会においても指摘される。『国富論草稿』では、労働と所得とは必ずしも比例せず、文明社会では労働しない大地主や大地主が富裕であることが指摘されるのである。

「しかし一つの大きな社会の労働の生産物に関しては、公正平等な配分といえるようなものは、決して何も存在しない。一〇万の家族からなる社会では、おそらく一〇〇の家族がまったく労働しないであろうし、その上彼らは、暴力によってあるいはもつと秩序だった法的抑圧によって、その社会の労働の内他のどの一万家族が使用するより大きな部分を、使用しているのである。この莫大な使い込みの後に残る分配の部分も、けっして各個人の労働に比例してはなされない。反対に、もつとも多く労働する人々が手に入れるのは、最も少ないのである。贅沢と娯楽に少なからぬ時間を費やしている富裕な商人は、彼の取引のうちから、そのビジネスをするすべての事務員や会計係よりもはるかに大きな部分を享受する。〔中略〕貧しい労働者というのは、大地と四季とを相手に戦う人であって、その政治共同体（commonwealth）の中の他のすべての人々が贅沢をするために材料を提供しながら、いわば人間社会の全組織をその肩に背負い、彼自身はその重さによって地下に埋められているように見える人である。」（ED, 5-6）

すなわち、文明社会では労働しない人々こそ富裕で、他方労働者は過去なまでの労働を強いられながら、貧しいままなのである。働けど働けど、その労働は、貧困の解消には至らないのが眼前の社会の仕組みなのである。よって、貧困の原因は、労働者に求められるのではなく、社会に「公正である (fair)」ことが欠落していることによる。貧富の格差や階級間の格差は、勤勉と怠惰の違いの結果によるものではなく、労働者の自己責任には還元されえないのである。とするならば、もとめられるのは、この貧困を解決する政策であり、政治の役割になるであろう。前述の『国富論』冒頭の引用を想起すれば、それは貧しい人のみを対象としたものではなく、社会全体に資するものとして勘案されるべきものとなるのである。

スミスの貧困の議論を、もう一度『道徳感情論』に戻って検討してみよう。このように見てくると、『道徳感情論』は、以上の『法学講義』『国富論』の基礎をなすものであるから、スミスの倫理学は、様々な法制度や経済活動の前提をなすものであり、³⁶ 枠組みを形成するものであるといえる。経済の枠組みを法制度がつくり、その法制度の基盤となるのが共感により導出される倫理なのである。とするならば、スミスの試みは、衡平法やコモン・ローの根源を倫理学の観点から探る試みでもあるし、議会連合後のイングランドとスコットランドとを架橋しようとする試みであるともいえる。彼が挑んだのは、様々な人々がともに了解し納得しうる諸制度とそれを支える倫理の探求であり、人々が互いにつながりうる社会の樹立なのである。それは上から押さえつけられる倫理ではなく、相互の共感の積み重ねが生み出す規範であり、自発的／自生的に生み出される倫理なのである。

四 むすびにかえて

スミスの思想は、貧困をめぐる問題をそれ自体独立したものとして扱うのではなく、富の問題と結びつけて議論を展開した。もはや、貧困に対して局所的ともいえる個別具体的な対応では、限界が迫っていたともいえる。そこで彼が想定していたのが、互いに支援し援助するような共感が成立する社会である。人々は関係性を維持し得るがゆえに、リスクへの対応も可能となる。これについては、スミスは結局貧困の問題を、「政治」の問題ではなくあくまで社会の問題として据え置き、市井の人々に解決をゆだねているかのよう——よって新自由主義の擁護者——にも見えるかもしれない。だが、ポラニー (Polanyi, Karl: 1886-1964) が『大転換』(The Great Transformation, 1957) で描いたように³⁷⁾、スミスの時代においても様々な救貧対策が存在していた。救貧法や救貧院を想起すれば、近代初頭においても人々は、弱肉強食の市場経済に放置されたままではなかった。「夜警国家」(Nachtwächterstaat) や「小さな政府」(small government) は、イメージではあっても実態を示すものではない。救貧法や工場法を典型として、「自由放任」は決して文字通りの態様を呈してはいなかった。貧困をめぐる問題は差し迫った課題であり、そうした背景のもとにスミスの議論は位置づけられる必要性がある。それはスミスの思想の援用可能性をも探る作業となろう。

このちブリテンにおいては、マルサス (Malthus, Thomas Robert: 1766-1834) とリカード (Ricard, David: 1772-1823) により、穀物法論争が行われる。この議論自体は自由貿易か保護貿易かを議論したものである。しかし、両者とも、スミスが提示した枠組み——富と貧困の問題の一体的解決——はいずれも踏襲しているのである。マルサスは『人口論』(An Essay on the Principle of Population, 1798) において、人口の増大が貧困を招来する可能性を述べているが、そ

の中でも度々スミスに言及している。彼は、スミスに対する一定の評価の下に、諸国民の富の問題と下層の人々の幸福とが不即不離なものであることを指摘しているのである⁽³⁸⁾。他方、リカードは、『経済学および課税の原理』(On the Principles of Political Economy, and Taxation, 1871)において、貧困問題が社会全体に波及し「普遍的貧困」(universal poverty)にならざるをえないことを主張している⁽³⁹⁾。彼においては、富と貧困とはトレード・オフの関係にあり、貧困の問題は下層の人々をターゲットにするのみでは解決しえない問題とされ、かつ社会全体の課題として認識されている。マルサスにしろリカードにしろ、一体的に解決すべき政治的イシューとして、富と貧困の問題は考察されているのである。そうした政治諸課題の一体的アプローチに、スミスの遺産を見て取ることができよう。依然として貧困問題は、社会の避けがたい問題として存在していたのである。

こうした問題意識は、同時代の大陸の思想家にも共有されていた。たとえば、サン＝シモン (Claude Henri de Rouvroy, Comte de Saint-Simon: 1760-1825) は、社会を有機体として捉え、産業主義ともいえるアプローチで富を増大させることにより、社会の病理を解決しようとした⁽⁴⁰⁾。こうした包括的な問題把握の枠組みは、スミスとの親和性を想起させる。実際、サン＝シモンは、度々スミスに言及している⁽⁴¹⁾。彼はスミスを「政治経済」の先駆者として評価している。その上で、このような「政治経済としての産業」こそが、今求められる科学であるとしている⁽⁴²⁾。サン＝シモンにおいては頻繁に英仏の比較がみられることから、貧困への問題意識はもちろん、その解決の枠組み自体もスミスと一定程度共有しているといえるであろう。彼の主張の一つであるプロレタリアートに対する教育論も、伝統的な英国の貧民対策を踏襲しているものといえる。そうした政策的な類似以上に注目されるべきは、スミスの方法論的意味での全体論 (wholism) 的アプローチ⁽⁴⁴⁾の継承であろう。前述のとおり、サン＝シモンは、スミスの「政治経済」のアプローチ

チを一定程度評価し、かつこれを自覺的に受容しているからである。マルサスやリカードは、貧困に関わる諸イシューの一体化という面でスミスのアプローチを継承したが、それとは異なる別のアプローチの継承が、ここにおいてはみてとれる⁽⁴⁵⁾。貧困問題は、社会全体の変革なしには解決しえない問題として、方法論的により意識化されていくのである。

こうした問題関心や分析枠組みは、スミスはもちろんサン＝シモンら初期社会主義をも批判したマルクス（Marx, Karl: 1818-83）にさえ、あてはまるであろう。これらの議論が、一部の思想家による構想にとどまらず、政府が積極的にそして全面的に関与することで対応をはかる試みは、第二次世界大戦の終了まで待たなければならない⁽⁴⁶⁾。

ひるがえって、福祉国家成立後の現代世界はどうだろうか。スミスの時代からは二〇〇年が過ぎ、福祉国家の成立からは七〇年が経とうとしている。貧困問題は、いまだ払拭されてはいない。いや、むしろ既存の枠組みでは包摂しえない人々が大量に登場してきている⁽⁴⁷⁾。いわゆる社会的排除の問題である。確かに、貧困と社会的排除とは別の概念だが、両者は密接に結びついている。なぜなら、貧困がライフ・チャンスやクオリティ・オブ・ライフに大きく関わっているからである⁽⁴⁸⁾。スミスに度々言及しているアマルティア・セン（Sen, Amartya: 1933-）は、貧困を「潜在的な能力が奪われた状態」としているが、それは政治や社会制度の枠組み内外で「自ら生きる価値があると思うような生活」が奪われた状態といえよう⁽⁴⁹⁾。とするならば、そうした人々を包摂する考え方や枠組みこそが、まずは求められるべきであろう。様々な人々を包摂する社会の形成は、社会の共通基盤の再創出という意味を持つ。それこそが、スミスが『道徳感情論』で展開した「共感」の概念に基づく社会であり、彼の貧困問題把握を基礎づける枠組みであり、そして様々な人々が相互につながり尊重しうる社会の構想なのであった。

(1) 上記の格言はプルタルコス (Plútarkhos: c. AD 46 - AD 120) のものとして有名だが、正確には、リュクルゴス (Lykourgos: ?-?) の土地政策を説明する際に次のように表現がなされている。「不均等が恐るべきものとなり、無産・貧困な多数の人が重荷として国家に負わされ、富が完全に少数者の手中に流れ込んだので、彼〔リュクルゴス〕は傲慢と羨望と悪意と贅沢と、それらよりもいっそう古くいっそう重大な国制の病気である富と貧困を追い出そうとした。」Plutarch, *Plutarch's lives of Themistocles, Pericles, Aristides, Alcibiades and Coriolanus, Demosthenes and Cicero, Caesar and Antony*, in the translation called Dryden's corrected and revised by Arthur Hugh Clough, New York: P.F. Collier, 1937, p. 128 (村川堅太郎編『プルタルコス英雄伝 上』ちくま学芸文庫、一九九六年、六二―三頁)。格差が社会に危機状況をもたらすとする記述は、ソロン (Solon: AD 639-AD 559) の箇所においても確認できる。Ibid., p. 221 (邦訳、一一八頁)。なお、以後の引用も含めて、邦訳は筆者の責任で一部変更している。

(2) Marx, Karl, 'Ökonomisch-philosophische Manuskripte (Zweite Wiedergabe)', herausgegeben vom Institut für Marxismus-Leninismus beim Zentralkomitee der Kommunistischen Partei der Sowjetunion und vom Institut für Marxismus-Leninismus beim Zentralkomitee der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands, *Karl Marx, Friedrich Engels Gesamtausgabe*, Abt. 1, Bd. 2, Berlin: Dietz, 1982, p. 397 (城塚登・田中吉六訳『経済学・哲学草稿』岩波文庫、一九六四年、一四四頁)。

(3) Cf. Collier, Paul, *The Bottom Billion: why the poorest countries are failing and what can be done about it*, Oxford University Press, 2007 (中谷和男訳『最底辺の10億人：最も貧しい国々のために本当になすべきことは何か』日経BP社、二〇〇八年)。

(4) 国際連合 (United Nations) では、グローバル・イシューズを「国境を超え、どのような国でも一国のみでは解決しえない問題群」としている。Global Issues, <http://www.un.org/en/globalissues/>

(5) 正確な書名は『諸国民の富の性質と原因についての一研究』と訳すことができる。以下、スミスの著作からの引用は、グラスゴウ版を用いる。The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith, Oxford: New York: Clarendon Press, 1975-2001. また、その略記はグラスゴウ版に従い、下記のとおりである。邦訳に関しては複数参照したが、

以下を主に参照した。引用に関しては一部変更している。

ED='Early Draft' of *Part of the Wealth of Nations, Register House, Edinburgh, in Lectures on Jurisprudence*, edited by R.L. Meek, D.D. Raphael, P.G. Stein, Oxford: Clarendon Press, New York: Oxford University Press, 1978 (水田洋訳「国富論草稿」『法学講義』岩波文庫、二〇〇五年)。

ESP=*Essays on philosophical subjects*, edited by W.P.D. Wightman and J.C. Bryce; with Dugald Stewart's *Account of Adam Smith*, edited by I.S. Ross; general editors, D.D. Raphael and A.S. Skinner, Oxford: Clarendon Press, New York: Oxford University Press, 1980 (アダム・スミスの全監修、水田洋ほか訳『アダム・スミス哲学論文集』名古屋大学出版会、一九九三年)。

LJ=*Lectures on Jurisprudence*, edited by R.L. Meek, D.D. Raphael, P.G. Stein, Oxford: Clarendon Press, New York: Oxford University Press, 1978 (水田洋訳『法学講義』岩波文庫、二〇〇五年)。

LJ (A) = *Lectures on Jurisprudence*, Report of 1762-3

LJ (B) = *Lectures on Jurisprudence*, Report dated 1766

TMS = *The Theory of Moral Sentiments*, edited by D.D. Raphael and A.L. Macfie, Oxford: Clarendon Press, New York: Oxford University Press, 1976 (水田洋訳『道徳感情論』岩波文庫、(上)(下)、二〇〇五年)。

WN=*An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, general editors, R.H. Campbell and A.S. Skinner; textual editor, W.B. Todd, Oxford: Clarendon Press, New York: Oxford University Press, 1976 (水田洋監訳、杉山忠平訳『国富論』岩波文庫、一〜四、二〇〇〇—一年)。

引用は、原著の略記のあとに、部・編・章・節の記号を表示する。

例) TMS I.i.5.5 = *The Theory of Moral Sentiments*, Part I, Sect.i, Chap.5, § 5

WN V.i.f.26 = *The Wealth of Nations*, Book V, Chap.i, sixth division, § 26

(9) Hont, Istvan and Ignatieff, Michael, eds., *Wealth and Virtue: the shaping of political economy in the Scottish*

enlightenment, Cambridge University Press, 1983 (水田洋、杉山忠平監訳『富と徳：スコットランド啓蒙における経済学の形成』未来社、一九九〇年)。

- (7) More, Thomas, edited by George M. Logan, and Robert M. Adams, *Utopia*, Rev. ed., Cambridge University Press, 2002, pp. 16-20 (平井正穂訳『ユートピア』岩波文庫、一九五七年、一二一―一二二頁)。Cf. *ibid.*, Introduction, pp. xix-xx.
- (8) *Ibid.*, p. 18 (邦訳、二〇〇頁)。
- (9) *Ibid.*, p. 33 (邦訳、五二―五四頁)。
- (10) Guy, John, *Thomas More*, London; New York: Arnold, co-published in the United States of America by Oxford University Press, 2000, p. 14.
- (11) More, *ibid.*, p. 38 (邦訳、六二―六三頁)。
- (12) 近代におけるペストがもたらす危機状況については、以下を参照のこと。Cf. Defoe, Daniel, *A Journal of the Plague Year*, New York: Dutton, 1908 (平井正穂訳『ペスト』中公文庫、二〇〇九年)。
- (13) More, *ibid.*, pp. 60-1 (邦訳、一〇一―一〇二頁)。
- (14) Cf. *Ibid.*, pp. 104-6 (邦訳、一七八―一八〇頁)。もともと、その実現可能性については、モアも十分認識していたであろう。Skinner, Quentin, *The Foundations of Modern Political Thought*, Cambridge University Press, 1978, vol. 1, pp. 255-262 (門間都喜郎訳『近代政治思想の基礎：ルネッサンス、宗教改革の時代』春風社、二〇〇九年、二七〇―二七七頁)。
- (15) Locke, John, *Two Treatises of Government*, a critical edition with an introduction and apparatus criticus by Peter Laslett, Cambridge University Press, 1988, pp. 296-297 (加藤節訳『完訳統治二論』岩波文庫、二〇一〇年、二四一頁)。
- (16) *Ibid.*
- (17) *Ibid.*, pp. 338-340 (邦訳、四一八―四二〇頁)。
- (18) *Ibid.*, pp. 362-3 (邦訳、四六五頁), 400-401 (邦訳、五四〇頁)。こうした点をピューリタニズムと関連付ける説明として、以下を参照のこと。Dunn, John, *The Political Thought of John Locke: an historical account of the argument of the "Two*

Treatises of Government," London: Cambridge University Press, 1969, pp. 227-228.

- (19) ペンソットの正確なタイトルは、次の通り。 *Giving Alms no Charity and Employing the Poor A Grievance to the Nation, Being an Essay Upon this Great Question, Whether Work-houses, Corporations, and Houses of Correction for Employing the Poor, as now practis'd in England; or Parish-Stocks, as propos'd in a late Pamphlet, Entitled, A Bill for the better Relief, Employment and Settlement of the Poor, etc. Are not mischievous to the Nation, tending to the Destruction of our Trade, and to Encrease the Number and Misery of the Poor*. Cf. Defoe, Daniel, *Giving Alms no Charity, McMaster University Archive for the History of Economic Thought*, <http://socserv.socsci.mcmaster.ca/~econ/ugcm/3ll3/defoe/alms> (2015/05/21).
- (20) Mandeville, Bernard, *The Fable of the Bees, or, Private Vices, Publick Benefits*, Düsseldorf: Verlag Wirtschaft und Finanzen, 1990, pp. 173-174 (泉谷治訳『蜂の寓話：私悪すなむか公益』法政大学出版局、一九八五年、一七六—一七七頁)。なお、邦訳は一七三二年版に依拠している。
- (21) *Ibid.*, p. 175 (邦訳、一七八頁)。Cf. *Ibid.*, p. 178 (邦訳、一八〇頁)。
- (22) McAlister, Kirsty and Tanner, Roland J., 'The First Estate: Parliament and the Church,' edited by Keith M. Brown and Alan R. MacDonald, *Parliament in Context, 1235-1707*, Edinburgh University Press, 2010 (general editor, Keith M. Brown, *The History of the Scottish Parliament*, vol. 3), p. 61.
- (23) Mann, Alastair J., 'The Law of the Person: Parliament and Social Control,' *ibid.*, p. 202.
- (24) *Ibid.* なお、初期近代のスコーットランドの貧民対策について、以下を参照のこと。Cf. *ibid.*, p. 210.
- (25) Petty, William, *Political Arithmetick, or, a discourse: concerning, the extent and value of lands, people, buildings; husbandry, manufacture, commerce, fishery, artizans, seamen, soldiers; publick revenues, interest, taxes, superlucration, registries, banks; valuation of men, increasing of seamen, of militia's, harbours, situation, shipping, power at sea, & c. As the same relates to every country in general, but more particularly to the territories of His Majesty of Great Britain, and*

his neighbours of Holland, Zealand, and France, Düsseldorf: Verlag Wirtschaft und Finanzen, 1992, pp. 65-69 (大内兵衛・松川七郎訳『政治算術』岩波文庫、一九五五年、九七―一〇〇頁)。

(26) Cf. Johnson, Samuel, *A Dictionary of the English Language*, vol. 2, <https://ia801409.us.archive.org/9/items/dictionaryofengl02johnuoft/dictionaryofengl02johnuoft.pdf> (2015/05/20).

(27) Rae, John, *Life of Adam Smith*: with an introduction: "Guide to John Rae's Life of Adam Smith" by Jacob Viner, New York: A.M. Kelley, 1965, p. 18 (大内兵衛・大内節子訳『アダム・スミス伝』岩波書店、一九七二年、一二二頁)。

(28) 上記の表現は一般化された呼称であるが、フレッチャ―は、実際は、単に「使用人」(servant)と表現しているのみであらう。Fletcher, Andrew, *Political Works*, edited by John Robertson, Cambridge University Press, 1997, pp. 60-68.

(29) Cf. Rousseau, Jean-Jacques, *Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes*, Gallimard, 2007, pp. 49-50 (小林善彦訳「人間不平等起源論」平岡昇責任編集『ルソー』中公バックス、一九七八年、一〇九―一一〇頁)。

(30) 代表的なものとして、以下を参照のこと。内田義彦『社会認識の歩み』岩波新書、一九七一年、一二一―一八四頁。同『増補 経済学の生誕』未來社、一九六二年、七七―九五頁。また次の文献も同様の系譜である。Cf. Forman-Barzilai, Fonna, *Adam Smith and the Circles of Sympathy: Cosmopolitanism and Moral Theory*, Cambridge University Press, 2010, pp. 47-48.

(31) 初版については、以下も参照した。*The Theory of Moral Sentiments*, New York: A. M. Kelley, 1966. なお略記は、グラスコウ版に基づく。

(32) 第六版では、特にこの点が強調された記述が追加される。「富裕な人々、有力な人々に感嘆し、ほとんど崇拜し、そして、貧乏でいやしい状態にある人々を、軽蔑し、すくなくとも無視するという、この性向は、諸身分の区別と社会の秩序を確立するのにも維持するのにも、ともに必要であるとはいえ、同時にわれわれの道徳、諸感情の腐敗の、大きな、そして、もつとも普遍的な、原因である。富と地位とは、しばしば英知と徳だけにふさわしい尊厳と感嘆とをもって見つめられ、悪徳と愚行だけが固有の対象であるあの軽蔑が、しばしばきわめて不当に貧困と弱さにあたえられる、ということとは、あらゆる時代の道徳哲学

者たちの、不満であった」(傍点引用者) (TMS, I.iii.3.1)。なお、第六版の改訂問題に関しては、以下を参照のこと。拙稿「アダム・スミスにおける「慎慮」の概念」『成蹊大学法学政治学研究』第一七号、一九九八年、一一七—一三八頁。

- (33) 第六版では、次の記述が追加される。以下のスミスの主張は、一見すると貧困を許容している。しかし、次の内容は周囲による支援や援助が前提とされている議論なのである。「たんなる財産の欠如、たんなる貧困は、ほとんど同情をかきたてない。それについての嘆きは、同胞感情の対象となるより、むしろ軽蔑の対象となる傾向が、あまりに大きい。われわれは乞食を軽蔑する。そして、彼の強いせがみは、われわれから施し物をしぼりとるであろうが、かれがかりにもなにか真剣な哀れみの対象であることは、めったにない。富裕から貧困への転落は、それが受難者に対して、もつとも真実の困苦をひきおこすがふつうであるように、それが観察者の中にもつとも真剣な哀れみをひきおこしそこなうことは、めったにない。社会の現状においては、この悲運は、受難者におけるなにかのまちがった行動、しかもなにか非常に重大なまちがった行動がなければ、めったにおこりえないとはいえ、しかも彼はほとんどつねに、たいへん哀れまれるので、貧困の最低の状態に陥るのを、かりにも放置されることはめったになく、彼の友人たちの資力によって、しばしば、彼の浅慮について不平を言う理由が十分にあり、債権者たち自身の寛大さによって、ほとんどつねに、ささやかではあるが品位ある、ある程度の中庸の状態に維持される。そのような悲運のもとにある人々に対して、われわれはおそらく、ある程度の弱さを容易に許すことができる」(TMS, III.3.18)。

- (34) Pocock, J. G. A., 'Political thought in the English-speaking Atlantic, 1760-1790, Part 1: The imperial crisis,' edited by J. G. A. Pocock, with the assistance of Gordon J. Schochet and Lois G. Schworer, *The Varieties of British political thought, 1500-1800*, Cambridge University Press in association with the Folger Institute, Washington, DC, 1996, p. 249.

- (35) Hume, David, *Political Essays*, edited by Knud Haakonssen, Cambridge University Press, 1994, p. 297. cf. Hume, 'Of refinement in the arts,' *ibid.*, pp. 105-114.

- (36) このことから、スミスをはじめとした一八世紀の思想は、「丁寧」(civility) や「礼儀正し」(politeness) を論じるところについて、ルネサンスの人文主義へ回帰というより、近代商業社会のエートスを描いたものとしてみなすこともできよう。

Cf. Schochet, Gordon J. ocock, J. G. A., 'Why should history matter? Political theory and the history of discourse,' *The Varieties of British political thought, 1500-1800*, p. 330. しかし、スミスが『道徳感情論』の最後で論じるのは、プラトン以来の伝統的哲学である。スミス自ら認めているように、彼らに依拠してスミスの倫理学は形成されているのである。とするならば、スミスの思想を語るべき、近代的側面のみを強調するべきではない。ルネサンス的人文主義か、近代商業社会のエートスカ、の二者択一ではなく、両方の側面を有するのがスミスの思想であり、また一八世紀の思想であると考えるべきであろう。

(37) Cf. Polanyi, Karl, *The Great Transformation: the political and economic origins of our time*, foreword by Joseph E. Stiglitz, introduction by Fred Block, Beacon Press, 2001, 2nd Beacon pbk. ed (野口建彦、栖原学訳『新訳』大転換：市場社会の形成と崩壊』東洋経済新報社、二〇〇九年)。

(38) Malthus, Thomas Robert; with notes by James Bonar, *First essay on population, 1798* (Reprints of economic classics), New York: A. M. Kelley, 1965, pp. 303-304 (高野岩三郎・大内兵衛訳『初版 人口の原理』(改訳版) 岩波文庫、一九六二年、一七九頁)。

(39) Ricard, David, *On the Principles of Political Economy, and Taxation*, edited by Piero Sraffa; with the collaboration of M.H. Dobb, *The Works and Correspondence of David Ricardo*, vol. 1, Cambridge University Press, 1951, pp. 107-109 (羽鳥卓也、吉沢芳樹訳『経済学および課税の原理』岩波文庫、一九八七年、一五二―一五三頁)。

(40) これについては、以下を参照のこと。藤原孝「解題 サン＝シモン、E・M・バイイ『社会生理学―社会制度改善への応用』」『政経研究』二一〇(三)、一九八四年、五六五―五六八頁。同「解題『サン＝シモン・社会組織論』」『政経研究』二二二(二)、一九八六年、二六五―二六七頁。

(41) Ionescu, Ghita, *The Political Thought of Saint-Simon*, selected passages translated from the French by Valence Ionescu, Oxford University Press, 1976, pp. 107, 122-4.

(42) Saint-Simon, 'Industry (2)', *ibid.*, p. 124.

(43) Saint-Simon, 'On the Social Organization', *ibid.*, p. 226.

- (44) Cf. Aulinger, Barbara, 'Kunst und Zivilization - Zu den Smithschen Skizzen zur Ästhetik,' Heinz D. Kurz (Hrsg.), *Adam Smith (1723-1790) : ein Werk und seine Wirkungsgeschichte*, Marburg: Metropolis-Verlag, 1990, pp. 119-122.
- (45) サン＝シモンの方法論については、以下を参照のこと。Ghita, *ibid.*, p. 30. Taylor, Keith (trans. and ed.), *Henri Saint-Simon (1760-1825) : Selected Writings on Science, Industry, and Social Organisation*, Croom Helm, 1975, p. 30.
- (46) この論点に関しては、たとえば以下を参照のこと。拙稿「第3章 シティズンシップとナショナリティ」藤原孝・山田竜作編『シティズンシップ論の射程』日本経済評論社、二〇一〇年、一七―二二〇頁。
- (47) こうした状況をむしろ助長する主張としてスミスを批判するのが、ピケティである。「もちろんリベラル派でもっと楽観的な人々もいる。アダム・スミスはそこに属するらしく、実際問題として彼は富の配分が長期的にもっと格差を増すという可能性を一度も本気で考えてはない。」Piketty, Thomas, *Le Capital au XXI^e siècle*, Seuil, 2013, p. 21, n. 1（山形浩生、守岡桜、森本正史訳『二一世紀の資本』みすず書房、二〇一四年、「原注」一七頁）。
- (48) Nolan, Brian and Marx, Iive, 'Economic inequality, poverty, and social exclusion,' *The Oxford Handbook of Economic Inequality*, edited by Wiener Salverda, Brian Nolan and Timothy M. Smeeding, Oxford University Press, 2009, pp. 35-36.
- (49) Sen, Amartya, *Development as Freedom*, Oxford University Press, 1999, p. 87（石塚雅彦訳『自由と経済開発』、日本経済新聞社、二〇〇〇年、九九頁）。

日米安保条約にもとづく事前協議制度の原型

信 夫 隆 司

はじめに

一九五一年九月に署名された「日本国との平和条約」（平和条約）および「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」（日米安保条約）は、一九五二年四月二八日に発効した。足掛け七年にわたる連合国軍の占領に終止符が打たれ、日本は再独立を果たす。この独立からさかのぼること約三ヶ月前から交渉が始まったのが「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定」（行政協定）であった。日米安保条約および行政協定は、一九六〇年に改定され、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（新日米安保条約）および「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（日米地位協定）へと改定された。改定の目玉のひとつが、駐留米軍の行動に日本側の発言権を確

保するため導入された事前協議制度である。

日本政府は、安保改定以前、この事前協議制度の導入を考えたことはなかったであろうか。二〇一三年一〇月の外交記録公開によって、「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」（国連軍協定）の交渉の様子が明らかになった。これまで、国連軍協定が研究対象として取り上げられることはほとんどなく、その交渉過程にいたってはまったく明らかにされていない^①。とくに注目すべきは、国連軍が中国東北部（満州）を爆撃するような場合、事前に日本政府に通告し、協議するよう、日本政府は国連軍側に求めていた。一九六〇年の日米安保条約改定時に導入された事前協議制度の原型である。

本稿は、事前協議制度のうち、国連軍協定の交渉過程で明らかになった、国連軍兵士の出入国、それに、戦闘作戦行動のための基地使用のふたつに焦点をしぼり、事前協議制度の原型を明らかにすることを目的とする。

本稿の構成は以下である。

第一節では、一九五二年一月から二月にかけて、日米間で交渉された行政協定について論じる。日米安保条約がわずか五条からなる簡潔なものであり、日米関係を規定する具体的な部分は、行政協定に委ねられた。行政協定交渉時において、いかなる事項に関心がもたれていたのか、行政協定の問題点は何か、国連軍協定交渉が何ゆえ重要になるのかを明らかにする。

第二節では、一九五二年当時、米軍の日本駐留に関連して、何が懸念されていたのかを概観しておこう。そのなかで、国連軍将兵の日本への出入りが問題となっていた点を分析する。日本側は、出入りに限らず、国連軍の作戦行動についての情報提供も要請するようになる。その背景となったのが、一九五二年六月、国連軍による中朝国境付近の

水豊ダム爆撃である。これについて説明しておきたい。

第三節では、国連軍協定交渉において、日本側が提示した事前協議案を紹介し、分析する。同時に、こうした日本案提示の背景を探ることにする。その後、この日本案がどのように扱われたのか、交渉の経緯を追ってみる。

最後に、日本案がなぜ事前協議の原型といえるのか、これがどのような意味を有していたのかを解き明かす。

一・日米行政協定と事前協議

行政協定交渉時の関心

日米安保条約第三条に、「アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。」とある。米軍が駐留する条件は、日米間の行政協定に委ねられた。ディーン・ラスク国務次官が、アメリカ大統領特別代表として、一九五二年一月二六日に来日し、行政協定の交渉が開始される。約一ヶ月後の二月二八日、岡崎勝男国務大臣とラスク代表との間で、行政協定に署名がなされ、この交渉は終了した。

交渉中、行政協定に対する国民の懸念を代弁したともいえるのが、二月一二日の『朝日新聞』の社説である。

それによると、懸念の第一は、駐留軍の出勤、それも、国外への出勤に、日本側の同意を要するか否かであった。もし「その判断がアメリカのみによつて決せられるとすれば、軍事基地としての日本は、その意思いかんにかゝわらず、あるいは自動的に戦場となる可能性もでてくるであろう。」というのである。

第二は原爆基地の問題である。原爆基地とは、今日では、あまりなじみのない用語であるが、「原爆をつんだ大型機を発進できる飛行場」を意味する。発進について、日本政府の同意を必要とするかが問題であった。

第三は、日本の防衛力増強の問題である。日米安保条約の前文に、アメリカは、日本が「直接及び間接の侵略に對する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。」と記されている。日本の防衛力増強は、日本の自由意思によると考えられていたからだ。

この三つのうち、最初のふたつが、一九六〇年の安保改定によって、事前協議の対象となる。事前協議制度で用いられた言葉に置き換えると、第一の駐留軍の出動とは、在日米軍基地から、日本防衛を目的とせず、米軍が対外的な戦闘作戦行動をとる場合である。第二の原爆基地とは、米軍の装備における重要な変更、つまり、米軍による日本への核持ち込みに事前協議を必要とするという意味である。このふたつの問題は、行政協定の交渉が始まる前から、国会でも議論されていた。

一例として、行政協定交渉開始直前の一月二六日に行われた参議院本会議での質問がある。緑風会の岡本愛祐議員は、「日本に駐留する米国軍が中共基地を爆撃するために日本の基地を使用するようなことがある場合には、必ず日本に協議せしめることを交渉する用意がありますかどうか。」「その場合に日本の米軍基地を原子爆弾使用の基地とすることを拒絶する御用意がありますか。」と尋ねている。⁽²⁾

こうした問題以外にも、日本側は、国連軍兵士の日本への出入国について、日本へ事前通報するよう求めている。国連軍兵士の出入国、戦闘作戦行動のための基地使用、核の持ち込み、これらはいずれも一九五二年当時すでに話題となっていた。このうち、国連軍兵士の出入国は、日本側に通報することとなり、国連軍協定に取り入れられている。また、戦闘作戦行動のための基地使用、とりわけ、満州への爆撃といった場合、日本側に通報し、協議する内容を盛り込んだ案を、日本側は米側に提示していた。このように、一九六〇年の安保改定によって設けられた事前協議制度

の原型をめぐる議論がすでになされていたのである。

行政協定の問題点

国連軍協定の交渉過程を分析する前に、行政協定を俯瞰しておきたい。当初、国連軍協定の取りまとめ役のアメリカ側には、行政協定の規定を、国連軍協定にもそのまま準用し、国連軍の待遇を米軍と同等にするとの考えもあったからだ。これに対し、日本側は、米軍は日本の依頼により駐留しているが、国連軍に対しては、国連協力の趣旨から、できるだけ便宜をはかるにしか過ぎないと認識していた⁽³⁾。行政協定では、米軍関係者の属人的裁判権が米側に認められ、また、全土基地方がとられ、同協定の悪評が高かったからである。

行政協定において、米軍の行動への「歯止め」に関連するのは第二四条である。「日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域の防衛のため必要な共同措置を執り、且つ、安全保障条約第一条の目的を遂行するため、直ちに協議しなければならない。」と規定されている。日本が攻撃される、あるいは、その脅威が及んだ場合、日本防衛のため、日米は共同措置をとる。安保条約第一条の目的遂行のため、直ちに協議する。

日米安保条約第一条の後段は、米軍の使用について規定されている。米軍が行動するのは、つぎの三つの場合である。第一に、極東における国際の平和と安全の維持のため、第二に、外国による教唆又は干渉により引き起された日本国における大規模の内乱及び騒じょうの鎮圧のため、第三に、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全確保のためである。

第二の大規模な内乱等の鎮圧のために米軍が出動するには、「日本国政府の明示の要請」が必要とある。また、第三の日本国の安全確保の場合、行政協定第二四条に、日米は共同措置をとると明記され、そのための協議と解される。問題は、第一の極東における国際の平和と安全の維持のための米軍の行動が、日本の安全に直接かわらず、日本が戦争に巻き込まれる場合もあるのではないかという点である。どのような場合に協議が行われるのか、協議とは何か、協議が整わない場合どうなるのか、といった点はいままだった。⁽⁴⁾

この点、日本側にとって、巻き返しの機会がやってくる。平和条約第六条(a)項に、「連合国のすべての占領軍は、この条約の効力発生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本国から撤退しなければならぬ。」とある。但し書きには、日本を一方当事国とする条約の締結によつて、外国軍隊の日本駐留が可能だとされている。これにより締結されたのが、日米安保条約であることは言うまでもない。駐留米軍の地位を定めた行政協定署名後、アメリカ上院は平和条約と日米安保条約を批准した。

これに対し、国連軍（米軍をのぞく）の地位を定める地位協定は、平和条約発効後もすぐには締結されなかった。もともと、国連軍が平和条約発効後も日本に駐留できる根拠規定は、平和条約、日米安保条約と同時に署名された「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の署名に際し吉田内閣総理大臣とアチソン國務長官との間に交換された公文」（吉田・アチソン交換公文）だけである。国連軍の場合には、米軍の駐留がゆるされることを示す日米安保条約のような、確固たる基盤を有しているわけではなかった。日本側は、国連軍協定交渉において、米軍の行動（日本外では、朝鮮戦争に出動する米軍も国連軍となる）に、歯止めをかけようとしたのである。これから分析するように、実際には成功しなかったものの、後の事前協議制度の原型が提示されていた。

交渉当事者の苦悩

平和条約および日米安保条約の交渉で、事務上の交渉責任者であった西村熊雄外務省条約局長は、その著書『サンフランシスコ平和条約』で、日本側の交渉が不十分であったことに言及している。アメリカ側の要請により、日米安保条約に、「極東条項」（極東における国際の平和および安全の維持に寄与するため、米軍は日本国内の施設および区域を使用できる。）が追加されたため、在日米軍による日本防衛義務がいまいになった。その点を日本側は是正しようとしたものの、かなわなかったと同書の本文に記している。その注として以下のように付記した。

このほか極東条項に関連する問題——例えば極東の範囲如何とか日本の提供する施設・区域が極東の平和と安全の維持に寄与するため行動する在日アメリカ軍によって使用される場合、日本政府はどの程度この使用に関与するかなどなど——について、充分考慮をはらわないで、「同意あつて然るべし」との結論を総理に上申したことは、今日に至ってなお事務当局として汗顔の至りである。

これらすべては一九六〇年一月十九日の日米相互協力及び安全保障条約で是正された。せめてもの慰めである。⁽⁵⁾

西村は、米軍による戦闘作戦行動のための基地使用に、日本政府がまったく関与できなかったことを恥じている。後の事前協議制度の導入は、この時点では、充分に考慮する余裕がなかったというのである。交渉当事者は苦悩し、西村はそれを直裁に表現していた。

また、一九五一年九月の平和条約の締結に随員として参加した宮澤喜一（池田勇人大蔵大臣秘書官で、後の首相）は、

行政協定の交渉にあたった人々を、つぎのように批判している。

しかし当時から部外者ではあったが私が感じていたことを率直に述べると、講和の発効を境にして、今迄の米軍は日本の主権者としていたものだが、その日からはこちらが主人で向うはお客様、もつとはつきり云えば、その日から米軍はこちらの意思に反して色々やつてもらってはならない立場に変わるのだ、という原則が行政協定を折衝した人々の間に、時として見失われたかに見える点である。⁽⁶⁾

この「見失われたかに見える点」の重要なもののひとつが、在日米軍基地の使用のあり方であったことは、先述の西村の言のとおりである。

ただし、行政協定交渉の当事者であった岡崎国務大臣は、「行政協定などは本来なら相當不愉快なやり取りもある筈の交渉ではあったが、事實はまったく談笑のうちに事が極まつたといつてもよいだろう。」と述べ、交渉の困難な⁽⁷⁾どなかったかのようなのである。

一九六〇年の安保改定

一九六〇年の安保改定により、事前協議制度が導入され、一九五二年当時の懸念は是正されたとされる。この制度は、改定安保条約の附属文書である「条約第六条の実施に関する交換公文」（岸・ハーター交換公文）に、いささか抽象的な表現ながら、つぎのように規定された。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動（前記の条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く。）のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

この交換公文には、事前協議の対象として、三つの事例が列挙されている。

第一に、米軍の配置における重要な変更である。これは軍隊の規模が急激に増える場合を想定している。安保条約改定当時、この意味はかならずしも明確にされなかった。日本政府が、「陸上部隊の場合は一個師団程度、空軍の場合はこれに相当するもの、海軍の場合は一機動部隊程度の配置」であることを明らかにしたのは、一九六八年になってからだ。⁽⁸⁾

第二に、米軍の装備における重要な変更である。この文言だけでは何を意味するのかわかりにくいだが、交渉経緯によれば、核の持ち込みをさす。「持ち込み」の解釈をめぐって、核搭載艦船・航空機の寄港・立ち寄りを、事前協議の対象とはしない密約があったのではないか、と言われてきた。政府が、寄港・立ち寄りも含め、すべての核持ち込みは事前協議の対象であるとし、いつさいの密約は存在しないと言明してきたからだ。二〇一〇年三月、外務省により密約対象文書・関連文書が公開され、さらに、最近の研究によつて、核搭載艦船等の寄港・立ち寄りは事前協議の対象とはしないことに日本側が同意していた事実が判明した。密約の存在は明らかとなっている。⁽⁹⁾

第三は、米軍による戦闘作戦行動のための基地使用である。米軍によつて、在日米軍基地から日本外へ攻撃がおこなわれる場合をさす。とくに、朝鮮有事の際には、事前協議なしに、戦闘作戦行動のための基地使用を可能とする

「朝鮮議事録」という密約が、安保改定交渉時に交わされていたことが確認されている。

事前協議は、一九六〇年の安保改定で、制度としてはじめて確立された。ところが、先に挙げた三つの事例は、一九五二年二月の行政協定交渉時、国会において、問題としてすでに取り上げられていた。そればかりではなく、行政協定に続く、国連軍協定の交渉において、具体的に議論の対象となる。西村条約局長の反省の弁を紹介したが、国連軍協定交渉においては、巻き返しをはかる試みがおこなわれていたのだ。それはかならずしも成功していない。ただ、こうした動きは、一九六〇年の安保改定による事前協議制度導入への伏線となっていく。事前協議制度の原型を国連軍協定交渉のなかに見出すことができる。

二．国連軍兵士の出入国問題

国連軍協定交渉の開始に至る経緯

一九五二年四月二八日、平和条約が発効した。これにより、日米安保条約に基づく米軍以外の連合国軍は九〇日以内に日本から撤退しなくなかった。当時、日本には、英濠軍を中心とする英連邦朝鮮派遣軍（国連軍）も駐留していた。¹⁰一九五二年七月上旬における国連軍関係者の駐留人数は、別表のとおりである。広島県呉市を中心に八千人弱の兵士が駐留していた。そのため、米軍に対する行政協定に対応する形で、国連軍の地位を定める必要があった。ただ、この交渉の開始は遅れる。以下、国連軍協定締結に向けた交渉開始までの状況を明らかにしておきたい。

国連軍兵士・家族・軍属の日本駐留人数（1952年7月1日～15日）

国	駐留兵士	慰労・休養等兵士	家族	軍属	合計
英連邦朝鮮派遣軍					
イギリス	3494	295	—	24	3813
オーストラリア	2287	148	51	44	2530
カナダ	1584	59	—	8	1651
ニュージーランド	366	30	—	—	396
インド	9	—	—	—	9
ベルギー・ルクセンブルグ	6	17	—	—	23
コロンビア	3	35	—	—	38
エチオピア	3	32	—	—	35
フランス	11	27	—	—	38
ギリシャ	10	24	—	—	34
オランダ	11	20	—	1	32
フィリピン	5	39	—	1	45
タイ	32	27	—	—	59
トルコ	9	40	—	—	49
南アフリカ	5	—	—	—	5
スウェーデン	—	2	—	—	2
イタリア	—	—	—	—	
入院患者	—	226	—	—	226
合計	7835	1021	51	78	8985

（出所）“Joint Meeting of Deputies for Negotiation of Agreement Regarding the Status of United Nations Forces in Japan, Eighth Meeting, August 1, 1952” (Confidential, Security Information), RG84 Japan; U.S. Embassy, Tokyo; Classified General Records, 1952-1963, Box3(1) (320. 1 UN Forces in Japan), National Archives at College Park, College Park, MD.

行政協定は、先に述べたように、一九五二年二月二八日、岡崎国務大臣とラスク米特別代表との間で署名された。日本側は、米軍を除く国連軍の地位を明らかにしておくため、平和条約および日米安保条約の発効前に、関係連合国と協定を結びたいと考えていた。三月一二日、西村条約局長は米側に試案を提示する⁽¹¹⁾。これをもとに交渉するよう米側に呼びかけたが、関係連合国の意見が一致しなかった。日本側は数次にわたり督促したものの、交渉

までにいたらず、平和条約の発効をむかえた。

平和条約発効前日の四月二七日午後、米側はマシュー・リッジウェイ連合国軍最高司令官署名の外務大臣あて書簡を日本側に提示した。内容は、「(イ) 所要の協定は、平和条約発効後九十日内に必ず締結する。(ロ) 施設、役務、裁判権及び経費について、平和条約発効から協定が締結されるまでの間は、暫定的に現状でゆき、協定ができれば、協定に従つてさつ及して調整できる。(ハ) リ司令官の書簡と外務大臣の返簡は日本政府と関係連合国政府との間の協定を構成する。」というものであった。⁽¹²⁾

これに対し、翌二八日、日本側は、「(イ) 交換公文が日本政府と関係連合国政府との間の協定を構成するとの条項は、対国会関係から削除すべきである。(ロ) 呉地区における英濠軍使用中の施設は、必要最小限度に限定し、他は即座に返還すべきである。(ハ) 既にとられている英濠軍のための調達終止の措置はそのまま有効であることを明示すべきである。(ニ) 最終協定が成立するときは、とくに、経費について、平和条約発効時にさつ及して運用することを明定すべきである。(ホ) 裁判権については、現状どおりとするは不可である（わが方の希望する原則を掲げておいた。）(ヘ) 裁判権以外の特典等については、要件ごとに協議して取扱をきめるとすべきである。最後に、(ト) 行政協定のいかなる条項も米軍以外の軍隊のため特権免除を要求する根拠として援用すべきではないことを明定すべきである。」との意見書を添え、対案を米側に交付した。⁽¹³⁾

この日本側意見書から明らかになったのは、国連軍を米駐留軍と同列に置くことはできない、と日本側が強く主張したことであつた。とりわけ、行政協定が国会の承認を経たものではなく、その点におおくの批判があつたため、国連軍協定は、国会の批准を必要とすると考えられていた。同じく、批判が強かつたのは、行政協定の刑事裁判権であ

り、日本政府としても、現状どおりは、とてもものめるものではなかった。

二八日午後八時、岡崎国務大臣は、ドイル・ヒッキー参謀長と会談した。参謀長は、最終協定は、ここ三、四週間内にはできると思うから、交渉を継続しつつ、それまでの暫定措置として、「施設、役務、裁判権、経費など一応従前どおりでゆき、経費は最終協定ができれば、それをさつ及適用する。」との趣旨の書簡案を持参した。これに対し、岡崎大臣は、前記の日本側意見書に盛られた立場を重ねて説明した。結局、両者の意見は一致しなかった。ただ、交渉が継続中であるとの前提で、早急な締結を期待し、従前の例によるとした。事務レベルで、書簡案を作成し、それまでの間、現状でゆくこととなった。

日本側書簡（往復とも）案は、四月三〇日、米側に手交された。この書簡交換の詳細には立ち入らないが、五月一日、書簡（交換公文案）が閣議決定されたことによって、一件落着いたかに見えた。ところが、国連軍兵士による犯罪の取り扱いをめぐって、日本側と国連軍側との間で意見が真っ向から対立する。国連軍側は、「原則的に管轄権が従来の如く軍側にあり、関係国の一つが特別扱い等を要求した時はじめて二国間の交渉案件になると解」した。これに対し、日本側は、「明らかに犯人が所属区域を離れ公務以外の目的でなしたことについては裁判権を日本側にあり」と主張した。¹⁴

裁判権をめぐり、書簡交換の交渉が難航する。その結果、五月二三日の岡崎大臣・ヒッキー参謀長会談で、暫定協定のための書簡交換はとりやめとし、ただちに本協定の交渉にはいることになった。¹⁵

軍隊の通過

行政協定への署名も完了した三月一二日、西村条約局長からウィリアム・シーボルト大使に、国連軍協定の試案が手交された。同案第一条には、軍隊の通過に関する規定が置かれていた。内容は、（一）国連軍の入国および出国の日付、（二）その数、（三）滞在の場合、滞在予定期間と目的を、日本国政府に事前に通知する、とある。⁽¹⁶⁾

行政協定の場合、米軍関係者の入国は、第九条第一項で、「合衆国は、この協定の目的のため合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れる権利を有する。」と規定されていた。日本への入国は権利とある。この第九条のその他の項では、査証が免除され、身分証明に関して規定されているだけである。入国の目的であるとか、滞在期間等はいつさない。

六月二五日、国連軍協定に関する米案が提示された。これに、日本側は西村試案とほぼ同様の所見を述べた。⁽¹⁷⁾ところが、七月に入ると、日本側の主張が微妙に異なってくる。資料として確認できるのは、七月一〇日、外務省の奥村勝三参与室でおこなわれた、国連軍協定締結のための第三回予備会議準備打合わせの文書である。⁽¹⁸⁾奥村は、「国連軍の行動、出入国滞在等により、日本は場合によつては大きな影響を受けることが予想されるから、その作戦方針、出入国等について通告を受けるよう要求したい」と述べた。また、西村の後任の下田武三条約局長は、「兵力の急激な入国増加を控えて貰うよう言出してみよう」との考えを示した。結局、こうした趣旨の交換公文を作成してみることになった。

交換公文案は、二日後の一二日に作成された。⁽¹⁹⁾この案には、まず、吉田・アチソン交換公文の趣旨である、日本が国内およびその附近で、国連軍を支持することを許し、容易にする旨が述べられ、これらの軍隊は、「朝鮮、日本国

内及びその附近において既に活潑な戦行爲を行つてい」るとの認識が示された。こうした軍隊の行動が、日本国内の政治・経済その他の国民生活に広汎な影響を及ぼしていることから、国連軍の軍隊につき措置をとるよう求めている。

(一) 朝鮮、日本国内及びその附近にある前記の軍隊の主要な作戦行動及びこれに関連する日本の経済活動に影響を及ぼすべき物資の調達並びに動力及び生産施設の利用等に関する事前の情報提供

(二) 日本国内に滞在し、又は日本国内を通過する前記の軍隊の兵力数の主要な変動を含む前記の軍隊の活動の一般的すう勢についての事前の並びに現状に関する定期の及び要請された場合における情報提供

(三) 前記の軍隊で日本国へ入国し、日本国内を通過し、日本国内に滞在し又は日本国から出国するものの兵力数の急激な変動の防止（傍点は筆者による。）

ここで注目すべきは、西村試案および日本側所見にあった、たんなる国連軍の出入国だけではなく、「主要な作戦行動」であるとか、「軍隊の活動の一般的すう勢」についても、事前の情報提供を求めている点である。

さらに、国連軍の通過に関する日本側の対応を見てみよう。七月一八日、「国連軍の地位に関する協定案中、施設、公益事業、艦船航空機の入国等に関する条約案及び公式会議録了解案」と題する高裁案が、奥村参与ならびに国際協力局宛提出された。⁽²⁰⁾ この案には奥村のメモが添付され、「国連軍に依る米軍施設の使用が無制限になることはないか？何等かの形で我方に相談させる必要はないか？此の点、国際協力局長の再検討をお願いし度い」と記されている。

七月二二日、奥村参与は、国連軍協定の取りまとめ役のナイルス・ボンド在京米大使館参事官と非公式会談をおこなった。⁽²¹⁾ その際、つぎのような会話が交わされている。

奥村「之は協定案には現はれてないが、理屈から言へば、日本にはいれる国連軍の数には制限がない。又假に朝鮮の事態が非常に悪化した場合、日本には、大部隊が出入するし、又大きな作戦が日本を基地にして行はれることになる。之は日本の政治経済に大影響のあることで、日本としては、こう言ふ場合に、豫め相談を受けるべきだと思ふが、何とか取極め度い。」

ボンド「それは尤もなことだ。協定案には、何時でも協定の如何なる條項でも改訂を申出せる規定があるから、これでもカヴァできるし、又前文^{ブリアンブル}に何とか書く方法もありはしないか。」

奥村「もうすこし研究して、更に御相談し度し」

国連軍要員の出入国問題は、七月二二日に開かれた第六回「要員の地位に関する協定交渉技術委員会合」で決着をみた。⁽²²⁾ これは現行の国連軍協定第三条第一項とほぼ同じである。現行の同項は、つぎのように規定されている。

本条の規定に従うことを条件として、日本国政府は、この協定の適用上、国際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族に対し、日本国への入国及び日本国からの出国を許可する。国際連合軍司令部は、日本国政府に対し、入国者及び出国者の数、入国及び出国の日付、入国の目的並びに滞在予定期間を適切に通告しなければならない。

日本側は、軍隊の作戦行動についての情報提供を盛り込むよう要請していた。しかし、同協定ではまったく触れられていない。

水豊ダム爆撃

朝鮮戦争勃発から丸二年を迎えようとしていた一九五二年六月二三日、国連軍は、北朝鮮と中国の国境である鴨緑江の水豊発電所など五つの発電所を爆撃した。⁽²³⁾ 朝鮮戦争中、最大の空爆といわれる。同地域への空爆は、中国側から中国東北部（満州）に対する間接的な攻撃とみなされ、戦争拡大の動機となる危険があった。

国際政治学者の神川彦松は、朝鮮戦争を「制限された戦争」^{リミテッド・ウォア}と位置づけた。「朝鮮という一定の限られた地域において、敵の策戦基地に對して攻撃を加えないという制限の下で、因習的兵器をもつて闘う」戦争という意味である。⁽²⁴⁾ 「因習的兵器」とは、今日でいえば、通常兵器のことだ。そのため、同地域は、爆撃対象からはずされていた。中国本土爆撃を主張し、解任されたダグラス・マッカーサー元帥在任当時でさえ、水豊発電所への爆撃はひかえられていた。⁽²⁵⁾

水豊発電所で作られた電力は、北朝鮮および満州でほぼ半分ずつ使用されていたといわれている。この時期、休戦協定交渉は、捕虜交換問題をめぐって行き詰まり、この空爆が交渉に暗雲をもたらしかねない状況にあった。このような事情から、ロバート・ラヴェット米国防長官は、爆撃当日の記者会見で、空爆は他の国連軍諸国と事前に相談したものではなく、政策の転換を意味するものではない、と述べている。⁽²⁶⁾ 朝鮮戦争を中国本土に拡大しないとの趣旨をにじませていた。

この爆撃は、さつそく、国会でも取り上げられた。六月二五日の衆議院外務委員会では、右派社会党の戸叶里子議員が、国連軍が二三日・二四日にわたり水豊ダム等を爆撃し、「何となく不気味なショックを世界に投げかけて」といふとし、つぎのような質問をしている。

実はもしも日本の基地からでも出て行つた飛行機があるとしたしますならば、非常に日本が報復爆撃を受けやすいと思うのでございます。なぜそういうことを私が心配するかと申しますならば、実は立川方面では、もうすでに燈火管制の協力が要請されておるそうでございます。それに対して、あそこらに住んでいる人たちが非常に不安におのいておりますので、この燈火管制の協力が要請されている措置は、どういう機関で一体なされているのかを伺いたいと思います。⁽²⁷⁾

これに対し、石原幹市郎外務政務次官はつぎのように答えた。

燈火管制の問題につきましては、いわゆる向こうの施設並びに区域内におきましては、アメリカの方でやつておられるようであります。それれからその他につきましては、つまりそこだけやりましたも効果はないのでありまして、付近の協力を得なければなりません。その点は先方の協力方の要請もあり、外務省を通じて付近の市町村に協力方を連絡してやつておる。こういう状態であります。⁽²⁸⁾

戸叶議員は、「もしも日本の基地からでも出て行つた飛行機があるとしたしますならば」と、仮定の話として質問している。当時、横田基地は朝鮮戦争を機に拡張がはかられ、同基地からB 29が出撃していたことは周知の事実であつた。⁽²⁹⁾ だからこそ、同基地が報復爆撃の対象になる可能性があり、立川等の基地周辺市町村に燈火管制の協力要請がなされたのである。一方、北朝鮮の空軍力も、この一年間でほぼ二倍に増強され、二千機近くの戦闘機を保有し、その半数はジェット機といわれていた。⁽³⁰⁾ したがって、北朝鮮が報復爆撃をおこなう能力はすでに有していたと考えられる。

七月一日の『朝日新聞』声の欄には、「戦争のにおい」と題する東京在住の主婦の声が掲載されている。

昨夜そう遠くないところに落雷があり、しばらくたってから、また爆雷のような音と一緒に白い光が窓を一瞬明るくしました。夫は雷の音とは違う、爆弾のような音だよとつぶやきます。わたくしはハッとして、それじゃ空襲よ、水豊ダムを爆撃したんですもの。日本の基地に仕返しにくるの当り前だわ、と一時に不安になり二階へかけ上って西の空をにらみました。幸いにもそれは美しい花火の光と音だったのです。しかしこの花火をわたくしと夫は心から美しいとたのしんで見ることはできませんでした。

このように、一般庶民の間にも、水豊ダム爆撃の仕返しとして、空襲を受けるかもしれないという不安感がただよっていた。また、日本政府も、水豊発電所空爆によって、在日米軍基地が報復爆撃を受ける可能性があり、そのための対策をとる必要に迫られていたのである。

三・事前協議導入への模索

奥村参与のメモ

七月三〇日付けで奥村参与が作成した「国連軍協定一件」と題する手書きの外務大臣宛メモが残されている。³¹ それには、つぎのように記されていた。

現在の協定案に依れば、理論上は、日本にはいり得る国連軍の兵力は無制限であり、且国連軍が日本を基地として何をしやうと（例へば満洲を爆撃しても）日本としてはイイとして「一切の援助を供與しなければならない」訳であるが、此の点をカヴァーする為、御指示に従ひ、先般ボンド参事官と非公式に話合ひ、当方より一案を出す約束をして置いたことは、報告申上げて置いた通りであります。

其の後考究の結果、別箋の通りの案文を作ってみましたので、御査閲願度、更に御指示を得てボンドに提示したいと存じます。

このメモは、二〇一三年一〇月の外交記録公開によつて明らかにされた。これには非公開文書1が存在する。非公開の理由は、利用等規則第一条第一項一号ハである。「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等に移管した行政機関の長としての外務大臣が認めることにつき相当の理由がある情報」とある。

同メモの欄外に、「大臣用及び次官用コピー添付してあります。」と手書きされており、この非公開文書はこのコピー、つまり、「別添の通りの案文」をさしていると思われる。また、この外務大臣とは岡崎である。したがって、岡崎外務大臣の「指示」により、奥村参与とボンド参事官の会談が行われ、その結果を受けて、非公開となっている文書が作成されたと考えられる。岡崎については、後に述べるが、一般には、吉田政権下、対米追随派とみられていた。

また、ボンド参事官と非公式に話し合ったとされているが、前述のように、七月二日、非公式会談が開かれていた。このような経緯から、事前協議に関する日本案が作成された。非公開文書の内容は如何なるものであったのか。

事前協議の日本案

八月五日、奥村参与とボンド参事官が会談した。奥村参与の会談録に、「六、最後に奥村より、別添附属交換公文案を差出し過日御話したものができたから、充分考慮あり度、之ができれば、今次協定も議会を通すのに非常に助けになるであらうと述べたところ、ボンドは日本側の考は尤もであると述べた。又奥村より此の案の提出については、外務大臣の了解を得てゐることを特に附言すると述べ、ボンドこれを了承した。」とある。⁽³²⁾

この会談録に、八月四日付けと七月三〇日付けのドラフトの英文が添付されている。前者の英文の右端には、縦書きで、「二七・八・五、奥村よりボンド参事官に提出」とあり、その下に奥村のサインがある。後者には、「大臣用」、さらに、「二七・八・五、ボンド参事官に提出」とと手書きされている。七月三〇日付けの大臣用ドラフトが、八月五日にボンドに手交されたとの意味である。

日付の異なる二つのドラフトの違いは、七月三〇日のドラフトには、“be kept fully informed in advance of”の informed と in の間に、手書きで、and consulted? の字句が挿入され、その右側余白に、「之デハ強スギルカ」との文言がある。この七月三〇日のドラフトは、大臣用とされているので、岡崎外務大臣が手を入れたのではないかと思われる。

ドラフトは、国連軍協定が署名される際、同時に取り交わされる公文の形式をとっていた⁽³³⁾。一九五一年九月八日付の吉田・アチソン交換公文の内容を敷衍し、現協定においても、日本が、日本国内およびその周辺において、国連軍への支持を許し、容易にする旨がうたわれている。ただ、今後、支持のあり方に実質的な変更がある場合、あるいは、国連軍の行動に重要な展開がある場合、日本国民の経済、社会、政治生活におおきな影響が、当然、及ぶと考えられる。そこで、この影響を最小限におさえるため、つぎのように記されている。

日本国内及びその附近における国連軍兵力の配備における重要な変更となる場合、並びに、朝鮮における緊急事態の際にとられる国連軍の行動で、とりわけ、その行動が日本に影響を及ぼす場合、日本国政府に、事前に、十分な情報が提供され、かつ協議されることを提案する⁽³⁴⁾。

岸・ハーター交換公文に登場する配置における重要な変更、それに、朝鮮半島有事の際の国連軍の行動、それらを事前協議の対象にするとの提案である。ボンド参事官に手交された八月四日付け文書のコピーの一ページ上段余白に、奥村参与は、「先方に提案。先方は本件は国連軍協定とは直接関係なしとの理由で、反対の意向を漏らした。」と記し

ている。

八月五日の会談で、奥村は、朝鮮で緊急事態がおこった場合、大部隊の出入国、それに、日本の基地を利用した作戦行動に、あらかじめ相談を受けるべきだと提案し、ボンド参事官は、「尤もなことだ」と好意的に答えていた。この口頭でのやりとりと、ボンドが実際に日本案を見たときとの反応には、いささかズレがあったのではないかと思われる。

この八月五日の奥村・ボンド会談については、米側にも資料が残されている。³⁵ 奥村が交換公文案を手交するにいたった経緯を説明すると、ボンドは、「一見したところ、統一司令部が、ある特定の文言を受けいれないことは間違いないが、ドラフトを十分に検討し、後日、返事をしたい」と述べた。奥村は、「このドラフトは、岡崎外務大臣がご覧になられ、その承認を得たものである」と付言した。

日本案のその後

この問題には、その後、ほとんど進展がみられなかった。経過を追ってみよう。

八月二一日付けの「国連軍協定交渉進捗状況」と題する外務省の文書に、その他の問題のある事項として、「日本政府に対する情報提供、ロ 兵力の急変化の回避、ハ 朝鮮事態の急変に伴う協議」が、「交換公文又は他の約束をとりつける件」として記されている。³⁶

九月一三日付けの奥村参与から岡崎大臣宛メモには、「六、協議交換公文（兵力の大移動及朝鮮作戦の重要な変更については、日本と予め協議する）これは一度マーフイー大使と御話願はねばならぬでしやう。それで、此の際、馬力を

かけて、協定を仕上げ、総選挙前適當の機にイニシアルして発表するや否やは、全く政治的に御判断を俟たねばなりません。⁽³⁷⁾」と記されている。

ここにいる総選挙とは、八月二八日に衆議院が解散され、一〇月一日に投票がおこなわれた第二五回衆議院選挙のことである。自由党内の混乱を打開するため、不意をつき、また、憲法第七条第三号の衆議院を解散するという天皇の国事行為を利用したもので、「抜き打ち解散」と称された。この時期、吉田政権としても、この問題を積極的に進める時間的余裕はなかった。一〇月一日の投票の結果は、四六六議席中、自由党は、吉田派が一九九議席、鳩山派は三五議席となる。自由党はかろうじて過半数を上回ったものの、与野党が伯仲する結果となった。

総選挙後の一〇月四日、ボンド参事官が一時帰国するにあたり、奥村参与とボンド参事官との会談が予定されていた。⁽³⁸⁾しかし、奥村参与病氣のため、急遽、三宅喜二郎参事官とボンドとの会談となった。この会談で、「国連軍の兵力及び軍事行動の大変化に関する事前通報」について、つぎのような会話が交わされている。

三宅「本件に関する交換公文案は先般我方から提出してあるが、貴方から回答が無いので、猶ペンディングになっている。」

ボンド「本件についてはいまだ本国政府から回答が無い。日本における国連軍の兵力に大変化がある場合日本に事前通報を與えることは、理由があると思うが、朝鮮における軍事行動については、日本は国連軍に対して兵力の寄與をしていないのであるから、その大変化に関する事前通報を日本に與えることは無理ではないかと思う。」

三宅「しかし、日本は後方基地となつて居り、朝鮮における軍事行動の結果は、日本の安全及び国民生活に大なる

影響がある。例えば、万一満洲爆撃が行われれば、中共側から報復爆撃を受ける危険がある。現に前々回の国会においてこの点につき縷々質問がなされ、政府は答弁に困ったことがある。このような場合には是非とも事前通報がほしい。」

ボンド「日本の立場は勿論よくわかるから、帰国の上はよく政府に伝えておこう。」

奥村参与は、一〇月一七日、外務事務次官に就任した。第四次吉田内閣が誕生したのは、一〇月三〇日である。その直前の一〇月二三日、在京米大使館から本省に送られた電報には興味深いことが記されている。³⁹八月五日に奥村参与からボンド参事官に手交された文書が取り上げられている。例の非公開文書だ。この八月五日の時点で、日本側の提案目的は、多数の国連軍が日本に送り込まれると、日本側がそれを収容するのに、必要かつ適切な対応ができるようにするためとされていた。ところが、最近になって、事前協議なしで朝鮮で国連軍が行動し、それにより、敵対行動が日本に拡大するのではと国会が懸念し始めたので、そうした心配はないと保証するためであったと奥村次官は明らかにしたという。この時期になって日本側の真意がはっきりしたかのようなようだ。しかし、日本側は、もともと戦闘作戦行動のための基地使用に事前協議を求めていたのである。

一二月一日付けで国務省から在京米大使館に発出された電報によれば、八月四日の日本案を、米側が検討している様子がうかがえる。⁴⁰国務省は、日本における国連軍の配置および関連する兵站に関し、事前協議に同意する意向であった。しかしながら、国防省との非公式協議では、戦術・戦略計画について、日本政府と協議するとの約束は受け入れられない、と国防省は主張したという。また、行政協定第二四条は、国連軍ではなく米軍に適用されるので、国

務省としては、日本に敵対行動の脅威がおよぶ場合、この条項を使って対処できると考えているとのことであった。同条には、既に述べたように、日本の安全確保の場合、日米は共同措置をとり、そのための協議をする旨が規定されている。

米側では、少なくとも一二月初めまで、八月四日の日本案が検討されていた。ただ、国防省はこうした事前協議制度の導入に強く反発し、日米間で具体的な協議にはいたらなかったであろう。

アメリカ側に提示されたのか否かは不明であるが、一九五三年一月七日付けの日本側交換公文草案が残されている。⁽⁴¹⁾ 事前協議の部分は、一九五二年八月四日付け案と変わっていない。国連軍協定は、一九五四年二月一九日に署名がなされた。日本政府は、最後まで、事前協議に関する書簡を取り交わす可能性を探っていたとみられる。

おわりに

事前協議制度をめぐる交渉

一九五二年八月四日付け日本案が、なにゆえ、事前協議制度の原型といえるのであろうか。一九五八年一〇月に開始された日米安保条約改定交渉を振り返ってみよう。米側が最初に提示した事前協議案は以下であった。⁽⁴²⁾

合衆国は、共同防衛のためになされた取り決めの下で、日本国にある一定の基地を使用する。合衆国軍隊及びその装備の日本国にある基地への配置（deployment）、並びに、緊急時におけるこれら基地の作戦使用は、その時の状

況に照らし、日本国政府とアメリカ合衆国政府との共同協議 (joint consultation) 事項とする。

米軍の基地への配置および緊急時の基地使用が「共同協議」の対象となっている。これは、米英間の協議にならったものである。この米案を受けて、外務省条約局が、翌一月に作成した事前協議案は、つぎのようになっていた。⁽⁴³⁾

合衆国軍隊及びその装備の日本国への配備、並びに、日本国防衛以外を目的とする軍事行動の基地として日本国内にある施設・区域の使用は、日本国政府と協議の上実施する。

この案は、一九五二年に日本側が米側に打診した事前協議案と、趣旨は同じといってよい。米案を受け、「合衆国軍隊及びその装備」となっている点、それに、「配備」としている点に違いが見られる。この案は、さらに検討され、「配置における重要な変更」となり、ますます一九五二年の日本案と似通ったものになる。⁽⁴⁴⁾

一九五二年当時、事前協議はおおきな関心を集めていた。関心の対象は、おもに二つにわけられる。ひとつは、在日基地が原爆基地として使用されるのではないか、つまり、日本が原爆攻撃の発進基地として使用されるのではないかと懸念によるものである。その場合、日本側に事前に相談があるべきであり、また、協議すべきであるとの声が上がった。もうひとつは、国連軍兵士の数が急激に増加することの不安に端を発し、国連軍による満州爆撃によって、日本が報復爆撃を受けるのではないか、という懸念によるものであった。

いずれも在日基地の使用のあり方の問題である。前者は、攻撃対象は朝鮮半島内でも、核兵器が使用される場合で

ある。後者は、核兵器・通常兵器を問わず、朝鮮半島を越えて、中国本土を攻撃する場合である。これらの点をもう一度振り返ってみたい。

原爆基地

朝鮮戦争では、米政府内で、原爆の使用が何度か検討されている。とくに、緊張が高まったのは、一九五〇年一月三〇日、ハリー・トルーマン米大統領が定例記者会見で、「私は原子爆弾は最後まで使用されないよう心から希望している。だが現在では使用し得るあらゆる武器を使用することが考慮されており、原爆を使用するかどうかも現地司令官の決定一つにかかっている。」と述べたときである。⁽⁴⁵⁾

朝鮮戦争の経緯を振り返ると、国連軍は、九月一日からの仁川上陸作戦を成功させ、一〇月下旬には、中朝国境の鴨緑江付近まで進軍した。国連軍の侵攻を懸念した中国は、人民志願軍の大部隊を参戦させる。一月下旬、国連軍は、中朝軍に対して総攻撃を開始するも、反撃を受け、退却を余儀なくされた。⁽⁴⁶⁾

こうした情勢の下、トルーマンは、原爆使用の可能性に言及したのである。この発言では、現地司令官の裁量により原爆使用が可能なるようにも読めるが、そういう意味ではない。この点、ホワイトハウスのスポークスマンは、「原子爆弾の使用を決定することができるのはトルーマン大統領だけであつて、大統領が記者会見で述べたことはマックアサー元帥の自由意思で原子爆弾の使用を決定できることを意味するものではない。現行法によれば原爆は米国原子力委員会の手で管理され、その利用を命令できるのは大統領だけだ。」と補足している。⁽⁴⁷⁾

このトルーマンの発言は大反響をまきおこした。とりわけ、イギリスのクレメント・アトリー首相は、ワシントン

に急行し、トルーマン大統領と協議することとなった。協議は一二月四日から始まり、都合六回にのぼった。八日に
出された共同声明には、「大統領は、原始爆弾を必要とするような世界情勢にはならないことを希望すると述べた。
大統領は首相に対し、状況に変化があれば、ただちに通知したいと語った。」とある。⁽⁴⁸⁾ 抽象的な表現であり、これだ
けでは二人の首脳の間になどのような会話が交わされたのか不明である。

この点、一二月七日の会談の公式議事録には記されていない記録がある。それによると、トルーマンはアトリーに、
両国は原子爆弾およびその使用問題に関し、つねにパートナーであり、英国との協議なしに原子爆弾の使用を考える
ことはないと言を押し出したという。アトリーがこの合意を文書にすべきかどうかをたずねると、トルーマンは、文書に
する必要はないと返答し、「しよせん、誰の言葉であれ役に立たないなら、書き留めたとして、役立つものではない」
と返答した。⁽⁴⁹⁾

こうした背景があつて、行政協定交渉時、原爆基地が関心を集めた。ただ、国連軍協定の交渉では、原爆基地が取
り上げられることはなく、一九六〇年の安保改定にこの問題は持ち越された。

満州爆撃

国連軍協定の交渉時、日本側は、多数の国連軍兵士が日本に送り込まれると、日本の社会・経済におおきな影響が
およぶので、入国する国連軍兵士の数、目的、滞在期間等を日本側に通知するよう求めた。この点は、国連軍協定第
三条に、日本側の主張が盛り込まれた。ただ、一九五二年六月、国連軍が中朝国境の水豊ダムを爆撃したことを契機
に、日本が報復爆撃を受けるのではないかという懸念が日本国内に沸き起こる。

中国爆撃の可能性は、それ以前にもすでにおおきな話題となっていた。一九五一年四月一日、トルーマン大統領によって、マッカーサー元帥は、連合国軍最高司令官をはじめすべての地位を解任された。解任の理由は、トルーマンが朝鮮戦争の停戦準備を進めていた矢先の三月二三日夕刻（ワシントン時間）、マッカーサーは、朝鮮視察の直前、つぎのような声明を報道機関に発表したからだ。

敵がいまや十分に承知しなければならないのは、国際連合がこの戦争を朝鮮区域に無理やり限定しようとしてきたことをやめ、敵の沿岸地域および内陸の基地へとわが軍の作戦を拡大すると決断すれば、共産中国はただちに軍事的崩壊の危険を迎える運命にある、ということである。⁵⁰

戦線を朝鮮半島に限定するのではなく、中国の沿岸、そして、内陸にも拡大しようという声明である。これまでも、朝鮮政策をめぐり、トルーマンとマッカーサーの確執は深まっていたが、これを聞いたトルーマンの怒りは頂点に達した。なぜなら、一九五〇年一月六日付けの大統領令で、外交政策に関する声明等は、国務省の許可を受けたうえで発表すべきであると定められていたからだ。⁵¹

マッカーサーはすべての軍の職を解かれ、後任には、米第八軍司令官リッジウェイがついた。ただ、国連軍司令官の交代によって、満州爆撃の可能性がなくなったわけではない。四月二五日、リッジウェイは声明を発表し、米政府は国連軍参加一三カ国に対し、「もし中共軍が国連軍に爆撃を加えてくるなら、満州における中共空軍基地に対し爆撃を行う」旨を通告した。⁵² 国連軍による満州爆撃の可能性は、日本でもおおきく報じられていた。

この満州爆撃に関連し、一九六〇年の安保改定では、前述のように、朝鮮議事録という密約が交わされていた。⁽⁵³⁾ 在韓国連軍に対する武力攻撃がおこなわれる緊急事態が発生した場合、在日国連軍（米軍）は、日本との事前協議を経ることなく、ただちに在日基地を使用できることとなっている。これには、「朝鮮半島にある国連軍が、停戦協定に違反して行われる軍事攻撃に反撃できるように」するため、という限定が付いている。満州爆撃の例から考えれば、朝鮮半島を越え、満州に爆撃が行われるような場合、事前協議の対象となるという前提であったと思われる。

従属的独立

ジョン・ダワーが、一九五二年四月の占領の終了、つまり、日本の再独立を「従属的独立」と呼んだことはよく知られている。サンフランシスコ平和条約・日米安保条約・行政協定の枠組みによって、日本が再軍備および米軍の無期限駐留を義務づけられたという意味である。⁽⁵⁴⁾ ダワーの従属的独立は、ガバン・マコーマックの日本「属国」論へと発展した。⁽⁵⁵⁾ また、孫崎享は、戦後の首相を、「自主」と「対米追従」という基準を用いて分類している。⁽⁵⁶⁾ 果たして、このような二分法で、戦後の日本外交をとらえることは妥当なのであろうか。それが、本稿の隠されたテーマである。いま一度、日本再独立後、外務大臣を務めた岡崎勝男を思い起こしてみたい。岡崎は、吉田首相の片腕ともいわれた人物で、吉田が対米追従に分類されるなら、岡崎も同様に分類される。⁽⁵⁷⁾ 岡崎は吉田内閣の外務大臣をつとめ、徹底した対米追従論者ということになるのだらう。⁽⁵⁸⁾ しかし、国連軍協定の交渉過程を振り返ると、岡崎にも「対米追従」とは異なる面が見えてくる。

既に述べたように、岡崎外務大臣の指示を受けて、奥村参与は、国連軍が満州爆撃といった戦闘作戦行動のために

在日基地を使用する場合、日本側に通報するだけではなく、日本側と協議することを盛り込んだ交換公文案を作成した。朝鮮戦争に出撃する国連軍とは、けつきよくは在日米軍と同じになる。つまり、行政協定では、米軍の行動あるいは在日基地使用になんらの制約も課されていなかったが、これに国連軍という網を用いて、在日米軍の行動をも規制しようとしたのではないかと思われる。

この日本案に対し、少なくとも国務省は、好意的な反応を示していた。水豊ダム爆撃の際、横田基地では灯火管制が敷かれ、米軍が報復爆撃を受けることも予想されていた。日本に何も知らせることなく、日本がもし空爆を受けるような事態になれば、大問題になっていただろう。

(1) 国連軍に関する主たる論考には以下がある。神川彦松「国連軍の性格と国連軍協定」神川彦松『神川彦松全集 第一〇巻』勁草書房、一九七二年、一〇九—一一〇八頁、杉山茂雄「国連軍との協定と「国連軍」の性格」『レファレンス』第三〇号、一九五三年八月、一一二〇頁、三谷弘「国連軍協定の諸問題」『レファレンス』第三四号、一九五三年十二月、三八—四九頁、山岡昇一「国連軍協定の問題点」『ジュリスト』第五三号、一九五四年三月、二二—二七頁、竹前栄治・笹本征男「朝鮮戦争と「国連軍」地位協定——日本の位置——」『東京経大学会誌——経済学——』第二二七号、二〇〇〇年三月、一六七—一八九頁。

(2) 『第十三回国会参議院会議録第七号』（号外）、一九五二年一月二六日、五六頁。

(3) 「米大使の大臣訪問会談録」（極秘）、一九五二年五月二四日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 第一巻』（B:27.03）、外交史料館。

(4) 行政協定の問題点を指摘した文献として、横田喜三郎「行政協定をめぐる諸問題」『世界』一九五二年五月号、八一—九四頁を参照。

- (5) 西村熊雄『日本外交史 第27巻 サンフランシスコ平和条約』鹿島研究所出版会、一九七一年、一七四頁。
- (6) 宮澤喜一『東京——ワシントンの密談』中公文庫、一九九九年、一二七—一二八頁。なお、同書は、一九五六年十二月、実業之日本社により刊行されたものである。
- (7) 岡崎勝男「行政協定の楽屋裏——安保条約の連れ子を辯護する——」『文藝春秋』一九五六年九月、七〇頁。
- (8) 鹿島平和研究所（編）『日本外交主要文書・年表 第二巻』原書房、一九八四年、七八四—七八五頁。
- (9) 信夫隆司『日米安保条約と事前協議制度』弘文堂、二〇一四年、六七—一九頁。
- (10) 英連邦朝鮮派遣軍については、呉市史編纂委員会（編）『呉市史 第八巻』呉市役所、一九九五年を参照。
- (11) “Draft Agreement concerning the Assistance to Forces of Members of the United Nations Participating in the Actions of United Nations in Korea between the Government of Japan and the Governments of Members of the United Nations” (Secret), 『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 第一巻』(B:2.7.0.3)、外交史料館、
合の軍隊の地位に関する取極の交渉」外務省（編纂）『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書 第五冊（Ⅷ）』外務省、二〇〇二年、三八〇—四〇八頁。
- (12) 「国連軍に対する協力について交換公文の件（経過要領）」（極秘）、一九五二年五月二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 第一巻』(B:2.7.0.3)、外交史料館。
- (13) 「国連軍に対する協力について交換公文の件（経過要領）」（極秘）、一九五二年五月二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 第一巻』(B:2.7.0.3)、外交史料館。
- (14) 杉浦「国連軍との間の書簡交換に関する件」（秘）一九五二年五月一二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 第一巻』(B:2.7.0.3)、外交史料館。
- (15) 杉浦「国連軍との協定に関する件」（極秘）一九五二年五月二七日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 第一巻』(B:2.7.0.3)、外交史料館。
- (16) “Draft Agreement concerning the Assistance to Forces of Members of the United Nations Participating in the Action of

United Nations in Korea Between the Government of Japan and the Governments of Members of the United Nations" (Secret), 『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 第一巻』(B:2.7.0.3) 外交史料館。

- (17) "Telegram From the Embassy in Japan to the State Department, July 1, 1952" (Confidential), RG84 Japan; U.S. Embassy, Tokyo; Classified General Records, 1952-1963, Box2 (2) (320.1 Japan-U.N. Agreement April 29, 1952 May-June-July), National Archives at College Park, College Park, MD.

- (18) 「国連軍協定に関する件 (第三回予備会談準備打合わせの件)」(杉浦) (極秘)、一九五二年七月一〇日、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係一件 第二巻』(B:2.7.0.3) 外交史料館。

- (19) 条一「交換書簡案」(極秘)、一九五二年七月一二日、『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 各種草案関係 第二巻』(B:2.7.0.3-12) 外交史料館。

- (20) 「国連軍の地位に関する協定案中、施設、公益事業、艦船航空機の入国等に関する条約案及び公式会議録了解案」(極秘)、一九五二年七月一八日、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係一件 第二巻』(B:2.7.0.3) 外交史料館。

- (21) 奥村參與「国連軍協定 (ボンドとの非公式會談)」(極秘)、一九五二年七月二一日、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係一件 第二巻』(B:2.7.0.3) 外交史料館。

- (22) "Summary of Meeting of Technical Committee for Negotiation of Agreement Regarding Status of Personnel, Sixth Meeting, July 21, 1952" (Confidential, Security Information), RG84 Japan; U.S. Embassy, Tokyo; Classified General Records, 1952-1963, Box3 (1) (320.1 UN Forces in Japan), National Archives at College Park, College Park, MD.

- (23) 『朝日新聞』一九五二年六月二四日 (朝刊・夕刊)、二五五 (朝刊)。

- (24) 神川彦松「朝鮮休戦の世界政治的意義」『改造』第三三巻第三号、一九五二年二月、三七頁。

- (25) トルーマン大統領の朝鮮政策については、ハリー・S・トルーマン (加瀬俊一 (監修)・堀江芳孝 (訳)) 『トルーマン回顧録 試練と希望の年 2』恒文社、一九六六年参照。

- (26) 『朝日新聞』一九五二年六月二五日 (夕刊)。

- (27) 『第十三回国会衆議院外務委員会議事録』第三七号、一九五二年六月二五日、一頁。
- (28) 『第十三回国会衆議院外務委員会議事録』第三七号、一九五二年六月二五日、一頁。
- (29) 浜中武治（編著）『横田米軍基地にて』けやき出版、二〇〇二年参照。
- (30) 『朝日新聞』一九五二年六月二五日（朝刊）。
- (31) 奥村參與「国連軍協定一件」（極秘・至急）、一九五二年七月三〇日、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係 第二卷』（B:2.7.0.3）、外交史料館。
- (32) 奥村參與「国連軍に関する協定一件（ボンド参事官との會談）」（極秘）、一九五二年八月五日、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係 第二卷』（B:2.7.0.3）、外交史料館。
- (33) “DRAFT NOTE FROM THE MINISTER FOR FOREIGN AFFAIRS OF JAPAN TO THE UNITED STATES AMBASSADOR, ACTING ON BEHALF OF THE UNITED COMMAND 4 August, 1952” (Secret), 『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係 第一卷』(B:2.7.0.3-12)、外交史料館。
- (34) 原文は、“I wish to propose that my Government be kept fully informed and consulted in advance with regard to any important changes in the disposition of the United Nations forces in and about and in the actions that may be taken by them to meet the exigencies of the situation in Korea, particularly as they affect Japan.” ㄹㄹㄹ。
- (35) “Memorandum of Conversation, Participants: Katsuzo Okumura, Niles W. Bond, Subject: UN Forces Agreement, August 5, 1952” (Confidential, Security Information), RG84 Japan; U.S. Embassy, Tokyo; Classified General Records, 1952-1963, Box2
- (3) (320.1 Japan-U.N. Agreement August-September), National Archives at College Park, College Park, MD.
- (36) 「国連軍協定交渉進捗状況」一九五二年八月二一日、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係 第二卷』（B:2.7.0.3）、外交史料館。
- (37) 奥村「国連軍協定一件」一九五二年九月一二日、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係 第二卷』（B:2.7.0.3）、外交史料館。

- (38) 三宅参事官「国連軍協定交渉に関するボンド参事官との會談要領」(極秘)、『一九五二年一〇月四日』、『日本国における国際連合の地位に関する協定関係一件 第二巻』(B:2.7.0.3)、『外交史料館』。
- (39) “Telegram From the Embassy in Tokyo to the State Department, No. 1336, October 23, 1952” (Secret), RG84 Japan; U.S. Embassy, Tokyo; Classified General Records, 1952-1963, Box3 (2) (320.1 Japan-U.N. Agreement October-Nov.-Dec. 1952), National Archives at College Park, College Park, MD.
- (40) “Telegram From the State Department to the Embassy in Tokyo, No. 1381, December 1, 1952” (Secret), RG84 Japan; U.S. Embassy, Tokyo; Classified General Records, 1952-1963, Box3 (2) (320.1 Japan-U.N. Agreement October-Nov.-Dec. 1952), National Archives at College Park, College Park, MD.
- (41) 『日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 各種草案関係 第二巻』(B:2.7.0.3-12)、『外交史料館』。
- (42) 信夫『日米安保条約と事前協議制度』三八頁。
- (43) 信夫『日米安保条約と事前協議制度』五四頁。
- (44) 信夫『日米安保条約と事前協議制度』五四頁。
- (45) 『朝日新聞』一九五〇年十二月一日(朝刊)。
- (46) 朝鮮戦争の概略については、神谷不二『朝鮮戦争 米中対決の原形』中公文庫、一九九〇年を参照。
- (47) 『朝日新聞』一九五〇年十二月一日(朝刊)。
- (48) トルーマン／アトリー会談の資料は、The National Security Archive の“Consultation is Presidential Business”, Secret Understandings on the Use of Nuclear Weapons, 1950-1974, National Security Archive Electronic Briefing Book No. 159 の Document 124 を。〈<http://nsarchive.gwu.edu/NSAEBB/NSAEBB159/>〉 Document 124 の“COMMUNIQUE”, December 8, 1950. また、この会談については、トルーマン『トルーマン回顧録 2』二九八―三〇六頁参照。
- (49) Document 124 の“MEMORANDUM FOR THE RECORD: Excerpt from meeting between the President and Prime Minister in the Cabinet Room of the White House, Thursday, December 7, 1950 (This information not incorporated in official account

of meetings, by Philip C. Jessup, Ambassador at Large” (Top Secret).

(50) United States Department of State, Aandahl, Fredrick, Editor, *Foreign Relations of the United States, 1951, Korea and China (in two parts)*, Volume VII, Part 1, U.S. Government Printing Office, 1951, p. 266.

(51) Harry S. Truman to Omar Bradley, with attachments, December 6, 1950, March 24, and April 7, 1951; MacArthur, Douglas-general; General File; PSF; Truman Papers. <http://www.trumanlibrary.org/exhibit_documents/index.php?pagenumber=5&titleid=186&tldate=1951-04-07&collectionid=frem&PageID=1&groupid=3414> トルーマンとマッカーサーの確執については、トルーマン『トルーマン回顧録 2』を参照。

(52) 『朝日新聞』一九五一年四月二七日（朝刊）。

(53) 朝鮮議事録の日本語訳は、信夫『日米安保条約と事前協議制度』一六〇—一六一頁参照。

(54) ジョン・ダワー（大窪愿二訳）『吉田茂とその時代』（下）、中公文庫、二〇一四年、一二六—一二七頁。

(55) マコーマックは、日本のアメリカに対する「構造化された依存」を、アメリカの「属国」と規定している。詳しくは、ガバン・マコーマック（新田準訳）『属国——米国の抱擁とアジアでの独立』凱風社、二〇〇八年参照。また、ジョン・ダワー／ガバン・マコーマック（明田川融・吉永ふさ子訳）『転換期の日本へ——「パックス・アメリカナ」か「パックス・アジア」か』NHK出版新書、二〇一四年も参照。

(56) 孫崎享『戦後史の正体 1945-2012』創元社、二〇一二年。

(57) 岡崎勝男の経歴については、岡崎勝男『戦後二十年の遍歴』中公文庫、一九九九年所収の柴田紳一「解説」一六七—一七五頁を参照。

(58) 孫崎『戦後史の正体』五〇頁。

トクヴィルと社会主義

杉 本 竜 也

はじめに

第一節 サン＝シモンとサン＝シモン主義

第二節 トクヴィルの社会主義観

第三節 社会主義とフィジオクラシー

おわりに

はじめに

本稿は、アレクシス・ド・トクヴィル Alexis de Tocqueville (一八〇五—一八五九) による社会主義評価について考察することを目的としている。

トクヴィルと社会主義 (杉本)

三一五 (三九七)

トクヴィルが生きた十九世紀前半のフランスにおける最大の政治的・社会的課題は、社会の解体に対応することにあつた。

社会が危機に瀕しているという認識が成立した背景には、二つの「革命」が存在していた。

第一の革命は、フランス革命に代表される市民革命である。市民革命は、個人という存在を析出することを通して、人々の意思に基づく政治的共同体を実現することに成功した^①。社会契約説に代表される、このような社会理論は最終的には社会形成を目標としているが、その根拠を個人に求めていたため、いわば個人という存在の絶対性を理論的に主張するものとなった。

第二の革命は産業革命である。激しい政治変動のためにイギリスと比べて約一世紀の遅れをとっていたフランスの産業化だが、七月王政に入るとその遅れを取り戻すかのようにフランスは急激な経済成長を果たした。しかし、急速な成長は様々な「社会問題」(question sociale)をもたらし、とりわけ貧困 (paupérisme) の顕在化は当時のフランス社会を大きく動揺させることになった。この事態に対して、貧困とそれが惹起する社会の分断の原因を、産業化とそれを理論的に支持するイギリス流の古典派経済学に求める考え方が登場するようになっていた^②。

つまり、市民革命と産業革命という、十八世紀後半から十九世紀の前半にかけてフランスに発生した二つの革命にはいずれも社会の分断という副作用が付随しており、そして実際にそれらに由来する負の作用が顕在化しつつあるという危機意識が、当時の一定の知識人や指導者たちの中には存在していた^③。

本稿の研究対象であるトクヴィルも、またサン＝シモンをはじめとする社会主義者たち (socialistes) も、政治と経済の二つの革命に起因する社会的分断に対して危機感を抱いていた点は共通していた。サン＝シモンの表現を借りれ

ば、その危機的状況に対処するために社会主義者が目指したものは社会の「再組織化」(réorganisation)であり、彼らによれば十八世紀の哲学が革命的であったとするならば、十九世紀の哲学は「組織化的」(organisatrice)である必要があった。⁽⁴⁾これに対して、トクヴィルは社会主義者たちと同様の問題意識を共有しながらも、彼は社会主義に対しては終始批判的であった。いうなれば、トクヴィルは組織化または再組織化という社会主義が採用した手段とは異なる方法で、社会の崩壊に対応しようとした。

本稿においては、トクヴィルの考えと社会主義者の思想との相違を考えることを通して、社会問題や社会政策に対するトクヴィルの考えを明らかにすると共に、彼の政治・社会思想の本質について解き明かしていきたい。

具体的には、まずサン＝シモンおよびサン＝シモン主義者の思想と活動について見ていく。サン＝シモンやサン＝シモン主義者に対するトクヴィルの評価については本論の中で詳述するが、少なくとも十九世紀前半のフランスにおいて彼らの思想は単なる社会主義理論のひとつにとどまるものではなく、社会全体に広範な影響を及ぼすものとなっていた。そのため、この時代の社会主義思想を論じる上で、サン＝シモンとサン＝シモン主義者について考えることは必須である。

続いて、トクヴィルの社会主義観について、彼が残したノート等を材料に論じていく。

最後に、社会主義とフィジョクラット(重農主義者)の思想との関連性について考えていきたい。社会主義とフィジョクラシーを関連づける発想はトクヴィルにおいても比較的后期にあらわれるようになった見解であるが、彼のデモクラシー評価や社会観を考える上できわめて示唆的であるため、詳しく見ていきたい。

第一節 サン＝シモンとサン＝シモン主義

十九世紀前半のフランスにおける社会主義を考えるにあたり、サン＝シモン Henri de Saint-Simon（一七六〇—一八二五）の思想とサン＝シモン主義者たちの思想を避けて通ることはできない。

だが、サン＝シモンとその弟子であるはずのサン＝シモン主義者との間には、思想的な違いがうかがえる。サン＝シモン主義に関する代表的著作である『サン＝シモン主義の歴史』*Histoire du Saint-Simonisme, 1825-1864*（一九三一年）を著したセバステイアン・シャルレティ Sébastien Charléty（一八六七—一九四五）は「サン＝シモン主義者の歴史はサン＝シモンの死とともに始まる^⑤」という文章をそこに残しているが、これはサン＝シモンとサン＝シモン主義者との間の思想的相違を表現したものといえよう。それだけでなく、サン＝シモン自身もその生涯の中で思想を変化させているため、サン＝シモンとサン＝シモン主義の思想的内容と違いを正確に把握することは容易ではない。ここでは細かな点にとらわれず、彼らの思想の要点を把握しておきたい。

まず、サン＝シモンの主張の中核を占めているのは、「産業主義」(industrialisme) と呼ばれるものである。サン＝シモンにおいて「産業者」(industriel) とは、「社会のさまざまな成員たちの物質的欲求や嗜好を満たさせる一つないしいくつかの物的手段を生産したり、それらを彼らの手に入れさせるために働いている人たち^⑥」のことであり、「国民の二十五分の二十四以上をなしている^⑦」。要するに、サン＝シモンの社会構想は、国民の大部分を占めるであろう一般の民衆を主体とした平等社会実現を目指すものであった。そのため、彼は、啓蒙主義的な国家論が内在させている「人間による人間の支配」に対して批判的であった。なぜなら、啓蒙主義的な国家観では、被治者としての産業者

が統治者としての非産業者に自己の社会権や共同利害の管理・指導を「委ね」(laisser)て「託す」(charger)状態、換言すれば被治者の「政治的疎外」が発生することになるからであった。⁽⁸⁾ よって、サン＝シモンは、自らの主張する「産業体制は完全な平等の原則に立脚している」⁽⁹⁾ 必要があると考えた。彼は、産業主義もしくは産業体制という名の平等社会構想の実現を目指していたのである。

だが、その一方でサン＝シモンには従来の「階級」社会とは異なる、エリートを中心とした「階層」社会の構想があった。サン＝シモンは、「最も有能な人々」(hommes les plus capables)が自分たちの「特殊利益」(intérêts particuliers)の最大化に努めることができるようにするべきではないかと提案する。なぜなら、「最も有能な人々の特殊利益は、一般的利益 (intérêts généraux) に最もよく役立ちうる利益であるがゆえに、この方法は公益に有利な結果をもたらすための最良の方法だとわれわれには思われる」⁽¹⁰⁾ ためである。ルソーの一般意志 (volonté générale) に代表されるように、「一般」(général)と「特殊」ないし「個別」(particulier)との関係性に関する議論は、市民や人間としての個の自由を最大限尊重しながらも、全体としての統合や統一を目指してきたフランスの政治的伝統において必要なものとされてきた。ここでは、「一般」という概念が公共性や徳性と関連づけられていたのに対して、「特殊」や「個別」は私益と結び付けられ、社会ないし国家にとつての危険や脅威として考えられた。ルソーに代表される共和主義的思想では「一般」と「特殊」、具体的には個人の自由と共同体の維持の両立が課題となったが、彼の一般意志という概念はそのような政治思想的難題を解決するために要請された概念であった。しかし、サン＝シモンは、有能な人物の特殊意志をそのまま全体を統^すべる意志へと読み換えるといふ一種の選良思想によってその解決を試みた。既述の通り、サン＝シモンは全社会の大半を占める産業者という名の民衆と完全な平等原則に基づく社会の成立という

大目標を掲げた他、公教育の充実も訴えていたことを合わせて考えれば、サン＝シモンの考えた社会は階層社会といっても万民に開かれたものになっている。だが、能力の有無という優劣を前提とした人間像が要件となっている以上、サン＝シモンの中に知的選良思想の傾向があったことは否定できないだろう。ただ、サン＝シモンにおける最大の目標は不労階級としてのアリストクラシーを国家や社会の意思決定過程から排除することであり、それと表裏をなす形で有能な人物に指導を託するという発想は生じたと考えられる。⁽¹¹⁾ シェルドン・ウォーリンは、サン＝シモンの中には、ヒエラルキーや従属、権威を特質とする組織 (organization) の論理と、十八世紀の革命理論が普及させた平等の要求は両立可能かつ必要であるという認識が存在していたと考えている。⁽¹²⁾ そして、トクヴィルもまた、サン＝シモン主義の特徴として、そのヒエラルキー志向を挙げている。⁽¹³⁾ サン＝シモンによれば、いかなる秩序も大衆的な基盤がなければ維持できないため、組織の原理も平等原理によって裏打ちされていることになる。さらに、これを成り立たせているのは人々の物質的欲求である。なぜなら、人々が欲しているのは物質的欲求の充足と物質的境遇の安楽化であり、組織的かつ科学的な生産によってそれらが叶うなら、組織の原理と平等原理はいずれも成立すると考えられるからである。すなわち、サン＝シモンが企図しているのは、科学の名に基づいた、経済による政治領域の支配である。彼自身にそのような意図はなかったとしても、物質的充足が統治の目的になっているとすれば、その考えは政治に対する経済の優位性の主張に帰着する他ない。であるとすれば、サン＝シモン自身の意向とは無関係に、結果としてその理論は、彼自らが危惧していた政治的疎外をひき起こす危険を内包していることになる。⁽¹⁴⁾

だが、サン＝シモンの思想は、組織化の追求から精神性の追求へと次第に変化を見せ始める。彼は、来たるべき産業社会の目標は生産効率の向上と社会全体での分配の増大にあると当初考えていたが、価値の生産のみに邁進するそ

のような産業社会ではそれを健全に維持する基本理念が欠落することになるのではないかと疑問を抱くようになった⁽¹⁵⁾。そのような意識の変化は、サン＝シモン晩年の著作である『新キリスト教』*Nouveau Christianisme*（一八二五年）に結実する。彼は従来の組織化の理論の不備を、そこに道徳的・宗教的性格を付与することによって克服しようと試みた。サン＝シモンは産業社会の規範的根本理念として「人間は互いに兄弟として振舞うべし」⁽¹⁶⁾を挙げ、それをこの著作の中で再三にわたって繰り返している。新キリスト教は、宗教改革等によって分裂してしまったキリスト教のみならず、あらゆる宗教をこの原理に帰一させることによって成立する。そしてその最大の目的は「最も貧しい階級の境遇をできるだけ速やかに改善する」⁽¹⁷⁾ことにある。それまで物質的利益の実現と組織化に向けられていた彼の視点は、精神性の追求と貧困の解決に向けられるようになった。サン＝シモンは一八二五年に『新キリスト教』を絶筆としたまま死去するが、彼の死後、その弟子であるサン＝シモン主義者たちは組織化の理論以上に、師の思想の道徳的・宗教的要素を強調するようになっていく。

サン＝シモンが死んだ頃、別のいい方をすれば「サン＝シモン主義」(*Saint-Simonisme*)の草創期において、派の雑誌『生産者』(*Le Producteur*)の当初の中核メンバーは数学教師であり、銀行経営にも携わっていたオランド・ロドリゲ *Olinde Rodrigues*（一七九四—一八五二）であった。だが、グループの主導権は次第に、サン＝シモンから直接に指導を受けたことのないバルテルミー・プロスペル・アンファンタン *Barthélemy-Prospér Enfantin*（一七九六—一八六四）とサン＝アマン・バザール *Saint-Amand Bazard*（一七九一—一八三二）に移っていった。これらの次世代の指導者によって、サン＝シモン主義者は、『生産者』誌の普及とパリの「サン＝シモン教会」での説教を通して、経済学説や社会理論以上に宗教的な道徳思想として人々の間に浸透していく。組織化理論としてのサン＝シモン主義は、

『生産者』誌等を通して、国立理工学校 (École polytechnique) の学生の間を中心に広まっていた。現代にも続くフランスのエリート教育機関として知られるいわゆる「グランゼコール」(grandes écoles) の中でも、一七九四年に創設された国立理工学校は高級テクノクラートの養成を目的としていたため、その学生たちが合理主義的で工学的なエリート主義の国家指導原理を提唱したサン＝シモンの産業主義に共鳴したのは自然なことであろう。ただ、社会一般に対する影響や印象という点では、組織化理論というよりも、道徳・宗教思想としてのサン＝シモン主義の方が強い波及力を備えていた。一八二九年のクリスマス、サン＝シモン教会において、アンファンタンとバザールは最高指導者である「父」(Père) に選出された。¹⁸ シャルレティはこの二人について、バザールは教理における理性面を、アンファンタンは感情面を担ったと述べているが、この違いがサン＝シモン主義者たちの分裂を招くことになる。¹⁹ ローレンツ・シュタインは、バザールを「真のサン＝シモン主義者」と評価し、世間がサン＝シモン主義と見なしたものの大半はバザールによるものであったと記している。²⁰ 一方、アンファンタンは、元々は『新キリスト教』のような宗教的思想に違和感を覚えていたが、次第に自身が宗教的に傾斜していく。²¹ この二人が決定的に対立したのは女性論に関する議論であった。そもそも、サン＝シモンは女性の役割に関してそれほど興味を示していなかった。しかし、総合的な社会理論の構築を目指したアンファンタンたちは、自分たちの理論の中に女性を位置づけるため、男女一對の組を社会の基礎単位とする愛の理論を主張したシャルル・フリーエ Charles Fourier (一七七一—一八三七) の思想を摂取することを考えた。²² だが、当時すでに常軌を逸したものとして白眼視されていたフリーエの思想を取り入れたことで、サン＝シモン主義者たちも批判を受けてしまう。このような事態を受けて、一八三一年にはバザールらがグループから離脱し、サン＝シモン主義者のグループはアンファンタン派のみが残留するようになる。

この後、彼らはエジプト遠征を行ったり、アルジェリア移住計画やスエズ運河工事計画等を企画するなどしているが、広い支持を集めることなく、奇矯な集団としての印象を世間に残したまま、一八四八年の二月革命を迎えることになる。⁽²³⁾

社会学の祖とされるオーギュスト・コント Auguste Comte (一七九八—一八五七) は、多くのサン＝シモン支持者が存在した国立理工学校で学んだ経験があり、一八一七年から七年間、サン＝シモンの秘書を務めていた。サン＝シモンとコントは後に決裂することになるが、蜜月時代の彼らは共同で執筆活動も行っていた。⁽²⁴⁾ 彼らはフランス革命以降、混乱が続いてきたフランス、さらにヨーロッパ社会の再組織化を目標としており、そして迷信ではなく、社会秩序が依拠すべき根本原理として宗教ないし宗教的思想を理解していた。⁽²⁵⁾ 啓蒙思想の時代に育ったサン＝シモンやサン＝シモン主義者たちは、合理主義や可塑的社会観に基づく設計可能性に疑いを挟まなかった。また、彼らの宗教的思想も本来は社会の根本原理を追究した結果として導き出されたものであり、いつてみれば彼らの理論における社会現象と宗教の関係は自然現象と科学法則の關係に類似していた。そのため、サン＝シモンの思想は、一貫して「科学」であったといえることができる。しかしながら、宗教や道徳といったものは必ず何らかの主観的要素を内在させているため、科学としての一貫性を完全に徹底することは難しい。そこにサン＝シモンの思想およびサン＝シモン主義の思想的変化の原因を見出すことができる。⁽²⁶⁾ サン＝シモンの思想にとつての不幸は、その本来の意図から離れ、当時の人々から奇妙な思想として受け取られてしまったことにある。組織化の理論としてのサン＝シモンの思想はテクノクラートの中で浸透していったとしても、大衆化の時代において世評は大きな意味を持つ。サン＝シモン主義の場合、一時は一定の支持を受けていた分、負の評価も拡大しやすかった。結果として、サン＝シモンたちの思想は、自らの

活動が原因の一部であるとはいえ、不当に低く、歪曲された印象を持たれることになった。

サン＝シモンやサン＝シモン主義者に対するトクヴィルの見解や評価に関して、アンドレ・ジャルダン²⁷は、トクヴィルはサン＝シモンやフーリエ、ロバート・オーウェン Robert Owen（一七七一―一八五八）の著作は読んでいたが、それらに関するノート類は残っていないとしている。他方、ヒュー・ブローガンは、トクヴィルがサン＝シモンやサン＝シモン主義者の考えを認識し、一定の知識を有していたことを指摘している。トクヴィルは『アメリカのデモクラシー』（第二巻）の中で、ヨーロッパにはただ男女平等と言うだけでなく、男女は完全に同じ存在だと主張する人々が存在するが、そのような考えは両性を共に貶めることにつながると批判している。²⁸ブローガンによれば、ここでいわれている男女の同一を主張している人々とはサン＝シモン主義者である。²⁹トクヴィルの青年期から壮年期に該当する一八三〇年代から一八四〇年代にかけて、サン＝シモン主義者グループが奇異の目で見られていた主たる理由は、既述の通り、彼らの女性観にあった。トクヴィルの見解は自らのデモクラシー論に基づくものであるが、そこに世評の影響が皆無であったと言いつけることは難しい。

少なくとも、トクヴィルがサン＝シモン主義者たちの行動や言動に関心を持っていたことは明らかである。ブローガンは、トクヴィルがアンファンタン宛の私信を認めていたことを明らかにしている。³⁰それはアンファンタンから送られた著作の写しに対する返信として書かれたものであった。そこではアンファンタンの著作の中に貧困者に対する配慮が満ちている点が指摘されており、人間の歴史はあらゆる生産物を共有する平等化に向かっていっていると述べられている。

トクヴィルがサン＝シモンやサン＝シモン主義者たちの思想を詳細に分析した明確な証拠は明らかになっていない

し、もちろんそれに関する著作も存在していない。そのため、彼がこれらの思想に対していかなる評価を下していたのかを明言することはできない。ただ、ほぼ確実にいえるのは、トクヴィルがサン＝シモンやサン＝シモン主義者たちの著作を読み、文字に起こさないまでも一定の考察を行っていたということ、そして多少は世間の評判に影響されていた可能性は否定できないまでも、これらの思想を冷静に理解しようと努めていたことである。

ただ、それでもトクヴィルは、サン＝シモン主義をはじめとする社会主義に対して、批判的な姿勢を崩すことはなかった。その理由は、サン＝シモンたちの考え方に限らず、広く社会主義という範疇に含まれるあらゆる思想が共通して抱えている問題、いうなれば社会主義の本質的危険性にあった。

第二節 トクヴィルの社会主義観

トクヴィルは、社会主義に関するノートを残している⁽³¹⁾。それが書かれた正確な時期は不明だが、二月革命後に書かれたものと推測され、彼の社会主義観を理解する大きな助けになる。よって、本節ではこのノート等を材料として、トクヴィルの社会主義観について考えていく。

このノートの冒頭で、トクヴィルは社会主義を「一種の奴隷制 (esclavage)」だと定義する。社会主義は人々の境遇の改善という意図を有しているだけでなく、それを制御しようという意思も持ち合わせている。社会主義は人間の個性や自立性を否定し、権力の重要性を強調させるものになっているため、絶対王政や教権主義の政治理論を彷彿とさせる。

トクヴィルが見るところ、社会主義には二つの種類がある。第一の社会主義は、財産やその境遇において平等な社

会を理想とするものである。第二の社会主義は、国家が各人の能力に応じて形成するヒエラルキー社会を目指すものであり、トクヴィルはその代表としてサン＝シモン主義を挙げている。

また、トクヴィルは、社会主義理論というものが、労を厭い、安易に財産を所有することを望む人々のための手段になってしまっている点も指摘している。

トクヴィルはこのように社会主義全体を評価した上で、個々の社会主義思想を次のように説明している。

無政府主義者のピエール・ジョセフ・プルードン Pierre Joseph Proudhon（一八〇九—一八六五）は、物質的充足 (bien-être) を求める熱烈な思いや際限ない消費欲が社会的な課題になっていくと考えた。サン＝シモン主義者のグループに属した経験のあるピエール・ルルー Pierre Leroux（一七九七—一八七二）は、国家は知的な守護者・番人の役割を果たすべきだとした。

トクヴィルは、古い時代の社会主義者として、サン＝シモンとプラトンを挙げている。サン＝シモンは汎神論を支持し、相続制度を廃止し、ヒエラルキーという形での秩序形成を主張した。プラトンは私有財産制と貧困の根絶を共に説き、共同生活の有効性を示して、特権階級と奴隷階級によって構成される階級制度を構想した。

それ以外にもトクヴィルは、サン＝シモン主義者を、中央権力が各人の能力に従って人々を格付けし、財産の分配を行うことを望む人々だと定義している他、共産主義者 (communists) については人工的で政治的な手法を用いて相続財産の平等化を目指している人々だと記している。トクヴィルの同時代人であり、二月革命後の臨時政府のメンバーにもなった詩人ルイ・ブラン Louis Blanc（一八一—一八八二）については、社会的権力 (pouvoir social) によって生産が統制され、国家を巨大な企業家にすることを望む人物として描いている。「ファランステール主義者」

(Phalanstériens) すなわちシャルル・フーリエ Charles Fourier (一七七二—一八三七) の思想の信奉者に関して、すべての人々に共同生活を強いて、不動産を産業用財産へと転換することを求める人々だとしている。

これらの様々な社会主義者に関して、トクヴィルは「ある者は私有財産の破壊を、ある者はその変質を、またある者はそれを制限し、そして別のある者はそれを管理しようとしている」と記している。社会主義者や社会主義思想はいずれも家族制度を攻撃対象としており、個人という存在を抑圧・統制するものであり、人々の能力や権利に制限を課すものである。トクヴィルが、社会主義を奴隷制の理論と批判した理由はこのような点にあった。

さて、このノートとは別に、二月革命の『回想録』*Souvenirs* (一八九三年) においても、社会主義は主要なテーマとして扱われている。

これらの理論〔社会主義理論〕は相互に著しく異なっており、しばしば反対の意味を示し、また時に敵対もしていた。けれども、それらはすべて政府よりも深いところを狙い、その基礎となっている社会自体を手に入れようと努めており、そして社会主義という共通の名前を名乗っていた。⁽³²⁾

この個所でトクヴィルは、特定の社会主義思想について論じるのではなく、社会主義と称している、もしくは社会主義に類すると考えられる思想を一括して分類し、それらがいずれも「社会」(*société*) 全体の直接的・構造的改変を試みる思想であることを指摘している。市民革命前の思想に重要なことは、政治制度・政治機構上の個人の自由と権利を擁護し、特に市民階級の政治参加を可能にする点にあった。しかし、市民革命によって名目上は政治的自由が

実現されると、産業化・市場経済化の進展による貧困や格差の顕在化によって、それらの社会問題の解決こそが最大の課題として浮上するようになり、その解決も社会的に行われる必要があると意識されるようになった。トクヴィルが、二月革命前に行った議会演説において、人々の関心が彼らの情熱が「政治的」(politiques)なものから「社会的」(sociales)なものへと変化したことを指摘したのは、そのような意識の拡大を認識していたためであった。⁽³³⁾ 社会主義はそのような時代的要請に応えるものとして登場したのであり、トクヴィルはそのような社会主義の性格を看破していた。彼は、「社会主義の理論」(théories socialistes)が民衆の「嫉妬」(jalousies)をかき立てたことによって発生した階級闘争革命だとして二月革命を定義した。⁽³⁴⁾ 中でも、国立作業場廃止を巡って発生した労働者の暴動である六月暴動について、トクヴィルは、「政府の形態を変えることではなく、社会の秩序を変化させることを目的」としている点がフランス革命からの六十年間に起きた様々な出来事の中でも特徴的であること、またそれが「政治闘争」(lutte politique)ではなく、「階級の戦い」(combat de classe)であり、「一種の奴隷戦争」(une sorte de guerre servile)であったことを記している。⁽³⁵⁾ 社会主義は文字通り、社会に注目し、現状の問題解決を社会の改造によって実現しようとする思想であった。社会主義は、政治から社会へと意識の対象を変化させていった人々にとって、自分たちの感情や行動を正当化するための理論となった。

社会主義に関するノートと『回想録』の内容をまとめると次のようになる。

まず、社会主義には、財産と境遇において平等を志向する考え方と、ヒエラルキーに基づく社会の形成を志向する考え方の二種類が存在する。社会主義は、人々が安易に物質的欲求を満たし、自身の境遇の改善を図るための手段のようになっているが、同時に人間の個性を否定する危険を内包したものである。そのため、トクヴィルは、社会主

義を「奴隷制」のための理論と呼んだ。加えて、社会主義は、「社会」の根本的変革を求める思想でもある。そしてそこには人々の嫉妬が作用しているが、これも彼らの物質的欲求に由来している。トクヴィルは、デモクラシー下の人々の性格的特徴として、「物質的安寧の追求」(goût du bien-être)や「物質的安寧への情熱」(passion du bien-être)を挙げているが、その意味で社会主義という思想はきわめてデモクラシー的だといえることができるだろう。⁽³⁶⁾つまり、社会主義とは、究極的にはデモクラシーの中で生きる人々の物質的利益への執着心に由来していることになる。

たとえば、一八四八年九月十二日に行われた憲法制定議会(Assemblée constituante)の憲法起草委員会における労働権(droit au travail)をめぐる議論の中で、トクヴィルは、社会主義が「人々の物質主義的な情熱」(passions matérielles de l'homme)を刺激するものであること、私的所有の原則を攻撃するものであること、そして人間の理性と自由に対する不信感に根差したものであることを理由に、社会主義に結び付くと思われていた労働権の導入に反対している。⁽³⁷⁾これなどは、トクヴィルが物質的安寧に対する人々の情熱と社会主義を関連づけていたことの証左であり、そのような事態に対する彼の懸念を示したものだといえる。

第三節 社会主義とフィジオクラシー

トクヴィルが、社会主義という思想と運動を具体的に検討するようになったのは一八四〇年代以降のことである。とりわけ、二月革命はトクヴィルの社会主義観に大きな影響を与え、これ以降彼にとって社会主義は単なる理論ではなく、現実的かつ具体的な脅威として認識されることになる。二月革命後、臨時政府は国立作業場の設置を決定し、憲法制定議会では労働権に関する議論が行われるようになった。この動きの中で、トクヴィルは社会主義に対しても、

労働権に対しても否定的な立場を取る。これまで思索上のものであった新種の専制が社会主義という形で現実化し始めたことが、トクヴィルの社会主義観に変化をもたらした最大の契機となった。彼の社会主義論の原型は早期の著作の中にもうかがえるが、本格的な思索は一八五六年の『アンシャン・レジームと大革命』*L'Ancien Régime et la Révolution* にしか見られない。この中で、トクヴィルは社会主義と重農主義すなわちフィジオクラシー（physiocratie）との思想的な関係性を取り上げている。

今日、「社会主義」という名前で呼ばれている破壊的な理論は最近生まれたものだとかく信じられているが、それは誤りである。この理論は、初期のフィジオクラット（*économistes*）と同時代のものである。フィジオクラットたちは社会の形態を変えるために自分たちが夢想した全能の政府を用いたが、社会主義者たちは社会の基礎を破壊するために想像の中で同じ力を奪取した。

モレリーの『自然の法典』を読んでみるといい。国家の全能性や無制限の権利に関するフィジオクラットの学説と共に、このところフランスを最も恐れさせている政治理論のいくつかも見出すことができるだろう。それはたとえば、財産の共有や労働の権利、絶対的な平等、あらゆる事柄における画一性、個人の活動における機械的な規則性、規則を強制する専制、そして市民の個性を社会の中に完全に埋没させること等である。⁽³⁸⁾

エティエンヌ・モレリー *Étienne Morelly*（一七二七—一七七八）は十八世紀フランスのユートピア思想家であり、私有財産制のない平等社会を提唱した。モレリー自身はフィジオクラットではなかったが、トクヴィルは彼の著作の

中にフィジオクラットの思想と同様に社会主義に通じる特徴が見出せることを指摘している。トクヴィルはフィジオクラシーから社会主義が生まれたというのではなく、これらが共通の思想的背景を有するものであることをモレリーを引いて示したのである。そのため、フィジオクラットについて考えることは、トクヴィルの社会主義観を理解する上で大きな意味がある。

フィジオクラットを代表する人物であるフランソワ・ケネー François Quesnay (一六九四—一七七四) が提唱した経済政策の眼目は、ルイ十四世治下の財務総監ジャン＝バティスト・コルベール Jean-Baptiste Colbert (一六一九—一六八三) の重商主義政策の是正にあった。イギリスやオランダと比べて経済的に劣位にあった十七世紀のフランスは、貿易収支の黒字化のために高級織物やガラス、陶器等の奢侈品生産を偏重し、国民生活に直接的に影響する農業を軽視した。また、製造品の輸出を拡大するために低賃金政策とそれを可能にする穀物低価格政策が採用されたことから、フランス農業は致命的な打撃を受けていた。⁽³⁹⁾ このような事態を打開するためにケネーが主張したのが、「良価」(bon prix) の保証と「純生産物」(produit net) の確保であった。⁽⁴⁰⁾ 良価とは生産費に一定の利潤を加えた価格のことであり、これは重商主義による人為的な穀物低価格政策を破棄し、穀物の流通を海外も含めて自由化した時にのみ実現される。また、純生産物とは生産物の売上価値から必要経費を控除した余剰部分のことだが、ケネーはあらゆる産業の中で純生産物を生み出し得るのは農業だけだと考えた。ケネーはこの経済関係を「経済表」(tableau économique) として図式化する。そして経済表に基づく秩序を「自然法」と呼んだ。そして為政者に求められるのは、この自然法が適切に機能する環境、いわば自由主義的経済体制を維持整備することにあつた。

ケネーは、自身の政治・経済構想に関して、「農業王国の経済統治の一般準則」(Maximes générales du gouvernement

économique d'un royaume agricole) を示している。⁽⁴¹⁾ 三十項目ある準則の中で、ケネーは土地が富の源泉であり、その富を殖やすことができるのは農業だけであること（第三準則）、経済秩序の根本は不動産と動産の所有権 (propriété) の安全にあること（第四準則）を明記している。その他にも農業生産が富の増大に有効である理由や適正な価格の維持、道路や航路の整備の必要性や自由交易の重要性などが説かれているが、ケネーの権力像を理解する上で注目するのは第一準則と第二十七準則である。まず第一準則において、彼は主権 (autorité souveraine) が唯一 (unique) のものであり、社会のあらゆるものに対して優越している (supérieure) ことを求める。そして第二十七準則では、多大な支出も富の増加のためであれば適正なものとされるため、政府は節約に専念するよりも、王国の繁栄に必要な事業に専念すべきだと述べている。絶対的かつ唯一的な主権が個別的利害を調整して、自らがあたかも事業者のように経済を牽引していく。トクヴィルは、十九世紀のフランス国家の姿を、「工業製品の最大の消費者 (consommateur)」⁽⁴²⁾「この国における最大の事業者 (entrepreneur)」と表現している。ケネーの準則を見ると、そのような国家の姿はすでにフィジオクラットによつて準備されていたことがわかる。つまり、フィジオクラットは、本来政治的主体であった国家という存在を経済的主体として再定義する思想の大枠を提供したのであった。

この考え方は経済的には有効だとしても、政治思想的に考えた場合、深刻な問題をはらんでいる。貴族も同業組合も顕在であった当時、上記のような経済表に則った体制を実現するには、第一準則によつて示された強力な権力が具体的に求められなければならない。そこでケネーは、かつてモンテスキュー Charles Louis de Montesquieu（二六八九—一七五五）が批判した中国の専制 (despotisme) を理想として、これを評価するに至る。モンテスキューは「不協和の調和」 (harmonie de dissonance) という概念を提示し、それを政治的自由の条件と考えた。⁽⁴³⁾ 彼は複数の権力主

体の対立を内包しながらも全体としては調和が実現されている政治秩序を提示しているが、これは専制とは互いに相容れない政治体制である。また、モンテスキューがその多元的な政治社会の構成要素と考えたのは貴族を筆頭とする封建的諸勢力であったため、彼の議論はフランス自由主義政治理論の嚆矢であると同時にフランスにおける保守思想の源流と見ることも可能である。いわばモンテスキューは既存の勢力の存在意義を肯定的に読み替えることによって、これらを新たな政治的自由のための条件として位置づけた。だが、その一方でこれらの存在は農民たちに対して貢租等の封建的拘束を様々な形で課しており、農産品の自由な生産とその流通の障害となっていた。自由な農産品流通によつて国富の増大を目論むケネーにとつて、様々な特権 (privilege) によつて経済を遅滞させる封建的勢力を権力的に抑えることは不可欠であり、それが専制への期待につながつていった。

ケネーは、一七六七年の『中国の専制』*Despotisme de la Chine*の中で、完全唯一の至高権によつて統治されている中国の政治体制を専制と把握し、これを評価する⁽⁴⁴⁾。ただし、専制には、法 (lois) によつて規制された絶対的権力を行使する君主による「合法的専制」(despotes légitimes) と、専横的な権力を篡奪して国民に対してそれを行使し、根本法 (lois fondamentales) による制限も受けない「恣意的専制」(despotes arbitraires) の二種類がある。ケネーはこのうち前者を支持しているため、彼も専制を無分別に受容したわけではなく、自然法が最大限有効に適用される健全な君主政を志向したというべきであろう。この点に関して、アルバート・ハーシュマンは、ケネーをはじめとするフイジオクラットたちが政治の失敗を考慮していたため、彼らは経済の拡大だけに問題解決の糸口を求めるのではなく、正しい経済政策を可能とするような新しい政治秩序の構築に傾いていったことを指摘している⁽⁴⁵⁾。要するに、ケネーたちは、政治的専制によつて新たな経済的自由を実現しようと試みたのであった⁽⁴⁶⁾。トクヴィルは、フイジオク

ラットについて、彼らは自由放任 (*laisser faire, laisser passer*) を主張していたが、政治的自由は忘れていたといっているが、正鵠を射た評価といえるだろう。⁽⁴⁷⁾

ケネーの考える専制にはもうひとつ、市民の所有権を後見的 (*tutelaire*) に守護するという役割が期待されていた。ジョン・ロック John Locke (一六三二—一七〇四) から少なからぬ影響を受けていたケネーは、自然法に則ってなされた各人の労働の獲得物に対する権利として自然権を理解しているが、ここで権力に期待されているのはそのような各人の自然権を擁護することであり、統治者は「後見的権力」 (*puissance tutelaire*) あるいは「後見的権威」 (*autorité tutelaire*) であることが求められる。⁽⁴⁸⁾ ケネーの理論において、権力は抑圧する存在から民衆を保護する存在への役割転換が要請されており、具体的には経済的権利の擁護と増進が求められていた。要するに、ケネーが目指していた権力像は、国民の経済的利益を守り、そのさらなる増大を支援する後見的な専制体制であった。自由はきわめて政治的な概念だが、ここにおいては経済的範疇にも適用されている。ただ、そのような自由観はロックにおいても同様であったが、ケネーの場合は経済における自由のために政治における自由が犠牲に供されている点に最大の特徴があり、またそれこそ最大の問題であった。

トクヴィルにとって、ケネーの主張した専制は、自身のデモクラシー理論で批判した「民主的専制」 (*despotisme démocratique*) に通じる性格がある。そのため、トクヴィルにとって、フィジオクラットの問題は同時代的な意味を持っていた。

フィジオクラット (*économistes*) たちが想像したこの巨大な社会的権力は、彼らの目前にある他のいかなる権力

よりも強大だというだけではない。その起源においても、その特性においても、この権力は従来のものとは異なっている。この社会的権力は直接的に神に由来するものでもなければ、伝統とも無関係であり、そして非人格的である。それはもはや王ではなく、国家と呼ばれるべきものである。それはある家族の遺産などではなく、全体から生まれた産物であり、全体の代表である。そして個人の権利は、この全体の意思に屈服させられるのである。

民主的専制という名前のこの特殊な形態の専制は、中世であれば思いもつかないものであったが、フィジオクラットにとってはすでに馴染みのものになっていた。社会内の階層化は進み、階級が存在が明らかになり、身分は固定化された。そのような中で民衆という存在は、ほとんど同じような、完全に平等な個人によって構成されている。この寄せ集めの大衆は唯一の正統な主権者として認知されているが、自らの政府を自分自身で指揮し監督することを可能にするあらゆる権能は周到に奪われている。大衆の上にあるのは、大衆の意見に耳を傾けることなく、大衆にかわってあらゆることを行う唯一の受託者 (mandataire) だけである。これを監督するためには、具体的手段を持たない公共の理性が求められる。これを阻むものは革命であって、法ではない。この受託者は法的には従属的な代理人に過ぎないが、実は支配者なのである。⁽⁴⁹⁾

トクヴィルによれば、デモクラシーの中で生きる人々によつて民主的専制が要求されるのは、物質的安寧に対する彼らの執着が理由であった。デモクラシー下の人々が物質的利益を熱烈に求めることについては前節でも触れたが、民主的専制はどのような人々の要求に応える「与える」専制体制としての役割を担う。

これに加えて、トクヴィルがフィジオクラットの文脈で民主的専制を語る際に重視しているのは、統治権力の性格

である。⁽⁵⁰⁾ トクヴィルは、著書の中で、ケネーが権力均衡を致命的欠陥をはらんだ制度だと述べていたことも引用している。⁽⁵¹⁾ かつて、トクヴィルが自身のデモクラシー理論を構築した際に最も注意を向けたのは人々の心理であった。彼がそのような接近法を採用したのは、市民革命後のデモクラシーがもはや理想ではなく与件となったことが影響していると思われる。他方、フィジオクラットを論じる際のトクヴィルは権力論を重視しているが、これは今回引用した『アンシャン・レژیームと大革命』が書かれた時期が要因として推測できる。トクヴィルがこの著作に取り組んだのは、彼がルイ・ナポレオンのクーデタ（一八五一年十二月）によつて政界引退を余儀なくされた後の一八五二年のことであり、実際に出版されたのは一八五六年であった。トクヴィルが引退した一八五二年には、ルイ・ナポレオンは国民投票を経て帝位に就き、第二帝政が始まっている。すなわち、トクヴィルが『アンシャン・レژیームと大革命』を書いたのは、第二帝政が新たな国家体制を確立しようとしていた只中であり、いわば革命前の時代への逆行してしまつたかのような状況にあった。そのため、トクヴィルはあらためて政体論や権力論を論じなければならなかつたのではないだろうか。絶対王政から革命、そしてナポレオン帝政を経て、何とか政治的自由と経済的發展を遂げてきたはずであったが、フランスはこの半世紀の蓄積を無にするかのように独裁・専制へと回帰してしまつた。そのような中で『アンシャン・レژیームと大革命』を書いていたトクヴィルは、一世紀以上前のフィジオクラットの文章の中にこの新たな専制の原型を見出したのである。フィジオクラットと社会主義が同じ背景から生まれたものであるとすれば、その帰結も共通したものとなるはずである。それが専制、より正確に言えばデモクラシーという新しい時代に、物質的安寧を求める人々の求めに応える民主的専制である。要するに、フィジオクラシーや社会主義が到達するものは、いずれも専制ということになる。デモクラシーも悪性化した場合は専制を招く恐れはあるが、デモクラシーは適

切な対策を講じることができれば専制を予防することは可能であり、それどころか従来以上に市民の自由を増進することもできる。だが、人々に対して抑圧的で統制の強いフィジオクラシーや社会主義には、そのような可能性は見出せない。そのため、フィジオクラットの思想はトクヴィルにとって批判の対象以外の何ものでもなかった。

おわりに

ここまでの考察を踏まえた上で、トクヴィルの考えに沿って社会主義の特徴をまとめると次のようになる。

第一に、社会主義はもはや「政治」ではなく、「社会」の改変を目指す思想である。よって、政治を対象とした啓蒙時代や市民革命期の思想と比べると、社会主義の射程はより広範で、より深い。そして社会主義の根底にある、社会に対する意識の高揚は、政治的・市民的自由の軽視と表裏をなしている。社会主義的な手法による社会的課題の解決は社会の画一化や個人の没個性化を伴うため、個人の尊厳や個人の思想の自由は犠牲とされることになる。また、サン＝シモン主義のように宗教的な色彩を帯びた場合、それは人の心に直接的に作用を及ぼす。いずれにしても、社会主義は個人の内面に直接的に影響を及ぼすことを躊躇しない点に、そして人間の精神の自由を抑圧する点に危険を内包している。トクヴィルが、社会主義を奴隷制の思想だと厳しく断罪した理由はそこにある。

第二に、多くの社会主義において目標とされたのは、社会の「組織化」(Organisation)である。社会主義者の多くも社会問題に懸念を示していたが、それ自体は必ずしも第一目標ではなく、彼らは社会の組織化が実現されれば、自ずと社会問題も解決されると考えた。彼らは組織化を工学的手法によって実現しようと考えており、サン＝シモンやサン＝シモン主義者が主張した産業体制はその典型である。この手法が肯定されるのは、効率的な産業活動によって

生産が拡大され、それを通して物質的充足が実現されるためである。よって、社会主義者のいう組織化とは産業すなわち経済による組織化であり、ひいては物質主義の肯定を意味する。要するに、社会主義においては、政治は物質主義に従属することになるのである。

第三に、社会主義は最終的に専制に到達する他ない。トクヴィルが社会主義と同じ素地から生まれたと考えるフィジョクラシーは、政治的自由を二の次にして露骨に専制を求めた。よって、社会主義も生来的に専制に対して親和的だと考えられる。次いで、サン＝シモンやサン＝シモン主義者の理論では、最終的には高級テクノクラートの指導に服さない限り、組織化は困難である。このように、社会主義は専制に肯定的であり、ヒエラルキー的な階層制度を前提とする思想である。

ここまで見てきたことからわかるように、社会主義がトクヴィルが育んできた思想の対極に位置するものであることは明白である。彼にとって社会主義とは奴隷の思想であり、思想を統制し、物質主義を喚起し、専制を招来するものに他ならなかった。社会主義のこのような帰結は、彼がデモクラシーの悪しき帰結として警戒してきたことそのものであった。

トクヴィルの社会主義評価に決定的な影響を与えたのは、二月革命とその後の六月事件である。それまで思索の対象に過ぎなかった社会主義が、具体的な脅威として顕在化したのがこの時であった。そのため、二月革命後、特に六月事件後のトクヴィルは、「社会に秩序と規律を打ち立て、革命派と社会主義者たちを打破する全ての措置に躊躇なく賛成票を投じた」のであった。⁵²そして、その後、彼は『アンシャン・レژیームと大革命』を執筆する段階に至り、絶対王政末期の状況や思潮を丹念に考察した結果、社会主義とフィジョクラットとの思想的な類似性と関連性を見出

すことになった。

トクヴィルに限らず、当時指導的立場にあった政治家の多くは、社会主義に対して否定的であった。数少ない例外が実際にサン＝シモンの思想を学んだ経験のあるルイ＝ナポレオンだが、そしてそのナポレオンがクーデターによって帝政を始めたことを考えると、トクヴィルが抱いていた危惧は杞憂ではなかったといえるだろう。⁽⁵³⁾

トクヴィルがアンファンタン宛てに手紙を書いていたことは本論において取り上げたが、その内容からもうかがえるように、トクヴィルも社会主義者たちと共に、貧困問題とそれに苦しむ民衆の境遇に対する関心と同情を抱いていた。そしてトクヴィルは一八四〇年代の後半に入ると、積極的に社会政策を打ち出すようになる。⁽⁵⁴⁾ けれども、彼は決して社会主義に同意することはなかった。トクヴィルは自由に対する強烈なまでのこだわりを決して放棄することはなかった。この自由に対する執心が、彼に社会主義を否定させたのであろう。フランスにおいて「連帯」(solidarité)という概念が主張されるようになるのは十九世紀後半、イギリスのホブハウスらによつて新自由主義(New Liberalism)が主張されるようになるのはトクヴィルの死から半世紀以上経った二十世紀前半のことである。トクヴィルの時代には、人間の自由の尊重と社会問題の解決は必ずしも一致していなかった。それらが一体的に理解されるようになるには、いましばらくの時間が必要であった。

〔本稿は、本稿執筆者による学位論文「アレクシス・ド・トクヴィルの政治・経済論 デモクラシー・産業化社会における道徳性に関する考察」の一部に対して、大幅に加筆修正を施したものである。〕

- (1) 樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』（東京大学出版会、一九九四年）四七頁。
- (2) 当時のフランスの経済学者アルバン・ド・ヴィルヌーヴ・バルジュモン（Alban de Villeneuve Bargemon（一七八四—一八五〇）は、アダム・スミスやジャン・バティスト・セイらによる古典派経済学はプロテスタント的・個人主義的・自由主義的で貪欲な経済理論であり、これこそが貧困の原因だと批判している [Seymour Drescher, *Dilemmas of Democracy, Tocqueville and Modernization* (Pittsburgh, University of Pittsburgh Press, 1968), p. 104. [シーモア・ドレンジャー『デモクラシーのディレンマ』桜井陽二訳（荒地出版社、一九七〇年）九三頁]）。
- (3) この時代の主要な思潮である自由主義も、そのような政治・社会状況の中から生まれたものであった。松本礼二は、フランス革命と産業革命という「二重革命」がひき起こした「ポスト革命期」の中で誕生した様々なイデオロギーのひとつとして自由主義を定義し、それはフランス革命の成果を守ると同時に急進化と反動化という革命の悪循環を絶ち切り終結させるという二重の課題を負っていたという評価を下している [松本礼二／川出良枝『近代国家と近代革命の政治思想』（放送大学教育振興会、一九九七年）一二六—一二七頁]。
- (4) Henri de Saint-Simon, “De la réorganisation de la société européenne ou de la nécessité et des moyens,” in *Œuvres Complètes II* (Paris, Presses Universitaires de France, 2012), p. 1247. [サン＝シモン「ヨーロッパ社会の再組織について」『サン＝シモン著作集』（第二巻）森博編・訳（恒星社厚生閣、一九八七年）二〇〇頁]。
- (5) Sébastien Camille Gustave Charlét, *Histoire du Saint-Simonisme, 1825-1864* (Paris, Paul Hartmann, 1931), p. 25. [ヤン・ステイアン・シャルレティ『サン＝シモン主義の歴史』沢崎浩平／小杉隆芳訳（法政大学出版局、一九八六年）三三頁]。
- (6) Henri de Saint-Simon, “Catéchisme des industriels,” in *Œuvres Complètes IV* (Paris, Presses Universitaires de France, 2012), p. 2876. [アンリ・ド・サン＝シモン『サン＝シモン著作集（産業者の教理問答）』（第五巻）森博訳（恒星社厚生閣、一九八八年）二頁]。
- (7) Saint-Simon, *Catéchisme*, p. 2881. [邦訳八頁]。
- (8) 藤原孝「サン＝シモンの後期国家論序説」〔『政経研究』第三十七巻第三号、二〇〇〇年〕六六—六七頁。

- (9) Saint-Simon, Catéchisme, p. 2905. [邦訳二八頁]。
- (10) Saint-Simon, Catéchisme, pp. 2977-2978. [邦訳一二六頁]。
- (11) サン＝シモンは、キリスト教の創始から十五世紀まで、人類は「一般的感情」(sentiments généraux) および「唯一につて普遍的な原理」(principe universel et unique) の確立と、「出生にもとづくアリストクラシー」(aristocratie de la naissance) から「才能にもとづくアリストクラシー」(aristocratie des talents) への移行を実現するために努めてきたが、個別性を理想としたマルティン・ルターの宗教改革によってその努力が途絶されてしまったと考えており、人類はその努力を再開しなければいけないと訴えている [Henri de Saint-Simon, “Nouveau christianisme,” in *Œuvres Complètes IV* (Paris, Presses Universitaires de France, 2012), p. 3221. [アンリ・ド・サン＝シモン『サン＝シモン著作集(新キリスト教)』(第五卷) 森博訳(恒星社厚生閣、一九八八年)二八九―二九一頁]。
- (12) Sheldon Wolin, *Politics and Vision, Continuity and Innovation in Western Political Thought, Expanded Edition* (Princeton, Princeton University Press, 2004), p. 338. [シェルドン・ウォーリン『政治とヴィジョン』尾形典男／福田歓一／佐々木武／有賀弘／佐々木毅／半澤孝麿／田中治男訳(福村書店、二〇〇七年)四三五―四三六頁]。
- (13) OC, III-3[Écrits et discours politiques], p. 189.
- (14) ウォーリンは公共性を最大限配慮した「政治的なもの」(the political) に対して、そういった規範性を喪失し、主に経済等によって代替されてしまっている現在の政治状況を「政治」(politics) と呼んで批判し、そのような潮流を「政治的なものへの攻撃」と考えた [Wolin, p. 371-376. [邦訳四七六―四八三頁] および川崎修『政治的なもの』の行方』(岩波書店、二〇一〇年) 八七―九〇頁]。ウォーリンは現代政治が経済によって歪曲されていると警鐘を鳴らしているが、彼はそのような傾向を形作った主要人物としてサン＝シモンを取り上げ、厳しい批判を加えている。
- (15) 藤原孝「サン＝シモン思想における『新キリスト教』の位置」(『政経研究』第三十三巻第一号、一九九六年) 四七六頁。
- (16) Saint-Simon, Nouveau Christianisme, p. 3184. [邦訳二四六頁]。
- (17) Saint-Simon, Nouveau Christianisme, p. 3189. [邦訳二五一頁]。

- (18) フランス語で *père* は「父」「神父」といった意味だが、頭文字を大文字にすると「神」という意味になる。サン＝シモン支持者の間でアンファンタンとバザールの神格化が進んでいたことがうかがえる。
- (19) Charl  ty, p. 66. [邦訳七四―七五頁]。
- (20) ローレンツ・シュタイン『平等原理と社会主義 今日フランスにおける社会主義と共産主義』石川三義／石塚正英／柴田隆行訳（法政大学出版局、一九九〇年）二二五頁。
- (21) Charl  ty, p. 63. [邦訳七一―七二頁]。
- (22) Charl  ty, p. 125. [邦訳一二四頁]。
- (23) スエズ運河建設に尽力した外交官フェルディナン・ド・レセップス Ferdinand de Lesseps（一八〇五―一八九四）は青年期にサン＝シモン主義の影響を受けており、サン＝シモン主義者たちの宿願は四半世紀の後にこのかつての信奉者によって実現されたことになる。
- (24) サン＝シモンは「産業」と「組織化」を結び付けた「社会科学」（social science）を打ち立てたが、コントは一八二二年には「社会物理学」（social physics）という名で師の考えに挑戦することを試み、そして一八三九年には「社会学」（sociologie）という名前の新しい科学を打ち立てた [Richard Swedberg, *Tocqueville's Political Economy* (Princeton and Oxford, Princeton University Press, 2009), pp. 121-122]。
- (25) 杉本隆司「民衆・宗教・社会学 サン＝シモンとコント」宇野重規／伊達聖伸／高山裕二編著『社会統合と宗教的なもの十九世紀フランスの経験』（白水社、二〇一二年）所収、七五―七七頁。
- (26) それ以外にも、サン＝シモン主義者グループを牽引したアンファンタンという指導者の個性もサン＝シモン主義の変質の原因として挙げなければいけないだろう。また、藤原孝は、変化の原因としてロマン主義を挙げている [藤原孝「サン＝シモンニズムの形成」(『政経研究』第三十九巻第三号、二〇〇二年) 八八頁]。
- (27) Andr   Jardin, *Alexis de Tocqueville, 1805-1859* (Paris, Hachette, 1984), p. 383. [アンドレ・ジャルダン『トクヴィル伝』大津真作訳（晶文社、一九九四年）四四五―四四六頁]。

(28) *DAI*, 3:12, p. 725. [邦訳第二卷(下)五〇―五一頁]。トクヴィルは男女が同じ存在になるという考えには違和感を覚えていたが、デモクラシーによる平等化の流れの中で男女は平等になると考えていた。

(29) Hugh Brogan, *Alexis de Tocqueville, A Life* (New Haven, Yale University Press, 2006), p. 364.

(30) Brogan, p. 413.

(31) *OC*, III-3, pp. 189-192.

(32) *S*, 2:2, p. 787. [邦訳一二二頁]。引用中の括弧は本稿執筆者による注。

(33) *S*, 1:1, p. 736. [邦訳二二頁]。

(34) *S*, 2:2, p. 787. [邦訳一三〇頁]。

(35) *S*, 2:9, p. 842. [邦訳二二六―二二七頁]。

(36) *DAI*, 2:10, p. 643. [邦訳第二卷(上)一二四頁]。

(37) *OC*, III-3, pp. 170-171.

(38) *AR*, 3:3, p. 191. [邦訳三四二―三四四頁]。

(39) 根井雅弘『経済学の歴史』(講談社学術文庫、二〇〇五年)二六―二七頁。

(40) 根井、前掲書、二八―三〇頁。

(41) François Quesnay, “Maximes generales du économique d’un royaume agricole,” in *Œuvres économiques et philosophiques de F. Quesnay* (Paris, Jules Peelman, 1888), pp. 329-337. [フランソワ・ケネー『経済表』平田清明／井上泰夫訳(岩波文庫、二〇一三年)二一九―二三〇頁]。以下に、その概要を記す。①主権は唯一であり、社会のあらゆる個人に対しても、また特殊利害に立つすべての不正な企てに対しても優越していること。②国民が、最も完全な統治を構成する自然秩序の一般法について教えられていること。③主権者と国民は、土地が富の唯一の源泉であり、富を増殖させるのは農業であることを決して忘れないこと。④土地財産と動産的富の所有権がそれらの合法的な所有者に保証されていること。⑤租税が破壊的なものでないこと。⑥耕作者の前払が十分であって、土地耕作の支出によって、年々最大の生産物を再生させ得ること。⑦収入の総額がす

べて年々の流通に復帰し、この流通の全範囲にわたって巡歴すること。⑧経済統治が関心を寄せるべきは唯一、生産的支出と粗生産物との交易を助長することであるため、不生産的支出はなるがままに任せること。⑨耕作すべき大領土を所有している、粗生産物貿易を容易に行うことのできる国民は、農業の労働と支出を犠牲にしてまで、製造業と奢侈品商業に資金と人を差し向けるようなことは避けなければならない。何よりもまず、王国は豊かな耕作者で満ちていなければならない。⑩諸収入の一部でも、貨幣あるいは商品の形態で還流することもなく外国に流出させないこと。⑪住民の富が王国の外に持ち出されてしまうため、彼らの国外流出は避けなければならない。⑫農村に耕作者 (laboureurs) がいなくなるようなことが起こらないように、富裕な農民 (fermiers) の子弟を農村に定住させること。⑬各人が、自分の利害や財力、土地の資質に見合った生産物を自分の畑で自由に耕作すること。そうすれば、でき得る限り最大の生産物が得られることになる。⑭家畜の増殖が奨励されること。⑮穀物の耕作にあてられる土地は、富裕な耕作者の経営する大農地にできるだけ統合すること。⑯売り上げがあつて初めて再生産が可能になるため、粗生産物の対外商業を決して妨げないこと。⑰道路を修繕し、運河や河川、海を利用した水上交通によって、生産物および手工業商品の販路を整備し、運搬を容易にすること。⑱王国内の生産物や商品の価格をわずかも低下させないこと。豊饒と高価維持の両立こそ繁栄なのである。⑲貧困者にとって、生産物の価格の安さが有利なことだとは思わないこと。⑳最下層の市民階級の生活の安楽 (aisance) を損なわないこと。㉑地主や投機的な職業を営む人たちが、彼らの収入や利益を流通と配分から切り離す、生産的ではない貯蓄に励むようなことがないようにすること。㉒奢侈的な装飾に熱中しないこと。㉓外国との相互貿易で国民が損害を被らないこと。㉔外国との相互貿易にあたって肝心なのは、販売した商品と購入した商品それ自体から生ずる利益の多寡を吟味することとせず、ただ貨幣での差額からだけ利益を判断して、安易な利益に欺かれないようにすることである。㉕交易の完全な自由が維持されること。㉖人口の増加よりも、収入の増加に注意を傾けること。㉗政府は節約に専念するよりも、王国の繁栄に必要な事業に専念すること。㉘租税徴収や政府支出の財政活動が、貨幣財産集積の要因にならないこと。㉙一国家の非常の必要に応ずるための資力は国民の繁栄からのみ期待し、金融資本家 (financier) の信用貸からは期待しないこと。㉚国家は借入金を避けること。

(42) AR, 3:4, p. 204. [邦訳三六五頁]。

- (43) 川出良枝『貴族の徳、商業の精神 モンテスキューと専制批判の系譜』（東京大学出版会、一九九六年）一八四—一八九頁。
- (44) François Quesnay, “Despotisme de la Chine,” in *Œuvres économiques et philosophiques de F. Quesnay* (Paris, Jules Peelman, 1888), pp. 563-564.
- (45) Albert O. Hirschman, *The Passions and the Interests, Political Arguments for Capitalism before Its Triumph* (Princeton, Princeton University Press, 2013), p. 96. [アルバート・O. ハーシュマン『情念の政治経済学』佐々木毅／旦祐介訳（法政大学出版局、一九八五年）九六頁]。
- (46) ハーシュマンは、一方で政府の介入に対する市場の自由を擁護しつつ、他方で「正しい」経済システムを支持する全能の支配者によって市場の自由が強制されることを主張したフィジオクラットたちを「奇妙」と評している [Hirschman, pp. 97-98. [邦訳九七—九八頁]]。
- (47) *AR*, 3:3, p. 187. [邦訳三三七—三三八頁]。
- (48) 安藤裕介『商業・専制・世論 フランス啓蒙の「政治経済学」と統治原理の転換』（創文社、二〇一四年）四八—五二頁。安藤は、ケネーの理論は封建的秩序からの解放といった性格を有していたが、同時に政治体全体の有用性から導出された個人の物質的利益の追求を推奨する、ある種の功利主義的政治哲学を内包していたと述べている [安藤、前掲書、五六—五七頁]。
- (49) *AR*, 3:3, p. 190. [邦訳三四二—三四三頁]。
- (50) フランソワ・フュレも、トクヴィルはフィジオクラットの経済分析について、反コルベール主義の主張である自由放任については拘泥せず、あくまでも合法的専制のみに注目していると述べている [François Furet, *Penser la Révolution française* (Paris, Gallimard, 1985), pp. 239. 「フランソワ・フュレ『フランス革命を考える』大津真作訳（岩波書店、二〇〇〇年）二七三—二七四頁]]。
- (51) *AR*, 3:3, p. 188. [邦訳三三八頁]。
- (52) *S*, Appendice II, p. 961.

- (53) 野村啓介『フランス第二帝政の構造』（九州大学出版会、二〇〇二年）三三―三五頁。
- (54) OC, III-2[Écrits et discours politiques], pp. 742-744.

「トクヴィルと社会主義」参考文献一覧

「トクヴィルの著作」

Alexis de Tocqueville, *Œuvres Bibliothèque de la Pléiade*, t. 1-3 (Paris, Gallimard, 1991-2003).

Alexis de Tocqueville, *Œuvres Complètes* (Paris, Gallimard, 1951-). [論文内ではOCと略記]

・トクヴィルの著作を参考・引用する場合は、基本的に上記のプレイヤード版を用いる。上記プレイヤード版に収録されていないトクヴィルの文献については、ガリマール社版全集を用いる。

・トクヴィルの著作のうち、『アメリカのデモクラシー』（第一巻・第二巻）*De la démocratie en Amérique*, t. 1-2（一八三五年および一八四〇年）、『回想録』*Souvenirs*（一八九三年）、『アンシャン・レジームと大革命』*L'Ancien Régime et la Révolution*（一八五六年）、『一七八九年以前と以後におけるフランスの社会・政治状況』*État social et politique de la France avant et depuis 1789*（一八三六年）、『貧困に関する覚書』（第一論文）*Mémoire sur le paupérisme*（一八三五年）および第二論文 *Deuxième article sur le paupérisme*（未刊）については、それぞれDA I / DA II, S, AR, ES, P1 / P2とこの略記号を用いて出典元を表記する。

それら以外の文献を引用する場合、基本的には上記のガリマール版全集を使用し、OCという略記号を用いて示す。

〔参考文献〕

安藤裕介『商業・専制・世論 フランス啓蒙の「政治経済学」と統治原理の転換』（創文社、二〇一四年）。

Louis Blan, , *Organisation du travail* (Paris, Bureau de la société de l'industrie fraternelle, 1847), Bibliothèque nationale de France, 31 August 2014 <<http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k24230t>>.

Hugh Brogan, *Alexis de Tocqueville, A Life* (New Haven, Yale University Press, 2006).

Robert Castel, *Les metamorphoses de la question sociale, Une Chronicle du salariat* (Paris, Gallimard, 1995). [ロベール・カステル、ロベール『社会問題の変容 賃金労働の年代記』前川真行訳 (ナカニシヤ出版、二〇一二年)]。

Sébastien Camille Gustave Charl ty, *Histoire du Saint-Simonisme, 1825-1864* (Paris, Paul Hartmann, 1931). [セバスティアン・シャルレティ『サン＝シモン主義の歴史』沢崎浩平／小杉隆芳訳 (法政大学出版局、一九八六年)]。

Louis Chevalier, *Classes laborieuses et classes dangereuses* (Paris, Perrin, 1958). [シュヴァリエ、ルイ『労働階級と危険な階級 十九世紀前半のパリ』喜安朗／木下賢一／相良匡俊訳 (みすず書房、一九九三年)]。

堂目卓生『アダム・スミス 『道德感情論』と『国富論』の世界』(中公新書、二〇〇八年)。

Seymour Drescher, *Dilemmas of Democracy, Tocqueville and Modernization* (Pittsburgh, University of Pittsburgh Press, 1968). [シーモア・ドレッシンヤー『デモクラシーのディレンマ』桜井陽二訳 (荒地出版社、一九七〇年)]。

Drolet, Michael, *Tocqueville, Democracy and Social Reform* (Basingstoke, Palgrave Macmillan, 2003).

Fran ois Furet, *Penser la R volution fran aise* (Paris, Gallimard, 1985). [フランソワ・フュレ『フランス革命を考える』大津真作訳 (岩波書店、二〇〇〇年)]。

Albert O. Hirschman, *The Passions and the Interests, Political Arguments for Capitalism before Its Triumph* (Princeton, Princeton University Press, 2013). [アルバート・O・ハーシュマン『情念の政治経済学』佐々木毅／旦祐介訳 (法政大学出版局、一九八五年)]。

樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』(東京大学出版会、一九九四年)。

今村仁司『近代の労働観』(岩波新書、一九九八年)。

川出良枝『貴族の徳、商業の精神 モンテスキューと専制批判の系譜』(東京大学出版会、一九九六年)。

川崎修『政治的なるもの』の行方』（岩波書店、二〇一〇年）。

Keslassy, Eric, *Le liberalism de Tocqueville à l'épreuve du paupérisme* (Paris, L'Harmattan, 2000).

——, *Démocratie et égalité* (Paris, Breal, 2003).

——, *Alexis de Tocqueville, De la démocratie an Amerique, Pour une sociologie de la démocratie* (Paris, Ellipses, 2012).

菊谷和宏『「社会」の誕生 トクヴィル、デュルケーム、ベルクソンの社会思想史』（講談社選書メチエ、二〇一一年）。

松本礼二／川出良枝『近代国家と近代革命の政治思想』（放送大学教育振興会、一九九七年）。

中木康夫『フランス政治史』（上・中・下）（未來社、一九七五—一九七六年）。

根井雅弘『経済学の歴史』（講談社学術文庫、二〇〇五年）。

野村啓介『フランス第二帝政の構造』（九州大学出版会、二〇〇二年）。

重田園江『連帯の哲学Ⅰ フランス社会連帯主義』（勁草書房、二〇一〇年）。

大沢真理『イギリス社会政策史 救貧法と福祉国家』（東京大学出版会、一九八六年）。

François Quesnay, *Œuvres économiques et philosophiques de F. Quesnay* (Paris, Jules Peelman, 1888). [フランソワ・ケネー

『経済表』平田清明／井上泰夫訳（岩波文庫、二〇一三年）]。

Henri de Saint-Simon, *Œuvres Complètes, I-IV* (Paris, Presses Universitaires de France, c. 2012). [アンリ・ド・サン＝シモン

『サン＝シモン著作集』（第一巻—第五巻）森博訳（恒星社厚生閣、一九八七—一九八八年）]。

Paul A. Rahe, *Soft Despotism, Democracy's Drift, Montesquieu, Rousseau, Tocqueville and the Modern Prospect* (New Haven, Yale University Press, 2009).

ローレンツ・シュタイン『平等原理と社会主義 今日フランスにおける社会主義と共産主義』（石川三義／石塚正英／柴田隆行訳（法政大学出版局、一九九〇年）。

Richard Swedberg, *Tocqueville's Political Economy* (Princeton and Oxford, Princeton University Press, 2009).

田中拓道『貧困と共和国 社会的連帯の誕生』（人文書院、二〇〇六年）。

宇野重規『トクヴェール 平等と不平等の理論家』（講談社選書メチエ、二〇〇七年）。

宇野重規／伊達聖伸／高山裕二編著『社会統合と宗教的なもの 十九世紀フランスの経験』（白水社、二〇一一年）。

Sheldon Wolin, *Politics and Vision, Continuity and Innovation in Western Political Thought, Expanded Edition* (Princeton, Princeton University Press, 2004). [シエルドン・ウォーリン『政治とヴィジョン』尾形典男／福田歓一／佐々木武／有賀弘／佐々木毅／半澤孝磨／田中治男訳（福村書店、二〇〇七年）]。

——, *Tocqueville, Between Two Worlds, The Making of a Political Theoretical Life* (Princeton, Princeton University Press, 2004).

〔参考文献〕

北川善英「二月革命と労働権 (Le droit au travail) フランス人権史の一考察」(一・二) (『名古屋大学 法政論集』第八十一号、一九七九年) 一—五頁および(第八十二号、一九七九年) 一三三—一八五頁。

杉本隆司「民衆・宗教・社会学 サン＝シモンとコント」宇野重規／伊達聖伸／高山裕二編著『社会統合と宗教的なもの 十九世紀フランスの経験』（白水社、二〇一一年）所収、六三—九四頁。

藤原孝「サン＝シモン思想における『新キリスト教』の位置」(『政経研究』第三十三卷第一号、一九九六年) 四六七—四八二頁。

——「サン＝シモンの後期国家論序説」(『政経研究』第三十七卷第三号、二〇〇〇年) 五九—七二頁。

——「サン＝シモンイズムの形成」(『政経研究』第三十九卷第三号、二〇〇二年) 七七—九五頁

Swedberg, Richard, “Tocqueville as Economic Sociologist?,” *The Tocqueville Review*, Vol. 27, No. 1(2006), 131-167.

高草木光一「ルイ・ブラン『労働の組織』と七月王政期のアソシアシオニスム 普通選挙と「社会的作業場」」(上) (『三田学会雑誌』第八十七卷第三号、一九九四年) 六四—八四頁。

——「ルイ・ブラン『労働の組織』と七月王政期のアソシアシオニスム 普通選挙と「社会的作業場」」(下) (『三田学会雑誌』第八十七卷第四号、一九九五年) 三八—五九頁。

田中拓道「市場・貧困・統治 十八世紀末から一八三〇年代のフランスにおける政治経済学」〔『経済学史研究』第五十二卷第一号、二〇一〇年〕二〇―二四頁。

国策のあり方を問う沖縄県知事選

——辺野古新基地建設の選挙への影響を中心にして——

照 屋 寛 之

はじめに

沖縄における米軍基地の整理縮小を求める二度の国会決議にもかかわらず、これまで進められてきた基地の整理縮小は依然として進展せず、相変わらず在日米軍専用施設の約七四％が配備されている。^①このような基地を取り巻く政治経済環境の中で沖縄では、選挙の度に基地の整理縮小・撤去が争点のひとつにならざるを得なかった。^②

このように基地の過重負担が続く中で行われた県知事選でも、必然的に基地問題が争点となった。従って、沖縄の選挙は常に一地方の選挙にとどまらないスケールをもつ。地方選挙は本来、その地域の住民の福祉などをめぐる身近

な政治のあり方を住民自身が決定する機会であるが、沖縄の有権者は日本の国策を選択する課題を選挙のたびに突きつけられてきた。そうならざるを得ないのは、政府が選挙をその国策を沖縄に強引に押しつけ受け入れさせる機会であると位置づけていることに因る。沖縄県民がその民意を無視する政策に対して繰り返し大規模な県民大会を開催し、抗議しても、政府は県民の声を無視し押しつけてくる。そのため県民は選挙の度に保革に分断されることを余儀なくされてきた。⁽⁴⁾選挙で問われたのは、国策としての辺野古新基地建設の是非であり、政治的正当性であった。つまり、そこでは国策を強引に押しつける政府に対峙し、国策のあり方を真摯に問う沖縄県民という冷徹な対立軸が疑う余地もなく明瞭な形で浮かび上がってきた。

このような政治状況の中で、政府は口癖のように「外交、安保政策は政府の専管事項」と述べるように、基地問題、安全保障問題は国政の重要課題であり、地方選挙で問うべき問題ではないことを強調し、その争点化を必死に否定し、巧みに争点化を回避してきた。読売、産経、日経新聞などの一部メディアも本稿「沖縄知事選とメディアの報道」で詳細にみるように、そのことを後押ししてきたのも事実である。⁽⁵⁾地方自治のあり方に重点を置いて考えるならば、地方自治体は、地方自治法が定めている「住民の福祉の増進」を基本とするその責務を遂行するためには、国の専管事項だと言われる事務についても、これを住民生活との関わりで「地域における行政」と捉え直し、その責務を遂行するための施策を実施することは現行法上も十分可能であり、従って、これを地方選挙で争点化することが許されることは理の当然であろう。沖縄の基地問題、とりわけ米軍普天間飛行場の辺野古への移設問題を国も専管事項であることを殊に強調し地方選挙でその争点化を意図的に回避しようとすることは、逆に憲法、地方自治法が定める地方自治体の責務の放棄に繋がりがかねない。⁽⁶⁾

基地の撤去を訴える候補が当選するか、或いは国の外交・防衛政策に理解を示す候補者が当選するかは、その後のわが国の外交・防衛のあり方にも大きな影響を与えることは必至であり、沖縄は日米安保の根幹を担っている部分もあり、沖縄の知事選は単に一地方の選挙ではなく、「知事選の行方は国内だけでなく、日本外交に大きなインパクトを与えることになる。県民の選択に国内外から注目が集まっている」^⑦。政府にとっても沖縄の知事選は関心を示さざるをえない。菅義偉官房長官は二〇一三年九月に普天間問題について「過去の問題だと思っている」^⑧と発言したものの、政府の対応は国政選挙並みであった。

因みに、立候補した四候補の基地問題に対するスタンスの違いはこれまでの選挙とは違って明確であった。現職の仲井真弘多氏（自民党、次世代の党推薦）は、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設を容認。普天間の一日も早い危険性の除去を最優先。五年以内の運用停止を首相と約束したことを強調した。翁長氏（社民、共産、社大党、生活の党支援）は、辺野古への移設絶対反対、建白書で示された「閉鎖・撤去」「県内移設断念」を訴え、承認取り消し・解決の姿勢を明確に示した。下地幹郎氏（維新の会、政党そうぞう支援）^⑩は現状を打破するため、辺野古への移設の賛否を県民投票に付す必要性を説いた。喜納昌吉氏は仲井真知事の埋め立て承認の取り消しを米国との交渉により決して不可能ではないと訴えた。今選挙においては、二〇一三年一二月に仲井間知事が移設を容認して初めての選挙となったため、これまでの知事選にはなく移設問題が最大の争点としてクローズアップされ、埋め立て承認をめぐる県民投票的性格を帯びた知事選挙となった。まさしくわが国の防衛政策、国策のあり方が問われる知事選となった。

本知事選には四人が立候補したが、実質的には仲井真氏と翁長氏の一騎打ちであったので、本稿では仲井真氏と翁長氏に焦点を当て、これまでの革新対保守対決選挙から保守対脱革新共闘・オール沖縄勢力になった背景、基地問題

が明確に争点化され、選挙結果にどのような影響を与えたか、有権者の投票基準はこれまでの知事選と変わったのか、さらに、在京六紙の基地問題をめぐる報道の「二極分化」などを中心に論究してみたい。

Ⅱ 革新共闘会議からオール沖縄へ

米軍普天間飛行場の移設問題は、これまでの沖縄の選挙での保守・革新の構図を大きく変容させた。米軍統治下の自治権拡大闘争の成果として実施された一九六八年一月の主席公選は、復帰後の沖縄県内の政治構図を決定づける選挙であった。この主席公選を契機に県内では保守対革新の政治構図ができあがった。自民党、社会党の二大政党を軸とした中央の政治構図のスタートが「五五年体制」なら、沖縄は「六八年体制」と言われた政治・政党の構図が構築された。この選挙戦で注目されたのは、革新共闘会議の結成であった。この会議は、六八年の主席公選、立法院議員選挙の際に組織として、社会党、社大党、共産党と教職員組合、全軍労など県内有力労働組合で初めて結成されたもので、復帰後の県知事選挙はもちろんのこと、衆参両院の国政選挙でも大きな成果を残した。自民党は一党で候補者を出すほどの勢力があった。ところが、革新陣営は各党バラバラで選挙を戦ったのでは自民党に勝つことは容易ではなかった。そこで考え出された組織が革新共闘会議であった。米軍施政権下にあつて反戦・反基地、人権闘争、そして即時本土復帰という大きな目標で各党が一致し、共闘体制ができた。その後の選挙ではその体制の結束いかによつて選挙に大きな影響を与えた。¹¹本来、選挙に際して候補者、政策について政党が主体的な役割を担うべきであるが、主席公選当時の政党は選挙戦を闘う力がなく、主席公選での屋良候補、革新共闘の誕生は歴史の必然だった。¹²

一九六八年の主席公選以降、「安保・基地」を対立軸とした保革の対立構図で争われてきた行政主席、県知事選は、

今回初めて保守分裂選挙、更に自民党から分裂した保守の一部と社民党、共産党、社大党、生活の党がこれまでの垣根を取っ払い、オール沖縄で結集・結束した画期的な知事選であった。「元自民党の一部から共産党までが、政府自民党と闘うという、おそらく日本の戦後史に先例をみない共闘体制で闘われた⁽¹³⁾」という点で歴史に残る選挙であった。保守の一部とはいえ、保守とかつての革新共闘会議を構成していた主要政党である社会党、共産党、社大党が共闘することは全く考えられないことであった。共闘体制の地殻変動である。辺野古移設反対で一致し、大同団結して辺野古推進を訴える自民党と闘うことになった。まさしくかつての保守の対決から保守対オール沖縄の闘いの構図になった。

辺野古移設問題は、自公の選挙協力にも大きな影響を与えた。一九九八年の県知事選から自公体制を構築し、自民党を支えてきた公明県本部は、県内移設に反対の公明党は、辺野古移設を容認する仲井真知事を支持することはできず、今県知事選では自主投票に転じ、過去一六年間、保守県政を支えてきた自公の枠組みが崩れた。…日米両政府が普天間飛行場全面返還に合意して以降、四回の知事選で普天間問題が争われた。今選挙で四氏の姿勢は明確に分かれている。⁽¹⁴⁾ 今回の知事選は「従来の保守対立が崩れ、保守・中道勢力が分裂していることも特徴だ。…その結果は政党間の今後の選挙協力や対立構図にも影響を与えるとみられる⁽¹⁵⁾」。移設問題へのスタンスの違いが、この新しい構図を生んだと考ええると、基地問題が沖縄の選挙での政党の選挙協力に決定的な影響を与えたと言える。今や、沖縄にとつて辺野古の新基地建設問題は、「⁽¹⁶⁾ 保革を超えた人としての尊厳にかかわる問題になりつつある」と捉える考え方が浸透しつつある。

Ⅲ 世論調査にみる有権者の投票基準

他府県での県知事選であるならば、経済問題、社会保障、教育など県民生活にかかわる身近な課題をじっくり考え、県民が結論を出す選挙になるのが当然であろう。憲法の想定する地方自治は本来、そういったものなのだが、沖縄の場合は明らかに異なる。基地問題が大きな争点となり、国策のあり方が問われる選挙を繰り返してきた。以下に見るように、基地問題は有権者の投票にも大きな影響を与えたことが世論調査の結果からも明らかになった。

有権者は候補者のどのような政策に賛同し、投票するのか。今回の知事選では米軍基地問題が鮮明に争点化されている。これほど基地そのものが争点となったことは少ないが、今回は争点ばかりができない程、県民が基地問題に関心を寄せているのは間違いない。県民が基地に反対か、賛成かを選択する機会になっていることを以下の調査結果からも明らかになった。

沖縄タイムスが投票一週間前の一月七、八日の両日に朝日新聞社、琉球朝日放送と合同で実施した知事選に関する情勢・世論調査では、有権者は投票する際に何を最も重視するのかとの問いには、「基地問題」が四五%と半数近くを占めた。次いで「経済の活性化」が三八%であった。¹⁷⁾

沖縄タイムスと琉球放送が一月二五、六日に実施した調査でも「基地問題」が四割と最も多く、「経済の活性化」の三割を上回っていた。政党別に見てみると、自民党支持層の五六%が「経済の活性化」、二六%が「基地問題」を選択した。民主党支持層では四七%が「経済の活性化」、四三%が「基地問題」を選んだ。自民、民主が辺野古移設を推進していることを考慮すれば、両党の支持者が基地問題よりも経済の活性化を重視したのは当然である。¹⁸⁾

琉球新報と沖縄テレビ放送の合同調査では、「普天間飛行場などの基地問題」が四六・三%、「経済振興や雇用対策」二一・六%、「医療や福祉の問題」一〇・八%、「子育てや教育」九・三%であった。⁽¹⁹⁾ 因みに、二〇一〇年知事選では、共同通信社実施の世論調査によると、投票に当たって重視する政策は「雇用や経済対策などの地域振興策」四九・八%、「普天間移設問題などの基地問題」二五・三%で、「辺野古移設を容認できない」と答えた人の中でも地域振興策重視が四三・四%と最多であった。⁽²⁰⁾ さらに、二〇〇六年知事選では、「早急に取り組んで欲しい県政の課題」(複数回答)は、「経済振興策」が最も多く四七・六%、次に「医療・福祉政策」が四六・六%であった。「基地の整理縮小」は二八・四%にとどまった。⁽²¹⁾ 二〇〇六年、一〇年の知事選と比較しても今回の知事選での有権者の基地問題への関心の高さが明らかであった。

投票日当日の出口調査(琉球新報と共同通信実施)で、実際に投票した有権者の判断基準を見ると、投票する上で最も重視した政策は「普天間飛行場の返還・移設問題」で六〇・五%で、これまでのどの調査よりも基地問題が投票の判断基準になっていることが明らかになった。「経済振興・雇用」は一五・四%で、これまでの調査よりも低くなっている。前回調査では基地問題が三九・九%、地域振興が三四・四%と拮抗していた。これは選挙戦が進む中で翁長氏の基地問題に対する考え方が有権者に浸透してきたと見るべきであろう。同時に、辺野古新基地建設をあまりにも強権的に推進する政府への有権者の反発のためでもあろう。翁長氏への投票者では、最も重視する施策を普天間問題とした有権者が八割弱に上がり、仲井真氏への投票者では四割強だった。このことは支持政党別でみても、全ての政党で最も重視する施策を「普天間問題」と回答した有権者が多かった。社民党支持層では九割弱、民主党支持層では六割強。自民党支持層は五割、公明党支持層は四割、無党派層も最も重視するとの回答が七割弱であった。⁽²²⁾

今回の選挙ではどの調査でも有権者の投票基準は、基地問題であり、辺野古移設反対を訴える翁長氏に有利になった。自民党支持層、公明党支持層、無党派層の有権者の中にも辺野古移設反対は多く、結局、自民党支持層でも仲井真氏の辺野古移設容認には賛同しないことは、世論調査からも明らかになった。因みに、仲井真氏は自民党支持層の五割強を固めたが、公明党支持層は三割、無党派層でも二割強しか浸透していなかった。また自民党支持層の三割弱が翁長氏に流れていた。⁽²³⁾

さらに、沖縄タイムス社が朝日新聞、琉球朝日放送と投票当日に実施した知事選の出口調査では、普天間問題を最も重視したと答えた有権者のうち、翁長氏に投票したのは六五・九九%で、仲井真氏は二八・七二%であったことから今回の知事選では、辺野古受け入れが勝敗を決したといえる。⁽²⁴⁾

多くの課題の中で米軍普天間飛行場返還に伴う代替施設の辺野古移設が進み、オスプレイが普天間配備される等、県民多数の民意に沿わない形で基地問題をめぐって大きな動きがあったことを考慮するならば、世論の変化は十分理解できる。政府は安全保障・基地問題は国の専権事項であり、沖縄県はどうにもできないという意見もある。しかし、この世論の変化は、県民の声を集約し、国の安全保障政策に反映させる知事への期待と見ることも可能である。⁽²⁵⁾

騒音や事件事故など生活の質に影響を与えるマイナス面が大きいという意識の変化が出てきたと考えるべきであろう。翁長陣営は「基地は経済発展の阻害要因」という県民の共通認識に訴え、基地と決別する覚悟を示したことは有権者のニーズを捉えたとみるべきであろう。

IV 仲井真氏の移設問題へのスタンスの変遷

仲井真氏の移設問題に対するスタンスは、二〇〇六年知事選では条件付き賛成であった。二〇一〇年の知事選でも直前まで有権者は「条件付き受け入れ賛成」と受け止めていた。しかし、「普天間飛行場をどうすべきか」についてのアンケートで、「沖縄県以外の日本国内」が二〇・二%、「国外移設」が三四・二%、「無条件で基地を撤去」が二〇・二%で、県内移設反対は七四・六%にもなっていた。⁽²⁶⁾ 県民のほぼ七五%が県外移設、国外移設を望んでおり、沖縄の選挙では今や県内移設容認で選挙戦を戦うことは不可能に近い。そこで仲井真陣営もその対応に苦慮したことは間違いない。自民党、公明党を中心に仲井真知事に「県内移設反対」を明言するように求めた。自民、公明は「県内移設容認」では選挙戦を戦えない。仲井真氏が「県外・国外移設」を明言しなければ、候補者としての擁立もできないとの声が強かった。

その結果、ついに仲井真氏はこれまでの立場を変え、「県内移設は事実上、不可能。県外移設を求める」ことになった。⁽²⁷⁾ 同時に、県内の仲井真ブレーンの研究者・学者も強力に「県外・国外移設」を迫ったといわれている。更に、今回の対立候補となった翁長氏は二〇一〇年の知事選では仲井真氏の選対本部長を務め、仲井真氏に県外移設を迫り、変更させたという経緯もあった。さらに、普天間飛行場の代替施設の県内移設を条件付きで容認していた仲井真氏は、二〇一〇年一月の名護市長選、九月の同市議選で県内移設反対派が勝利したことへの危機感が仲井真氏の「スタンスの変化」につながり、九月には正式に方針を変更した。⁽²⁸⁾ 基地問題解決の最善・最速は県外移設である。○・六%の面積に七四%はいらぬとの確固たる信念で県外移設を強く要求して行くことになった。⁽²⁹⁾

ところが、今回の選挙では、基地問題をめぐってこれまでとはスタンスを一変させた。二〇一三年三月二二日に政府が辺野古埋め立ての承認申請を出し、県庁内部での検討の段階でも、政府が「辺野古移設ができれば、普天間の固定化に繋がる」ということに対して、政府の対応に怒り「一種の政治の墮落」だと批判したこともあり、県民も不承認への一縷の望みを託したこともあった。しかし、二〇一三年二月二五日「普天間飛行場の五年以内の運用停止やオスプレイ一二機の県外拠点配備に関し、オスプレイ訓練の約半分を県外移転するための作業チームを防衛省に設置した」ことに対し知事は「驚くべき立派な内容だ。首相の気持ちを胸に受け止め、埋め立ての承認、不承認を二七日頃に決める」と述べ、承認を示唆した。仲井真氏は政府・官邸に説得され、埋め立てを承認することになり、多くの県民を落胆させ、仲井真氏への怒りがマグマの如く煮えたぎるものがあった。最も県民を失望させたのは、政府の提示した内容に「いい正月になる」との発言であった。その発言は一年後の知事選に致命的な影響を与えることは全く想定できなかったであろう。その怒りは知事選で仲井真氏への怒りの一票になり、選挙への影響は計り知れない程であった。

表 1 仲井真知事の発言の変遷

2006年10月	「条件付きで県内移設はあり得る」（知事選を前にした対談で）
2010年 4月	「（県内移設は）差別に近い印象すら持つ」（国外・県外移設をもとめる4. 25県民大会で）
9月	「普天間飛行場を県外に移設することを求めている」（県議会代表質問で『県外』を初めて明言）
2011年11月	「県外移設を求めているという姿勢に変化はない」（再選1年の記者会見で）
2013年 9月	「（可否判断は）申し上げてきた脈絡の中でのものになる」（9月議会代表質問で答弁）
11月	「固定化するとの発想、言葉がでてくること自体一種の墮落だ」（定例記者会見で）

出典）「沖縄タイムス」2013年12月24日。

V 選挙結果

選挙結果は表2のように、翁長氏が三六万八二〇票獲得し、二六万一〇七六票の仲井真氏に九万九七四四票の大差で圧勝した。翁長氏の得票数は、他の下地氏、喜納氏という前国会議員でそれなりの知名度・政治実績のある候補の得票数を加えた得票数よりも二万二四七六票も多く、得票率で五一・六一％で過半数を超えた。

市町村別での両氏の得票数を比較してみると、二九市町村長が仲井真氏を支持し、それぞれが支部長となり運動を展開した³⁰。しかし開票結果を見ると、仲井真氏が翁長氏を上回った市町村は、市では一一市のうち宮古島市と石垣市だけ（仲井真氏が相手候補を上回ったのは二〇一〇年知事選では一〇市）。村では一九村のうち国頭村、東村、宜野座村、渡嘉敷村、座間味村、渡名喜村、南北両大東、伊是名村、多良間村の九村（同一四村）、町では一一町のうち竹富町、与那国町の二町（同八町）であった。特に市部での惨敗が大きく響いた。宮古島市と石垣市で翁長氏が仲井真氏にリードされたのは、両市に基地がなく、今回の選挙の大きな争点になっていたが、両市では仲井真氏の経済政策に支持が強かったのであろうか。さらなる分析が必要である。多くの保守系の市町村長は、仲井真氏を支持したが、保守系市町村の有権者は、基地受け入れを承認した仲井真氏よりも移設反対の翁長氏を支持した。ここでも有権者がいかに投票の判断基準に基地問題が影響していたかが理解できる。

さらに、注目すべきことは、普天間基地があり、保守系市長で辺野古移設を容認する市長

表2 各候補の得票数・率

	得票数（票）	得票率（％）
翁長雄志	360,820	51.61
仲井真弘多	261,076	37.34
下地幹郎	69,447	9.93
喜納昌吉	7,821	1.12

の宜野湾市でも翁長氏二二、九九五票と仲井真氏一九、〇六六票で、二、九二九票差であった。基地の受け入れ先と
なっている名護市では、翁長氏一七、〇六〇票、仲井真氏一二、二七四票で、四、七八六票差であった。普天間基地を
抱える宜野湾市は、辺野古移設が実現できなければ、普天間飛行場の固定化を政府が考えているにもかかわらず、辺
野古移設反対を訴える翁長氏の支持が多かった。一方、名護市でも仲井真氏は宜野湾市での票差以上に翁長氏がリ
ドしており、名護市民は一月の市長選挙でも知事選でも基地受け入れを拒否していることを明示した。

今知事選は仲井真氏が出馬し、翁長氏との実質的な一揆打ちになれば、仲井真氏に勝ち目がないことは、仲井真氏
を県連が擁立し、自民党本部に要請した頃から自民党独自の世論調査で仲井真氏にかなり厳しい結果が出ていた。し
かし沖縄県連は頑として仲井真氏擁立に拘った。最終的には自民党本部も仲井真氏の擁立を容認した³¹。しかし、選挙
戦に入っても仲井真氏への有権者の反応はかなり厳しく、どの時点のどの世論調査でも翁長氏に大きく差を付けられ
ていた。選挙関係者の話を総合的に判断すると優に一〇万票の差が付くことは織り込み済みであった。期日前投票、
当日投票の出口調査でも翁長氏に大きく差を付けられた。テレビ局は開票即報番組で八時の時報と共に間髪を入れず
に翁長氏の当確を打った。これまでの知事選でこのようないわゆる「ゼロ打ち」は初めてであった。なぜ現職がかく
も惨敗したのか、基地移設問題がどのように影響したかを中心に考えてみたい。

（一）翁長氏の勝因

大方の有権者の予想を上回る歴史的な選挙結果であった。同時に、今後の沖縄の政治潮流に大きな影響を与えるこ
とは確実である。知事選は仲井真県政に対する信任投票的性格を帯びており、有権者は国策に追従して辺野古移設を
承認した仲井真県政に明確に不信任を突きつけることになった。

知事選は新たな枠組みの選挙であり、翁長陣営にとって革新票にどれだけ保守票を上乗せできるかが大きな鍵であったが、翁長氏の得票は予想以上であった。選挙戦術として辺野古移設問題で仲井真氏との対決姿勢を鮮明にしたことで革新系の支持を手堅く固め、保守の重鎮としての政治経歴から保守層の票も獲得することができた。具体的に考えてみると、以下の点が圧勝に繋がったと考えられる。

① 建白書勢力・オール沖縄の結集…米軍普天間飛行場の県内移設反対、オスプレイの配備撤回などを政府に求めた「建白書」⁽³²⁾の実現を掲げ、「オール沖縄」の呼びかけに県政野党や自民党を除名された那覇市議会保守系の新風会、経済界有志ら保革を乗り越えた県政史上初の選挙態勢が効を奏した。本来ならば、保守と革新が選挙で共闘することは極めて難しいが、知事選で革新側は安保反対のイデオロギーを封印した。これに伴い、従来一体視されてきた基地の対立軸と安保の対立軸を分離し、その中間に安保には反対しないが基地には反対という、新たな中間層の顕在化と拡大をもたらした。それが保革を超えたオール沖縄の結集を可能にするとともに、無党派・無関心層の受け皿となつて、翁長氏の当選に繋がった。⁽³³⁾

革新政党や自民党を除名された那覇市議会「新風会」などの一部保守層、経済界有志などの幅広い支持層が擁立した翁長氏が、仲井真氏に対する批判票の受け皿となった。翁長氏は近年、オスプレイ配備反対などを訴える県民大会で共同代表を務め、保革の政治的立場を超えて県民の総意を政府に伝える「オール沖縄」の象徴的な存在となり、県民の期待を集めていた。⁽³⁴⁾

② 無党派層への浸透…無党派層はそのときの選挙に関心が出てきた場合には投票に出かけるが、そうでない場合には投票しない。従って、無党派層がどう動くかによって選挙結果に大きな影響が出る。或いは無党派層を引き付け

ることのできた候補者が有利になることは間違いない。⁽³⁵⁾ 近年の選挙は、「無党派層を制す者が、選挙を制す」と言われるように、無党派層の支持を得ることができるとかが、選挙結果に大きな影響を与えることが、これまでの選挙からも明らかになった。無党派層が最も多く五三・二％で有権者の主役になっている。支持率で見ると最も高いのが自民党の二一・六％、民主八・六％、共産三・一％、社民三％、公明二・三％、維新の党二・一％、社大・二％、生活の党〇・五％、みんなの党〇・三％、政党そうぞうと次世代の党〇・一％であった。⁽³⁶⁾ 翁長氏は無党派層の五割超に浸透し、一方、仲井真氏は二割の支持しかなかった。⁽³⁷⁾

さらに、投票当日に沖縄タイムス社と朝日新聞、琉球朝日放送が実施した知事選の出口調査で、翁長氏が無党派層の六二・九六％、仲井真氏は二四・七五％で、仲井真氏に大きくリードしていた。⁽³⁸⁾ 翁長氏の辺野古移設反対の訴えが、日増しに無党派層を引き付けたと考えることができる。結局、無党派層からの支持が多かった翁長氏が終始選挙戦を優位に展開した。

翁長氏は、選挙戦を通して米軍普天間飛行場の辺野古移設問題に関し、「県民の心を一つにオール沖縄で取り組む」「イデオロギーよりアイデンティティ」と訴え、移設阻止に向けて保革を超えた理念の実現を目指す考えを強調した。⁽³⁹⁾ 知事選で最も印象的だったフレーズは翁長氏の訴えた「イデオロギーよりアイデンティティ」であった。これまでの保革対立構造を脱却し、「オール沖縄」で結集することを呼びかけた。「アイデンティティ」の追求は、近代から戦後まで沖縄の歴史を貫く心情と論理であった。保革対立が残っていた沖縄の政治にとって今回の選挙は、アイデンティティに基づく新たな政治の幕開けになるのであろうか。⁽⁴⁰⁾ このように考えると、「イデオロギーよりもアイデンティティ」という翁長氏の訴えは無党派層に広く浸透したといえる。

③ 盛り上がった大衆運動との連動…辺野古移設反対の大衆運動は、従来の運動とは違って保革を乗り越え、イデオロギーよりも沖縄のアイデンティティへの思い入れが運動の求心力となって粘り強く展開されている。辺野古移設反対で結束できたことは、全く新しい枠組みでの対応であり、勝利に繋がった。「島ぐるみ」での結束が効を奏したとも言える。翁長氏は辺野古移設に反対している多くの有権者の支持を得た。二〇一四年八月二三日新基地建設に反対する米軍キャンプ・シュワブゲートでの県民集会「止めよう新基地建設！みんなで行こう、辺野古へ。」には、約三六〇〇人（主催者発表）が参加した。九月二〇日建設作業が進む辺野古の浜で開催された県民大会「みんなで行こう、辺野古へ。止めよう新基地建設！九・二〇県民大行動」には五五〇〇人（同）が参加した。「島ぐるみ会議」が二〇一四年八月から毎週月曜日辺野古へのバスを出し、反対運動をサポートし、選挙への相乗効果も出たのではない。このような運動はこれまでにない新たな沖縄における大衆運動であろう。このように県民大会、バスで辺野古に行って基地建設反対を訴える有権者の多くが選挙では、翁長氏に投票したことは推測できる。

④ 基地依存経済への有権者の意識の変化…一九六八年の行政主席選挙での政策論争の中で有権者の関心を引いたのは「イモ・ハダシ論」であった。つまり沖縄の経済は基地依存度が高いので、本土復帰して基地がなくなれば、沖縄は経済的に困窮し、イモ・ハダシの生活になるという考え方であった。⁽⁴¹⁾

しかし、基地依存の状況は大きく様変わりしつつある。基地関連収入の県経済に占める割合は一九七二年の復帰時の一五・五%であったが、二〇一二年には三分の一以下の四・九%まで低下している。⁽⁴²⁾ 今や沖縄経済は米軍基地から派生する収入への依存から脱却しつつある。かつての「基地がなければ沖縄の経済は成り立たない」とまで言われていたが基地の返還に伴い県経済が拡大してきた実績によって、選挙で翁長氏が訴えたように、軍事基地の存在はむしろ

表3 基地返還前後の経済効果

返還済みの土地	返還前		返還後
那覇新都心地区	52億円	1634億円	(32倍)
小禄金城地区	34億円	489億円	(14倍)
桑江・北前地区	3億円	336億円	(108倍)
合 計	89億円	2459億円	(28倍)
返還予定地			
キャンプ桑江	40億円	334億円	(8倍)
キャンプ瑞慶覧	109億円	1061億円	(10倍)
普天間飛行場	120億円	3866億円	(32倍)
牧港補給地区	202億円	2564億円	(13倍)
那覇軍港	30億円	1076億円	(36倍)
合 計	501億円	8900億円	(18倍)

出典)『琉球新報』2015年2月5日

標をとつてもはるかによい成果が上がるということが明らかになって⁽⁴³⁾いる。さらに、今後返還が予定されている嘉手納以南のキャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇軍港について、返還された場合の「直接経済効果」が五施設の合計で現在の年間五〇一億円から八九〇〇億円へ一八倍に跳ね上がるという試算も「基地は経済発展の阻害要因」を実感させるものである。

知事選で経済界の平良朝敬氏は、基地が経済の阻害要因であることを次のように語っている。「辺野古の岬、アジアにも類がないすばらしい岬である。辺野古のキャンプ・シュワブの従業員は二〇〇人しかいない。ここにリゾートを造れば、住環境も含めて数百倍の経済効果が出る。シュワブだけで阻害要因なのに、今そこに最悪な基地をもう一

経済成長の「阻害要因」であるという認識が県内では説得力を持つようになった。その第一の要因は、あれだけ膨大な面積を占有していながら、軍関係受け取りが県民所得のわずか四・九%ほどしかない。しかし何と言っても決定的なことは、いくつかの返還跡地の利用が進んだことである。県企画部の検証では、跡地利用の先行事例である「那覇新都心地区」「小禄金城地区」「北谷桑江・北前地区」の返還前後の経済効果は、県民の期待を大きく上回るものであった。これらの事例は、基地に占有されていた時代と比較して、雇用、税収など、どの経済指

つ造ろうとしている。だから声を上げて反対に回っている」。⁽⁴⁴⁾

(二) 仲井真氏の敗因

知事選での県内市町村長の対応では、四一市町村のうち那覇市、名護市など一二市町村長を除く二九市町村が仲井真氏を支持し、首長二九人がそれぞれ支部長となり、選挙運動を展開した。さらに、西銘恒三郎自民党県連会長が「知事が創設した自由度の高い一括交付金で市町村が今までできなかった細かい事業が可能になった。それを真正面から掲げる選挙だ」⁽⁴⁵⁾と語るように、仲井真氏の二期目当選後の二〇一二年に導入された一括交付金で県政と市町村のつながりが深まったことを考えるならば、仲井真氏にも勝機はあるかに思えた。ところが、特に、公明党との選挙協力ができなかったこと、「いい正月発言」は、大きな敗因とみていいであろう。その他にも次にみるように、仲井真氏にとってはマイナス要因が多かった。

① 「公約違反」への有権者の反発…仲井真氏は、前回知事選で県外移設を公約に掲げたにもかかわらず、昨年末に辺野古埋め立てを承認したことに対する「公約違反」の根強い批判を払拭できなかった。県内では移設問題で二二年衆院選で自民党から当選した小選挙区三人、比例区一人の衆議院議員が当選後自民党本部、官邸の強い圧力に屈し、「県外移設を訴える」という公約を破棄し、県内移設を容認したことに対する裏切られた思いは、根強い怒りとなり保革を超えて渦巻いていた。そのような中で仲井真氏が前回の知事選での「県外移設を訴える」という公約を破り、埋め立てを承認したことへの有権者の怒りが選挙戦でマグマの如く噴火した。公約を破るということが、政治家にとっていかに致命的であるかを知事選は実証した。

② 「いい正月発言」…辺野古埋め立て承認直前、政府から沖縄振興策を示されて「いい正月になる」と発言し、振

興策予算と引き替えに移設を認める印象を全国民に与えるとともに、県民感情を逆なでし、県民の仲井真氏への反発が大きく広がったことも敗因の大きな要因となった。「結局、昨年末から続く仲井真への反発感情の壁を破れなかった」「いい正月発言」で噴出した「反仲井真」の県民感情を最後まで払拭できなかった。選挙戦で陣営は「いい正月発言」の打ち消しに躍起となった。中盤からは「沖縄県知事 仲井真弘多」の名でお詫び文書を戸別配布せざるを得なかった。陣営関係者は「正直言つて致命的な言葉で反発もひしひし感じる」と語っていた。一方、翁長氏の総決起大会ではほぼ全ての弁士が、県民の輦轡を買った仲井真氏の「いい正月発言」に触れることを忘れなかった。⁴⁶このような選挙関係者の発言からも「いい正月発言」がいかに選挙に影響を与えたかが理解できる。大げさに言えば、仲井真氏は「いい正月発言」で自爆したともいえる。

③ 公明党の自主投票・自公連立の崩壊…埋め立てを承認した仲井真氏の擁立に反発した公明党が自主投票となり、前回のような自公体制を組めなかったことも大きく響いた。辺野古への移設に反対の公明党県本部が今回の知事選では、仲井真氏を推薦せず、自主投票を決め、知事選で二〇〇二年以来、保守系候補を支援するために構築されてきた自公体制が崩壊したことは仲井真氏に決定的に不利に働いたことは間違いない。因みに、共同通信世論調査（一月七、八日実施）によれば、翁長氏は自主投票の公明党支持層からも四割の支持を得ていた。仲井真氏は公明支持層は三割の支持しかなかった。⁴⁷自主投票とはいえ、公明票のたつた三割しか仲井真氏に投票していない。これまで知事選挙をはじめ主要選挙を自公体制で戦ってきたのであるが、その面影さえなかったといってもいいのではないか。ところが、知事選で自主投票としていた公明票は、事前の世論調査では大多数が辺野古移設問題を争点に翁長を支持していた。だが出口調査では約六割が仲井真を支持していた。おそらく衆院選挙が近づき「選挙区は自民 比例は公明」

の協力が解消されることを懸念して仲井真氏に流れたとの憶測もあった。⁽⁴⁸⁾衆院選が一カ月後に行われることで仲井真氏は公明票を幾分取り戻すことができた。

④ 経済界の分裂…さかのぼれば革新現職の大田昌秀氏を保守系の稲嶺恵一氏が破った一九九八年の県知事選で、かりゆし、金秀ほか沖縄電力、国場組、りゅうせき、大城組（大扇会）の県内の主要企業グループの「六社会」が結成され、稲嶺氏や後継の仲井真氏の勝利に大きな役割を果たした。ところが、今知事選では、「稲嶺県政を誕生させた時の、あの経済界の底力をもう一度発揮してもらいたい。絶対に歴史の歯車を逆戻りさせてはならない」との仲井真陣営の訴えにもかかわらず、経済界が一枚岩になることはなかった。その大きな要因の一つは、保守系候補が三人立候補したことであった。前回知事選で自主投票だった県建設業協会の政治連盟は仲井真氏を「推薦」、下地氏を「支持」する異例の対応を決定した。辺野古移設反対を唱える翁長氏には推薦を出さなかった。仲井真氏には国場組、翁長氏には金秀建設、下地氏には大米組が付くなど、県内大手が三者三様に支援することになり、票は大きく分散せざるを得なかった。さらに、選挙戦中盤での世論調査で「翁長氏先行、仲井真氏追う」が報じられると、建設業者など様々な業種の経営者が翁長選対事務所を訪れるようになり、終盤戦では揺れていた企業票の一部が翁長氏に雪崩を打ったことは、仲井真氏にとっては経済界を頼りにしていただけに敗北の大きな要因になったことは間違いない。「どの企業にも勝ち馬に乗りたい気持ちがある」のは避けられなかった。⁽⁴⁹⁾いわゆる「バンドワゴン効果」⁽⁵⁰⁾が働き翁長氏が終盤に向けて有利に展開した。

経済界分裂のシンボリック的存在となったのは、かりゆしグループの平良朝敬CEO（最高経営責任者）と金秀グループの呉屋守将会長であった。両氏はこれまで知事選で稲嶺、仲井真を支援してきた。平良氏は「今、県民は基地がなく

ても経済が成長できることを肌で感じている」と断言した。呉屋氏は「辺野古の新基地建設は一切やらない。基地経済から脱却し、自立した経済を目指す」と強く訴えた。翁長氏も「基地は今や沖縄経済の発展の阻害要因だ」と、選挙期間中繰り返し訴えた。ここに平良、呉屋、翁長の三氏の思いは一致し、平良、呉屋の両氏は翁長氏を強力に支援した。逆に、近年の経済成長や基地の跡地開発が目に見えて伸張する中、政府に同調して県内移設を掲げ、振興を加速させようとした仲井真氏の政策は経済界にも広く浸透することはなかった。⁵¹

VI 沖縄県知事選とメディアの報道

沖縄には他府県と比較にならないほど多くの基地があるため、他府県の県知事選挙とは大きく違って政府はもちろんのこと、メディアの関心も高く全国紙も告示頃から知事選の状況を全国報道する。地方紙も選挙結果を記事、社説で取り上げている。一地方の選挙を県外の新聞がこれほど扱うことは、沖縄の知事選の結果が、わが国の安全保障、外交、防衛にも大きな影響を与えるからであろう。基地問題が大きく取り上げられる選挙ほど県外のメディアの取り上げる頻度は多くなる。

（一）メディアの二極分化

米軍普天間飛行場の辺野古移設について推進派か反対派か、沖縄県知事選でどの候補者が当選するかによって、政府が強引に進めている移設工事に大きな影響を与えることは間違いない。新聞各紙のスタンスにも明確に表れている。日ごろは全国紙が沖縄の基地問題を報道することは少ないが、選挙結果が移設を左右し、わが国の外交・防衛政策にも影響を与えるだけに、選挙時の報道は多くなる。本節では、今知事選を在京紙がどのように報道したか、各紙を比

較・検討しながら考えてみたい。

毎日新聞の連載企画「決める」（一〇月一六日～二〇日）は、知事選の構図が保守対保革共闘の対決になった背景、保守の重鎮である翁長雄志氏を革新が擁立した事情をはじめ、基地返還跡地の絶大な経済効果などを説得力ある記事を提示し、基地問題がいかに知事選に影響するかを伝えている。⁽⁵²⁾ また、告示日の社説「辺野古移設への審判だ」では「政府は選挙結果にかかわらず移設進める方針だが、地元の民意を無視した安全保障政策は長続きしない。政府は選挙で示される県民の声に真摯に耳を傾けてもらいたい。…沖縄の過重な負担のうえに日米安保体制の恩恵を享受している本土の人たちもまた沖縄の将来を考える機会にしたい」⁽⁵³⁾と、移設反対の民意を無視して工事を進める政府を批判し、選挙結果を真摯に受け止めるべきだと主張した。

朝日新聞は、告示翌日の「社説」「基地を正面から語れ」で、「名護市辺野古への移設問題について菅官房長官は『過去の問題』と強調するが、これこそ沖縄の現実の問題であり、知事選の主要な争点である。…知事の公約変更には有権者がどう審判をくださるのが注目される。さらに、政権が相次いで打ち出す『基地負担の軽減策』をどうみるかも問われる。」と論じ、知事の公約破棄、基地の五年後の運用停止など政府の負担軽減策の欺瞞性を鋭く指摘した。

東京新聞も社説「基地負担の現実直視したい」で、「菅義偉官房長官は、…県内移設の是非は『もう過去の問題だ』として県知事選の結果に関係なく、移設作業を進める方針を強調する。しかし、民意を顧みない強硬姿勢で、基地負担に苦しむ県民の理解が得られるだろうか。…日米安全保障体制が日本の平和と安全に不可欠なら、負担は国民が等しく負うべきではないのか。…本土に住む私たちも、同じ日本国民として沖縄県民の苦しみから目を背けてはならない。今回の知事選を、沖縄の現実とともに見つめ、考える機会としたい。」⁽⁵⁴⁾と、論じ、辺野古新基地建設反対に理解

を示し、政府の対応を批判した。

このように、毎日、朝日、東京新聞は、沖縄の基地問題を選挙を通して論じ、沖縄の民意を伝える報道であったが、読売新聞などはかなり違った視点から沖縄の基地問題を取り上げるべきだと主張したのはかなり対照的であった。読売新聞は社説「『辺野古』で責任ある論戦を」で、「辺野古移設は、基地負担の軽減と米軍の抑止力維持を両立させるうえで、最も現実的な選択だ。実現には大きな意義がある。∴辺野古移設に反対する候補は、普天間飛行場の危険性を除去する具体的な代替策を示す必要がある。沖縄全体の基地負担の軽減が遅れるリスクについても、県民にしっかりと説明しなければならない⁽⁵⁵⁾」と論じ、辺野古移設を容認する仲井真候補を評価し、「最も現実的な選択肢だ」と主張した。

産経新聞は「主張」で「正面から移設の意義説け」の見出しで、「移設先となる辺野古埋め立ての承認は済んでいるが、これを認めない候補もあり、その理由を語るべきである。県民にとって、基地負担の軽減に関心が向くのは当然だろうが、尖閣諸島（石垣市）を抱える沖縄が国の守りの最前線を担っているという現実もある。∴日米同盟の抑止力を保ちつつ、住宅密集地にある普天間飛行場の危険性を除くには、辺野古移設の実現こそが現実的な解答だ⁽⁵⁶⁾」と論じ、移設に反対する候補者の訴えに異議を唱え、沖縄が国防の最前線である現実を考慮し、移設を推進すべきだと訴えた。さらに、知事選関連記事「抑止力と危険性除去 県民の判断は」の見出しで「中国と北朝鮮の脅威をにらみ、抑止力と危険性除去を両立させるには、『苦渋の選択（仲井真氏）』である辺野古移設しかないが、県民はどのような判断を下すのか」と、辺野古移設の必要性を説いた⁽⁵⁷⁾。

日経新聞は社説で取り上げることがなかった。一般記事で移設反対派が勝った場合、移設作業が停滞することもある

表4 全国紙「社説」にみる沖縄県知事選挙

新聞名	社説見出し	社説要旨
朝日新聞	辺野古移設は白紙に戻せ	「辺野古移設か、普天間の固定化か」。第三の道となる代替案を無視して二者択一を迫る政府の手法は、適切ではない。…明白になった沖縄の民意をないがしろにすれば、本土との亀裂は更に深まる。
毎日新聞	白紙に戻して再交渉を	辺野古移設を最大の争点にした選挙でこれだけ明確に民意が示された以上、政府が移設を推進することは、政治的にも道義的にも不可能だろう。…沖縄の民意がもたらす深刻な影響を日米両政府が共有すれば、おのずと協議は新たな段階に移っていく。
読売新聞	辺野古移設を停滞させるな	移設予定地は市街地から遠く、騒音や事故の危険性が現状に比べて格段に小さい。沖縄全体の基地の負担を大幅に軽減しつつ、米軍の抑止力も維持する上で、最も現実的な方法なので間違いない。…翁長氏は、…「新辺野古基地は絶対に造らせない」と訴えながら、具体的な代替案を示さなかったのは責任ある態度ではない。
産経新聞	政府は肅々と移設前進を	改めて認識すべきことは、日本の安全保障に関わる基地移設の行方を決定する権限は、知事にはないという点である。…市街地に位置する普天間の危険性を除くためにも移設は待ったなしの課題である。反対派の行動は、普天間の固定化に繋がる最悪の選択となりかねない。
日本経済新聞	いまこそ政府と沖縄は話し合うときだ	翁長氏も国際情勢を冷静に判断し、政府との話合いのテーブルに着いてもらいたい。名護市での基地建設に必要な埋め立て工事は仲井真氏が承認済みであり、新知事に覆す権限はない。…普天間は市街地に囲まれた基地である。ひとたび事故が起これば甚大な被害が生じる。政府と沖縄県がいがみ合っている場合ではない。

出典) 各紙の2014年11月16日の「社説」を基に作成。

り、先行き不安視する向きも少なくなないと、マイナス面を強調した。更に、日米関係への影響を懸念した。⁽⁵⁸⁾「沖縄の決断 知事選二〇一四」では「疲弊する辺野古」の見出しで「一九五〇年代、条件付きで基地を受け入れた同区。ベトナム戦争の六〇～七〇年代は活況に沸き：普天間基地を巡っても同区は賛否両論の末に再び条件付きの移設容認に傾いた。だが移設が果たされぬまま街は衰退」した様子を述べ、辺野古商工社交業組合会長の「米軍関係者や高専生ら数千人を受け入れ、地域住民と交流できる街をつくれば潤う⁽⁵⁹⁾」との声を紹介している。表4は選挙後の各紙の社説要旨であるが、基地問題をめぐる二極分化が明確に表われている。

このように、沖縄の基地問題の報道は明確に二極分化しており、基地問題の現状を国民に伝わりにくくしている側面もあることは否めない。因みに、読売の『発行部数は、九八六万部、朝日は七六〇万部、毎日は一四四万部、日経は二八八万部、産経は一六七万部、東京は五二万部である。朝日、毎日、東京新聞の合計は一一五四万部、読売、産経、日経新聞の合計が一四四一万部⁽⁶⁰⁾であり、読売、産経、日経新聞が沖縄の基地問題をどう報道するかは、全国的な世論形成に大きな影響を与えることが考えられる。

おわりに：国と地方のあり方

本論において詳細に論じたように、沖縄における選挙は基地問題によって大きく影響を受けざるを得ない。特に、米軍普天間飛行場を名護市辺野古に移設・建設することに県民の反発は強く、県内におけるどの時点どの世論調査でも七〇～八〇%が反対である。知事選において基地反対の民意が明確に示されたにもかかわらず、知事選後、菅義偉官房長官は「粛々と」辺野古移設を推進することを明言してはばからない。選挙結果は民主国家として最大限尊重さ

れなければならない。しかるに、政府は民意を無視するかのようになり、選挙期間中は中断していた工事を直ぐに再開した。

地方分権の視点で考えるならば、国と地方の関係は「対等な政府間の協調的な相互依存関係」であるべきであり、決して国・政府が地方を統制すべきではなく、国策としての基地問題でも一方的に沖縄に押しつけることは許されないのは理の当然である。⁶¹ましてや、二〇一〇年、一四年名護市長選挙でも移設反対の民意は明確に示されている。ところが、現実には国の意思が一方的に押しつけられ、基地問題に関する限り相互依存関係は全く存在しない。戦後七〇年、復帰後四三年が経っているにもかかわらず、沖縄の基地過重負担の現状は変わらず、地方分権の潮流とは正反対の政治行政が行われている現実を政治学の研究をするうえでも直視しなければならない。

いみじくも第一次安倍内閣での所信表明で「地方分権を進めます」と明言した。その首相が沖縄県民の民意を無視しているのだろうか。同時に、果たして国は、地方の反対を強引に押し切って国策を推進しているものか、疑問は尽きない。地方分権を唱える国のあり方からは全く想定できないものである。いくら安保体制の維持と言え、その受け入れ先の自治体が反対している国策を推進できるのか。確かに国防は国の専権事項であるが、国の決定した防衛政策の負担を具体的に担うのは基地所在自治体である。そうであればこそ、国と自治体のあり方は、自治体が納得できず断固反対している防衛政策は国策といえども推進することは政府のあり方として許されないであろう。当該自治体の民意を十分に尊重することが、分権時代の政府としての当然の責務であり、品格ある国家・政府の姿である。

(1) 昭和四十六年二月二十四日、衆院本会議に「核兵器並びに沖縄米軍基地縮小に関する決議」が行われ「政府は、沖縄の米軍

基地について速やかに将来の整理縮小の措置をとるべきである。右決議する」となっている（沖縄県基地対策室『沖縄の米軍基地』（平成一五年度版）一〇五頁）。さらに、一九九七年四月二三日の衆院本会議において沖縄の基地負担軽減や振興策の推進を政府に求める「沖縄における基地問題ならびに地域振興に関する決議」¹を可決している（『沖縄タイムス』一九九七年四月二三日参照）。

（2）『高知新聞』は沖縄の祖国復帰四三年目の二〇一五年五月一日「基地集中なぜ沖縄なのか」の大見出しで本土と沖縄の基地負担の割合を大きく報じた。一九五五年には、沖縄一％、本土八九％、一九七二年の本土復帰時には、沖縄五八・七％、本土四一・三％、二〇一四年には沖縄七三・七％、本土二六・三％で、基地の沖縄への過重負担の現状を指摘している。

（3）「安全保障や基地問題が知事選の争点になる県があるか、沖縄だけだ」と、基地の整理縮小が進まぬ現状に憤りを禁じ得なかった（牧野浩隆・沖縄県知事、二〇〇四年一月四日、沖縄タイムス）。

（4）小林 武「立憲民主主義で結束した『オール沖縄』——知事選圧勝の意義を考える」『法律時報』第八七卷一号、二〇一五年、二頁参照。

（5）渡名喜庸安「地方選挙で国政自公を問えないのか」『法律時報』八六卷四号、二〇一四年、一頁参照。

（6）同上、二頁参照。

（7）『琉球新報』二〇一一年一月二二日。

（8）移設問題が知事選の最大の争点になることを警戒しての菅義偉官房長官発言（『沖縄タイムス』二〇一四年九月一日）。選挙戦では菅本人を含め閣僚や党幹部が連日沖縄入りし、「普天間問題の解決を付ける」という仲井真氏を応援した。政府にとって辺野古移設に大きな影響を与える選挙であると位置づけていたことは間違いなかった。実際、谷垣禎一幹事長、人気のある小泉進次郎議員も沖縄入りし、沖縄の要請に最大限応じる体制であった。

（9）正式な党名は沖縄社会大衆党。一九五〇年の結党以来、沖縄の地域政党、土着政党として沖縄の基地問題をはじめ沖縄の抱えている諸問題の解決を訴えてきた。復帰後も沖縄の他の政党が本土政党に系列化される中で、系列化されことなく独自の路線を堅持してきた。沖縄社会大衆党史編纂委員会編『沖縄社会大衆党史』一九八一年、一頁参照。

(10) 「政党そうぞう」は、二〇〇五年に沖縄の地域政党として結成されたが、幾多の離合集散を経て、二〇一五年三月、党に所属する県議および市町村議員全員が離党して維新の党に入党すること、知事選前に離党し落選後の総選挙で国政復帰した下地が代表に就任することを発表した（『沖縄タイムス』二〇一五年三月二〇日参照）。

(11) 『琉球新報』一九六八年六月五日。

(12) 『沖縄タイムス』（六八年体制の崩壊）一九九五年一月二日。

(13) 新崎盛暉「二〇一四年知事選・総選挙の沖縄戦後史における位置」『日本の科学者』日本科学会議編、本の泉社、二〇一五年、六頁。

(14) 『琉球新報』二〇一四年一月二五日（社説）。

(15) 『琉球新報』二〇一四年一月二五日。

(16) 『沖縄タイムス』二〇一五年四月三〇日。

(17) 『沖縄タイムス』二〇一四年二月九日。

(18) 『沖縄タイムス』二〇一四年一月二七日。

(19) 『琉球新報』二〇一四年一月四日。

(20) 『琉球新報』二〇一〇年一月二二日。

(21) 『琉球新報』二〇〇六年一月二二日。

(22) 『琉球新報』二〇一四年一月一七日。

(23) 『沖縄タイムス』二〇一四年一月九日参照。

(24) 『沖縄タイムス』二〇一四年一月一七日。

(25) 『沖縄タイムス』二〇一四年一月一六日。

(26) 『沖縄タイムス』二〇一〇年一月一五日。

(27) 『毎日新聞』二〇一〇年一月二九日。

(28) 『沖縄タイムス』二〇一〇年一〇月二九日。しかし、仲井真氏は最後まで「県内移設反対」を明言しなかった。それは「沖縄振興策などを念頭に政府との協議の窓口を閉ざしたくない」という思いの表れだろう」（『毎日新聞』二〇一〇年一月二九日）。

(29) 『沖縄タイムス』二〇一〇年一月二六日。

(30) 『沖縄タイムス』二〇一四年九月一六日。

(31) 『沖縄タイムス』二〇一四年七月六日参照。

(32) 二〇一三年一月二八日オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会、沖縄県議会、沖縄県市町村関係四団体、市町村、市町村議会の連盟で内閣総理大臣宛に「一、オスプレイの配備を直ちに撤回すること。二、米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること。」を求めた建白書を提出した。二〇一四年七月二七日には、「沖縄『建白書』を実現し、未来を拓く島ぐるみ会議」が結成された。

(33) 『琉球新報』〈知事選結果を見る〉二〇一四年一月一八日参照。

(34) 『琉球新報』二〇一四年一月二七日。

(35) 河崎曾一郎『選挙協力と無党派』NHK出版、一三七頁参照。

(36) 『琉球新報』二〇一四年一月一日。

(37) 『沖縄タイムス』二〇一四年一月九日。

(38) 『沖縄タイムス』二〇一四年一月一七日。

(39) 『琉球新報』二〇一四年一月一三日。

(40) 『沖縄タイムス』〈達眼 知事選⑤〉二〇一四年一一発二三日。

(41) 拙稿「主席公選に関する一考察」日本大学『政経研究』第五〇巻第三号、五一九頁、二〇一四年三月。

(42) 沖縄県HP「沖縄振興開発及び沖縄振興の成果」参照。

(43) 川瀬光義「基地は沖縄の経済・財政の阻害要因である——「基地依存」をめぐる『世界』二〇一五年四月臨時増刊、

一六六頁参照。

- (44) 沖縄国際大学沖縄法政研究所編『問われる沖縄アイデンティティとは何か「普天間」からの発信』沖縄タイムス社、二〇一五年、六八頁。

- (45) 『沖縄タイムス』二〇一四年九月一六日。

- (46) 『琉球新報』二〇一四年一月一八日。

- (47) 『沖縄タイムス』二〇一四年一月九日。

- (48) 『琉球新報』〈記者座談会〉二〇一四年一月一八日。

- (49) 『琉球新報』〈経済界分裂〉上 二〇一四年一月一九日。

- (50) 「勝利すると予測された側が有権者の勝ち馬に乗りうとする心理によつてますます勢いづいて大勝利こと」「ジュリスト増刊総合特集二八〈選挙〉」有斐閣、一四三頁。

- (51) 『琉球新報』〈経済界分裂〉二〇一四年一月二二日

- (52) 『毎日新聞』「決める」二〇一四年一月一六～二〇日。

- (53) 『毎日新聞』二〇一四年一月三〇日。

- (54) 『東京新聞』二〇一四年一月三一日。

- (55) 『読売新聞』二〇一四年一月三一日。

- (56) 『産経新聞』二〇一四年一月三〇日。

- (57) 『産経新聞』二〇一四年一月三一日。

- (58) 『日経新聞』二〇一四年一月三一日。

- (59) 『日経新聞』二〇一四年一月二九日。

- (60) 徳山喜雄『安倍官邸と新聞「二極化する報道」の危機』集英社新書、二〇一四年、一四頁参照。

- (61) 西尾 勝『行政学の基礎概念』東大出版会、一九九二年、三九八頁参照。

国策のあり方を問う沖縄県知事選（照屋）

排日移民法成立の背景

——写真結婚の影響を中心に——

中村 進

- 一 はじめに
- 二 排日移民法の成立とその背景
- 三 写真結婚への批判とその根拠
- 四 終わりに

一 はじめに

二〇世紀初頭における日系アメリカ人の社会文化的考察に関する研究について総合的な研究を行う共同研究への参

加の誘いを受け、その中でいわゆる「排日移民法」についての研究の提案があった。これまでは現行の法律の解釈や理論を扱い、法制史上のテーマについては考察を行った経験がなかったため、断ることも考えたが、国境を越えた人物、資本等の交流に基づき発生する法の抵触に関する諸問題に関心を有する筆者にとつて、アメリカへの日本人移民の入国を禁止するこの法律の成立やその背景については、非常に興味のある問題であり、また、自身の今後の研究においても役立つものと考え、提案を受けることにした。共同研究の打合せの中で、排日移民法自体については、既に多数の優れた先行研究があるため、特にいわゆる「写真結婚」及び「写真花嫁」に焦点を当て、それが排日移民法の成立にどのような影響を与えたかについての考察を担当することになった。⁽²⁾

写真結婚とは、見合い結婚の一種であり、アメリカに渡った日本人移民が、親・親戚・知人等の世話によつて日本在住の日本人女性と見合写真を交換し、更に文通した上で、本人らや両家の合意が得られると、結婚が成立する。合意後は、アメリカ在住の夫の不在のまま、日本で結婚式が行われ、女性は妻として夫の戸籍に入り、夫の家で数か月を過ごした後に、妻としてアメリカに住む夫の元に移住するもので、そのようにして渡った花嫁は写真花嫁と呼ばれている。⁽³⁾ 写真結婚については、アメリカの日本人移民にのみ見られた結婚だけでなく、カナダや南米諸国などに渡った日本人移民の中にもあり、⁽⁴⁾ また後に述べるように、二〇世紀前半においてヨーロッパ諸国からのアメリカへの移民の間においても見られた。しかし、二〇世紀初頭のアメリカにおける「排日運動」の激化の中で、この日本人移民の写真結婚に対してアメリカにおいて非常に激しい批判が起こったのである。本稿は、排日運動の原因となった日本人移民問題の最終的な帰結であつたアメリカの一九二四年「排日移民法」⁽⁵⁾の成立に、この写真結婚が与えた影響について考察するものである。

写真結婚は、それが一九〇八年の日米紳士協定による新規移民の禁止の抜け道として利用され、多くの日本人花嫁が特にカリフォルニア州を中心としたアメリカ西部諸州に入国したことから、これら地域における排日運動の中で、日本人を排斥すべき根拠の一つとして取り上げられ、激しい批判にさらされることになる。では、写真結婚の形により多くの日本人花嫁がアメリカに渡ったことが排日民法成立の直接的な原因となったかという点、少なくとも「直接的な」原因でないことは明らかである。なぜなら、日本政府は、日米関係の悪化を回避するために、既に排日民法が成立する四年半前の一九一九年十二月、写真結婚の禁止を決定し、翌二〇年二月から実施しているからである。ならば、写真結婚や写真花嫁の問題は、排日民法の成立に全く影響を与えなかったのか、それとも何らかの形で影響を与えていたのであろうか。また、影響を与えていたとすれば、それはどのような形であったのか。これらが、本稿が論じるテーマである。

結論的には、排日民法の成立に写真結婚は、間接的ながら非常に大きな影響を与えていたと考える。そのことを理解するために、先ず一九二四年の移民法が成立するまでの過程とその背景について述べ、その後に写真結婚が移民法の成立に与えた影響について日本の外交文書やアメリカの新聞記事などを参照しながら検討してみたい。

二 排日民法の成立とその背景

カリフォルニア州において一九〇〇年頃に始まった日本人移民の排斥を求める排日運動は、アメリカの西海岸諸州に拡大し、一九二四年の排日民法の成立によって達成された。^⑦この排日民法が成立するまでの過程とその成立の背景について、写真結婚の成立と消滅についても触れながら概説してみたい。

1 排日移民法の成立過程

アメリカに日本人の移民が渡るかなり以前から、特に一八四八年のゴールドラッシュで多くの中国人移民がカリフォルニア州に渡り、一八五三年迄に、既に約二万五千人もの中国人移民がカリフォルニア州に居住していたが、その後一八八〇年までに、その数は一三万二千人に増加した⁽⁸⁾。移民の増加に伴い、カリフォルニア州では中国系移民を排斥する動きがあつたが、連邦議会は一八六四年までは、移民の入国を促進する立法を制定していた。しかし、ついに一八八二年、アメリカで最初の移民総合立法といわれる一八八二年法が連邦議会で成立し、中国人移民の入国が停止された⁽⁹⁾。

一方、日本人の移民については、一八六九年に最初の移民がサンフランシスコに到着したのを嚆矢として、中国人移民の入国禁止以降、低賃金労働者の需要が急増したために、その数を増加させた。しかしながら、アメリカにおける中国系移民の扱いを観察していた日本政府は、アメリカとの衝突を回避するため、アメリカの移民法を慎重に遵守し、一八九四年に締結された日米通商条約において、自己規制する形で、労働移民を規制する権利をアメリカに認め⁽¹¹⁾た。その後、ハワイへの移民が急増し、一九〇〇年に日本政府がアメリカを目指す日本人労働者に旅券の発給を停止したことから、一九〇一年に一時的に移民数が激減することになるが、日本人労働者はハワイ、カナダ、メキシコを「玄関口」としてアメリカへの入国を継続する。それに対して、一九〇一年、カリフォルニア州議会が日本人移民の入国を規制する行動をとるよう政府に要求したが、セオドア・ルーズベルト（Theodore Roosevelt）大統領政権は、西太平洋におけるアメリカの權益に対する日本の干渉を恐れたこともあって、対応は冷淡であつた⁽¹²⁾。一九〇二年六月、アメリカ本土への移民も条件付きながらも解禁され、以降、一九〇六年まで日本人移民は増加することになる⁽¹³⁾。

ところが、一九〇五年に著名な「サンフランシスコ学童隔離事件」が発生する。これは、サンフランシスコ市学務局が長年中国人に対して行ってきた措置と同様に、公立学校に通学する日本人学童を隔離することを決定したもので、日米両政府を巻き込む事態にまで発展した。⁽¹⁴⁾ この事件を契機としてカリフォルニア州に「日本人及び朝鮮人排斥連盟」(Japanese and Korean Exclusion League) が誕生し、以降、この団体が各地で大規模な集会を次々に開催するなど、積極的に排日運動を展開することになる。⁽¹⁵⁾ 日露戦争後の一九〇六年は、それまで規模が限定されていた排日運動が日米関係における外交上の懸案事項に浮上する転換の年であった。それは、日本が大国ロシアに勝利したことで、太平洋上における強力なライバルとして出現した結果、アメリカにおいて「黄禍」の勃興し、日本人移民は次第に脅威と見なされるようになったことによる。⁽¹⁶⁾ そのような状況の中でも、日本人移民が増加し続ける。それは、日本は日露戦争の遂行のため、外国に対して多額の負債を負い国家財政が破綻状態となり、また戦後恐慌により国民の生活も困難に陥っていたが、そのような中で、戦争終結による多数の軍人・軍用人夫達の引き上げが失業者の増大に拍車をかけたところに、移民会社の宣伝などもあって、引揚げた軍人・軍用人夫の多くが移民としてハワイ・北米各地へ渡航するようになったのである。そのため、特にアメリカの太平洋沿岸諸州やカナダにおいて排日運動が激化した。⁽¹⁷⁾

学童隔離の決議が撤回されると、カリフォルニアで排日運動がより一層高まり、次々と排日法案が州議会に提出された。連邦政府の働きかけによってこれらは採決までは至らなかったが、日米両政府は日本人移民の問題について協議を行い、一九〇八年に日米紳士協定が成立した。この協定によって、日本政府はアメリカ本土への日本人移民数を毎年五〇〇名に制限することを約束したため、一九〇九年以降、日本人移民の数は激減する。しかし、この協定では、再渡航者・在米移民の家族については例外的にアメリカ本土への渡航が認められていたことから、「写真結婚」によ

り「妻」として日本人移民が渡ることになる。⁽¹⁸⁾

一九一三年、それまでカリフォルニア州議会に何度か提案されながらも連邦政府の圧力により成立しなかった外国人の土地所有を制限する法案が州議会でも可決された。この外国人土地法（California Alien Land Law）は、第一次排日土地法とも通称されるように、日本人移民が白人労働者との対立を避け、地方に移住し、農地を購入して小規模農家として生計を立てていることに着目し、アメリカ憲法により移民法を制定する権限を有しなかったカリフォルニア州が考え出した事実上の移民制限立法であった。⁽¹⁹⁾この法により帰化権が認められていない日本人は土地所有及び三年以上の借地が許されなくなった。この法が成立する少し前に日本政府は、その成立を阻止するための最終的な妥協策として、日本政府による写真花嫁への旅券の発行停止について、日本側から提議しないが、アメリカ側から提言があればそれを受け入れることを考えていた。そして実際に、珍田州米大使を通じてブライアン（William Jennings Bryan）国務長官に対し、排日運動を収束するための一方法として日本が自ら写真結婚に制限を加えることを提案したが、考慮に値する旨の返答があるのみで、この提案が実ることにはなかった。⁽²⁰⁾

第一次世界大戦期間中は一時的に緩和の傾向にあった排日移民運動が、その終了後に、カリフォルニア州を中心とする太平洋沿岸諸州において再び激化した。先ず一九一七年、連邦議会は移民の制限政策の強化を図り、移民法の総合的改正法を制定した。この立法の特徴は、文盲テストの導入と東洋人を締め出すことを意図したアジア人禁止地帯の創設にあった。しかし、日本人については、日米紳士協定により措置されていたため、例外扱いとなった。⁽²¹⁾そのような中でカリフォルニア州においては、翌年に連邦議会議員選出のための州選挙を控えていた一九一九年、再選を目指していたフィーラン（James D. Phelan）民主党連邦上院議員や連邦下院議員の共和党候補として出馬していたイン

マン (J. M. Inman) 州上院議員らが、日本人移民の排斥を州民に訴えることが、選挙に勝利するための最も効果的な方法と考え、日米紳士協定の廃止、排日移民法の成立、新たな排日土地法の成立などを州民に訴える選挙運動を展開した。²² そうした動きに危機感を覚えた日本政府は、ランシング (Robert Lansing) 國務長官のアドバイスを得て、幣原駐米大使を通じて、一九一九年十二月、写真花嫁に対する旅券発行の停止をアメリカ政府に通告し、翌年二月から実施することになった。²³ このようにして、日米紳士協定の油断ならない抜け道であるとか、花嫁は多産で多数の日系アメリカ国民を産出したなどと批判されてきた日本人移民の写真結婚が終わりを向かえることになった。だが、こうした日本側の努力にもかかわらず、一九二〇年にカリフォルニア州において、通称第二次排日土地法と呼ばれる新たな外国人土地法 (California Alien Act of 1920) が成立したのである。²⁴

一九二一年、第一次大戦後におけるヨーロッパからの大量の難民の流入を阻止するために、国勢調査に基づいて一定率の移民の入国枠を各国に割当てるアメリカで最初の移民割当法である新移民法 (Immigration Act of 1921) が連邦議会において制定され、入国者に「数的制限」が加えられた。²⁵ この法律は、一九二四年六月に失効することになっていたため、一九二三年から様々な移民法の修正案が提出されるようになった。下院においては、ワシントン州選出のジョンソン (Albert Johnson) 民主党議員、カリフォルニア州選出のレイカー (John E. Raker) 民主党議員らの太平洋岸諸州選出の議員らが積極的に排日を意図した規定を含んだ法案が提出され、一九二四年四月一二日、ジョンソン案に基づいた移民法が下院において圧倒的多数で可決された。同法案には、帰化資格のない移民はアメリカから排斥されるとし、黄色人種はこの帰化資格のない移民とされていた。当時のアメリカの移民法においてまだ排斥されていない黄色人種は、日本人だけであったため、排日移民法案と通称されることになる。一方、上院においては、同月一六日、

共和党議員リード (David A. Reed) により提出された、ジョンソン法案と同様な排日条項を含む修正案が可決された。その後、双方の法案の内容を統一するための両院議会が開催され、五月一五日の両院における投票で排日条項を含む移民法案が決定した。同法案は、同月二六日のクーリッジ (Calvin Coolidge) 大統領の署名を経て、七月一日より施行された。⁽²⁶⁾

このような経過を経て一九二四年の排日移民法は成立したが、写真結婚がどのような形で同法の成立に影響を与えたかについて考察するために、次に、同法を成立させるに至った直接的な原因と成立の背景にあった排日運動について検討してみたい。

2 排日移民法成立の原因とその背景としての排日運動

(1) 排日移民法成立の原因

最初にも述べたように、写真結婚が一九二四年の排日移民法の成立に直接的な影響を与えていないことは明らかである。既に排日移民法成立が成立する四年半前に、日本政府はアメリカに写真花嫁に対し旅券発給を停止することを正式に伝えており、排日移民法案が審議される時点では、写真結婚で入国する日本人移民の花嫁はいなかったのである。では、どのような原因や背景があり排日移民法が成立するに至ったのであろうか。通説的な見解によれば、その成立の直接的な原因として次のように説明されている。

排日移民法の成立の原因について、下院においては、移民帰化委員会 (House Immigration and Nationalization Committee) の委員に強硬な排日論者が多く、また議会内にも排日を訴える太平洋沿岸諸州選出の議員に同調する議員が多かったため、圧倒的多数で排日移民法は可決された。しかし、国際関係に機敏である議員の多かった上院では、

排日を積極的に訴える議員が比較的少数であったことや、上院の移民法の立案に大きな影響力を持つ移民委員会 (Senate Committee on Immigration) の構成員の中に西部・南部諸州からの委員が少なく、日本人移民の排斥を強硬に主張する委員はカリフォルニア州選出の共和党議員ジョンソン (Hiram W. Johnson) のみであったことから、当初は、排日移民法は可決されることはないと考えられていた。下院にジョンソン (A. Jonson) 法案が提出された後の一九二四年三月二七日、ヒューズ (Charles Evans Hughes) 国務長官から、①日米紳士協定の内容が不明である、②協定成立後日本人移民が著しく増加していると批判があるとの意見を聞いた日本の埴原駐米大使は、ヒューズ国務長官との協議の上、その誤解を解くための書簡 (埴原書簡) をヒューズ国務長官宛に送付することになった⁽²⁷⁾。ヒューズ国務長官に届いた「埴原書簡」が会議に示されると、その書簡の末尾に書かれていた「重大なる結果」 (grave consequences) という字句を、上院のロッジ (Henry Cabot Lodge) 外交委員長が取り上げ、アメリカに対する戦争を示唆する「覆面の威嚇」 (veiled threat) であると訴えると上院の雰囲気が一変し、排日移民法が成立するに至ったというのが、通説的な見解である⁽²⁸⁾。しかし、この埴原書簡は、排日移民法の採択への決定的な契機ではあったが、唯一の成立の原因ではなかった。その他の原因として、それまで排日移民法に反対していた南部諸州選出議員らがカリフォルニア州選出の共和党議員ショートリッジ (Samuel M. Shortridge) との政治的な取引を行い、賛成派に回ったこと、ロッジ上院議員が個人的にヒューズ国務長官を嫌っていたことなどが指摘されている⁽²⁹⁾。

そこで次に、カリフォルニア州を中心とした太平洋沿岸諸州における排日運動が排日移民法の上下両院での採択にどのような影響を与えたかについて検討してみたい。

(2) 成立の背景にあった排日運動

排日移民法を成立せしめた排日運動が生まれた原因は様々あるが、写真結婚についての批判は後に述べるとして、それ以外のものとして主に以下が指摘されている。

先ず、一九〇八年の日米紳士協定以後の日本人移民の数がなかなか減少しなかったことが原因として指摘されている。確かに同協定により日本人移民は毎年五〇〇人に制限されていたが、先に移住していた移民の自然増加により数が増えたことや、日本人移民が同一地域に集中して生活していたために、その数が実際よりも何倍も多く感じられたためでもあった。⁽³⁰⁾ アメリカ本土における日本人移民の数は、一九〇〇年には二四、三三六人であったが、一九一〇年には七二、一七五人に、一九二〇年には一一一、〇一〇人に、一九一〇年から一九二〇年の一〇年間に約五四%も増加していたのである。⁽³¹⁾ 更に、一九一九年一月に日本政府による写真花嫁に対する旅券の発給停止が決定されて以降も、日本人移民がなかなか減少しなかったことも挙げられる。写真花嫁への旅券の発給停止の措置は、確かに、在米の日本人社会には大きなインパクトを与えた。⁽³²⁾ しかし、アメリカ本土における日本人移民数の推移は、一九一九年六、二七三人、一九二〇年五、九五九人、一九二一年四、三二一人、一九二二年三、五五八人、一九二三年二、六二七人、一九二四年四、〇六四人であり、多少の減少は見られたものの、大幅なものとはならなかったのである。⁽³³⁾ 日本人移民が減少しない原因としてアメリカ側からは、①日米紳士協定上、アメリカ在住者は、兄弟姉妹を呼び寄せることはできないが、親または子と呼び寄せることができるため、先ず親を呼び寄せ、次にその親が子である兄弟姉妹を呼び寄せている、②妻の渡航が増加している、③養子として入国しているなどが指摘されていた。⁽³⁴⁾ また、カリフォルニア州における排日派の頭目にしてサクラメント・ビー (Sacramento Bee) の主幹であるミクラッチー (Valentine S.

McClatchy) は、下院の移民委員会で写真結婚に代わって、観光花嫁 (excursion bride) が盛んに入国しつつあると論じていた。⁽³⁵⁾ところが、排日移民成立後についてみると、確かに、一九二五年二八九人、一九二六年三四四人と激減し、その後も一、〇〇〇人以下の時期が続いたのである。しかしながら、そもそも排日論者らは、日本人移民数について述べるとき、これらのアメリカ政府の統計を用いず、その数の中に日本人旅行者、商人、学生などを加え、また再渡航者を新渡航者として算入するなどして、著しい数の日本人移民がカリフォルニア州に流入しているかのように説いていたことが指摘されている。⁽³⁶⁾また、この時代におけるアメリカへの移民を国別にみても、日本人移民は確かにカリフォルニア州に集中していたが、アメリカ全体でみると、一八七一年から一九二〇年の間の移民数は、イタリア人四、一七〇、三六二人、ロシア人三、二七六、三六三人、ドイツ人三、一六一、七四七人、イギリス人二、四九四、二九六人などヨーロッパ諸国からの移民が圧倒的に多く、日本人は二四一、九九五人であり、中国人の二四一、五九四人と並んで極端に多いという訳ではなかったのである。⁽³⁷⁾

移民数の増加とともに日本人移民による農地所有の増加についても、排日論者から批判の対象とされている。カリフォルニア州における日本人の農地保有面積の変動についてみると、第一次排日土地法の成立以降、一九一三年に所有地二六、七〇七エーカー、借地一五五、四八八エーカーであったものが、一九一八年には所有地三〇、三〇五エーカー、借地三三六、七二二エーカーに、また一九二〇年には、所有地七四、七六九エーカーへと増加していた。そして、第二次排日土地法の成立後の一九二三年には、所有地が五〇、五四二エーカーへと減少している。⁽³⁸⁾このように第一次土地法成立後に日本人の土地所有が減少していない根拠として、フィーランは、カリフォルニア州は外国人の土地所有を禁止しているが、日本人はアメリカで生まれた児童の名を用いたり、会社に加入して土地を買い入れたり、或い

はこれを租借して自ら耕作していることを指摘し、第二次土地法の成立の必要性を訴えていたのである。³⁹⁾しかし、日本人の所有地借地を併せてもカリフォルニア州の全農耕地の六〇分の一、開拓地の二五分の一に過ぎず、また、白人農業経営者が雇用する東洋人労働者よりも、遥かに多数の白人労働者が東洋人経営者に雇われていたのである。更に日本人は、従来の稗、穀類、果実だけではなく、野菜、イチゴ、ブドウなどの新たな労働集約的な農産品を生産すること、で、一九一九年のカリフォルニア州の日本人側の農産総額は、全州の五億七八一万一八八ドルのうちの六七一四万五七三〇ドルを占めるなど、州農産業に多大な貢献をしていたのである。⁴⁰⁾

排日論者らによるその他の主張として、日本人移民は低賃金に甘んじ長時間労働を厭わないため、仕事の標準および生活程度を下落させ白人労働者を駆逐するとか、労働者に甘んじることなく企業家となり、白人の事業分野を侵す、或いは利益を母国に送りアメリカ社会に還元しないとか、日本人を雇用して日本の品のみを使用しアメリカ人らに労働商売の機会を提供しないなど党派の傾向が強いといった経済的根拠からの批判があった。また、日本人の契約観念、男女間道德観念、金銭観念等に対する道徳的理由に基づく批判もなされていた。更に、社会的人種的理由として、文明、風俗、習慣が全く異なり相互理解は不可能で、日本人はアメリカに同化できないとの批判もあったと指摘されている。⁴¹⁾これらの排日論者らの主張に対しては、日本人移民の側も深い関心を持ち、排日運動の拡がりに対抗するためにも、アメリカ的生活水準を得ることによって白人と対等であることを認めさせることが必要であると考えていた。⁴²⁾しかし、排日移民論者らの主張の多くは、排日のための口実であって、真の理由は白人らの胸中に潜む人種的反感からくるものであり、むしろ日本人はカリフォルニア州で最も積極的にアメリカ化を進める外国人であったとの指摘もある。⁴³⁾

その他に、排日運動の拡大の背景にあったものとして、日露戦争後において日本が勝利したことによって、次第に日本がアメリカの権益を脅かすのではとの疑念が生じつつあったところに、ドイツ皇帝ヴィルヘルム二世 (Kaiser Wilhelm II) から始まるとされる黄色人種の勃興の脅威を説いた「黄禍論」(yellow peril) がアメリカで流布し始めたことなどの影響があったとの指摘がある。⁴⁴ しかしながら、排日運動の最大の推進力となったものは、排日論者らが選挙において勝利するために意図的に「排日」をキャンペーンとして取り上げた点にあったと考える。

一九〇〇年以降、サンフランシスコにおいて組合が結成され始め、その代表者らが組合労働党を結成し、市の総選挙において勝利し、市の行政を支配するようになっていた。彼らは積極的に日本人の排斥を呼び掛け、日本人学童の隔離の要求を市学務局に認めさせるようなことはあったが、排日運動を統率する勢力が未だなかったため、それが長続きすることはなかった。⁴⁵ 一九〇八年の大統領選挙の際、カリフォルニア州において民主党は、初めて日本人移民を政治的に利用したが、共和党が圧勝し、組合労働党も政権から去ることになった。しかし、一九一〇年の州選挙で、「カリフォルニアを白く保とう」(Keep California White!) というスローガンを用いて選挙運動を繰り広げた民主党が、州上下院において大幅に躍進し、総議席数の四四%を獲得した。一方の共和党は、過半数を維持したものの、連邦政府の良き理解者であったジレット (James N. Gillett) 前知事が敗れ、排日的な傾向の強い、カリフォルニア州共和党革新派のリーダーであったジョンソン (Hiram W. Johnson) が知事となった。この一九一〇年のカリフォルニア州選挙の結果は、その後の排日運動に重大な影響を与えることになる。日本人移民の排斥を掲げた民主党が善戦し、逆にそれを政治的に利用しなかった共和党が苦戦を強いられたことを体験した同州の民主・共和党の両政党は、それ以降の選挙において「排日」を、票を獲得する上での重要な政治的要素として認識し、利用したため、選挙の度にプロパガ

ンダとして「排日」が大きく採り上げられることになったからである。⁽⁴⁶⁾

一九一二年の大統領選挙において、ウィルソン (Woodrow Wilson) が共和党のタフト前大統領を破り民主党政権を復活させたが、新大統領は、カリフォルニア州での選挙キャンペーン中に、共和党とは異なり州権を尊重すること、日本人移民の排斥に賛同することを州民に訴えていた。⁽⁴⁷⁾ しかし、第一次大戦が勃発した一九一四年八月以降は、日本とアメリカは同盟国であったこともあり、全米で反日感情が一時的に薄れ、カリフォルニア州でも目立った反日運動はなかった。ところが、第一次大戦後に新体制を形成する中で、それまで友好な関係にあった日米に次第に対立が表面化し始めた一九一九年春以降になると、カルフォルニア州において排日熱が再び高まった。それを政治的に利用することを考え、排日の急先鋒となっていたのが、翌年に選挙を控えていた次期大統領の候補者であった共和党の H. ジョンソン、再選を望んでいたフイーラン連邦上院議員、連邦下院議員の席を狙っていたインマン及び現知事の後任を目論んでいたチェンバー (John. S. Chambers) 州会計官であった。彼らは、排日立法に成功することによって、選挙における政治的資本を作ること考えていたのである。⁽⁴⁸⁾ その政治的野心の実現のため、既に経験から「排日」を訴えることに大きな集票効果があることを知っていた彼らは、選挙キャンペーンに排日を掲げ、あらゆる機会を捉えて日本や日本人について十分な知識がなかった州民に訴えるとともに、様々な排日法案を提出したのである。その活動は、カリフォルニア州内にとどまらず、西部諸州選出の上下院議員や知事に呼びかけて排日連盟組織の設立を呼び掛けるなど州外にも及んでいた。⁽⁴⁹⁾ 排日を訴える政治家たちはまた、カリフォルニア州の排日運動勢力の中心的存在であった「輝かしき西部の息子たち」などの排日を標榜する圧力団体にも属し、それらを通じて政治的な影響力を加えていた。そうした排日運動勢力の活動は、一九一九年一二月に日本政府から写真花嫁への旅券の発給停止がアメリカ

政府に伝えられて以降、写真結婚に対する批判については止めたものの、排日そのものについては州民に訴え続け、第二次排日土地法などの排日法を成立させるに至ったのである。

このようにカリフォルニア州の政治家たちは、自らの政治的野心のために、州民から人気のあつた排日を選挙キャンペーンに選び、様々な圧力団体通じて政治力やハースト系新聞を利用した誇張的な報道を駆使して排日論を展開した。⁵⁰ 一九二〇年にカリフォルニア州において第二次排日土地法が成立以降は、彼らは、その舞台を連邦議会に移し、一九二四年の排日移民法の成立まで排日運動の主導的な役割を果たし続けたのである。そこで最後に、そもそも排日論者らが声高に批判を浴びせ続けた写真結婚や写真花嫁についても、批判に足るに十分な根拠があつたのかについて検討してみたい。

三 写真結婚への批判とその根拠

既に述べたように、写真結婚はアメリカと日本との間で写真を交換し行われた事実上の見合い結婚であつた。一九〇八年に成立した日米紳士協定により日本人からの移民が年間五〇〇人に制限されたものの、再渡航者と移民の家族については入国が容認されたために、一九二〇年二月の旅券発給が停止されるまでの間、その抜け道として盛んに利用されたものである。

日本人移民が、例えばサンフランシスコ港より入国するとき、沖合にあるエンゼル島で「目の検査」と「移民官の審問」を受けた後に上陸を許されるが、写真花嫁の場合には、更に呼び寄せた夫も身分証明書を持参し、移民官の元に出頭することが必要とされた。上陸の許可を得ると、日本人会より派遣された書記の案内により夫婦はサンフラ

ンシスコ郡役所に連れて行かれ、結婚のライセンスの発給を受けた後、日本人キリスト教会に赴き結婚式を挙げて初めて自由の身となったのである。⁽⁵¹⁾ また花婿には、最終的に妻を養う能力があるとする日本領事館が発行した証明書を呈示するように義務付けられていた。⁽⁵²⁾ このように既に日本で結婚式を終えているにもかかわらず、加えてアメリカの教会において挙式したことは、アメリカからこのような形式の婚姻の適法性が問題となることを回避するためには効果的であったと思われる。⁽⁵³⁾ それでも写真結婚の有効性に関して疑念がもたれたことがあった。一九一七年のアメリカ移民法が改正され、アメリカに入国する移民に対し文盲テストが課されることになったが、そのテストを日本人の写真花嫁についても適用するか否かが問題となった。その際にアメリカ側から、写真結婚はアメリカ法の観念から正當な婚姻とは認められない旨の主張があった。それに対して日本政府は、日本における法律慣習に基づくものであること、婚姻の成立時は書面または口頭による戸籍吏への届出時であること、宗教上または社会上の儀式は法律上の成立に何らの意味を持たないこと、旅券や戸籍に明らかに妻として記入されていること、元来婚姻の成立要件等に関して一般に各国国内法の規定に従うべきで、特にアメリカの公序に反する等の重大な理由がない場合には日本法によって決定されるべきであること、日本法によれば適法に成立する婚姻を容認しない場合には、重大な問題が生じることの説明して、漸くアメリカ政府当局の理解を得ていた。⁽⁵⁴⁾ しかし、この問題について、後に再度その疑念についてアメリカ側が暗に日本側に伝えることがあったのである。

日本政府が写真花嫁への旅券の発給停止処置を決定する直前の一九一九年一月二〇日、カリフォルニア州における排日運動が拡大する中で、ランシング (Robert Lansing) 国務長官は、駐米日本大使に対し、アメリカが写真結婚を違法なものとして扱う方法や立法措置により禁止する方法は日米間に軋轢を生じるため、日本が自ら禁止する方法を

採るよう非公式に助言したことを、モーリス (Roland S. Morris) 駐日アメリカ大使への電文の中で明らかにしている。この助言が顧慮されて、一二月一三日までに幣原駐米大使が日本政府の了解を受けて、ランシング國務長官に対し「日本政府は、日米間の友好関係の促進を最も重要と位置づけ、その精神においていわゆる『写真花嫁』によって作り出された難局を慎重に検討し、そのような花嫁が合衆国への入国の手続をすることを禁止するための措置を講ずることを決定した」と伝えることとなったのである。⁽⁵⁵⁾しかし、排日論者たちが写真結婚に関する批判の根拠として示したものは様々であったが、その法的な有効性に関して疑念を述べる主張がなされることはなかった。このことは、排日論者たちの主張が本質的に人種差別的な偏見に基づいたもので、理性的・合理的なものではなかったことの証左でもある。では次に、そのような排日論者たちが挙げた写真結婚や写真花嫁に対する批判の根拠について検討してみたい。

写真結婚に対する批判で最も強かったものは、それを排日論者たちが「キリストの制度とは異なる、教養の低い異教徒の制度である」と見なしていた点である。その多くがキリスト教徒であるアメリカ人は、結婚は愛を基礎に⁽⁵⁶⁾対面で交わされた誓約によって達成されるべきものと考え、アメリカの結婚の理想に反すると批判した。⁽⁵⁶⁾排日論者たちは、多くのアメリカ人にとって最も奇異に映った日本人移民の写真結婚を特に選んで取り上げ、それに対して猛烈な批判を行ったのである。更に、そうしたアメリカ人が受ける印象を効果的に排日運動に利用するために、写真花嫁の入国の風景を写真に撮り、それを全国に頒布する計画まで立てていた。⁽⁵⁷⁾しかしながら、当時、このようにアメリカ人にとって奇異に映る写真花嫁は、日本からだけではなくヨーロッパ諸国からも多数入国していたのである。

一九二二年七月三日の新聞記事は、コンスタンチノープルからニューヨークに到着した船の女性の乗客七〇〇名中

の二三一人がトルコ、ルーマニア、アルメニア、ギリシャからの写真花嫁であったことを伝えている。⁽⁵⁸⁾ このヨーロッパ諸国からの写真花嫁についても、その結婚に至るまでの方法において、日本人移民の写真花嫁の場合と大きく異なることはなかったのである。⁽⁵⁹⁾ 写真花嫁がバルカン半島諸国やイタリアなどの東欧諸国やイタリアの出身者たちが中心であった原因は、第一次大戦直後のヨーロッパ諸国における社会的・経済的混乱によるものであった。大規模な戦争により結婚適齢の男性が少なかったことに加えて、地方の農家では、経済的混乱から伝統的に求められていた嫁入りの際の持参金を用意することが困難であったことによる。⁽⁶⁰⁾ ほぼ同様な写真結婚であっても、日本人移民の場合には、強烈な批判の対象となつたが、このようなヨーロッパ諸国からの写真花嫁に対しては、一目ぼれを懷疑的に考えるアングロ・サクソン人は、写真で選んだ相手と結婚するという方法に関して疑念を抱きながらも、概ね好意的に迎え入れられていた。⁽⁶¹⁾ では、何故、同じ写真花嫁であっても、日本人については批判を受け、東ヨーロッパ諸国からの花嫁は歓迎されたのか。両者の違いはどこにあったのであろうか。

両者の違いの一つは、日本人の写真結婚は、夫の不在のまま手続が行われていたにせよ、日本において法的に有効な婚姻が成立していた夫婦おける「妻」の呼び寄せであつたが、東ヨーロッパ諸国からの写真花嫁は、アメリカに到着した後に相手方と結婚式を挙げて妻となつていた点にある。⁽⁶²⁾ しかし、これについては、既に述べたように、日本人の写真花嫁もアメリカ入国後に結婚式を挙げていたため、実質的に差異はなかったものと思われる。日本人の写真結婚のみが激しい批判の対象となつた決定的な理由と考えられるのは、日本人の写真花嫁のほとんどがカリフォルニア州から入国していたのに対し、ヨーロッパ出身者たちはアメリカ東海岸のニューヨークに到着していた点である。日本人の写真花嫁に対し、キリスト教の価値観と著しく異なると激しく批判した排日論者たちは、ニューヨークに到着

した同じキリスト教徒のヨーロッパ出身の写真花嫁には、ほとんどその批判の声を潜めていたのである。⁽⁶³⁾ このことから、カリフォルニア州の排日論者たちが写真結婚自体に疑念を抱いていたのではなかったことは、明白である。彼らは、自らの政治的野心を達成するために、選挙キャンペーンとして排日を掲げ、その中で州民に訴えるのに最も効果的なテーマであった写真結婚を取り上げて、批判を行っていたにすぎなかったことを理解することができよう。

次に、日本が写真結婚を考案し、日米紳士協定の「抜け道」として利用しているとの批判があった。⁽⁶⁴⁾ 同協定の成立直後において、確かに、写真結婚は、事実上の抜け道としてかなり利用されていたと思われる。しかし、既に述べたように、カリフォルニア州の第一次排日土地法の成立を回避するために、一九一三年に日本側は写真花嫁に対する旅券の発行停止について提案を行っていたが、アメリカ側によって聞き流されていたのであり、また、カリフォルニア州内における写真花嫁の数は一九一六年以降、五〇〇人前後の比較的少数で推移しており、一九二〇年当時の人口が三五〇万人弱で、また直近の一〇〇万人以上の人口の増加があったカリフォルニア州においては、驚くに値しない数字であったのである。⁽⁶⁵⁾

また、写真花嫁として渡った日本人女性が若くて多産であったことから、花嫁を受け入れ続けると、カリフォルニアが日本人の州となると批判された。⁽⁶⁶⁾ 確かに、写真結婚でカリフォルニアに入国した日本人女性は何れも若く、同州の全出産率に比較すると、日本人の出産率は高かったとする統計がある。しかし、これらの女性らが出産時期を終えると出産率は低下するため、一九一七年をピークに低下することが予想されていたし、日本人の出産率が目立って高かったのは、第一次大戦が勃発し、白人が軍事召集を受けた結果、白人の出産率が低下していたことも大きな要因であった。排日論者たちは、こうした事実を伝えず、逆に数を盛るなどして日本人は多産であり危険であると煽ってい

たのである。⁽⁶⁷⁾その他に、日本人は同化しないといった批判もあったが、これは、主張の根拠とはなり得ないような一つの事実を挙げて、日本人全体が非同化であることを非難するものであり、大多数の日本人は、自ら進んで米国化に努力し、カリフォルニア州の米化運動を最も計画的に実行している外国人は日本人であったとの指摘がある。⁽⁶⁸⁾写真結婚に対する批判の根拠として排日論者たちが掲げたものは、そのいずれもが十分な根拠に基づいたものではなかったのである。

このように批判はいずれも十分な根拠に基づいたものではなかったが、過去の選挙における経験から、排日運動に集票効果があることを十分に知っていた候補者たちは、一九二〇年の選挙において、選挙キャンペーンとして排日を謳い、その中で特に州民に最もアピールし易かった写真結婚を取り上げて、批判運動を展開した。このようにして当選した候補者たちが、連邦議会において、「排日移民法」の成立のために積極的に活動を行い、一九二四年の排日移民法の成立を強力に後押ししたのであった。こうしたカリフォルニア州を中心とした太平洋沿岸諸州の連邦議員として、カリフォルニア州選出のレイカー（John E. Raker）民主党下院議員、シヨートリッジ共和党上院議員、フリー（Arthur M. Free）共和党下院議員、ワシントン州選出のジョンソン民主党下院議員が挙げられる。従って、写真結婚が移民法の成立に与えた影響は、直接的なものではなかったが、太平洋沿岸諸州の選挙候補者らに格好の選挙キャンペーンのテーマを提供し、それによって彼らを当選へと導き、連邦議会における排日移民法の成立への原動力となる機会を与えたという意味で、間接的ながら非常に大きな影響を与えていたとみることができる。

かくして、排日論者たちにとっては、真の目的は日本人の排斥にあり、写真花嫁は州の選挙民に訴えるための格好の材料であり、政治的目的を達成するための最適な「手段」として選ばれたに過ぎなかった。結局、写真花嫁批判は

根拠のない詭弁であり、「写真花嫁」がなかったとしても、排日論者らは、別の「手段」を見つけ出し、それを根拠にして排日運動を継続していたに違いなかった。その証拠に、フィーランは、日系の新聞社の通信員とのインタビューの中で、日本政府による写真花嫁への旅券の発給停止については満足しているが、カリフォルニア州の土地を白人に戻すまで排日運動を継続すると明言していた。⁽⁶⁹⁾ そうした本質を鋭く見抜いていたモリス駐日大使は、カリフォルニア州における排日運動が日本人に対する差別 (discrimination) であり、日本人のプライドと感情を深く傷つけるものと考えていたのである。⁽⁷⁰⁾ しかしながら、日本は、日本人労働者の排斥運動の終結と日米関係の改善のために、写真花嫁への旅券発給の停止という外交的犠牲を払ったにもかかわらず、⁽⁷¹⁾ 一九二四年の排日移民法の成立を防ぐことができなかったである。

四 終わりに

一八世紀半ば以降のアメリカ太平洋沿岸地域における中国人移民問題の経験から、日本人移民に対する批判が集まることを恐れた日本政府は、アメリカ本土への移民の送り出しについては、当初、慎重な態度であった。しかし、日露戦争後の国内の経済的不況から多数の移民をアメリカに送り続けたことから、カリフォルニア州を中心に排日運動が激化した。その中で、選挙を控えていた候補者らは、州民に対するアピールするために排日を選挙キャンペーンとして選んだのである。その中でも写真花嫁は、選挙民に最も訴え易いテーマであった。そして、一九二四年の排日移民法の成立の際、その選挙で選出された連邦議員らが排日規定を含む移民法案を提出し、その成立に向けて積極的に活動するなど、同法の成立の中心的な役割を果たした。その結果、排日移民法案は、下院はともかく、困難と予想さ

れていた上院においても通過するに至った。そうした意味で写真結婚は、移民法の成立に間接的に果たした役割は少なくなかったのである。一九世紀初頭のカリフォルニア州を中心に発生した排日運動、特に写真結婚に対する批判は、これまでに見たように人種差別的意識を背景になされたものであり、このことを当時の日本政府が正しく認識していれば、排日移民法の成立を防ぐことができたのかも知れない。いずれにせよ、この写真結婚の問題は、国境を越える人の交流によってもたらされる問題の解決の難しさを示す出来事であったといえよう。

一九二四年排日移民法や写真結婚・写真花嫁に関する資料や文献については、日本国内のみならずアメリカにおいても多数ある。筆者には、まだ未取得のものが多くあるだけでなく、取得したもののまだ検討を行っていない資料や文献も少なくない。その意味で本稿は、研究の途上にあるものを取り敢えずまとめものとなってしまう。そのためここに述べたような結論が、どの程度まで正確に史実を反映しているか、後世に与えた影響を正しく理解しているかについて、少し不安はある。今後は、資料や文献の蒐集を続けるとともに、既に取得し手元にある資料や文献を更に深く読み込むことで、こうした不安を解消し、改めて論文としてまとめてみたい。

（１）非常に多くの文献があり、そのすべてを掲げることにはできないが、代表的な邦語文献として、蓑原俊洋『カリフォルニア州の排日運動と日米関係―移民問題をめぐる日米摩擦、一九〇六―一九二二年―』（有斐閣、二〇〇六年）（以下、『カリフォルニア州』と略す）、同『排日移民法と日米関係―「埴原書簡」の真相とその「重大なる結果」―』（岩波書店、二〇〇二年）（以下、『排日移民法』と略す）、三谷太一郎「大正デモクラシーとワシントン体制―一九一五―一九三〇―」細谷千博編『日米関係通史』（東京大学出版会、一九九五年）所収七七頁以下、有賀貞「排日問題と日米関係―『埴原書簡』を中心に―」入江

昭・有賀貞『戦間期の日本外交』（東京大学出版会、一九八四年）所収六五頁以下、飯野正子「米国における排日運動と一九二四年移民法制定過程」『津田塾大学紀要』第一〇号（一九七八年）一頁以下がある。また、三輪公忠編著『日米危機の起源と排日移民法』（論創社、一九九七年）には、様々な視点から日本人移民及び排日移民法について考察された諸論文が収められている。

(2) この共同研究はまだ継続中で、筆者の研究もまた途上にある。そのため、執筆することについて躊躇したが、お世話になった先生の記念のための論集ということもあり、これまでの研究の結果をまとめて公表することとした。

(3) 田中景「女性の市民的役割と『写真結婚』問題」『社会科学』（同志社大学）第七二号（特集 社会運動・政策決定とジェンダーの国際比較）（二〇〇四年）一四九頁。

(4) アメリカ以外に渡った日本人移民について、例えば、アケミ・キクムラ・ヤノ編・小原雅代他訳『アメリカ大陸日系百科事典—写真と絵で見る日系人の歴史—』（明石書店、二〇〇二年）二三頁以下には、アルゼンチンやカナダなどに渡った写真花嫁の体験談が紹介されている。

(5) 排日移民法は、その正式名称を一九二四年移民法 (Immigration Act of 1924) といい、日本人のみを対象とした法律ではない。しかし、後にも見るように日本人の排斥が主な狙いであったため、アメリカ側でも「排日移民法」(Japanese Exclusion) という言葉が用いられ、日本人の主観的な発想ではなかったとされる。三輪公忠「まえがき—対等な日米関係の構築に向けて—」三輪公忠編著『日米危機の起源と排日移民法』（論創社、一九九七年）所収ii頁。

(6) 本稿で取り上げた当時のアメリカの新聞記事については、すべて ProQuest Historical Newspapers による検索を通じて得たものである。

(7) 蓑原・前掲注(1)『排日移民法』一一三頁。

(8) トーマス・バークマン（渡辺知訳）「一九二四年移民法—アメリカ進歩主義の限界—」三輪公忠編著『日米危機の起源と排日移民法』（論創社、一九九七年）所収一五九頁。

(9) 川原謙一『アメリカ移民法—United States Immigration Laws—』（有斐閣出版サービス、一九九〇年）一一〜一二頁。

- (10) The Japantown Task Force, Inc., *Images of American San Francisco's Japantown* (Arcadia Publishing: San Francisco, 2005) p. 7.
- (11) 一八九八年のアメリカによるハワイ併合当時、ハワイにおける日本人居留者数は六一、一一一人を数えていたが、アメリカ大陸における日本人移民は、一九〇〇年当時は二四、三二六人で、中国人と比べると圧倒的に少なかった。バークマン・前掲注(8)一六二頁。
- (12) バークマン・前掲注(8)一六三頁。
- (13) 兒玉正昭「アメリカ一九二四年移民法の成立に対する移民県の動向―福岡県を中心に―」三輪公忠編著『日米危機の起源と排日移民法』(論創社、一九九七年) 所収二二四～二二五頁。
- (14) 市学務局は、一九〇六年一〇月に実効的な日本人学童隔離決議を正式に採択したが、連邦政府の介入などもあり、一九〇七年三月、新たな決議の採択によって隔離は撤回された。この事件の経緯や影響については、蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』一一頁以下、蓑原・前掲注(1)『排日移民法』一六頁以下が詳しい。
- (15) 蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』一五～一六頁。なお、この連盟は、その後、「アジア人排斥同盟 (Asiatic Exclusion League)」に改称する。この連盟の会員数は、一九〇六年に、七八、五〇〇人にも及んでいたとされる。バークマン・前掲注(8)一六三頁。
- (16) 蓑原・前掲注(1)『排日移民法』一頁。
- (17) 兒玉・前掲注(14)一二四頁。
- (18) この協定は一九二四年まで維持されたが、最初の一五年間で、アメリカあるいはハワイに入国した日本人の総数は一六、〇九六人で、そのほとんどが「写真花嫁」として入国したといわれている。バークマン・前掲注(8)一六四頁。
- (19) 千葉功『旧外交の形成 日本外交一九〇〇～一九一九』(勁草書房、二〇〇八年) 四四〇頁。なお、この法律の成立過程とその後の日米関係への影響については、蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』三五頁以下、蓑原・前掲注(1)『排日移民法』三八頁以下が詳しい。また、第一次排日土地法の成立までの日本政府とアメリカ政府との外交交渉については、鹿島守之

助『日本外交史 第一三卷―ワシントン会議及び移民問題―』（鹿島研究所出版会、一九七四年）二五八頁以下にまとめられている。この法律には、法的な抜け道があったことから、その成立以降、日本人移民はアメリカの市民権を持つ自身の子供の名義で土地を購入するなどの方法を採用ようになったことについては、蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』六八―六九頁。

(20) 一九一三年四月一五日付牧野外務大臣より珍田駐米大使宛、『日本外交文書・大正二年第三冊』六九頁、一九一三年四月一八日付牧野外務大臣より珍田駐米大使宛、『日本外交文書・大正二年第三冊』八一頁、一九一三年四月二〇日付珍田駐米大使より牧野外務大臣宛、『日本外交文書・大正二年第三冊』九一頁以下。

(21) 川原・前掲注(9)一四―一五頁。

(22) 蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』一〇五―一〇六頁。フィーランは、元サンフランシスコ市長であり、最も強硬な排日運動を展開した人物の一人であるが、一九〇〇年頃、最初に排日を訴えた人物であるとして知られる。The Japantown Task Force, *supra* note 10, p. 7. また同氏は、最初に写真花嫁に対する戦いを始めた人でもあった。The Washington Post, January 10, 1935.

このようにフィーランが早くから排日的であった理由として、フィーランの親がアイルランド人であるため、排英主義の立場から、イギリスと同盟関係にある日本とアメリカの軋轢を助長すべきと考えていたとの指摘がある。米田實「排日問題再燃に就いて」『外交時報』第三〇巻二号（一九一九年）一二三―一二四頁。

(23) 一九一九年二月一〇日付幣原駐米大使より内田外務大臣宛、『日本外交文書・大正八年第一冊』一〇五頁。一九二〇年までに、アメリカ大陸における日本人は一一一、〇一〇人を数えたとされる。バークマン・前掲注(8)一六四―一六五頁。

(24) 第二次排日土地法の成立の経緯やその背景については、蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』九一頁以下及び蓑原・前掲注(1)『排日移民法』四九頁以下に詳しい。また、同法成立までの日本政府とアメリカ政府との外交交渉の経緯については、鹿島・前掲注(19)三五頁以下がある。

(25) 川原・前掲注(9)一五―一六頁。

(26) 排日移民法の成立過程については、蓑原・前掲注(1)『排日移民法』一一三頁以下が詳しい。本稿も排日移民法の成立過

程と次の成立の背景についての記述は、主として同書を参照した。

- (27) 一九二四年三月二八日付埴原駐米大使より松井外務大臣宛、『日本外交文書・大正十三年』一二六頁、三月二八日付埴原駐米大使より松井外務大臣宛、『日本外交文書・大正十三年』一二七頁。

- (28) 例えば、三谷・前掲注(1)一〇二頁、大畑篤四朗『日本外交史 日本外交史研究別巻Ⅰ』（成文堂、一九八六年）一一六～一一七頁、瀬川善信「一九二四年米国移民法と日米外交」日本国際政治学会編『日本外交史の諸問題Ⅰ』（有斐閣、一九六三年）所収六三～六五頁。

- (29) 蓑原・前掲注(1)『排日移民法』一四四～一四八頁、一五一～一五二頁。蓑原はまた、「埴原書簡」中の「重大なる結果」という字句が排日移民法の成立の理由だと説明する通説の問題点を指摘し、むしろ本当の理由は、共和党を中心とする当時の国内政治事情が深く関与したもので、「埴原書簡」は議員たちの態度の豹変を正当化するために用いられたに過ぎないと主張する。蓑原・前掲注(1)『排日移民法』一七六頁以下、蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』一六二頁。

- (30) 五百旗頭真編『日米関係史』（有斐閣、二〇〇八年）五九頁。

- (31) John B. Trevor, "An Analysis of the American Immigration Act of 1924," *International Conciliation* No. 202 (1924), p. 390.

- (32) 例えば、『北米日本人会月報』第三号（一九二四年）によれば、ワシントン州シアトル市では、二〇歳以上六〇歳までの未婚男子の数六六四名に対し、同年輩の未婚女子の数は九九名で、七人強の男子に対し女子一人の割合であったため、在米の日本人男子に大きな不安を与えたという。広島県『広島県移住史 資料編』（第一法規、一九九一年）二二〇頁。

- (33) 本文中の一九一九年から一九二四年及び後述の一九二五年と二六年の各年のアメリカ本土における日本人移民数については、キクムラ・ヤノ・前掲注(12)四一一頁によった。

- (34) これは、一九二〇年九月末に行われた幣原駐米大使とモーリス (Roland S. Morris) 駐日大使の協議の中で行われたモーリス大使によって指摘されたものである。一九二〇年一〇月二日付幣原駐米大使より内田外務大臣宛、『日本外交文書・大正九年第一冊上巻』二四七頁。

(35) 末廣重雄「日米移民問題の解決如何―交渉再開説を耳にして―」『外交時報』第三五卷八号（一九二二年）一二三八頁。この「観光花嫁」がどのようなものかは不明であるが、末廣論文においては、「エクスカーション・ブライド」(excursion bride)のルビが付けられていることから、観光用の旅券で入国したアメリカで知り合い、結婚をする形を採った花嫁であると思われる。

このミクラッチーは、カリフォルニア州における排日運動の中心的存在であった「輝かしき西部の息子たち」(Native Sons of the Golden West)のメンバーで、一九二〇年、下院の移民帰化委員会の公聴会において、紳士協定以降の排日の論点として、以下を列挙したことで知られている。①日本人は同化できず、良きアメリカ市民にもならない、②日本人は、平和的勢力浸透によってアメリカに永久的基礎を築こうとしている、③アメリカ人は、経済的競争でも、出生率競争でも日本人に対処できない、④直ちに策を講じなければ、アメリカは、当初は経済的競争力で、後に数の力によって、支配される、⑤アメリカへの移民の決定権を外国（日本）に委ねるべきでない、⑥自己防衛の必要上、中国人排斥法と同様の排斥法を日本人にも適用すべき、⑦手遅れにならないうちに対策を講じるべきである、と。広島県『広島県移住史 通史編』（第一法規、一九九三年）二八六―二八七頁。

なお、カリフォルニア州で排日運動を盛んであった理由として、新聞が州民の反日感情を扇動したことも指摘されている。特に、新聞王と呼ばれたハースト (William R. Hearst) が率いる『サンフランシスコ・エグザミネー』(San Francisco Examiner) やデ・ヤング (Michael H. DeYoung) が所有する『サンフランシスコ・クロニクル』(San Francisco Chronicle) が盛んに排日を訴える記事を掲載し、白人労働者の排日感情を一般化させたとされる。蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』一五頁。

(36) ペーソン・トリート「加州と日本人」『外交時報』第三四卷三号（一九二二年）四一六頁。それによれば、アメリカ政府の統計では、一九〇八年七月から一九一九年七月における在留日本人数の増加数は一〇、九六八人に過ぎないにもかかわらず、排日論者らは、カリフォルニア州内の日本人移民者数が一〇万―一五万人であると主張していた。

(37) David Felsen “The Great Wave of Immigration from 1880 to 1920,” in Thomas Cieslik, David Felsen and Aki Kalaiizidis

ed., *Immigration – A Documentary and Reference Guide* (Greenwood Press: Westport/Connecticut/London, 2009) p. 36.

- (38) 米田・前掲注(22)一二六頁、広島県・前掲注(35)『通史編』二九〇頁。
- (39) 長瀬鳳助・神川彦松・有川治助・西山重和「欧米時報 米国上院議員の排日理由説明」『外交時報』第三〇巻三号（一九一九年）二九九頁。その他にも、フィーランらは、戦後のアメリカ復員兵の就職・帰農問題の解決が問題となっていることに乗じ、根本的に日本人を駆逐しなければカリフォルニア州及び太平洋沿岸諸の農地は日本人に占領されてしまうなどと主張していた。高村経徳「新排日法案と其影響」『外交時報』三三巻五号（一九二〇年）四九四頁。
- (40) トリート・前掲注(36)四二一～四二二頁。
- (41) 長谷川雄一「排日移民法と満州・ブラジル―千葉豊治と永田稔の移民論を中心に―」三輪公忠編著『日米危機の起源と排日移民法』（論創社、一九九七年）所収四八～四九頁。なお、急先鋒な排日論者であったフィーランの排日理由を説明したものととして、長瀬鳳輔・神川彦松・有川治助・西山重和「欧米時報 米国上院議員の排日理由説明」『外交時報』第三〇巻三号（一九一九年）二九九～三〇〇頁がある。
- (42) 黒川勝利『両大戦間のアメリカ西北部日系社会―シアトルとその周辺地域における労働、生活、市民運動―』（大学教育出版、二〇一一年）五〇～五一頁。
- (43) トリート・前掲注(36)四一八～四二〇頁。なお、日本人労働者の賃金や労働条件についても、一九二〇年代から徐々に解決されていたことについては、黒川・前掲注(41)五五～六六頁。
- (44) 蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』一四頁。アメリカにおける日本人移民の問題と黄禍論の関係については、飯倉章『黄禍論と日本人―欧米は何を嘲笑し、恐れたのか―』（中公新書、二〇一三年）一四五頁以下がある。
- (45) 蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』一二～一四頁。
- (46) 蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』四二～四三頁。
- (47) 蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』五三～五四頁。
- (48) 一九一九年一月一日付在サンフランシスコ太田総領事より内田外務大臣宛付属書（幣原駐米大使宛機密公信）、『日本

外交文書 大正八年第一冊』四九頁、長瀬鳳輔・稻原勝治・有川治助・石川實「欧米時報 米国排日熾烈」『外交時報』第三一卷二号（一九二〇年）一六七頁。フィーラン、インマン、チェンバーズの三人の政治家たちによって排日運動の再燃の火蓋が切つて落とされたと指摘するのは、蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』一〇五―一〇六頁。

(49) 時報(両米)「排日連盟組織運動」『外交時報』第三一卷二二号（一九二〇年）一三四七頁以下。当時のほとんどのアメリカ人が日本や日本人について無知であったことについては、神田正雄「海外特信 米人の観たる日本」『外交時報』第二七巻九号（一九一八年）一一三六頁以下。

(50) 一九一九年一月一〇日付ロサンゼルス大山領事より内田学務大臣宛、『日本外国文書 大正八年第一冊』四六―四七頁。なお、カリフォルニア州の主要な排日圧力団体の活動については、蓑原・前掲注(1)『カリフォルニア州』一一二―一二九頁が詳しい。また、この当時、排日を謳わない選挙戦で勝利することの難しさを教えてくれるものとして、ワシントン州の例ではあるが、黒川・前掲注(42)一六―一八頁がある。

(51) 広島県・前掲注(32)『資料編』二一〇頁。

(52) *The Washington Post*, January 5, 1915.

(53) このようにアメリカ入国後に結婚式を挙げるようになったのは、一九〇五年にある女性が移民局から正式な「妻」として認められず、拘束されたため、日本領事らの抗議の結果、現地で結婚式を挙げた後に入国が許された事件が発生したことによる。それ以降、アメリカに入国した「写真花嫁」らは現地における結婚式を経て入国が認められるようになった。柳澤幾美「ハワイにおける『写真結婚』問題―日本政府の対応を中心に」『金城学院大学論集 社会科学編』第一巻第一・二合併号（二〇〇五年）一八一頁。

(54) 一九一七年五月一〇日付佐藤駐米大使より本野外務大臣宛、『日本外交文書 大正六年第一冊』三三―三四頁。なお、そもそも一九一七年移民法改正の際の文盲テストの導入の意図が、アジア人の排斥にあったことについては、*New York Times*, February 23, 1916.

(55) *The Washington Post*, January 10, 1935. このワシントン・ポスト紙の記事は、一九三五年に国務省により公開されたア

メリカ外交文書に基づいて書かれたものである。

- (56) *New York Times*, July 22, 1922. なお、写真花嫁への反対論を最初に唱えたのも、やはりフィーランであった。彼は、一九〇八年の紳士協定以前からアメリカに住む日本人労働者の子供の妻としてアメリカに入国しようとする者に反対することを宣言していた。*The Washington Post*, January 10, 1935.

- (57) 一九一九年一〇月五日付サンフランシスコ太田総領事より内田外務大臣宛、『外交文書 大正八年第一冊』六八頁。

- (58) *New York Times*, July 3, 1922. もちろん、この記事だけではなく、他にも同様にヨーロッパからの多数の写真花嫁の到着を伝える記事 (*The Washington Post*, March 6, 1921) やニューヨークで写真花嫁に結婚のライセンスを多数発行したことを伝える記事 (*New York Times*, September 6, 1922) などがあることから、相当数の写真花嫁がヨーロッパ諸国からアメリカに入国していたことが想像される。

- (59) ヨーロッパ諸国からの写真花嫁の場合は、先にアメリカに渡った独身の男性が、写真を同封の上、生まれ故郷の家族や親族などに手紙を送り、縁談を依頼する。依頼を受けた者は、候補者を選び、写真と身上書を送る。花婿候補がそれを気に入ったら、彼は渡航費を花嫁候補の元に送る。それを受け取った花嫁候補は手紙と写真を送った後に、花婿候補に会うためにアメリカに渡航するのである。Helen Bullitt Lowry, “Here Comes the Picture Bride,” in *New York Times*, March 13, 1921.

- (60) Ibid.

- (61) *The Washington Post*, March 6, 1921は、トルコ、アルメニア、ギリシャ、イタリアから三〇〇人の写真花嫁がニューヨークに到着した際の記事で、花婿らの歓迎ぶりを好意的に伝えている。

- (62) ヨーロッパからの写真花嫁は、ニューヨーク湾にあるエリス島 (Ellis Island) に到着した後、社会福祉機関職員により市庁舎と教会に案内され、結婚するまでエスコートを受けていた。Lowry, *supra* note 59.

- (63) *New York Times*, July 22, 1922は、読者の投稿で、日本人による写真結婚に対しては、キリスト教徒によるものとは全く異質の異教徒の制度であると強く批判していた者たちが、ヨーロッパ出身のキリスト教徒の写真結婚について沈黙していることを批判したものである。

- (64) 一九一九年一月一日付サンフランシスコ太田総領事より内田外務大臣宛、『外交文書 大正八年第一冊』五〇頁。
- (65) 日本人の写真花嫁は、一九一二年八七九人、一九一三年六二五人、一九一四年七六八人、一九一五年八二三人、一九一六年四八六人、一九一七年五〇四人、一九一八年五〇二人、一九一九年八月まで三七九人を数えていた。一九一九年一月七日付サンフランシスコ太田総領事より内田外務大臣宛、『外交文書 大正八年第一冊』七五頁。但し、この数字がカリフォルニア州全体のものか、サンフランシスコ港から入国した写真花嫁の数かについては、資料からは不明である。また、カリフォルニア州の人口統計については、トリート・前掲注(36)四一五～四一六頁によった。
- (66) 例えば、サクラメント・ビー紙のミクラッチーは、ハワイにおける演説で、日本人の繁殖力は強大で、現在の繁殖率が続けば一〇〇年以内にカリフォルニア州は日本人の数が白人の数を凌駕すると述べ、聴衆の感動を得ていた。時報「布哇に排日鼓吹」『外交時報』第三四卷一〇号（一九二二年）一三九五頁。
- (67) トリート・前掲注(36)四一六～四一八頁。
- (68) トリート・前掲注(36)四一八～四二〇頁。
- (69) 一九二〇年三月八日付サンフランシスコ太田総領事より内田外務大臣宛、『日本外交文書 大正九年第一冊上巻』二三～二四頁。
- (70) *The Washington Post*, January 10, 1935.
- (71) *Ibid.*

※ 本稿は、日本大学平成二五年度学術研究助成金（総合研究）の援助を得て行った研究成果の一部である。関係の皆様方に謝意を表したい。

ザメンホフとシオニズム

長 沼 宗 昭

はじめに

ワルシャワのユダヤ人墓地の一画、入口からもそれほど離れていないあたりに、計画言語エスペラントの創案者L・L・ザメンホフの墓がある。きわめて特異な形状をなしている。周囲に立ち並ぶ、厚みのある板を直立させたような形であったり、角柱のような形の、多くの墓とは異なつて、ひととき異彩を放っている。手前の斜面には、青緑色の五芒星をかたどり、その中央部にエスペラントを象徴するEの文字を記したモザイク画がはめ込まれている。その脇の六段ほどの階段を上がつた所に、四角錐の天地を逆にして地面に埋め込み、その石塊の上に地球を表しているのであるうか、球体を載せたデザインの墓石がある。そして、斜面部と墓石の基壇の全体を低い鉄の柵が囲んでいる。この、まず類例のない墓を筆者が訪れたのは二〇一四年八月三〇日のことであつた。墓地内には、トレブリンカ強

制収容所で殺害されたヤヌーシュ・コルチャック医師の記念碑があり、また他にも調べたい墓があったので、結局、少なくとも二、三時間はそこに滞在していたことになる。この間、墓地内には数組の、恐らくユダヤ系の訪問者が訪ねてきており、ヘブライ語やアメリカ英語の静かな会話が流れていた。しかし、筆者以外に、ザメンホフの墓を訪れた者がいた様子はなかった。墓石の前の狭い植込みには、小さな赤い花が咲きこぼれていたが、手向けたような花束などは見当たらない。だが、さらに子細に眺めてみると、墓石の上にわずかに小石が一かけら載せられていたのである。

この光景は何を物語っているであろうか。一般にユダヤ人のあいだには、墓を訪れた者は小石を供えるという、今に続く伝統的な慣習がある。また、近年ではだいぶ変わってきたが、花を供える慣習は元来はなかった。したがって、短時間の観測での断定は早計に過ぎるが、ユダヤ人がザメンホフの墓を訪れることも、非ユダヤ人エスぺランティストが「大先生」⁽²⁾の墓を詣でることも少なくなっているのではないかと推測できるのである。では今日、多くのユダヤ人にとって、さらには非ユダヤ人である我々にとって、ザメンホフはいかなる存在なのであるか。この問題を考える上での重要な鍵は、ザメンホフとシオニズムとの関係であり、またザメンホフの「ユダヤ人性」はどのようなものであったのか、ということであると思われる。そこで小稿では、主に、ザメンホフとシオニズムの関係について検討してみたい。

シオニストとしてのザメンホフ

ルドヴィーコ・ラザーロ・ザメンホフ Ludoviko Lazaro Zamenhof（エスぺラント表記）は、一八五九年十二月一五

日（ロシア暦十二月三日、ユダヤ教暦五六二〇年キスレフ月一九日）、現在のポーランド北東部ビャウイストク Białystok に生まれた。

一七世紀後半にブラニツキー伯領となったビャウイストクでは、同伯の庇護のもとにユダヤ人コミュニティが形成され、一八世紀半ばには自治権さえ与えられていた。さらに、西欧などとは異なつて、ユダヤ人が市の行政や手工業ギルドに参加することが公的に認められていたのである。ところが一八世紀末のポーランド分割によつて、まずは一七九五年にプロイセン領になり、さらに一八〇七年のティルジット条約でロシア領となつて、この地域のユダヤ人の境遇は悪化していった。ただし、同市のユダヤ人人口そのものは、むしろ一九世紀初めにかけて急増していく。それは、帝政ロシアが、新たに獲得した旧ポーランド地域にユダヤ人強制居住地域を設定して、そこにユダヤ人を追い込み、さらに強制居住地域内の農村部からも追い立てる政策をとつた結果であつた。しかも、同市がロシアと中・西欧を結ぶ交易上の重要な拠点の一つであつたことも、ユダヤ人の流入を促すことにつながつた。

ともあれ、ザメンホフが生まれた頃のビャウイストクは公的にはロシア語でビェラストーク Biełostok と呼ばれ、人口の圧倒的多数をユダヤ人が占めるという町だったのである。ちなみに、一八五六年のユダヤ人人口は九、五四七人で同市総人口中の六九・〇％を占めており、同様に一八六一年では一一、八七二人（六九・八％）であつた。さらに、一九世紀末の工業化進行期に繊維産業が発展していくなかでユダヤ人人口も急増しており、一八九五年では四七、七八三人（七六・〇％）を数えるにいたつた。こうした状況は第一次大戦まではあまり変わらず、ユダヤ人は市人口のほぼ七〇％前後を占めていた。しかし、ユダヤ人の大半は貧しい行商人や失業者、ホームレスであつたとい^③う。ユダヤ人以外では、ポーランド人、ロシア人、ドイツ人、さらにベラルーシ人などが住んでいたが、もちろん圧

倒的な権力を握っていたのはロシア人であり、ドイツ人もとくに経済的な面で重要な地歩を占めていた。したがってザメンホフも、公式には、父称をミドルネームに置き、ロシア語でラーザリ・マルコヴィッチ・ザミエンゴフ Лазарь Маркович Заменгоф と表記された。

ザメンホフの伝記類⁽⁴⁾は、一様に、語学教師であつた父マルクス(伝統的なユダヤ人名としてはモルデカイ)が家庭内の使用言語をロシア語とする融和的な同化主義者であつたことを指摘しており、この事実から、マルクスがマスキリーム(ハスカラー運動信奉者)であつたことがうかがえる。一八世紀ベルリンでのモーゼス・メンデルスゾーン Moses Mendelssohn の活動に始まるハスカラー運動(ユダヤ人社会内の啓蒙運動)は、まずはドイツ語圏に広まり、さらにプロイセンやオーストリアがポーランドを分割統治していくなかで、一八世紀末から一九世紀初頭にかけて旧ポーランド中央部にも浸透していった⁽⁶⁾。ビヤウストクの場合も、一時的であれプロイセン支配下に組み込まれ、ドイツ・ユダヤ人社会との接触によって、この波に洗われていた。そしてハスカラー運動は、世俗的な教育を重視し、キリスト教ヨーロッパ世界の文化を受容することを主張していたのである。

ところが、ビヤウストクのなかでもハスカラー運動の信奉者は、概して一部の、そしてユダヤ人社会内部では相対的に裕福なグループに属していたし、そもそもユダヤ人自体が一樣ではなかった。強制居住地域内のユダヤ人には、カフカス系や、ブハラ系、クリミア系もいたし、ザメンホフ家の場合は、今日のリトアニアよりもはるかに広大な歴史のリトアニアを出身と考える、リトアニア系ユダヤ人(リトヴァク)に属していたのである。このリトアニア系は、ユダヤ人全体のなかでも独自の位置を占めており、たとえば一八世紀半ば以降、ポーランド南部からウクライナにかけて席卷していったユダヤ教神秘主義運動(ハシディズム)と対立する傾向が強かった。ビヤウストクは、ミトナ

グデイムと呼ばれたハシディズム反対派の拠点の一つでもあった⁽⁷⁾。また、アシュケナジムと呼ばれる中・東欧のユダヤ人は生活言語としてイディッシュ語を用いたと一般に説明されるが、そのイディッシュ語にも方言があり、地方ごとの隔たりは決して小さくはなかった⁽⁸⁾。こうしたユダヤ人社会内にある、さまざまなレヴェルでの複雑な差異をともなった多様性は、我々にとっては非常に分かりにくい問題ではあるが、決して見過ごしてはならない問題である。このユダヤ人の多様性をも前提にして、諸民族間の対立と差別を克服したいとするザメンホフの願望が、エスペラントを創案し、後述のホマニスモを構想させたことは間違いない。

ザメンホフは、一八七九年の秋からモスクワ大学で医学を学び始め、その後、家庭の経済的事情もあつてワルシャワ大学に転学して研鑽を積んでいた。すでに七三年暮れに、父マルクスがワルシャワでの教職を得、一家がワルシャワに引越していたので、ザメンホフも自宅から通学することができたからである。この学生時代に、ザメンホフは急速に「シオニズム」に接近していく。後の一九〇七年、第三回エスペラント世界大会がイギリスのケンブリッジで開かれた折に、ロンドンの『ジューイッシュ・クロニクル』紙のインタビューに際して、次のように回想している。「私は、常に同胞の社会的生活に強い関心を抱いておりましたし、若い頃は、熱心な政治的シオニストでした。それは、ヘルツルがこの分野に登場し、ユダヤ人国家という思想がユダヤ人の間で評判になるよりも大分以前のことでした。早くも一八八一年には、その頃はモスクワ大学の学生だったのですが、一五人の仲間の学生と会合を開き、私が考えてきた計画を提案しました。その計画では、世界のどこか人の住んでいない地域にユダヤ人のコロニーを建設することになっていました。このコロニーは、独立したユダヤ人国家の始まりを象徴するものであり、その中心になっていくものでした。仲間の学生たちを説得して、我々は、ロシアで最初の、ユダヤ人による何らかの政治組織を結成

しましたし、私自身はそうに思っています。^⑨」

ただし、ザメンホフたちが一八八〇年代の初めに、実際にシオニストという用語を用いていたとは考えにくい。一九世紀末以前から、パレスチナを「エレッツ・イスラエル（イスラエルの地）」としてそこに「帰還」する考え方は、思想以前の空想的なものから象徴的なものまで含めて、少なからず存在した。しかしシオニズムやシオニストということばは、ビルンバウム Nathan Birnbaum の造語であって、その初出も一八八五年を遡ることはないと考えられている。そして何よりも重要なことは、ビルンバウムが、ユダヤ人とは民族であるという見解を明確に保持した上でシオニズム概念を規定したことであり、その強い影響下に、ヘルツル Theodor Herzl が『ユダヤ人国家』（一八九六年）を著して政治的シオニズムの歴史が始まったことである。

もともと、ザメンホフの学生時代が政治的シオニズムをまさに孵化させる時期であったことは間違いない。ロシア皇帝アレクサンドル二世が一八八一年三月に暗殺されると、それを契機に、出稼ぎ農民や労働者がユダヤ人住民に対して集団的略奪・暴行・虐殺、すなわちポグロムを行い、キエフを中心に約一か月間続いたのである。その後も、翌年にかけてウクライナからロシア南部で頻発した。このポグロムに衝撃を受けた一人にオデッサ在住の医師ピンスケル Leon Pinsker がいた。彼は、ロシア最初のユダヤ人向け週刊紙『ラースヴェト（黎明）』創刊メンバーの一人、かつ定期的寄稿者であり、ハスカラー運動の共鳴者でもあったから、当初はロシア社会へのユダヤ人の同化を推進しようとしていたのである。また彼は、オデッサ大学に入学した最初のユダヤ人学生であり、その後の文筆活動などを通じて、ユダヤ人社会内では知名度の高い人物であった。そのようなピンスケルが、一八八二年一月、従来の立場を改め、反ユダヤ主義の心理的・社会的原因について分析した上で、ユダヤ人のナショナル・センターの樹立とそこへの

移住を訴える著作をドイツ語で発表した。匿名ではあったが、『自力解放 Autoemanzipation』をうたい、ロシアのユダヤ人が西欧の同胞に対して警告を発する、というスタイルをとっていた。¹⁰この書名を受け継ぎ、意味合いはほとんど変わらないが、より主体的に関わっていくニュアンスをにじませた誌名を採用して、ビルンバウムが一八八五年にドイツ語誌『自力解放 Selbstemanzipation』を創刊し、そこでシオニズムということばも用いられたのである。

ザメンホフはといえば、彼は一八八二年の一月から二月にかけて、「我々は最終的にはいかなる行動をとるべきか？」という長文の論文を『ラースヴェト』紙に分載しているが、そこではガムゼフォン Gamsefont というペンネームを使っていた。これは、ザメンホフのロシア語綴りの順番を並べ替えたアナグラムである。そして彼は、ポーランド、ウクライナ、さらにルーマニアで生じたポグロムに対してユダヤ人がなすべき回答は原則的には国外への移住である、だがいずこへ行くべきかと問い、主にアメリカ案とパレスチナ案について検討していく。当初アメリカ案を支持していたザメンホフも、次第にパレスチナ案に傾斜していくのだが、やがて運動そのものからも離れていく。¹¹

ザメンホフの孫であるザレスキィザメンホフは、祖父ルドヴィコがたどった思考上の変化を次のように巧みに要約している。「パレスチナは、世界各地に散らばっているすべてのユダヤ人を受け入れるには、あまりに領土が小さく、彼らの生計を維持させるには、不毛の地のように彼には見えませんでした。一部のユダヤ人だけが中東地域に移住すると、現在の地に留まっている人は、これまで以上に迫害を受け、おまえたちも、おまえらのパレスチナに行ってしまう」という声をいつも聞かなくてはならなくなる、とルドヴィコは考えたのです。当時イスラム教国だったトルコの地に、ユダヤ人国家を創るという考えは非現実的だと考えました。また、キリスト教徒にとっても神聖な土地をユダヤ人が占拠することを、強力なキリスト教国家が許さないだろうと思っていました。それに加え、ユダヤ人国家の

住民が、いつまでも先住民の憎しみをかうことを恐れたのです。パレスチナのユダヤ人は、火山の上にたえまなくいるようなものだ¹² というわけです。彼の心配は、その後の歴史を見れば、すべてが誤っていたとは言えません¹²。

さらにザメンホフは、次節で言及するヒレリスモ（ヒレル主義）についての文書を一九〇一年に作成するが、そのなかで「ユダヤ人問題の原因はユダヤ教にこそある」と再三強調し、最終的には、「ユダヤ人問題とユダヤ人の追放を解決するためには、ユダヤ教の改革という方法しかありえない」、とまで主張した¹³。こうした発言は当時の多くのユダヤ人にとっては理解不能なものであり、日常的な医師としての活動はともかく、思想的な面ではユダヤ人社会から疎遠になっていかざるを得なかったのである。ザメンホフは晩年、普遍的、博愛主義的色彩を強く帯びた、一種の宗教思想にまで到達するが、その側面を最もよく受け継いだのが次女のリディア（第三子、一九〇四—四二）で、彼女は後に、イスラームから派生したが、より寛容で普遍宗教の様相を呈しているバハイー教に入信する。しかし彼女も、ザメンホフの子孫たちの多くがたどったようにホロコーストの犠牲者となって、トレブリンカ強制収容所で殺害された¹⁴。

ホマラニスモ

エスペラントは一八八七年、つまりザメンホフが二七歳の時に公表されたといわれている。しかし彼自身は、生まれ育った環境のなかから、民族や人種間の対立・紛争を解決するための手段としての世界共通語という構想を、一〇代の半ばから素朴な形で温めだしていた。そして、すでに一八歳にして、「世界語 Lingve Universal」を考案していた。さらにその延長上に、エスペラント博士著『国際語——序言並びに全教程 ロシア人用』と表紙に記された、わ

ずか四二ページの記念碑的パンフレットが刊行されたのである。つまりザメンホフにあつては、純粹にことばへの関心からエスペラントを創案したのではなく、いかに素朴なものであつたにせよ、国際平和に寄与しようという理想がまず根底にあり、そのための手段として、異なる言語・文化を有する諸民族がたがいに対等な立場で意思疎通できる共通言語を着想したのである。

エスペラント運動自体は、紆余曲折を経て次第に広がりを見せ、一九〇〇年頃にはその中心がフランスに移つていった。ついに一九〇五年には、フランスのブローニュ・シュル・メール *Boulogne-sur-mer* で第一回世界エスペラント大会が開かれるにいたつた。その一方で、一八九四年にドレフュス事件が勃発し、フランスの国論を二分する状況が続いていたこともあつて、¹⁵ ザメンホフがユダヤ人であることがエスペラントの普及にとって不利に作用すると危惧し、その事実を曖昧にしたり、隠そうとする傾向すら生じていた。そうした状況に対して、ザメンホフは一種の世界宗教ともいふべき構想を練り上げ、第一回大会で発表しようとしたのである。しかし周囲のエスペランティストたちは、時期尚早であるとして、やがてヒレリスモ（ヒレル主義）と呼ばれることになるこのアイディアの発表を押しとどめてしまった。ヒレルとは、前一世紀末に実在したユダヤ教聖職者で、「周知の伝説によると、タルムードの賢者のなかでも最も偉大なヒレルは、「ひとにされたくないことを隣人に対してしてはならない」という規則がトーラーのすべてであり、残りはその注釈にすぎない、と宣言している」¹⁶、とユダヤ教の伝統のなかで理解されてきた人物であつた。つまり、ザメンホフ周辺のエスペランティストたちのある部分は、エスペラントの発展を願う一方で、反ユダヤ主義が根強く存在する現実が障害となることを恐れ、極力、エスペラントからユダヤ人やユダヤ教のイメージを払拭させようと画策したのであつた。そこでザメンホフ自身は、そうした動きにも一部配慮しつつ、内容はほと

んど変えることなく名称をヒレリスモからホマラニスモに変えていく。人類主義と一般に訳されているホマラニスモという用語を用いることで、より普遍化を図ったのである。¹⁷

ヒレリスモやホマラニスモについて語ったザメンホフのテキストは複数存在する。ヒレリスモという表現を明示したテキストは、すでに一九〇一年一月にワルシャワで刊行されたロシア語のパンフレット、『ヒレリスモ ユダヤ人問題解決構想』として発表されていた。ただし著者名は、「私は人間である」という意味のラテン語表記 *Homo Sum* であつた。¹⁸ またザメンホフは一九一七年四月一四日に亡くなるが、その最晩年にも「ホマラニスモに関する宣言の模範的テキスト」と題する文書を作成していた。¹⁹ この最後の文書と、一九一三年五月にワルシャワで作成された「ホマラニスモ宣言」とは、大筋はともかく、細部は結構変わっている。²⁰ ザメンホフの思想的な変化発展を精緻に跡付け検討することは、さしあたっての小稿の目的ではなく、また紙幅の関係もあるので、最終文書の宣言部分のみを全訳してホマラニスモを紹介しておきたい。その際、まずヒレルという名前を消し去り、「ユダヤ人問題解決構想」という副題も外して、ユダヤ民族主義を標榜するシオニズムからの決別と、より普遍的な平和志向が語られていることに注目しておきたい。

ホマラニスモに関する宣言の模範的テキスト

私は人類人 *Homarano* である。すなわち、ホマラニスム宣言に形式的にも公的にも完全に同意することとし、以下の条項を私の信条として承認する。

1

私は人間であり、全人類を一家族と見なす。人類が互いに敵対しあうさまざまな民族や民族宗教に根差す集団に分裂していることを最大の不幸の一つと見なし、この不幸は遅かれ早かれ消滅しなければならぬものであって、私の考えでは、暴力を用いずに当たり前の手段で消滅させるべく促すことは義務である。

2

私は、いかなる人間であつても人間に他ならないと見なすし、誰であつてもその人個人の価値と行為によつてのみ評価する。自分とは異なる民族、言語、宗教、社会階級 *social class* に属していることをもつて人間を侮辱し、抑圧することは、野蛮な行為であると見なす。

私は、生涯のうちになしたるすべての善行については、いかなる両親のもとに生まれたか、あるいはどのような力を有しているかということとは関係なく、生きている人すべてがその貢献に応じて同等の権利を有している、と認識している。しかし私は、人間間の精神的・物質的不平等は、不正な、あるいは荒々しい物理的な力によつてではなく、社会的な法や機構を改善するための平和的な努力によつてのみ克服されるべきものである、と認識している。⁽²¹⁾

3

私は、いずれの国も、あれこれ特定の民族に帰属することなく、また生まれつきの住民であれ帰化した住民であれ、彼らの、推定できる出自、言語、宗教、あるいは社会的役割がいかなるものであれ、そうした住民すべてに対して完全に平等に帰属するものである、と認識している。一国の利害とあれこれ特定の民族や宗教のそれとを同じ

ものとして扱ったり、他の民族を支配することを一民族に許し、さらにもっとも基本的で生得的な権利、すなわち祖国に対する権利を他の民族に対しては拒絶する何らかの歴史的権利があると思わせることは、自力で救済する権利や武力を行使する権利が存在していた野蛮な時代の残滓である、と見なす。

4

私は、どの国家や地域であろうとも、いずれかの民族や言語、あるいは宗教の名前ではなく、中立的地名をつけるべきだと確信している。なぜなら、多くの国が民族名をつけているからである。そのために、特定の出自を有する住民が他の出自を有する住民に対して支配者であると思ひ込んだり、ある国に生まれついた末裔が、自分たちとはまったく無関係な別の国の利害と結びつくことになる。そうした国々が公的に中立的名称をもつようになるまでは、ホマラニスモの原則にしたがって、少なくともホマラニストが作成する特定の記録のなかでは、たとえば首都名に「国」、「州」、「地方」などの語をつけて、さもなくば人類人が合意できるような別の方法で呼ぶべきである。

5

私は、誰でもが個人生活では、自分にとってもっともふさわしいことばや方言を話し、もっとも好ましい宗教を信じていることを公言する、完全かつ明白な権利を有する、と認識している。ただし、言語や宗教が異なる人々と話し合うときには、中立的な言語、道徳、さらには中立的な慣習、中立的な暦を用いて、自分の民族や宗教に見られる特異なことを押し付けるのは極力避けるべきである。こうした中立的な事柄に関する問題が全世界で解消されない限りは、少なくとも人類人同士のあいだの特別な関係では、人類人が一致して受け入れられるような形式を用いるべきである。私は、民族間の闘争がないところでは、そうした国や都市の住民にとっては、中立的な言語が、

国語、もしくは地域住民の大多数によって話されている文化言語の役割を果たせることに気づいている。ただし、このことは、少数者にとつては、多数者との関係では得策である譲歩なのであつて、支配されている諸民族が支配している民族に対して支払うべき屈辱的な貢物として見なされるべきものではない、と認識している。

6

私は、民族名よりも「人間」という名前を上位に置くことに慣れるまでは、人間同士の不和がなくなることは決してないことに気づいており、「人民 popolo」という不正確極まりないことばがしばしば国内成員のあいだに、それどころか同一民族内ですら反目をもたらしているのです、どの人民に属しているのかという質問に対しては、したがって「私は人類人である」と答える。私の国や、私の住んでいる州、言語、あるいは私の出自らしきことについてとくに尋ねられた場合に限って、正確に答えることにしている。自分の出自を隠したり、市民としての義務を拒もうとしているといった疑いを抱かれそうな場合には常に、私の人種学的な実体を細部まで厳密に説明し、私の出自からすればあれこれの民族に属するし、市民としての立場からすればどこそこの国に属するが、私の信条にしたがえば私は人類人である、とすることにしている。

7

祖国とは、生まれた国のみを名づけうるし、そこでこそ確固とした住民でいられる。何らかの理由で、生まれた国と定住地が一致しなかった場合は、「現象上の祖国」や「生まれ故郷」、さらには「政治的祖国」ないし「故国」という表現を用いることができる。自分の祖先がそこをかつて支配したり、自分が属する民族がその大半で暮らしていたりするという理由で、私の故郷がどこか別の国の名前で呼ばれる場合は、その国の影響力が私に対して強

力に働き続けようとも、実際の居住者に及ぶそれぞれの国の所属原則に対立する罪となるし、市民としての義務を混乱させることにもなるので、そうした命名をするべきではない。しかしながら、政治的、歴史的、民族誌的、さらに地理学的理由から、ある国の観念や境界があまりにも不正確になって動揺し、しばしば絶え間のない論争や不和の理由になると、祖国と呼ぶ国を定義するに際しては、個人や民族にあつた好みによつてではなく、人類学的で非党派的なセンスでもつて、すべての人類人の意見が一致して作成された同一の原則で、すべての場所と状況について成し遂げられねばならない。すべての人類人によつてこの原則が最終的に作成されるまでは、疑わしい場合には「祖国」という不正確なことばの代わりに、より正確な表現である「祖国の都市」、「祖国の地域」、「父祖の国」などを用いばよい。

8

いかなる出自、言語、宗教、あるいは社会的役割を有するとしても、我が同国人、とりわけわが都市の住民の幸福に奉仕することを、愛国心と名づける。一民族の利益のために特別に奉仕すること、あるいは他国の人々に対して向ける憎悪については、愛国心と呼ぶつもりは決してない。自分が生まれた場所や故郷に対して深い愛情を注ぐことは、人間誰しにも共通するきわめて自然な事柄であり、異常な外部の状況こそがこのごく自然な感情を麻痺させる、と認識している。したがつて、我が故郷で、あらゆる労働が特定の一族にとつての便宜や栄光のためだけに利用され、その結果、社会的活動のために努力する気持ちが衰えてしまったとしても、故郷での異常な事態は早晩解消されるであらうし、私のせいではないのでこうした運命は拒否するという感情が高まっているのだが、この感情を子どもたちが理解することを信じて、絶望することなく、慰めとしなければならない。

母親から話しかけられ、また教えを受けたことばや方言に対して誰もが覚える愛情は、きわめて自然な感情であると思うし、こうした感情と闘おうとか、他人が抱くこうした感情を傷つけるつもりはまったくくない。しかしながら、言語は人間にとって目的ではなくて手段にすぎず、また分裂させるものではなく統合させるものであるべきであり、さらに言語的ショールヴィニズムが人間間の憎悪を作り出す主たる原因の一つだと認識しているので、もっぱら民族に都合のよい動機から、特定の言語をスタンダードとするつもりはまったくくない。私の母語についてとくに尋ねられた場合には、何らかの民族に都合のよい、政治的で、あるいはご都合主義的な傾向とは関係なしに、子どもの頃に両親と話していたことばであって、しかもそのことばが自民族に帰属するの可否かといったことともまったく無関係な、そんなことばや方言だけを母語と呼ぶ。もともと頻繁に話し、一番マスターしていて、お気に入り、の言語は何かと問われれば、何らかのショールヴィニスティックな傾向とは関係なく率直にお答えする。しかしまた、私の信条や理想⁽²²⁾に基づいて、いかなる言語をあなたの言語とするかと問われれば、すべての人類人が共通に下した決定にしたがい、人類人の信条に最もふさわしい形で受け入れられた原則に依拠して答えねばならない。この原則が最終的に確立されるまでは、私にとって、私個人の、人類人的な感情を示唆した答えしかできない。

宗教とは真率な信仰の問題であるに過ぎず、民族にとって都合のよい分離手段であってはならないと認識しているので、私が実際に信じているもののみを私の宗教と呼ぶ。ただし私の宗教がいかなるものであろうとも、以下に示すような、中立的・人間的な人類人主義の原則にしたがって、信仰していることを公言する。

(a) 物質的世界および精神的世界におけるすべての原因のなかの原因である、私には理解しがたい至高の力を、「神」という名前、あるいはその他の名前で呼ぶことができよう。ただし、この力の本質を、自らの理解や心、あるいは自らが属する教会の教えが示すような形で表現する権利については誰もが有している、と私は認識している。神や、存在に関わる最も重要な問題についての信仰が、私のそれとは異なるからといって、誰かを憎んだり、嘲ったり、迫害することは決してしない。

(b) 至高の力が及ぼす本質的な命令は各人の心のなかで良心という形をとって刻みこまれており、もつとも中心的で、すべての人間を拘束するこの命令に関わる原則は、以下の通りであることを承知している。すなわち、汝が遇されたいと願うことを他者にも行え、ということである。宗教にあるその他すべてのことは、各人の信仰に応じて、その掟を、遵守すべき神のメッセージか、あるいはさまざまな民族が生んだ人類の偉大な教師が伝説とともに残した、つまり人間の手になる解説と考えることのできる補足として見なせるし、さらにはまた人間によって作り出されたのだから、それを履行するか否かということは我々の意思次第である慣習として見なすこともできる。

(c) 訓練すれば良心の声を十分に聴きとることはできると認識しているので、何らかの人類主義のグループに属し——私にとっては可能なことである——、神学的な探究をしたり、人類人主義の精神にふさわしい形で倫理上の諸問題を実践的に応用する際には、こうしたグループの集まりに参加すべきである。

(d) 宗教上の枠組みに元来備わっていた不平等だとか、そこに起因する風習、教育、慣例、生活設備、さらには共感する感情のようには、人間は分断されていない、と認識している。したがって、現存するある宗教の特定

の教理を信じるとしたら、私の祖先が信徒であつたかどうかとは関わりなく、信じるものである。その逆に、教理を備えた、既存宗教を何ひとつ信じないとしたら、私が確信して留まることで人間を惑わせ、何世代にもわたって代々際限なく引き継がれてきた民族の分散を育むことになるので、単に民族にとって好都合な動機で宗教に留まり続けるべきではない。その代り、公的には無信仰者と名乗るか、中立的で、いずれの民族にも、議論が戦わされている教条のいずれとも関わりなく、すべての自由思想家たる人類人によつて、一致した合意に基づいて練り上げられた宗教の信者であると、公的には名乗るつもりである。したがつて私は、完全なる形で、かつ代々引き継いでいくものとして、その宗教の名前、倫理的基準、慣習、祝祭、さらには共同体としての企画を受け入れる。しかしながら、仮に私が自由思想家であるとしても、現在の私の居住地では、よく組織され、私自身と私の家族とが精神的な満足を覚えて賛同できそうな、中立宗教的なコミュニティはまだ存在しないので、さしあたっては生れついた宗教に留まるしかない。ただその場合も、私個人の信条がいかなるものであるかを示すために、常に現在の宗教の名前に、すべての自由思想家としての人類人が一致してその目的のために受け入れた宗教名を付加しなければならない。

終わりに——ザメンホフ評価の一端

国際的にはきわめて著名なザメンホフであつたが、第一次世界大戦中の一九一七年四月一六日、したがつてポーランドの独立以前に営まれた葬儀は、彼の名声に比べれば寂しいものであつたという。その様子は、「ザメンホフの葬儀には、ラザルがユダヤ人だったという理由で、政府代表はおろか、市長の弔辞さえも贈られず、近所に住む貧しい

ユダヤ人が数十人とワルシャワのエスペランティスト約二〇人とが参列しただけであつた⁽²³⁾、と描写されている。この「近所に住む貧しいユダヤ人」のなかには、まず間違はなくシオニストはいなかったはずである。やがて計報が全世界に伝わっていくなかで、さまざまな追悼の文章が発表されたが、それらのなかで注目したいのはマイスル Joset Meisl⁽²⁴⁾によるものである。ドイツ語圏のユダヤ人向け雑誌「Der Jude」に掲載された文章のタイトルは「ヒレリスト (ヒレル主義者)」となっており、見事なまでにザメンホフのホマラニスモへのさらなる発展を無視し、ホマラニスモという単語すら用いてないのである。ザメンホフが最終的にたどり着いた思想的地平は、ユダヤ民族主義から決別し、ユダヤ教色をもほとんど消し去って得られたものであり、ザメンホフにとってみればもつとも重要な成果であつたはずである。マイスルの追悼文に見られた、ホマラニスモ無視という特徴は、その後のユダヤ人史関係の辞事典類に共通して引き継がれており、まったく無視するか、取り上げても内容説明にはほど遠い冷淡な扱いである⁽²⁵⁾。この点は、スラヴ言語学者であつた千野栄一が行つた、要点を押さえながらも簡潔に記述した次の説明と引き比べてみると、鮮やかな対照をなしている。「国際的に中立な言語のほかに、すべての宗教に共通である道德原理の総和ともいふべき中立的な宗教を人類が採用すれば、人間間の関係はよくなるに違いないとする〈ホマラニスモ〉という学説も提唱した⁽²⁶⁾」。

ここまで検討してくれば、シオニズムを尊重、ないし重視する立場から見ても、ザメンホフに対する評価が一面的なものにならざるを得ない事情も、また判明するのである。今日の、グローバルなレベルでのユダヤ人社会を見ると、一方には、数からすれば少数の、しかし強力なシオニズム批判が存在するものの⁽²⁷⁾、他方には、圧倒的多数のシオニズム支持、ないし容認の潮流が存在している。こうした現実のなかでは、ザメンホフの影も薄れていかざるを得ない。

また、英語が事実上のグローバル・スタンダードになっている実態も厳然として存在しており、その結果、国際的な意思疎通の場では優劣の関係が生じている。であるからこそ対等なコミュニケーション手段としてのエスペ란ートの重要性が増しているのだとする主張にはそれなりの説得力を認めねばならないが、残念ながらエスペ란ートが力強く普及していく兆しはまだ見えない。

筆者がワルシャワのユダヤ人墓地にあるザメンホフの墓を前にして感じた一抹の「寂しさ」は、かならずしも邪推ではなかったようである。

註

(1) エスペ란ートや同種の言語は、これまでしばしば人工語と呼ばれてきた。たとえば『広辞苑』(第六版)では、エスペ란ートを「ザメンホフが創案した人工の国際語」と説明している。しかし、いわゆる自然言語、あるいは民族語であっても人為の所産であり、人工の結果に他ならないのであって、そこには計画的に作り出されたか否か、の違いしかない。したがって、最近ではエスペ란ートなどを計画言語と表現することが多い。なお、ザメンホフ自身は国際語と名付けていた。

(2) エスペ란ティストは、しばしばザメンホフを「(私たちの)大先生 [a nia Majstro]」と尊称で表現する。

(3) Art. “BIALYSTOK”, in: *Encyclopaedia Judaica*, 2nd. ed., vol.3, 2007.

(4) これまで、内外の熱心なエスペ란ティストによって数多くのザメンホフ伝が書かれており、日本語で読めるものだけでも決して少なくない。主なものを列記すれば以下の通り。

伊東三郎『エスペ란ートの父 ザメンホフ』、岩波書店、一九五〇年

エドモン・プリヴァー「ザメンホフの生涯」、梅棹忠夫・藤本達生訳、『世界の人間像』第一六卷、角川書店、一九六五年、所収(原著一九三一年)

岡一太『わが名はエスペラント——ザメンホフ伝——』、ザメンホフ伝刊行会発行、一九八〇年

マージョリー・ボウルトン『エスペラントの創始者ザメンホフ』、水野義明訳、新泉社、一九九三年（原著一九六〇年）

小林司『ザメンホフ 世界共通語を創ったユダヤ人医師の物語』、原書房、二〇〇五年

ただし朝日賀昇は、一九七二年の論文で、「これまでのザメンホフ伝には、彼がユダヤ人であったことがほとんど無視にされていたし、当時のロシアの革命的情况についてもあまり触れていないのが常であった」と批判している。朝日賀昇「ユダヤ人差別と闘ったザメンホフ」、『エスペラント *La revuo orienta*』（日本エスペラント学会機関誌）、53-a, n-ro 12、一九七二年一二月、二〇ページ。

また、エスペラント版のザメンホフ全集 *p.vz* を編集した、いとうかんじによる浩瀚な『ザメンホフ』、全八巻、永末書店、一九六七年～一九七八年、があるが、小説というスタイルをとっており、記述の細部が判別しがたい。

なお、ホロコーストを奇跡的に生き延びたザメンホフの孫に対して、ジャーナリストが長時間にわたってインタビュした記録があり、これもザメンホフ伝の性格を有する。L・C・ザレスキーザメンホフ／ロマン・ドブジンスキ『ザメンホフ通りエスペラントとホロコースト』、青山徹・小林司・中村正美監訳、原書房、二〇〇五年

- (5) コルジェンコフはザメンホフの母語はロシア語だったと指摘している。Aleksander Korzhenkov, *The Life of Zamenhof*, translated by Ian M. Richmond, edited by Humphrey Tonkin, New York, Mondial in cooperation with Universal Esperanto Association (Rotterdam), 2010, p. 8. 他方、田中克彦はザメンホフの母語はイディッシュ語であったと強く示唆している。田中克彦『エスペラント——異端の言語』、岩波書店、二〇〇七年、一〇〇ページ。

- (6) Stephen D. Corrsin, *Aspects of Population Change and of Acculturation in Jewish Warsaw at the End of the Nineteenth Century: The Censuses of 1882 and 1897*, in: *Polin*, vol. 3, 1988.

- (7) ニコラス・デ・ランジュ『ジュイッシュ・ワールド』、長沼宗昭訳、朝倉書店、一九九六年、一〇一ページ。

- (8) 同、一二〇ページ。

- (9) *hebreo el la geto, de cionismo al hilelismo*, iam kompletigota plena verkaro de l.l. zamenhof (pvz), kajero 5, red.

Ludovikito (Ito Kanzi), Kioto, eldonejo Ludovikito, 1976. p. 52 ; Andreas Künzli, *L.L. Zamenhof (1859-1917). Esperanto, Hillelismus (Homaranismus) und die „jüdische Frage“ in Ost- und Westeuropa*, Wiesbaden, Harrassowitz Vlg., 2010. S. 109.

- (10) cf., Art.“PINSKER, LEON”, in ; *Encyclopaedia Judaica*, 2nd.ed., vol.16.
- (11) A. Korzhenkov, op. cit., p.60.
- (12) ザレスキ―ザメンホフ／ドブジンスキ、前掲書、三〇四―三〇五ページ。
- (13) *gis la homaranismo. 1896 - 1906, puz, originalaro 2*, 1990. p. 1138, 1155.
- (14) cf. Todd M. Endelman, *Leaving the Jewish Fold. Conversion and Radical Assimilation in Modern Jewish History*, Princeton & Oxford, Princeton U.P., 2015. p. 305-308. またエスペラント運動は、ナチス支配下では、ユダヤ人の創案ということだけではなく「民族精神」を破壊するものとして弾圧されたが、それどころか第二次世界大戦前の日本やスターリン支配下の旧ソ連など、全体主義支配の下では、コスモポリタニズムに対する警戒から同様に過酷な迫害を被った。参照、ウルリッヒ・リンス『危険な言語―迫害のなかのエスペラント―』、栗栖継訳、岩波書店、一九七五年。
- (15) ユダヤ系のフランス陸軍大尉ドレフュス Alfred Dreyfus は、一八九四年に、ドイツに情報を売り渡した廉で終身流刑に処せられた。その後、真犯人が判明したもののフランス軍部は隠蔽し、九八年以来ゾラなどの知識人・共和派が当局を弾劾して、第三共和政を揺るがす一大政治スキャンダルとなった。ドレフュス自身は、九九年に減刑され、最終的には一九〇六年に無罪となって復権した。
- (16) ユリウス・グットマン『ユダヤ哲学 聖書時代からフランツ・ローゼンツヴァイクに至る』、合田正人訳、みすず書房、二〇〇〇年、三五ページ。
- (17) ヒレリスモとホマラニスモについては次の論文も参照せよ。萩原洋子「ヒレリスモとザメンホフ」(一)～(五)、『エスペラント』54-a, n-ro 2~9, 一九七三年二月～九月。津金美南子「ホマラニスト ザメンホフ」(一)～(二)、『エスペラント』54-a, n-ro 1~2, 一九七三年一月～二月。

- (18) *puz, originalaro 2*, エスペラント訳, p. 1123-1205. なお *puz* では、ヒレリスモのロシア語による草案が、ユダヤ人知識人への呼びかけ文書として一九〇〇年に書かれた、と推定している。 *ibid.* p. 1071-1115.
- (19) *destino de ludovika dinastio. 1907-1917*, *puz, originalaro 3*, p. 2720-2732. *puz* では、この文書を一九一七年二月一日と同月一九日にそれぞれ書かれた手紙のあいだに配置しており、この間に作成されたと推定している。
- (20) *puz, originalaro 3*, p. 2582-2588. 一九一三年の宣言については和訳があるが、ここでは文書作成の時期が同年九月になっており、恐らく単純な錯誤であろうと思われる。L・L・ザメンホフ「著・述」『国際共通語の思想——エスペラントの創始者ザメンホフ論説集』水野義明「編・訳」、新泉社、一九九七年、九五—一〇五ページ。なお、一九一七年文書の和訳に際してはキュンツリのドイツ語訳も参照した。A. Künzli, a.a.O., S. 527-534.
- (21) 後半の段落は一九一七年の文書で追加された。
- (22) 原文では隔字体で表記されている。
- (23) 小林司、前掲書、二四六ページ。ボウルトンが、「葬儀に間に合った一族の人びとと、ワルシャワのエスペランティストとザメンホフの貧しい患者が大勢加わった。：ゆつくりとした葬列は、：ユダヤ人墓地へと進んだ。のろのろと進む黒い蛇は、ますます長くなっていった」と記述し、やや異なつた印象を与えている。ボウルトン、前掲書、二七五ページ。ただしここでは、小林が、自著についてあとがきで、最新の研究成果を手広く採り入れ、ただ一カ所のエピソードを除けば全部確かな論拠がある、と自負しているので、小林にしたがう。
- (24) *Internetarchiv jüdischer Periodika*. <http://www.compactmemory.de/1>
- (25) 「ザメンホフ」の項目を参照したユダヤ人史関係の辞事典類は、以下の通りである。
Jüdisches Lexikon. Ein enzyklopädisches Handbuch des jüdischen Wissens in vier Bänden, Jüdischer Verlag bei Athenäum, 1987. (Nachdruck d. 1. Aufl., 1930)
Grosse Jüdische National-Biographie. Ein Nachschlagewerk für das jüdische Volk und dessen Freunde, Krausreprint, 1979. 初版の該当巻には刊年が記載されていないが、一九三〇年代前半と推定できる。

Philo Lexikon. Handbuch des jüdischen Wissens, Jüdischer Verlag im Athenäum Verlag, 1982. (Unveränderter Nachdruck der 3. Aufl. von 1936)

Encyclopedic Dictionary of Judaica, Keter Publishing House Jerusalem, 1974.

The Blackwell Dictionary of Judaica, Blackwell, 1992.

Routledge Who's Who in Jewish History, Routledge, 2nd. ed., 1995.

Encyclopaedia Judaica, 2nd. ed., 2007.

なお、以下の二点にはそもそも「ザメンホフ」の立項がなかった。

Lexikon des Judentums, Bertelsmann Lexikon-Verlag, 1971.

Encyclopedia of Jewish History. Events and Eras of the Jewish History, Facts on File Publications, 1986.

- (26) 千野栄一「ザメンホフ」、伊東孝之他編『東欧を知る事典』、平凡社、新訂増補版、二〇〇一年。一六〇ページ。
- (27) 一例として、参照、ヤコヴ・M・ラブキン『イスラエルとは何か』、菅野賢治訳、平凡社、二〇一二年。

ニュージーランド・オンプズマンに関する一考察

——行政苦情救済の展開とガバナンス——

福 島 康 仁

1. はじめに

オセアニア地域には、アングロ・サクソン系諸国であるオーストラリアやニュージーランドをはじめとする諸国が存在するが、それらの国は旧宗主国であるイギリスからの影響を強く受け、さまざまな制度や行政文化が伝播・移入されてきた。また、それらの国では、移入した文化の本質を継承しながらも、同様な制度、文化などの移入経験をする北米とは異質な形で発展させ今日に至っている。ただし行政苦情処理・救済について眺めてみると、旧宗主国であるイギリスの制度に倣ったのではなく、オンプズマンの母国である北欧から移入されている点は興味深いところで

ある。とりわけ、ニュージーランドは、オセアニアの大国であるオーストラリアよりも一四年も早くオンブズマン制度を導入し、機能的な運営をしてきた。

日本において、先住民族であるマオリ人の言葉で「アオテアロア」(白く長い雲がたなびく国)というニュージーランドに一躍関心が寄せられたのは、一九八〇年代のニュージーランドの行政改革である。当時、ニュージーランドは、行政機能の機能的拡大より財政支出の増加傾向に苦悩する先進諸諸国から、ニュー・パブリック・マネジメント⁽¹⁾ (New Public Management) により行政の機能的再構築に成功した行政改革の先進国として高い評価を受けていた。とりわけ、八四年ロンギ労働党政権下で、レーガノミクス (Reaganomics) やサッチャリズム (Thatcherism) と並んで、ロジャーノミクス (Rogernomics)⁽²⁾、と称される、自由主義・競争主義・市場主義を徹底した「小さな政府」の政策指向が同国に活気をもたらした経済再生に大きく寄与したと評価されている。

このような行政改革先進国である同国で、オンブズマン制度の導入にはどのような意義があったのだろうか。規制大国から規制緩和先進国に政策転換のもとで行政苦情救済に変化が起こったのだろうか。事前規制から事後統制へと変化するなかで行政苦情救済にはどのような役割が期待されたのであろうか。同国で行われた行政改革の背景においては改革を支える社会制度の一つであったと推測される。

概して汚職や不正などによる政府の非効率や無理・無駄をなくし、よりよい政府にしていくための「グッド・ガバナンス (Good Governance)」を確立させるために、オンブズマン制度は一端を担う制度として注目できる。トランスぺアレンシー (Transparency International)⁽³⁾ によるCPI (認識指数、corruption perception index) で比較的クリーンな国⁽⁴⁾として上位を占める国とオンブズマン先進国とは相関関係がないとはいえないのでなからうか。ちなみにニュージー

ランドは前はデンマークと並び一位であり、同国は次回五年以内に行なわれる評価においても常に三位以内に留まることを目標に置いている。

ピーター・ブラウは、官僚制をコントロールするための民主的方法が発見されなければならないとする。^⑤このひとつの手段がオンブズマンによる行政統制であつたいえよう。オンブズマンのような市民からの苦情を扱うのに特化した監視機関は民主主義の重要な必要条件を満たすとともに応答性とアカウンタビリティの確保に有用である。^⑥

第二次世界大戦後、各国は福祉国家への移行に伴う行政活動の質的・量的変化に伴い、新たな行政救済制度や行政統制制度として導入の必要性を認識するようになった。その結果、一八〇九年に創設されたスウェーデンのオンブズマン制度に注目が集まり、一九五五年にはデンマークでオンブズマン制度が導入されると、官僚制や国家権力の濫用による人権侵害などを民主的に統制する装置として世界的に注目されるようになった。その後、一九六二年にはノルウェーとニュージーランドが導入し、徐々に世界に広まり、ここ三〇年間で急速に普及していった。^⑦

オンブズマン制度が各国で導入された契機は、三権の中で肥大した行政を統制するために、三権分立の制度補完を有する監視機構の存在が必要であると自覚した結果であるとも言われる。すなわち、司法による過剰な監視を防ぎ、過大なリーガリズムと拘子定規が発生するのを防止する機能を有し、未来を紡ぎだすためのプロフェッショナルのガバナンスの一端を担うこととなることから、導入が進んだのである。^⑧また、国や行政に対する行政苦情救済や不利益への対応以外に、行政機関の監視を強化し、過誤を改善していこうとする市民運動も生まれてきている。この種のものは市民オンブズマンとよばれるが、公的オンブズマンとは明確に区別されるべきものである。羈束裁量と自由裁量の区別が相対化しつつある現代において、いまだに司法府による事後統制は十分に機能しているとはいえない。その

ため、近年の苦情処理システムの特徴として、オンブズマン制度の専門化・細分化傾向が見られ、特定分野で特殊オンブズマンが増加や、また、各種業界団体における自主規制的な組織の増加があげることができる。

このような行政苦情救済事情を踏まえたうえで、本報告では、オセアニアの行政改革先進国といわれたニュージーランドにおいて、建国当初の早い段階から行政苦情救済を移入し、ニュージーランドの文化のなかでどのように変容展開され、同国ガバナンスにおいて果たしてきた役割と官僚制の変容に担ってきた役割について考察するものである。

2. ニュージーランドの苦情処理制度の背景とガバナンス

①社会的背景

ニュージーランドの国家・政治体制は日本と同様に、単一制国家であり議院内閣制である。国土は日本の四分の三程度であるが、島国で火山国でもあり地震もあるなど自然環境、景観も日本との類似点が多い。しかし、人口は約四〇〇万人と日本の三〇分の一にすぎず、人種構成は白人移民（Pakehaと呼称される）を中心としながらも、多民族国家と位置づけられる。とくに、先住民族であるマオリ人の人口比率が一二％と高く、それに加えて近年では中国人、韓国人をはじめとするアジア系移民が増加している。つまり、人口の人種構成の方向性としてはより一層多民族国家に向かっている。苦情と人種の関係について眺めると、苦情を持ち込むことの多いマオリ人の失業率がヨーロッパ系人種に比較して高く、いわゆる景気のクッション機能を果たしているといわれている。マオリ人の失業率は、二〇一三年の統計で見ると、ヨーロッパ系五・三％に対して、一四・一％とかなり高い^⑨。この傾向は経年変化を見ても同様である。就業している職種を見ても、清掃などの単純労働者は、ヨーロッパ系人種やアジア系人種よりもマオリ

人の比率が高いのも事実である。さらに、同国は理想的な福祉国家としてのイメージが高く貧富の格差は少ないと思われるがちであるが、ロジャーノミクスなど急進的な改革以後、格差社会は拡大しつつある。現在では日本よりも格差があるとされ、とくにマオリ人などの失業者・貧困者が増加傾向にあるというのが実態である。ただし、マオリ人は政治的には国政への参加が保証される選挙区が特別にあり、カウンシル（地方自治体の議会）にも進出を果たし、マオリ担当大臣が設置されるなど、政治的権利が保障されている。

国内の人口分布は、国民の大部分はオークランド、ウエリントン、クライストチャーチなどの三大都市圏に集住しているが、二〇一〇年に大型合併を行った「スーパーシティ（super city）」であるオークランドには一〇〇万人以上が居住している。つまり、人口の四分の一がこのスーパーシティに、ウエリントンやクライストチャーチの都市圏を含めると約四〇〇万人の圧倒的多数が三大都市圏域に居住している。かくして、都市の利害関係者を中心に都市型政治が展開され、政治も行政も都市居住者の利害を反映している。とくに経済的中核機能を有するオークランド市の政治的影響は大きいのが特徴といえよう。

中央地方関係は、中央政府、地方政府の二層制である。地方政府は、広域自治体（regional councils）と普通地方自治体（territorial authorities）に分けられる。典型的なアングロ・サクソン系中央地方関係で事務の所管は明確に分離されている。すなわち、両者の所管とする事務は明確に区別され並列関係にある。また、広域行政機関の機能をあわせもつ複合的な普通地方自治体も存在する。ニュージーランドにおける国と地方の業務配分は中央政府の業務範囲が広く、日本では地方自治体が行うような教育・社会福祉・警察・消防の業務を中央政府が行っている集中型であり、一般政府支出に占める中央政府の割合は九割にも達する。一方で基礎自治体では道路・公園・スポーツ施設・図書館

等の整備・管理、水道やゴミ処理の運営など、ハードに関連した業務が多い。広域自治体の業務は環境保全等に限定されている。したがって行政苦情についても中央政府によるサービスが対象になる場合が多いのは当然の理である。

② オンブズマン制度の発展とガバナンス

ニュージーランドが健全な民主主義のもとで発展を遂げてきたことは、それ相当のガバナンスが機能していたことが推察できる。いわゆるグッドガバナンスの形成されていたのである。

グッドガバナンスについては、OECD、JICA、世界銀行が中心となって調査研究がなされ、公共部門の改革を進めることで、⁹「良き政府」を構築していくこと、つまり「グッド・ガバナンス」を確立することが社会で生じる課題解決となると主張がなされてきた。¹⁰この発想は、多くの研究者による理論的あるいは実態的な調査研究に基づいており、民主主義の充実が汚職を減少させ、世界銀行の目的である世界の貧困の原因を撲滅することになると研究分析がなされている。

世界銀行は、初期段階においてガバナンスについて、政府の統治能力やその国の民主性の発展が適切な状況にあるならば、経済的にも健全かつ十分に発展を遂げるという理念に基づいて使用していた。その理念を構成する指標として、第一に制度の正当性と多元的アクターの参加を促すために「アカウンタビリティ」、第二に「公開性と透明性」、第三に法の支配により結論が予想しうる状況である「予測可能性」という三つを挙げた。また、JICAなどによって民主化志向を有するか否かの「国家のあり方」と、政府が効果的・効率的に機能し得るかという「政府の機能のあり方」の二つが示された。¹¹これらの機関によって示された視点が少なからず行政運営や行政の在り方に影響を与え、八〇年代には公務員制度改革、公共セクター改革や歳出マネジメント改革として応用され、九〇年代にはアカウンタ

ビリティ、より進んで情報の公開、行政運営の透明性など規範整備やシステム構築が重要であると認識されたのである。

このようなグッドガバナンスを担保する制度として、オンブズマン制度を早くから導入したニュージーランドにおいてはどのように位置づけられてきたのであろうか。また、実際にオンブズマンには個別の行政苦情救済を超えて官僚の行動様式や制度の在り方について影響を与えてきたのであろうか。そこでまず、オンブズマンの基本的な特徴を眺め、その機能的特性を明確にする。

ウォルター・ゲルホン¹²⁾は、九カ国のオンブズマンの比較分析から次のような特徴を見出している。それは、「非司法的な救済手段」「行政監察活動の動機と対象」「日常の一般的監察活動」「監察の具体的方法」「監察の事後処理」「裁量に対する審査」から、共通の機能を抽出しているものである。また、活動の面から分析する視点から、ディーン・M・ゴセツラーらは、スウェーデンモデルとして、つまり古典的オンブズマンモデルではオンブズマンの必要条件として、「独立性」、「公平と公正」、「審査手続きの信頼性」「秘密の保持」の四つを挙げている。

四つの特徴の中でとりわけ重要なものは、「独立性」であるが、それはオンブズマン事務局が慣習ではなく憲法または法律により制度として設立されていること、オンブズマンは立法機関の代理人として活動し、オンブズマン自身が苦情を処理するために審査を行う独立機関であること、行政内で制度化されたオンブズマンの審査よりも立法機関によって任命された方が望ましいこと、オンブズマンの職務を行うためには安定した任期と再任の可能性があること、オンブズマンの解任は解任に該当する事由が明確であり任命機関の多数の承認によることなどである。

「公平と公正」としての次の五項目が挙げられている。その第一にオンブズマンは不偏不党の観点から選出される

こと、第二にオンブズマンの任命は圧倒的多数によること、第三にオンブズマンの活動は政治的な紛争から乖離しかなる政治集団・団体からの苦情に対応できるようにされていること、第四に何人（なんびと）も料金を払うことなく仲介人を経ることなく直接にオンブズマンに苦情を申し立てられること、第五にオンブズマンは管轄権の範囲内ではあらゆる機関や公務員も批判することができ特定の状況を解決する勧告をなしそれらの再発を防止できることである。

「審査手続きの信頼性」としては、オンブズマンの一般的管轄権は特定の行政機関や特定の苦情形態に限定されることなく広範でなければならないこと、オンブズマンは行政機関や管轄権の範囲内の公務員に関連するどのような苦情も調査できること、オンブズマンは政府及び準政府機関への苦情を調査できること、オンブズマンは苦情がなくとも調査を開始できること、政府機関の職員はオンブズマンに協力しなければならないことなどがある。

「秘密性」としては、オンブズマンは秘密性を維持しなければならないこと、オンブズマンは記録を検証されたり作成を強要されたりしないことが挙げられている。

また、ドナルド・C・ローワット (Donald C. Rowat) 教授は、オンブズマンの本質として以下の条件を示している。それは、①オンブズマンは議会の職員であり、議会により任命され議会に報告できること、②オンブズマンは公平な立場にあり、議会自体からも政治的に独立していること、③オンブズマンは客観性と卓越した知識と威信を基礎とした調査権と勧告権のみを持ち、議会への報告・公表を行うこと、④自己・自発的な調査権を有すること、⑤直接的、非公式、低廉であること、の五項目である¹³⁾。

このような最低限度の特性を有するものが古典的モデルというが、ニュージーランドのオンブズマンはこれらを備

えた典型的なオンブズマン制度のひとつといえる。オンブズマンはこのような特性を有し個別の苦情救済を通じて諸制度に影響を与え、より良い政府の構築に寄与してきた。とりわけ、いかにオンブズマンがグッドガバナンスの形成に大きく寄与するかについては、今日の世界銀行とオンブズマン制度の連携関係を模索する姿勢からも明らかである。たとえば、二〇一四年三月二五日ワシントンで開催された世界銀行の円卓会議において、国際オンブズマン協会と世界銀行は「グッドガバナンスと効率的なサービスにむけて」と題して将来にわたる強い連携を打ち出していくことを確認している。

さらに、二〇一五年三月にはオンラインセミナーが開催され「開かれた政府の促進のためにオンブズマン制度の改革」についての議論が進んでいる。そこでは政府の説明責任の強化とともに、公共利益の促進のためにオンブズマンが果たすべき役割は将来にわたり大きいとされている。すなわち、オンブズマンは単なる個人的な苦情処理に留まらず、システム的に公共の利益を増進すること、システムの改良することを期待されている。

3. オンブズマン制度の生成過程

オンブズマン制度は政治体制、社会経済環境などによって異なりその形態も多様である。そこで、ニュージーランドのオンブズマン制度においてその特徴や導入された他国と類似性があるのかを政策収斂の面から検討する。¹⁴

デンマーク経由で導入されたニュージーランドのオンブズマンは、「議会・行政府関与型オンブズマン」であり、英連邦のなかでは最初のオンブズマン制度である。デンマークでは、大臣責任制をとる議院内閣制の下で、行政機関の行為から国民の権利・自由を保護する目的をもってオンブズマン制度が形成された。英米系と似た法律制度をもつ

国であるデンマークがオンブズマン制度を採用したことが契機となつて、オンブズマン制度は英米法系諸国家を介して世界に伝播し展開している。

すなわち、北欧では、ノルウェーが一九六二年にオンブズマン制度を採用しているが、同年に、ニュージーランドがオンブズマン制度を導入し、ここから、一九六七年にイギリス、一九七七年にオーストラリア、そして、州レベルではあるが、カナダやアメリカなどの英語圏の国へと、この制度が伝播、発展していったのである。

ニュージーランドやイギリスでは、オンブズマンは、議会からの推薦あるいは議会との協議にもとづいたうえで、行政府の長や女王によって任命される形式がとられている。⁽¹⁵⁾ 実質的には「議会の代理人」ではあるが、形式的には「行政府の長の代理人」的な色彩をもつことになった。⁽¹⁶⁾ ニュージーランドでは、一九五〇年代から、行政機関に対して国民からの行政苦情処理のための機関を設置すべきものとする議論が活発となり、一九五九年になって、「ニュージーランドの経済的自由及び正義の保護のための憲法協会」が、オンブズマン導入のための働きかけを二大政党の党首に対して開始したところ、労働党政権は、市民保護のための現行制度に包摂されているとしてこれを拒否したが、国民党首のJ・R・マーシャル(J. R. Marshall)がオンブズマン制度に関心を示し、次期総選挙の政策として提案することを決めた。⁽¹⁷⁾ 一九六〇年の総選挙で国民党の勝利の後、一九六一年に法案が提出された。総選挙に勝利した国民党がデンマーク・モデルに修正をくわえ、「議会コミッショナー法」(the Parliamentary Commissioner (Ombudsman) Act 1962)を成立させ、オンブズマン制度が導入された。⁽¹⁸⁾

世界的に普及したオンブズマン制度であるが、国によって社会政治経済環境によって相違がみられるものの、オンブズマン制度において特徴や類似性はある政策収斂があったものと推察しうる。時代を超えて各国間に政策類似性が

増大することであると一般的にいわれるが、他で起きた経験を利用するという合理的効用化を図る学習過程が進んでいる。

E・M・ロジャースは普及において重要な役割を持つアクターを変革エージェント (change agent) と呼び、実際の変革やイノベーションにおいて専門家集団と顧客とのコミュニケーションを促進・提供するリンカー (linker) としての役割も有しているという。福祉国家における行政苦情救済制度の確立と官僚システムがそれを受容することをもたらしたアクターとしてのオンブズマンは一つの変革エージェントと見ることができる。

ニュージーランドでは複線型苦情救済のシステムが構築されている。建国の初期段階では単線型苦情救済制度であったが、社会問題の複雑化や社会の変動にともない構築されてきたものである。

行政苦情処理制度については日本と異なる点は、国レベルでオンブズマンが存在していることである。その事務所は首都であるウエリントンに置かれていたが、現在では都市型政治への配慮からニュージーランド一の大都市であるオークランド、南島の大都市クライストチャーチにも設置されている。ちなみに、ニュージーランドでは議会型オンブズマンのほかに、民間部門でもオンブズマンを名乗ることが許されているが、民間オンブズマンといっても日本とはその性質が異なり、高い公共性が認められている存在である。公的オンブズマンで組織されるニュージーランドとオーストラリアのオンブズマン会議 (The Australian and New Zealand Ombudsman Association (ANZOA)) の一員であることからその性質が推察できよう。

半世紀以前に、オンブズマン制度が導入されたが、制度を導入する以前はいわゆる政治ルートの原始的解決方法が取られ、国内で生じる国民と行政との行政苦情についてのは大半は国会議員あるいは所管の大臣に直接持ち込まれ、そ

の内容を大臣に送付し官僚機構のなかで行政機構のトップによる苦情処理なされていた。しかし、大臣が自らの省庁に持ち込まれる苦情に対して、それらの処理にはある種の責任が生じることから、なるべくその処理の関与を回避しようとする傾向があり、苦情処理の件数や処理時間において機能不全が見られた。

このような状況に対して、国民と政府の間の苦情処理をするため、世界に普及しているオンブズマン制度の原型スウェーデンから、その後デンマーク、フィンランドという北欧諸国に普及し、その後、世界で四番目、大洋州では初のオンブズマン制度が導入した。積極的に英連邦以外の諸国の制度を摂取し、オンブズマン制度という北欧型の政治制度を英国に先駆けて導入した。ニュージーランドが「議会コミッショナー法（Parliamentary Commissioner (Ombudsman) Act 1962、以下オンブズマン法）」を制定し「議会型オンブズマン」を創設したのを契機に、これをモデルとしてイギリス、カナダ、アメリカなど諸外国に急速に普及することとなる。

現在は初期オンブズマン法（一九六二年法）から改正され、オンブズマン法（Ombudsmen Act 1975）の制定において公的機関の調査権限を有するに至っている。

ニュージーランドのオンブズマンには、議会オンブズマンのほかに、法令に基づき政府が任命されるオンブズマンがあり、近年ではオンブズマンの専門化（特殊オンブズマン）志向がみられる。たとえば、プライバシーオンブズマン（Privacy commissioner）、警察オンブズマン（Independent Police conduct Authority）などがみられる。それぞれの所管などが明確に区別されているのではなく、重なり合って苦情を処理しているのが現状である。⁽²⁰⁾ 報告書などでも複数の行政苦情処理機関の署名が並ぶこともあるが、これらは競争敵対関係にはない。

4. オンブズマンの地位と管轄

① オンブズマンの地位…任命プロセス

オンブズマン制度は、一九世紀の初頭に、スウェーデンにおいて、「法の正しい適用の確保」とともに「国民の権利・利益の保護」をはかる制度として誕生し発達し、「議会による行政権・司法権の統制（監視）」という機能をもっていた。この二〇世紀の半ばには、各国が行政国家・福祉国家として発展し、行政権力が市民生活の多様な分野と関係性が生じることで国民の権利・利益が侵害される事態も生じた。

政策収斂との見地からいえば、議院内閣制の国であるデンマークのオンブズマン制度の採用と一定の成功経験が、同様の議院内閣制を採るニュージーランドに伝播することになるが、実質的には「議会型オンブズマン」であることから、議会の推薦によるものの、五年任期（再任可能）で形式的ではあるが行政府の長である「総督」（七年任期）によつて任命されるという形がとられた。隣国オーストラリアのオンブズマンも同様である。

ニュージーランドのオンブズマンは、従来のオンブズマンと異なり、形式的ではあるが、行政府と立法府の厳しい対立関係での機関というよりは行政府との妥協の産物ともいえる任命方法を採用している。また、オンブズマンの地位は高く、最高裁判所判事と同格とされ、イギリスでは国王が上級の裁判官を任命したのに合わせてオンブズマンを任命するように、ニュージーランドでは国王の代理人である総督の任命というイギリス的な伝統が残っている。

その候補者選考方法は内閣総理大臣による候補者をノミネートしたものを形式的に議会の承諾を国会で得るというのではなく、あらかじめすべての議会政党の支持を取り付けて任命されるため、用意周到な手続きによつて強い正当²¹

性と権威という資源を付与している。議会などへの候補者の推薦過程は候補者の経歴や行政監視役としての適任性について名声などを参考に考慮し総合的な決定が為される。

現在のオンブズマンは広報関係者、大学教授であるが、過去にオンブズマンに就任した人物は、官僚出身者、議員、大学教員、弁護士である。このうち、官僚出身者と弁護士が多い。あくまでも行政に対して高い識見をもつ人物という視点から任命されている。

このような複雑な手続きを踏むことで、オンブズマンの地位が制度的に保障され、オンブズマンが辞職する際には、国会の議長（議長が空席の場合は内閣総理大臣）に対して辞任届を送付が義務付けられるほか、心身の故障、破産、義務の不履行、非行以外は解任されることはない。したがって、定年七十二歳までは在任期間が更新される限り身分が保証されることとなる。そのため過去のオンブズマンの平均在任期間を眺めてみると、初期オンブズマンの一五年を除いても通常一〇年前後と比較的長期間である。

オンブズマンは、行政の組織文化としてのヒエラルキー構造、伝統的サービスへ不信を除去する制度として設立された。こうしたことから、オンブズマンは首相や裁判所長官など他の機関の長から高い支持を受けそれなりの権威を得ていたが、その行動範囲は定式化し限定されていたため、時代の変遷と同時に問題視されることとなってきた。

高い正当性と支持、また行政苦情の増加に伴い、段階的にオンブズマンの所管は拡大傾向を示した。初代オンブズマンは著名な官僚出身者である Guy Powles であったが、前述したように一五年間もの長い間、地位に就いていたため、その権威資源は強大であり、オンブズマンの存在感を示しその役割を形成、確立した時期と評される。彼は行政に対する高い専門性を有し、かつ経験・熟練度が高く、時間のかかる行政サービスを処理し、オンブズマンが進める

理想的状況と各省庁はその理想を共有し、両者に対立構造ではなく、むしろ協調関係を構築していったのである。同国においても、オンブズマンの苦情処理能力は個人の資源（性格、人脈など）に帰依するのが制度の本質的特徴である。オンブズマンは権力的資源を付与されていないためそうならざるを得ないのである。

② オンブズマン活動と根拠規範

オンブズマンの活動と機能は五つの法律を根拠とする。それは、オンブズマン法（Ombudsmen Act 1975）、情報公開法（Protected Disclosure Act 2000）、地方政府情報公開法（Local Government Official Information and Meetings Act 1987）、拷問法（Crimes of Torture Act 1989）、情報保護法（Protected Disclosures Act 2000）である。オンブズマンの管轄拡大はオンブズマン法の大きな改正ではなく、他の法律に依拠し所管事項の拡大で生じてきたのである。

オンブズマンの所管すべき機関はオンブズマン法の別表に定められ、政府の省庁、地方自治体、その他の国の組織であり、刑務所も含まれる。オーストラリアのオンブズマンが連邦省庁のみを扱うのに比してその管轄する対象機関が広い。

とりわけオンブズマン法はオンブズマンの機能と権能について定めるもので、ほとんどの行政に関する事柄に関する苦情を調査するための広範な権限を付与している。オンブズマン法の下での苦情処理業務がオンブズマンの仕事量の六割を占めるといわれている。

オンブズマンの活動については、毎年度、その意思表明書（Statement of Intent）が発行されている。その内容で特徴的なのは、たとえば二〇一四年度版を眺めると、戦略的方向性や行動方針、変化する環境へのマネジメントとくに震災について苦情を積極的に取り組む姿勢などで明確にされている。このように単に国民からの行政苦情を待つと

いう姿勢ではなく、よりどのような事項に重点をおくべきかなどその姿勢や留意すべき事項を外部に公表している。社会事情に合わせた行政苦情・ニーズの分析がなされ、それに呼応するような戦略が公表されている。

現在の傾向として、なかなか進まない先の大地震に関する震災復興の苦情が最も多く、また、機関別の苦情については刑務所内での受刑者等からの苦情が多い。

③ オンブズマンの管轄

オンブズマンは国の機関であり、外在的行政統制の手段と捉えるならば、本質的には管轄は中央政府の省庁やそれに付随する部門に対する苦情を対象とするはずである。しかし、制度導入からわずか六年後の一九六八年には、教育理事会や病院理事会を含めるとの管轄の拡大がなされ、さらに一九七五年オンブズマン法の大改正が行われると規定追加が大幅になされた。その管轄権は、国の機関に留まらず、地方政府機関の苦情も含むものとされたのである。一九七四年には地方政府法の改正に合わせて苦情処理に関する所管が拡大された。

前述したように、中央地方関係は、母国イギリスの影響を色濃く受けているが、日本と同様に中央政府、地方政府の二層制構造である。隣国オーストラリアのような州が存在しないので地方自治体と中央政府が直接対峙している。典型的なアングロ・サクソン系中央地方関係であり、各主体の事務の権限は制限列举され、中央政府は地方自治体に対して限定的な権能しか認めない中央地方間関係である。⁽²²⁾ ニュージーランドは小規模な国家のため中央集権システムで、もともとは地方分権が存在せず、中央地方関係は地方自治体の中央政府への依存状況が存在した。こうした事情から、設立当初、苦情処理体制が十分でない同国において国による苦情処理機関としてのオンブズマンの管轄権が拡大したのである。⁽²³⁾

その後も管轄権は拡大し、一九八三年七月に、情報公開法が施行されたのに対して、オンブズマンは一般的な苦情調査権に加え、情報開示の要求に対して政府の決定の賛否に関する苦情を調査する機能が付与された。さらに、一九八八年三月、地方自治体情報公開法が施行に伴い、地方政府機関の決定についての苦情の調査の機能が付与された。

二〇〇一年一月に情報保護法、いわゆる「内部告発」法であるが、この法律の規定は、オンブズマンは、又は職場（公衆または民間部門）深刻な不正行為についての通告を検討している従業員に対して助言と指導を与える責任を規定した法である。オンブズマンはまた保護された情報に対してアクセス権限をもつものとして位置づけられた。

さらに、二〇〇五年一月にはクラウン・エンティティ法⁽²⁴⁾が施行された。これはオンブズマン法と情報公開法の下でオンブズマンの管轄がすべてのクラウン・エンティティ⁽²⁴⁾（Crown Entity）まで及ぶこととなった。クラウン・エンティティとは行政組織ではないが、国の行政の実施組織として国が設置する国の認可法人であり、ニュージーランド版独立行政法人といった類の法人である。

人権領域にも管轄権は拡大を見せる。二〇〇七年六月二日に国家予防メカニズム（NPM）、犯罪の拷問行為防止について、拷問と他の残酷、非人道的な処置または罰の防止に関する条約・議定書によって国内法が制定され施行された。国内法の制定は拷問と他の残酷な非人道的な扱いや罰を防止するために定期的に施設を实地調査するシステムを確立するものである。オンブズマンは、刑務所、移民収容施設、拘留、子供のケアと保護のための施設、青少年更生施設などを訪問、監視行動を実施し、抑留者などの処遇の改善に努めているよう要求している。さらに、二〇一〇年一〇月、人権委員会およびニュージーランドの条約加盟と共に、オンブズマンは、保護と障害者の権利に関する国

図表 1 対象機関

政府機関 (government departments and ministries)
地方団体 (local authorities)
政府関係機関 (crown entities)
政府企業 (state-owned enterprises)
健康機関 (district health boards)
教育機関 (tertiary education institutions)
学校理事会 (school boards of trustees)
情報公開に対する決定 (Ministers of the Crown in relation to decisions on requests for official information).

連条約の実施を監視する責任があるとされ、独立した主体として役割を担うものとなった。

オンブズマン法に定める調査対象機関は、同法の別表に規定されている。一口でいえば、オンブズマンの調査対象は公的組織のほとんどが対象となっている。

かくして、ニュージーランドのオンブズマンは、北欧型の原型を移入した古典的なモデル⁽²⁵⁾といわれてきたが、近年の三〇年間で急速に進化・発展を遂げ、その役割と権限が変容・拡大している。現行モデルは、国内での行政苦情を処理することだけでなく、国際的な課題である障害者問題や国際連合が進める拷問の禁止など人権施策などへの配慮などを含めて活動範囲を拡大しているところである。

5. オンブズマンの役割と事務局

① 役割と機能

オンブズマンの機能についてはオンブズマン法一三条に規定されているが、その機能は調査機能、権利の保護機能、改善機能の三点に要約できる。

まず、オンブズマンへの苦情申し立ては、手紙、ファックスなどを含む書

面、インターネットなどによるオンライン形式、直接口頭で方法など形式は問わないとされ、その提起された苦情の内容を受けてオンブズマン事務局が苦情処理を開始する。

調査機能は、管轄内の対象機関の調査を行うことができ、適用除外事項には裁判所による判決、更生保護委員会などの決定がある。また、警察など特定の分野については、法令により設立した独立した苦情機関が設置されているため、より専門的な調査に委ねられる。さらに、すでに十分な救済策が講じられている場合や上訴の機会が残されている場合、さらなる調査が必要でない場合、オンブズマンはそれを調査は拒否することができるとされている。オンブズマンは「最後の救済機関としての役割」との認識のためである。

権利の保護機能とは、内部告発などにより組織の不正に関する情報を得るために、内部告発者の権利を保護することである。様々な法的保護により内部告発者の雇用など保護することなどもオンブズマンの役割となっている。オンブズマンは内部告発者から証拠を直接的に収集するために厳格な秘密の保持義務を要求されている。

改善機能は、助言や実施調査活動を通じて、個々のケースの解決や様々な改善を行う。改善機能についてのオンブズマンのパフォーマンス指標であるが、それは個人（個別）の苦情処理を完結できたかどうかということで統計処理がなされている。しかしながら、たびたび官僚制組織・システム上の改善機能を発揮されることがある。すなわち、より広範な公益問題を処理するために個別苦情に基づき調査あるいは自主調査権を発動し国有部門機関など執行管理やその機関の意思決定のあり方など改善に成功することがみられる。調査には、公式情報を調査・評価し、政府の意思決定過程の透明性、その決定への責任体制および国民（住民）参加の機会の増進など改善がなされる。

とくに昨今の傾向としてオンブズマンは、社会における人権意識の高揚から矯正部門および身体障害者に関心を示

している。矯正部門では、矯正局によって行なわれた保護調査すべてに監視監督が実施されている。刑務所では選択された大事件の調査が実施され、また身体障害者に関する大きな問題が調査対象となっている。拘留の場所をモニター、検査した後、拘留、保護住宅および青年更生施設である刑務所、移住拘留設備、などの検査、拘留の条件および拘留者の扱いを改善・勧告がなされることがしばしばある。

また、保護開示法の下で、重大な公益を損なう事柄についての内部告発者には助言が与えられるなど便宜がはかれる。そのため、内部告発者は多様なチャネルのうちのひとつとしてオンブズマンを利用することが有用であり、オンブズマンが社会改良に一躍を担っている。

これらの多様な機能があるが、オンブズマンの法的権限は強制力のない勧告のみであり、公的組織に対して行動を強いることはできないのである。しかし、この勧告を行うために、関係者を召喚、意見を聴取、立ち入り検査権の行使が許されている。情報、文書の作成、調査質問事項への回答などを機関に要求できる。もともとこれらの権限を使うことは稀でオンブズマンはインフォーマルな形式で情報収集するのが通常である。

オンブズマンは勧告書を機関に送付しそれを機関によって受け入れられるかは任意であるが、ほとんどの勧告は受け入れられている。⁽²⁶⁾ 最終的な調査報告は刊行され公表される。

そのほかオンブズマンは対象行政機関等の自発的改良（wider administrative improvement）を促す機能を果たしている。これは、管理者行動規範の基準の全体的な改善をもたらすために重要かつ広範な問題に焦点を合わせることを意味する。⁽²⁷⁾ 広範な管理改善調査の実施を施すには、同様の苦情が集中している場合、多くの人々が上げた問題で直接国民に影響を及ぼす問題など重要な公共の利益に関わる場合、公共部門全体または特定事案に対して改善行動にむけてオン

図表 2



ブズマンの調査が行われる。調査で得られた結果は機関や公共のために利用される。

改善行動を起こす活動には次のものがある。第一に、逐次、必要に応じて調査について意見表明 (Ombudsmen Act opinions) をおこなう。オンブズマンが公に意見表明することで世論形成に努める。第二に、さらに一歩進んで具体的な戦略として、オンブズマンは各機関にあてて、修正法案や政策について提案することもある。第三に、最近のケーススタディの公開によっても世論形成のひとつである。

② オンブズマン事務局の構成

オンブズマン事務局は、法律上は複数のオンブズマンと大まかに定めているが、現実には主任オンブズマンとその他のオンブズマンの二人、二人の副オンブズマン、法律顧問である。主任オンブズマンの退任に合わせ、その他のオンブズマンが主任オンブズマンに昇格することが慣例になっており、新しいオンブズマン一人が補充される。他に、事務局には、オンブズマンを補佐スタッフ六八人が配置されている。当初四人でスタートしたが、苦情の増えたことから徐々に増員され現在に至っている。この点については苦情数が二〇〇四年から二〇一四年の一〇年間で四〇〇〇件から一〇〇〇〇件を超えていることから更なる対応が必要となる可能性がある。

スタッフは三つの主要都市である、北島の、経済中心都市であるオークランド、首都であるウエリントン、南島のクライストチャーチに一三チームに分割され配属されている。スタッフの資格要件としては、公務員でない者で五年の任期で採用され、常態的に新しいダイナミックな力を補充しオンブ

ズマンの支援体制を構築している。欠員がでると、同国の他の職種と同様に、公募により業務能力があるものから補充される。このように、外部から人事補充による新陳代謝によりオンブズマン事務所自体が官僚制化することを防止する工夫のひとつといえよう。チームは苦情処理を段階的に対応できる体制がとられているが、以下のとおりである。

A 苦情を受け、その取扱いの採否を評価するチーム (Intake and Assessment) : 管轄内で解決可能な範囲の事項であること、他の苦情処理機関との適否、連携を含めて評価が行われる。

B 初動 (初期補助業務) および解決に着手するチーム (Early Assistance and Early Resolution Teams) : このチームの特徴としては公式な処置をなさずインフォーマルな解決に着手することである。

C 調査・解決チーム (Investigation and Resolution Teams) : このチームはオークランド、ウエリントン、クライストチャーチに配置され、このチームがオンブズマン調査を補佐し、解決に繋げること業務とする。

D 拷問犯罪防止チーム (COTA Team) : 拷問行為の犯罪防止法の下で留置場所の監視機能の支援をおこなう。²⁸⁾

E 戦略的なサービス実施グループ : オンブズマンの調査および検査を補完する。情報管理、人的資源、情報通信技術の分野でのサポートを提供し、政策と専門的な実践の取り組みなどより広範な管理改善調査を実施する。

F 政策及び実践的な査定チーム : 外部に助言、指導及び訓練、政策と専門的な実務に関する事項、国際関係、知識管理、研究および通信手段、出版物などを用い普及啓発活動をおこなう。

G 主要な助言チーム : 広範な行政改善調査を実施・評価作業、管理改善の達成を目指した調査をおこなう。

H 財政と事業サービスチーム : 財政分野でのサポートを提供する。調達、不動産、建物および資産管理サービスなどの支援をおこなう。

このように機動的かつ段階的な行政苦情処理体制によりパブリックリレーションが形成されている。これらのチームによる苦情の平均的な処理期間は、年次報告書によると、オンブズマンは苦情を受け付けてから一か月以内に調査する事項が九割を占め、三か月以内に調査の継続か拒否を決定している。平均調査期間は公共利益に関する事項で七割が六か月から一二か月である。

ただし、一〇年前から現在まで苦情数は三〇〇〇件から一二〇〇〇件近い三倍以上で推移している。この状況を鑑みると現在の処理期間が維持できるか懸念がある。

6. おわりに

制度移入から半世紀が経ち、オンブズマンは国民から信用と権威を獲得し、機関としての独立性を保ち、行政苦情処理・救済の中心たる役割を果たしている。²⁹ オンブズマンと官僚との交渉資源は権威を基軸としており、政府諸機関に対してフォーマルな手続き形態の「勧告」を行うことは稀である。このようなインフォーマルな苦情処理活動の実態は形式的な手続きによって、議会や内閣総理大臣に報告をすることもないのが実情である。外部からの行政統制によらず、官僚組織の内部変容を促すこの活動形態は苦情処理の解決方法として制度の機能不全を意味するものではない。オンブズマンの活動は司法による判決を得て救済を得るために、国民が消費する時間コストや経済的コストを節約に寄与し、実質的な苦情解決にむけての国民の満足度が高く、効果的であると高い評価がある。また、オンブズマンは単に個別の苦情処理に留まらず、官僚制に根付くシステマ的な欠陥や手続き上の問題点を改善することに貢献している意味においても、司法による個別事案の解決、その積み重ねによる行政の変容あるいはそれを基としたよりも

有用的な制度として機能している。行政苦情申し立て者の行政苦情はオンブズマンによって課題の抽出がなされ官僚との交渉過程で官僚が外圧としてオンブズマンを利用し指摘事項を組織内に取り込んでいく。この意味でのオンブズマンは変革者として位置づけられよう。

このような事情を鑑み、ニュージーランドではオンブズマンの苦情解決への活動指標について統計で数値公表しているものの、解決件数で評価する方法を回避する方向に認識も変化している。すなわち、調査権の公式的な権力発動は例外的な行為であり、通常、各省庁はオンブズマンの要求に対して伝統的に協力的な姿勢が採られることから、法令による権限の行使の必要性はなく、その発動以前にオンブズマンの権威が十分に機能している点を評価していることである。

表面的な苦情への対応をせず水面下で苦情を処理することが多いことから、省庁は裁判のような敗訴したようなこととはなく行政の自ら修正する機能を助長する機能があるともいえる。オンブズマンがそのような行動を可能とするよう、またより効率的な修正機能を協働的行動のなかで作動するように政治的行動を模索する。

ニュージーランドにおいてオンブズマンの存在と役割は大きいものの問題点がいくつか指摘できる。

オンブズマンを取り巻く社会環境は導入から五〇年を経て大幅に変化している。そのためオンブズマンの管轄や機能も周辺法令により権限の拡大、所管の付与により拡大傾向にある。しかし、これらの法令においては不備も散見され、オンブズマン法の抜本的改正求められている。オンブズマン法は、苦情が複雑化しているのに対して、オンブズマンに十分な機能、リソースを付与していない点が指摘され、法が時代遅れの内容であるとの問題として俎上に上がり、根本部分での改正は喫緊の課題とされている。今年三月に Section 17 が改正になり苦情拒否に関する要件につい

ては整備が進んだにすぎない。

同国で進むプライバタイゼーションやコマシャリゼーションにオンブズマンへの対応も問題であろう。

また、オンブズマン制度自体の周知度であるが年齢が高いほど周知度は高く、年齢が低いほど周知度は低い⁽³⁰⁾。さらにマオリ民族でないほうが周知度は高い傾向にある。オンブズマンは不平を解決するものとの認識が高く、行政の監視役であるとの認識は低い。このことからオンブズマン事務局は現在より多くの層への周知度の向上に努めているが、期待する効果は出ていないのが現状である。

さらに、他との行政苦情救済機関との連携は運用的にとられているものの、その関係が明示されておらず、コミットメントの個人的な素養、ネットワークに委ねられているのが現状である。同国は人口五〇〇万に足りない小国であるためか、このことが直ちに問題を生じさせるわけではないが今後一考すべきでなからうか。

小規模な国家である同国にオンブズマンの機動性と、制度の先進的改革を期待したい。

(1) 大住莊四郎『NPMによる行政革命―経営改革モデルの構築と実践』日本評論社、二〇〇三年、をはじめとしてNPMについての著作は多くみられるようになった。ニュージーランドが行政改革先進国として紹介された本には山田宏、長浜博行、中田宏『ニュージーランド行革物語―国家を民営した国』PHP研究所、一九九六年、国民にとって規制緩和を身近な問題とした意義は大きい。

(2) 困窮した経済状況とロンギの強力なリーダーシップの下、ロジャー・ダグラス財務大臣を中心とした、ミルトン・フリードマンを中心とするシカゴ学派の経済思想を柱に、市場開放主義・自由主義を哲学にもつ急進的な市場原理主義政策をいう。

(3) トランススペアレンシー・インターナショナル (Transparency International, 略称: TI) は、腐敗、汚職の撲滅に取り組

む国際的な非政府組織である。「腐敗認識指数」(Corruption Perceptions Index)を毎年発表していることで知られる。本部所在地はドイツのベルリンに置かれている。

- (4) <http://www.ti-j.org/mission.html> 参照。トランスペアレンシー・インターナショナルは、政府及び公的機関の説明責任を強調し、国内外の汚職・腐敗防止の解決に取り組む非政府組織で、世界銀行のアフリカ担当局長であったピーター・アイゲン氏によって一九九三年に独ベルリンで反汚職・腐敗のシンクタンクとして創設された。

- (5) Peter M. Blau, *Bureaucracy in Modern Society*, 1956, pp117-118. 阿利莫二訳『現代社会の官僚制』岩波書店、一九五八年、P40。

- (6) イェヘッケル・ドロア、足立幸男ほか監訳『統治能力―ガバナンスの再設計』ミネルヴァ、二〇一二年、P278—P279。

- (7) Judge Anad Satyanand, *The Office of Ombudsman in New Zealand*, Canterbury Law Review, Vol 6, 67.

- (8) イェヘッケル・ドロア上掲、P278参照。

- (9) Statistics New Zealand Tauranga Aotearoa. http://www.stats.govt.nz/browse_for_stats/income-and-work/employment_and_unemployment/ethnic-labour-force-stats-by-age.aspx#ethnicemployment.

- (10) 定義などについては“Governance and development” World Bank, 1992.

- (11) 国際開発事業団「参加型開発と良い統治…分野別援助研究会報告書」、一九九五年。

- (12) ウォルター・ゲルホン「オムブズマン・その他―九つの国々における護民官達―」一九六六年。

- (13) Donald C. Rowat, *The Ombudsman Plan: The Worldwide Spread of an Idea*, Revised Second ed., Lanham: University Press of America, 1985, pp.4-5; D・C・ローワット（川野秀之監訳）『世界のオムブズマン構想』早稲田大学出版部、一九八九年、P5-P6.

- (14) 政策収斂 (policy convergence) とは、時代を超えて各国間に政策類似性が増大することであると一般的に定義されるが、他で起きた経験を利用するという合理的効用化を図る学習過程である。

- (15) オンブズマンが議会型として発祥したが、同制度が展開していく過程で任命方法やスタッフ等の点で議会と行政府が関与

して制度を作り上げている例が多い。

(16) 名称についても議会コミッショナー (the Parliamentary Commissioner) と職名を使用している。

(17) Larry B. Hill, The Model Ombudsman: Institutionalizing New Zealand's Democratic Experiment, Princeton, New Jersey: Princeton University Press, 1976, pp.67-70.

(18) ニュージーランドへのオンブズマン制度の導入は、デンマークのオンブズマンであったシュテファン・フルヴィッツ (Stephan Hurwitz) が一九五六年から一九六一年までの間に書いた九編の論文が影響を及ぼしている。

(19) 議会が行政を監視のために議会の代理人として「国会オンブズマン」を任命した。オンブズマンには強力な行政調査権と公務員訴追権を付与し「公務サービスの執行状況」を監視させ、憲法において制度的保障にした。オンブズマンの任務は行政監視を中心としながら、苦情処理を行った。

(20) さらに民間企業の組織する産業オンブズマンがある。いずれも民間企業が参加した業界苦情処理制度であるが、業界による自主努力団体というよりは高い独立性と公共性をもっている。

このことはオンブズマンの名称について、オンブズマン法に定める保護規定と関係がある。詳細についてはここでは論じないが、オンブズマンという名称を使用するには一定の基準があるので、相当の公共性を持たざるを得ない。ただし隣国オーストラリアにはこのような規定はない。

産業オンブズマンには、銀行オンブズマンと保険オンブズマンがある。銀行オンブズマンは銀行のサービスその他に苦情がある場合にその異議申し立てを受け付ける第三機関で、顧客と銀行のサービス供給者間の紛争を解決する。そのスキームは銀行業界、顧客、および政府から独立している。銀行オンブズマンの仲裁により直接的な被害あるいはストレスなどの間接な被害に対して銀行より補償金が支払われる場合もある。また、保険オンブズマンは保険会社の取り扱う業務に関する苦情の処理機関である。近年ではクランベリー大震災に関する保険の支払いについての苦情が増加している。

(21) たふべづ Parliamentary Debates (Hansard) for Thursday, 7 December 2006 Appointments — Ombudsman, Volume, 636, p7019.

(22) 二〇一四年に地方政府の行政サービスの効率性、競争性、高品質性を求める地方政府法二〇〇二 (Local Government Act 2002 Amendment Act 2014) が改正されるなど度々中央政府による改正手続きがなされる。Better Local Government における改革で八つの改革ポイントが示された。

(23) もともと、最近では地方自治体も苦情処理部門を置くなどして機能を高めている。

(24) 国家部門を構成する組織から、省庁と国有企業を除いたものが、おおむねクラウン・エンティティに相当する。国に対してアウトプットを提供しているものと、そうでないものがある。カテゴリーごとに分類すると以下ようになる。

1. Statutory Entities : 企業化していないもの

Crown agents: 政府と密接に業務を遂行し、大臣は政府の政策実施を指示できる。

Independent Crown entities : 政府から独立した業務を担い、大臣は指示をできない。

Autonomous Crown entities : 右記二種の中間の存在で、大臣は政策実施を指示できる。

2. Crown Entities Companies : 企業化したもの、法人組織化された会社であり、政府官庁が所有する

Crown Entities Subsidiaries : 子会社形態のエンティティ

3. 上記以外のクラウン・エンティティ

School Boards of Trustees : 公立小中高校の学校理事会

Tertiary Education Institutions : 教育研究機関

(25) David Clark Principle of Austrian Public Law (2007), 11.1参照。

(26) 最近の行政機関の改善例として刑務所の健康サービス、高校におけるいじめ、矯正施設の被収容者の苦情手続き、矯正局の使い捨て可能な安全かみそりのポリシーなどがある。

(27) たとえば、オンブズマンは、刑務所や障害の分野で広い管理改善に焦点を当てる。

(28) 犯罪拷問法は国連拷問禁止条約選択議定書 (OPCAT) の下で制定された国内法であり、拷問と他の残酷な非人間的なまたは処置または罰を防ぐために定期的に、留置場所をチェックするものである。

- (26) Mark Prebble, *Which Reform is Most Important? - Some evidence from New Zealand* (2002), Institute for Governance and Public Policy Studies. p14^{参照}。
- (27) Office of Ombudsman, *Annual Report 2012/2013 - full report*, p61。最近のOmbudsmen Act 1975, ss 13, 22, Education Act 1989, ss 13, 14, 17 and 66, Education (Stand Down, Suspension, Exclusion and Expulsion) Rules 1999 (see appendix 1 for full text) にあつて若年層への教育が実施されている。

※この論文は、第三回櫻田会政治研究助成の成果の一部であり、基礎研究部分については日本大学法学部中期研究員としての在外研究の成果の一部である点を記して関係者に心より感謝する。

主要な参考文献・資料

- Australian and New Zealand Ombudsman Association ホームページ。
Ombudsman Annual Report 2010/2011, 2013/14, Office of Ombudsman.
- L. B. Hill, *The Model Ombudsman: Institutionalizing New Zealand's Democratic Experiment*, Princeton University Press
- M Chen, "New Zealand's Ombudsman Legislation" (2010) 40 (4) VUWLR 723.
- B Gilling, *The Ombudsman in New Zealand* (Dunmore Press, Palmerstone North, 1998).
- G Laking, *The Ombudsman in Transition*. (1987) 17 VUWLR.
- G Gunasekara, *Whistle-blowers and the Ombudsman*, *The New Zealand Law Journal*, (2002).
- A Satyanand, *Future Directions for the Ombudsman*, *The New Zealand Law Journal*, (1999).
- A Satyanand, *The Role of Ombudsman and its connection with the control of corruption*, (UNAFI, 2005), RESOURCE MATERIAL SERIES No. 65
- M Chen, *Public Tool Box* (Lexis Nexis, Wellington, 2012), Chapter 15

Richard Shaw, Public Policy in New Zealand, Pearson Education New Zealand.

国立国会図書館調査及び立法考査局「諸外国の憲法事情 ニュージーランド」二〇〇三年。

高橋文利『二一世紀日本の再構築―ニュージーランドに学ぶ』晃洋書房、二〇〇二年。

田中嘉彦「ニュージーランドの議会制度―議会改革の史的展開と政治システムの変容―」レファレンス 平成二四年九月号。

林礼二『オンブズマン制度』岩波書店、二〇〇二年。

平松毅『各国オンブズマンの制度と運用』成文堂、二〇一二年。

フランク・ステイシイ（宇都宮深志ほか監訳）『オンブズマンの制度と機能―世界一〇か国の比較研究（政治科学シリーズ）』東海大学出版会、一九八〇年。

渡邊栄文『初期オンブズマン論』ふくろう出版、二〇〇六年。

自治体国際化協会『オーストラリアとニュージーランドの地方自治』二〇〇四年。

自治体国際化協会「ニュージーランドの概況及び地方行政事情」二〇〇六年。

和田明子『ニュージーランドの市民と政治』明石書店、二〇〇〇年。

和田明子『ニュージーランドの公的部門改革』第一法規株式会社、二〇〇七年。

日本ニュージーランド学会（編集）、東北公益文科大学ニュージーランド研究所（編集）『小さな大国』ニュージーランドの教えるもの―世界と日本を先導した南の理想郷』論創社、二〇一二年。

権力が守る犯罪

船 山 泰 範

一 本稿の目的

さまざまな犯罪の中には、他に比べて顕著に処罰されにくい一群がある。本稿の目的は、刑事制裁が働かない犯罪領域があるのはなぜか、について明らかにすることである。その領域には、後述するように、一定の特色が見受けられる。それが、問題説明の手がかりになるのか、それともデッド・ロックに乗り上げる要因になるのか、今のところはわからない。

筆者がこの点について問題意識を強く抱くに至ったのは、『福島原発、裁かれないでいいのか⁽¹⁾』を執筆する過程であった。刑事制裁が働かない犯罪領域として私が捉えているのは、「権力関係の犯罪」と名付けた一群である。

「権力関係の犯罪」と呼ぶことにしたのは、旧来から言われている「権力犯罪」とは区別する趣旨である。権力犯

罪として捉えてきたもののうち、個別的なものの代表例は、特別公務員暴行陵虐罪（刑一九五条）である。⁽²⁾これは、捜査に当たる警察官が自白追及のために、権力を笠に着て国民（被疑者）に拷問を加えるような場合である。これに対し、権力・関係的・と形容したのは、加害者と被害者の人的関係を見たとき、そこになんらかの意味で他人を強制し服従させる力関係の存在が見受けられると思われるからである。

権力関係的犯罪というイメージを抱くきっかけとなったのは、ある研究会の席上であつた。福島原発に関して刑事制裁をどうするべきかを検討する研究会で、一人の参加者から、「原発」は国策の一環としてなされてきたのだから刑事制裁の対象とするのにふさわしくない、との発言があつた。私は、「お上のすることに文句があるのか。」という声が聴こえてくる錯覚に襲われるとともに、それなら取り組まねばならぬ、と覚悟を新たにしたことであつた。ちなみに、「国策」であることになんら正当性の根拠が見い出せないことはいうまでもない。日本国憲法の前文を見れば、戦争が「政府の行為」によつてなされることが明文で示されている（前文第一段）。日本国憲法の基本姿勢として、「政府」は過ちやすい存在であるという認識があることを忘れてはならない。前文が、国政の「権威は国民に由来」する（前文第一段）というのは、政府が過つてるとき正すのは国民であるという厳肅な宣言である。

ところで、「権力」に関わるとすれば、何としても藤原孝先生の御教授を仰がねばならないところである。⁽³⁾本論文を慎んで藤原先生に献呈し、合わせて御指導を賜りたいと願うものである。

さて、以上のようなことを検討する前に、そもそも、なぜわれわれは刑事制裁を求めるのか、まずは、その点から確認することとする。この前提が確たるものでないと、議論の意味がなくなるからである。なお、この論点については、刑罰を応報と捉えるか教育と捉えるかという伝統的な刑罰の本質論の視点からではなく（むろん、大事ではある

が、刑事司法の機能という観点から考察を加えたい。

二 刑事制裁を求めるのはなぜか

(一) 民主的な社会の実現に役立つ

刑事制裁に期待される機能の第一は、民主的な社会の実現に寄与することである。この点ですぐ思いつく反論は、刑事裁判（制裁）はいつの時代でもあったではないかという批判であるが、ここでわれわれが考える刑事制裁は、罪刑法定主義や、デュー・プロセス、「疑わしきは罰せず」の原則などを備えた現代法に裏打ちされたものである。

民主的な社会は、個人がお互いの人権を尊重し合うことを通して支えられるものである。武力によって支えられているのでないところに偉大な価値がある。また、お互いに尊重し合うところに平等原則の基礎が見い出される。犯罪は、民主的な社会に亀裂を生じさせ、社会の結びつきを弱めるものである。そうであるとすれば、犯罪に対して適正に刑事制裁を加えることは、民主的な社会にとって不可欠な装置ということになり、正義の実現を図る意味があることになる。この点について、刑法（刑罰）の社会統合機能と呼ばれる。

個人がお互いの人権を尊重し合う社会において、犯罪として捉えられる現象の中核は、おのずから、個人的法益に対する罪ということになる。この点で、刑法に国家的法益の保護を任せた第二次世界大戦前の刑法と、個人の尊重を第一義とする戦後の刑法では、大きな価値転換があったことを確認しておく必要がある。その意味において、民主主義の意識が十分に浸透していない時期の最高裁判例には再検討を必要とするものが少なからずあることを指摘しておかねばならない。

（二）多様な制裁（保護を含む）を活用する契機となる

犯罪や非行に対して、現行法制は多様な方策を用意している。再犯予防が重要な課題となっている今日、もはや刑罰一辺倒の時代は過去のものになりつつある。では、多様な方策に出会う扉を開くのは何か。それが、刑事制裁を求める働きかけである。単純な例でいえば、親告罪については、被害者による告訴（刑訴二三〇条）がなければ捜査当局は捜査を開始しない。

犯罪や非行に対する多様な方策とは何か。代表的なものをいくつか採り上げてみよう。刑事制裁を求めることがどんな意味をもつかに関わることである。

ア、一年間に有期懲役が確定する数は、全国で約五万三千人であるが、そのうち、五五・九パーセントは執行猶予を受ける。^⑥ 執行猶予の割合が多いということは、有罪者の犯罪傾向が進んでいない場合に裁判所が恩情を示すということとどまらず、本人の更生のために社会内処遇が有効であるという積極的な意図に基づくものである。なお、後者の点に関しては、いったん刑務所に入ると、仮に本人が相当な更生意欲をもって出所しても、「刑務所帰り」というレッテルを貼って排除しようとする「世間」^⑦ に対する刑事政策的配慮も働いているにちがいない。

イ、右に述べた執行猶予判決の約一〇パーセントについては、社会内処遇を実効あらしめるために保護観察が付けられている。^⑧ 保護観察が付くと、民間の篤志家である保護司に定期的に会って生活面での指導監督を受けられるし、就職に関しても有益な援助を受ける機会が増える。住居の確保や就職の援助などの補導援護もなされている。

ウ、懲役の実刑を受けた場合でも、改悛の状が認められるときは、仮釈放という形で、早めの社会復帰が可能となる。仮釈放の場合、必ず保護観察の処遇を受けるので、満期の期日までの間に就職を見つけ易い。平成二八年六月ま

では導入される刑の一部の執行猶予（刑二七条の二）は、いわば仮釈放を刑の執行の前に約束するのと同じことであり、就職のあてもなく施設から放り出す処分である満期釈放が、受刑者にとっていかに酷なものであるかを物語っているといえよう。

エ、非行少年の多くは、親から虐待を受けていたことなどが指摘され、矯正より保護が必要とされている。少年に對して用意されている少年院・児童自立施設への収容、少年鑑別所、試験観察などの諸施策は、少年審判のルートに乗ってこそ、保護に結びつく処遇を受けられるのである。

オ、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、刑罰ではなく、継続的かつ適切な医療を受けさせるために心神喪失医療観察法による処遇を受けさせるためにも、刑事制裁のルートに乗った方がよい⁽¹⁰⁾。検察官は、殺人等を行った被疑者を不起訴処分にする場合、地方裁判所に申し立てをすることが義務づけられている（同法三三条一項）。

（三）行為者に反省の契機を与える

人間が自分の行為を心から反省することは、更生のための第一の要諦といわねばならない。ただし、心からの反省が何によって齎されるかは人さまざまであろうし、また、外形から判断できることではない。たとえば、交通犯罪を犯した受刑者が「贖いの碑」⁽¹¹⁾の前で頭を垂れたりしても、そのみで反省のきっかけになるものでもないであろう。

しかしながら、刑事司法のすべての過程が行為者の反省のきっかけとなることを企図しているし、その中でも特に、刑事裁判が枢要な位置を占めていることは疑いがない。被告人質問や最終陳述は、被告人が公けの場面で反省の弁を述べる重要な場を提供している。

非行少年が少年審判によって保護処分として児童自立支援施設に収容されることは、少年に反省の環境を用意する

ものといえる。留岡幸助が創立した北海道家庭学校の校長を長く勤められた谷昌恒先生によると、家庭学校に来たばかりの子ども達は荒んだ生活そのものの風貌をしているが、落ちついた家庭学校の日々の中で、ようやく自分を取り戻すという。それを待たずに、少年という人格の外から声をかけても、少年の心に響くことはないという。その理由を、谷先生は、「心の扉には外側には把っ手が付いていないからだ」と述べられている^⑫。

（四）犯罪被害者にとっては、幸福追求権の一つの主張

刑事制裁を求めるのは、犯罪被害者にとっては、幸福追求権という、憲法上認められた権利の一つといえよう。犯罪被害者とその家族にとっては、犯罪者が刑事裁判によつて裁かれ、刑罰を受けることを期待するのは当然のことと思われてきただけに、被害者の権利について憲法上の根拠は必ずしも明確でなかった。その点に関して、私は、憲法一三条の幸福追求権こそ、その根拠規定にふさわしいと考える。

幸福追求という言葉とは裏腹に、この権利が主張されるのは、現在の不幸な状態を脱したい、何とか通常の状態に戻りたい、という心情からのものである。犯罪被害を受けること自体が社会生活上の不幸であるのに、わが国では、マスコミによる執拗な取材を受けたり、被害を受ける側にも落度があると世間から非難されるなど、二次・三次の被害を受ける実情がある。それらから脱却したいと願うのは人間の当然の権利であり、それを幸福追求権と呼んでいるのである。その意味において、自分が受けた犯罪被害を惹起した者を知り、惹起した理由を詳らかにしてほしいとの気持が、刑事裁判を求める権利として位置づけられるのである。

以上のような四つの機能を有する刑事制裁が実現されれば、全体として、人間の尊厳が実現されることになり、日

本国憲法の目標を達成することになる。したがって、犯罪がなされながら、それに対する刑事制裁がきちんとなされないことは、民主的な社会にとって由々しき事態といふべきである。

三 「権力関係の犯罪」に刑事制裁は消極的

(一) 権力関係の犯罪の仮説

刑事制裁が科されにくい犯罪現象を考察するとき、私の仮説は、それが権力関係の犯罪だからというところに帰着する。

私が権力関係の犯罪として取り上げるべきと考えているのは、①原発事故を代表とする大規模過失犯罪^⑬、②強姦罪・強制わいせつ罪などの性犯罪^⑭、③冤罪である。

ここに掲げた三つの領域は、通常、相互に関係性が見られるものではない。ところで、犯罪現象として見るとき、いずれも加害者と被害者の間に権力関係が成り立つと思われる。

ここで、法律学者が「権力」という言葉を使うとき、どうせいかげんな概念設定に基づいているに違いない、と疑われると危惧される。そこで、そうではないとする回避措置を講じておくこととする。

H・D・ラスウェルは、『権力と人間^⑮』の中で、権力を定義して、「もし重大な価値剥奪（周囲の事情を熟知している共同社会の相当多数のひとびとによって重大と解されている価値剥奪）の期待を伴う関係なら、それが何であろうと権力とみなすにやぶさかではない。」と述べている。^⑯この説に依拠して論をすすめる。

この観点から三つの領域を検討してみよう。①では、政府・巨大企業が加害者であり、国民（消費者）が被害者で

ある。政府が国民との関係で、権力関係にあることは言うまでもない。電力会社・鉄道会社は消費者にとって相手を選べない権力関係にある。ちなみに、日本国憲法前文によると、「国政」における「その権力は国民の代表者がこれを行使」（前文第一段）すると、代表民主主義の方式を採ることを宣明している。ただし、今日の現実政治を見ると、集団的自衛権行使の危険な道を歩もうとしており、国政の権威が「国民に由来」することが忘れ去られている。②では、いわゆる強姦神話¹⁷が蔓延しているように、男性優位社会であることが、男性と女性が権力関係にあることを示している。モデル業界・テレビ業界などで、プロになりたいなら性交渉に応ずるのは当然としてプロデューサーの男性が迫る弊風があるのはその一例である。③では、裁判所・検察庁・警察が国民との関係で権力関係にある。捜査当局は、人が犯罪者であることを「疑うに足りる相当な理由があるとき」は、強制的に身柄を拘束できるのである（刑訴一九九条）。これこそ、権力というものの一側面を如実に表現しているといえる。さらに、被告人が無罪であることが再審裁判によって証明されたとしても、捜査や裁判に関わった誰もが制裁を受けるわけではないところに、刑事司法の権力者の鉄面皮さが現われている¹⁸。

さて、問題の焦点は、本稿の目的において述べたように、これらの領域では、「なぜ」（why）刑事制裁が働かないかの解明にあるが、その前に、「どのようか」（how）刑事制裁が働きのいか、を見ておくことにしよう。

（二）付審判請求制度で体験してきたこと

ここでは、すでに刑事制裁の働きにくいことが明々白々たる事実として提示されている隣接領域を垣間見る。それは、前述した、権力犯罪そのものである特別公務員暴行陵虐罪などと、それに対する控制手段として用意されている付審判請求制度の運用に示されている。

付審判請求制度は、公務員による職権濫用等の犯罪について告訴または告発をした者が、不起訴処分に対する不服があるときは、事件を裁判所の審判に付するよう管轄地方裁判所に請求することを認めるものである（刑訴二六二条～二六九条）。準起訴手続制度とも呼ばれる。検事の不起訴処分に対する不服申立てという形を通して、特別公務員暴行陵虐罪などを白日の下に晒そうとする趣旨と解することもできる。もちろん、その狙いは、そのことを通して拷問が少なくなることを期待するところにあるが、あわせて権力犯罪による被害を受けた被害者の支援という目的もある。かくして、法制度としては、拷問を例にすると、(i)憲法が絶対に禁じ（憲三六条）、(ii)刑法が犯罪として取り上げ（刑一九五条）、(iii)さらに、刑事手続上も確実に起訴がされるよう担保規定が置かれ（刑訴二六二条）、十分に整備されているのである。

しかるに、拷問は跡を絶たない。その原因を探てみると、自白偏重の捜査手続の改善に時間がかかっているという捜査上の課題が根本にあるとともに、付審判請求制度の運用に問題があることが指摘できる。後者について、統計上の数値をみると、現行刑事訴訟法施行後の昭和二四年から平成二五年までの間に付審判決定があり、公訴の提起があったとみなされた事件の裁判が確定した者の人員は二人であり、九人が有罪（自由刑八人、罰金刑一人）、一二人が無罪（免訴を含む）を言い渡されている¹⁹。この間に付審判請求をした数が約二万三千人といわれていることを考えると、請求認容数はあまりにも少なすぎるというべきであろう。裁判所の判断によると、九九・九一パーセントの国民が嘘つきということになってしまう。

拷問の例を用いて、刑事制裁が働かない理由を分析してみよう。第一に、拷問をするのは警察官や検察官であり、起訴をする立場にある検察官は、仲間意識からどうしても起訴には消極的になる。しかも、拷問をする捜査官は、人

権意識は別として、どちらかという職務熱心な捜査官であるため、起訴猶予に傾斜した不起訴処分になる。第二に、付審判請求をされた裁判官にも、検察官とは異なるという一つも、一種の仲間意識が働きやすい。そもそも裁判官と検察官には一緒に仕事をしているという意識が形成される素地がある。一例をあげれば、地方裁判所の刑事第何部に対応する地方検察庁の部署がある。同じ裁判官と検察官が同一の法廷で、半年ないし一年、仕事をするという関係があるのである。第三に、付審判請求された裁判所は、合議体の構成員に事実の取調をさせたり、検察官から送付された捜査記録を用いて取調をするのであるが、検察官から送られてきた資料は、全体として検察官が不起訴の心証を抱いたものであるから、その中から起訴を導き出す証拠を紡ぎ出すのは容易ではない。

このように、権力犯罪に関して刑事制裁が働きにくいことは明らかになったと思う。

そして、刑事司法に対する民意の反映が中途半端なことの批判を受けて、裁判員制度の導入と同時に、不当な不起訴処分に対する立法的手当てがなされたのが、検察審査会制度の充実であった。すなわち、それまでは、検察審査会による起訴相当の議決があっても、それに対して地方検察庁の長である検事正が応じなければ不起訴のままにとどまったが、今次の改正は、二回起訴相当の議決がなされると（二回目⁽²⁰⁾は起訴議決と呼ばれる）、必ず起訴されることになる（検審四一条の一〇）という強制起訴制度が導入されることになったのである。しかも、付審判制度と強制起訴は二者択一の関係にあるわけではないから（刑訴二六七条の二、検審四一条の一二）、付審判請求が裁判所によって認められなかったときは、被害者は強制起訴を目指せばよいのである。

検察審査会が二回起訴相当議決をすると強制起訴になるという立法は、検察官の不起訴処分に対する対抗手段としては決定的手段というべきである。それがいかに決定打であったかは、起訴相当議決が出て、検事正が蹴ったため、

検察審査会に二度目の申立⁽²¹⁾がなされたとき、二度目の起訴相当議決が出る前に、検察庁が意を翻して起訴することになった事例が現われたことでもわかる。むろん、これから述べるように、これで一件落着というわけではないが、民意の反映のしかたとしては、十分な制度的保障といえるだろう。

しかし、刑事制裁が働きにくい領域の課題は、検察官による起訴の困難さだけの問題ではない。起訴がなされても、裁判において有罪に辿りつくとは限らないからである。

そこで、次に、個々の領域の課題を検討し、しかる後に、権力的関係の犯罪を総体として捉え直してみることしよう。

(三) 大規模過失犯罪が処罰されないわけ

大規模過失犯罪の中で、東京電力の福島原発による被害に関して刑事上の過失責任が問われていないことに象徴されるように、いくつもの過失犯罪が不問に付されたままである。

私は、『福島原発、裁かれないでいいのか』の中で、その理由について、検察当局が、過失犯に関して具体的予見可能性説を採ることによって、東京電力の責任者に未知の危険について予見可能性がないから、結果回避措置をとらなかつたとしても過失責任を問われないで済む法理を用意したためだ、と解説した⁽²²⁾。たしかに法理論としてはなりたちうる法理の一つであり、法解釈論上の立場の違いが結論の違いに現われているともいえる。

しかし、問題の本質は別のところにあるのではないか。なぜ、検察は、十分な捜査もしないで結論を導き出しているかということである。

検察は、個々の国民の犯した犯罪に関しては、徹底的に強制捜査をして、あたかもその人の犯罪的傾向まで踏み込

もうとさえする。それに対して、福島原発に関しては一度も強制捜査をしていない。したがって、東電の社長などの幹部が、震災のどのくらい前に、どの程度の地震・津波が襲ってくると予見して予防策をとるべきだと認識したかについて、詳細なデータを把握していないのである。予想される津波の高さについては、推本予測のデータを基にした東電内の予測でさえ、いったんは一五・七メートルという波高が算出されているのである。²³にもかかわらず、どのような理由で、あえて土木学会をして五・七メートルの数値を出させ、「安心」した素振りをしていたのか。私などは、わざわざそのように低めに設定することによって、防災のためにやるべき措置をやらないうで済むようにしたのではないかと、と憶測をする。それを裏付ける内部資料があるのではないか。

福島原発事故の構造は、東電の幹部が、自然災害やヒューマン・エラーがありうることを予測して、そのような場合も破局的な事故にならないように管理すべき注意義務を怠った不作為による過失犯罪である。社長をはじめとする回避措置をとることのできた幹部は過失の共同正犯である。²⁴しかも、回避措置はいくつも用意できたはずである。大型防波堤にたよらず、冷却用電力を保持するための施設の水密化、ダムや屋上プールなどによる水の確保など、万が一を考えた方法・対策はとりえたはずである。むしろ、それをさせなかったのは、自分達がつくった安全神話に自分達で嵌まってしまつて、転ばぬ先の杖を捨ててきてしまつたからではないのか。でも、仮にそうであるとすれば、それらの点を掘り起こして、同じ過ちをくり返さないようにしようではないか。福島原発について刑事責任を明らかにすべきとする立場は、誰かを獄に繋ぐことを意図しているわけではない。原因が解明され、不作為の実態が明らかになるなら、責任者についての刑責は執行猶予でかまわないのである。

以上の検討の口吻でも明らかのように、福島原発の刑事責任を問うことは、原発政策に対する反対ではない。原発

政策を勧めるなら、国民の生命の安全を考えるべきだという視点から回避措置の必要性を示しているにすぎないのである。その意味で、われわれの危惧感説を原発反対として捉えて、あたかも危険思想のように扱うとすれば、お門違いも甚だしいと批判しなければならない。権力者側が本当に心配ないというならば、危惧感説の立場に立つても安全なのだと言っただけのことをすればよいではないか、と思う。もともと安全な原発などありえないと居直るならば、私は原発反対である。

(四) 性犯罪が刑事制裁を受けにくい理由

性犯罪が刑事制裁を受けにくい理由としては、以下のいくつかの事柄が相乗作用を有するからだと思う。

ア、裁判における事実認定に関して、いわゆるジェンダー・バイアス（性別による社会的・文化的役割に関する偏見）がかかっているため、被害者の女性に対する不利な判断が示されている⁽²⁵⁾。そのため、本来、性犯罪として問われるべき事跡が省かれる⁽²⁶⁾。とくに最高裁判所がそのような立場に立っているため、刑事司法全体に対する影響が大きく、改革が必要である。

性犯罪の事実認定が適正になされているか疑問のある裁判例は、電車内における痴漢事件に関して、最高裁が、一審・控訴審の有罪判決を覆して、無罪を言い渡した平成二十一年の最高裁判決である（最判平二一・四・一四刑集六三・四・二三二）。

事実認定に関して困難を極めることになったのは、公訴事実を基礎づける証拠としては、強制わいせつの被害を受けた一七歳の女子高校生（A）の供述があるのみであって、物的証拠等の客観的証拠が存しないためであった。そうであるとすれば、判決がいうように、Aの供述の信用性判断を特に慎重に行う必要があることには異論がない。

ところが、判決は、次のような三つの点を根拠としてAの供述の信用性に疑いがあるとする。すなわち、(1) Aが述べる前半の痴漢被害は、相当に執ようかつ強度なものであるにもかかわらず、Aは、車内で積極的な回避行動を執っていないこと、(2) そのことと、Aは、電車が下北沢駅に着く直前、左手で被告人のネクタイをつかみ、「電車おりましよう。」と声を掛け、電車が止まってドアからホームに押し出されると、その場にいた駅長に、「この人痴漢です。」と訴えるという積極的な糾弾行為とは必ずしもそぐわないように思われること、(3) Aが、成城学園前駅でいったん下車しながら、車両を替えることなく、再び被告人のそばに乗車しているのは不自然であること、である。

本判決は、原判決の認定が認められない理由として、それが、「論理則、経験則等に照らして不合理」であるとする。第三小法廷は、あらためて被害者の証人尋問をするなどの異例の証拠調べをしているわけではないから、私も、論理則、経験則をもとに、Aの行為について考えてみよう。

(1) 痴漢の被害者が被害を受けても直ちに抵抗や逮捕などに踏み切らないのには、いくつかの理由がある。突然の被害に遭遇して凍り付いてしまい、身体が動かなくなることがある。²⁷ また、嫌悪感や報復感情が生じて、一方で、急に声を出してナイフで刺されるなど生命への危険を感じることもある。 (2) 被害者としては、わいせつ行為がエスカレートすることに伴い、怒りも高まり、また、位置関係などから犯人であると確信するに至って、積極的行為に転ずることは、矛盾するものではない。 (3) 成城学園前駅で一旦下車したAが、加害者を見失い、再び気づいたものの、後ろから押し込まれ、別のドアに移動することなくそのまま乗車したという原判決の認定を考慮せず、多数意見が不自然と断ずるのは、裁判官がラッシュアワー時のホームでの雑踏の現実を知らないという、一般国民との経験則の乖離に気づかないことを露呈するとともに、女子高校生が、通学に遅刻気味のため、次の電車にするわけにはいかないこと

いう被害者の心理状況に対する配慮のなさがある。

このように、本判決における多数意見の判断には、満員電車の中でしつこい痴漢被害を受けている女性に対する憐憫の情のかけらもなく、かえって、男性優位社会の偏見を論理則、経験則と名づけてねじ伏せようとする姿勢が見受けられる。別の言い方をすれば、ジェンダーに関するバイアスによって支えられた誤った法理に基づく理屈ということになる。

イ、条文の解釈に関して、判例が暴行・脅迫の意義を縮小して解釈することによって、処罰範囲を狭めているため、刑事制裁が働きにくい。

確立された従来の最高裁判例は、強姦罪が規定する暴行・脅迫の程度について、「相手方の抵抗を著しく困難ならしめる程度のも」とされてきた（最判昭二四・五・一〇刑集三・六・七一）。それより低い程度の暴行・脅迫によるときは、犯罪を構成しないことになる。

条文では、単に「暴行・脅迫」としか書かれておらず、学説では、「大小・強弱を問わない」とする見解があるのにかかわらず、従来の判例が高い程度の暴行・脅迫を要件としていたのはなぜか。その根拠として、姦淫は強姦・和姦を問わず多少の有形力の行使を伴うことから、区別の基準を設ける必要があることや、ささいな暴行・脅迫に屈する貞操は本罪による保護に値しないことなどの理由づけがなされていた。しかし、これらの見解は、通常の性行為に対する偏見に充ちているし、被害を受ける女性が抱く恐怖心などについて思いやることのない無理解な見解である。特に後者の見解は、旧来、男性のために都合のよい使われ方をされてきた「貞操」観念に裏打ちされたものであり、女性蔑視の見解と批判されても致し方ないであろう。

ウ、立法上の課題として、性犯罪の実態に即して規定が整備されないかぎり、被害者の処罰感情と処罰の現状とは離れるばかりである。この問題の前提として、性犯罪に関するわが国の立法は、女性に参政権が与えられていない時代になされたものであることを確認しておく必要がある。以下のいくつかの点を押さえておく必要がある。

a、犯罪例として多く、放置できないものとして、痴漢を都道府県条例（迷惑防止条例）に任せておくのではなく、刑法典上に規定していく必要がある。

b、強姦罪・強制わいせつ罪の要件として、「暴行・脅迫」を規定しておく必要があるか。立法的には、不同意による姦淫を強姦罪とすべきである。

（五） 冤罪は、刑事司法の機能不全である

冤罪をどうして権力関係的犯罪に含めるかという点、今日、刑事司法という権力作用には、冤罪を防止するため、いくつもの装置があるのに、なかなか撲滅できないからである。しかも、冤罪の被害者である国民と刑事司法のための機関の関係は、典型的な権力関係といえる。そもそも三審制は、別の裁判所によって判断させることによって誤判を避けようとするものである。また、再審請求とそれに基づく再審裁判は、もっぱら冤罪防止を企図したものである（刑訴四三五条）。

冤罪は、刑事司法のすべての過程に要因を有している。(イ)捜査過程では、初動捜査のミスや偏見が要因となる。(ロ)検察官が誰に真の刑事責任があるかを見極める能力を有していなかったり、争点に関する学説について広い視野を有していなかったりする。(ハ)裁判官が、誤った捜査を見抜く力がないこともある。(ニ)再審請求において、裁判官が先輩裁判官の判断に遠慮することもある。(ホ)弁護人も緊張感をもって対処する必要がある。

冤罪は、右の要素が累積して発生するものといえる。しかも、それぞれの要素が脈絡を持っているのである。たとえば、偏見捜査があつても、裁判において真実を見抜くことができたならば、誤判を招くことはなかったはずである。しかも、刑事司法が機能していないために冤罪問題が生じているのに、再審で無罪になつても、司法関係者の誰も責任を問われることはないという無責任ぶりは解消されていない。また、再審裁判が無罪になつた場合、冤罪被害者が国家賠償請求をしてそれが認められたとしても、関わった警察官・検察官はなんら痛痒を感じることがない。

ちなみに、右の(ロ)の検察官の誤りの中には、刑法理論上の誤りから冤罪となつているものもあるのである。たとえば、自動車を運転していたBが、過失によつて通行人Dと衝突し、その身体を自動車の屋根にはね上げたまま気づかずに運転していたところ、同乗者CがDを引きずり降ろし、Dが死亡した。死因となつた頭部負傷が自動車との衝突の際に生じたものか、路上に転落した際に生じたものか、確定しがたいとする。この場合、Bの過失行為からDの死の結果が発生することは、経験上当然予想しうるところではないから、その間に因果関係を認めることはできないのである。⁽²⁸⁾ Bは、業務上過失致傷罪にはなるとしても、致死罪にはならない(最決昭四二・一〇・二四刑集二一・八・一一一六)。検察官が致死として起訴したのは、一種の冤罪なのである。このような理論上の誤りによる冤罪もあることを注意したい。ここで述べた因果関係のほか、期待可能性などの理論は、実は、検察官の理論的誤りから被告人を救済するために編み出された理論と言つてよいのである。たとえば、期待可能性の考え方を受けて、船長に対し軽い罰金刑を選択した第五柏島丸事件(大判昭八・一一・二二刑集二二・二〇七二)では、本来起訴されるべきは、危険を察知しながら多数の乗客を乗せるよう命令していた雇主の方だったのである。

四 「権力関係的犯罪」の構造と対処方法

（一）権力は二重に作用する

三章では、権力関係的犯罪の三つの領域について、howとwhyを綯い交ぜにして検証する結果となった（これは、これまでの研究の深さの違いの反映である）。この検証を通して、三つの領域に共通する特色が浮かび上ってきたと思う。それは、次の通りである。

加害者と被害者の間に権力関係がある場合、第一に、加害者は被害者に対して、権力関係を介して犯罪を惹き起こしていることである。

①では、電力会社が、原発のメルト・ダウンなどが発生しないように、適切な回避措置をとるべき立場にあるのに、回避措置をとらず、かつ訓練などをしていなかったために、地元住民と一般国民に甚大な被害を与えたものである。国民個々人では効果的な対処方法はとり得ず、一方、電力会社がやろうとすれば回避措置ができたところに、権力関係があるといえる。

その点では、森永ドライ・ミルク砒素中毒事件の判決の法理が、大規模過失犯罪の防止に役立てられなかったことが悔やまれる。差戻後の徳島地裁判決では、中毒事件を防止するために、消費者は防止方法がなかったが、食品製造会社は、出荷前の製品検査などによって容易に結果発生を防止できたはずだ、と述べている。²⁹ちなみに、権力関係的犯罪は、このように立場を替えることができないという、被害者側の弱点が存在することに注意を向けたい。この事件では、具合が悪くなった乳児に、母親が、ミルクが足りないからだと思って、砒素入りミルクを与え続けたという

悲劇があつたのである。⁽³⁰⁾

②では、男女の間に、力の強弱、会社の上司と部下、金銭の負担などが介在して権力関係が厳然として存在する。この点は、被害者と加害者（被疑者）との関係についての犯罪統計において、強姦罪では「面識あり」が四五・三パーセントを占めているところから、立場の強弱が犯罪の背景にあることが読み取れるのである。⁽³¹⁾

③では、犯罪捜査にあたる警察・検察が、端から容疑者の言い分に耳を貸さない体質を有しているし、犯罪傾向に関する捜査側の偏狭さが、初動捜査を誤らしめている。たとえば、袴田事件では、ボクサーくずれは兇悪なことをするという偏見が、事件の性質をまちがって捉えることに寄与しているのである。松本サリン事件では、妻が被害を受けている第一発見者に疑惑を抱いた捜査幹部が、捜査本部の中の別の視点を持つ捜査員に対し、「そんな奴は去れ」というパワハラ発言で脅し、複数の可能性の中からの絞りを絞込みという捜査の基本を封殺してしまったのである。あげくの果て、翌年三月の地下鉄サリン事件を招来することにもつながってしまったのである。捜査権力は、被疑者に対する関係ばかりでなく、捜査当局の中でも圧倒的な力を有し、冤罪惹起に結びついている。また、裁判官は、わが国の無罪率の低さや検察官への誤った信頼にだまされて、真実を見極める力が弱い。在任中は有能と評判の高かった元裁判官が、私に、「無罪判決を言い渡すときに勇気が必要であつた」と語ったことがあり、十分に語らせるため、あえて異論を挟まなかったものの、冤罪を生まないように心がけると意識の欠如に愕然としたことがあつた。「十人の有罪者を逃がすことがあつても、一人の無辜を罰するな」というイギリスの格言が裁判官の胸中に去来しなかったものとみえる。

第二の特色は、加害者と被害者の間に権力関係がある場合、刑事司法に関わる機関や人々が、司法的運用に関して、

加害者に有利に、あるいは被害者に不利に働くということである。

①では、たとえば福島原発事故に関して、東京地検の検察官は、多くの国民から告訴・告発を受けながら、自分の出世を考えたのか、検察上層部の意向を受けたのかわからないが、東京電力側に対する積極的証拠収集活動をしていないのである。あるいは、これは、仮に起訴したとしても無罪が出ると思って、そのときの責任を回避する意図によるものであろうか。ここで、私は、ラスウェルが、「もつと根本的な『官僚』の特徴（繁文縟礼よりも）は責任の回避である。」³³と述べていたことに気がついた。ある元検察官は、かつて検察審査会法の改正によって導入された強制起訴制度について、検察では反感が強かったが、現在では、通常の場合は、これまで通り、検察は慎重な起訴基準をもって対処するが、強制起訴が問題となる事例については、一般国民の基準によって起訴されても構わない、と述べている。これは、聞きようによつては、検察も物分かりがよくなったと見ることができるが、実態は、正義を希求するはずの検察が、国策に関わることには、故郷を奪われた国民の切実な願いを無視するという責任回避行動をとっているといわざるを得ない。

②では、性犯罪の捜査に関して、捜査官の捜査のあり方が、加害者にとって有利に働いている場合が散見される。前述の平成二一年の最高裁判決に関しては、客観的証拠がないために、被害者の女子高校生の証言が信用できるかに焦点が絞られたが、被疑者の手指の鑑定について、証拠の保全が十分に図られていたのか、疑問がある。

③では、捜査段階における誤った捜査とともに、それを見抜けない裁判に問題がある。特に、後者については、白鳥事件の再審請求に関して、最高裁判所が、裁判が確定した場合でも、再審請求においては、「疑わしきは確定力の利益に」ではなく、「疑わしきは被告人の利益に」の原則によらねばならないと刑事裁判の鉄則を宣明したにもか

わらず、この原則は十分に浸透しているとはいえない。

さて、大事なことは、権力関係が認められる場合、①加害者は被害者に対して、権力関係を介して犯罪を惹き起こしているということと、②刑事司法に関わる機関や人々が、司法的運用に関して、加害者に有利に働くということの二つの特色が、二つとも働くことから、被害を惹起しながら、刑事制裁が働きにくい、ということである。つまり、権力関係的犯罪に関して、「権力は二重に作用する」ということである。

権力関係が、刑事制裁の働かない方向で二重に作用するということを、③の場合を用いて示すこととする。強盗殺人事件である財田川事件において、被告人が犯人とされた決め手は、被告人が、犯人しか知らないと思われる「二度突き」の事実を説明した、捜査段階の自白調書の存在である。被告人には死刑判決が確定していたが、再審請求審で次のようなことが明らかになったのである。³⁶ 実は、事件の取調べにあたった警察官の一人が、被害者の遺体の解剖に立会っていて、二度突きの事実を知っていたというのである。そこで、その警察官は、被疑者の供述を二度突き事件として誘導していったのである。このように、取調べにあたった捜査官が、一般には知られていなかったことを証拠の中に織り込めば、被告人を犯人に仕立てることができるのである。二度突きの供述は、秘密の暴露ではなかったのである。すなわち、財田川事件では、①捜査官が被疑者の供述を通して違法に証拠を作成し、②裁判所が三審制という慎重な審査機構があるにもかかわらず、真相を解明できなかったため、一個の冤罪事件が完成したのである。

以上において、本稿の目的である、刑事制裁が働かない領域の犯罪に関して、働かない理由、そのしくみは明らかになった。したがって、ここで本稿を閉じてもよいのであるが、もう一步進めて、刑事制裁が働くためにはどうした

らよいかにについても、管見を述べてみよう。

（二）権力関係的犯罪に刑事制裁を働かす

ここまでで、刑事制裁が働かない三つの領域を観察して、権力関係的犯罪として捉え、働かない理由として、それらには権力が二重に作用するからだと分析してきた。そのことから、刑事制裁を働かせるためにはどうしたらよいのかについても、若干の提案ができると思う。

第一に、加害者と被害者の間の権力関係を崩すことである。①・②・③の領域の中で、それが可能なものがあるだろうか。極めて困難ではあるが、②の性犯罪の領域については、それに対する取り組みがなされつつあるといえよう。自然的な性の区別以外の社会的・文化的な差別は許されないとするジェンダーという取り組みが、まさにそれである。第二に、権力関係そのものは崩せないとしても、刑事司法上の働きに変化は加えられないものであろうか。①の領域に属する福島原発事故について、私共が拙著の中で、過失犯の理解のしかたを変えれば十分刑事責任を問えるはずだと論じたのは、その取り組みの一端である。しかも、過失犯の捉え方について、私の提唱したように、回避措置重心説を基軸とするのは、われわれの日常生活上の規範そのものなのである。②については、平成二年最高裁判決の理由づけ（被害者がうそつき）が、ジェンダー・バイアスに毒された誤った法理であることを指摘していくことである。最高裁判所はこれまでいくつも大きな誤りをくり返してきたが、その中でも、一級品の誤りであるといつてよい。最高裁判所は、とくに差別問題には弱いようである。たとえば、最終的には気づいて改めることになったが、尊属殺重罰規定については、かつて、一三対二で合憲としていたのである。³⁹⁾

③に関しては、私は希望を持っている。刑事裁判に新しい風を吹き込まないと腐ってしまうから、市民参加の道を

つけるべきだとかねがね思っていたので、裁判員裁判の導入については、基本的に賛成の意向を示してきた。それと共に、制度理解を図るために、施行の前から、裁判員裁判の方式による模擬裁判を公開で行なってきた。施行後七年目を迎えて、制度は定着しつつあると評価している。しかし、その中で、一番心配であったのは、「疑わしきは被告人の利益に」の原則が、きちんと適用されるかの問題である。私の観察では、「疑わしきは被告人の利益に」の原則については、国民の法知識にはなっているものの、心の中では納得していないのではないかと推量していたからである。なんといっても、わが国では、「人を見たら泥棒と思え」という格言がいまだに通用しているし、誰かが警察に逮捕されてマスコミに載れば、マスコミ法廷の審判結果をそのまま受け容れてしまう風潮が根強いからである。ところが、裁判員裁判の後の裁判員による記者会見の中で、事実認定が争われるとき、自分は「疑わしきは被告人の利益に」の原則に従って判断したという発言がたびたび出るようになったのである。私の評価は当て推量であったのか、それとも、国民の法意識に変化が生じつつあるのか、今のところ定かでないが、後者であるとすれば、裁判員裁判の導入が変化の契機となったと考えたい。すなわち、捜査の一部可視化⁴⁰などによって、誤った捜査は減少する方向に向かうとしても、依然として冤罪たる起訴事件はあるだろう。ただ、その時に、裁判員裁判では、「疑わしきは被告人の利益に」の法理に基づいて、チェックができるのではなからうか。ただし、そのためには、国民自身が不断に、刑事裁判は、民主的な社会の実現を目指すものであり、人間の尊厳を守るために、人間自身が作ってきたしくみであることを確認していく必要がある。

五 残された課題

権力関係的犯罪として三つの領域をあげて検討してきたが、まだほかにもありそうである。一つは、学校における暴力やいじめである。教師間におけるパワハラや常態化しつつある体罰の問題は顕在化していない。学校内のいじめが原因となって自殺する例については、教師・学校が、生徒・家庭との関係で権力関係にあること（人質に取られている）が問題解明を困難にしている要因である。今後の課題としておきたい。二つ目は、医療過誤の分野である。この分野については、すでに取り組みがなされているが、医療の壁に阻まれているようである。

それから、もう一つの課題は、四章の最後に触れた点である。国民自身が、いかにしたら刑事裁判の意義について自覚するだろうか、ということである。ここでは、私の取り組みを述べさせて頂くと、模擬裁判を中心に捉えた「法育」^{④③}によって、大学ばかりでなく社会に向けて発信する作業を続けていきたい。民主的な社会の実現のために。

（１） 古川元晴・船山泰範『福島原発、裁かれないでいいのか』（朝日新書、二〇一五年）。

（２） 権力の不法について、個別的なものと集団的なものとを区別して、対処方法を検討したものとして、広中俊雄「権力の不法とその抑制―序論的考察」『広中俊雄著作集 7 法過程・法意識の研究』（創文社、二〇〇四年）三四四頁以下がある（なお、本論文の初出は一九七〇年）。

（３） 藤原孝「サン・シモンの『政治』概念」鵜澤義行博士古稀記念『政治学をめぐる諸問題』（日本大学法学部、一九九〇年）一六一頁。

（４） 言葉としては、刑事規制、刑事裁判と置き換えてもよい。要は、犯罪として刑事司法のシステムにのり、裁かれることで

ある。実刑を受けることを意味しない。

(5) たとえば、死刑を残酷な刑罰ではないとして、合憲と判断した最大判昭二三・三・一二刑集二・三・一九一がある。

(6) 『平成二六年犯罪白書』五〇頁。

(7) 船山泰範「法規範と『世間』の相克」船山編『刑事法入門』（弘文堂、二〇一四年）では、「犯罪者を自分達の社会から排除すれば済むと考えている」のが「世間」の姿勢であると指摘した（四頁）。

(8) 白書・前掲注(6)七七頁。昭和三五年から四五年頃までは保護観察付執行猶予が二〇パーセント近かった。

(9) 法務省調査では、全国の少年院に収容されている少年の五〇・三パーセントが、保護者から児童虐待を受けていたと報告されている（平成一三年八月一〇日、読売新聞朝刊）。

(10) 対象者二八四人については三四六人が不起訴になっている（白書・前掲注(6)一九〇頁）。

(11) 千葉県市原市の交通刑務所の庭にある。

(12) 谷昌恒「私たちは子どもをどんな人間に育てたいのか」暮しの手帖・第二世紀七二号（一九八一年）一八七頁。

(13) 平成一七年四月二五日に起きた福知山線脱線事故、平成一三年七月二一日に起きた明石花火大会歩道橋事故などもこれにあたる。

(14) 犯罪統計によると、一年間の認知件数は、強姦罪が一四〇九件、強制わいせつ罪が七六五四件である（白書・前掲注(6)一一頁）。

(15) H・D・ラスウェル著、永井陽之助訳『権力と人間』（東京創元社、一九五四年）。

(16) ラスウェル・前掲注(15)一六頁。

(17) 後藤弘子「性犯罪」船山編著『ホーンプブック新刑法各論〔改訂三版〕』（北樹出版、二〇一五年）では、典型的な「強姦神話」として、「夜遅く、暗い夜道を、ミニスカートをはいた女性が一人で歩いていたら、見知らぬ男性がやってきて、無理やり彼女を茂みに連れ込み、抵抗する彼女を姦淫する」が掲げられている（八一頁）。

(18) ただし、氷見事件のように、「冤罪の発生に弁護人が重要な一役を買ってしまった」（木谷明「氷見国家賠償等請求事件判

決について」判時二二六一・一八）ものがあることも厳肅に受けとめる必要がある。

（19） 白書・前掲注（6）二〇一頁。

（20） これらの手続的規定は、二つの方法（制度）が並行してなされることがありうることを前提としたものといえる。

（21） 福井厚「犯罪被害者と檢察審査会制度（下）——デュポールの『公序』概念を手掛かりとして——」京女法学七号五五頁以下によると、二〇一一年一月一二日に、米軍の軍属が対向車の一九歳の運転する軽乗用車に正面衝突して少年を即死させた事件につき、那覇地検は、一度目の起訴相当議決の後、二度目の起訴相当議決によることなく、米国の同意を得て、軍属を自動車運転過失致死罪で起訴したそうである。強制起訴制度は、「檢察の訴追の実務にも変化を生み出しつつある」と述べられている（五八頁）。

（22） 古川・前掲注（1）。とくに一一八頁以下。

（23） 古川・前掲注（1）八四頁。

（24） 判例は、過失の共同正犯を認めている（最判昭二八・一・二三刑集七・一・三〇、東京地判平四・一・二三判時一四一九・一三三）。

（25） この点を鋭く指摘したものとして、後藤弘子「最高裁判所の無罪判例の分析と問題提起——なぜ性犯罪無罪判決を歓迎できないか——『性暴力と刑事司法』（信山社、二〇一四年）一〇一頁以下がある。後藤は、「刑事司法においては、性犯罪がジェンダー・バイアスなく評価されることが性犯罪被害者を支援し、最終的には性犯罪を減少させることにつながる。」と述べている（一一八頁）。

（26） 後藤・前掲注（25）一一七頁は、この点を次のように端的に指摘している。「世の中は意に反した性行為で満ちていることを前提に、性犯罪を検討し直す必要がある。」

（27） 人がストレスに遭遇したとき、警告反応期、抵抗期、疲憊期の過程をたどると分析したのがハンス・セリエであり、警告反応期では、「全身抵抗は正常以下に減少する。」としている（ハンス・セリエ著、杉靖三郎ほか訳『現代社会とストレス（原書改訂版）』法政大学出版局、一九八八年、一一五頁―一一六頁）。この理論を性犯罪被害に結びつけて、「凍り付き症候群」

に陥ることを指摘したものと、田中嘉寿子「性犯罪の被害者の供述の信用性に関するあるべき経験則について―防災心理学の知見の応用…正常性バイアスと凍り付き症候群」甲南法務研究第一号（二〇一五年）五七頁以下。

(28) 相当性の判断基準として一般人が採られているので、折衷的相当因果関係説の立場と解される。

(29) 徳島地判昭四八・一一・二八判時七二一・七七。

(30) 事件から六〇年たって、被害者も六〇歳以上となり、障害の重度化が指摘されている（平成二七年六月二三日朝日新聞朝刊）。

(31) 白書・前掲注(6)一九六頁。このほかに四・六パーセントの親族である加害者を加えると四九・九パーセントとなる。

(32) 白書・前掲注(6)五〇頁。平成二五年の裁判確定人員は三六万五二八一人、無罪確定者は一二二人であり、無罪率は〇・〇二パーセントである。

(33) ラスウェル・前掲注(15)一〇六頁。

(34) 大飯原発運転差止請求を容認した福井地裁判決は、福島原発事故を意識して、「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富」であるとしている（福井地判平二六・五・二二裁判所ホームページ・裁判所情報）。

(35) 最決昭五〇・五・二〇刑集二九・五・一七七（白鳥事件）。

(36) 最決昭五一・一〇・一二刑集三〇・九・一六七三。

(37) 船山「過失犯における回避措置重心説」『川端博先生古稀記念論文集（上巻）』（成文堂、二〇一四年）四二一頁以下。

(38) 最大判昭四八・四・四刑集二七・三・二九五。違憲を認めた判決である。

(39) 最大判昭二五・一〇・二五刑集四・一〇・二二二六。

(40) 刑訴規一九八条の四。

(41) 学校教育法一条但書は、「体罰は加えることはできない。」と規定している。

(42) 何を基準として、「いじめ」と判断するかについては、次のような精神科医の表現がわかりやすい。「いじめでないかどうかを見分けるもっとも簡単な基準は、そこに相互性があるかどうかである。……相互性があればよく、なければいじめである」

る。」（中井久夫『アリアドネからの糸』みすず書房、一九九七年、四頁）。

（43） 平野節子「模擬裁判による法育」船山編・前掲注（7）一八五頁以下。

〔付記〕 本稿脱稿後、平成二七年七月三十一日、東京第五検察審査会が福島原発事故について二度目の起訴相当を発表したことにより、強制起訴されることになった。新局面を迎え、私は別稿をもって今後の取組みを展開しようと思う。ここでは議決書の一部を紹介して、敬意を表することとしよう。

回避措置を講じることとはできなかったという主張は、「津波によりひとたび原子力発電所に重大な事故が発生すると、放射性物質の大量排出による周辺地域への放射能汚染を招き、ついには人類の種の保存にも悪影響を及ぼしかねない事態に至ってしまうという事柄の重大さを忘れた、誤った考えに基づくものと言わざるを得ない。」

社会規範を設計する法システム

松 島 雪 江

はじめに

一、従来型法 (Hard Law) による規範遵守

二、従来型法規範とは異なる社会統制様式とその効果

(1) ソフトロー Soft Law

(2) アーキテクチャ Architecture

(3) ナッジ Nudge

三、法的設計の実効性

おわりに

はじめに

「生物の身体は遺伝子の乗り物に過ぎない」というリチャード・ドーキンスの言説は、私たちに大きな衝撃を与えた。⁽¹⁾ 利己的な遺伝子という彼の比喩は、主体の自己決定という近代以降の大前提に疑問を呈することとなった。その後、スーザン・ブラックモアは『ミームマシーンとしての私 (The Meme Machine)⁽²⁾』をものし、社会や文化の形成情報を伝達するいわば道具として人間を位置づけた。彼らの主張は生物としての種の存続や文化の継承という掌の上で、主体的な自我や自由な自己決定を行う個人という近代の構想を嘲笑い、弄んでいるかのようである。他方自然界に目を転じると、利他的とされるミツバチが、目下原因不明の「集団自殺 (蜂軍崩壊症候群 Colony Collapse Disorder)⁽³⁾」を行い、種の存続という最もプリミティブな行動原理さえ放棄するという不可解な現象も見受けられる。⁽⁴⁾ 少なくとも私たちは人間は、自己の価値観に基づいて自己決定を行っていると勝手に考えているだけで、実のところ自由意思など存在しないのであろうか。一九五〇年代にデイヴィット・リースマンが産業社会における人間の特徴を「他者志向型」と名付けてから半世紀以上、⁽⁵⁾ その間に人間意志に基づく自由や自己決定などというものは―他者を志向する、―その意思さえも、自己の意思に基づくものでないのであれば―、ますます怪しくなっている。まるで得体の知れない何者かが、私たちの意思や行動を操っているかのようである。

得体の知れない何者かが意思や行動を牛耳るというのは、なにも今に限った発想ではない。それにはトマス・ホッブズの Leviathan（一六五一年刊）やジョージ・オーウェルの Big Brother（『一九八四年』一九四九年刊）を想起するだけでも十分であろう。前者の場合、主権者に対して自然権を委ねるところにそれが成立するのに対し、後者は Big

Brotherとしての情報しか与えられていない「何者か」により監視され、行動が統制されている様が描かれている。あたかも人が、自己決定とは遠く離れた社会秩序形成システムの中に、それを良しとして自ら飛び込んでいくかのよう。これらの中に見られる自由意思や自己決定は、全く喪失されているか、極めて限定的である。

しかし、これら人間の自由意思や自己決定というものは、近代の、とりわけ法システムを形成する際に、当然の前提とされてきた必要不可欠な要素の一つであった。法律行為の際には意思能力や行為能力の有無が問われるので、意思能力を欠く人の法律行為は無効であり、制限行為能力者には後見人や保佐人が付されることとなる。ほかでもない自分自身の決定であるからこそ、その決定結果に責任が課せられるのであり、その自分自身の決定を行える土壤にこそ、民主主義的な価値の原点が置かれていたのではなからうか。もし、自ら進んで自己決定を行っているようで、それが操作された意思だとしたら、私たちはこの社会をいかに評価することが可能であろうか。

社会をデザインする、といえは聞こえは良いが、ローレンス・レッシングは自己決定の在り方を左右する潜在的な行動規準として、環境管理型権力たるアーキテクチャを挙げている^⑥。例えば駅前のコーヒーショップで、椅子の硬さや高さの調整により客の回転率をコントロールしたり、電車内の座席にちよつとした角度を付けて足を投げ出しにくくし、車内マナー遵守に一役買ったりとすることが、社会デザインとしての環境管理例に挙げられる。レッシングによればこのアーキテクチャは、法や規範（慣習）、市場と並び、人々の行動や社会秩序をコントロールする手段となりうる。その他にも、余りに多過ぎる選択肢の中から「おすすめ」を nudge（そつと突く・押す）する、という手法も現実には多用されている^⑦。健康のために、食堂でサラダや野菜の小鉢などを手の届きやすい最前列に並べ、脂っこいものや砂糖たっぷりのデザートなどを取りにくい場所に配置する、より売りたい商品を目のつきやすい場所に配置する

スーパーの陳列などといった nudge は、もはや至るところで用いられている。主体的選択を行っていると自負する者にとつてはなおさら、自己決定が誘導されたものとは考えたくないであろうから、誘導された自己決定さえ本来の自己決定であるかのように振舞ってしまうことも考えられる。見えないところで私たちは、あたかも自分のものであるかのような顔をした他者の決定を強いられている、とも言えるかも知れない。法のように可視的で比較的管理可能と考えられている作用に対して、このような「見えない権力」「見えないコントロール」の侵食は、ますます拡大しつつある。

ただ、一見可視的で管理可能なはずの法も、果たしてどこまでコントロールできているものかという疑義もある。立法・司法・行政作用は理念的に主権者のコントロール下に置かれているはずであるが、それとは異なる実感を持つ者も少なくないであろう。国民・市民の代表を決める選挙でさえ投票率は年々下がり、その正当性根拠も揺らいでくる。ましてや、その選挙行動さえ、アーキテクチャやナッジの働く余地がある。一体私たちは、何を正当な行為規範とすることが可能なのであろうか。

本稿では、従来型のコントロールとは異なる位相を示すに至った法の一断面を切り取り、そのあり方について検討することを目的とする。従来型の法的コントロールが、法外、もしくは法の周縁にある社会的コントロールの影響を受けつつ、その有り様を変化させていることに着目し、組織の中の規範に突きつけられた問題と可能性とを考察していく。⁽⁸⁾

一、従来型法 (Hard law) による規範遵守

ハードローとは、憲法、法律、命令、政令、省令、規則、条例といった、いわゆる従来から「法規範」として認識されているもので、国家や地方自治体の権力作用を後盾とした強制力をもつ規範である。これは、ある実体的ルールについて、それを強制するための別のルールが成立、それらが結合しているルール⁽⁹⁾ともいえる。国家、地方自治体、企業、個人を対象とし、最終的に裁判所での履行が義務付けられた法的拘束力のある社会的規範ということになる。従来型の法規範においては、刑法での強制規範性はもちろん、民法領域に見られるような任意規範であっても、その実体法に実効性を持たせる仕組みが、手続法によって保証されている。

この種の法規範は、他の社会規範との比較の中で、強制的実行力の有無に関して特徴づけられることが多い。ただ実体法を強制する仕組みがあるとはいえ、法はその強制的実効力のみ⁽⁹⁾に依拠した規範のみに止まる訳ではない。むしろその法規範の存在を意識することで人々が自発的にルールを遵守し、その自由な活動領域を保護してきたことが、とりわけ近代の私的な市場において欠くべからざる要件であった。また、法機能を従来の紛争解決や市民活動の促進に見る場合と、現代的な資源配分を主眼とするのでは、その役割や強制の在り方も自ずと異なってくる。刑罰や損害賠償に現れるネガティブ・サンクションだけではなく、補助金給付や減税措置といったポジティブ・サンクション⁽¹⁰⁾を伴う一定の政策実現には、従来の法役割では捉えきれない側面が含まれている。

この資源配分的機能に注目すると、従来型ハードローとは異なる法規範への架橋を見て取ることができる。ポジティブ・サンクションは、かつて主流であった制裁と異なり、一定行為から逸脱した場合にサンクションを課すとい

う形を取らない。そうではなく、一定行動への選択を促すよう優遇措置によってその行為を誘導するという、柔軟な方法を取る。しかしその効力としては、脱法行為への誘惑を残したネガティブ・サンクションよりも、主体的意思による選択の結果として一定の行為へ導くことが可能となり、より強力な行為への誘導性を持ちうるものと言えるだろう。

そもそも法遵守義務の理由は、①法規範それ自体に内包される価値の尊重、②サンクションによる外部的動機づけとに大別されよう。^⑪①の法規範の場合であれば、法と道徳価値との合致やアリストテレスの一般的正義概念がこれに相当するであろう。^⑫②に関しては、まずネガティブ・サンクションの回避という点からの把握が従来一般的であった。それは法規範のみならず、その他の社会規範や秩序からの逸脱による「村八分」によっても、規範遵守理由の説明が可能である。刑罰や損害賠償といったネガティブ・サンクションを回避する行動はもちろん、業界内の自主的ルールを遵守しないとその後取引上不利益を被ることがあったり、責任ある社会の一員として認めてもらいにくかったりといったラベリング効果を利用した行動規準も期待されることになる。次にポジティブ・サンクションによる法遵守だが、これはポジティブ・サンクションによって内心を①の法規範内在的価値の尊重へ向かうよう動機付ける効果と、補助金などの「うまみ」を得るための戦略の双方として想定することが可能となる。

法規範に内在する価値を自己の価値と同一視する場合、法遵守を自己の意志に基づく選択として評価できるし、一定の手続の下で制定された法規範によるネガティブなサンクションの回避という行動も、カント的な自発性に沿うものではないにせよ、その効果は受諾可能であろう。ここで着目すべきは、自己の内心における価値基準が外部要因により動機づけられているにも拘らず、それを自己内部から醸造された価値として認識している場合、つまり認識の原

因においてある種の錯誤がある場合に、その行為へと誘導した要因を規範的にどう評価しうるか、ということである。上の議論は基本的に従来型ハードローを念頭に置いていたが、先に挙げたように、一定の社会共同体におけるネガティブ・サンクションの回避という点では、法規範以外の社会規範の方に、より強い効果が生じることもある。そして実社会では、そうした社会規範性に期待を寄せた社会統制が行われている。

二、従来型法規範とは異なる社会統制様式とその効果

(一) ソフトロー Soft law

ソフトローとは、「国の法令（ハードロー）ではなく、最終的に裁判所による執行が担保されていないにもかかわらず、現実の経済社会で国や企業等が何かしらの拘束感を持ちつつ従っている規範^⑬」を指す。ハードローに対して用いられる用語で、裁判規範となりうる法源とは異なり、裁判所による執行が担保されていないことから、国家権力を後盾にした強制的な効力を持たないにも関わらず、一定範囲で相当の効力を持つ規範である。事実上の合意や行動指針などはこれに相当すると考えられる。ソフトローには権力に基づく強制力がないものの、これに反することで経済的・道義的な不利益を受ける可能性がある。また、国連総会の決議や国際裁判所の判決にもみられるように、一般的な拘束力を持つ形式的法源とまでは言えなくとも、国家間合意などにより相当程度の影響力を有しているものも、ソフトローに数えられる。

国際法におけるソフトローには、①二〇世紀以前に遡りうる個別国家間の条約合意、②二〇世紀後半を中心とする国際組織の非拘束的決議・宣言、③二〇世紀末から急速な発展を遂げている国際規制の手段としての基準やガイドラ

イン等、という系譜が見られる。¹⁴これらはいわゆる「紳士協定」であるが、ソフトローという用語の下で議論されるようになったのは、第二次世界大戦後の国連総会決議を中心とする国際機関の決議や宣言文書であり、国連総会で多数を占めるようになった第三世界諸国によって、伝統的国際秩序や伝統的国際法に挑戦する主張が打ち出されるようになった六〇～七〇年代の動きが重要性を持つという。また、人権や環境問題といった、従来の国家間秩序に収まらない諸問題について、国際社会の動向を左右するような理念を宣言しながらも、形式的な意味で法的拘束力を持たない公式文書が打ち出されたことも影響していると指摘されている。¹⁵ここでは従来のハードロー体系では説明しつけない対象をソフトローで捉えるという対概念として双方を捉え、国際関係における法化の分析概念とされている。¹⁶

他方、自律的秩序の理論モデル理解としては、藤田友敬が定式化した以下のような規範の四分類に基づくことが有益であろう。¹⁷

国家がエンフォースしない

国家がエンフォースする

国家以外が作成

カテゴリー 1

カテゴリー 3

社会規範、企業倫理、CSR等

会計基準、商慣習法等

国家が作成

カテゴリー 2

カテゴリー 4

労働法上の努力義務規定、

ハードロー

各種通達・ガイドライン等

カテゴリー1は国家以外が作成し、国家がエンフォースすることも予定されていない、純然たる私的な規範である。社会規範、企業責任、企業の社会的責任(CSR)等がこれに該当する。カテゴリー2は国家が作成したもの、エンフォースはしていないものを指す⁽¹⁸⁾。ハードローの存在があるにもかかわらず、その法が罰則など何ら法的効果とは結び付けられていない法規範を定めているもので、例えば努力義務などがこれに相当する。カテゴリー3は国家以外が形成し、国家がエンフォースする規範で、会計基準や商慣習法がその例である。カテゴリー4の国家が作成し国家がエンフォースするというのが、典型的なハードローである。ここでは特にカテゴリー1、2に注目したい。

藤田友敬によると、ソフトローとは、国家法の存在を前提としてそれと併存し、かつそれに代替しうるような現代的私法秩序の形成現象を指す⁽¹⁹⁾。ハードローと異なり、ソフトローには冷遇措置のような形態をとるサンクションがあるものの、そもそもなぜそのソフトローのルールが守られているのか、また守られなくてはならないのか、守られているルールに合理性はあるか、国家はそのルールに対してどういったスタンスを取るべきか、といったことは所与の前提ではなく、これらを検討することもソフトローの課題とされる⁽²⁰⁾。また、各人の合理的な行動結果として一定のソフトローが遵守されることと、その規範が社会的に望ましいかということとは、別問題である⁽²¹⁾。国家がエンフォースしないカテゴリー1、2において、こうした問題がとりわけ重要視される必要がある。というのも、ソフトローが存在していることによる社会的効果がフォローされないまま、その規範性が独り歩きする恐れがあるからだ。

例えば、自発的に従っているルールが合理的でないにもかかわらず、それが慣行として通用している一例として差別的な雇用形態が挙げられる。このような雇用形態は非効率的なソフトローである。経済学者のアカロフは、以下のような非効率的ソフトローの問題性を示唆する⁽²²⁾。人種A、人種Bが共存する社会で、双方の平均的生産性に差がな

かったとしても、雇用者に人種Aの方が人種Bより高い生産性を示すとの偏見があった場合、一種の自己実現的予言状況が生じて、それが給与格差となつて現れてしまう。そうした事実上の結果は人種A、Bの職業選択に影響を与え、実際の生産性にも差を作り出してしまう、というものである。こうした慣行は、社会全体の利益を考慮した場合、効率的状況とは言えない。もし雇用主が兩人種を平等に扱うならば、給与も生産性も上がるにもかかわらず、ひとたびこのような偏見に基づく雇用慣行が生まれてしまうと、多くの者が自発的にその慣行に従った行動をとり、それで安定した状態になってしまうことが示唆される。しかも、誰一人この非効率性に気付いていないとすると、ハードローによつて強力な国家規制が導入されることはもちろん、状況が改善する見込みさえ得られることはない。

ここに見られる無意識的な行動統制は、認識枠組みによる選択肢の「不可視化による統制」であり、ソフトローの特性と考えられる⁽²³⁾。木村草太によると、ハードロー的エンフォースメントによらない行動統制には二種類あり、一つが制裁・褒賞の予期によるもの、もうひとつが認識枠組みによる選択肢の不可視化によるものである⁽²⁴⁾。ハードローの規律に関しては、「意識された複数の選択肢のうち、いかなる選択を行うか」に留意すればよいが、そもそもいかなる行動を選択肢として想定するかという規律は、無意識的に前提とされた認識枠組みからもたらされる「不可視化による統制」である。ソフトローは、不可視化による統制という、見えない、しかし強力な作用に牽引されていることに留意せねばならない。

他方、ソフトローの不十分さを認識した上で、それをハードローで補完するという方策も考えられる。託児所に子どもを預けるときには、「予定時刻までに子供を迎えに行くべきである」という規範（ソフトロー）がある。これは共同体的な関係に基づく非金銭的なサンクションである。しかし子供の引き取りが遅い親に対して金銭的ペナルティー

を課したところ、結果としてそれが一種の「延長料金」と受け止められ、本来の予定時刻よりも遅く子供を迎えに行く親が増えた、ということである。元来は「時刻通りに迎えに行くべき」であり、そうしなかった場合に非難されるという非金銭的サンクションがあり、それに加えて更に金銭的サンクションを課して規範の効力を高めようとしたものであったが、ここでは交換関係に基づく金銭的サンクションの選択が、共同体的な非金銭的サンクションに代替してしまっている。しかも託児所が金銭的ペナルティーを廃止した後も、以前の遵守率は回復しなかったという。ハードローがソフトローを補完できないばかりか、ソフトローがハードローによりいったん弱められてしまうと、容易に回復されないことを、この例は示唆している。²⁵⁾

ソフトローが一種の「法の政策化」役割を担うことで、規範内容を不明確にしていることも、問題視される。和田肇は、労働立法における努力義務規定や配慮義務規定といったソフトローが抱える問題点を指摘している。²⁶⁾労働立法に見られる努力義務規定には二タイプあり、ひとつは法の目的や理念を示し、その方向で努力を促す訓示的・抽象的努力義務規定である。もう一つは、強行的な規制も可能であるが、その立法化の合意が得られないために努力義務に留められている規定で、その内容はかなり具体的に特定されており、最近はこちらが多用されているという。²⁷⁾このタイプの努力義務では、私法上の効果は否定的に解されるものの、行政指導の根拠にはなり、法律のあり方として適正か、またソフトロー・アプローチが立法過程論として妥当かといった問題を投げかけることになる。

この種の努力義務規定は、雇用の平等の分野で多用されている。具体例を挙げよう。男女雇用機会均等法では、「労働者の職業生活の充実が図られるように努め（二条二項）」、「国は…事業主に対し…援助を行うことができ（二四条）」、紛争に際して事業主は「自主的な解決を図るように努めなければならない（一五条）」とある。パートタイム労働

働法では、短時間労働者に対する事業者等の責務を「当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるように努めるものとする(三条)」と規定し、育児介護休業法でも「事業主は、育児休業及び介護休業に関してこれを労働者に周知させるための(二一条一項)、また「休業後における就業が円滑に行われるよう(二三条)」措置を講ずるよう努めなければならない(二一条一項・二三条)」。これを踏まえ、労働者の配置に関しては、「事業主は…当該労働者の子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない(二六条)」。

しかし、使用者に対して明確な実施義務を求めているとは言えない努力義務や配慮義務は、それが事実上の実施義務に近いものから、訓示的・倫理的意味しか持たないものまでさまざまである。努力義務と言うものの、何を行えば努力義務を尽くしたことになるのか明確ではなく、仮に努力義務違反があったとしても、労働者にはどのような請求が可能なのか、義務違反に対する損害賠償請求を行うのであれば、労働者に課される過大な立証責任をどう考慮するのかといった視点が欠落していることが指摘される⁽²⁸⁾。

このような努力義務規定は、法の政策化や、行政主導型の権利実現法制と関係することが指摘される⁽²⁹⁾。一方では私的自治原則の確認や後々予想される紛争予防のために、当事者の納得性や書面性を求めた結果としての努力義務規定があり、他方で、行政指導や行政指針に委ねるための根拠としての努力義務規定がある。多くの努力義務規定は後者に該当しているが、強制を伴わない行政指導という手法には限界がある上、法を権威主義的で非民主的な性格へと変質させることで、逆に法の希薄化さえも懸念される⁽³⁰⁾。当初は関係者の合意ができなかったためにとりあえず努力義務として導入し、その後に禁止規定や実施義務規定に移行するということもありうるが、常にそうなる訳ではない⁽³¹⁾。

ソフトローからハードローへと移行することで法的正義に適うという訳でもないが、ソフトローによる規範形成は、

市場の規制力に依存する側面が多く、不合理な差別の禁止という面からは、実効性に疑問がある。また、人権保障としての性格を担保するには、いささか基盤が脆弱と言わざるを得ない。⁽³²⁾

規範には何らかの合理性や効率性があるからこそ、それを遵守するという見方が一般的にはある。しかし、ある一定の規範にこそ合理性や効率性があると信じ、それとは違った形の、もしくは高次の合理性や効率性の存在に無自覚である以上、ルール変更の前提さえ失っていることになる。ハードローと比べ、ソフトローにはそうした懸念が強く表れることとなる。ルールを変更させるルールを持たないルールは、ハートによると法ではないことになるが、ソフトローはまさにこうした規範性を持つルールということになるだろう。

(2) アーキテクチャ Architecture

建築学で「構造」を指すアーキテクチャという用語は、情報技術の世界ではコンピュータの基本設計を指す。これに対して、インターネット上での設計（アーキテクチャ）によって規制の可能性が高まると警告したのがローレンス・レッシングである。⁽³³⁾ レッシングによると、人々の行動を制約する要素として、法、社会規範、市場、そしてアーキテクチャがある。法による規制は、サンクションによる威嚇を背景とした命令である。法規制が国家法を中心に想定されるのに対して、社会規範は、ある共同体内で課される規範である。時には法以上の力を発揮する社会規範であるが、法のように組織化・集権化されているわけではない。市場は価格を通じた統制の場である。法規範と社会規範が事後的なサンクションを課すのに対して、市場は同時的な制約がある。最後がアーキテクチャによる規制であり、これによる社会統制のあり方が目下の課題となる。⁽³⁴⁾ 法はサンクションによって直接人々を規制する効果を持つが、その法

は、同時に社会規範や市場、アーキテクチャを規制するという間接規制も可能である。ただし法による規制がアーキテクチャそのものを形成するわけではないので、法が期待するような直接の効果が得られるかは不明である。

アーキテクチャそれ自体による規制の特徴を見ておこう。³⁵ まずは、これが操作可能な物理性に基づいているということである。前述の例のように、物理的に事物を設置するか、プログラミングするという形式を取るのか、いったんこの機能が設置されれば、壊れない限りアーキテクチャによる規制は機能し続ける。いったん施行されたアーキテクチャには、自動執行性が伴うからである。法はそれ自体が規制として認識されないと遵守されないのに対して、アーキテクチャはそれが規制と認知されていなくても、有効に機能しうる。それゆえに、その規制の妥当性を吟味することなく、所与の環境として受け入れられてしまうことが多い。アーキテクチャによる規制が、脱コミュニケーション型規制とも呼ばれる所以である。³⁶

アーキテクチャによる操作可能な物理性に基づいて、以下のような特徴が表れる。すなわち、アーキテクチャによる規制は、物理的条件の設定であるから、それは行為者に選好のオプションを示すものではなく、選択する機会それ自体を操作するものである（機会操作性）。次にその規制のあり方が物理的条件の設定であるがゆえに、それを無視することができない（無視不可能性）。法規範や社会規範が、人々の自覚的な意識の介在によって機能するのに対し、アーキテクチャによる規制は、制約される者が制約と意識しないままに規制されうる（意識不要性）。規制を無視することができず、無意識のうちに規制に従っていることから、その規制の遵守をチェックし、遵守を促す執行機関を必要としない（執行機関の不要性）。こうして制約を課す側からは、非常に「効率的な」行動規制を行えるシステムがアーキテクチャということになる。

レッシングによると、インターネットにおけるアーキテクチャはコードであり、そのコードが法のように機能するという。このコードは変更可能なのだが、それにもかかわらず現在設定されている設定を「変更不可能な自然」と捉えてしまう過ちを指摘している⁽³⁷⁾。規制の一種としてのアーキテクチャは、法や社会規範、市場と同様に、人々の行動を統制する力があるので、その効力は情報技術に限定されるものではなく、公園ベンチの中ほどにひじ掛けを付けて寝そべることができないようにしたり、道路を意図的にカーブさせて車が自動的に減速する仕組みを作ったり、会議室から椅子を無くして会議時間を短縮させたりと、社会の様々な領域で多用されている。いわば一つの「社会デザイン」であり、効果的に働くと、スマートな統制が可能である。しかし、否応なく規制に晒されるアーキテクチャに対しては、むしろ懐疑的な見方が強い。それは自分たちの意識の及ばないところで行動統制されている気持ち悪さへの反感に加え、法がアーキテクチャをどのようにコントロールしようかという正当性の問題とに、大きく関係している。

(3) ナッジ Nudge

ただし、こうしたアーキテクチャの特徴を逆手にとって、むしろそれを積極的に利用することも考えられる⁽³⁸⁾。人々が本来望んでいながら、何らかの要因でその願望が叶えられないようなケースにおいて、望むべき行動へと踏み出す一步の後押しをする Nudge がそれである。ナッジとは「望ましい方向へ向けた軽い一突き」であり、一定行為への誘導である。個人の選択を禁じることも、経済的なインセンティブを大きく変えることもなく、人々の行動を予測可能な形で変える、選択アーキテクチャの要素である⁽³⁹⁾。リチャード・セイラーとキャス・サンステイーンは、リバタリアン・パターンリズムⅡ穏やかな介入主義という撞着語法とも考えられる構想の中で、選択者の自由意思に影響

を与えることなく、しかし合理的な判断へと導くための制御や提案枠組みであるナッジを推奨している。^{④〇}

例えば、道路で速度制限を行う際、スピードカメラによる時速表示だと、制限速度を超過した場合には抑制効果があるが、それを下回った場合には、まだスピードを上げて良いとのインセンティブを与えてしまうことがある。そこで、制限速度を超過した場合には困り顔マークを、制限速度内であればスマイルマークを点灯させる仕組みを作ったところ、まだスピードを出せるという負のインセンティブを与えることなく、制限速度内走行という目的が達しやすくなるという。また、カフェやレストランでサラダバーを中央で手の届きやすい場所に配置したり、レジの横にはスナックの代わりにフルーツを置いたりすることで、野菜や果物の摂取量が増加するので、食生活の改善効果が期待できるという。^{④①}

本来リバタリアニズムでは、人間は自分で正しい判断をし、それを実行することができるという、合理的人間像を前提としている。個人とは自己の責任において合理的な判断を自由に行いうる主体であり、他者から制限されるのは、他者に危害を与えうる行為に留まるというミルの危害原理が、この思想の根源にある。しかし現実の人々は、たとえば自身の選好が確定していたとしても、それが十分な情報に基づくものでないことも多い。そこで十分な情報に基づいた政府が、人々の行動それ自体を強制することなく、行為者自身の福利を実現するような仕方で誘導を行うことに問題はない、とりバタリアン・パターナリストは主張する。政府をはじめとするナッジの計画者は、人々に対してその利益になるような影響の付与を推奨するが、人々から選択の自由を奪おうとはしておらず、常にオプトアウトできる選択肢を残しておく。それによって、一定のデフォルト設定に基づくナッジが正当化されるという。

けれども、たとえば政府が人々の福利と称されるものに向けて影響を与える「柔らかなパターナリズム」を行使する

ものであっても、常にそれが許容されるわけではない。⁽⁴²⁾ 法やその他の公的制度は、たとえ強制力を行使しなくても、権威をもってある活動を非難又は称揚するときには、重大な象徴的機能や宣伝的機能を持つからである。ゆえに政府によるパターンリズムを決して不可避と考えるのではなく、むしろ何もしないという政府の中立性が要求される、という批判が成り立つ。⁽⁴³⁾ ナッジによって、積極的にオプトアウトを選択するという自覚的少数者を除いては、自らの過ちを以って自らを自律的な人格に成長させるという機会が奪われると危惧されるからである。

3 法的設計の実効性

アーキテクチャやナッジの仕組みを法的に取り入れると、どのような問題が考えられるであろうか。作成において国家がエンフォースしながら、その効果は必ずしも国家によってエンフォースされないような努力義務規定に見られるソフトローは、不平等な雇用の領域に多く存在しているが、ことジェンダーに関わる規定には、法的アーキテクチャが窺われるものがある。例えば、国民年金制度では、会社員や公務員など国民年金の第二号被保険者に扶養される二〇歳以上六〇歳未満の配偶者で、年間一三〇万円未満の収入であれば、第三号被保険者となり、自ら年金を納付しなくとも将来的に年金を受給できる仕組みとなっている。⁽⁴⁴⁾ 第三号被保険者の約九九%は女性なので、法的アーキテクチャが事実上女性の生き方を選択させている、とも言える。⁽⁴⁵⁾ 短時間労働に従事する労働者の約八割が女性であり、そのうち約二五%は就労調整をしているが、就労調整を行っている短時間労働者の三七%が第三号被保険者制度に見られるいわゆる一三〇万円の壁を、約四八%が自分の所得税の非課税限度内である一〇三万円の壁を意識している。⁽⁴⁶⁾ この例は、法そのものが特定対象に対して限定的な働き方を課しているわけではないので、法規制そのものによる

統制ではない。しかし、国民年金法という法システムの選択肢から、より現実的かつ有利なあり方へと事実上の行動を誘導している。従ってこれは法を媒介にしたシステムによる統制であり、アーキテクチャの一例と考えられる。しかしここで留意すべきは、法システムによってアーキテクチャが遂行された場合、その特質上、オプトアウトの可能性が非常に限定されてしまうのである。第三号被保険者制度の例では、年齢の他には第二号被保険者の配偶者でなくなること（離婚）か、年間一二〇万円を超えるような働き方をするかである。第三号被保険者という制度に乗らないための離婚は非現実的であるし、年間一三〇万円を超える働き方をするのであれば、同一価値労働同一賃金の原則を徹底した上で、家庭内でのアンペイドワークをいかに配分するかという問題と切り離して考えることはできない⁽⁴⁷⁾。

次の問題として考えられるのが、設計される「望ましき」の不確定性である。自分の望ましい選択をどのような主体が、どのようなプロセスで決定しているのか、かつそれが本当の望ましきであるのかは、検証不可能である。アーキテクチャの設計主体を民主的過程に沿って決定することで、その社会構造決定の正当性を保つという方法であったとしても、依然として問題は残る⁽⁴⁸⁾。また、様々な考えられうる「望ましき」のうち、どの要素をよりエンフォースするのかという場面で、リバタリアンであれば、それさえも市場の選択に委ねるべきということになるが、それが貨幣的指標では測ることのできない価値であればこそ、それを市場で判断することもまた困難になる⁽⁴⁹⁾。

けれども、それが故にアーキテクチャの可能性を葬り去ってしまうには些かの躊躇も禁じえない。多様なアーキテクチャのあり方に、選択余地の拡大を見ることも、また人権擁護のシステムを作ること、可能だと思われるからである⁽⁵⁰⁾。大沢真理は開発とジェンダー問題に関するキャロライン・モーザの「実際のジェンダー・ニーズ」と「戦略的ジェンダー・ニーズ」の区別を受け、社会で性別役割や責任を果たすべき「実際のジェンダー課題」と、ジェンダー

不平等な関係性を変革するための「戦略的ジェンダー課題」とがあることを指摘し、とりわけ後者の戦略的ジェンダー課題には、ジェンダー不平等の是正のために戦略的ニーズを設定する重要性を指摘する。⁽⁵¹⁾ こうしたニーズの設定は、市場論理とは異なるアーキテクチャによる設計が有効に働くものと思われるし、そうしなくてはならない領域と言えるであろう。ポジティブ・アクションなどは、こうしたアーキテクチャの一つとして考えられる。

ただ、ポジティブ・アクションなどに見られるようなジェンダー平等を担うタイプのアーキテクチャは、ソフトローにおける努力義務と同様、その効力において目覚ましい成果を上げるとは必ずしも言えない。割当制のような厳格なポジティブ・アクションには一定の効果があるものの、それは選択アーキテクチャではない。ポジティブ・アクションはむしろ一定の行為選択にインセンティブを与えるものと考えられるが、そのインセンティブがポジティブなものとして受け入れられない以上、選択の余地は広がりにくい。⁽⁵²⁾ しかし、アーキテクチャの可能性を、その負の側面も認識した上で積極的に受け入れるのであれば、ポジティブ・アクションの社会的正当性をより高めて、市場論理とは異なるレベルで活用できるのではないだろうか。

たとえ努力義務のようなソフトローであつても、存在しているというただそれだけで、それが実態と異なっていることもあるにせよ、象徴的意味合いを持つことが指摘されている。法による直接介入がパターンリスティックであるとして忌避されやすい中で、選択アーキテクチャの設定には、従来の法的問題解決とは異なる気づきを与え、従来の法システムでは解消しきれない問題に対応しうる可能性が有するのではないかと考える。

おわりに

「外的世界のもろもろの事象、すなわち客体の間にある原因と結果の諸連鎖をまず認識し、そこに存在する規則性や法則性を明らかにする。そして、主体として自由意思でもってそれを参照しつつ、外的世界への働きかけを行うこと。こうして、事物の因果関係に関する知識の増大が行為結果の予測可能性を拡大させ、それと同時に自由意思の理念が人間の行為能力の適用範囲を外的世界全体へと拡大させることとなる。」⁵³近代法の拠って立つ前提は、ここに見られる自由意思を前提としている。しかし、現実の問題原因が不明確で、行為結果が予測できず、予測のための探求がさらなる不知や問題をもたらし、知の高度化により無知が相対的に増大していくことを考えれば、近代法的前提は極めて危うい場所に立っていると言わざるを得ない。⁵⁴近代化の生み出した不確実性に加え、現代社会の制御不可能性・困難性を鑑みるならば、個人の自由意思に専ら依拠したシステムが、結果として個人に課すことになる過酷な責任はあまりに甚大であろう。そうであるならば、むしろ社会システム全体として、そのあり方を制御していく方法を模索せざるを得ないことになる。ハードローのみに頼らないシステム統御のあり方は、そうした賢慮の一つと言えるかもしれない。

そのシステム統御の方法にはますますの配慮が必要であるが、それをいかにコントロールしうるかが次の課題となる。トイプナーは現代社会が機能分化しており、その各部分システムはオートポイエーシス・システムとして自己準拠的な循環を繰り返しているので、各部分システムを外部から法によって統御しようとする、規制のトリレンマと言われる各システムの相互無視・社会の法化・法の社会化規制という機能不全をきたすことを示した。⁵⁵例えばソフト

ローの一つである努力義務を法が課しても、その努力義務違反には何ら経済的不利益が負わされないので、結果的に努力義務規範は無視されて法的制御としては成功しないけれども、それによって法・経済双方の各システムの自己論理が損なわれるわけではない、というものである。ただ、労働法上の不平等は正に関する努力義務規定について見ると、関係者の合意が困難であつたがゆえの努力義務規定で、将来的には制裁の伴うハードローへと変わっていく可能性もいくらかはあり、努力義務であつても、法的制御は不完全なものの、象徴的意味合いに基づく影響力を行使することは可能である。

以上、従来型ハードローとは異なる社会統制規範として、ソフトロー、アーキテクチャ、ナッジを取り上げ、それぞれの特徴や問題、また可能性について概観してきた。自由意思による自己決定および自己責任という従来型法レジームの前提が不確定さを増すにつれ、従来型の法規制のあり方も再考されなければならない。[Trial and error]の繰り返しによって自己陶冶を目指す可能性を開きつつも、それだけに依らない行動選択の可能性を、市場論理のみに基づくものとしてではなく、いかに構成しうるかが、次なる課題となろう。

(1) Clinton Richard Dawkins, *The Selfish Gene*, Oxford University Press, 1976. 日高敏隆他訳『利己的な遺伝子』紀伊國屋書店、一九九一年。

(2) Susan Blackmore, *The Meme Machine*, Oxford University Press, 2000. 垂水雄二訳『ミームマシンとしての私』草思社、二〇〇〇年。

(3) 蜂軍崩壊症候群とは、ミツバチが突然大量に失踪するという世界的な現象で、二〇〇〇年辺りから各国で対策が取られるようになった。ウイルスや殺虫剤、ストレス等諸説が原因として挙げられているが、決定的要因は不明。養蜂家にとっては蜂

の全滅被害があり、ミツバチの媒介によって結実する果実など、農作物への影響も懸念されている。

(4) これは、自然や社会を取り囲む不確定性に対するリスク社会論として展開される問題である。環境ホルモンや地球温暖化のように、原因、結果、そしてその因果関係が依然として明確ではない要素に対し、どのような態度で臨むことが可能か、という問を投げかけている。

(5) David Riesman, *The Lonely Crowd*, Yale University Press, 1950. 加藤秀俊訳『孤独な群衆』みすず書房、一九六四年。

(6) Lawrence Lessig, *Code and Other Laws of Cyberspace*, Basic Books, 2000. 山形浩生訳『CODE—インターネットの合法・違法・プライバシー』翔泳社、二〇〇一年。

(7) Richard H. Thaler and Cass R. Sunstein, *Nudge, Improving Decisions about Health, Wealth and Happiness*, Penguin Books, 2008.

(8) トイプナーの法化論では、こうした法の様態は乗り越えられないトリレンマとして措定された。しかし、これを乗り越えなければならぬ現状で、いかなる方向性があるかを検討するものである。

(9) 木村草太「ハードローの存立基盤—選好順位・予期・一般化の枠組み—」[COEソフトローディスカッション・ペーパー・シリーズ COESOFTLAW-2007-2、二〇〇七年、二一六頁。

(10) ポジティヴ・サンクションの一例として、屋上緑化に伴う補助金の給付や、エコカーに乗り換える際の減税措置などが挙げられる。

(11) 主権者命令説をとるオースティンが、法を遵守しない場合のネガティヴ・サンクションによる恐れを法の拘束力の源と考えるのに対し、ハートは法が守られなければならないものとして人の中で内部化されること internalize に法拘束力を見出している。

(12) 「法に適う」という遵法的正義には徳が内在しているが、その徳の中で最高のもので、かつ他者とのかわりの中で現れるのが正義である。アリストテレス『ニコマコス倫理学』岩波文庫、一九七一年。

(13) 岩村正彦「ソフトロー・プロジェクトの一〇年」ソフトロー研究第二二号、東京大学大学院法学政治学研究科付属ビジネス

スロー・比較法制研究センター、二〇一四年八月、四一頁。なお中山信弘は『ソフトローの基礎理論』有斐閣、二〇〇八年の中で「裁判所その他の国の権力によってエンフォースされていないような規範であって、私人（自然人および法人）や国の行動に影響を及ぼしているもの」と定義している。

もつとも、流動的側面を持つソフトローに対して明確に一致した定義をしにくい側面があり、論者により微妙に異なった論調で用いられることも多い。

- (14) 齊藤民徒「ソフトロー論の系譜」法律時報七七卷八号、一〇六頁。
- (15) 齊藤前掲書、一〇八頁。
- (16) 齊藤前掲書、一〇九頁。
- (17) 藤田友敬『ソフトローの基礎理論』有斐閣、二〇〇八年、五頁。
- (18) ただし、「国家」による「エンフォース」が何を指すのかについては、留意が必要であろう。
- (19) 藤田友敬「ソフトローの基礎理論」ソフトロー研究第三号、二頁。
- (20) 藤田前掲書、四～六頁。
- (21) 例えば、個々人が収穫量を上げようとして海産物を根こそぎ捕獲した結果、全体としては資源が枯渇して継続的収穫が見込めなくなる場合や、焼畑農業で森林が喪失することによって土壌の流出が進み、農業が継続できなくなる場合などが想定される。
- (22) George A. Akerlof, *A Theory of Social Custom, of Which Unemployment May be one Consequence*, Quarterly Journal of Economics, vol. 94, 1980, p.749.
- (23) 木村草太「無限に連なる3LDK—ソフトローの二類型—」ソフトロー研究第一号、二〇〇八年三月、一二七頁。ここでは住居選択に際し、それが合理的か否かとは無関係に、n-LDKという暗黙の定型ルールに統制されていることが示されている。n-LDK構造は、一つのアーキテクチャとして、人々の生活スタイルを規定することになる。
- (24) 木村前掲書、一二八～一二九頁。

- (25) 藤田前掲書、一〇頁。
- (26) 和田肇「労働法におけるソフトロー・アプローチについて」『日本社会と法律学―歴史、現状、展望』日本評論社、二〇〇九年。
- (27) 和田前掲書、七二四頁。
- (28) 和田前掲書、七二六頁。
- (29) 和田前掲書、七二六頁。
- (30) 和田前掲書、七二七頁。
- (31) 和田前掲書、七二八頁。
- (32) 和田前掲書、七三〇～七三六頁。なお和田は、判例法上の雇用平等法理の発展が、努力義務の実定法化によってかえって押しとどめられている可能性を示唆し、立法政策論の点からも努力義務に疑問を投げかけている。
- (33) 二〇〇〇年に出版された問題意識をより展開したものとして、Lawrence Lessig, CODE version 2.0, Basic Books, 2006. 山本浩生訳『CODE VERSION 2.0』翔泳社、二〇〇七年。
- (34) レッシグのアーキテクチャに関する説明として、松尾陽「アーキテクチャによる規制作用の性質とその意義」法哲学年報二〇〇七年『法思想史学にとって近代とは何か』に詳しい。
- (35) 松尾前掲書二四六頁以下。
- (36) 松尾陽「アーキテクチャによる規制と立憲主義の課題」法学時報八七巻四号、日本評論社、二〇一五年四月、八五頁。
- (37) Lessig, 2006, op. cit, chapter 1.
- (38) 濱野智史『アーキテクチャの生態系―情報環境はいかに設計されてきたか―』NTT出版、二〇〇八年、二二頁以下。ただしここでの議論はインターネット上の情報技術に限定されている。濱野はアーキテクチャによる不当な支配の可能性にも触れつつ、多様なアーキテクチャのあり方に期待を寄せている。
- (39) Richard H. Thaler and Cass. Sunstein, op cit. pp.269-271.

- (40) リバタリアン・パターナリズムについては Richard H. Thaler and Cass. Sunstein, *Libertarian Paternalism Is Not an Oxymoron*, The University of Chicago Law Review, Vol. 70, 2003, P.1159.
- (41) 山根承子「ナッジする仕掛け」人工知能学会誌二八巻四号、二〇一三年七月、五九八頁。
- (42) 森村進「キャス・サンスティーンとリチャード・セイラーの「リバタリアン・パターナリズム」」一橋法学七巻三号、二〇〇八年十一月、一〇九一頁。
- (43) 森村前掲書一〇九二頁。
- (44) 厚生労働省年金局発表の平成二五年度厚生年金保険・国民年金事業の概況によると、第三号被保険者の総数九四五万人のうち、九三四万人が女性である。 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/h25a.pdf>
- (45) 短時間労働従事者の八割が女性であることにも、アーキテクチャの関わりが指摘されるであろう。
- (46) 労働政策研究・研修機構が平成二二年一二月に発表した短時間労働者実態調査。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000011q6n-att/2r98520000011wk3.pdf>
- (47) 第三号被保険者制度には、家庭内でのアンペイドワークは女性が担うものという前提が暗黙裡に含まれており、そのこと自体が女性全体の働き方を限定的にするという循環的アーキテクチャを発揮している。
- (48) 民主的な決定過程とされるものが、「合理的な愚か者」の選択をしていないとは限らないからである。
- (49) 例えば、GNI (GNP) で所得や生産に関する指標を得ることはできるが、ここに家事労働やボランティアなどは含まれていない。
- (50) 注三五参照。
- (51) 大沢真理『生活保障のガバナンス』有斐閣、二〇一四年、七〇頁以下。
- (52) 次世代育成支援対策推進法に基づいて行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業には、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができるが、「くるみん」自体が一般に普及していないため、取得のインセンティブにはなりにくい。

- (53) 中山竜一「リスク社会における法と自己決定」田中成明編『現代法の展望』有斐閣、二〇〇四年、二五八頁。
- (54) 戸部真澄「リスク、法、市民・市民社会」大阪経大論集第六五巻第一号、二〇〇四年五月、三九頁。
- (55) Gunther Teubner, *After Legal Instrumentalism? Strategic Models of Post-Regulatory Law*, Dilemmas of Law in the Welfare State, 1986. P.299.

第一次E E C加盟申請と政党政治

——イギリス労働党の動揺——

三 澤 真 明

- 1 はじめに
- 2 労働組合とE E C加盟申請
- 3 議会労働党とE E C加盟申請
- 4 政党間競合と党内融和
- 5 おわりに

1 はじめに

本稿では、一九六一年に保守党政権によってなされた第一次E E C加盟申請に際して、野党である労働党が、議会

投票で棄権するという形で、消極的な賛成を示したのにも関わらず、なぜ交渉過程で徐々に反対へと傾いていったのか、⁽¹⁾ということを明らかにしていく。我が国のヨーロッパ統合研究の多くが、加盟問題を外交上の分析対象として捉えている。確かにヨーロッパ統合が国家間の条約の積み重ねによって、深化と拡大を重ねてきた歴史を鑑みれば、外交史の分野による、加盟交渉の分析は重要な一視点と言えるだろう。

一方で、ヨーロッパ統合は国家主権を共有するという性質からして、国内政治にも大きな影響を及ぼす。ゆえにヨーロッパ統合問題を国内政治という文脈から分析する視点も重要となろう。とりわけ、国内政治の主要なアクターである政党に焦点を当てることは、大きな意味を有している。一九六〇年代のイギリスにおいては、二大政党に対する支持が依然として高い水準⁽²⁾にあり、両党が国民の意見の大部分を包含できていたと考えられる。

そこで政党を分析対象とし、その対応を検証していくことで、なぜイギリスのヨーロッパ統合政策が賛成と反対の間で揺れ動いたのか、いわば「やっかいなパートナー」⁽³⁾であったのかという問いにも一定の知見を提供することができるだろう。

次に分析枠組みであるが、本稿では政党政治という大きな枠組みを用いることにしたい。政党研究の中で、政党政治とは何かという一致した見解が見られるわけではないが、本稿では政党政治を示すものとして、政党内競合と政党間競合との二つの競合の態様を挙げ、これらに基づいてヨーロッパ統合問題を分析していく。

よく知られているように保守党は、党首の強力なリーダーシップの下に党の意思決定がなされていくのに対して、労働党は院外組織が強力であり、いわば下からの圧力が大きな影響力を有している。⁽⁴⁾そもそも労働党は一九〇〇年に誕生した労働代表委員会（Labour Representative Committee）に起源を有しており、労働代表委員会は六八の労働組合、

社会民主連盟、フェビアン協会、独立労働党の連合体であった。

労働党は、ほかのイギリスの主要政党（保守党や自由党）と比べても独特な党組織を有している。その特徴とは、先述したように、議会外の活動から党が創設されたことに起因している。⁽⁵⁾ このことは議会内の議員のグループ分けに端を発している保守党や自由党とは大きく異なる点である。労働党はその特殊性により、保守党や自由党とは異なった意思決定システムを備えている。労働党の議会外組織は意思決定に際して大きな影響力を有しており、年次党大会の持つ意味は、保守党に比べてはるかに大きい。そして年次党大会において圧倒的な議決権を持つ労働組合が院外組織の中心的な機関である。

労働党は、議会労働党 (Parliamentary Labour Party) よりも院外組織が大きな役割を担っていた。党の規定では、議会労働党は党大会の指導に服すると定められている。このような労働党の党構造を前提にすると、政党間競合の場合である議会や選挙にだけ着目しているのでは不十分であることが分かるだろう。

よって、本稿では政党内競合を検討するために、年次党大会で多くの議決権を有している労働組合の議論、労働組合の連合体である労働組合会議 (Trades Unions Congress) での議論、そして議会労働党議員の議論という三つの次元を検討していく。この三つの次元を検討することで、広義の意味での労働党がどのような意思形成を図ったのかを明らかにする。

A. ベヴァン (A. Bevan) が、社会主義者の唱える計画経済とヨーロッパ統合に伴う自由貿易の矛盾を喝破したが、⁽⁶⁾ 社会主義を党是とする労働党はヨーロッパ統合に反対姿勢を採ることが予測された。より厳密に言うならば社会主義者を支える労働組合会議はヨーロッパ統合への参加に難色を示すと予想された。また、党大会では労働組合会議が圧

倒的な議決権を握っているため、党大会の趨勢も労働組合会議の意見へと傾くことが多い。

労働組合会議がもつばら経済的な利害に基づいて立場を決定するのに対して、議会労働党は、支持母体である労働組合会議の意向に左右されやすいものの、イギリスや労働党が置かれた立場という政治的な要素も考慮して立場を決定しなければならない。従って議会労働党の党内意見は二分される可能性を秘めていたといえることができる。よって政党内に関して言えば、EECへの加盟の是非をめぐって、労働組合会議と議会労働党が協調するか、反発しあうのが重要な問題点となってくる。

また、政党を分析する上でのもう一つの視点は政党間競合である。サルトーリ (G. Sartori) が政党を「選挙に際して、提出される公式のラベルによって身元が確認され、選挙（自由選挙であれ、制限選挙であれ）を通じて候補者を公職に就けさせることができるすべての政治集団」⁽⁷⁾ であると定義していることから分かる通り、政党は常に選挙を念頭に置いているのである。イギリスは典型的な二党制の国と言われているが、イギリスの二党制の特徴は「敵対政治 (adversary politics)」⁽⁸⁾ であるとも言われている。この「敵対政治」という観点からすると、保守党が打ち出したEEC加盟申請という政策に対して、労働党は敵対的、すなわち加盟申請に反対となることが考えられる。

よって、労働党がEEC加盟申請に際してどのような対応を採ったのかということを検討するに当たっては、政党間競合と政党間競合の狭間でどのような議論がなされてきたのかということが重要となってくる。以下では、第二節で、労働組合と労働組合会議がどのような姿勢を示したのか、第三節では、議会労働党議員がEEC加盟申請に対して、どのような態度を採ったのかを明らかにする。そして第四節では第二節、三節を踏まえて、政党間競合を前にしたとき、党としてどのような結論を下したのかを説明していく。

2 労働組合とEEC加盟申請

各労働組合によって構成される労働組合会議は労働党の中で重要な役割を担っている。労働党は党収入の大半を労働組合の拠出金に依拠しており、その収入の約八割を労働組合が負担している⁽⁹⁾。また、労働組合は党大会における議決においても圧倒的な力を有している⁽¹⁰⁾。党大会での投票権は、党に加盟している団体の加入者数に比例して分け与えられている。そのため全労働組合の投票力とその他の投票力の差はおおよそ六・一となっているのである⁽¹¹⁾。このことは、労働組合の意向が党大会に反映されやすいということを意味している。また、投票力の差は、労働組合の意向を党の綱領へ組み込むことができることをも意味しているのである。この点を考慮するならば、労働組合の連合体である労働組合会議が、ヨーロッパ統合に対してどのような態度を示していたのかを明らかにすることは重要である。

一九六一年八月一〇日に保守党政権が行った第一次EEC加盟申請を経て、同年一〇月に労働党大会が開催された。そこで開かれた一般討議において、EEC加盟問題に関心を示したのが農業労働者全国同盟 (National Union of Agricultural Workers) であつた。同組合を代表してH. コーリソン (H. Collison) はゲイツケル (H. Gaitskell) が繰り返し述べてきた共通市場への参入に対する疑義について、明確かつ熱烈な支持を与えたのである⁽¹²⁾。コーリソンが懸念を示していたのはヨーロッパ自由貿易連合諸国とコモンウェルス諸国との関係であつた⁽¹³⁾。コーリソンはヨーロッパ自由貿易連合諸国の中立政策とコモンウェルス諸国が持つ世界大での経済的、政治的な力への影響に言及した後に、同団体が最も関心を寄せる農業問題へと論を展開していったのである。

コーリソンはこれまで農業・造園業によって一〇〇万人の雇用が創出され、食料の五〇%以上が生産されているこ

とを指摘した。その上で、これらの成果が一九四七年の農業法による支援制度によって支えられてきたが、ローマ条約への調印によって、その制度が維持されなくなると論じた。また、自らの産業がイギリスに与えた偉大な貢献に報いるために、農業従事者に対し、平等な賃金と条件、公平なチャンスが確保されねばならないと主張した。⁽¹⁴⁾

一方で、前述した諸問題の解決がなされるならば、必ずしもEECへの加盟に反対という立場を示したわけではなかった。コーリソンは明確な賛成も明確な反対もせずに、⁽¹⁵⁾ いわば条件付きの賛成という立場を採ることを表明したのである。しかしながら、コーリソンが示した条件付きの賛意は、ほとんど実現が不可能な問題であり、その意味においては実質的に反対と変わらなかったのである。

また、化学・技術・経営スタッフ労働組合 (Association of Scientific Technical and Managerial Staffs) のC. ジェンキンス (C. Jenkins) は「ローマ条約に基づき、イギリスが共通市場へ参入することは、国益に対して有害である」⁽¹⁶⁾と主張している。ジェンキンスもコーリソン同様に、イギリスを中心としたコモンウェルス体制の重要性を指摘しているが、自由貿易や関税障壁の撤廃には賛成を示している。

しかしながら、ジェンキンスが共通市場への参入に強く反対する理由は、イギリスを取り巻く当時の国際情勢にあった。当時のヨーロッパ政治を規定していた冷戦は、ヨーロッパの東西分裂を招いていた。⁽¹⁷⁾ そして彼はEECが冷戦戦略を下支えし、ヨーロッパの分裂を永続的なものにしようとしていると非難したのである。加えて、EEC委員会の委員長であったハルシュタイン (W. Hallstein) が西ドイツ外務次官であったときに打ち出したハルシュタイン原則⁽¹⁸⁾にも不快感を示していた。⁽¹⁹⁾ つまりジェンキンスはドイツの分断、ひいてはヨーロッパの分断を固定化するような、いかなる立場も許容することができなかったのである。

日をまたいで続けられた党大会での議論の二日目には、三つの組合の代表者が意見を表明した。一人目が機械工・船舶設計者連盟 (Association of Engineering and Shipbuilding Draftsmen) の G・コーンズ (G. Cornes) である。コーンズもまた E E C 加盟に対しては明確な反対の意思を示した。⁽²⁰⁾ 彼の反対理由は極めて明確に述べられており、ローマ条約三七条、六八条に批判が集中していた。⁽²¹⁾ ローマ条約三七条は貿易に関する条項であり、六八条は資本移動に関する条項である。

彼の基本的な姿勢は社会主義に立脚した国家を維持するというものであった。ローマ条約の三七条は、商業的性格を持つ国家独占を一部許容しているものの、加盟国間での物の売買で差別が生じてはならないとしている。このことは、労働党が推し進めてきた国有化政策に反するものであり、社会主義に立脚したイギリスという同党の価値観に反している。六八条にしても、E E C 加盟国に対して差別的な取扱いをしてはならないと定めており、資本移動や投資をコントロールする権限が損なわれることに懸念を表明していた。

そして、彼は、翌年に全国執行委員会が提出する「基本的条件」という声明に影響を与える、労働党が採るべき姿勢を示したのである。すなわち、以下の四つである。

- (1) ローマ条約の条件下での加盟を否定
- (2) 全ての国家との貿易の発展
- (3) イギリス経済をコントロールするための、完全な権力を維持
- (4) 私的な利益に対する経済的な権限移譲の拒否⁽²²⁾

一方で、商店・流通労働者組合 (Union of Shop, Distributive and Allied Workers) の A. バーチ (A. Birch) は、EEC 加盟に反対する労働組合が多い中、唯一好意的な姿勢を示した。彼は、産業が発展するための条件として、巨大な市場の形成が必要であると考えていた。だが彼は、経済的な側面にばかり目を奪われていたわけではなく、EEC 加盟によって生じる政治的な影響についても考えをめぐらせていた。彼は、EEC 加盟がもたらすのは、コモンウェルス、農業に対する責務、未来のために自らの手で独立した政策を決定することへの影響であると論じた。⁽²³⁾

その上で EEC に加盟したとしても、イギリスの産業国としての経験や労働党がヨーロッパ審議会で見せた影響力を失うことにはならないと主張したのである。⁽²⁴⁾ この主張は、コモンウェルスに対する冷静な判断が根底にあった。ゆえに、状況をどのように認識するかによって、同じコモンウェルスとの関係という争点を取り上げても、そこから導き出される答えが異なっているのである。バーチはすでに、コモンウェルスとの市場だけでは経済が成長していきないうちに気が付いていたのである。

そして、合同機械工組合 (Amalgamated Engineering Union) の R. バインガム (R. Bingham) だけは、自らの立場を明確に示さなかった。彼の関心にあったのは、経済的に衰退していた北アイルランドの産業がどうなるのかという一点であった。当時の北アイルランドの産業衰退は深刻であり、伝統産業である造船、織物、航空製造業の崩壊が懸念されていた。彼の演説は、これまでの労働組合の代表者とは異なり、EEC 加盟賛成、反対を訴えるものではなかった。⁽²⁵⁾ むしろ北アイルランドが置かれている状況を訴えるものであった。

これまでに見てきたように労働組合は、EEC 加盟に対して明確な否定を示す団体もあれば、懐疑的な態度に留まる団体、態度を明らかにしない団体とに分かれるが、概して否定的な態度を採る組合が多かった。そしてその否定的

な態度を採る理由、いわばEEC加盟に伴う争点としては、おおむね三つに分けることができる。一つ目がコモンウェルス諸国との関係、二つ目がヨーロッパ自由貿易連合諸国との関係、三つ目が社会主義の問題であろう。そして、各労働組合がこうした三つの争点の根本原因と見なしていたのがローマ条約であった。

イギリスとコモンウェルス諸国との関係を緊密にしていたのは、何と言っても特惠関税制度であった。一九三二年のオタワ協定締結以来、特惠制度はイギリスの貿易を下支えしてきた。確かに一九六〇年代に入り、コモンウェルス諸国との貿易量は低下してきたといえど、いまだにEEC諸国に比べて規模は大きかった。

ヨーロッパ自由貿易連合諸国にしても、EEC諸国との関係を調整しなければならなかった。スウェーデン、スイス、オーストリアはヨーロッパ自由貿易連合諸国への残留が確実であった。そのためにイギリスはヨーロッパ自由貿易連合設立を主導した立場からしても、EFTAを見捨てて自国のみの利益を追求することが道義的に困難であった。

しかしながら、一九六一年党大会では、EEC加盟に伴う各労働組合の懸念が示されたものの、労働組合会議は好意的な態度を採った。実際に労働組合会議は、「総会 (General Council) は共同体に加盟するという見通しを持って、EECと交渉を開始することを決断した (イギリス) 政府に、原則として賛同する⁽²⁶⁾」と表明したのである。だがこれは、あくまでも「原則」として賛成であり、コーリソンが党大会で述べたように条件付きでの賛成であった。労働組合会議もコーリソン同様に、イギリス、コモンウェルス諸国、ヨーロッパ自由貿易連合諸国の特定の要求が満たされ得るような十分な取り決めがなされなければならぬと主張したのである。⁽²⁷⁾

また政治的な要求に比して重要だったのは経済的な条件であった。労働組合会議は、「ヨーロッパの経済的統一の現実的な試金石は、統一が完全雇用、経済成長、より高い収入の水準へと導いていくかどうかである⁽²⁸⁾」と論じローマ

条約の修正を迫っていった。

こうした労働組合間での意見の不一致は、一九六二年の労働組合会議で再び見られる。この会議でも、労働組合が一致した見解を示さずに、態度を曖昧にしたままであった。合同機械工組合は、後述するストーンハウス（Stonehouse）が一九六一年党大会に提出した、条件付きの賛成を示した動議とほとんど同じ動議を労働組合会議でも提出し、可決されたのである。⁽²⁹⁾ 一方で、技官協会（Society of Technical Civil Servant）が出した、EEC加盟よりもコモンウェルス諸国との紐帯を強化すべき、⁽³⁰⁾ とした動議は否決されており、労働組合会議としての明確な姿勢を示せていなかった。そのため、総評議会声明では、EEC加盟に対して全面的に賛成するとか、あるいは、全面的に反対の立場を採るのは時期尚早である、とするにとどまったのである。

このように、労働組合や労働組合会議は、それぞれの意見を抱え、EEC加盟交渉に対して明確な反対を示さないものの、イギリスが加盟する際の条件を提示することで、好意的な態度を採るという日和見的な態度を採っていたのである。

3 議会労働党とEEC加盟申請

一九五〇年代のヨーロッパ統合に対する姿勢は保守党、労働党を問わず、極めて消極的であった。その理由として共通しているものが、根本的には主権を失うことになる超国家性への嫌悪感であった。具体的な政策レベルでは、コモンウェルスとの関係、特に特惠制度を基にした経済関係の尊重、アメリカとの緊密な関係をヨーロッパ統合より優先させるという共通点を有していた。こうした政策は「三つのサークル・ドクトリン」と呼ばれ、保守党、労働党を

問わず、イギリス外交の基本姿勢となっていた。

戦後の労働党政権下では、「第三勢力」構想が検討されたものの、実現には至らなかった。「第三勢力」構想は、西ヨーロッパ諸国の連帯を基礎にコモンウェルス、アメリカからの資源を活用し、米ソに並ぶ第三極を目指したものであった。この構想の核となるのは西ヨーロッパ諸国の同盟であり、アメリカの援助であった。しかしながら、同構想は二つの問題を抱えていたのである。

一つ目がアメリカの援助問題である。戦後の荒廃の中、物質的な援助を求めることが可能であった国はアメリカのみであった。物質的援助を求める一方で、イギリスは、アメリカの精神的な価値観を劣ったものであると見なしていた。当時の外務大臣ベヴィン (E. Bevin) はアメリカの行き過ぎた資本主義を「非効率的・社会的不平等・道徳的弱点」であると非難しており、イギリスの社会民主主義に比べて劣っていると見なしていた。⁽³¹⁾ そのため、西ヨーロッパ同盟が、「物質的援助は主としてアメリカから得るだろうが、アメリカの精神的価値観を侮蔑する西側ヨーロッパ諸国は政治的、道徳的指導を我々に期待するだろう」とベヴィンは考えていた。⁽³²⁾

こうしたベヴィンの考えは矛盾を孕んでいた。すなわち、物質的援助を期待する反面、アメリカの精神的価値観を劣ったものと見なすことによって、アメリカの反発を受けてしまう可能性があった。

二つ目は西ヨーロッパ同盟をどのように構築するかであった。大陸諸国は連邦主義的方法を考えていたのに対し、イギリスは政府間主義を念頭に置いていた。このアプローチの違いこそが、後のヨーロッパ統合でも問題となったのである。いうまでもなく、連邦主義的アプローチは国家主権の共有を伴うのに対して、政府間主義的アプローチは国家主権の維持につながる。ベヴィンは西ヨーロッパ同盟の必要性を認識してはいたものの、大陸諸国が求める連邦主

義的アプローチに嫌悪感を覚え始めていたのである。

こうして、問題を内包していた「第三勢力」構想は実現することなく、潰えてしまうのであるが、イギリスがヨーロッパとどのような関係を結んでいくかを端的に示した例であった。イギリスはあくまでも主権を維持した上でヨーロッパとの関係を構築しようとしていたのである。また、労働党の中にはこうした理由に加えて、他の理由ゆえに反対していた人びとがいた。例えば、それは大蔵大臣を務めたH. ダルトン (H. Dalton) やD. ヒーリー (D. Healey) である。この二人は一九五〇年のNEC声明「ヨーロッパ同盟 (European Unity)」の中でイギリスが採るべき立場を示している。

ダルトンは、労働党のヨーロッパに対する基本的な姿勢は「民主主義的社会主義の諸原則、およびコモンウェルスの一員であり世界共同体の一員でもあるイギリス国民の利益に基づいて決定される⁽³³⁾」と論じた。そしてヨーロッパで進められているシューマン・プランに対しては「需要の拡大と完全雇用の維持に基づかないならば、ヨーロッパ石炭・鉄鋼計画によって誕生するいかなる機関も、限定的かつ私的カルテルの性質を備えたものとなってしまうだろう⁽³⁴⁾。」と危機感を示していた。またダルトンは、労働党内閣が最優先に考えていた福祉国家の建設と完全雇用達成のためには、イギリス政府が経済的コントロールを握っていることが重要であると考えていた。

ダルトンの示した危機感はヨーロッパ統合に懐疑的な人びとの間で共感を得ており、ヨーロッパ統合に反対する際の基本的な理論枠組みを提供することになっていくのである。

一方で「キープ・レフト (Keep Left)⁽³⁵⁾」と呼ばれた左派のグループは別の視座からヨーロッパ統合に賛成を示していた。確かに彼らが目指したのが社会主義的政策であるという点ではダルトンたちと一致していた。しかし決定的な

相違点はイギリスが置かれている状況の認識であった。キープ・レフトは、社会主義としてのイギリスが繁栄するためには東西対立を超えて、西ヨーロッパと東ヨーロッパの結節点となることが肝要である、と考えていた。彼らの考えは「第三勢力」構想と極めて近い考えであり、イギリスを含む統一したヨーロッパで指導力を発揮することにより、社会主義的施策を実行していこうとした。だが「第三勢力」構想が、矛盾をかかえていたことに加えて、ソ連の現実的な脅威の前に崩れ去ったのと同様に、キープ・レフトの主張は東西関係悪化の前に説得力を失っていた。加えてキープ・レフト内部でも、それまでのアメリカに対する評価が嫌悪から、共にソ連の脅威に対抗する信頼すべき同盟国へと変化していったのである。

このように労働党の中では、親ヨーロッパともいえるキープ・レフトが存在してはいたものの、労働党内を支配するような説得力のある議論を展開することができなかった。しかしながら親ヨーロッパ、反ヨーロッパともに労働党が掲げた福祉国家建設、完全雇用といった社会主義的目標のためにという大原則は一致していた。問題はその実現にあたって、国際環境をどのように理解し、どのような方法論を採るかという点で考えを異にしていた。

そして、保守党政権のEEC加盟申請により、労働党内でもヨーロッパ統合問題が議題として浮上してくるのである。一九六一年の党大会でストーンハウスは以下のような動議を提出したのである。

「本会議は、イギリスの農業、園芸の地位を維持し、コモンウェルスやヨーロッパ自由貿易連合諸国が存続され、イギリスが公共経済の自由な運営、社会的進歩を確保する手段としての計画化の権限を維持できるという保証がない限り、イギリスの共通市場加盟に賛成すべきではない」⁽³⁶⁾

「本会議は全国執行委員会に対し、共通市場の影響を論議するために、西ヨーロッパおよびコモンウェルス諸国の社会主義指導者会議の招集を要求する。」⁽³⁷⁾

ストーンハウスは動議にあるように、三つの観点からEEC加盟に対して疑義を呈したのである。一つ目がイギリスの農業に対する影響、二つ目がコモンウェルス諸国やヨーロッパ自由貿易連合諸国との関係、三つ目が、労働党が掲げる社会主義への影響である。彼が提出した動議には、労働党議員が抱えるジレンマが色濃く反映している。中でもコモンウェルス諸国やヨーロッパ自由貿易連合諸国との関係性については演説で深く言及している。

彼はコモンウェルス諸国への輸出規模が十五億ポンドに達するのに対して、EEC加盟国への輸出規模は五億ポンドに過ぎないとしながらも、大きなビジネスチャンスが眠っていることを指摘している。⁽³⁸⁾ しかしながら、EEC加盟は、それまで特惠関税を適用していたコモンウェルス諸国の食料や原材料に対する負担が増大することを意味していた。

確かに、議会労働党議員の中にはストーンハウスように、コモンウェルスの一員としてのイギリスを重視する考えが根強く残っていたのである。⁽³⁹⁾ しかしながら、ストーンハウスやダルトンやヒーリーのように、帝国の残滓を引きずるようなレトリックを用いてEEC加盟に反対をした者がいる一方で、反対派に強烈な批判を加えた者もいた。その代表者がR・ジェンキンス（R. Jenkins）である。

R・ジェンキンスはEEC加盟に伴うメリットに対する期待感を全く隠そうとしなかった。彼は、それまで各労働組合や議会労働党議員が述べてきた、コモンウェルスや社会主義に対する悪影響を完全に否定したのである。コモン

ウェルスとの関係を維持するためには、その中心であるイギリスが経済成長を遂げなければならず、EEC加盟が、そのために必要な、統一されており、拡大した市場を提供してくれると彼は主張したのである。⁽⁴⁰⁾

EEC加盟反対派が示す、社会主義に対する悪影響に関しても、R・ジェンキンスは明確に否定してみせた。そもそも彼は、イギリスが社会主義国として、不十分であるとし、ドイツやフランスの方が優れていると分析して見せた。その上で、EEC加盟によって、イギリスの社会主義的施策が後退するわけではないと説いた。

また、彼はイギリスがEEC加盟の危険性を述べ続けることに對して次のような危惧を示している。「そのような（危険性を喧伝する）キャンペーンは必然的に、偏狭で愛国的で排外主義的意味合いを労働党に与えてしまう。」⁽⁴¹⁾そして演説の最後で、社会主義の根本原則である「国際的な」⁽⁴²⁾政党としての労働党を思い出せと鼓舞したのであった。

R・ジェンキンスが述べてきたことは、イギリスが置かれている経済的な状況を冷徹に認識した上でのことであった。各労働組合やストーンハウスが主張してきたように、コモンウェルスとの結びつきが、それまでのイギリス経済を支えてきたことは否定し難い事実であった。しかしながら、一九五〇年代後半からコモンウェルスとの関係は変化していたのであった。

その一つがコモンウェルスの重要な構成国であるオーストラリア、ニュージーランドとの特惠関税見直しの動きであった。一九三二年のオタワ協定以来、特惠関税は変わることなく運用されていたが、課税基準の据え置きは、オーストラリアが受ける実質的な利益減少をもたらししていた。こうした事態を受けてオーストラリア政府はイギリスに特惠制度改革を求め、交渉を開始した。⁽⁴³⁾

イギリスはオーストラリアの要求に否定的であったが両者が歩み寄ることによって新しい通商協定の締結が為された。そ

して同じく特惠制度改革を求めたニュージーランドとも通商協定が結ばれた。

結果的にみればコモンウェルスとの紐帯は守られたかに見える結末であったが、このことは、イギリスがもはやコモンウェルスの中で絶対的な地位を占めたままであることが困難になつてきたということを示していた。その意味でイギリスの政策決定者に与えた衝撃は大きかったと言わざるを得ない。⁽⁴⁴⁾

こうしたコモンウェルスとの関係の変化を正しく認識していたが故に、マクミラン (H. Macmillan) 政権はEEC加盟へと進んでいったのである。その意味でR・ジェンキンスが認識していたコモンウェルスとの関係はマクミランと近かったと言える。

他にもR・ブライトン (R. Blyton) やJ・B・ハインド (J. B. Hynd) R・エドワーズ (R. Edwards) といった議員が立場を表明していたが、いずれの議員も明確な態度を示していなかった。これは先に述べたストーンハウスも同様ののだが、条件付きの賛成といった言説に終始していた。そのため、取り方によっては消極的な賛成とも取れるし、消極的な反対とも取れるものであった。

4 政党間競合と党内融和

保守党、労働党の二大政党による敵対政治を前提としてEEC加盟問題を検討するならば、労働党は保守党の政策に反対することが予想される。しかしながら、一九六一年八月三日に行われたEEC加盟申請の是非をめぐる下院投票は、賛成三二三、反対五⁽⁴⁵⁾という結果に終わったのである。このことが意味するのは、労働党が棄権という選択肢を採ることで、保守党に対して消極の意味での賛成を与えたということであった。

確かにヨーロッパ・石炭・鉄鋼共同体が発足して以降、EEC加盟申請がなされるまで、保守党と労働党はコンセンサスを形成していた。⁽⁴⁶⁾ いわばヨーロッパ統合に対して一定の距離を保つという意味で、否定的なコンセンサスが得られていたと言える。たとえば、チャーチル(W. Churchill)は、「イギリスはヨーロッパと共にあるが、その一部ではない」と述べている。労働党にしても、前述した「第三勢力」構想の失敗後に、西ヨーロッパ諸国と距離を置いたかといえば、そうではない。北大西洋条約機構の設立を通して、関係性の維持を図っている。保守党へ政権交代した後、イーデン・プランに代表されるように、西ヨーロッパ諸国との関係強化を探っていた。保守党も労働党もチャーチルが指摘した通り、超国家性を持つヨーロッパ統合に取り込まれはしないものの、完全に離れることもしなかったのである。こうした歴史的な背景を考慮すると、保守党のEEC加盟申請に対して、労働党も賛成するというコンセンサスが生まれても不思議ではないだろう。

しかしながら、労働党は一九六一年八月の時点で採った方針を徐々に修正せざるを得なくなるのである。そもそも労働党が議会でもった行動は、明確な、そして強力な支持基盤の上に成り立っていたわけではなかった。第二節で述べたように農業労働者全国同盟や化学・技術・経営スタッフ労働組合、機械工・船舶設計者連盟はEEC加盟申請に対して明確な反対を示していた。一方で、第三節で見たように、議会労働党議員の中には根強い賛成論が存在していた。従って、党組織の中で意見の一致が見られていたわけではなかった。そのため、党組織を二分する課題に対して、党として明確な意思表示をする誘因が低かったのである。野党である労働党が党議拘束をかけて反対の立場を示したとしても、結果を覆すことは困難である。ならば、党として意思表示をするよりは、党内の分裂を避けて、棄権という選択肢をとることで、党内融和を実現した方が合理的であった。

他方で、政党間競合という観点で労働党の行動を説明するならば、有権者の反対が次第に大きくなっていったという点が重要である。有権者の選好が賛成と反対に分布していれば、当然政党はそれをカバーする政策を打ち出さざるを得ない。労働党が、保守党のEEC加盟申請という政策に賛成するならば、拡大しつつある反対の声をカバーすることはできない。

その点、「塀の上に腰掛けて様子を見る」⁽⁴⁷⁾と言われた労働党の態度は、変化に適した戦略であった。一九六二年の党大会で、ゲイツケルはそれまでの方針を大きく覆すような演説を行った。彼はヒトラーやムッソリーニの名を持ち出してEEC加盟国への不信感を露わにしたのである。⁽⁴⁸⁾加えて「ヨーロッパ連邦の設立は独立したヨーロッパ国家としてのイギリスの終焉を意味する。それは千年の歴史の終焉をも意味するのである」⁽⁴⁹⁾とも述べ、明確にEEC加盟に反対したのである。

このゲイツケルの方針転換は、来るべき総選挙に向けて、保守党との差異を示すものとして理解できる。一九五一年の下野以降、保守党の安定政権を打ち破るには、保守党との一致を訴えるよりは差異を強調する必要があった。そのため、先に述べた演説では、保守党が交渉する加盟条件での反対を打ち出していたのである。⁽⁵⁰⁾

また労働党の態度を決定付ける上で重要な役割を果たしたのが、全国執行委員会の声明である。全国執行委員会は党内のEEC加盟反対派の要求を一定程度受け入れる形で、一九六二年に「基本的条件」とする声明を発表した。ここでは加盟の際に要求する条件が明らかにされていた。

①コモンウェルスにおけるわれわれの友人やパートナーとの貿易や、その他の利益のために、強力で拘束力のある

保護規定

- ②われわれ自身の外交政策を追求する現在同様の自由
- ③ヨーロッパ自由貿易地帯のわれわれの仲間に対する政府公約の実現
- ④われわれの経済を計画する権利
- ⑤イギリス農業の地位を保護するための保証⁵¹

この声明はイギリスのEEC加盟を絶対的に否定するものではないのだが、保守党の加盟申請には反対であるという意図が込められていた。全国執行委員会が掲げた「基本的条件」は、ローマ条約を基とした加盟申請を行っている以上、全てを満たすなど不可能であった。②の条件のみはイギリスに権限が留保されるものの、他の条件は何かしらの影響を受けることは確実であった。そのため、この声明は現状のEEC加盟申請に対するアンチテーゼであったのである。

そして、保守党が行ったEEC加盟申請には反対という立場は、一九六四年の総選挙で明確に示されることになる。同年の総選挙でのマニフェストでは、保守党の加盟交渉で突きつけられた条件を屈辱的であると断じている。⁵²このように労働党は、ヨーロッパ統合問題に関して、保守党との対決姿勢を強めていくのである。

5 おわりに

これまで見てきたように、労働組合、議会労働党議員ともにEEC加盟申請をめぐるでは意見が割れていた。加盟

反対派が述べていた意見は、一九五〇年代になされていた議論とほとんど変化がなかった。コモンウェルスとの紐帯や社会主義の維持という論点はその証左であろう。一方で加盟賛成派が述べた意見は、同じ争点を取り上げてはいても、EEC加盟によってイギリスが被る影響をポジティブに捉えていた。加盟賛成派と反対派の違いは、現状と加盟の影響をどのように認識するかといったものであった。

一方の労働党指導部は、政党間競合という観点から保守党のEEC加盟申請に賛成を示すわけにはいなくなっていた。保守党のEEC加盟申請によって、ヨーロッパ統合問題が争点化すると、国民の間でも反対の声が広がっており、その声を無視して加盟賛成の意思を示すことは困難であった。

こうした賛否が分かれる党内状況と選挙対策という状況を勘案して打ち出したのが、保守党が行っている交渉の条件では、反対という方針であった。全国執行委員会が「基本的条件」を示すことで、加盟賛成派の不満を吸収し、加盟条件如何では、将来的な加盟の道を残すものであった。一方で、この方針は加盟反対派を十分満足させるものではないが、不満が噴出する決定でもなかった。

一九六一年の議会投票で棄権することによって、消極的賛成を示した労働党はその後の交渉過程を経ていく中で、消極的反対へと意見を転換させていった。しかしながら、こうした曖昧な態度を採れたのは、労働党が野党であったということが重要であった。第一次EEC加盟申請に関しては、保守党の行動に対して、受動的に対応すればよかった。そして一九六四年の総選挙で政権を獲得すると、違った対応を採らざるを得なくなるのである。

労働党のレトリックが、保守党政権による加盟申請に反対であった以上、自らが政権を担当すれば、新たな加盟交渉を行うことができる。加盟賛成派にしてみれば、労働党政権による加盟申請を期待するのも当然のことであった。

労働党が消極的な賛成から反対へと転換していったのは、支持母体である労働組合での意見の分裂、議会労働党議員の意見分裂を前にしたとき、双方の不満が顕在化しないようなレトリックが必要となったためであった。また、そのレトリックは、労働党が野党にあり、保守党との政党間競合を考慮した時にのみ、有効に活用できるものであった。その後、一九六七年に労働党政権が第二次E E C加盟申請を行い、一九七五年に国民投票を実施したことは、与党と野党という立場が労働党のヨーロッパ統合政策に影響を与えているのではないかということを示唆するものである。本稿では、政党政治という視点で第一次E E C加盟申請を検討してきた。政党政治を示す、政党間競合と政党間競合という二つの状態に基づくことによつて、なぜ労働党の方針が揺れ動いたのかについて、一つの見方を提示した。もちろん、第一次E E C加盟申請のみを対象とした単一事例であるという限界は存在する。しかしながら第二次E E C加盟申請や国民投票といった事例を追加していくことにより、こうした問題に対処していくことが可能になろう。

註

- (1) 例えば、外交史によるアプローチを用いた研究として、以下のものが挙げられる。Camps, M., *Britain and the European Community 1955-1963*, Prinseton University Press, 1964. Kaiser, W., *Using Europe, Abusing the Europeans: Britain and European Integration, 1945-63*, Macmillan Press, 1996. Greenwood, S., *Britain and European Cooperation since 1945*, Blackwell, 1992. Young, J., *Britain and European Unity 1945-1999*, 2nd ed., 2000.
- (2) 総選挙で二大政党が獲得した得票率は、一九五一年が九六・八%、一九五五年が九六・一%、一九五九年が九三・二%であるのに対し、一九六四年が八七・五%、一九六六年が八九・九%と減少傾向にあるものの高い水準を保っている。
- (3) いわゆる「やっかいなパートナー」ということは、以下を参照されたい。George, G., *Awkward Partner: Britain in the*

European Community, Oxford University Press, 1998.

- (4) Fisher, J., *British Political Parties*, Prentice Hall, 1996, p. 65.
- (5) Cole, M. and Deighan, H., *Political Parties in Britain*, Edinburgh University Press, 2012, p. 61.
- (6) Lieber, R. J., *British Politics and European Unity*, University of California Press, 1970, p. 144.
- (7) Sartori, G., *Party and Party Systems: A Framework for Analysis*, Vol. 1, Cambridge University Press, 1976, p. 63. 岡沢憲美・川野秀之訳『現代政党学——政党システム論の分析枠組み』早稲田大学出版部、一九八〇年、一一一頁。
- (8) Finer, S. E., *Adversary Politics and Electoral Reform*, Anthony Wigram, 1975.
- (9) 例えば一九六一年の労働組合の拠出金は二〇万八三五ポンドであり、労働党の総収入の約八四%を占めている。
- (10) Garner, R. and Kelly, R., *British Political Parties Today 2ed*, Manchester University Press, 1998, p. 132.
- (11) Labour Party, *Report of the 60th Annual Conference*, Transport House Smith Square, 1961, p. 80.
- (12) *Ibid.*, p. 212.
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.*, p. 213.
- (15) *Ibid.*
- (16) *Ibid.*
- (17) *Ibid.*, p. 214.
- (18) 西ドイツ外務次官当時に打ち出した原則で、ソビエト以外の国で、東ドイツと国交を結んだ国とは断交すると宣言したものであった。
- (19) Labour Party (1961), *op. cit.*, p214.
- (20) *Ibid.*, p. 216.
- (21) ローマ条約に関しては以下のサイトを参照。European Commission, http://ec.europa.eu/archives/emu_history/

documents/treaties/rometreaty2. pdf. 最終閲覧日：二〇一五年六月四日。

- (22) Labour Party (1961), *op. cit.*, p. 217.
- (23) *Ibid.*, p. 218.
- (24) *Ibid.*
- (25) *Ibid.*, p. 223.
- (26) Trades Union Congress, *Report of Proceedings at the 93rd Annual Trades Union Congress*, Authority of the Congress and the General Council, 1961, p. 468.
- (27) *Ibid.*, p. 468.
- (28) *Ibid.*, p. 469.
- (29) Trades Union Congress, *Report of Proceedings at the 94th Annual Trades Union Congress*, Authority of the Congress and the General Council, 1962, p. 496.
- (30) *Ibid.*, p. 505.
- (31) 細谷雄一『戦後国際秩序とイギリス外交』創文社、二〇〇一年、八一頁。
- (32) C. P (48) 6, 4th January, 1948, “*The First Aim of British Foreign Policy*”, Memorandum by Bevin.
- (33) Labour Party, *Report of the 49th Annual Conference*, Transport House Smith Square, 1950, p. 3.
- (34) *Ibid.*, p. 85.
- (35) キープ・レフトの代表的人物としてリチャード・クロスマン (R. Crossman)、イアン・ミカード (I. Mikardo)、マイケル・フット (M. Foot) が挙げられる。彼らの理念はアメリカ、ソ連から独立した外交政策を採ることにあつた。
- (36) Labour Party (1961), *op. cit.*, p. 211.
- (37) *Ibid.*, p. 211.
- (38) *Ibid.*

- (39) 例えば、H. ダルトン (H. Dalton) や D. ヒーリー (D. Healey) が一九五〇年の全国執行委員会声明で強調したように、
コモンウェルス諸国との関係を重視する議員がいた。Labour Party (1950), *op. cit.*, p. 3. を参照。
- (40) Labour Party (1961), *op. cit.*, p. 215.
- (41) *Ibid.*, p. 216.
- (42) *Ibid.*
- (43) イギリスとオーストラリア、ニュージーランドの具体的な交渉過程に関しては以下を参照されたい。小川浩之『イギリス
帝国からヨーロッパ統合へ——戦後イギリス対外政策の転換とEEC加盟申請』名古屋大学出版、二〇〇八年。
- (44) 小川、前掲書、九四—九五頁。
- (45) HANSARD, 3 August 1961, Series 5, Vol. 645, cols. 1783.
- (46) 労働党は「可能な限り緊密な協力」という姿勢でもってヨーロッパ統合に向き合っていた。一方の保守党にしてもチャー
チルが「イギリスはヨーロッパとともにあるが、その一部ではない」述べたように、ヨーロッパ統合に加わりはしないが、協
力関係は結ぶという態度を採っていた。これは政権交代が起きても変わらぬ、イギリスとヨーロッパ統合の関係性であった。
- (47) 力久昌幸『イギリスの選択——欧州統合と政党政治』木鐸社、一九九六年、八一頁。
- (48) Labour Party, *Report of the 61st Annual Conference*, Transport House Smith Square, 1962, p. 158.
- (49) *Ibid.*, p. 159.
- (50) *Ibid.*, p. 162.
- (51) *Ibid.*, p. 246.
- (52) Dale, I., *Labour Party General Election Manifestos, 1900-1997*, Routledge, 2000, pp. 106-107.

ツーリズムの視点からみた「メディアとしての絵葉書」の再検討

——戦前期のハルビンに関連する絵葉書を事例として——

毛利 康 秀

1. はじめに

携帯電話やスマートフォン^①などの持ち運び可能なモバイル機器を利用して、写真つき電子メール（いわゆる写メール^②）を送ることは、今日ではすっかり日常的な風景となっている。もちろん、これはインターネットに代表される情報通信ネットワークの世界的な発達およびカメラ機能が内蔵されたモバイル機器の普及が進んだ二一世紀になって初めて可能となったものであるが、画像情報＋私信を相手に伝達するという意味では、絵葉書を用いたコミュニケーションが一世紀以上前から実現していた。例えば、旅行先で印象的な風景を友人に伝えたいと思えば、現地で相当す

風景の絵葉書を買求め、簡単な私信を添えて投函すれば良かった。実際に、そのようにして旅先から届けられた風景の絵葉書が大量に現存している。すなわち、絵葉書は、写真つき電子メール（写メール）の起源ともいえるべき存在であったと言えることが出来る。

本稿では「メディアとしての絵葉書」に焦点を当て、絵葉書に関する先行研究を概観した上でメディア的な特性を確認する。絵葉書は依然として身近な存在ではあるが、写真つき電子メールの普及とともに、実際に投函される機会は減少しつつある。現在のうちに絵葉書の誕生からインターネット時代の到来に至るまでの期間について、絵葉書の社会的位置づけがどのように変遷していったかについて検討することは意味があることと考える。

さらに、絵葉書が観光地で多く発売された歴史的な経緯を踏まえて、観光（ツーリズム）の視点を付け加える。具体的事例として、中国東北部（旧満州）の中央に位置する都市・ハルビン⁽³⁾に関連した絵葉書を取り上げる。ハルビンは一九世紀末より帝政ロシアによって建設が開始された比較的新しい国際都市であり、その建設の初期から現在に至るまで多様な絵葉書が発行されているが、特に太平洋戦争前の時期に日本人向けの絵葉書が数多く発行され利用されている。当時ハルビンを訪れた日本人旅行者は、現地で絵葉書を買求め、近況報告を綴って内地に差し出した。受け取った家族や友人は、絵葉書に印刷された異国情緒あふれるヨーロッパ風の街並みの画像と率直な感想のメッセージによって、ハルビンに対するイメージをかき立てられたことだろう。

近年、ツーリズム分野における新しい研究動向として、映画やドラマ、小説、漫画、アニメーションなどのコンテンツ作品をきっかけに観光行動が誘発される「コンテンツツーリズム」⁽⁴⁾に関する注目が高まっている。ハルビンは、その歴史の浅さゆえ伝統的な観光資源を持たないが、『ハルピン夜話』をはじめとする様々な小説や音楽等のコンテ

ンツ作品の舞台となって、日本人観光客の訪問意欲が喚起される都市となった。歴史的な伝統に頼らず、都市固有の雰囲気とイメージを画像によって表現するハルビンの絵葉書は、コンテンツツールの源流をたどる事例として適当であると考ええる。

よって、本稿ではハルビンから実際に差し出された絵葉書の基礎的な内容分析も行い、どのような絵柄の絵葉書がどのようなメッセージとともに送られたかについての把握を通して、ツールリズム研究、特にコンテンツツールの視点からみた「メディアとしての絵葉書」の位置づけの再検討を試みる。

2. メディアとしての絵葉書に関する再検討

2-1. 絵葉書に関する先行研究

絵葉書は、近代的な郵便制度が発展していく中で、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて出現したメディアである。^⑤ 絵画や人物をあしらった絵葉書も多いが、観光地をはじめとする風景写真の絵葉書もまた多い。ここでは、主にメディアとしての絵葉書に着目した日本における先行研究について取りまとめる。

田邊（二〇〇二）は、絵葉書について「特定の作り手から不特定多数への購置者への伝達」と「特定の差出人から特定の受取人への伝達」という、二つのメディア性を持つと指摘した。^⑥ 前者は、マス・メディアとしての特性に相当する。一九世紀から発達したマス・メディアの一つとして新聞が挙げられるが、二〇世紀前半の新聞は印刷技術の制約から紙面に写真を掲載することが困難であり、事件やニュースに関する画像情報を伝達する役割は絵葉書が担っていた。柏木（二〇〇〇）は、当時の絵葉書は、報道メディアとしての機能を有していたと指摘している。^⑦ 一九二三年

(大正二二年)に関東大震災が発生した時、その惨状を伝える画像メディアとして大きな役割を果たしたのも絵葉書であった。木村・石井(一九九〇)の研究によると、惨状の激しいものや死体が写されたものまで人々はこぞって買い求め、警察から発売禁止になったものまでであるという。⁽⁸⁾ 絵葉書は今日における写真週刊誌に相当する、写真ジャーナリズムの一翼を担う存在でもあった。後者は、パーソナル・メディアとしての特性に相当する。細馬(二〇〇〇)はコミュニケーションの手段としての絵葉書の性格を「漏らすメディア」として位置づけ、絵葉書ならではの特質について指摘している。橋爪(二〇〇六)もメディアとしての絵葉書に着目し、百年に及ぶ絵葉書の歴史と日本の近代史とを重ねて論じた。⁽⁹⁾

絵葉書は、メディアとしてのみならず、文化的視点や美術的視点などからも研究されている。樋畑(一九三六—一九八三)は、⁽¹⁰⁾ 東西交通文化の流れの中から絵葉書的重要性に着目し、他国の絵葉書発行の状況も踏まえながら日本の絵葉書について論じており、戦前期における絵葉書研究として特筆するべき成果を残している。⁽¹¹⁾ 太平洋戦争後はしばらく空白の期間が続いたが、小森(一九七八)による絵葉書集成を皮切りに、⁽¹²⁾ 村松(一九八〇)、六角(一九八一)、秋山(一九八八)らによる成果が続いた。⁽¹³⁾ 中川(一九九〇)は旅と交通の視点から、⁽¹⁴⁾ 小川(一九九〇)は産業史の視点から、⁽¹⁵⁾ 佐藤(一九九四)は風景論の視点から絵葉書を論じている。⁽¹⁶⁾ 富田(二〇〇五)は絵葉書を通して近代日本の歴史を浮かび上げらせ、⁽¹⁷⁾ 浦川(二〇〇八)は絵葉書が持つ異文化の表象性を明らかにしながら、絵葉書の資料的価値について論じている。

以上が、絵葉書についての主要な先行研究の成果である。絵葉書は現在もなお身近な存在であり、一定の研究の蓄積も進みつつある。しかし、佐藤(一九九四)が指摘するように、絵葉書を主要な対象とした学術的な研究はあまり

進んでいるとは言えず、浦川（二〇〇八）もまた同様の見解を示している。⁽¹⁸⁾ 国家的な意志が強く作用する郵便制度や切手の研究とは異なり、絵葉書はその多くが民間業者の手によって生産されるため、全容の解明が困難なことが、その理由の一つとして挙げられるだろう。⁽²⁰⁾ 絵葉書の歴史は、世界や日本の近代史の歴史ともほぼ重なるが、近代史における大きな歴史的な流れの中から絵葉書をとらえ、その社会的な意味を考察していく試みは、まだまだ十分なされていないとは言えない。資料としての研究の方法を確立し、⁽²¹⁾ その実態を解明していく試みが待たれるところである。⁽²²⁾

2-2. 絵葉書が持つメディア的な特性

これまで検討してきた内容から、絵葉書が持つメディア的な特性について整理すると、おおよそ以下のようにまとめることが出来る。田邊（二〇〇二）も指摘しているように、まず挙げられるのは、絵葉書の生産者から消費者へ流れる、マス・メディアとしての特性である。生産者は絵葉書を大量に生産し、不特定多数の消費者へ販売される。特に、画像情報を伝達する手段に乏しかった時代においては、絵葉書は間違いなくマス・メディアとしての機能を果たしていた。生産者は、売り上げを伸ばすために、人々の関心を惹く題材を取り上げたから、絵葉書に印刷された図柄は、すなわち人々の興味・関心を反映するものであった。ニュースを伝える媒体としての絵葉書は、現在では既にその役目を終えているが、名所旧跡を紹介した観光絵葉書は依然として発行され続けていることを考えると、人々の関心を惹きつけるメディア的な特性は現在に至るまで引き継がれていると考えて良い。

次に挙げられるのは、絵葉書の消費者から消費者へ流れる、パーソナル・メディアとしての特性である。絵葉書が郵便物として差し出される時、特定の差出人から特定の受取人へ情報が伝えられる。その情報は、先述したマス・メ

ディアとしての画像情報に、私信としての情報が付け加えられている。このように、絵葉書はマス・メディアとパーソナル・メディアの両方の機能を兼ね備えているという点で、新聞や写真と大きく異なっていると言える。

2-3. 絵葉書の社会的受容に関する推移

さて、絵葉書はその誕生以来、社会的にどのように認知され、受容されていったのであろうか。また、「絵葉書」の使われ方、報じられ方にはどのような推移が見られるのであろうか。

本稿では、これらを検証する指標として日本の新聞記事に着目し、具体的な方法として、読売新聞の記事検索サービス「ヨミダス歴史館」を利用した。⁽²³⁾ 一八九七年（明治三〇年）以前は〇件であり、一八九八年（明治三一年）から一九八六年（昭和六一年）までの累計は一、〇五〇件となっている。⁽²⁴⁾ 一九八七年（昭和六二年）から二〇一四年（平成二六年）までの合計は一、三一七件となっている。⁽²⁵⁾

確認出来る限り、「絵葉書」がキーワードとなった記事で最初に登場するのは、一八九八年（明治三一年）一二月二一日の「新年當て込みの賣物」という見出しがついた記事中である。ただ、私製葉書の発行を許可する逓信省令が出されたのは一九〇〇年（明治三三年）一〇月のことであるから、この時に売り出された「絵葉書」はまだ国内の郵便物として使用出来るものではなかったことに注目する必要がある。逓信省令以降、民間で絵葉書を作ることが出来るようになったが、その翌月の一月一七日と二一日には、絵葉書の発行に関する広告が登場し、一二月三日には新年用の絵葉書の発売広告も出されている。

一九〇二年（明治三五年）以降は、順調に絵葉書の浸透が進んでいった。そのブームは日露戦争期に頂点を迎え、

「絵葉書」関係の記事も激増し、一九〇四年（明治三七年）には五四件、一九〇五年（明治三八年）にピークの二五七件に達する。日本における絵葉書の普及は、日露戦争の勃発とその行方が大きな役割を果たしたことは、新聞報道の激増ぶりからも裏付けられる。先述したように、当時は新聞紙に写真を印刷することが技術的に困難であったので、戦場の様子を写真情報として知ることが出来る有力な手段は絵葉書であった。

日露戦争が終わると、「絵葉書」に関する記事は減少していく。一九〇六年（明治三九年）は一三五件あったが、翌年以降は三七件、二三件、二五件と落ち着いていき、大正時代に入ると年間一〇件以下まで減少する年が多くなる。しかし、絵葉書の収集ブームは依然として続いていたので、報道量の減少は、むしろ絵葉書の社会的な定着を意味しており、絵葉書の普及・定着とともにニュース性もなくなっていたと解して良い。実際、関東大震災が発生した時、被災の模様を写した絵葉書が大量に発行されたものの、「震災関連絵葉書の発売」という事実は、もはやニュースにはなっていない。

昭和期に入ると、絵葉書関係のニュースは再び戦時色が強まり、戦線へ絵葉書を送って慰問することに関連する記事が増えていく。太平洋戦争が始まると、絵葉書の記事も完全に戦争一色となる。しかし敗色が濃くなると絵葉書関係の記事も見られなくなり、そして敗戦を迎える。

戦後初めての絵葉書に関する記事は、一九四六年（昭和二年）一〇月七日に確認される。⁽²⁶⁾ 平和が強調され、戦前に発行された「戦争ものの絵葉書」は存在しないかのように扱われている。⁽²⁷⁾

日本は高度経済成長期に入り、テレビ全盛の時代となっていく。一九六三年（昭和三九年）に開催された東京オリンピックの時には記念絵葉書が発売され、新聞記事となった（七月三〇日）。しかし、その後は絵葉書に関する記事そ

のものが減少していき、全く報じられない年も出るようになった。

一方、絵葉書を送る、絵葉書を受け取るといったコミュニケーションに関する記事や絵葉書の使用規則の改善を求める投書が増え、戦前期に作られた過去の絵葉書について言及する記事や広告が出現するようになる。⁽²⁸⁾戦後期は、古い絵葉書に関する新聞報道も増加傾向にあり、「絵葉書というメディアの再発見」が進んでいることもうかがわせる。

観光地の絵葉書に関する記事は戦前・戦後を通じて見られるが、数としてはそれぞれ二桁に届かず、散見される程度である。⁽²⁹⁾もつとも、観光絵葉書の膨大な発行量に留意するならば、観光絵葉書はもともニュースにならない位にありふれた存在であるからと解して問題ないだろう。⁽³⁰⁾

なお、一九九五年（平成七年）に発生した阪神大震災に関連した絵葉書の記事は一件、二〇一一年（平成二十三年）に発生した東日本大震災に関連した絵葉書の記事は一件が確認出来る。被災者に向けて応援のメッセージを送ろうといった呼びかけやチャリティ絵葉書の発行などである。助け合い、絆を深めるためのコミュニケーション・メディアとして絵葉書が再評価されていることが興味深い。

3. ハルビン絵葉書の社会的意味

3-1. 国際都市ハルビンの成立と日本人

本稿では、実際の使用事例としてハルビンに関する絵葉書を取り上げるが、まずはハルビンと日本人との関わりについて概観することにした。

現在の中国東北部、かつて満州と呼ばれた地域は、日本人にとって縁遠い地域であった。近代都市・ハルビンとし

ての起源は一八九八年（明治三十一年）年に遡る。この年、帝政ロシアが露清密約によつて中国東北地域の鉄道敷設権（東清鉄道）を獲得すると、これまで寒村であつたハルビンは鉄道建設の拠点となつた。ハルビンは西北の満州里から南東の綏芬河に横断する東清鉄道と南から北へ流れる松花江が交差する交通の要衝に位置していたからである。鉄道建設と同時に都市建設も始まり、「極東のモスクワ」とも「東洋のパリ」とも称される、ヨーロッパ風の街並みが形成されていった。

当時の松花江河畔は一面の湿地帯であつたが、まず香坊（ロシア名…スタール・ハルビン）に拠点の仮市街地が作られ、土木工事で出る残土で湿地帯を埋め立てながら松花江（同…スンガリー）方面へ都市を広げていった。秦家崗（同…ノブ・ゴード）にはハルビン駅が建設され、ロシア正教の中央寺院（ニコライ大聖堂）やロシア資本のデパート（チューリン洋行）が建設されていった。⁽³¹⁾ 西澤（一九九六）によると、ロシア人にとつて教会は、日本人にとつての神社・仏閣以上に重要なものであり、市街地の中心地にロシア正教会の聖堂を置くことは、きわめてロシア的な都市計画の手法である。⁽³²⁾ そして、秦家崗の北側に位置する埠頭区（ロシア名…プリスタン）は、目抜き通りとなるキタイスカヤ街を中心に商業地区として整備された。これらの地区は、鉄道附属地として設定されたロシア租界であり、ロシアが自治権を握っていた。後述する傅家甸（同…フージャデン）を除けば、市街地のほぼ全てが鉄道附属地に含まれるといつても過言ではなかつた。ハルビンは、清朝の領土内にありながら、事実上ロシアの「植民都市」として都市形成が進められていたのである。⁽³³⁾

東清鉄道を建設する労働力としては、中国人が多く雇われた。もともと、ハルビンが位置する満州地方は、満州族が暮らす土地であつたが、山東省を中心とする多数の漢民族が労働力として満州に移動し、住み着くこととなつた。

彼らは、ハルビン駅の北東に位置する松花江河畔の埋立地に、傳家甸（同…フージャデン）という中国人の居住区を建設した。この地区は鉄道附属地の外にあったので、自治権は清国に帰属していた。

さて、ハルビンの建設とともに、日本人がどのように進出し、どのような関わりを持つようになっていったのだろうか。

ロシアが東清鉄道の建設に着手すると、日本人も次第に進出していくようになり、日露戦争が始まる直前の一九〇三年（明治三六年）にハルビンに在住する日本人は六八一名に達していた⁽³⁵⁾。ただし、当時のハルビンは、まだ日本と清国との条約で認めた開港場ではなかったため、日本人はロシアが管轄する鉄道附属地にロシア側の許可を得て居住せざるを得なかった。日露戦争の開戦とともに、日本人は一時的にハルビンから退去するが、戦争の終結後、再び集まり始める。

一九〇六年（明治三九年）、ハルビンは国際都市として諸国に開放された。「ウラジオストクで待機していた日本人はその開放を聞き、勇躍してハルビンに向かった」という⁽³⁶⁾。一九二二年（大正一〇年）頃のハルビンの人口は約三三万人で、そのうち中国人が一九万人、ロシア人が一三万人を占めていた。ロシア人の中でも、ロシア革命を逃れてきた白系ロシア人の影響が強かった⁽³⁷⁾。当時、ハルビンを訪れた日本人は、「駅の構外を出るともう支那などといふ気分がせず」、「見るもの聞くものが皆んなロシアの色調を帯びて」おり、「極東のモスクワへ着いた」気分になったと述べている⁽³⁸⁾。その他、少数ではあるが、英、米、仏、独、伊、インド、オランダ人、朝鮮人が居住し、「殆ど世界各国人が居ると云ふ」様相を呈していた⁽³⁹⁾。この時期の日本人は三、五〇〇人前後で推移している。

その後、次第に日本人の流入は増加していく。一九三〇年（昭和五年）時点では、ハルビンにおける日本人は

三、九一〇名であり、満州国が成立した翌年の一九三三年（昭和八年）には九、〇九六名と激増している。⁽⁴⁰⁾そして、太平洋戦争が勃発する一九四一年（昭和一六年）には五四、三二六名が、敗戦を迎えた一九四五年（昭和二〇年）には七八、六九五名の日本人がハルビンに在留していた。⁽⁴¹⁾

ハルビンは、時代が下るにつれて日本的要素が増えていったが、日本人がハルビンに抱くイメージは、依然としてロシア正教会やヨーロッパ風の建物が建ち並ぶ国際都市であり、「異国情緒のあふれる街」「歓楽の街」として認識されていた。⁽⁴²⁾ロシア人ダンサーが彩る夜の歓楽街についても詳しく紹介され、ハルビンは、内地の日本人が訪れることの出来る「東洋の楽天地」であり「驚く可き性欲の都」として広く知られていたからである。⁽⁴³⁾

ニコライ大聖堂（中央寺院）近くの東支倶楽部には、レストランのほか、交響楽団・バレエ劇団・野外ドームが設置されていた。⁽⁴⁴⁾ロシア革命から逃れてきたオペラ歌手もハルビンに避難しており、ハルビンの音楽会は極めて質が高いものであったという。白系ロシア人は、冬は松花江で氷の洗礼をし、夏にはヨット遊びを楽しんだ。ハルビン公園には常にロシア音楽が流れていて、公園内はロシア人老若男の憩いの場であった。

昭和初期、満州旅行ブームが巻き起こり、「日支親善」と「内鮮融和」をめざして様々な旅行案内書が作成され、日本人の満州旅行を促した。日本旅行会・鉄道省・朝鮮総督府鉄道局と提携しての団体旅行も企画された。実際、修学旅行や卒業旅行として、旧制高校の生徒が満州や台湾などの外地に出かけることが流行した。一九三五年（昭和一〇年）の大阪朝日新聞（満洲版）によれば、前年に満州を訪れた日本人団体客は三七四団体、一七、二五三名にのぼったという。⁽⁴⁵⁾一九三五年（昭和一〇年）に満鉄の特急「あじあ号」の運転がハルビンまで延長されると、ハルビン旅行に一層拍車がかかることとなった。

満州国期、ハルビンの観光バスには、日本人のバスガイドだけではなく白系ロシア人の若い女性も乗務させ、日本語で露人墓地の案内をさせたりして、日本人観光客に「ハルビン情緒」を味わわせる演出も行われていた。⁴⁶このように、日本の勢力が増しつつあっても、ハルビンは国際色が豊かで猥雑で活力のある都市であり、日本人にとって訪問してみたい街であり続けた。⁴⁷

3―2. ハルビン絵葉書の特徴

日露戦争期から太平洋戦争で日本が敗北するまでの期間、台湾・樺太・関東州など、日本が勢力下においた地域において絵葉書が多数発行された。満州地域における絵葉書も数多く、ハルビンにまつわる絵葉書も、その中の一つとして位置づけられる。

ハルビン絵葉書は、その多くが当時の都市の建築物や風景をあしらった写真絵葉書であった。⁴⁸都市景観を写した絵葉書は、その時代の都市の個性をうかがえるところに特徴がある。この時期、日本国内外の都市のものが多数発行され、役所、警察署、公会堂、学校などの主要建築が多数被写体になったが、ハルビンの絵葉書は、特にロシア風の建築が多く写されており、他の満州の都市には見られない国際色豊かな異彩をひととき大きく放っていた。

ハルビンに在住する日本人も絵葉書を買って求めて使用したと考えられるが、購入の多くを占めたのは、同地を訪問した日本人観光客であった。当時、まだ個人用の写真機は普及しておらず、持参したとしても、現地での撮影には制約が伴ったので、旅行の記念品としてはもちろん、風景を土産として持ち帰るという意味でも絵葉書を購入するのが一般的であった。一部は現地から内地への郵便に用いられ、残りは未使用のまま持ち帰られた。

内地でそれらを見た人々は、国際都市・ハルビンへの旅情をかき立てられたことであろう。その風景からエキゾチックな雰囲気を感じ取り、遠い異国の地への思いを馳せたのではないだろうか。この独特の視覚経験が、ハルビン絵葉書ならではの特徴を構成していると考えられる。

3-3. ツーリズム研究の視点から見たハルビン絵葉書の再検討

ここまでの論考を元に、ツーリズム（観光）とハルビン絵葉書との関わりについての考察を行う。

近年におけるツーリズム研究の新動向として、従来型の大衆化された画一的な観光（マスツーリズム）から多様化が進みつつある流れの一つとして、「コンテンツツーリズム」に関する研究が進みつつある。「コンテンツツーリズム」とは、映画やドラマ等の作品（コンテンツ）に関連のある場所を訪れる形態の観光（ツーリズム）とされ、「地域に『コンテンツを通じて醸成された地域固有の雰囲気・イメージ』としての『物語性』『テーマ性』を付加し、その物語性を観光資源として活用すること」とする定義が広く用いられている。⁽⁴⁹⁾「コンテンツツーリズムはマスツーリズムにはなりにくいものの、個人の動機において旅行行動が行われるという点で消費者の指向性が多様化した現代を象徴したツーリズム」として捉えられる。⁽⁵⁰⁾

「コンテンツツーリズム」は、温泉や名所旧跡巡りなど、確立された観光地を巡る一般的なツーリズムとは異なり、これまで観光地として注目されなかった場所であつても、コンテンツの題材に取り上げられ、それがメディア（特にマスメディア）によって広く流布されることによって観光行動へと結びつけられることを特色としている。

この分野における先行研究としては、コンテンツ作品をきっかけとした観光への考察を行った秋山（二〇〇五）⁽⁵¹⁾を

はじめ、埼玉県鷺宮町の取り組み事例から考察を加えた山村（二〇〇八）⁽⁵²⁾、小説、映画、漫画、アニメーション作品など様々なコンテンツ作品を対象として包括的に概観した増淵（二〇一〇）⁽⁵³⁾、コンテンツツーリズム研究の理論的枠組みの構築を意欲的に試みた岡本（二〇一二）⁽⁵⁴⁾、コンテンツ作品の要素による観光形態の分類を行った筒井（二〇一三）⁽⁵⁵⁾などの成果が発表されている。フィクション作品、特にアニメーション作品の題材として取り上げられた事例を取り上げた研究が多く、これまで観光地ではなかった所が観光地化していく過程が明らかにされている。

ここで、ハルビンについて言えば、「異国情緒」というイメージに基づく『テーマ性』に加えて、日露戦争期における志士の銃殺の地、伊藤博文公の遭難の地といった『物語性』の要素も付加され、日本人にとって訪れてみたい観光の目的地へと意識されるようになっていった。その意味において、ハルビンは「コンテンツツーリズム」の代表的な舞台となった街であるという仮説を提示することが出来る（これを検証する方法として、後述するように実際に使用された絵葉書の内容分析を試みることにする）。

一九二三年（大正十二年）年に発売された『ハルピン夜話』は、奔放なエロティシズムに満ちたロシア人ダンサーを描いて「裸踊りのバイブル」とも評され、一三〇版以上を重ねたベストセラーになった。満州旅行ブームも手伝って、ハルピンは「内地客に手の届くエキゾチシズムとエロティシズムを提供してくれる国際的歓楽都市」として広く知られるようになった。⁽⁵⁶⁾ 当時出版された旅行記の記述を見ても、日本人旅行者にとってハルピンは歓楽街でロシア人女性ダンサーを見物することが定番となっており、「哈爾濱まで行つて、かうした場所にゆかないで帰る人間はまづないといふのが、苦笑すべき事実であり」、「外国人が日本のフヂヤマとゲイシャ・ガールを見ないでは帰れないやうな風に、一般化・観光物化されてゐる」と記載されているように、⁽⁵⁸⁾ このエキゾチシズムとエロティシズムの強烈なイ

メージ（まなざし）が、ハルビンに対する興味・関心をかきたて、現地を訪問する動機形成への大きな要素になっていたと解して良い。⁽⁵⁹⁾

ハルビン絵葉書にも、ロシア人ダンサーを描いたものやロシア人美女との交歓を題材にしたものが登場しており、ハルビンという街のイメージ形成を後押しした。⁽⁶⁰⁾

松重ら（二〇〇八）の研究によると、日本語によるハルビン絵葉書は二〇世紀初頭には出現していた。近代都市・ハルビンの建設途上が進められていた時期であり、その頃のハルビン絵葉書も、東清鉄道の列車やロシア寺院など、ロシアによって作られたものの紹介が主であり、まさしくロシアの満州進出の拠点としてのハルビンをうかがわせる内容となっている。一九二〇年（大正九年）にはキタイスカヤ街に日系資本による建物（松浦洋行）が建てられ、絵葉書の図案にもなったが、その外観は純洋風であり、「異国情緒あふれる街」としてのハルビンのイメージ形成を補強するものであった。

一九三一年（昭和六年）の満州事変、ならびに翌年の「満州国」の成立を契機に、ハルビンは大きな変貌を遂げていく。志士の碑や伊藤博文に関する絵葉書が作られ、駅前には建国記念碑が建てられてその絵葉書が作られ、哈爾濱神社が建立されてその絵葉書が作られるなど、街にも絵葉書にも日本的な要素が増えていった。しかし、観光資源としての「ロシア情緒」は維持され、内地からの観光客を呼び込んだ。

太平洋戦争の敗戦と満州国の崩壊により、ハルビンに在住していた日本人は追放されて内地に引き上げた。観光旅行は不可能となり、日本人向けの絵葉書も作られなくなった。ロシア人をはじめとする外国人も追放されてハルビンは中国人だけの街となり、絵葉書の作り手も中国人の手にとって代わられる。新中国の成立からしばらくの間は、社

会主義のもと発展するハルビンを紹介する内容であり、ソビエト連邦の影響を受けつつもロシア的な要素は消されているのが特色である。日本的な要素は街から排除されており、当然ながら絵葉書にも現れない。改革・解放期以降は、発展のシンボルとしての絵葉書ではなく、観光土産としての絵葉書の要素が強くなる。発展を続けるハルビンの紹介に加えてロシア的な要素が復活、ハルビンならではの観光資源として再評価される様子を伺うことが出来る。〈表1〉は、ハルビンの歴史と日本人訪問者の意識、絵葉書の推移について、戦後の状況も含めて一覧にしたものである。

3—4. 実際に使用されたハルビン絵葉書の傾向

満州国期以前に戻り、実際に使われた絵葉書の内容について概観してみたい。本稿では、日本大学文理学部情報科学研究所の研究プロジェクトで収集されているハルビン絵葉書のうち、旅行者が実際に差し出したものと判断出来るものを対象とした⁽⁶¹⁾。

一九一六年（大正五年）九月にハルビンから福岡宛に差し出された絵葉書には「九月二十日朝晴後曇 朝四時半に目覚め五時半に食堂に出てオートミルとビフテキを食べた 六時十分前の汽車に乗る見送り人多し途中長春に二時卅五分着こゝで露西亞時間となり時計を二十三分進め式時五十八分に針を直す 窯門（ヨーマン）といふ停車場でお湯を貰ひにブヘーに入るブヘーは露西亞と支那人との二つに分れて居る露西亞のは瓦斯で支那人のはランプであつた」と記載されていてハルビンについての感想は特に記されていないが、ハルビンの街並みの絵葉書が使われており、現地の雰囲気は伝わっている。当時の郵便局はロシアによつて運営されており、ロシアの切手が貼付されているが、絵葉書自体は哈爾濱安高洋行が発行した日本製であり、当時から既に日本人が活動していたことを裏付けている。この

表 1 ハルピンの歴史と日本人訪問者の意識、ならびに絵葉書の推移

時期	日本人訪問者の意識	ハルビン絵葉書
都市建設から満州国期以前 20世紀初頭～1932年	19世紀末より帝政ロシアによって建設される。1906年に国際都市として諸国に開放され、日本人も進出を始める。 (1920年代のハルビン在住日本人は3500人程度。) 『ハルビン夜話』(1923年) がベストセラーとなる。内地人にも手が届く「ヨーロッパ体験」が出来る場所として関心を集める。	19世紀末より、絵葉書が世界的に流行。安価に流通可能な画像メディアとして普及。日本では日露戦争の前後で空前のブームとなる。 日本語によるハルビン絵葉書は20世紀初頭には出現。この時期の絵葉書はロシアならびにロシア人の存在感が圧倒的であり、異国情緒あふれる街としてのハルピンのイメージ形成に寄与した。
満州国期 1932年～1945年	満州旅行がブームとなり、「あじあ号」の運転も延長、日本人の訪問が増える。引き続き手軽に「ヨーロッパ体験」が出来る場所であったが、日本による勢力の伸張を確認するような観光スポットも増える。	「満州国」の成立を契機として、ハルピンは「日本人の街」としての性格が強まっていった。ハルビン絵葉書は、その異国情緒を特色としつつも、次第に「日本化」していく過程を辿っていった。
改革・解放期以前 1945年～1978年	日本の敗戦により在住日本人は引き揚げる。ロシア人はオーストラリアへ追われ、中国人だけの街となる。 戦後しばらくは日本との国交がなく、日本人旅行者の訪問は困難であった。	中国製の絵葉書が発行される。社会主義のもと発展するハルピンを紹介する内容であり、ソビエト連邦の影響を受けつつもロシア的な要素は消されている。日本的な要素は街から排除されており、当然ながら絵葉書にも現れない。
改革・解放期以降 1978年～2000年	再び日本人が訪問出来るようになる。 ただし、日本人が大挙して向かうという状況にはならず、かつて在住していた日本人の再訪などが主であったと考えられる。	観光土産としての絵葉書が発行される。発展を続けるハルピンの紹介が主であるがロシア的な要素が復活、ハルビンならではの観光資源として再評価される。日本的な要素は復活せず。
21世紀以降： インターネット時代 2001年以降	ツリーズムの多様化、ハルピンの日本語ガイドブック (地球の歩き方) 等の発行、現地のガイドの日本語対応などもあり、数ある観光目的地の一つとしてハルビンも選択されるようになる。	新規の絵葉書は発行されなくなり、入手出来る場所も限定される。絵葉書に代わり、写真を添付したメールやインターネット上のブログなどで情報が発信されるようになる。

時期はまだ観光旅行で訪れることは難しく、差出人も何らかの用命を帯びて訪れたのであろう。

旅行者による絵葉書は一九二〇年代以降から見られるようになる。一九二六年（大正一五年）六月にハルビンから京都宛に差し出された絵葉書には「あてもなく朝鮮を振出しに奉天を経てこんなところまできてしまつて滞在すると既に五月随分變つてゐる 大連を経てかへるつもり、はるかに敬意を表します」と記載されており、放浪同然の旅行の果てにハルビンまで到達したことが綴られている。⁶² ロシア中央寺院の絵葉書が使われており、異国情緒がよく表されている。

満州国期に入ると、観光でハルビンを訪れる日本人が増加していく。現地を訪れた率直な感想が綴られているものが多い。一九三二年（昭和七年）七月にハルビンから東京宛てに差し出された絵葉書には「ハルピン之市中ハ裏面之様です 露人之多いのには恐いて居ます」と記載されている。キタイスカヤ街の絵葉書が使われており、ロシア人が多いことに驚いているというコメントと共に、ロシア風の街並みを受取人に伝えようとしている。

一九三六年（昭和十一年）一月にハルビンから東京宛に差し出された絵葉書には「長春ヨリ貴地へ旅行致 露国帝政時代ト異リ支那人ノ鼻息ノ荒キコトニハ一驚ヲ喫シ申候 哈尔賓名物『シヤンタン』ダンスヲ土産ニ見テ帰ル積リニ御坐候」と記載され、ロシア人ダンサーによるダンスを見物したことが書かれている。使われた絵葉書も若いロシア人女性があしらわれた図柄が選ばれており、ロシア人女性に対する「まなざし」が伝わってくる。ダンスについて言及した絵葉書は、他に幾つも確認することが出来る。

一九四〇年（昭和十五年）九月にハルビンから東京宛に差し出された絵葉書には「拝啓 其後御変りありませんか。私も元氣で目下全満旅行中です。齊々哈爾、哈爾賓と廻つて、此から綏芬河・羅津の方へ赴く予定です。ハルピンは

異国情趣たつぷりの街で通行の露助のメツチエンに心も眼も奪はれて居る始末です。」と記載されている。使われた絵葉書はソフィスカヤ寺院の図柄であるが、やはりロシア人女性に対する「まなざし」が印象に残る。

太平洋戦争が始まって、戦局が悪化するまでは観光旅行が行われた。一九四三年（昭和一八年）五月にハルビンから千葉宛に差し出された絵葉書には「昨日十二時四十七分ハルピン着。今日は観光バスで市中を見學。人口八十万その内日本人は八万人。大阪を三つ併せた位の面積である。エハガキが実に少ない。送ったものは皆保存しておきなさい」と記載されており、絵葉書の不足が始まっている様が綴られている。使用された絵葉書も、市販のものが入手出来なかったためか、市内観光バスの乗車券の半券（絵葉書として使えるものでソフィスカヤ寺院があらわれている）を利用している。

これら現地から実際に差し出された絵葉書を概観すると、現地を訪れた感想が率直に綴られたものが多く、絵葉書は現地の様子をビジュアル的に伝えるメディアとして機能している。絵葉書の絵柄と対応した記述も目立ち、写真つき電子メール（写メール）的な使われ方がなされていたと判断して良い。

4. まとめと今後の課題

絵葉書は、出現した時代においては、数少ない視覚的情報伝達メディアであり、発行数も多く、比較的廉価で買求めることの出来る大衆的なメディアであり、それゆえ収集の対象として圧倒的に人気を集めるメディアであった。また、絵葉書は郵便制度の周辺にあつて、切手ほど国家政策と密接に関わるものではないが、一定の政治的影響を受けつつ、人々とのコミュニケーションや消費文化を反映するメディアであった。⁽⁶³⁾特に写真絵葉書は、その視覚情報か

らリアリティを与えられ、対象を見たという気分させる特性を有している。観光地で買い求められた絵葉書は、一部は実際に使用され、未使用の絵葉書もそのまま持ち帰られ、多くの人達の目に触れることになった。絵葉書の普及は、印刷がもたらした大量生産による大衆化であり、郵便制度がもたらしたコミュニケーションの新しい形態の一翼を担うものであり、写真がもたらした視覚情報の拡大であった。

本稿で事例として採りあげたハルビンは、戦前期においては「極東のモスクワ」「東洋のパリ」と称されえる街であり、当時の日本人にとって安全に到達出来る「身近なヨーロッパ」であった。満州旅行ブームも手伝って、多くの日本人が実際にハルビンを訪問した。『ハルピン夜話』に代表される小説が文字情報から異国情緒をかき立てるメディアであるならば、ハルビン絵葉書は視覚的な画像情報を伝えるメディアとして同様に機能した。都市建設から日が浅く、歴史的・伝統的な観光資源が存在しないハルピンは、これらのメディアによって魅力が周知された。近年、メディアによって地域のイメージが形成され観光が喚起される「コンテンツツーリズム」への注目が高まりつつあるが、ハルビン絵葉書は「コンテンツツーリズム」創出の先駆けをなすものの一つであったと考えられる⁶⁴。

今後の課題として、これまでに得られた成果をさらに発展させ、絵葉書の実例の使用例の分析を一層推し進めてハルビン絵葉書の全貌に迫り、そこから得られる知見をもとに近代以降における日本人のコミュニケーション形態ならびに意識の変容を解明していきたい⁶⁶。本稿では絵葉書を対象としたが、雑誌や画報、パンフレット、土産用写真など、絵葉書以外の画像資料の蓄積と分析も重要であり、併せて取り組んでいくつもりである⁶⁷。

二一世紀以降はインターネットの普及に伴い、新規の絵葉書は作られにくくなっている。写真つき電子メール（写メール）の一般化に伴い、絵葉書の果たしたメディア的な役割もインターネットに代替されるようになり、絵葉書は

急速に時代遅れのものになりつつある。今後、絵葉書はどのような形で存続していくのかについて注目しつつ、絵葉書の果たした歴史的な役割についての再評価を進めていきたい。

注記

(1) スマートフォン (smartphone) は、一般にインターネットとの親和性が高い多機能の携帯型電話機のことを指し、二〇〇四年 (平成一六年) 頃より携帯電話に置き換わる形で普及が進んでいる。電話機の一つであるが、中身は小型コンピュータそのものである。ほとんどの機種にカメラ機能が搭載されており、インターネット上のサービスを用いて活用することが出来るようになっていく。

(2) 携帯電話 (PHSを含む) にカメラ機能が初めて搭載されたのは一九九九年 (平成一一年) のことであり、それ以降に発売された機種やスマートフォンのほとんどにカメラ機能が搭載され、電子メールに添付して送ることが出来るようになっていく。なお、「写メール」はソフトバンクモバイル (開始当時はJフォン) の登録商標である。

(3) 「ハルビン」は「ハルピン」と表記されることがあり、漢字でも「哈爾濱」「哈爾賓」「哈爾浜」等の揺れが見られるが、本稿では書名など固有の表記を除いて「ハルビン」に統一する。

(4) 映画のロケ地を訪問する観光形態として「フィルムツーリズム」という用語があるが、「コンテンツツーリズム」は映画に加えて小説やドラマ、漫画等も含めた作品群 (コンテンツ) 全般を対象として再構築されつつある概念である。

(5) 絵葉書の起源は一八七〇年頃のドイツに発するとされ、私製の絵葉書はドイツでは一八七二年に、一八七三年にフランス、一八九四年にイギリス、一八九八年にアメリカの順で認可されていった。日本で絵葉書の使用が認められるようになったのは一九〇〇年 (明治三十三年) 一〇月のことである。

(6) 田邊 (二〇〇二) は、当時の絵葉書は現在とは比較出来ないほど重要なメディアであったと指摘し、絵葉書の持つ情報伝達能力の高さ、特に差出人と受取人を結びつけるメディアとしての能力の高さを評価している。

(7) 柏木（二〇〇〇）は、日本の絵葉書について、美人絵葉書というべきもの、風景・名勝を撮った観光絵葉書というべきもの、事件や出来事を撮ったものという三つの系統に分類している。その上で、初期の絵葉書は、第三の系統が主流であり、絵葉書は今日のグラフィズムの持つ機能を最初に担ったメディアの一つであったと指摘している。

(8) 関東大震災に関する絵葉書を写真ジャーナリズム史として論じた部分は、木村・石井編（一九九〇）の一三五～一六六ページの部分に詳しい。

(9) 橋爪（二〇〇六）は、絵葉書の草創期におけるメディアとしての役割に着目しており、「画像入りの私信」という観点から、当時の絵葉書と現代の写真添付つき電子メールの間に類似性を見いだしている。

(10) この文献は一九三六年に日本郵券倶楽部から発行されたが、一九八三年に復刻版が岩崎美術社から刊行されている。本稿では復刻版について参照した。

(11) 樋畑は実際に通信行政にも関わり、記念絵葉書の作成にも携わっている。佐藤（一九九四）は、絵葉書の作成側としての経験を踏まえてまとめられた文献としては、ほとんど唯一のものであると評価している。

(12) この絵葉書集成『絵葉書 明治・大正・昭和』は、明治・大正・昭和期の絵葉書を網羅的にまとめた資料として、後続する研究に大きな影響を与えた。

(13) 秋山（一九八八）らによる成果は、おもに美術史としての観点から絵葉書を分類している。

(14) 中川（一九九〇）は、元来鉄道史研究の関心から絵葉書を収集していたが、絵葉書のもつ史料性の幅広さに気づき、旅と交通の観点から論考を深めた。

(15) 小川（一九九〇）は、印刷技術の発達と絵葉書の隆盛を追いかけるなど、産業史の観点からも絵葉書に着目しており、明治期における絵葉書の起源と発達を整理している。

(16) 佐藤（一九九四）は、主に風景論の視点から絵葉書を論じた。絵葉書に着目した研究については、収集家による収集の蓄積と出版が絵葉書研究のための素材を提供したと評価する一方、組織的な分析はまだ手つかずのままであるとも指摘している。

(17) 富田（二〇〇五）は、日本の絵葉書の多様性に言及しつつも日本の絵葉書の歴史は日本の近代化の歴史を反映するもので

あり、また戦争の歴史を反映するものであったとしている。

(18) 佐藤（一九九四）によると、絵葉書の研究が進まなかった理由として、各々の専門領域から派生した関心をもとに絵葉書を論じた感が強く、相互に絡み合うような考察はあまり行われてこなかったからである、と指摘している。二一世紀に入ると絵葉書の体系的な研究も進むようになり、貴志（二〇〇六、二〇〇七、二〇〇八）の成果が挙げられるが、比較的最近のことである。

(19) 浦川（二〇〇八）は、これまでの絵葉書研究の動向を整理し、一定の進展はみているとしたが、それでもなお、現時点では個々の研究が芽を出して来ている段階に過ぎず、絵葉書の史料性に関する理解も共通認識になっていないと指摘している。

(20) 切手と国際政治の関係について論じたものには、内藤（二〇〇六）の論考がある。内藤は満州国における郵便制度を事例とし、中国をはじめとする諸国にどのような政治的力学が働いたかについて考察を行っている。

(21) 田邊（二〇〇二）は、絵葉書が歴史史料として広く使われるようになるためには、絵葉書のテキスト批判の方法論が確立されなくてはならないと指摘している。

(22) このほか、絵葉書趣味の普及と研究を目的とした「日本絵葉書会」が二〇〇二年（平成一四年）に設立され、継続的な活動を行っている。同会は絵葉書の収集を趣味とする愛好家の団体であるが、学術的な研究活動も力が入れられている。

(23) 「ヨミダス歴史館」(<http://www.yomiuri.co.jp/rekishikan>)は、一九八六年（昭和六一年）以前と以降ではシステムが異なっており、前者は見出しと記事に関連付けられたキーワードで検索するのに対し、後者は見出しおよび記事を全文検索出来るようになっていいる。すなわち、前者は絵葉書に関する記事を効率的に検索出来る一方、記事中に「絵葉書」が使われているキーワードで関連付けられていない記事は拾い出すことが出来ず、後者は全文検索が可能であるので検索漏れがない一方、記事中に「絵葉書」が使われていれば拾われるため、特に絵葉書について言及していない記事も拾い上げてしまう特徴がある。

(24) データベース検索においても、用語の揺らぎも考慮し、「絵葉書」「絵はがき」「えはがき」のキーワードで検索した。

(25) 同じく用語の揺らぎも考慮し、「絵葉書」「絵はがき」「えはがき」のキーワードで検索した。

(26) これは「絵葉書について書かれた本の刊行」を紹介する記事で、「きれいに彩色された異国風な絵はがきといふよりはな

つかしい銅版画をみるやうなまことにこのましい本である」と表現されている。

(27) 例えば、一九四七年（昭和二年）六月一九日に出された戦後初めての絵葉書広告には「平和観光日本への躍進！絵葉書の御用意は是非当店へ」と書かれており、平和が強調されている。

(28) 例えば、一九七八年（昭和五三年）の京都市電に関する記録では、戦前期に作られた京都市電の絵葉書について言及されたほか、一九八一年（昭和五六年）七月二七日には新刊書籍（『絵はがきが語る明治・大正・昭和史』）の広告が掲載されている。

(29) 新聞紙面上での観光絵葉書の初出は、戦前是一九〇二年（明治三五年）八月三〇日の湘南絵葉書が、戦後是一九五二年（昭和二十七年）二月一〇日の上野・浅草絵葉書の発行を知らせる記事が確認出来る。

(30) これまでに発行された絵葉書の全容に迫る先行研究は見あたらないが、戦前・戦後を通じて、絵葉書が発行されない観光地がほとんど見あたらないことから、絵葉書の総発行数に占める観光絵葉書は極めて大きな割合を占めていることは容易に推察される。全容の解明に少しでも迫っていくことが今後の課題であると考えられる。

(31) 秦冢岡（ノブ・ゴロド）地区は、現在もハルビンの行政・経済の中心を占めている。西澤（一九九六）二四ページを参照。

(32) 西澤（一九九六）二三ページを参照。

(33) 「植民都市」ハルビン建設の経緯は、上田（二〇〇七）一四一ページや、日本大学文学部資料館編（二〇〇九）二ページに詳しい。

(34) 中村（一九二六）によると、「日本人が此の地に始めて乗り込んだのは一八九七年（明治三〇年）の五月で東清から雇われた平光彌八と云ふ洗濯屋であった」という。商人のほか、いわゆる日本人売春婦の進出も早かったという。

(35) 塚瀬（二〇〇四）一〇ページを参照。出典は「清国在留本邦人職業別表」『通商彙纂』改四六号から。ハルビンを含む全満州に在住する日本人は、総計二、五二五名であり、ハルビンはそのうち六八一名を占め、七七五名の旅順に次ぐ人数であった。

(36) 同上、一六ページを参照。

(37) ただし、ロシア(ソ連)が握っていたハルビンの行政権、司法・警察権の実権は、一九二二年(大正一〇年)に中国(中華民國)側に移っている。ロシア(ソ連)は、東支鉄道の半分の権利を確保していた。

(38) 一九二三年(大正一一年)七月二一日付『京城日報』に記述がある。

(39) 中村(一九二六)四ページを参照。

(40) 同上、四七ページを参照。

(41) 佐久間(一九九七)五八ページを参照。佐久間の研究によると、敗戦時における満州全体での在留日本人口は一五四万九、七〇〇人である。

(42) これは、後述するように一九二三年(大正一二年)に奥野他見男によって著されてベストセラーになった『ハルピン夜話』の影響が大きいとされる。

(43) 奥野(一九二三)一八ページを参照。「同じ満州でも一步ハルピンへ入ると、斯うも天地が変はるものか、自由が許されてあるのかと驚かされて了った。巡查などは一人も居らぬ、魔性のものの横行闊歩の天地である。」とも述べている。

(44) 後藤(一九七三)一〇七ページを参照。

(45) 一九三五年(昭和一〇年)一月二三日付大阪朝日新聞(満洲版)を参照。日本人観光客は、満州を訪れる外国人観光客の九六%を占めたという。

(46) 高媛(二〇〇二)二四一ページを参照。

(47) 例えば、昭和一七年に発行されたハルビン駅前をあしらった絵葉書にも「あこがれの都ハルビン」というキャプションが添えられている。戦時中においても、あこがれの都として認知されていたことが分かる。

(48) ハルビン絵葉書にはニュース性のある絵葉書はほとんど見られず、概ね都市の風景を写した観光用・土産用である。大正から昭和期にかけては、ニュースを報じる事件絵葉書は減少傾向にあったこと、日本国内からみてハルビンは外地の遠方に位置していたことなどが要因であろう。

(49) この用語は、二〇〇五年(平成一七年)に国土交通省総合政策局・経済産業省商務情報政策局・文化庁文化部から出され

た『映像等コンテンツの制作・活用による地域振興のあり方に関する調査』で用いられてから広く採用されるようになった。

- (50) 増淵（二〇一〇）によると、コンテンツ・ツーリズムは、主に地域振興や観光まちづくりの観点からの研究と実践が進みつつある領域である。

- (51) コンテンツ作品を「物語」と見なし、その消費と観光を結びつけようとした萌芽的考察である。

- (52) 山村（二〇〇八）は、『らき☆すた』を題材として着目し、そのモデルとなった場所が「聖地」として成立する過程を整理し、次世代ツーリズム形態としての可能性を論じている。

- (53) 増淵（二〇一〇）は、コンテンツ作品が作る地域イメージにも着目し、「湘南ブランド」の形成に歌やドラマなどの多様なコンテンツ作品が大きく影響していることを実証的に明らかにした。

- (54) 岡本（二〇一二）は、マスメディアの記事内容の分析からコンテンツ作品と観光の結びつきの起源を探ったほか、山村と同じく『らき☆すた』を主要な事例として多くの論文を発表している。

- (55) 筒井は、作品において現実の地名が明示されない作品をA型、明示される作品をB型とし、B型は地元の間与レベルによってさらに三タイプに分類している。筒井（二〇一三）一六ページを参照。

- (56) 高媛（二〇〇二）二四二ページを参照。ハルビン観光においてロシア人女性が欲望消費の対象として浮上したのは、『ハルピン夜話』のベストセラーが火付け役になったとしている。

- (57) 米家（二〇一四）三三三ページを参照。米家は、当時出版された旅行記一七五点を分析し、当時のツーリズム空間の形成とそこを訪問する日本人の意識について明らかにしている。

- (58) 春山（一九四〇）二二三ページを参照。

- (59) J. アーリ（一九九〇—一九九五）は、「まなざし」の概念を用いて観光についての概念を提示している。近代の観光は、観光客がその地に対して抱く「まなざし」（イメージや先入観念Ⅱ記号）によって構築されるとした。

- (60) ハルビン絵葉書のひとつに「歓楽の都市ハルビンに遊ぶ」と題された組み物の絵葉書セットがある。それは、日本人男性がハルビンを訪れ、二人のロシア人美女を同伴して市内遊覧を楽しむという設定となっており、ハルビンに旅行すればロシア

人女性と交歓出来るかのようなイメージを発するものとなっている。

(61) 日本大学文学部情報科学研究所で推進されている研究プロジェクト「東アジアにおける都市形成プロセスの統合的把握とそのデジタル化をめぐる研究」では、ハルビン絵葉書に関するデジタルアーカイブが構築されており、その一環として実際に使用された絵葉書も収集している。本稿執筆時点における分析対象は一二一枚である。

(62) この頃の郵便は中国（中華民国）が担っており、中華郵政の切手が貼付されている。絵葉書自体は日本製である。

(63) 官製の絵葉書は戦勝を記念するものなど政治的な影響を大きく受けており、民間が発行する私製の絵葉書も一定の影響を受けたと考えられる。満州国期にハル濱観光協会が発行したパンフレットを見ると、忠霊塔、志士の碑、伊藤博文遭難の地やハル濱神社など、「日本的なもの」を強く推奨しており、この時期に作成された絵葉書も「日本的なもの」が増えている。しかし、実際に使用された絵葉書は「ロシア的なもの」が多いように見受けられる。この実態の把握が今後の課題である。

(64) もちろん、絵葉書を見ただけで観光行動へと直結するものではなく、意思決定に至るまでには雑誌や画報の情報ははじめとする様々なメディアからの情報が複合的に影響しているものと考えられる。それぞれの影響度の強さを解明していくことが今後の検討課題である。

(65) ハルビン絵葉書デジタルアーカイブ構築に関する研究報告としては、二〇〇七年（平成一九年）七月の公開シンポジウム、二〇〇八年（平成二〇年）年三月の公開シンポジウムのほか、二〇〇八年（平成二〇年）十一月の「JAPEX'08 満州東北切手展」における成果発表や二〇〇九年（平成二一年）年一〇月の展示会・講演会、二〇一二年（平成二四年）年一〇月の資料展示会「描かれた〈満・蒙〉——「帝国」創造の軌跡——」などがある。

(66) 本稿では主に旅行者が書き綴った絵葉書を対象としたが、現地に在住する日本人や軍事郵便として使用された絵葉書の分析は、別の稿にて論じたい。

(67) 本稿では分析の対象としなかったが、当時発売されていた雑誌や画報にもハルビンを特集した写真付きの記事が見受けられる。また、ロシア人女性を写したブロマイド写真も人気を博したとされるが、その実態はほとんど明らかになっていない。これらを解明していくことも今度の課題である。

参考文献

- 秋山公道編（一九八八）『絵はがき物語』，富士短期大学。
- 秋山綾（二〇〇五）『物語消費』型観光への基礎的考察」日本観光研究学会全国大会論文集二〇。
- Urry, J. (一九九〇) *The Tourist Gaze: Leisure and Travel in Contemporary Societies*. London: Sage Publications. (アーリ，J 『観光のまなざし——現代社会におけるレジャーと旅行——』加太宏邦訳，法政大学出版局，一九九五）。
- 上田貴子（二〇〇七）『哈爾濱の日本人』（山本有造編『満州』記憶と歴史），京都大学学術出版会。
- 岡本健（二〇一二）『コンテンツツーリズム研究の枠組みと可能性』『観光資源としてのコンテンツを考える——情報社会における旅行行動の諸相から』CATS叢書七，北海道大学観光学高等研究センター。
- 小川寿一（一九九〇）『日本絵葉書小史（明治編）』，表現社。
- 奥野他見男（一九三三）『ハルビン夜話』，潮文閣。
- 柏木博（二〇〇〇）『肖像のなかの権力 近代日本のグラフィズムを読む』，講談社。
- 貴志俊彦（二〇〇六）『東アジアを描く非文字資料のデータベース化』『歴史と地理No.五九四（世界史の研究 二〇七）』，山川出版社。
- 貴志俊彦（二〇〇七）『満洲国の情報宣伝政策と記念行事』（平野健一郎編『日中戦争期の中国における社会・文化変容』，東洋文庫。
- 貴志俊彦（二〇〇八）『戦争とメディアをめぐる歴史画像デジタル化の試み——満洲国ポスター&伝単データベース』『アジア遊学』第一一三号，勉誠出版。
- 高媛（二〇〇二）『楽土を走る観光バス——一九三〇年代の満洲都市と帝国のドラマトゥルギー』（吉見俊哉編『岩波講座 近代日本の文化史 拡大するモダンティ』，岩波書店。
- 越沢明（一九八九）『哈爾濱の都市計画』，総和社。
- 後藤春吉編（一九七三）『ハルビンの想い出』，京都ハルビン会。

小森孝之（一九七八）『絵葉書 明治・大正・昭和』、国書刊行会。

佐久間真澄（一九九七）『記録 満州国の消滅と在留邦人』、のんびる舎。

佐藤健二（一九九四）『風景の生産・風景の解放』、講談社。

田邊幹（二〇〇二）『メディアとしての絵葉書』『新潟県立歴史博物館研究紀要』（三） 七二―八三。

塚瀬進（二〇〇四）『満洲の日本人』、吉川弘文館。

富田昭次（二〇〇五）『絵はがきで見る日本近代』、青弓社。

中村義人（一九二六）『哈爾濱乃概念』、哈爾濱日本商業会議所。

西澤泰彦（一九九六）『図説「満州」都市物語』、河出書房出版社。

日本大学文学部資料館編（二〇〇九）『写された満州―デジタルアーカイブから甦る哈爾濱都市空間―展示図録』、日本大学文学部資料館。

橋爪紳也（二〇〇六）『絵はがき一〇〇年 近代日本のビジュアル・メディア』、朝日新聞社。

哈爾濱特別市公署編（一九三七）『康德三年版 哈爾濱特別市政概要』、哈爾濱特別市公署。

春山行夫（一九四〇）『満州風物誌』、生活社。

樋畑雪湖（一九八三）『復刻版 日本絵葉書思潮』、岩崎美術社（復刻版：原本は一九三六年発行）。

細馬宏通（二〇〇六）『絵はがきの時代』、青土社。

増淵敏之（二〇一〇）『物語を旅する人々―コンテンツ・ツーリズムとは何か―』、彩流社。

松重充浩・千葉正史・林幸司（二〇〇八）『日本大学文学部情報科学研究所蔵「ハルビン絵葉書（黒崎コレクション）デジ

タルアーカイブ」構築の試みについて』『近現代東北アジア地域史研究会 NEWS LETTER』（一〇）二八―三七。

村松貞二郎監修（一九八〇）『街 明治・大正・昭和―絵葉書に見る日本近代都市の歩み一九〇二―一九四一 2 関東』、都市研究会。

山村高淑（二〇〇八）『アニメ聖地の成立とその展開に関する研究―アニメ作品「らき☆すた」による埼玉県鷲宮町の旅客誘致

に関する一考察」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』Vol. 7, 北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院・

米家泰作（二〇一四）「近代日本における植民地旅行記の基礎的研究…鮮満旅行記にみるツーリズム空間」『京都大学文学部研究紀要』（五三），三一九―三六四・

六角弘（一九八一）『絵はがきが語る明治・大正・昭和史』上・下，ビッグ社・

アダム・スミスにおける民衆と教育

山口 正 春

- 一 はじめに
- 二 分業の進展と富裕の実現
- 三 分業と労働者の奇形化
- 四 労働者に対する職業教育
- 五 労働者に対する知性教育
- 六 結びにかえて

一 はじめに

スコットランドでは、一七〇七年にイングランドとの合邦という重大な歴史選択が行われた。この合邦以来、ス

アダム・スミスにおける民衆と教育（山口）

五七五（六五七）

コットランドは次第に商工業が興隆し、経済発展が顕著になってきた。しかしスコットランドの人々は、この経済発展を手放して歓迎していたわけではない。合邦によってスコットランドは、独立国でなくなり、昔から続いていた王室も議会も失ってしまった。これに反対して反乱を起こしたジャコバイト⁽¹⁾の人々は、イングランド軍によって撃退され大勢の人々が虐殺された。

それだけではない。商工業が興隆し経済発展が加速すれば、生活は豊かになるけれども、人々は金儲けに夢中になり、人間を大切にする気持ちを喪失していく。経済発展が加速し富裕を増大させる分業が、工場や社会全体に浸透していけば労働は単純化され、人間は機械の部品のようになってしまつて生き甲斐も見失われていく。経済的な豊かさ⁽²⁾に富だけを求めて、人間らしい生活に⁽²⁾徳を喪失してよいのだろうかと言う「富と徳」の問題が、スミスの時代のスコットランドの人々にとって大きな問題であつた。

こうした問題に取り組んだスコットランドの啓蒙思想家たちは、上述のように商工業が興隆し経済が発展するにもなつて、分業が社会全体に浸透する過程に⁽³⁾文明社会（商業社会）形成への歩みを、殆ど必然的なコースと承認しながらも、それを全面的に歓迎したわけではなかつた。彼らは文明社会に⁽³⁾商業社会の光と影をともに見ていたのである。確かに商工業が発展し分業が社会全体に浸透する過程は、人々を身分的従属から解放し自由独立にし、自立心や⁽⁴⁾慎慮の徳を生み出し、富をもたらす富裕を実現すると言うプラスの面がある。と同時に、しかし富は、しばしば人間を墮落させるし、分業は労働を単純化することで人間を愚鈍にする、と言うマイナス効果もあることも事実である。

このことに関してスコットランド啓蒙思想家の中の一人、アダム・スミスはグラスゴウ大学での「法学講義」の講義ノート⁽⁵⁾の「生活行政」論において、次のように述べている。すなわち商工業が発展し、分業が社会全体に浸透する

につれて「人々の心が狭隘になって高揚できなくなり、教育は軽蔑されるか、少なくともおざりにされ、英雄的精神は殆ど全く消滅する。これらの欠点を匡正することは、真剣な考慮に値する問題である」⁽⁶⁾と。

そして、こうした商工業の発展⇨分業化の進展がもたらすマイナス効果に関する議論は、のちに『国富論』第五篇の中で再度論じられるところとなる。スミスは「法学講義」の講義ノートおよび『国富論』の双方において、経済的富裕と社会秩序を達成していくはずの分業の影の側面にも目を向けるのである。上で触れたように「法学講義」の講義ノートの中で、分業が民衆⇨労働者を愚鈍にするとして分業の弊害を指摘していたスミスは、『国富論』に至っては第五篇の民衆⇨労働者の教育を扱う箇所、分業の弊害を国家による民衆に対する教育によって防止しようとするそれは文明社会⇨商業社会に即応した自律的な人間主体の形成および愚昧と抑圧からの民衆の解放とに深い関係があった。

小論では、「法学講義」の講義ノートや『国富論』に見られるスミスの分業の弊害観と民衆教育に関する一連の議論および民衆教育導入の歴史的社会的根拠をできる限り、スミスの記述に即し明らかにしたいと思う。⁽⁸⁾

(1) ジャコバイトの乱に関しては、たとえば以下の文献を参照。丸山徹『アダム・スミス『国富論』を読む』、岩波書店、二〇一一年、三三―九頁。

(2) 渡辺恵一「経済学の成立…スコットランド啓蒙とスミス」(竹本洋編『経済学の古典的世界』、昭和堂、一九八六年、所収)を参照。浜林正夫・鈴木亮『アダム・スミス』、清水書院、一九八九年、二二―頁。

(3) スミスには資本主義という用語はない。それに代ってスミスが用いた言葉は、商業社会であり、より頻繁には文明社会である。したがって彼にあつては、資本主義社会⇨商業社会⇨文明社会にほかならない。(田中秀夫『原点探訪 アダム・スミ

スの足跡」、法律文化社、二〇〇二年、一五四頁、高島善哉『原典解説スミス国富論』、春秋社、昭和四六年、一五頁を参照。）

(4) 文明のこうしたアンビヴァレントな把握は、スミスの独創とできるかどうかは微妙である。恐らく著作で判断する限り、スミス以前にこの問題を鋭く指摘し、激しい文明批判を展開したのは、ルソーであった。そしてスミスは文明の弊害への着眼をルソーの文明批判からも学んだ可能性がある。（内田義彦『増補経済学の生誕』、未来社、一九六二年、七八―九五頁、田中秀夫『スコットランド啓蒙思想史研究』、名古屋大学出版会、一九九一年、第六章を参照。）

(5) 「法学講義」の講義ノートは二冊ある。一冊は一七六二―三年の講義のもので、講義をそのまま筆記したもの（講義ノートA）、もう一冊は一七六三―四年の講義のものと推定されており、講義内容のかなりすぐれた要約である。（講義ノートB）。スミスの「法学講義」について詳しくは、水田洋他訳『アダム・スミス法学講義』、名古屋大学出版会、二〇一二年、「訳者解説」、水田洋訳『法学講義』、岩波文庫、二〇〇五年、「解説」を参照。

Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, edited by R.L. Meek, D.D. Raphael and P.G. Stein, Glasgow Edition, Oxford, 1978. 『法学講義』

(A) Report of 1762-3（以下、*LJA*と略記する。）（水田洋他訳、前掲訳書、以下、邦訳Aノートと略記する。）

(B) Report dated 1766（以下、*LJB*と略記する。）（水田洋訳、前掲訳書、以下、邦訳Bノートと略記する。）

(6) *LJB*, p.541. 邦訳Bノート、四〇八頁。

(7) 工場内分業と社会的分業とを、その規模が異なるだけで、原理的には全く同じことだと捉えた点がスミスの分業論の際立った特徴である。つまり小さな工場の中での作業的分業の同心円的な拡大延長線上に社会の職業的分化を捉えている。（岡田純一『アダム・スミス』、日本経済新聞社、昭和五二年、一〇二頁。）

(8) スミスの教育論に関する文献は、世に多く出ている。とりあえず以下の文献を参照されたい。小論はこれらの文献から啓発されるところが大であった。水田洋「アダム・スミス…教育論を中心に」『一橋論叢』第三九巻第四号、野沢敏治「アダム・スミスにおける教育と学問（上）…市民社会の主体的形成にむかって」『経済科学』××Ⅲ―2、名古屋大学経済学部、釜賀雅史『「国富論」における分業の弊害観と公教育論の意義』『商学研究科紀要』一四号、早稲田大学商学研究科、中谷武雄

二 分業の進展と富裕の実現

国富の水準は、スミスにあつては国民一人当りの「生活の必需品および便益品」⁽¹⁾ Ⅱ「消費財」の量によつて示され、それは更に「労働の生産力」と「人口の占める生産的労働者の割合」によつて決まる。⁽²⁾ そして彼は、国富の増大の原因である「労働の生産力」を高める最大の要因は分業にあるとし、労働の生産力増大の原因を分業に求める。「一国の富裕を増大させるのは分業である」⁽³⁾ とスミスは言う。スミスによれば、まさに分業こそが「ブリテンにおける普通の日雇労働者がインディアンの主権者よりも贅沢に暮らしている理由」⁽⁴⁾ なのである。

分業がいかに労働の生産力を増大させるかを、スミスは未開社会と文明社会とを対比しながら、『国富論』において以下のように述べている。未開社会では働ける者は皆、労働しているにもかかわらず「惨めなほどに貧しいので、窮乏のあまり、たとえば幼児や老人や長患いに悩む病人を、時にはじかに打ち殺し、時には遺棄して、餓死または野獣の餌食に任せざるを得なくなるほどである」⁽⁵⁾。しかし文明社会では「多数の人々は全く労働しないのに、このうちの多くの者は、働いている人々の大部分に比べて十倍もの、しばしば百倍もの、労働生産物を消費する」⁽⁶⁾。こうしてスミスにあつては、分業による労働の生産物の増産が重要視されるのである。⁽⁷⁾

また上の引用文から分かる注目すべきことは、スミスにあつては、文明社会における搾取の現実をはつきりと認識していると言うことである。文明社会における搾取の認識を「国富論草稿」では次のように言及している。

「二〇万家族からなる社会では、恐らく一〇〇家族が全く労働しないであろうし、その上彼らは、暴力によって、あるいはもつと秩序だった法的抑圧によって、その社会の労働のうちの他のどの一万家族が使用するより大きな部分を、使用しているのである。この巨大な食込みのあとに残るものの分割も、決して各個人の労働に比例してなされるはしない。反対に、最も多く労働する人々が手に入れるのは、最も少ないのである。」⁽⁸⁾

更にまた「法学講義」の講義ノート(B)の中で、搾取の存在を次のように述べている。「文明社会には、確かに分業があるのだが、平等な分割があるのではない。というのは、そこには非常に多くの、全く働かない者がいるからである。富裕の分割は、仕事に対応しない。商人の富裕は、彼の事務員のすべてを合わせたよりも大きい、彼は彼らより少ししか働かない。そして彼らはまた、彼ら以上に使用されている職人たちの同数に比べて六倍もらう。屋内で気楽に働く職人たちは、あちらこちらと休みなく動きまわる哀れな労働者よりもはるかに多くを得るのである。こうして、いわば社会の重荷を背負っている者が、利益を得ること最少なのである。」⁽⁹⁾

加えて講義ノート(A)では次のような表現になっている。「いくつかの指示をするにすぎない富裕で盛んな商人は、すべての業務を行う彼の社員たちよりも、ずっと恵まれた状態、奢侈、安楽、生活のあらゆる便宜と繊細の豊富の中で生活する。社員たちの安楽と豊かさもまた、拘束を別にすれば、その労働によってこれらの商品を支給した職人たちの状態よりも大きくまさった状態にある。この人物の労働もまた、わりと耐えうるものである。彼は過酷な天候から守られて屋内で働き、貧しい労働者と比較すれば苦痛なくその生計を立てている。貧しい労働者は、土壌と季節のあらゆる不都合と戦わねばならず、絶えず過酷な天候と同時に最もつらい労働にさらされている。こうしていわば社会の全構成を支え、残りのすべての人々の便宜と安楽の手段を支給する彼が、自らは非常に少ない取り分を保有して、

世に埋もれるのである。^⑩」

こう見てくると、文明社会が富裕の体制であるとスミスが認識しているわけだが、スミスの目に映るのは、階級的搾取の存在にもかかわらず、文明社会は豊かであると言う現実である。^⑪すなわちスミスにあつては、文明社会を富裕な社会としてだけでなく、実質的に資本主義社会、つまり他人の労働の成果の取得が認められる社会としても理解していたと言うことができるだろう。

スミスは文明社会を「人民の最下層にまで富裕が広く行き渡る社会」^⑫と見たが、一般に社会のさまざまな階層のすべてに行き渡る富裕をひき起こすのは、「分業の結果として生ずる、さまざまな技術による生産物の巨大な増加」^⑬にほかならないのである。すなわち、すべての文明社会で「あらゆるものが極めて大量に生産されるので、地位ある人々の怠惰で抑圧的な浪費を満足させるとともに、同時に職人と農民の欲望をたっぷりと満たすだけのものが、十分にあるのである」^⑭。

このように階級的搾取を含みながらも、普遍的富裕をひき起こすのは分業だとするスミスは、同じ趣旨のことを「国富論草稿」において、次のように記していたことをつけ加えておこう。「分業によって、各個人は仕事の特長な部門のみに自己を限定するのであるが、文明社会に生じ、かつ財産の不等にかかわらず、社会の最下層の人々にまで行き渡る高度の富裕を説明しうるのは、この分業だけである」^⑮と。更に言えば、「法学講義」の講義ノート(A)では「それではどのようにして、貧しい労働者や最下層の人民が生活の便宜品の大きな分け前にあずかることを説明できるだろうか。異なった人手の間の分業だけがこれを説明できる」^⑯とか、「一国民の富裕は、分業に起因すると言われて当然かもしれない」^⑰とか述べている。

先に述べたように、商工業が発展し、分業が社会全体に浸透する過程は、確かに労働の生産性を高め、富や豊かさをもたらし、その結果、人々を身分的従属から解放して自由・独立にし、自律心や慎慮の徳を生み出す。この事実をスミスは認める。いわば分業のプラス面、光の部分である。だがその一方、富や豊かさは、しばしば人間を墮落させ、分業は労働を単純化することで人間を愚劣にする。こういう分業のマイナス面、影の部分をスミスは決して見逃すことはなかった。⁽¹⁸⁾次にこの点を吟味してみよう。

- (1) スミスは、貴金属が富であるとする重商主義的富の理解の仕方を大きく転換させて、人々の日常生活で消費される消費財こそが、国民の富であること、そしてそれらは年々生産され年々消費されるものであるから、富は国民の年々の労働によって作られなければならないことを明確に示した。ここに「国民の富」という近代的概念が成立したのである。
- (2) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by R.H. Campbell, A.S. Skinner, Glasgow edition, Oxford, 1976, 2vols, Vol. I, p.10. (以下、WNと略記する) 大河内一男監訳『国富論』、三分冊、中央公論社、一九七六年、第一巻、二頁。(以下、邦訳と略記する)
- (3) *LJB*, p.489. 邦訳Bノート、二七一頁。
- (4) *LJB*, p.489. 邦訳Bノート、二六九頁。
- (5) *WN*, I, p.10. 邦訳、I、一頁。
- (6) *WN*, I, p.10. 邦訳、I、一頁。
- (7) W・L・テイラーによると、最初に分業の概念をスミスの心に吹き込んだのはハチスンであるとしている。「スミスが分業の概念の重要性を認識できたのは、明らかにハチスンのおかげである。」(W.L. Taylor, *Francis Hutcheson and David Hume as Predecessors of Adam Smith*, 1965, p.62. 山口正春・川又祐訳『ハチスン・ヒューム・スミス：経済学の源流』)

三恵社、二〇〇七年、六二頁。）

- (8) Adam Smith, 'Early Draft' of part of the *Wealth of Nations*, in *Lectures on Jurisprudence*, Glasgow edition, Oxford, 1978, pp.563-4. (以下、*ED*と略記する) 水田洋訳『法学講義』(前出所収)、四四六―七頁。(以下、邦訳と略記する)
- (9) *LJB*, pp. 489-90. 邦訳Bノート、二七一頁。
- (10) *LJA*, p.341. 邦訳Aノート、二六三頁。
- (11) 内田義彦『増補経済学の生誕』(前出)、一九六二年、一九八頁。
- (12) *WN*, I, p.22. 邦訳、I、二〇頁。
- (13) *WN*, I, p.22. 邦訳、I、二〇頁。
- (14) *ED*, p.566. 邦訳、四五二頁。
- (15) *ED*, p.564. 邦訳、四四七―八頁。
- (16) *LJA*, p.341. 邦訳Aノート、二六三―四頁。
- (17) *LJA*, p.349. 邦訳Aノート、三七二頁。
- (18) Cf. David A. Reisman, *Adam Smith's Sociological Economics*, 1976, pp.149-161.

三 分業と労働者の奇形化

さて『国富論』第五篇では、文明社会で本格化した分業のマイナス面つまり分業の弊害について、スミスは集約的に次のように言及している。長文になるが引用しよう。

「分業の発達とともに、労働で生活する人々の圧倒的部分、つまり国民大衆の就く仕事は、少数の、しばしば一つ

か二つのごく単純な作業に限定されてしまうことになる。ところで、大方の人間の理解力というものは、彼が従事している日常の仕事によって必然的に形成される。その全生涯を、少数の単純な作業、しかも作業の結果もまた、恐らくいつも同じか、殆ど同じといった作業をやることに費やす人は、さまざまな困難を取り除く手だてを見つけようと、努めて理解力を働かせたり工夫を凝らしたりする機会がない。そもそも、そういう困難が決して起こらないからである。

こういうわけで、彼は自然にこうした努力をする習慣を失い、たいていは神の創り給うた人間としてなり下れるかぎり愚かになり、無知になる。その精神が麻痺してしまうため、理性的な会話を味わったり、その仲間に加わったりすることができなくなるばかりか、寛大で高尚な、あるいはやさしい感情を何一つ抱くこともできなくなり、結局、私生活の上での日常の業務についてさえ、多くの場合、何もまともな判断を下せなくなってしまう。自分の国の重大で広範な利害についても、全く判断が立たない。……戦争になっても、彼は自分の国を護ることが、これまたできない。淀んだような彼の生活は十年一日のごとく単調だから、自然に勇敢な精神も朽ちてしまい、そこで、不規則不安定で冒険的な兵士の生活を嫌悪の眼で見えるようになる。単調な生活は、彼の肉体的な活力さえも腐らせてしまい、それまで仕込まれてきた仕事以外は、どんな仕事に就こうと、元氣よく辛抱よく自分の力を振うことができなくなってしまう。自分自身の特定の職業での手際というのは、こういう風にして、彼の知的な、社会的な、また軍事的な美德の犠牲において獲られるもののように思われる。これこそ、進歩した文明社会では、どこでも、政府が何かの防止の労をとらぬかぎり、労働貧民、つまりは国民大衆の必然的に陥らざるを得ない状態なのである。⁽¹⁾

この引用文から分かるように、分業は文明社会において、人間能力の一面だけを練磨して、専門化が人間の知的、

社会的、軍事的美德を犠牲にし、極端な場合には、愚昧に落ち込むとしてスミスは分業の弊害を鋭く指摘するのである。いわば、分業の民衆、つまりは労働貧民に対する創造力の萎縮化・無知化効果の指摘がなされているのである。そしてスミスによれば、これを防止するのが、国家の民衆に対する教育の配慮だと力説するのだ。スミスは言う。「文明社会では、国民大衆が殆ど底なしに腐敗墮落してしまうのを防ぐために、政府が一定の配慮をする必要がある。」^②「庶民の教育は、文明の進んだ商業社会では、いくら何でも地位や財産のある人々の教育よりも、恐らく国が一段と配慮してやる必要がある。」^③

見てきたように、このような分業による人間の愚昧化は、文明社会⇨商業社会に特有なものであるが、ではこれとは対照的に未開社会⇨野蛮社会はどうであったのか。スミスの言い分を聞こう。

「野蛮な社会と普通呼ばれるような狩猟民や牧羊民の社会では、これと事情が異なり、製造業の発達と外国貿易の拡大に先立つ原始的な農業の段階にある農耕民の社会でさえも事情が異なる。こういう社会では誰もが多種多様の仕事をやるから、誰もがその能力を発揮しないわけにはゆかないし、また、たえず起ってくるさまざまな困難を取り除く手だてを発明せざるを得なくなる。発明力は活き活きと保たれ、人の心は、文明社会で殆どすべての下層階級の人たちの理解力を麻痺させてしまうかに見える、あの半分寝呆けたような愚昧に落ち込ませられることはない。これらのいわゆる野蛮社会では、……誰もが戦士である。しかも、その誰もが、ある程度は政治家でもあり、社会の利害や社会を統治する人たちの行動について、一応の判断を下すことができる。」^④

スミスによれば、これら未開社会では民衆は、広い職業能力の持ち主であるとともに政治家かつ戦士である。未開社会では、さまざまな種類の職業と社会での公共活動への従事などが民衆教育の必要をなくさせている。親と子、親

方と徒弟が仕事を共にして生活する中で、職人子弟は職業知識を自然と身につけ、社会道德、社会のルールを教え込まれていく。したがって文明社会以前の段階では、「政府が何の配慮をしなくとも、社会の仕組みが求めるような、あるいは、そこまで行かなくても、何とか許容できるような能力と徳の殆どすべてが、おのずから彼らのうちに形成されてくる」⁽⁵⁾とスミスは言う。ともあれ社会の初期段階では、人々は貧しく野蛮であったが、その能力を十分に発揮し、生き活きた独立の気概をもっていた、とスミスが捉えていたことは注目に値しよう。

ところで、スミスにこのような分業の弊害を指摘させ、文明社会における民衆の教育に対する国家の十分な配慮の必要性を強調せしめた歴史的社会的背景とは、一体どのようなものであったのか。そもそもスミスの歴史認識では、社会が全面的に分業化する文明社会あるいは商業社会へと移るのは、商工業の発展を契機とし、それは封建社会半ば以降に次第に顕著なものとなる。スミスは、こうした商工業の発展が伝統的・封建的人間関係を崩壊させるが、他方では、自立的社会形成を促し、独立自由な個人の人間形成を可能にする条件であると認識していた。

だが同時に、一面において、それとは裏腹に社会における個人の孤立化を促すものとなり得、道徳的退廃の一因ともなりかねないものであった。⁽⁶⁾そして分業の浸透した社会において、社会と作業場の中の分業に組み込まれていく労働者は、分業のもつ性格から、先に述べたような人間としての基本的資質を失っていく。

では因みに、当時の民衆つまり労働貧民の日常生活は如何なるものであったのだろうか。その一端についても触れてみよう。たとえば大河内一男によれば、「労働者は、できるだけ少なく働き、ひと握りの金を手許にある間は、精を出して働こうなどとはしなかった。賭博と競馬とコック・ファイティングとジン・ハウスとが、彼らの生活の特徴づけていたし、それは一八世紀の知識人を慨歎せしめた生活態度だったのである。」⁽⁷⁾具体的に言えば、当時の労働者

の一年間の休日は大体一八〇日、つまり一年の約半分に達したと言うことである。しかも、その休日の内容を見ると、土曜日と日曜日は公休日として飲酒したり博打に打ち興じ、その結果、月曜日はブルー・マンデーとなって月曜日も休む。そこへそれぞれの地域社会の記念日や宗教上の多くの祝祭日、それに親方およびその夫人の誕生日に加えて、自分の誕生日に妻のそれという風に休日加わるという状況である。⁽⁸⁾時には死刑、答刑、烙印刑などの執行日とも言うことになれば、あらゆる種類の徒弟や職人は仕事をほったらかしであった。⁽⁹⁾

当時の退廃した風紀を背景にスミスは、このような労働者や庶民、言うならば近代社会の歴史過程の中で生み落されてくる没落下層民に欠如したもの——たとえば前述の仕事上の知的発明力、理性的な筋の通った会話、自国の重大かつ広範な利害関係を判断する理解力、戦時に自国を防衛する勇敢な精神、社会的美徳——を涵養せしめるべく配慮を国家による民衆教育に求めるのである。

- (1) WN, II, pp.781-2. 邦訳、Ⅲ、一四三―四頁。
- (2) WN, II, p.781. 邦訳、Ⅲ、一四三頁。
- (3) WN, II, p.784. 邦訳、Ⅲ、一四五頁。
- (4) WN, II, pp.782-3. 邦訳、Ⅲ、一四四頁。
- (5) WN, II, p.781. 邦訳、Ⅲ、一四二―三頁。
- (6) スミスにあっては、こうした傾向は、たとえば大都市に住む民衆にとって顕著だと言う。田舎の村に住んでいるのと違って、大都市の民衆は「彼の行動を観察したり注目したりする者など一人もいないから、そこでまた、彼の方も自分の行動をおろそかにし、ありとあらゆる低劣な道徳と悪徳に身を持ち崩すことに、どうしてもなりやすい。」(WN, II, p.795. 邦訳、Ⅲ、

一六九頁。）

- (7) 大河内一男『アダム・スミス』（『人類の知的遺産^④』、講談社、昭和五四年、一九五頁。
- (8) 大河内一男編『国富論研究』、Ⅱ、筑摩書房、一九七二年、一三四―七頁参照。
- (9) ミッチェル／リーズ『ロンドン庶民生活史』（松村赳訳）、みすず書房、一九八二年、一五三頁。

四 労働者に対する職業教育

スミスは文明社会あるいは商業社会の中で産み落されてくる労働者に対して、国家による民衆教育の必要性を力説するのであるが、では、その内容とは如何なるものなのであろうか。

スミスが活躍していた時期に、曲がりなりにも労働者を教育するための教育制度が存在していたことは、事実である。具体的には、スコットランド教区学校やイングランドの慈善学校の制度がそれである。そしてこれらの学校においては、「庶民の殆ど全部に読むことを教え、またその大部分に書くことと計算とを教えてきた」^①のであり、労働者や民衆の無知化を阻止し、彼らが将来、社会で活動する際の最低必要限度の読み書き、計算の基本教育を施してきた事実をスミスは認めている。スミスは次のように言及している。

「下層民衆の子供たちが受ける教育は、とにかく大したものではないのだが、それでもその教育は、彼らにとって無限に有益であつて、教育がないことは間違いなく、彼らの最大の不幸の一つである。それによつて彼らは読むことを学ぶのであり、読むことは彼らに宗教の便益を与える。これは敬虔という点から見て大きな利益であるだけでなく、これが彼らに思考と思索の対象を提供することによつても、そうなのである。このことからわれわれは、農村の学校

の便益を認めることができるし、どれ程なおざりにされていようとも、それらが卓越した制度であることを、承認しなければならぬのである。⁽²⁾」

しかし教育制度は、国全体に行き渡っているものではなかった。スミスは言っている。「文明社会では、どこでも庶民は、ある程度の地位や財産のある人々のように立派な教育は受けられないけれども、それでも教育の最も基本的な部分、つまり読み書き、計算は、生涯のごく早い時期に修得できるわけなのだから、最低の職業に仕込まれることになっている人たちでさえ、その大多数は、そうした職業に雇われてゆく前に、それらを身につける時間はある。⁽³⁾」だから国が、教区あるいは地区ごとに小規模な学校を設立し、安い授業料で学べるようにして、全人民に教育を奨励し、あるいは義務づけてよいと言うのである。スミスは労働者や民衆が、思慮深い人間として成長するのに必要な、最小限度の教育を保障することを国に求めているのである。

だが、スミスの主張した民衆に対する教育の内容とは、この読み書き、計算という基本教育に尽きるものではない。更にスミスは、当時の現実社会に即応した内容を基本教育に盛り込む。形而上学的な知識ではなく、実用性を重視した内容の教育を主張するのである。すなわち、宗教教育の一端を担うものであった当時の教区学校や慈善学校⁽⁴⁾の教育内容に含まれていた「子供たちには何の役にもたないラテン語」教育、しかも「ほんの生かじり」でしかない教育をやめて、「幾何学や機械学の初歩」⁽⁵⁾を教育内容に盛り込むことを要求するのである。新しく「幾何学や機械学の初歩」を教育内容に盛り込むことは、ある意味では職業教育、専門教育あるいは科学教育を子供たちに受けさせることであるが、これは一体何を意味するのであろうか。

スミスのいう幾何学や機械学の教育とは、労働者の作業場内の分業への適応を一層容易にするものにすぎなく、ス

ミスが本来意図していた分業の弊害を除去すべく、全人格的人間形成をめざす教育とは、一見かけ離れているようにも思える。とすれば、スミスの民衆教育論は、そのように限界をもったものだったのであろうか。

だがスミスの生きた時代に即してみれば、その職業教育や科学教育すらも当時の重商主義国家によつては採用されず、一九世紀になつて実現した国家教育内容だったのであり、^⑥したがつて彼の職業教育内容は進歩的であることが分かる。スミスの時代は、重商主義的労働観が社会に浸透しており、労働者を一様に「怠け者」と規定し、無知で主体性のない者にして、低賃金と長時間労働で縛りつけておくことこそ、彼らを勤勉にしておく手立てであつて、国富増大の要件である「貧困の効用」が説かれていたのである。^⑦

例を挙げよう。たとえばトニーによつて「阿呆でない人なら誰でも知っているように、下層階級は貧乏にしておかなければならない。そうでなければ、彼らは決して勤勉にならないであろう。」「高賃金は……貧しい家族には何の役にもたたない。なぜなら一日に三シリングないし四シリングを稼ぐ労働者は、殆ど週に三日以上働かなくて、他の日は飲み明かすからである」と言うヤングの言葉が紹介されている。^⑧更にポール・マントウによつて、当時の著述家の主張が紹介されている。すなわち「事情に精通している者にとつて、ある程度まで窮乏が勤勉さを促すこと、三日間の労働で生計をたてうる労働者は、残りの週日を、仕事をしないで泥酔して送るということは、周知の事実である」^⑨と。

このように、労働者たちに対する貧困の必要性Ⅱ低賃金の要請は、この時代の通説であつた。^⑩宗教界においてさえも、これに同調し、下層階級は雇人として、貧民としてその境遇に満足し、従順にして扱いやすい人間であるべきだ、と言うのがキリスト教指導者たちの口をそろえて唱導した教理であつたのである。^⑪こういう社会状況の中にあつて、

高賃金の経済学を主張し、さらに読み書き、計算といった基本教育のみならず幾何学と機械学の職業教育をもって労働者の知的向上を志向しようとするスミスの立場は、極めて進歩的であり、そこにはスミスの社会認識の先見性すら見て取れる。

スミスの時代は、いわば産業革命の前夜で、まさに大空に向かって飛翔せんとする生産力の、出発前の羽ばたきの時期にほかならなかった。スミスは今や重商主義的経済体制は終焉をむかえ、マニユファクチュアの人間的手労働に基づく技術的基盤が崩れ、機械の導入による生産体系が確実に起りつつある事態を、したがって機械と人間との対応を不可避的なものとする環境を認識している。¹³ スミスは産業革命期を特徴づけるこの事態をいち早く認識し、そのような科学が労働者のものになることを時代の要請と見なしているのである。¹⁴ すなわち、労働と科学教育＝専門教育との結合の時代を先取りしていると言える。

これを傍証する一例を挙げよう。ジョン・レーによれば「グラスゴウ大学は、われわれが今日公開講座と呼んでいる大学教育の大衆化に対して、すでに先鞭をつけていたのである。……ジョン・アンダスン教授は、当時同僚の完全な同意と支持とを得て、労働服を着たままの労働者のクラスに対し、学内で自然哲学に関する連続夜間講義を行っていた。この講義は、比較的高級な職人に対する技術教育を改善したという点で、西部スコットランドの技術と工業に資するところが大きであったと言われている」¹⁵と述べている。

このようにスミスが教鞭を執っていたグラスゴウ大学では、将来を見据え産業革命期に必要な科学技術教育を夜間講義で、労働者たちに教えていたのである。そして、こうした環境において、労働者は如何にすればポジティブに対応しうるか、またこのような環境の下で、労働者たちが全人格的人間形成を志向しつつ知的能力を涵養していく

方法とは、如何なるものかをスミスは問い、一八世紀という時代的制約の中で、それを前向きに検討していると言うべきであろう。スミスは言っている。「幾何学と機械学の初歩を教わるようにすれば、その階級の人たちの学問教育は、恐らく可能なかぎり完璧に近いものになるだろう。およそ普通の職業で、幾何学と機械学の原理を応用する機会が少しもないと言うようなものは、めったにないから、職につけば、庶民は、最も実用的な学問はむろんのこと、最も高尚な学問にとつても、必ずくぐらなければならない入門であるこれらの原理を、だんだん仕込まれ身につけてゆくに相違な¹⁶かろう」と。

スミスにあつては、前にも述べたように科学と労働者の結合は、時代的要請なのである。読み書き、計算という基本教育に科学教育をつけ加え、「恐らく可能なかぎり完璧に近い教育」を全面的に実施すること、こうして労働者は、これから本格的に展開しつつある産業革命Ⅱ技術革命の何たるかを知るとともに、今や産業社会として展開しようとしている現実の文明社会に主体的にかかわっていくことができる。

またそのような教育によつて、彼らが日常的に訓練され、知的な個人へと改善されていき、前に触れた「理性的な筋の通った会話」も可能になり、「寛大で高尚な、またはやさしい感情」も涵養され、「自分の国の重大で広範な利害関係」を判断する理解力も身につiki、「時には自分の国を防衛する」という「軍事的な美德」も備わり、それによつて労働者は、一個の完成した自律性ある個人へと次第に近づいていく、そのようにスミスは考えたのであろう。彼は労働者の子供たちに基本的分野の修得を勧めるため、褒賞制度を設けることさえ提案している。

(1) WNY, II, p.785. 邦訳、Ⅲ、一四八頁。

- (2) *LJB*, p.540. 邦訳Bノート、四〇四―五頁。
- (3) *WN*, II, p.785. 邦訳、Ⅲ、一四七頁。
- (4) 慈善学校は一八世紀イギリス国民の大多数を占める労働者や職人、あるいは農民の子供たち、いわば民衆の子供たちの教育に最も大きな貢献をなした。この学校は、その名前が示す通り、寄付金を集めてつくられたもので、グラマー・スクールや非国教徒アカデミーに通うだけの資金のない家の子供たちに教育を授ける機関だった。教育内容は、キリスト教教育を熱心に行ない、子供が勤勉な労働者として育つことを何よりも目ざしたものだ。 (小林章夫『チャップ・ブック…近代イギリスの大衆文化』、駸々堂、一九九三年、三四三―六頁、上田辰之助『蜂の寓話…自由主義経済の根底にあるもの』、みすず書房、一九八七年、一五五―六〇頁を参照。)
- (5) *WN*, II, p.785. 邦訳、一四九頁。
- (6) スミスが言うような科学的要素を含む職業教育が、義務教育(教育の国家的体制)として実施されるのは、一八七〇年代になってからのことである。(ラヴェット他『イギリス民衆教育論』(浜林正夫・安川悦子共訳)、「解説」、明治図書出版、一九八三年、二六三頁。)
- (7) Edgar S.Furniss, *The Position of the Laborer in a System of Nationalism, A Study in the Labor Theories of the Later English Mercantilists*, rep. 1965, p.118.
- (8) トーニー『宗教と資本主義の興隆』(出口勇蔵・越智武臣訳)、下巻、岩波文庫、一九五九年、二〇一頁。
- (9) ポール・マントウ『産業革命』(徳増栄太郎・井上幸治・遠藤輝明訳)、東洋経済、昭和五〇年、六九頁。
- (10) Thomas A. Horne, *The Social Thought of Bernard Mandeville — Virtue and Commerce in Early Eighteenth Century England —*, 1978, p.69. トーマス・A・ホーン『バーナード・マンデヴィルの社会思想——一八世紀初期の英国における徳と商業——』(山口正春訳)、八千代出版、一九九〇年、九六頁。
- (11) 上田辰之助、前掲書、一四七―五二頁を参照。
- (12) 高賃金に賛成する意見は、それぞれニューアンスを異にするけれども、スミス以前では、デフォー、ヒューム、ヴァン

ダーリント、タッカーに辿ることができる。

(13) スミスの時代、イギリスの機械技術と分業は如何なる発達状態にあったかを知るには、以下の論文を参照されたい。天川潤次郎「産業革命前夜のイギリスにおける機械技術と分業の状態」『経済学論究』、第一五卷第四号、関西学院大学経済学研究会。

(14) 内田義彦『経済学史講義』、未来社、一九九五年、一〇九―二一〇頁参照。

(15) John Rae, *Life of Adam Smith, with an Introduction "Guide to John Rae's Life of Adam Smith" by Jacob Viner*, 1977, pp.72-3. J・レー『アダム・スミス伝』（大内兵衛・大内節子訳）、岩波書店、昭和四七年、八九頁。

(16) WN, II, pp.785-6. 邦訳、Ⅲ、一四九頁。

五 労働者に対する知性教育

今まで論じてきたように、生涯のごく早い時期に修得できる教育の最も基本的な部分、つまり読み書き、計算という能力を身につけた労働者の育成、これに加え技術革命を背景にして台頭しつつあった産業社会の要請に答えうるような、一定の知的能力と技術的手腕を有する労働力としての労働者の育成、これがスミスの主張する民衆に対する教育の内容であった。

だがもう一つには、こうした民衆教育に込められたスミスの意図とは、労働者が教育によって知的かつ情操的に成長を遂げていき、彼らを取り巻く日常の社会生活における幾多の諸問題やさまざまな事態に十分に対応しうる全人格的人間の形成、また社会状況の客観的把握を可能にするだけの理解力を涵養すること、これを可能ならしめるところ

にある。⁽¹⁾そしてスミスが、当時の労働者の社会生活の有様をあり得べき社会秩序形成との関連で問題とし、そこで教育の果たす役割を述べている箇所を見ると、スミスの民衆教育論のもつさらなる大きな意義が明確になる。スミスは次のように言う。

「労働者が教育を受ければ受けるほど、無知な国民の間で、最も怖るべき無秩序をしばしばひき起こす狂信や迷信の惑わしに引つかかることが、それだけ少なくなる。その上、教育のある知的な国民は、無知で愚昧な国民よりも、常に慎み深く秩序を重んじる。彼らは、それぞれ個人として、自分は無知な人たちよりもまともだし、法律が認める目上の人々も、自分の方をより尊敬してくれてよいはずだ、と感じており、したがって彼らは、無知な人たちと違って、これら目上の人々を一層尊敬する気にもなる。彼らの方が、派閥や反徒たちの利己的な利害をからめた不平は、とつくり調べてやろう、という気にもなりやすいし、それを見抜く眼も鋭い。また、この故に、政府の施策に対して無茶な、あるいは不必要な反対をするように引き回されがちな傾向も少ない。⁽²⁾」

この文章から分かることは、スミスは教育によって、ともすれば社会不安の原因ともなる、宗教に起因する「狂信」や「迷信」が払拭できると考えていることである。そしてスミスが「教育のある知的な国民は、無知で愚昧な国民よりも常に慎み深く秩序を重んじる」とか、「政府の施策に対して無茶な、あるいは不必要な反対をするように引き回されがちな傾向も少ない」とか述べる時、ここには彼の現存の体制擁護の政治的保守性が見て取れる。水田洋が主張するように、スミスが労働者に知的教育を与えることを主張する場合にも、彼らを秩序に服従させることが目的なのである。⁽³⁾だから一般の民衆に対しては、ヒューマニストとしての一定の同情を示しつつも、この社会機構自体を批判したり変革したりしようとは、夢にも思わなかった。⁽⁴⁾

更に『道德感情論』の中で述べられているように、民衆が富者や権力者についていき共感しやすいという人間感情の自然的傾向、これこそ自然的社會秩序形成の一つの要件であつた。^⑤このようなスミスの立場を視野に入れると、「彼らは無知な人たちと違つて、これら目上の人々を一層尊敬する気にもなる」という表現も無理なく理解できるだろう。むしろ、ここで注目かつ重要なことは、スミスが政治的混乱の原因は、野望家たちの間で繰り広げられる「地位の攻防戦」にあり、これらの争いに一般民衆や労働者が巻き込まれ、利用されるのを憂慮していることである。スミス自身は政治的混乱の大きな原因について、次のように述べている。

「人々が公共の事柄に関与したがるのは、それによつて、重要な地位が獲られるからである。すべての自由な政治機構の安定と存続とは、その国の指導的人物、すなわち生えぬきの貴族層とも言うべき、その国の指導的人物の大部分が、自分たちの地位を保持または擁護するその実力の如何に依存している。国内における徒党や野望家たちの演ずる舞台劇は、すべて皆、これらの指導的勢力家相互の間で行われる地位の攻防戦にほかならない。^⑥」

こうした状況の中でスミスは、労働者や一般庶民が野望家たちに盲目的に扇動されていくといった事態を憂慮しているのである。したがつて国民大衆の知的教育は、そのような政治的喧噪の中にあつて、冷静かつ客観的に状況の本質を見抜く能力を彼らに付与する。そうして、しかも当時の經濟社會にあつて、そのような政治的抗争とは、更に具體的には、重商主義的商人や製造業者の利害を代表する政治家たちの間に繰り広げられた抗争であつたことを想起すれば、民衆が冷静に政治的判断を下しうること、これは、重商主義的特権商人と製造業者の利害を代表する「政治家たち」Ⅱ「派閥や反徒たち」の利己的利害をからめた不平を、とつくり調べることのできる知的能力を有することを意味するであろう。このように見る時、スミスの民衆教育論の背後には、『国富論』を一貫して流れる重商主義批判

という視点が、色濃く反映していることが分かるであろう。

しかも、特権商人や製造業者は、政治と結託し、私益のために保護と独占を獲得すべく画策する。しかし、それは彼らの利益になつても、民衆＝消費者の利益とはならない。スミスは次のように言うのだ。「重商主義の政策においては、消費者の利益は、終始一貫、生産者の利益の犠牲に供されており、消費ではなく生産こそ、一切の工業や商業の究極の目標であり、かつ目的であると考えられているように思われる。……国内消費者の利益は、明らかにわが生産者の利益のために犠牲に供されている。この独占によつて、常に引き起こされる価格の騰貴を押しつけられているのは、国内消費者なのであり、それは、ひとえに生産者の利益のためなのである。」^⑦

加えてスミスは、次のような痛烈な批判を浴びせる。重商主義的特権商人や製造業者は、卑劣な貪欲心の持主であり、「自分たちの資本の高い利潤については、口を閉ざして語ろうとはしない。彼らは、他人の法外な利得については苦情を言うが、自分の法外な儲けについては何も語ろうとしない。」^⑧「彼らは農村の地主、農業者をわめき声と詭弁で欺き、「社会の一部、しかも、その従属的な一部の私的利益が社会全体の一般的利益である」^⑨」^⑩「彼らの利害は国民大衆の利害と正面から対立している。」^⑪「それ故、「商業上の何か新しい法律か規制について、この階級から出てくる提案は、常に大いに警戒して聞くべきである。また、その提案を採用するに当たっては、最も周到な注意ばかりか、最も疑い深い注意を払つて、長く念入りに検討しなければならない。こうした提案は、その利害が公共社会の利害と決して正確には一致しない人々、しかも一般に公共社会を欺き、抑圧さえすることを利益としている人々、……そのような階級から出てくるものなのである。」^⑪

公共社会の公共性は、公共の名で提案されるさまざまな政策を人々が常に疑い深く検討し、そこに潜む階級的利害

を暴き出すことによって、はじめて保たれるのである。上流階級と国家の行動に対する民衆の監視！。この点は、今日から見ても非常に興味深いものがあるであろう。⁽¹²⁾

ところで、特権商人や製造業者などの上流階級が、こうした社会的不正義や巧妙な手口で隠して、自己の利益のみを追求する重商主義体制の本質の何たるかを理解する能力を労働者や国民大衆は身につけているのだろうか。スミスは、彼らが社会におけるもろもろの利害関係を把握する知的能力と判断力を欠き、自己の利害を明確に掴むことができないとして、次のように述べている。「労働者の利害は、社会のそれと緊密に結びついているにしても、労働者はその利害が何であるかを知ることができないし、また、それが自分自身の利害とどう結びついているかを理解することもできない。労働者の生活状態は、必要な情報を得るための時間を彼に与えないし、また彼の教育と習慣は、たとえ彼が十分な情報を得たとしてもそれを判断する力のない者にしてしまうのが普通なのである」⁽¹³⁾

したがって労働者や国民大衆は、社会におけるもろもろの利害を判断しうるだけの知的能力と判断力を身につけて、自己の利益をはっきりと掴むことが必要だ、とスミスは考えるのである。このように見てくると、スミスの主張する民衆に対する教育は、大きな意義をもってくるだろう。

- (1) 釜賀雅史、前掲論文、一三三頁。
- (2) WN, II, p.788. 邦訳、Ⅲ、一五三―四頁。
- (3) 水田洋『アダム・スミス研究』、未来社、一九七五年、一九一頁。
- (4) 同書、一八八頁。
- (5) 天羽康夫「市民社会と人間」『高知論叢（社会科学）』、第九号、高知大学経済学会を参照。

- (6) WN, II, p.622. 邦訳、Ⅱ、三九五頁。
- (7) WN, II, p.660. 邦訳、Ⅱ、四六四―六頁。
- (8) WN, II, p.599. 邦訳、Ⅱ、三六〇頁。
- (9) WN, I, p.144. 邦訳、Ⅰ、二二三頁。
- (10) WN, I, p.494. 邦訳、Ⅱ、一八五頁。
- (11) WN, I, p.267. 邦訳、Ⅰ、四〇六頁。
- (12) 鈴木亮「アダム・スミスの時代と学問」(『経済』、一四六号、新日本出版社、所収)、二三五頁。
- (13) WN, I, p.266. 邦訳、Ⅰ、四〇四頁。

六 結びにかえて

今まで論じてきたように、スミスにあっては文明社会Ⅱ商業社会における商工業の発展によって本格化した分業は、そのマイナスの側面から見れば、労働を単純化することで民衆や労働者を愚鈍にすることであった。具体的に言えば、前にも述べたが精神の麻痺、理性的会話の欠如、「寛大かつ高尚で、やさしい感情」の欠落、理解力の未発達などをひき起こす分業の弊害は、民衆や労働者のみならず公共社会に対しても重大な影響を及ぼす。これらの欠陥を匡正するために、スミスは民衆に対する教育を提唱したのである。彼の主張する民衆教育とは、読み書き、計算といった基本教育のみならず、これから本格的に展開しつつある産業革命を視野に入れながら、産業社会で必要不可欠な実学を取り入れた職業教育をも含むものであったことは忘れてはならない。^①

そしてまた、当時の社会的不正義に満ちた重商主義体制の何たるかを見抜く知的能力を涵養し、国民大衆や労働者が社会におけるさまざまな事態を客観的に把握する知性教育もスミスの重視するところであった。こうした教育を習得することによって、民衆が一人の知的かつ自律した市民的個人として成長していき、社会に主体的にかかわっていくのを可能とすること、これがスミスの意図したものであったのである。

換言すれば、国民の大多数である労働者に対する教育の実施は、人間の資質全般の改善に刺激を与え、寄与するという、教育と人間発達との関連の特徴に着目したのがスミスの卓見であった。^② スミスはほんの少しの教育であれ、それが実践されるとどのような人間にも、すなわちあらゆる人間に生じる、社会の維持にもたらす大きな効果を指摘する。スミスは言う。「人類のうちの多数は粗い粘土のような状態にあり、そのような完全さには、仕上げられないけれどもどんな人でも、殆どあらゆる場合に一応の礼儀正しさをもつて行為し、彼の生涯の全体にわたって何か取り立てて言うほどの非難を避けるように、訓練、教育、実例によって道德性の一般的諸規則への顧慮を心に刻印され得ないと言ふことはめつたにないのである」^③と。

こうした点を視野に入れ考えて見ると、スミスが前述した高賃金の経済論を強く主張した意図もうなずけるだろう。敷衍すれば、こうである。高賃金によって生活にゆとりができた労働者は、自分も子供もヨリ費用のかかるヨリ高度な教育を受けることが可能となるとともに、労働から解放された時間を活用して学問に勤しむことも可能になる。こうして社会の出来事にも目を向けるようになり、自分の置かれた不利な社会的立場や、それを枠組として維持しようとする不合理な制度の存在を認識し、それらを改善しようとする努力も生まれてくるのである。このように労働者の知的能力の発達のためにも、また社会の不合理な制度を理解し認識するためにも、労働者にとっては生活のゆとりが

必要であり、それを保証するのはスミスにとっては言うまでもなく高賃金であったのである。⁽⁴⁾

このように見てくると、上述したようにスミスの民衆教育論の根底には、愚昧と抑圧からの民衆の解放と民衆の自律的人間への成長の願いが込められていたと言っても過言ではなからう。

- (1) 関助「スミスの分業論に関する一考察」『経済学論集』、第一卷第二号、神戸学院大学経済学会を参照。
- (2) 中谷武雄『スミス経済学の国家と財政』、ナカニシヤ出版、一九九六年、一二〇頁。
- (3) Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, edited by D.D. Raphael and A.L. Macfie, Glasgow edition, Oxford, 1976, pp.162-3. 水田洋訳『道徳感情論』、筑摩書房、一九八一年、二〇九―一〇頁。
- (4) 中谷武雄「アダム・スミスの労働論」(『経済科学通信』、第二五号、基礎経済科学研究所、所収)、三五頁。

沖縄県の義務教育教科書採択地区を通してみた平成の大合併と広域行政

——八重山地区の教科書問題を中心として——

山 田 光 矢

- 1 沖縄県の地域区分の変遷
- 2 沖縄県の地方分権改革と広域行政
- 3 教育の民主化および教育委員会設立と教科書無償配布
- 4 沖縄県教育委員会制度と義務教育教科書採択地区
- 5 八重山地区教科書問題の経緯
- 6 八重山地区教科書問題を通してみる広域行政と市町（村）

1 沖縄県の地域区分の変遷

沖縄県は、沖縄本島と三つの諸島から構成されている。その三つの諸島とは、慶良間諸島や久米島を含む沖縄諸島、宮古諸島と八重山諸島と尖閣諸島からなる先島諸島、そして大東諸島である。それゆえ沖縄県は島だけで形成されている県といえる。⁽¹⁾ 沖縄県の面積は二二七六・六平方キロメートルで、国土面積の約〇・六%でしかなく、全国第四位、すなわち香川県、大阪府、東京都に次ぐ、下から四番目の小さな県である。ただし地形からみた場合の沖縄県は、「琉球列島は日本の九州の南から台湾手前の与那国島までおよそ一二〇〇キロメートルに及び弓のような形で点在する島々です。琉球列島と大東諸島及び尖閣諸島を総称して南西諸島といいます。沖縄県はこの琉球列島のほぼ南半分と大東諸島・尖閣諸島からなり、島々だけで構成される県」⁽²⁾ であるとの説明からもわかるように、「県域は、北緯二四度から二八度、東経一二二度から一二三度にまたがり、南北約四〇〇キロメートル、東西約一〇〇〇キロメートルという広い範囲に及ぶ」⁽³⁾ という特徴がある県である。それゆえ沖縄県では【沖縄県の面積】のなかで、「沖縄県の地図を、那覇（名は）市と大阪市が重なるようににおいてみると、沖縄がどんなに広い海の中にかぶ島々かということがわかるでしょう。東西約一〇〇〇キロ、東西約四〇〇キロにもなる沖縄の面積は、本州、四国、九州を合わせた広さの半分にもなるのです」⁽⁴⁾ と、地図を重ね合わせた図を示すことで、領海や排他的経済水域（EEZ）を含んだ場合にはかなり広い空間に点在する、一六〇の島によって形成されている県であることを強調している。⁽⁵⁾

日本の国土面積は約三八万平方キロメートルで、国連加盟国の中では六二番目となっている。現在存在する国家数

は一九六カ国であるが、国連加盟国は一九三カ国であり、日本が大使館を設置国は一三五であり、第三国に存在する日本の大使館が兼轄している国が六〇カ国であることから、北朝鮮を除く一九五カ国を承認していることになる。^⑥ 最大面積のロシアが約一千七百万平方キロメートルであり、カナダ、アメリカ、中国が九百万平方キロメートル台、オーストラリアが七百万平方キロメートル台、インドが三百万平方キロメートル台、他五カ国が二百万平方キロメートル台、十七カ国が百万平方キロメートル台であり、百万平方キロメートルを超える国家は二九カ国である。^⑦ 全体の三分の一以内に入ることから、日本はさほど面積が狭い国家ではないことになる。

日本の領海面積は約四三万平方キロメートルであり、陸地の一・一六倍となっており、日本の領域は陸地の二倍強の面積となる。日本の国土を取り囲んでいる領海とEEZの面積は約四四七万平方キロメートルであり、そこまでを領域と考えれば、日本は世界で六番目の領域を持つ国家となる。海洋の管理は国の責任のため、領海やEEZを含んだ各都道府県の面積は明確になってはいないが、同じ視点からいえば日本で最大の領域を有する都道府県は東京都であり、沖縄県はそれに続く領域を有する県となる。ここからも沖縄県の特殊性をみる事ができる。^⑧

沖縄の海域は、「北東から南西へ弓状に延びた形を持ち、長さは約一五〇〇キロメートルで最大幅は約三〇〇キロメートルであり、面積は約二三万八五四平方キロメートル」^⑨であり、本州と大差ない空間といえる。「那覇市と大阪市を重ねた場合、大東諸島は伊豆七島に、久米島は瀬戸内海に、宮古島は四国西端に、与那国島は九州西端（長崎市）に重なる」^⑩のであり、広い空間に島々が点在する特殊な条件を備えた県ということになる。沖縄県に帰属するのは、沖縄本島とその周辺に位置する慶良間諸島や久米島を含む沖縄諸島、宮古諸島や八重山諸島や尖閣諸島から構成される先島諸島、そして大東諸島の三諸島である。^⑪ 地理的に沖縄県は、これらの三諸島から構成される区域

に大別されるのである。

こうした地理的区分とは別に、沖縄県には、一八九六（明治二九）年に、那覇区と首里区の二区と、国頭郡（国頭各間切と伊江島）、中頭郡（中頭郡各間切）、島尻郡（島尻各間切と久米島・慶良間諸島・渡名喜島・伊平屋諸島・鳥島・大東島で形成）、宮古郡（宮古諸島）、八重山郡（八重山諸島）の五郡が設置された。単純に言えば、沖縄県の行政区画は、沖縄本島を含む沖縄諸島と大東諸島を合わせた地域と先島諸島に二分され、前者には二区と三つの郡が、先島諸島は宮古諸島と八重山諸島にそれぞれ一つずつ郡が設定されたのである。その後、一九〇八（明治四二）年の「沖縄県及び島嶼町村制」において、島尻郡に一町（糸満町）一二村、中頭郡に一一村、国頭郡に一〇村、宮古郡に四村、八重山郡に一村（八重山村）の、合計（三区）・一町・四八村が設置され、伝統的な地域区分であった間切等は廃止された。また、一九一四（大正三）年に八重山郡八重山村が、石垣村、大浜村、竹富村、与那国村の四つの村に分割された。一九二一（大正一〇）年には那覇区と首里区に市制がひかれて那覇市と首里市となり、市町村制が確立されたのである。沖縄県の市町村数が最多となったのは戦後のことである。一九四九（昭和二四）年の沖縄県の市町村は、五市・九町・五二村の合計六六市町村となった。¹²その後、昭和の大合併が行われたが、沖縄県の市町村は五市・九町・四八村の六二市町村であり、四村が減少しただけであった。アメリカの施政権下におかれていたこともあり、積極的な合併は行われなかったことが理解できる。一九七二（昭和四七）年の本土復帰にともない、市制や町制への移行などによる市町村の編入や新設が行われ、沖縄県の市町村は一〇市・一六町・二七村の五三市町村となった。平成の大合併の後、一一市・一一町・一九村の四一市町村となった。

一九九九年（平成一二）年三月三二日に、全国の六七〇市、一九九四町、五六八村の合計三三三二市町村を対象に実

施された平成の大合併は、二〇一四（平成二六）年一〇月六日に、七九〇市、七四五町、一八三村の合計一七一八市町村となり、市町村数を四六・八％（ほぼ半減）に減少させて終了した。市町村の割合も、全国には二一％存在した市が四六％になり、六二％であった町が四三％、一八％であった村が一％となり、市が二倍以上になったのに対して、町村はほぼ三分の二程度に減少したのである。しかし沖縄県の平成の大合併は、一〇市（一九％）、一六町（三〇％）、二七村（五一％）の合計五三市町村が、一一市（二七％）、一一町（二七％）、一九村（四六％）の合計四一市町村となつて終了したのであり、減少率は全国平均の半分に満たない二二・六％であった。ただし、小規模町村が残存したことは、島嶼地域で構成される沖縄県の地理的な条件が生み出した結果ともいえる側面がある。¹³

2 沖縄県の地方分権改革と広域行政

戦後日本の地方自治制度の改革は、日本国憲法第八章に「地方自治」がおかれ、地方自治法を中心とする「地方自治関連法規」が制定されることで、憲法と法令によって保障されるものとなった。しかし地方公共団体の規模の相違と戦後復興から高度経済成長期にかけての過密過疎現象の顕在化が、その対応策としての広域行政制度の拡充をもたらした。地方自治法においては一部事務組合がその代表的なものであり、同法には一九九五（平成七）年に広域連合が追加された。また地域間の均衡ある発展を目的とした六次にわたるいわゆる「全国総合開発計画」においては、広域市町村圏や地方生活圏（新全総）、モデル定住圏（三全総…北海道と沖縄を除く）、地方拠点都市地域（四全総…東京都、大阪府、神奈川県を除く）、定住自立圏（六全総…国土形成計画）などが設定された。それと並行して昭和の大合併や平成の大合併が実施されてきたのである。

戦後の地方自治制度改革の結果、沖縄県には、現在一一市一一町一九村の四一市町村が存在している。人口では那覇市が三十一万人強で最大となっており、人口一〇万人台が沖縄市、うるま市、浦添市の三市、一万人以上は七市・八町・四村の一九市町村となっている。他方人口一千人未満が五村、一千人以上二千人未満が一町五村、二千人以上五千人未満が一町二村、五千人以上一万人未満が一町三村存在している。この全市町村の四四％にあたる人口一万人未満の三町一五村のうち、五村は国頭郡の沖縄本島に位置している国頭村（五二九四人）、大宜味村（三三九八人）、東村（二九四六人）、今帰仁村（九五一八人）、宜野座村（五六四七人）である。残りの三町一〇村は島嶼部に位置している。国頭郡には伊江村（四八四〇人）が、島尻郡には久米島町（八五四一人）と渡嘉敷村（七〇五人）、座間味村（八九八人）、粟国村（八〇七人）、渡名喜村（四〇八人）、南大東村（二二六三人）、北大東村（五二四）、伊平屋村（二二一七人）、伊是名村（二五九一人）の一町八村が、宮古郡には多良間村（二二〇三人）が、八重山郡には竹富町（三九一三人）と与那国町（一五八一人）がおかれている¹⁴。島嶼地域が多いことや自然の中の集落単位に町村が展開されていることがこうした結果の一因となっているといえる。

現在の沖縄県には二七の一部事務組合と二つの広域連合が設定されている。その中で、ほぼ旧来の郡を単位として設定された広域市町村圏の実施主体として設定されているものが、四つの「広域市町村圏事務組合」である。一九八九（平成元年）に設定されたものが、中頭郡の領域に位置する沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村の三市三町三村で構成されている「中部広域市町村圏事務組合」である。一九九二（平成三）年に設定されたものが、八重山郡の領域に位置する石垣市と竹富町、与那国町で構成されている「八重山広域市町村圏事務組合」である。一九九三（平成四）年に設定されたものが、伊平屋村と伊是名村を除く、島

尻郡の領域に位置する那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町の合計五市・四町・六村から構成されている「南部広域市町村圏事務組合」と、国頭郡の領域に位置する名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村の一市・二町・七村と島尻郡に位置していた伊平屋村と伊是名村の合計一市・二町・九村で構成されている「北部広域市町村圏事務組合」である¹⁵。

一九八九（平成元年）に、旧宮古郡に位置した平良市、城辺町、下地町、伊良部町、多良間村で設定された「宮古広域圏事務組合」は、平良市、城辺町、下地町、伊良部町の合併によって宮古島市が誕生した二〇〇五（平成一七）年九月三〇日（合併の前日）に廃止された。また「八重山広域市町村圏事務組合」を構成する一市二町は、二〇〇二（平成一四）年六月に「八重山地域合併検討会」を設置し合併に向けての検討に入った。しかし住民投票の結果与那国町が離脱したことから、二〇〇五（平成一七）年に「石垣市・竹富町合併協議会」を設置し活動を継続したが、同年三月二五日に竹富町議会が合併案を否決したことから活動を停止した。その結果「八重山広域市町村圏事務組合」は存続することになった。また宮古島市と多良間村で構成される旧宮古郡には現在広域市町村圏事務組合は設定されていない。現在宮古郡には多良間村だけが残っているのである¹⁶。

3 教育の民主化および教育委員会設立と教科書無料配布

戦後日本の民主化の要の一つが教育の民主化であり、教育の機会均等を中心に改革が推進された¹⁷。一九四六年三月に来日した米国教育使節団は、四月に「教育課程や教授法、人事に対する文部省権限の廃止、内務省と文部省の断絶、

視学官制度の廃止、公立初等・中等学校の教育行政権限の都道府県・市町村への移管、都道府県と市町村に一般民衆の公選で選ばれた委員からなる、政治的に独立性の保障された教育委員会をもうけるべきこと」などを中心とした「報告書」をまとめた。⁽¹⁸⁾ 報告書にそつて設置されたものの一つが、レイマンコントロール「素人支配（統制）…レイマン（地域住民の代表）」を基本制度としている教育委員会制度である。⁽¹⁹⁾ 教育委員会のレイマンコントロールという形態はアメリカ独特のものであり、その起源はニューイングランド植民地とされる。⁽²⁰⁾ アメリカにおいて教育委員会制度の拡充に寄与したものの一つが、アメリカ合衆国憲法第一〇修正の「本憲法によつて合衆国に委任されず、また各州に對して禁止されなかつた権限は、各州それぞれにまたは人民に保留される」との規定である。それゆゑアメリカ合衆国では、連邦憲法が教育に関する整備の権限を連邦議会に与えるとは定めていないことから、公教育の法的管理は州の主権の一つとして州におかれることとされたのである。アメリカ合衆国では、州が教育の管理責任を負うが、具体的な実施・運営はほとんどの場合地方でなされている。ハワイ州を除くすべての州では、州教育機関に加えて地方教育委員会を作り、そこに学校についての一定の行政権限を委ねている。⁽²¹⁾

この教育委員会制度は一九四六（昭和二一）年のアメリカ教育使節団（「使節団」）報告書に基づいて我が国に導入された。その提案の趣旨は、一、文部省が従来保有していた地方教育行政の統制的管理権を大幅に地方公共団体に移譲すること、二、教権の独立を図るために独立した地方教育行政機構を整備すること、三、公立学校管理に素人支配の原則を適用すること、四、地方行政事務は教育の専門家によつて執行されることなどであつた。⁽²²⁾ 一九四六（昭和二二）年に公布された「日本国憲法」には第二六条に【教育を受ける権利、教育の義務】が規定され、翌年三月に「教育基本法」と「学校教育法」が公布・施行され、九年間すなわち小中学校教育の義務化と、公立学校における義

務教育の無償化が規定された。日本国憲法と同時に施行された地方自治法・第二款・教育委員会には第一八〇条の八【教育委員会の事務】がおかれ、教育委員会は一九四八（昭和二三）年に制定され一九五六（昭和三一）年に廃止された教育委員会法によって設置された。この結果、公選の教育委員会によるレイマンコントロールが保障されることになったのである。教育委員会は日本国憲法第九三条第二項の規定にある行政委員会として設置された。

アメリカの教育委員会の設置単位は学区であり、既存の普通地方公共団体と必ずしも一致しているわけではない。これは教育の特殊性に鑑み、地方の一般行政と教育行政の分離を前提にしたためである。日本では使節団の勧告を受けて教育委員会を設置することとし、政府は一九四八（昭和二三）年の第二回国会に教育委員会法案を提出した。法案は教育委員会を「都道府県並びに市（特別区を含む）、人口一万人以上の町村及び特別教育区に設置」することとした。しかしこの規定は「都道府県及び市（特別区を含む）町村にこれを設置する。但し、町村は、必要がある場合には、一部事務組合を設けて、その組合に教育委員会を設置することができる」と改正された。この結果、原則としてすべての市町村に教育委員会がおかれることになった。地方教育委員会の設置基準を人口一万人以上とした理由は、小学校、中学校及び高等学校を包含する地域で、その財政負担力においても十分な地方公共団体に限るものと考えた民間情報教育局の意向を尊重したものであったとされている²³。

一九四八（昭和二三）年制定の教育委員会法第七三条二項の、「都道府県及び五大市の教育委員会は、昭和二十三年一月一日に成立するものとする」との規定と、第七〇条の「大阪市、京都市、名古屋市、神戸市及び横浜市（五大市という。以下同じ。）並びに既に教育委員会を設置しているその他の市以外の市は昭和二十五年二月一日又は昭和二十七年一月一日に、町村（既に教育委員会を設置している町村を除く。）は昭和二十七年一月一日に、それぞれ教育委

員会を設置しなければならない」との規定を受けて、教育委員会はすべての都道府県と市町村及び特別区に設置されることとなった。ただし、一九四八（昭和二三）に教育委員会の設置が義務づけられたのは都道府県と五大都市だけであり、他の市区町村は任意設置とされた。この時期に教育委員会を設置したのは四六市だけであり、都道府県と五一の市において教育委員の半数の選挙が実施され、教育委員会が設置された。教育委員会選挙の投票率は全国平均五六・五%、東京都では二九%であった。同時期の地方議会選挙の投票率が八〇%強であったことから、教育委員選挙の投票率の低さが問題とされた。

一九五〇（昭和二五）年に第二回の教育委員選挙が実施されたが、一般市町村の教育委員会の設置が一九五二（昭和二七）年まで延期されたことから、任意設置した一五市が増えただけであった。この選挙における投票率は全国平均が五二・八%であり、東京都は二二%、特別区は一七・五%であった。一九五二年一〇月には、全市町村に教育委員会が設置されたことを受けて、第三回の教育委員選挙が全市町村で実施された。投票率は五九・八%であった。⁽²⁴⁾選挙前の八月に政府は「全市町村での教育委員選挙を取りやめ、教育委員会を広域設置とする教育委員会法の改正法案」を提出したが、吉田首相の「抜き打ち解散」で廃案となり、教育委員選挙が実施された。⁽²⁵⁾その後、一九五六（昭和三一）年は「教育委員会法」が廃止され、かわりに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が制定され、教育委員会の委員は公選制から首長が議会の同意を得て任命する制度へと改革された。⁽²⁶⁾

なお、教育行政の地方移管にともなう市町村の行財政能力を問題とする、人口一万人以下の町村への「特別教育区」設置問題は、一部の市町村での一部事務組合の設置を行ったことと、一九五三（昭和二八）年から一九六一（昭和三六）年にかけて実施された昭和の大合併によってある程度解消できたと判断できる。また、教育委員会が合議制執行機関

であり、教育政策の決定とその失効をあわせて行う行政委員会であることから、規則制定権が認められ、経費の自己負担も求められた。ただし当時の日本の経済状況の問題もあり、一部は国庫によって補助することも認められた。⁽²⁷⁾

市町村を単位とした地方教育委員会のあり方に一石を投じたものは、一九六二（昭和三七）年に制定された「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」であった。同法は、公立学校の義務教育における教科書の無償配布に関しては、第一二条【採択地区】に「都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。②都道府県教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村教育委員会の意見をきかなければならない。③都道府県教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない」と規定し、市町村ではなく単数あるいは複数の市町村を単位とする「採択地区」単位での教科書の無償配布を実施することとしたのである。二〇〇三（平成一五）年四月当時の日本には五四四の採択地区が設置されていた。当時の市区町村数は三二二三であったので、各採択地区は平均五・九の市区町村（教育委員会）で構成されていたことになる。現在の二七四一市区町村数で判断すると、各採択地区は平均三・二の市区町村（教育委員会）で構成されていることになる。⁽²⁸⁾

また、「都道府県教育委員会の地方出先機関であり、都道府県教育委員会の管理機能を補完しながら市町村教育委員会への指導・支援等の役割を担っている組織である」教育事務所は、平成一六年六月一日現在、滋賀県、奈良県、徳島県を除く四四都道府県に二五九設置されていた。二〇〇四（平成一六）年七月一日当時の四四都道府県の市町村数は二九五二であることから、平均一一・四市町村で構成されていたことがわかる。その後、二〇一〇年前後から、

長崎県、三重県、和歌山県、山口県などが教育事務所を廃止している。その理由としては「①市町村合併の進展にともなう教育事務所の役割分担の見直し、②行財政改革の推進、③学校事務の執行態勢の改善」などがあげられている。⁽²⁹⁾教科書の「採択地域」や「教育事務所」ばかりでなく、「教育委員会」そのものも平成の大合併によって区域変更を中心とした変革を余儀なくされてきていることがわかる。

4 沖縄県の教育委員会制度と義務教育教科書採択地区

沖縄県の郡と市町村の関係を見れば、表1からもわかるように、五つ存在する広域市町村圏のうち三つは沖縄本島を中心に設置されている。沖縄本島は県の六四％の面積を有し、宮古・八重山は三六％であり、ほぼ三分の二と三分の一の関係にある。また沖縄本島の人口は県の約九二％を占めており、宮古・八重山はそれぞれ約四％となっており、沖縄本島への人口集中の強さがわかる。その人口も南部にほぼ五〇％の人口が集中しているのであり、県庁所在地一極集中化傾向が沖縄県でも強いことがうかがえる。

こうした旧「郡」や「市町村」の歴史的変遷を前提に、沖縄県教育委員会は「義務教育諸学校の教科書用図書の無償措置に関する法律」第十二条の規定に基づいて、表2のように六つの採択地域を設定した。「国頭地区」は、名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村の一市・二町・七村で構成されている。「中頭地区」は、沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村の三市三町三村で構成されている。「浦添・那覇地域」はその名の通り那覇市と浦添市で構成されている。「島尻地域」は糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、伊平

沖 縄 県 の 広 域 市 町 村 圏

表1

広域市町村名	構 成 市 町 村	構成市町村数	面 積	人 口	備 考
北部広域市町村圏	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武村、伊江村、伊平屋村、伊是名村	1市・2町・9村	824.64km ² (36.2)	129110 (9.1)	伊平屋村と伊是名村は島尻郡に帰属する村である
中部広域市町村圏	沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村	3市・3町・3村	261.69km ² (11.5)	496739 (35.1)	
南部広域市町村圏	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町	5市・4町・6村	371.37km ² (16.3)	678081 (48.6)	島尻郡の伊平屋村と伊是名郡を除いた地域で構成
宮古広域市町村圏	現・宮古島市（平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町）、多良間村	1市・3町・2村	226.48km ² (10.0)	56023 (4.0)	現在は1市1村で構成
八重山広域市町村圏	石垣市、竹富町、与那国町	1市・2町	591.97km ² (26.0)	53627 (3.8)	
平 均		9市町村	455.23km ²	282,717	現在は平均8.2市町村

注：人口と面積は沖縄県HP「市町村の人口・世帯数・面積」(<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/shichoson/2431.html>)を参照して作成した。

屋村、伊是名村、南大東村、北大東村、久米島町の三市四町八村で構成されている。「宮古地域」宮古島市と多良間村で構成されている。「八重山地域」は、石垣市、竹富町、与那国町の一市二町で構成されていた。⁽³⁰⁾

旧「郡」との関係からいえば、「採択地域」は、那覇市と浦添市を独立した採択地域とした以外は、法律に従い、旧郡内から市となつて独立した地域表示となつた「市」と「郡」を一体した地域、単純に言えば旧郡を単位として設

沖縄県の教科用図書採択地区(旧)

表2

採択地区名	構 成 市 町 村	構成市町村数	面 積	人 口	備 考
国頭採択地区	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武村、伊江村	1市・2町・7村	787.48km ² (34.6)	126202 (8.9)	名護市と国頭郡で構成 (旧国頭郡の区域)
中頭採択地区	沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村	3市・3町・3村	261.69km ² (11.5)	496739 (33.1)	3市と中頭郡(旧中頭郡の区域)
浦添・那覇採択地区	那覇市、浦添市	2市	58.33km ² (0.26)	427598 (30.2)	
島尻採択地区	糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、伊平屋村、伊是名村	3市・4町・8村	350.20km ² (15.4)	136635 (13.2)	旧島尻郡から、那覇市と浦添市と合併した町村を除いた区域内の市町村で構成
宮古採択地区	現・宮古島市(平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町)、多良間村	1市・3町・2村	226.48km ² (10.0)	56023 (4.0)	
八重山採択地区	石垣市、竹富町、与那国町	1市・2町	591.97km ² (26.0)	53627 (3.8)	
平 均		7.5市町村	379.36km ²	235,597	現在は平均6.8市町村

注：人口と面積は沖縄県HP「市町村の人口・世帯数・面積」(<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/shichoson/2431.html>)を参照して作成した。

定された。言葉をかえていえば、那覇市と浦添市に併合された地域をのぞいて、一八九六(明治二九)年に設定された五つの郡の区域にある市町村を単位として採択地域を設定したことになる。広城市町村圏との関係からいえば、島尻郡に帰属するものの地理的には国頭郡に近い伊平屋村と伊是名村を、南部広城市町村圏ではなく北部広城市町村圏に帰属させ、地理的要件を中心とした広域行政の推進を図ったのである。島尻採択地区は、南部広城市町村圏から外

れて北部広域市町村圏に帰属することになった伊平屋村と伊是名村、独立して浦添・那覇採択地区を形成することになった那覇市と浦添市を除いた市町村で構成されることになったのである。宮古採択地区は宮古広域市町村圏と、八重山採択地区は八重山広域市町村圏と同じ地域を対象として設置された。法律に添った形で採択地区の設定がなされたことがわかる。

沖縄県では全市町村に教育委員会が設置されている。その外に、複合一部事務組合として、糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、座間味村、南大東村、北大東村の与那原市と久米島町をのぞいた島尻郡全町村と、中頭郡の西原町の三市・三町・六村で構成されている「南部広域行政組合」の中に、教育に関する「1. 視聴覚教育システム整備及び管理運営（西原町を除く）」と、「2. 教育研究所の設置及び管理運営（西原町と南北大東村を除く）」の二つがおかれている^③。

また、沖縄県教育委員会は県内に六の教育事務所を配置している。それは、伊江村、伊是名村、伊平屋村、大宜味村、宜野座村、金武町、国頭村、今帰仁村、名護市、東村、本部町の一市・二町・八村からなる「国頭教育事務所」、うるま市、沖縄市、恩納村、嘉手納町、北中城村、宜野湾市、北谷町、中城村、西原町、読谷村の三市・三町・四村からなる「中城教育事務所」、浦添市、北大東村、久米島町、那覇市、南大東村の二市・一町・二村からなる「那覇教育事務所」、栗国村、糸満市、南城市、八重瀬町、座間味村、渡嘉敷村、渡名喜村、豊見城市、南風原町、与那原町の三市・三町・四村からなる「島尻教育事務所」、多良間村、宮古島市の一市・一村から成る「宮古教育事務所」、石垣市、竹富町、与那国町の一市・二町からなる「八重山教育事務所」である。これらは当時のいわゆる（旧）教科用図書採択地区とは若干異なるものの、人口や面積に一定の配慮をした、沖縄県の広域的な教育事務の実施主体と考

えられた地域であるといえる。⁽³²⁾

沖縄県には人口一千人未満が五村、一千人以上三千人未満が一町・五村、三千人以上五千人未満が一町・二村、五千人以上一万人未満が一町・三村存在している。この全市町村の四十四%にあたる合計三町・一五村のうち、五村は国頭郡の沖縄本島に位置している国頭村（五二九四人）、大宜味村（三三九八人）、東村（一九四六人）、今帰仁村（九五二八人）、宜野座村（五六四七人）である。残りは国頭村の島である伊江村（四八四〇人）と、島尻郡の一町（久米島町・八五四一人）・八村（渡嘉敷村・七〇五人）、（座間味村・八九八人）、（粟国村・八〇七人）、（渡名喜村・四〇八人）、（南大東村・一二六三人）、（北大東村・五二四）、（伊平屋村・一三一七人）、（伊是名村・一五九一人）と、宮古郡の多良間村（二三〇三人）と、八重山郡の竹富町（三九三三人）と与那国町（二五八一一人）である。⁽³³⁾ 島嶼地域が多いことや自然の集合落単位に町村が展開されていることは理解できるが、教育行政においても少し広域化を考えることも必要だといわざるをえない。

5 八重山地区教科書問題の経緯

こうした中、（旧）教科用図書採択地区の一つである八重山地区で、「二〇一二年から使用される中学校の教科書について石垣市、竹富町、与那国町からなる沖縄県八重山採択地区協議会は一年八月二三日、A社（育鵬社・著書註）発行の公民教科書を採択すると多数派が答申した。ところが、これに反発した竹富町教育委は、それとは別に独自にB社発行の公民教科書の採択を決定する。これに対して沖縄県教委は、採択教科書の一本化を図るよう八重山地区の三教委に働きかけ、その結果、九月八日に三教委の全教育委員による臨時会議が開催され、先の答申を覆してB社

（東京書籍・同）教科書を採択することが賛成多数で決まった。しかし、今度はこの決定に対して、石垣市教委と与那国町教委の教育長が文部科学省に直接異議を申し立てたことから事態はさらに複雑化していくことになった³⁴という混乱が生じた。この対立は「義務教育諸学校の教科書用図書の無償措置に関する法律」が、第三三条で「当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない」と規定に反することから問題となったのである。

二〇一一（平成二三）年八月二三日の八重山採択地区の採択地区協議会において育鵬社を選定した。二六日には石垣市と与那国町が採択地区協議会の答申どおりの教科書を採択した。しかし二七日に竹富町では採択地区協議会の答申とは別の東京書籍の教科書を採択した。その後九月八日に三市町の全教育委員による議論によって東京書籍を「選定」することを多数決で可決した。これに対して石垣市教育長と与那国町教育長が、九月八日の協議が無効である旨の文書を文部科学省に提出した。これをうけて文部科学大臣は一二月二日に沖縄県教育委員会に対して、「現時点の状況では、八月二三日に出された八重山採択地区協議会の答申及び八月三一日の再協議の結果が無償措置法の規定による『協議の結果』であり、それに基づいて採択を行った教育委員会（石垣市、与那国町）に対しては、教科書の無償給与をすることになる」、「『協議の結果』に基づいて採択を行っていない教育委員会（竹富町）については、国の無償給与の対象にはならないが、地方公共団体自ら教科書を購入し、生徒に無償で給与することまで、法令上禁止されるものではない」と文書で通知した。

これを受けて、二〇一二（平成二四）年二月二三日に竹富町教育委員会が臨時教育委員会会議を開き、「国に対して、引き続き東京書籍版の公民教科書の無償給与を求める」、「篤志家からの支援を受けて、公民教科書を調達する」、「新

年度の授業に間に合うように、竹富町として教科書を配布する」ことを決定し実行した。これに対して文部科学省は二〇一三（平成二五）年四月三日竹富町と沖縄県に文書で指導したが、竹富町教育委員会は「地方教育行政法第二三条第六号に基づいて教科書採択権を正当に行使している」等の回答をおこなった。これに対して文部科学大臣は一〇月一八日に沖縄県教育委員会に対し「竹富町教育委員会に対して是正の要求を行うように指示」した。⁽³⁵⁾ 対立の背景には、「教科書採択に関しては、教科書無償措置法が採択地区協議会で決めた同じ教科書を使うと定める一方、地方教育行政法は各市町村に採択権限を与えるという『矛盾』が生じており」、「民主党政権は、無償措置法違反の状況を解消するように三市町に求める一方、『竹富町の採択を無効とはできない』という考えだった。しかし、自民政権は『違法状態は認められない』と竹富町の採択のやり直しを求めている」ところにあった。⁽³⁶⁾

一市二町による採択教科書の決定は、単純に言えば各教育委員会の意思を尊重した多数決ということになり、教育長の行動からみれば二対一の多数決によって育鵬社の教科書の採択ということになる。また市町村の独立性を尊重した場合にも、二対一の多数決で育鵬社の教科書を採択すべきということになる。さらに各市町の人口を比較した場合には、石垣市の人口が約四万八千人、竹富町は約四千人、与那国町は約千五百人であり、石垣市の人口が全体のほぼ九〇%であることから、石垣市の意向を尊重すべきということになる。ただし、教育委員全体の投票では東京書籍の教科書採択が決定されている。教育委員の間の意見は分かれており、それぞれの市町単位の多数決とは異なる結果になるような委員構成であることがわかる。採択地区協議会における教育委員全員での投票は、一市二町の対等性を前提とし、かつ各委員の自主性を尊重していることがわかる。しかし、石垣市と竹富町の委員はそれぞれ五人であり与那国町は三人であることから、一票の格差の視点からいえば、石垣市の強大な人口が軽視されていることになる。本

来行政委員会であることから、教育委員が公選であれば少し異なった判断も可能となるが、任命制の委員である以上、ともすれば政治性を帯びやすいという問題がそこには残る可能性が高い。とはいえ、いたずらに「住民投票」を用いても、そこに法的拘束力がなければ混乱を増幅させるだけになる可能性がある。

また沖縄県が採択地区や地方事務所の設定単位を八重山地区としているのは、日本の財政危機問題に起因する行政の効率化の問題が、広域行政のメリット（スケール・メリット）を考慮しているためともいえる。教育は誰が行うべきかという問いに対しては、単純には①両親や家族、②地方公共団体、③国家という答えが考えられる。ただし、国家であればこうした地方的な問題が前面に出てくることは少ないはずである。また両親や家族では、教育の質と量の確保が困難となる、結果的には両親や家族を中心とした本来の子どもの教育の義務を負う住民の声を反映させながら、地方公共団体が担当するほかないのである。そのための制度として導入されたものが教育委員会制度であり、教育機会の均等の一つの手段としての教科書の無償配布に関しては、財政力の観点から国家が協力することは必要不可欠な要件といえる。ただし、教科書の採択地域問題では、本来義務教育の実施主体である市町村とその教育委員会ではなく、複数の市町村とその教育委員会が協議会を設置して行うことになったことから生じた問題であるといえる。

八重山地方でこうした問題が起こった背景には、若干の政治的対立があったことも否定できない。八重山地域の一体化を目的とした合併計画や、石垣市と竹富町の合併計画があったことは、少なくとも石垣市と竹富町の間には、広域行政の展開に関する種の共通認識が存在していたことを示している。石垣市では一九九四（平成六）年に市長に当選した大濱長照氏が二〇一〇（平成二二）まで四期にわたって市長を務めていたが、同年二月から中山義隆氏（現職）が二期にわたって市長を勤めている。革新系から保守系へと市長が交代している。他方竹富町では一九九六

（平成八）年以降四年ごとに町長が交代していたが、二〇〇八（平成二〇）年から二期（現職）、革新系の川満栄長氏が町長を勤めている。与那国町では二〇〇五（平成一七）年から三期（現職）、保守系の外間守吉氏が町長を勤めている。³⁷こうした政治的な対立が問題の背景の一つであったことは推測できる。

6 八重山地区教科書問題を通してみる広域行政と市町（村）

八重山地域の総面積は五九一・八平方キロメートルで、沖縄県の総面積（二二七一・五平方キロメートル）の約四分の一に相当する地域である。八重山群島は有人島一二島と無人島二〇島から構成されており、有人島は石垣市一島、与那国町一島、竹富町一〇島であり、無人島は尖閣諸島を含めて石垣市一三島、竹富町一三島となっている。最大面積の島は竹富町にある二八九・二七平方キロメートルの西表島（沖縄本島を除く沖縄で最大の島）で、竹富町の総面積三三四・〇二の八七％を占めている。また人口は二二二・六三平方キロメートルの石垣島（沖縄県第二位の島）であり、四万八二一人の人口を誇っている。第三位の島が二八・九一平方キロメートル（沖縄県第七位）の与那国島であり、そこには一五〇三人が居住している。竹富町の残り九の有人島はいずれも与那国島より小さく、人口も五〇〇人台の二島から二人の下地島までさまざまである。竹富町の由来となった竹富島には三六四人しか住んでいない。³⁸

八重山地方は那覇市から四一一キロメートル（石垣島を基準とした場合）の距離に有り、地理的には独立した県となってもおかしくないほどのところに位置した地域ともいえる。台北のほうが約二八〇キロメートル（石垣島との距

離」と近く、尖閣諸島の西側で中国と国境を接している地域でもあり、独自の外交を展開する必要性すら認められてよい地域ともいえる。本来、石垣市と竹富町は石垣島と西表島を中心とした、海を介してはいるが隣接する市と町ということになる。両方の島は約三〇キロメートルの距離にある。ただし、竹富町の町役場が石垣市におかれているように、密接した関係にある地域でもある。石垣島から見ると竹富島は約六・五キロメートル、小浜島は一七・七キロメートル、西表島の大原港は三一・四キロメートル、上原港は三七・二キロメートル、波照間島は五六キロメートルの距離にあり、最大でも船で一時間ほどで結ばれた隣接した市と町ということになる。これに対して与那国島は、石垣島から一二七キロメートルの距離にあり、台湾の花蓮市とは一一・一キロメートルしか離れてはいないところに位置する島である。石垣島からは飛行機で三五分、船で四時間三〇分の距離にある。地理的な視点からいえば、与那国町も独立した県となるような位置に存在する島ということになる。³⁹このように、地理的には石垣市と竹富町は近接しており、与那国町は二つの市町とは若干独立しているともいえるような距離にある地域である。

こうした地理的な条件の中で、複合一部事務組合である「八重山広域市町村圏事務組合」を設立し、協力して広域事務を推進する体制を整えてきているのである。教科書問題はこの一市二町の協力体制をゆるがす問題となっていたのである。石垣市と竹富町の近接した関係から見ると、与那国町は石垣市や竹富町とは若干異なった伝統や文化を持つ、少し独自性を強調すべき地域ということになる。竹富町の町役場は石垣島におかれている。竹富町役場は石垣市役所の隣接地に立地しており、職員も石垣市に在住している。これは那覇市や東京都との交通の便を考えてのことであつたとされているが、両者の関連性の高さを物語っている。⁴⁰義務教育教科書採択地域の設定が、生活圏に含まれる広域圏を前提に設定されたことから見た場合、石垣市と竹富町が同一の教科書の採択をすべき圏域にある市町という

ことになり、与那国町は独自の教科書選択の機会を与えられても良い地域ということになる。八重山地域が平成の大合併の際に合併を模索したが、結局一市二町のまま残ったのも、こうした地理的条件や若干政治的な制約が存在したためと推測できる。

八重山地区の教科書採択問題は、二〇一四（平成二六）年四月一六日の「義務教育諸学校の教科書用図書は無償措置に関する法律」の改正によって一挙に解決されることになった。国は同法の改正によって問題解決を図ったのである。同法第一二条【採択地区】では、「都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域について『市若しくは郡の区域又はこれらの区域を合わせた地域に』との規定を、「都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域について『市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に』」に改正したのである。⁽⁴⁾ これを受けて沖縄県教育委員会は、表3のよう⁽⁴⁾に、竹富町を八重山採択地区から独立した採択地区とすることで問題の解決を図ったのである。

沖縄県において、県面積の約一五％にあたる三三四平方キロメートルを占める竹富町は、沖縄県最大の面積を有する基礎自治体である。その点からは竹富町が独立した採択地域となることは考えられる。しかし人口は沖縄県民の〇・三％の四千人強にすぎず、行財政力の小さい地方公共団体である。他方、石垣市は沖縄第三位の面積（三三平方キロメートル）を持つ石垣市と尖閣諸島からなる、県面積のほぼ一〇％の二二九・二七平方キロメートルの市であり、人口も沖縄県民の三％の四万八千人であり、竹富町から見れば大きな行財政力を有する市ということになる。こうしたことから見て、石垣市と竹富町と与那国島を一体とする旧来の八重山採択地区を一つの教育圏とする広域連合による教育委員会の設置を考えてもよい地域といえる。沖縄県教育委員会の教育事務所も旧来の一市・二町による八重山採択地区と一致した範囲を行政領域としており、平成の大合併を含めた効率性を重視する広域行政の立場か

沖 縄 県 の 教 科 用 図 書 採 択 地 区 (現在)

表3

採択地区名	構 成 市 町 村	構成市町村数	面 積	人 口	備 考
国頭採択地区	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、宜野座村、金武村、伊江村、伊平屋村、伊是名村	1市・2町・8村	773.77km ² (34.0)	118,675 (8.4)	恩納村が中頭地区に転出。伊平屋村と伊是名村が島尻地区から転入。
中頭採択地区	沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村、恩納村	3市・3町・4村	312.56km ² (13.7)	507,174 (35.9)	恩納村が国頭地区から転入
那覇採択地区	那覇市、浦添市、北大東村、南大東村、久米島町	2市・1町・2村	165.50km ² (7.3)	437,929 (31.0)	北大東村、南大東村、久米島町が島尻地区から転入
島尻採択地区	糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村	3市・3町・4村	205.87km ² (9.0)	240,155 (17.0)	北大東村と南大東村と久米島町が浦添・那覇地区に転出
宮古採択地区	宮古島市、多良間村	1市・3町・2村	226.48km ² (10.0)	56,023 (4.0)	
八重山採択地区	石垣市、与那国町	1市・1町	257.95km ² (11.3)	49,704 (3.5)	竹富町が分離・独立
竹富採択地区	竹富町	1町	334.02km ² (14.7)	3,923 (0.3)	独自の採択地区となる。竹富町は沖縄県で最も面積が広い市町村
平 均		5.8市町村	325.16km ²	201,940	

注：人口と面積は沖縄県HP「市町村の人口・世帯数・面積」(<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/shichoson/2431.html>)を参照して作成した。

ら見た場合には、教育行政の対象範囲もある程度広域的であるべきといえる。それは教科書採択地域設定時の目的の一つであったはずである。それゆえ今回の「義務教育諸学校の教科書用図書の無償措置に関する法律」の改正は、八重山採択地区の混乱を一応解消したものといえるが、その場しのぎといったものであった面を有していることも否定できない。

類似した状況は、宮古島（旧平良市、旧城辺町、旧下地町、旧上野村）、伊良部島（旧伊良部町）、下地島（旧伊良部町）、池間島（旧平良市）、大神島（旧平良市）、来間島（旧下地町）、多良間島（多良間村）、水納島（多良間村）の八島（二市三町二村）からなる宮古諸島にも見られる。宮古島と伊良部島と下地島と池間島が橋で結ばれ、他の二島はさんご礁などを挟んだ隣接地域に存在することもあって、平成の大合併の際に大神島と来間島を含めた六島で宮古島市となった。宮古島から六七キロメートル、石垣島から三五キロメートル離れている多良間島と水納島は、多良間村として宮古郡に残った。面積二〇四・五七平方キロメートル（沖縄県第四位）で人口五万四七二〇人の宮古島市は人口では八重山地域に近く、高い行政力を有している市ということになる。宮古島市は一市三町一村の合併で誕生した市であることから、平成二二年三月三〇日に中心市宣言をおこない、合併一市圏域で定住自立圏を形成し、平成二二年九月二八日に協定を、平成二三年三月二九日に共生ビジョンを策定し、新しい市の一体性の拡充に向っている。多良間村は面積二一・九一平方キロメートルで人口一三〇三人であり、与那国町を若干小さくした程度である。宮古島市と多良間村は距離の関係もあり、石垣市や竹富町と与那国町との関係と類似した関係となるように思われる。なお宮古諸島では市と村の間に大きな地域間の対立は存在してはいない。⁴²⁾

先島諸島に位置する八重山地域と宮古地域は共に国境周辺の島々ということになるが、沖縄本島に近く台湾ともあ

る程度離れた宮古地域と、台湾と中国と隣接している国境の島々である八重山地域ではその性格は大きく異なる。さらに八重山地域でも尖閣諸島の西で中国と国境を接している石垣市と、台湾を肉眼で確認できる与那国町と、両市町に挟まれある程度平穏さが感じられる竹富町ではその位置づけが大きく異なる。石垣市は明確な領土問題の主体なのであり、与那国町は中台関係の変化に翻弄される可能性を持つ国境の町なのである。こうした地理的な相違も一市二町の性格の違いに現れているといえると思われる。とはいえこの一市二町は、合併しなければ本来の市となる要件である人口五万人以上を満たすことはできない。平成の大合併においても町村の最低人口を一万人以上とする提案がなされていた。この条件を考えた場合には与那国町は石垣市や竹富町と合併するか合併に代わる広域連合や定住自立圏などの設定を考慮する必要がある。教科書問題が提起した八重山地方の広域行政について三市町は、将来に向けた検討を再度住民の視点に立つて行う必要があるといえる。

註

本論文は日本大学法学部政経研究所の、二〇一三（平成二五）年から二〇一五（平成二七）年の三年計画で実施されている共同研究「東アジアと日本政治」の中で、二〇一四（平成二六）年三月に沖縄県八重山地方の石垣市と与那国町で実施した聞き取り調査の中の「広域行政と教科書問題」と、二〇一五（平成二七）年五月に宮古地方の宮古島市で実施した聞き取り調査の中の「定住自立圏の実情」を中心に整理したものである。調査の機会を与えてくれた日本大学法学部の関係者に深く感謝する次第である。

本文においては、数字は各資料の表記にかかわらず漢数字に直して表記した。また単位を表す記号もカタカナ表記に直して記載した。

(1) 沖縄環境経済研究所『琉球諸島を世界遺産へ』沖縄県文化環境部自然保護課発行「琉球諸島の範囲について」(http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kanky/shizenryokuka/koen/documents/h162_pamphlet) (p16-p30). 参照。ただし沖縄本島を本土の一部とする見方もあり、対島市は対島を日本で三番目の面積の島ととらえている。

(2) 「Nature on Okinawa 沖縄の自然ガイド 森と海の不思議な生き物たち」(冊子) (http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kanky/shizenryokuka/hogo/nature_in_okinawa.html)。なお環境省、九州地方環境事務所発行の「奄美・琉球諸島の生物多様性」では、「奄美・琉球諸島は、九州から台湾に繋がる弧状列島で、奄美諸島、沖縄諸島、宮古諸島、八重山諸島などが含まれますが、これ以外に大東諸島、尖閣諸島などを含めれば、九〇〇以上の島々からなり、このうち七〇程度の有人島があります」と記載されており、西南諸島出を琉球列島(諸島)と奄美諸島に分けていることがわかる。その他の書物にもさまざまな規定があり、これらの諸島に対する明確な定義がないことがわかる (http://kyushu.env.go.jp/naha/wildlife/data/tayousei_131017)。

(3) 沖縄県文化環境部自然保護課、前掲冊子

(4) 沖縄県庁ホームページ「沖縄の姿／面積」(http://www.pref.okinawa.jp/kodomo/sugata/al_02z.html)

(5) 沖縄県庁HP「島しょ別面積」をみると、そこには一平方キロメートル以上の島が四七、〇・〇一平方メートル以上の島等が一・一三の合計一六〇の島を標記している。ここでは〇・〇一平方キロメートル以下を岩礁等とし、それが含まれていないことから、一六〇の島々の面積を合計しても沖縄県の面積より小さいことを明記している。(<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/tochitai/tousho.html>)

(6) 外務省「世界と日本のデータを見る(世界の国の数、国連加盟国数、日本の大使館数など)」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/world.html>)、国際連合広報センター「国連加盟国加盟年順序」(http://www.unice.or.jp/info/un/un_organization/member_nations/chronolt...2015_05_25)

(7) 公益財団法人矢野恒太郎記念会編『世界国勢図会第二五版 二〇一四／一五』同記念会、二〇一四年九月発行、「第一章 世界の国々」参照

- (8) 山田吉彦著「農政トピック TPPが我が国の海洋安全保障に与える影響」『月刊J A』（二〇一一年一月）、山田吉彦著『日本の国境』新潮新書
- (9) ブリタニカ国際百科事典・「本州」参照
- (10) 沖縄県HP「沖縄こどもランドHP」【沖縄県の面積（めんせき）】（<http://www.pref.okinawa.jp/kodomo/index.html>）参照
- (11) 沖縄環境経済研究所『琉球諸島を世界遺産へ』沖縄県文化環境部自然保護課発行「琉球諸島の範囲について」（http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/shizenryokuka/koen/documents/h162_pamphlet）（p16-p30）. 参照
- (12) 市区町村変遷履歴情報、都道府県別一覧【沖縄県】（<http://uub.jp/upd/>）参照
- (13) 各市町村の人口は沖縄県HP「市町村行政の状況」、「市町村の人口・世帯数・面積」（二〇一二年八月九日更新）（<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/shichoson/2431.html>）参照
- (14) 沖縄県HP「市町村の人口・世帯数・面積」（<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/shichoson/image/img24310.jpg>）参照
- (15) 沖縄県HP、県政情報「沖縄県内の一部事務組合等一覧」（<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/shichoson/11061.html>）参照
- (16) 宮古五市町村合併推進協議会「これから確認すべき協定項目（六市町村・5市町村 比較表）」平成一六年
- (17) 徳久恭子著「教育政策におけるマクロ・トレンドの変化とその帰結」『政策科学』一四巻一号、二〇〇六年。一三—二六頁
- (18) 新藤宗幸著『教育委員会——何が問題か』岩波新書一四五五、二〇一三年、八九頁
- (19) 堀和郎氏は、「教育行政におけるレイマンコントロールとは、『教育行政の官僚統制』にとって代わるべき仕組み、教育行政の主体における『官』から『民』への移行を意味するものであり、教育を職業としない、地域住民を代表する人々の合議（審議と決定）を通して教育行政をおこなうという考えであり、『素人統制』というよりも『住民統制』というべき仕組みであり、文字通り、教育行政における『草の根民主主義』の表れにほかならない」と説明している（堀和郎・柳林信彦著『教育委

員会制度再生の条件 ―運用実態の実証分析について―』筑波大学出版会、二〇〇九年六月三〇日、一七六頁。

- (20) レイモンドE・キャラハン著、中谷薫彪・中谷愛訳『アメリカの教育委員会と教育長』晃陽書房、二〇〇七年九月三〇日、第一章参照

- (21) マーサM・マッカーシー・ネルダH・キャブロン＝マカベ著、平原春好・青木宏治訳『アメリカ教育法 ―教師と生徒の権利―』三省堂、一九九一年六月一〇日、第一章参照

- (22) 教育委員会は、アメリカ教育使節団報告書の「市町村および都道府県の住民を広く教育行政に参画させ、学校に対する内務省地方官吏の管理行政を排除するために、市町村および都道府県に一般投票により選出させる教育行政機関の創設を、われわれは提案する次第である。」との提言に沿って設置されたものである（http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317998.htm）。箇条書きの部分は、中山太郎著『戦後日本教育制度成立史』岩崎学術出版社三八四―三八五頁を参照し整理した。

- (23) 中山・前掲書・四六三頁

- (24) 投票率等に関しては、安田隆子著「教育委員会 ―その沿革と今後の改革に向けて―」国立国会図書館『調査と情報』第五六六号、二〇〇七年、一頁と、日本PTA全国協議会（Adibe PDF）「教員（組合）と親の軋轢」（http://nippon-pta.or.jp/ayumi/pdf/2_1_3.pdf）を参照し整理した。

- (25) 新藤 前掲書 一一三―四頁

- (26) 安田 前掲論文 二―三頁

- (27) 中山・前掲書・第七章「地方行政制度の改革」参照

- (28) 都道府県の教科書採択地区の数については、文部科学省「教科書制度の改善について」検討のまとめ（概要）（抄）平成一四年七月三十一日「第一部教科書検定の改善について」表三（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/gaiyou/03062701/007.htm）を参照。また当時の市町村数については総務省HPの「広域行政・市町村合併」の「都道府県別市町村数の変遷（平成一一年三月三十一日以降の全てを収録）」（http://www.soumu.go.jp/main_content/000283332.pdf）参照し

整理した。

(29) 小川正人「『教育事務所廃止の動向と地方行政の課題（1）——和歌山県、長崎県、徳島県、滋賀県の訪問調査報告——』『教育行政研究』二二号、放送大学大学院文化科学研究所八五頁。なお、教育委員会の地方事務所の数については文科省の(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo1/003/gijiroku/04070701/006/001.pdf)を参照して整理した。

(30) 教科書用図書採択地区（採択地域）の二〇一四年五月までの旧採択地区に関しては、文部科学省「採択地区一覧 沖縄県（六地区）」初等中等局教科書課 (http://next.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/saitaku/1282212.htm)、沖縄県教育委員会編『沖縄県教育年報 平成二五年度版』沖縄県教育委員会 (<http://www.pref.okinawa.lg.jp/edu/somu/edu/koho/nenpo/h25.html>)、沖縄タイムス「沖縄県の教科書採択地区、六町村が変更へ」（二〇一四年五月二五日：<http://www.okinawatimes.co.jp/article.php?id=70599>）を参照して整理した。

(31) 沖縄県HP、県政情報、「沖縄県内の一部事務組合等一覧」参照

この南部広域事務組合を文部科学省は、「3. 一部事務組合の例」のなかの「③南部広域行政組合（教職員関係、視聴覚教育関係）」の見出しで以下のように紹介している。

○概要…教育研究所の設置運営（教職員の研究）等を共同実施。

（沖縄県内一五市町村、うち六村は離島）

○経緯等…視聴覚のライブラリの設置に当たり、衛生関係の施設を共同設置するのと併せて複合事務組合方式とした。
教職員研修のための教育研究所は、平成六年に共同で設置

○効果…県教委の教育事務所の管轄と、組合の構成市町村の範囲が重なっているため、事務所内の人事と研修の連携が図りやすい。

○課題…構成市町村が多数のため、日程調整が困難であり、意志決定に時間がかかる。

また、構成市町村の教育委員会が、組合の事業内容を十分認識せずに、重複した内容の事業を実施することがあるなど、構成市町村の教育委員会との連携が課題。

さらに文部科学省は「5. 広域化は必要でないと考え理由」として、「なお、指導主事の配置をはじめ、指導上の課題を有する一方で、広域化を考えていないとしている市町村教育委員会もあり、その理由は以下のとおりである」としてその理由を示している。それは、

○ 指導主事の配置は課題ではあるが、広域化による場合には、指導主事の担当地域が広がり、同時に指導体制の弱体化を招くことも危惧されるため、解決策として広域化は考えていない

○ 指導主事の配置は課題ではあるが、広域化によるばあいには、各兆村ごとに指導方針や教育環境が異なるため、実際には困難と考える

○ 学校教育の観点からは、一町に一小学校、一中学校は小規模であり、広域化も必要と考えるが、生涯学習・生涯スポーツの分野については、町民のニーズに応えるためには、現在の教育行政の規模が良いと考える
といったものであることを紹介している。（文部科学省 http://next.go.jp/a_menu/singi/chukyo/）

(32) 沖縄県教育委員会HP「教育事務所」(<http://www.pref.okinawa.jp/edu/madoguchi/jimusho/index.html>) 参照。なお、市町村の並びは教育事務所の所管区域の表の順序に従った。

(33) 各市町村の人口は沖縄県HP「市町村行政の状況」、「市町村の人口・世帯数・面積」（二〇一二年八月九日更新）(<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/shichoson/2431.html>) 参照

(34) 斎藤剛史著「教科書の採択県は誰にあるのか―沖縄・八重山地区教科書問題をめぐって」内田洋行・教育総合研究所「学びの場.Com」(<http://www.manabinooba.com/index.cfm/6,17520,13.html>)

(35) 文部科学省「資料―三沖縄県八重山教科書問題の経緯」(http://www.mext.go.jp/b_menu/singi/chukyo3/siryo/attach/1345141.htm) 参照

(36) 「朝日新聞デジタル」教科書採択、文科省が初の是正要求へ 沖縄・竹富町に」(<http://www.asahi.com/National/update/0930/TKY201309300038.html>) 参照

(37) 日本経済新聞二〇一四年二月二日「石垣市町選、現職の中山氏再選 与党が勝利」、「竹富町のあゆみ」(<http://www.>

town.takeetomi.lg.jp/town/index.php?content_id=9) 琉球新報八月二二日「与那国町長選 複雑な民意受け止めよ (<http://ryukyushimpo.jp/news/storyid-210914-storytopic-11.html>) を参照して整理した。

(38) 沖縄県HP「八重山地域の概要／沖縄県」・「市町村の人口・世帯数・面積」(<http://www.pref.okinawa.jp/site/norin/norin-yaeyama-nosui/keikaku/yaeyamanogaiyou.html>) 参照

(39) 石垣島と竹富町の各島との距離や船舶（フェリー等）による移動時間については、「安楽観光―運行案内」(<http://www.aneikankou.co.jp/liner/haterumajima.html>) を参照して整理した。

(40) 石垣市と竹富町の関係については石垣市での聞き取り調査等の内容を整理した。

(41) 文部科学省HP「義務教育諸学校の教科書用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/1344707.htm) 参照

(42) 宮古島市HP『平成二六年度版 統計みやこじま』(第一〇号) (http://www2.city.miyakojima.lg.jp/toukei_m_2014/)

最後に

私が藤原先生に初めてお目にかかったのは一九七二(昭和四七)年四月に、日本大学大学院法学研究科修士課程政治学専攻に入学した時でした。社会人生活を経験した後に大学院に入られた藤原先生の学問に対する厳しさに接することができたことが、今日の私を作り上げる上で大きな影響を与えていただきました。このような浅学菲才の後輩を前にした藤原先生の思いを考えると今でも赤面するばかりです。

とはいえ先生のご薫陶のおかげで私も今日まで大学の教壇に立てております。これからも藤原先生のご指導を忘れず研究と教育に励みたいと思っております。

最後になりましたが、先生のご健康と、ますますのご活躍を祈念して、本論文を閉じさせていただきます。ありがとうございます。これからもよろしくお願いいたします。

ラディカル・デモクラシーと「民主的なもの」

——フェミニズム政治理論の視座から——

山 田 竜 作

はじめに——いかなるラディカル・デモクラシーか

冷戦後の日本で本格的にラディカル・デモクラシーが論じられるようになって、約二〇年である。もちろんそれ以前に、高島通敏や鶴見俊輔、日高六郎といった論者が「ラジカル・デモクラシー」や「根もとからの民主主義」を語っていたことを忘れるわけにはいかない。しかし、私たちが今日「ラディカル・デモクラシー」と言う場合にイメージする欧米系の諸議論が、市民社会論の興隆を背景としてまとまった形でわが国に紹介され始めたのが一九九〇年代であったことは、おおよそ共通認識として受け入れられよう。ところで、おそらく現代日本の政治理論研究にお

ラディカル・デモクラシーと「民主的なもの」(山田)

六三五(七一一)

いて、ラディカル・デモクラシー論とはシャンタル・ムフ（Chantal Mouffe, 1943-）などの闘技的多元主義のことを指す、との理解が少なからず定着していると思われる。

だが、このような理解に問題がないわけではない。形式的な自由民主主義体制を根底から批判し、さらなる民主化を促すという意味でのラディカルなデモクラシー論は、一九七〇年代には参加デモクラシー論という形で存在したからである。キャロル・ペイトマン（Carole Pateman, 1940-）の論文集『秩序を乱す女たち？』に収録された、一九七〇年代の参加デモクラシー的諸論稿には、当時の「リベラル対ラディカル」という図式が見え隠れしているが、当然ながらこの時点の「ラディカル」とは闘技的多元主義のことではない。ラディカル・デモクラシーにはいくつもの知的源泉があることはすでに指摘されて久しいが、参加デモクラシーとラディカル・デモクラシーはいかなる関係にあるか、また、ラディカル・デモクラシーとは闘技的多元主義なのだとする認識が日本の政治理論家の間で定着したとすればそれはいつのことか、等については実は決して明白でないとと言える。

その上、さらに困難な問題がある。平等と差異・アイデンティティをめぐる今日的な意味でのラディカル・デモクラシー論に重要な知的刺激を与えたものとして、看過できないのはフェミニズムであり、ムフやペイトマンのみならず、広義のラディカル・デモクラシー論者に含め得る政治理論家にフェミニストは少なくない。⁽²⁾にもかかわらず、ムフはフェミニストのデモクラシー論者にかなり批判的であり、後に本論で検討するように「女性」を固定的なアイデンティティと見なすことを拒否している。フェミニズムがデモクラシーの理論と実践にとって持つ意味については、多くのフェミニストが言及しているにもかかわらず十分に検討・咀嚼されていないことに加え、いかなるラディカル・デモクラシーが考えられているかが論者によって異なるという事情が、問題を非常に錯綜したものになっている。

市民社会論から公共哲学・政治哲学へと研究者の関心がシフトする中、現代日本のデモクラシー論におけるフェミニズムやジェンダーへの関心は、一九九〇年代よりむしろ後退したのではという印象さえ受ける。⁽³⁾

この小論で、フェミニストのデモクラシー論者を網羅的に検討して以上の錯綜した問題状況を整理することは、筆者の能力を超えている。本稿では、ごく限られた論者を取り上げることで、フェミニズムの視座から「民主的なもの」がどのように見えるか、その一端を明らかにすることに目的を限定したい。ラディカル・デモクラシー論では、ムフに代表されるように、「政治的なもの (the political)」について非常に多くの議論が展開された。それに対して、デモクラシーを徹底化させるという意味を持つラディカル・デモクラシーが、何を持って「民主的」であるとするのか、言わば「民主的なもの (the democratic)」については十分に語っていないと思われる。フェミニストの政治理論家にとって、さらなる民主化とは何を意味するのか。それは、何が民主的であり何が非民主的かについての認識により、少なからず左右されよう。本稿ではまず、ムフのラディカル・デモクラシー論におけるフェミニズム批判をたたき台として検討し、そこで批判の矛先が向けられている一人の政治理論家、ペイトマンおよびアイリス・マリオン・ヤング (Iris Marion Young, 1949-2006) のデモクラシー論を取り上げる。この両者に対する批判として、ムフの議論がどこまで妥当か、また「民主的なもの」をめぐってこの三者の認識がどのように分岐しているか、等を可能な限り明らかにしてみたい。それらを通じて、いかなるラディカル・デモクラシーを考えるのか、その見取り図を描くための一助としたい。

一 C・ムフのラディカル・デモクラシーとフェミニズム

1 ラディカル・デモクラシーのプロジェクトと「本質主義」

ムフはフェミニストを自称してはいるものの、そのラディカル・デモクラシー論の中でフェミニズムについて正面から論じたものは実は少ない。論文集『政治的なものもの再興』の第五章「フェミニズム、シティズンシップ、ラディカル・デモクラシーの政治」がその代表格であり、前述したようにムフがペイトマンとヤングに批判的に言及しているのはこの論考においてである。ここでムフが主張しているのは、一言で言えば、「女性」を固定的なアイデンティティと見なすフェミニズムは「本質主義（essentialism）」に陥っているものであり、それを放棄することこそラディカル・デモクラシーには要請される、という点である。ムフの議論に多少とも馴染んだ者にとっては、彼女の本質主義批判はすでに周知のものであろうが、それがフェミニズムをめぐる文脈でどう語られているか、そしてペイトマンとヤングがどのように批判されているか、改めて確認してみたい。

ムフのラディカル・デモクラシー論においては、社会的行為主体は、必然的な関係性のない多様な言説から構成された「主体位置（subject positions）」の集合として考えられている。主体のアイデンティティは、自分がいかなる社会関係に アイデンティフィケーション 同一化するかによって依存するのであり、あくまで偶然的な産物であつて一時的に固定化されたものに過ぎないとされる。その意味で、社会的行為主体を、統一的で単一の存在であるかのように見なすことは不可能であり、常に多元的なものとして考えなければならない。このことは、労働者階級、女性、黒人、同性愛者、等々、あらゆる主体について言えることであり、いずれかの民主化闘争を特権化することがないように——「労働者の利害を守る試

みが、女性、移民、消費者の諸権利の犠牲において追求されることがないように——これらの異なった闘争の間に等価性の連鎖を確立する必要がある。⁽⁵⁾これは明らかに、階級闘争に還元し得ない「新しい社会運動」を重視したムフが、エルネスト・ラクラウとの共著『ヘゲモニーと社会主義者戦略』（一九八五年刊）⁽⁶⁾以降一九九〇年代初頭まで繰り返し追究した、根源的かつ多元主義的な民主政治のありようであろう。

このような等価性の連鎖、あるいは民主的等価性を考える場合に重要なのが、ムフが強調する「節合（articulation）」である。彼女が固定的・恒常的なアイデンティティを拒否するのは、労働者階級とか女性といった主体の観念を全否定するためではない。そうではなく、それらの主体が諸言説によって部分的に固定された「結節点」に過ぎないと見なすことによつて、むしろ、異なる主体位置に対して開かれたものと考えることが出来る。つまり、異なる主体位置の間に必然的・決定的な結びつきがないからこそ、それらの間に歴史的・可変的な「節合」を調達することも可能になる。⁽⁷⁾フェミニズムの文脈で考えれば、「女性」というアイデンティティそれ自体が多様な言説の中で構成されるカテゴリーである以上、単一的な「男性」・対・単一的な「女性」という二項対立はあり得ず、フェミニズムの政治が従属に対していかなる闘争を展開するかも多様となることを認めなければならない。「女性」というアイデンティティに本質がないと見なされれば、「平等か差異か」と問うことは無意味になるというのである。⁽⁸⁾ムフは必ずしも明言してはいないが、例えば黒人解放運動の内部での性差別、白人女性中心のフェミニズム運動における人種差別、ブラック・フェミニズムのみならずヒスパニック系女性やアジア系女性からのフェミニズム批判の噴出といった、欧米のフェミニズムが直面した諸問題を彼女が念頭に置いていることは容易に看取されよう。⁽⁹⁾要するに彼女の構想では、フェミニズムそれ自体もまた多種多様なものとして、他の解放闘争と並んで広範なラディカル・デモク

ラシーのプロジェクトの一要素と位置づけられるべきものである。

ところがムフによれば、彼女がのように論じた当時、フェミニストは「女性」というアイデンティティを脱構築してしまえばフェミニズムの政治的行動が不可能になる、と考えていたという。「多くのフェミニストたちは、女性を一貫したアイデンティティとして見ることなしに、フェミニズム独自の目的を形成し追求するために女性が女性として団結できるようなフェミニストの政治運動の可能性を基礎づけることはできない、と信じている」。このような信条は、ムフが構想するラディカル・デモクラシーの政治にとって問題である。一個人そのものが多様性を持った存在であり、その個人がさまざまな主体位置において多様な従属関係に置かれている（あるいは、ある関係においては支配的であり、他の関係では従属的であり得る）からである。¹⁰ ムフにとっては、先天的な属性に基づいた所与の「女性性」があると前提するか、さもなければ女性間の同質性や共通性を否定して一切のフェミニズムを不可能と見なすか、という二項対立は極端で不毛なものでしかない。そうではなく、前述のように、多様なアイデンティティの一時的・部分的な結節点としての「女性」を考えるべきなのであり、本質的な「女性性」とか真の「フェミニズムの政治」があるとの想定は放棄しなければならない、というのがムフの主張と言える。¹¹ このような観点からすれば、ペイトマンもヤングも「本質主義」に陥っていることになる。

2 ペイトマン批判——「女性としての女性」

まず、ムフによるペイトマン批判から見てみよう。ペイトマンは、近代デモクラシー理論の基盤にある社会契約論が家父長的な性格を持つものであることを繰り返し指摘した。「自由かつ平等な個人」と言った場合、それは初めか

ら世帯主・妻帯者・稼ぎ主としての男性を意味しており、社会契約もまた男性同士が取り交わす「兄弟愛^{ブラタ}」友愛的な協約」に過ぎない。公的領域としての政治および市民社会は、「政治的秩序を乱す存在」と見なされた女性を私的領域へと閉じ込めることで成立してきた。にもかかわらずその後のデモクラシー理論は、「個人」や「市民」というカテゴリーが、あたかも何人をも排除していないかのように考え、理論の根源にある家父長制を不可視化してきた。しかも普通選挙権の女性への拡大、言い換えれば女性へのシティズンシップの形式的付与によって、もはや男女差別の問題は解決済みであるかのように見なすことで、実際のさまざまな社会関係で女性が「二級市民」扱いされている現実問題を放置してきた。つまり「シティズンシップ」は、そもそも政治共同体を構成する男性の貢献（典型的には兵役と納税）を基準に構築されてきたのである。¹²——ペイトマンによるこうした政治理論批判に、ムフは基本的に賛同している。ムフが問題にするのは、シティズンシップをめぐる女性と直面するディレンマを、ペイトマンが克服しようとするその仕方である。

ペイトマンが「ウルストンクラフトのディレンマ」と呼ぶものは、おおよそ次のような難問である。女性が完全なるシティズンシップを勝ち取るには二つの方法が考えられるが、この両者は家父長的な枠組みの中では互いに相容れず、いずれの方法でも女性がシティズンシップを勝ち得ることはない。一方の方法は、シティズンシップは（実際は女性を排除したものであるにせよ）普遍的な意味を持つと考え、それを男性だけでなく女性にも拡大しようとするものである。これは、リベラル・フェミニズムに典型的なジェンダー中立を目指すものである。しかしこの方法は、そもそも男性の属性・能力・活動をもとに構築されたシティズンシップを所与の前提として、それを女性にも広げようとするものである以上、女性に対して男性（のよう）になることを要求することになる。それができない女性は、所詮

「二級市民」止まりであつて完全なシティズンシップは得られない。もう一方の方法は、女性には女性ならではの能力・才能・ニーズ・関心があるのだから、女性のシティズンシップは男性のそれとは違う形のものになるべきだとの主張に基づく。すなわち、母親の役割に典型的に見られる女性の無償労働を、男性の雇用（賃金）労働に匹敵する女性のシティズンシップと見なすという方法である。これはジェンダー中立を指向した前者と異なり、男女の差異を強調するものと言える。しかし、この後者の方法も成功しない。シティズンシップが初めから、私的領域における女性の母性（出産）やケア労働（家事・育児）を排除して構築されている以上、この方法は女性を従来通り被扶養者として家庭に閉じ込め、無償労働を強いることにつながるものであり、女性が「市民」として男性と平等な敬意を得ることはならないのである。⁽¹³⁾

では、このディレンマをどう克服するのか。一九八〇年代にペイトマンが目指していた、あるべきデモクラシーの理論と実践は、「女性が女性^{アズ・ウイメン}のままで、自律的で平等でありつつ、男性とは性的に異なる存在として市民で」あり得るデモクラシーであり、⁽¹⁴⁾「女性と男性を、生物学的な差異はあるが同等でない人間とはせず、両方とも包摂するような個人という社会的概念に立脚した秩序」、すなわち差異化した社会秩序としてのデモクラシー⁽¹⁵⁾であつたと言える。そして、ムフの批判の矛先は、この「女性のままで」（あるいは「女性として」）の部分に向けられる。ムフによればペイトマンは、個人性には男性としての男性と、女性としての女性という二つのタイプがあると考えているのであり、「女性が女性である、[、]ということに対応するある種の本質を求めて」おり、「女性としての女性と母性を同一視すること⁽¹⁶⁾に基礎を置いている」という。要するにムフの解釈では、ペイトマンは男女別の「差異化されたシティズンシップ」を構想することが先のディレンマを乗り越える道だと考えているのであり、これは男／女という対立を脱構築し

ない本質主義だということになる。前述のムフ的なラディカル・デモクラシーの構想から見た場合、こうしたペイトマンの発想は母性主義者と変わらない不適切なものである。

3 ヤング批判——差異化された「集団」観念

続いて、ムフによるヤング批判を検討しよう。周知のようにヤングは、一九八〇年代末から一九九〇年代にかけて「差異の政治 (the politics of difference)」を主唱する論客であった。ヤングは、既存のデモクラシーにおいて広く浸透しているシュンペーター的な「利益集団多元主義」を、政治を私的利益の取引へと矮小化し、結果として特定の利益集団による支配を助長するものと批判する。その点で彼女は、参加デモクラシー論に一定の賛意を示す。だが同時に、市民的公共性の復権を目指す共和主義（例えばベンジャミン・バーバーなど）が、伝統的・家父長的な公私二元論に基づいた普遍主義的シティズンシップ観を保持していることを、ヤングは厳しく批判する。このような二元論は、

普遍的なもの 対 個別的なもの

共通のもの 対 差異化されたもの

という二項対立を前提とし、それぞれの前者を公的領域の理想と考え、後者を私的領域に閉じ込めてきた。普遍主義的なシティズンシップの理想像なるものは、「一般性」（例えばルソー的な一般意思）を重視し、個別的・自己中心な特殊利益が公的領域を侵食しないよう私的領域へと追いやってきたのである。しかし、このような二項対立や普遍主義的理想は、多文化化・多元化した都市社会としてのマス・ソサエティの現実にはそぐわない。公的領域・公共圏を、もっぱら普遍性・一般性の観点から構想することは、「同質性」を強いることにつながり、その基準から見て異質な

ものや個別的なものは公的領域から排除されることになる。ヤングが終始批判したのは、（白人・男性・中産階級・異性愛者を典型とする）メインストリームによる支配と、それとは異質な社会集団（有色人種・女性・労働者階級・同性愛者などの）の抑圧、という構造的不正義の問題であつた。⁽¹⁷⁾

ヤングが、女性が被る抑圧や不利益のみならず他の形態の抑圧についても考慮しようとする試みについて、ムフは否定するどころか共感の意を示す。にもかかわらずムフは、ヤングの社会集団の観念にやはり本質主義が伴っていると批判する。ヤングの「差異の政治」は、公的領域を、一般性・同質性が支配する領域としてでなく、異質な存在に開かれたより多元的な領域として構想しようとするものであり、従来の普遍主義に替えて「異質なものの公共性」「差異化されたシティズンシップ」を提唱した。そして、個別的で異質と見なされるがゆえに周縁化されてきた社会集団の具体的なニーズや声を表明できるようにするべく、集団代表の必要性を主張した。⁽¹⁸⁾ だが、公的領域において多様な経験やニーズや視座が表出され、相互のコミュニケーションが促進されることを期待するヤングの構想に対し、ムフは「利益集団多元主義のハーバース版」だとして手厳しい。ムフの解釈では、集団的差異を強調するヤングの論議は、すでに所与の利害とアイデンティティを持つ集団が存在するとの前提を持っている。ヤングの考える社会集団は、政治的イデオロギー集団や利益団体ではなく、一定の生活様式とアイデンティティの感覚を持つ文化的な社会集団であるが、ムフに言わせればこうした差異化された集団という観念は、「アメリカ先住民のような集団には意味をなすかもしれないが、しかし女性、高齢者、さまざまな障害者等、彼女（「ヤング」）がその要求を考慮したいと考えている他の多くの集団を描写するには、まったく不適切である」。ヤングは究極的には本質主義的な「集団」観念を持つており、利益集団多元主義とさして変わらないということになる。⁽¹⁹⁾

ムフにとっては、それがメインストリームであれ被抑圧集団であれ、固定的なアイデンティティという観念こそ放棄されるべきものであつて、所与のアイデンティティを持つ集団間の自由で抑制なきコミュニケーションというヤング的発想は、ムフが主張するラディカル・デモクラシーとは相容れない。前述の等価性の連鎖（あるいは民主的等価性）の確立のためには、むしろ新しいアイデンティティこそが作り出されなければならないというのである。⁽²⁰⁾

二 C・ペイトマンのデモクラシー論とフェミニズム

1 現実の女性が直面する諸問題

ペイトマンは、本質主義だとするムフからの批判について少なくとも二度言及しているが、いずれも本格的な反論ではない。一つは、論文「民主主義、自由、特殊な権利」の中で、ムフの当該論文を示しつつ、自分は決して（男女の）「異なる二つのシティズンシップ」について論じているわけではないと強調しているが、この言及がなされたのは脚注の中である。⁽²¹⁾ もう一つは、チャールズ・W・ミルズとの共著『契約と支配』での、自身への批判者に応える章においてだが、この箇所におけるペイトマンの反論は、大きく二つの種類に分けられる本質主義批判に対するものであつて、ムフへの言及はそのごく一部でしかない。念のため、二種類の本質主義批判を簡単に確認するならば、一方は、フェミニストとしてのペイトマンの主著『性的契約』⁽²²⁾で展開した家父長制批判が、あたかも家父長制を歴史的に必然で不変のものと考え、女性の従属を変えることはできないとする悲観主義・運命論に陥っていると見なす、そうした意味での本質主義だとする批判である。それに対するペイトマンからの反論は、自分が主張しているのは家父長

制が「自然ではなく、歴史的・社会的なもの」であり、特定の時代に人間が作りだした政治的秩序だということであって、なぜ本質主義だと誤解されるのか理解に苦しむというものである。⁽²³⁾ もう一方の本質主義批判は、ペイトマンが生物学的な性差を不変のものと考えていると見なすタイプのものであり、ムフからの批判もそこに含まれている。このような批判者に対してペイトマンは、政治理論家が家父長制における男性性と女性性の概念を分析したからといって、男性性・女性性が不変だと主張しているわけではないのに、批判者はそれを混同していると応じている。⁽²⁴⁾ しかしここでも、ムフに対する正面からの反論は見られない。おそらくペイトマンにとって、ムフのような批判は、自らの論議に対して核心を突くものではなかったのだろう。

では、ペイトマン自身の関心はどこにあるのか。ここでは、彼女のフェミニズム的著作や論考を改めて検討し直すよりも、むしろ二〇〇〇年代に入ってから彼女が応じたインタビュー等の中に、彼女が自身のデモクラシーとフェミニズムへの関心をどのようなものと認識しているかを探ってみたい。『コンテンツポラリー・ポリティカル・セオリー』誌の二〇一〇年第二号には、ステイーヴ・オンによるペイトマンへのインタビューが掲載されている。⁽²⁵⁾ オンは自らを、ペイトマンより次の世代、すなわち第三波フェミニズムの世代だとして、フェミニズムを人種問題・文化問題と関連づけて考察することが多いと述べた上で、第二波フェミニズムの世代に位置づけられるペイトマンの諸著作がその後の世代の関心事をどう扱うのかと質問している。⁽²⁶⁾

それに対してペイトマンは、まず、「第三波フェミニズム」と称されるものを自分が理解しているかどうか分らないと応じている。彼女にとって、「第一波」は、主に英米で一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけてさまざまに展開された、女性運動およびフェミニズムの社会・政治思想を指す。しかし一九二〇年代から六〇年代の間、フェミニ

ズムは決してなくなったわけではないものの、その政治的・知的活動は決して顕著ではなかった。その後、一九六〇年代から始まったとされる「第二波」は、女性をめぐる人々の思い込みや社会制度に対する根源的な問い直しや、各種出版物、意識覚醒グループ、女性のシェルターの出現、少し遅れての学術的なフェミニズムの発展、等を含む一連の女性運動の再興を指す。ペイトマンは、こうした第一波と第二波の意味は分かるという。だがそれに対して、「第三波」と呼ばれるものは一体何か、と彼女はオンに問い返している。「確かに「二〇一〇年から見て」過去一〇年余り、女性の人権を中核に据えるような多くの活発な女性運動が世界中で展開されてきました。しかし私は、「第三波」というものがそれらのことを指しているのかどうかはつきりしません」というのである。²⁷

ペイトマンは、第二波フェミニズムが勃興した一九六〇年代から今日に至るまでに、女性やフェミニズムを取り巻く環境が大きく変化したことを認めている。だが、第二波フェミニズムが提起した諸問題がすでに過去のものに属し、第二波それ自体も廃れたとする立場には、彼女は与し得ないと述べる。現に「主要な組織では一般的に、職業構造の中でより名声が高く高給の地位や権威ある地位は、いまだに男性が独占して」いるという問題や、「女性の貧困、女性に対する暴力、女性の「不安定な」市民としての地位」という昔からの問題は、依然として存在するではないか、というのである。²⁸ ペイトマンはこれとほぼ同じ内容を、オンのインタビューの前年である二〇〇九年になされた、テレル・カーヴァーとサミュエル・チエンバースによるインタビューでも指摘しているし、²⁹ 邦訳『秩序を乱す女たち?』に寄せた「日本語版への序文」でも同様に言及している。³⁰ ここからうかがえるのは、ペイトマンが、思想なり運動としてのフェミニズムそれ自体の展開によりも、現実の女性が置かれている境遇の問題（女性問題）に政治理論家として関心を持っていることである。確かにペイトマンは一九八〇年代末に、『女性問題』を議論するのと、フェ

ミニズム理論に関与し貢献するのは同じではない」と語っていたし、最近でも、自身の研究史の中で形を変えながらも一貫している関心は「民主化」であり、フェミニズム政治理論への貢献もその中に位置づけられるものだとして述べている。⁽³²⁾つまり、第二波フェミニズムが突きつけた諸問題がいまも厳然と存在するという現実を、さらなる民主化を要請するものと捉え、その現実における女性の地位の向上・改善の問題に関わり続けているのが、ペイトマンの立場なのではなかろうか。⁽³³⁾

2 ベーシック・インカムと民主化

以上のことが実際に見てとれるのが、二〇〇〇年代におけるペイトマンの、ベーシック・インカム（以下、BIと略記）への関与である。彼女によればBIは、社会正義や貧困軽減、機会均等、労働市場の柔軟化、等といった観点から問われることが多いしもちろんそれらは重要な問題だが、しかしBIがデモクラシーに関わるものとはなかなか見なされない。ここでペイトマンが考えるデモクラシーの中核にあるのは、個人の自由、すなわち自律性（autonomy）・自己統治（self-government）である。近代のデモクラシーは、生まれながらに自由かつ平等な個人を前提としている。そうした個人の自己統治が必要であるなら、諸個人は権利を持つ「市民」になる必要があり、自由とは個人の経済的（私的）機会や集合的自己統治への参加（投票）の問題に限られず、結婚生活や職場における個人の自律性の問題でもある。「自己統治に必要なのは、個人の自律性を強め生活の足場となるような民主的な権威構造の中で生きていくこと、そして、自分の自由を享受し自衛できること（そのための機会と手段があること）である。」⁽³⁴⁾こうしたデモクラシーと個人の自己統治のための環境整備のためにこそ必要なのが、BIだというのである。

ペイトマンは、B Iの額がどの程度に設定されるべきかは、その導入の目的次第とした上で、それが民主化、いつて必要だとするならば、穏当で尊厳ある生活水準を満たす適切な額、すなわち個人が人生を自分でコントロールし、自ら属する政治体において文化的・経済的・社会的・政治的生活に参加したければできるようにする、そのための十分な額でなければならぬと主張する。つまりペイトマンにとってB Iは、貧困の軽減という課題を越えて、「雇用されない」「でも生きていける」「自由」のために必要とされるものである⁽³⁵⁾。また、B Iは女性の自由という観点からも重要とされる。しばしばB Iは、男性の雇用労働の問題として語られ、雇用されず働かない労働者が他者の勤労に「ただ乗り」^{フリー・ライダー}することになるとの批判も受けるが、しかしそこで無視されているのは家庭^{ハウスホールド}である。専業主婦（被扶養者）としての女性も夫の稼ぎに「ただ乗り」していると言われることがあるが、それは「働くこと」をもっぱら賃金雇用と結びつけて考えるからである。夫を「稼ぎ主」とし、妻は雇用されるにせよ低賃金のパートタイム労働に限られるとする、公私二元論に基づく分業を前提とすれば、女性は結婚しなければならず男性は雇用されなければならないという強制（reinforcement）が、あたかも「合理的」な制度であるように見える。しかしこれこそペイトマンにとつては、家内領域での妻の無償のケア労働に夫がひたすら「ただ乗り」⁽³⁶⁾することを許す元凶である。こうした観点からB Iを考えれば、それは、女性にも最低限の所得を保証することで、雇用されなくとも結婚しなくとも生きていける自由をもたらし手段になり得るという。

ペイトマンの視点からすれば、しばしば実質的にシティズンシップから排除されやすい労働者（失業者）および女性も、対等な「市民」として敬意を受けられる社会にするという意味での「民主化」、言わばシティズンシップの民主化に資する可能性を秘めたものがB Iである。そして、ペイトマンのこうした論議は二〇〇〇年代に初めて現れた

わけではない。すでに一九八〇年代末の時点で、彼女は家父長的な福祉国家を批判する文脈で、すべての成人への社会的所得の保証を提唱していたが、これは今日的に言うBIと実質的に等しい。ペイトマンは当時、このような所得保証が導入されれば、次のような旧来の二元論を打破することにつながると期待していた。つまり、賃金労働と無償労働の対置、フルタイム労働とパートタイム労働の対置、公的な仕事と私的な仕事の対置、自立と依存の対置、労働と福祉の対置、等の二元論である。⁽³⁷⁾ 彼女自身に語らせるならば、

要するにこうした二元論は、男と女の対置に相当する。社会的所得の政策が実施されれば、それだけで女性は完全なシティズンシップを手にできないにせよ、少なくとも福祉国家の平等な成員と認められるだろう。真のデモクラシーが創出されるべきならば、女性の市民としての貢献の内容と価値、およびシティズンシップの意味という問題に正面から向き合わなければならない。⁽³⁸⁾

以上のような、シティズンシップの民主化というペイトマンの構想は、ムフが批判する男女別の「差異化されたシティズンシップ」とは相当異なったものと言うべきであろう。むしろペイトマンは、すべての個人が自由かつ平等になるための一方途としてBIに期待をかけている。その意味でBIは、普通選挙権に匹敵する普遍的な民主的権利として認められるべきだ⁽³⁹⁾というのである。ムフは、ペイトマンの「女性のままで」（あるいは「女性として」）という表現を突いたわけだが、これはペイトマンの本質主義的な発想の表れというよりは、女性が現実⁽⁴⁰⁾に陥っている困難さから議論を出発させ、男性中心的に構築された基準への一方的な従属を強いる家父長的な自由民主主義社会に挑戦し、女

性も「市民」として対等に尊重されるデモクラシーを目指したものと理解する方が、穏当ではないかと思われる。

三 I・M・ヤングの包摂的なデモクラシー

1 集団の差異と本質主義

ペイトマンに比べてヤングは、現代的なラディカル・デモクラシー論者として位置づけることに違和感を覚えさせない理論家のようなのである。おそらくその要因として、一方でヤングがペイトマン的な参加デモクラシーと重なり合う関心を持ちながらも、他方ではペイトマンと異なりポストモダンニズムの思想家たちから多くの影響を受けたことが考えられる。フェミニスト哲学者としての相貌を持つヤングは、女性の身体的経験に関する論文を数多く執筆している⁽⁴⁰⁾。それらが直接的に彼女のデモクラシー理論を構成しているとは必ずしも言えないものの、彼女がフェミニストとしての問題関心を前提に「差異の政治」論を展開したことは疑い得ない。そして前述のように、男性による女性支配という論点のみならず、支配的なメインストリームと被抑圧的な社会集団の間の構造的不正義へと視野を広げたヤングの議論は、多文化主義的な性質を色濃く帯びることとなった。ここで検討してみたいのは、ムフがヤングに向けた本質主義批判がどの程度の射ていたかについてである。

管見の限り、ヤングはムフからの批判に対して正面からの反論を試みているようには見えない。むしろ、論議の指向性としては、ムフとヤングには相似性さえ見られる。例えば、ヤングのよく知られた「異質なものの公共性」の理念を考えてみよう。彼女は、公的領域を普遍的な世界、私的領域を個別的な世界、と見なす二項対立的な理解を打破

し、差異を持った異質な存在同士が公共空間でそれぞれの声をあげ、公的意思決定に参与できる方途を考えた。一九八〇年代にヤングはその一例として「虹の連合」^{レインボー・コアリション}を検討した。彼女によれば、伝統的な連合組織に、集団間の視座や利害や見解の差異を表面化させないという一般的同意があったのとは対照的に、虹の連合組織の場合は「連合を構成する個々の集団は、他の集団の存在を積極的に認め、社会的な諸問題に対する他の集団の独自の経験や視座の存在をも明確に認める」ものである。黒人、同性愛者、労働運動の活動家、フェミニストといったさまざまな運動家たちが、互いにしぶしぶ協力したり温情的に認め合うだけでなく、「連合の一員である、被抑圧的集団や政治運動の存在を積極的に承認し、そのような集団や運動の主張の表明を後援」するというのが、虹の連合組織の理想だというのである。⁽⁴¹⁾これは、実際の運動レベルで考えるなら、ムフのラディカル・デモクラシーの構想における等価性の連鎖と、さほど距離があるものとは思えない。

もともと、ムフにとってはこうした「虹の連合」は、すでに構築された各集団の固定的アイデンティティを前提とした上での連帯を指向するものにすぎず、新たな政治的アイデンティティを構築することにはつながらない。せいぜい「ラディカル・デモクラシーの政治の具現化へのほんの第一段階」⁽⁴²⁾でしかないという。ではヤング自身は、集団のアイデンティティを固定的で不変のものと考えていたのだろうか。実はそうではない。ヤングは議論の当初から、社会集団には実体的・本質的なアイデンティティはないと見ていたのである。集団のアイデンティティは、人々の離合集散という社会的過程で、他者との関係性の中で生成するものである。しかも現代のマス・ソサエティにおいて、ほとんどの人々は複数の集団的アイデンティティを持つのであり、特定の集団内に完全に固定化されることはあり得ないし、集団内にもさまざまな差異が存在する。アイデンティティ間の境界線もまた、明確で固定的なものとは限らな

い。⁽⁴³⁾ そもそもヤングは「アイデンティティ」に本質主義的な含意があることを意識しており、「差異」については語るが「アイデンティティ」という用語を用いることには抵抗がある、というジョン・ドライゼックの指摘さえある。⁽⁴⁴⁾

このようなヤングの非固定的な集団概念と、前述した彼女による集団代表の提唱は、矛盾するものだろうか。ムフはヤングの集団代表それ自体には言及していないが、集団代表の構想に対してムフと同様の批判を向けることも不可能ではない。⁽⁴⁵⁾ だがヤングの集団代表は必ずしも、特定の被抑圧集団を固定的に想定してそれらに代表権（ないし集団ごとの投票権）を授けようとするものではない。そうではなく、ともすれば公的領域において無視されてしまうそうした集団のニーズや欲求を表明できるような、何らかの具体策が必要だと考え、その一例として提唱したに過ぎない面がある（ヤングは一九九〇年代以降、制度としての集団代表についてさらに練り上げてはいない）。現実社会の中で周縁化され不利益を被ってきた集団の差異に配慮した具体的政策を考案することと、集団的差異を本質主義的に理解することとは、別のことだと言うべきだろう。そうでなければ、ヤングのこうした論議のみならず、例えばアン・フィリップスが長年にわたり主張するクォータ制もまた、一種の本質主義として退けることが可能になってしまう。⁽⁴⁶⁾ ムフがそうした意図を持っていたかどうかは不明だが、本質主義批判がこのような方向でのみ展開されてしまうと、フェミニズムの知見からデモクラシーを深化させるための具体策が何ら考案できなくなる危険性も否定できまい。

2 闘争と協力しての民主的コミュニケーション

ヤングが一九九〇年代中葉から二〇〇〇年代にかけて、デモクラシーの「熟議」モデルから少なからぬ着想を得たコミュニケーション的デモクラシー論を展開したことは、周知のことに属する。ヤングは、彼女が考える熟議デモク

ラシー一般にはかなり批判的であり、むしろ彼女のいう「コミュニケーション」には、ムフ的な「闘技」モデルになり接近した面さえ見出せる。ムフとヤングによる熟議デモクラシー批判について詳細は別の拙稿に任せるとして、⁽⁴⁷⁾ここではヤングのコミュニケーション的デモクラシーの二側面と考えられる「闘争 (struggle)」と「協力 (co-operation)」に注目することで、「差異の政治」の延長上にあるデモクラシー観を検討してみたい。

ヤングが熟議デモクラシーを高く評価しつつも批判する主な理由は、その主導的な論者たちが、合意形成に必要な共通善や、熟議における一定の表現モード (論証、理路整然とした語り、冷静さ、等) を前提とすることで、それらを共有しない異質な人々や集団を排除することになると考えるからである。共通善にせよ表現モードにせよメインストリームの文化的産物に過ぎず、普遍性を「僭称」しているだけの場合が多い。構造的不正義と深い利害対立が存在するマス・ソサエティにあつて、そこでなされる政治コミュニケーションが民主的であるためには、差異に開かれたものでなければならない。確かにヤングは合意形成を否定するわけではないが、あくまで合意は暫定的・可変的なものである。むしろ、熟議の場をいかに周到に準備したとしても、対立や不一致がしばしば生じることを参加者は認めなければならない。⁽⁴⁸⁾ここで強調されるのが、デモクラシーの「闘技」モデルに接近するように見える「闘争」としてのコミュニケーションである。ヤングの二〇〇〇年の著書『包摂とデモクラシー』から引用するならば、

私は、民主的な討議のノーマルな条件を、闘争のプロセスと呼びたい。社会集団の差異と深刻な不正義がある社会では、民主的な政治は闘争のプロセスでなければならない。闘争とは、敵対者との直接対決などではなく、市民相互のコミュニケーション的^{エンゲージメント}関与の過程である。(中略) 民主的な闘争のプロセスとは、社会的問題とそ

れに対する解決策をめぐる討論の場で、他者と関わろうとすることであり、それぞれの立場を説明し正当化しようとするプロジェクトにおいて互いに関与するプロセスなのである。⁽⁴⁹⁾

このように主張するヤングは、事実、いま引用した直前の箇所で、「敵」を「対抗者」と捉え直すムフの闘技的多元主義に言及し、自身もまたそれに与したいと明言している。⁽⁵⁰⁾

しかし、「闘争」がいわゆる「神々の闘争」と化して合意を不可能にするのではないか、という批判者は多いであろう。ヤング自身、そのような批判があり得ることを想定しつつ、民主的な政治コミュニケーションのもう一つの側面として「協力」を考えている。ここで彼女が依拠するのは、デモクラシーを「集合的な問題解決の一方法」と定義づけるジョン・デューイである。ヤングの認識では、差異化されたマス・ソサエティにおいて人々が共有しているのは、共通善ではなく、解決すべき問題である。ゆえに彼女は、デモクラシーを「人々が共に直面する問題を議論し、平和裏に解決しようとし、解決策の実施にあたっては協力する」プロセスと理解した方がよいと述べる。⁽⁵¹⁾そして、「闘争」と「協力」を結びつける鍵概念と考えられるものこそ、ヤングが重視した「理にかなった態度 (reasonableness)」(あるいは「適理性」と言えよう。これは端的に言えば、異なる観点からなされる議論や異議、反論等に対して、耳を傾ける態度であり、反対者がもつともな理由を提示した場合にはそれを受け入れ自己の意見や立場を変容させる準備があることである。⁽⁵²⁾このような「理にかなった態度」がなぜ熟議に要請されるかと言えば、まさに、共通善が存在しないからこそである。ヤング的な意味で「理にかなった」市民になるとは、共通善があるかのように装って、異質な意見や表現を私的領域に閉じ込めることでもなければ、支配的な社会集団の文化的産物に過ぎない議論の仕方を基準

とし、それに合わない感情表現やデモなどを「非市民的」だと排除することでもない。そうではなく、相対立する異質なニーズや利害を公的に表明し、互いに自己絶対化することなく耳を傾け合い、問題解決に向け互いに積極的に関わり合う、そうした意味での「闘争」への参加を意味するのである。⁽⁵³⁾ そもそもヤングにとって「差異」は、民主的コミュニケーションの阻害要因ではなく、逆に、そうしたコミュニケーションの前提であり資源ですらあるものであった。異なる立場や視座からもたらされる多種多様な知見が表明され共有されてこそ、問題解決に向けた智慧がより豊かになるというのである。⁽⁵⁴⁾

以上のようにヤングは、共通の問題解決に向けて異質な者同士が切り結ぶ包摂的なデモクラシーを探究したと言えるよう。おそらくムフは、自らの考える「闘技」を「コミュニケーション」と表現することには肯んじ得ないかもしれない。しかしヤングの側は、かつて「利益集団多元主義のハーバース版」との批判の矢を放ったムフに対して直接的な反論をするより、むしろ「差異の政治」の延長上に自身のコミュニケーション的デモクラシーを練り上げる中で、ムフの闘技的多元主義を組み込むという形で応えていったと考えることができるのではなかろうか。

四 「民主的なもの」の諸相——結びにかえて

以上、三人のフェミニストによるデモクラシー理論を検討してきた。最後に、そこから見えてくる「民主的なもの」の諸相について、若干の考察を試みて本稿を閉じたい。「新しい社会運動」に含まれる第二波フェミニズムに影響された世代として、彼女たちにとっては、現存する自由民主主義体制では近代の「自由かつ平等な個人」の理念は

実現していないものと言える。だからこそ、さらなるデモクラシーが追求されなければならない、という出発点は三者にそう大きな違いはあるまい。問題は、十分に民主化していない現状に対していかなるアプローチを採用するかであろう。

ムフの場合、その本質主義批判と民主的等価性の議論から考えられるのは、何らかのアイデンティティを究極的な基礎定立と見なすことへの拒否である。もともと左派的な理論家のムフが、階級闘争を至上視してきた伝統的な左翼思想との決別から議論を出発させたことが、そのことを物語る。階級闘争や労働運動が、女性差別や人種差別等に対する解放闘争を犠牲にして特権化されることは、ムフにとってはデモクラシーのさらなる深化を阻むことになる。自由民主主義を打倒するのではなく、それを根源的に深化・拡大させるためには、あらゆる解放闘争が等価的に「節合」されなければならない。こうした節合こそ、ムフの「民主的なもの」の中核にある構想であり、それを彼女はマルクスの有名な「各人の自由な発展があらゆる人々の自由な発展の条件」との一節に託したと考えられる。⁽⁵⁵⁾ こうした節合は、政治的空間におけるヘゲモニー闘争と集団アイデンティティの変容によってこそ可能になるのであり、その観点からすればフェミニズムと言えども、女性としてのアイデンティティの固定化は非民主的になりかねないこととなる。

ペイトマンはどうか。彼女は一九七〇年代の参加デモクラシー論の頃からリベラルを批判する「ラディカル」を自称していたものの、リベリズムの理念を放棄したわけではない。むしろ彼女は、「自由かつ平等な個人」というリベリズムの中核の理念に徹してこだわり、男女間で（さらには人種間でも）⁽⁵⁶⁾ 現実がそうなっていないということを問題にし続けた。彼女の家父長制批判の中核にあるのは、「自由かつ平等な個人」を抽象概念として考えた場合、実際

にはそれが男性を想定していることが隠蔽されてしまうという問題意識と言える。ゆえに、男女間で対等な市民的関係が成り立っていないこと、女性の男性への恒常的な従属が民主的な関係とは言えないことを、理論的にも実際の面からも明らかにしようとしたのが、彼女の一連のフェミニズム的労作と考えられる。ペイトマンのBIへのコミットメントにも垣間見られるが、彼女の焦点は家族という集団よりも具体的な個人にあり、すべての個人——男性としての個人でなく文字通りすべての個人——が自由かつ対等な市民と認められることこそが「民主的なもの」の重要な要素とすることができよう。彼女の言う民主化とはそのような社会に向けての実践であり、その実践を可能にするためにこそ、伝統的な社会契約論の批判と家父長制構造の可視化が必要だったのである。

最後にヤングだが、彼女が挑んだ問題は自由民主主義体制に存在する構造的不正義（支配と抑圧）であり、デモクラシーを正義になつたものにするからこそさなる民主化であった。そのためには、差異ゆえに不利益を被る集団の声が公的領域において見聞きされ、支配的集団・被抑圧集団を問わず固定的だったそれぞれの視座が変容することによって、相互に排他的になるのではなく共通の問題解決に向けて協力することが必要である。その際に必須のものは民主的な政治コミュニケーションであるが、ここでは共通善は想定されておらず、むしろ集団の差異こそがコミュニケーションの前提条件であった。ヤングの議論は「差異の政治」から「包摂」へと練り上げられていったが、この包摂と、異質性・多様性・多元性（そしてそれゆえに生じる「闘争」的側面）こそ、彼女の考える「民主的なもの」に不可欠の要素と考えられる。

複数の解放闘争の等価的「節合」、すべての個人が対等な「市民」となること、異質な存在を公的領域での意思決定から排除しない「包摂」——これら三者のアプローチが相互に排他的であるかどうかについては、さらなる考察が

必要である。少なくとも私たち政治理論家に共有されるべき認識は、何を持って「民主的なもの」と考えるかをめぐって、フェミニズムによる根源的な政治（学）批判は重要な財産であり、それらを見・軽視したデモクラシー論はそのレリバンシーが問われざるを得ないということであろう。

- (1) Pateman, C., *The Disorder of Women: Democracy, Feminism and Political Theory*, Cambridge: Polity Press, 1989, chaps. 3, 5 and 7. 拙訳『秩序を乱す女たち——政治理論とフェミニズム』法政大学出版局、二〇一四年、第三・五・七章。また以下も参照。Carter, A. and G. Stokes, “Introduction: Liberal Democracy and its Critics”, in A. Carter and G. Stokes eds., *Liberal Democracy and its Critics*, Cambridge: Polity Press, 1998, p. 3.
- (2) 筆者の念頭にあるこうした論者として、セイラ・ペンハビブ、ナンシー・フレイザー、スーザン・ヘックマン、アン・フィリップス、ジュディス・スクワイアーズ等の名を挙げておこう。
- (3) もちろんいまや、フェミニズムやジェンダーの問題に言及する政治理論・デモクラシー論はおびただしいだろうが、しかしそれらがフェミニズムの突きつける問題に正面から取り組んでいるとは限らない。なお、ラディカル・デモクラシー論に含まれる研究かどうかを別にすれば、以下の名譽ある例外を挙げておきたい。衛藤幹子「ジェンダーの政治学——シティズンシップの構想とエージェンシー」(上・下)、法政大学『法学志林』第一〇〇巻三号、第一〇一卷三号、二〇〇三—二〇〇四年。岡野八代『シティズンシップの政治学——国民・国家主義批判[増補版]』白澤社、二〇〇九年。田村哲樹『政治理論とフェミニズムの間——国家・社会・家族』昭和堂、二〇〇九年。三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター——世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、二〇一四年。
- (4) この論稿の初出は以下の通りである。Mouffe, C., “Feminism, Citizenship and Radical Democratic Politics”, in J. Butler and J. W. Scott eds., *Feminists Theorize the Political*, London: Routledge, 1992.
- (5) Mouffe, C., *The Return of the Political*, London: Verso, 1993, pp. 19, 77. 千葉真・土井美徳・田中智彦・山田竜作訳『政

治的なものの再興』、日本経済評論社、一九九八年、三八頁、一五六―一五七頁。

- (9) Laclau, E. and C. Mouffe, *Hegemony and Socialist Strategy: Towards a Radical Democratic Politics*, London: Verso, 1985. この共著は二〇〇一年に第二版が出ており、以下はその邦訳である。西永亮・千葉真訳『民主主義の革命——ヘゲモニーとポスト・マルクス主義』ちくま学芸文庫、二〇一二年。

- (7) Mouffe, *op. cit.*, p. 78. 前掲邦訳、一五七―一五八頁。

- (8) *Ibid.* 同訳、一五八―一五九頁。

- (9) 以下の邦文文献は、ムフラ政治理論家への言及はないものの、こうしたフェミニズム運動の問題の歴史的理解をめぐってさしあたり参考になる。吉原令子『アメリカの第二波フェミニズム——一九六〇年代から現在まで』ドメス出版、二〇一三年。また理論的な面でのフェミニズムの多様性・多面性については、次の二冊も参照。Bryson, V., *Feminist Political Theory: An Introduction*, second edition, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2003. Squires, J., *Gender in Political Theory*, Cambridge: Polity Press, 1999.

- (10) Mouffe, *op. cit.*, p. 76. 前掲邦訳、一五五―一五六頁。

- (11) *Ibid.*, pp. 87-88. 同訳、一七二―一七六頁。

- (12) Pateman, *op. cit.*, chaps. 1, 2, 6, 8 and 9. 前掲拙訳、第一・二・六・八・九章。拙稿「フェミニズムとデモクラシー理論——キャロル・ペイトマンの再検討を中心に」、政治思想学会編『政治思想研究』第一〇号、二〇一〇年。

- (13) Pateman, *op. cit.*, pp. 196-197. 前掲拙訳、二九三―二九四頁。

- (14) *Ibid.*, p. 14. 同訳、二二頁。

- (15) *Ibid.*, p. 136. 同訳、二〇四頁。

- (16) Mouffe, *op. cit.*, p. 81. 前掲邦訳、一六二頁。

- (17) Young, I. M., *Justice and the Politics of Difference*, Princeton, NJ: Princeton University Press, 1990. 以下の拙稿も参照。「マス・ソサエティにおける政治主体の『市民性』」、岡本仁宏編『新しい政治主体像を求めて——市民社会・ナショナリズム

ム・グローバリズム』所収、法政大学出版局、二〇一四年、二〇五―二〇八頁、二二五―二二八頁。

- (18) Young, I. M., “Polity and Group Difference: A Critique of the Ideal of Universal Citizenship”, *Ethics*, Vol. 99, No. 2, 1989. 施光恒訳「政治体と集団の差異——普遍的シティズンシップの理念に対する批判」、『思想』第八六七号、一九九六年九月。

- (19) Mouffe, *op. cit.*, p. 86. 前掲邦訳、一七二頁。

- (20) *Ibid.* 同訳、一七二頁。

- (21) Pateman, C., “Democracy, Freedom and Special Rights”, in D. Boucher and P. Kelly eds., *Social Justice: From Hume to Walzer*, London: Routledge, 1998, p. 230, note 14. 服部美樹訳「民主主義、自由、特殊な権利」、D・パウチャー、P・ケリー編、飯島昇藏ほか訳『社会正義論の系譜——ヒュームからウォルツァーまで』所収、ナカニシヤ出版、二〇〇二年、三二二頁、注14。

- (22) Pateman, C., *The Sexual Contract*, Cambridge: Polity Press, 1988.

- (23) Pateman, C., “On Critics and Contract”, in C. Pateman and C. W. Mills, *Contract and Domination*, Cambridge: Polity Press, 2007, pp. 227–228.

- (24) *Ibid.*, p. 228.

- (25) Adademic.edu のサイトにアップロードされているオンの履歴 (<https://nsysu.academia.edu/SteveOn/CurriculumVitae>、二〇一五年五月二二日アクセス) によれば、彼はインタビュー当時、UCLAの博士課程で政治学を専攻する院生だったようである。彼の指導教授がペイトマンであったかどうかは不明である。

- (26) On, S., “Interview with Carole Pateman by Steve On”, *Contemporary Political Theory*, Vol. 9, No. 2, p. 242. なお、第三波フェミニズムとは何かについてここで詳細な検討はできないが、さしあたり、第二波の成果を評価しつつも、「フェミニストかフェミニストでないか」といった二者択一的な態度を取らず、多文化主義に根ざし、人種・階級・セクシュアリティの異なる人々を含めた運動を展開するものと理解しておこう。吉原、前掲書、第一〇章を参照。

- (27) On, *op. cit.*, pp. 242-243.
- (28) *Ibid.*, pp. 243-244.
- (29) Pateman, C., "An Interview with Carole Pateman: Interview Questions by Terrell Carver and Samuel A. Chambers", in Pateman, C., *Carole Pateman: Democracy, Feminism, Welfare*, eds. by T. F. Carver and S. A. Chambers, Abingdon: Routledge, 2011, p. 211.
- (30) ペイトマン、前掲拙訳の「日本語版への序文」、iv—v頁。
- (31) Pateman, *The Disorder of Women*, p. 2. 前掲拙訳、二三頁。
- (32) ペイトマン、前掲拙訳の「日本語版への序文」、iii頁。
- (33) この点に改めて注意を向けてくださった関口すみ子氏と奥田のぞみ氏に感謝申し上げたい。なおペイトマンの議論の文脈を離れ、古くて新しい「女性問題」の現代的現れ方については、以下を参照。NHK「女性の貧困」取材班『女性たちの貧困——「新たな連鎖」の衝撃』幻冬舎、二〇一四年。角田由紀子『性と法律——変わったこと、変えたいこと』岩波新書、二〇一三年。また、社会的地位が比較的高いと思われる職業における女性のワークライフバランスについて、さしあたり次の二つの記事を参考にした。杉田明子・三浦桂子「フランス弁護士事情」、渋谷元宏・田名部哲史・竹内章子「日本の弁護士が置かれた現状——仕事と家庭の両立」、日本弁護士連合会『自由と正義』第六三号、二〇一二年八月。
- (34) Pateman, C., "Democratizing Citizenship: Some Advantages of a Basic Income", *Politics & Society*, Vol. 32, No. 1, 2004, p. 91.
- (35) *Ibid.*, pp. 92-93. ペイトマンにとって、劣悪な労働条件に甘んじなければ生計が立てられない現代資本主義諸国における雇用制度は、文字通り非民主的なものであり、無条件のベーシック・インカムはそうした雇用制度に参入しなくても暮らしていける道を開くものと期待されている。ペイトマン、前掲拙訳の「日本語版への序文」、ix頁。
- (36) Pateman, *op. cit.*, pp. 98-99.
- (37) Pateman, *The Disorder of Women*, p. 203. 前掲拙訳、二〇一頁。

- (38) *Ibid.* 同訳、三〇二頁。
- (39) Pateman, C., “Afterword”, in D. I. O’Neill, M. L. Shanley and I. M. Young eds., *Illusion of Consent: Engaging with Carole Pateman*, University Park, PA: The Pennsylvania State University Press, 2008, p. 241.
- (40) それらのいくつかを収録した文献として、以下の論文集を挙げておく。Young, I. M., *Throwing Like a Girl and Other Essays in Feminist Philosophy and Social Theory*, Bloomington, IN: Indiana University Press, 1990.
- (41) Young, “Polity and Group Difference”, pp. 264-265. 前掲邦訳、一一四頁。
- (42) Mouffe, *op. cit.*, p. 86. 前掲邦訳、一七二—一七三頁。
- (43) Young, *op. cit.*, pp. 260-261. 前掲邦訳、一〇九—一一〇頁。Young, *Justice and the Politics of Difference*, p. 171. なおここに、以下の拙稿と重複する記述があることをお断りしておきたい。「包摂／排除をめぐる現代デモクラシー理論——『闘技』モデルと『熟議』モデルのあいだ」、日本政治学会編『年報政治学』二〇〇七—一号、二〇〇七年、一五一—一五二頁。
- (44) Dryzek, J. S., *Deliberative Democracy and Beyond: Liberals, Critics, Contestations*, Oxford: Oxford University Press, 2000, pp. 61-62.
- (45) 千葉真『ラディカル・デモクラシーの地平——自由・差異・共通善』新評論、一九九五年、一二九頁。
- (46) 以下を参照。Phillips, A., *The Politics of Presence: The Political Representation of Gender, Ethnicity, and Race*, Oxford: Oxford University Press, 1995.
- (47) 以下の二つの前掲拙稿を参照。「包摂／排除をめぐる現代デモクラシー理論——『闘技』モデルと『熟議』モデルのあいだ」、一四八—一五〇頁、一五二頁。「マス・ソサエティにおける政治主体の『市民性』」、一二二頁。
- (48) Young, I. M., *Inclusion and Democracy*, New York: Oxford University Press, 2000, pp. 36-44.
- (49) *Ibid.*, p. 50.
- (50) *Ibid.*, p. 49.
- (51) *Ibid.*, p. 28.

- (52) *Ibid.*, pp. 24-25.
- (53) *Ibid.*, pp. 27-30, 47-48.
- (54) Young, “Polity and Group Difference”, pp. 263-264. 前掲邦訳「一一三—一一四頁」Young, I. M., “Difference as a Resource for Democratic Communication”, in D. Estlund ed., *Democracy*, Oxford: Blackwell Publishers, 2002. すべての個性を超越した公平で一般的な視座などないと考えるヤングは、すべての知識は「位置づけられた知識 (situated knowledge)」であることを主張する。Young, I. M., “Situated Knowledge and Democratic Discussions”, in J. Andersen and B. Siim eds., *The Politics of Inclusion and Empowerment: Gender, Class and Citizenship*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2004. このようにヤングの視点は、かつてのカール・マンハイムの知識社会学における「存在拘束性」を想起させる。実際、ヤングの集団観念に対する本質主義批判には、マンハイムの「存在拘束性」を、ある思想と社会的立場との固定的な一対一の対応関係を主張したものと見なす誤解と、相通じるものがある。これに対し、異質な者同士のコミュニケーション（相互行為）が自己の思想の部分性の自覚と視野の拡大につながる点で、この二人の理論家に共通性があることを、筆者は以下のペーパーで報告した。“Democratic Interaction in Mass Society, Old and New: Karl Mannheim and Iris Marion Young”, at the Political Studies Association of the UK 65th Annual International Conference, Sheffield, 1st April 2015.
- (55) Laclau and Mouffe, *op. cit.*, p. 183.
- (56) Pateman and Mills, *op. cit.*

中国共産党の意思決定過程

——党の全国代表大会報告の作成過程を中心にして——

山 本 賢 二

一・はじめに——問題の所在

筆者はかつて中国の情報文化について論じた際、中国共産党の全国代表大会の第一三回（二三全大会）と第一四回（二四全大会）の大会報告の作成過程を取り上げ、その二例を提示し、「党の総書記が中心となって、報告の基調内容がつくられたのであるが、『総設計師』として位置づけられている鄧小平の指示がいずれも不可欠であり、鄧の認知を受けてはじめて報告が作成されたのである。すなわち、鄧小平という個人が情報を発信し、この情報に全党が従ったとも言えよう^①」と指摘したことがある。その鄧小平は一九九七年二月一九日に死去、中国の改革開放は次世代に引

き継がれ、二〇年を経過した。

周知のように、ポスト鄧の中国のトップリーダーの江沢民とそれに続く胡錦濤はいずれも鄧小平によって指名された後継者であり、党の総書記、国家の国家主席、軍の中央軍事委主席と国家軍事委員会主席の党政軍の三権の継承は徐々に行われた。

江沢民は一九八九年六月二四日に総書記、鄧小平の後を継いで一九八九年十一月九日に党中央軍事委主席、一九九〇年三月一九日に国家軍事委主席になったが、国家主席には楊尚昆離任の後の一九九三年三月二七日になってはじめて就いた。とはいえ、かつて鄧の下で胡耀邦と趙紫陽が総書記に就いたように、この時期、実権は鄧小平が握っていた⁽²⁾。そして、江が完全に権力を掌握するのには一九九七年の鄧の死を待たなければならなかった。

また、任期を満了した江の後継者である胡錦濤は二〇〇二年一月一日に総書記になったが、国家主席には二〇〇三年三月一日、党中央軍事委員会主席には二〇〇四年九月一日、国家軍事委員会主席には二〇〇五年三月一日に就任、党政軍の三権掌握に三年弱の時間を要した。

本稿の目的は、この鄧小平というカリスマ亡き後の江沢民と胡錦濤の時代に党の意思がどのように形成されたのかを中国共産党全国代表大会の第一五回、第一六回、第一七回、第一八回の大会報告の作成過程から検証することにある。この検証作業は組織制度論に基づくものであるため、はじめに中国共産党の組織制度について党規約を概観した上で本題に入る。

二・ 中国共産党の組織制度

二・一 民主集中制

中国共産党の組織原則は民主集中制にある。筆者はかつて現行の一八全大会規約の基礎となった一二全大会規約を毛沢東時代の一一全大会規約と比較したことがある。その中で、筆者は一一全大会規約との違いを「階級としての搾取階級が消滅した後、わが国社会に存在する矛盾は大部分が階級闘争の性質をもつものではなく、階級闘争はすでに主要矛盾ではなくなった」（総綱）とする社会認識から一二全大会規約がつけられた点を指摘した⁽³⁾。しかし、民主集中制については一一全大会規約はその「第八条」で「党は民主集中制に基づいて組織される。全党は、民主集中制の規律に従わなければならない。つまり、個人は組織に従い、少数は多数に従い、下級は上級に従い、全党は中央に従わなければならない。」としているのに対し、一二全大会規約は「第十条」に「党は自らの綱領と規約に基づき、民主集中制によって組織された統一されたまとまりである。それは、高度の民主を基礎にして、高度の集中を実行する。党の民主集中制の基本原則は…党員個人は党の組織に従い、少数は多数に従い、下級組織は上級組織に従い、全党の各組織と党員は党の全国代表大会と中央委員会に従う。……」などと規定されているように、民主集中制の根幹である「四つの従う」については表現は異なるものの党規約に一貫して明記されてきた組織原則である。

二・二 現行の一八全大会規約「党の組織制度」と「党の中央組織」

その民主集中制を含む党の意思決定に係わるメカニズムは主に中国共産党規約の「第二章 党の組織制度⁽⁴⁾」と

「第三章 党の中央組織」に明記されており、中国共産党第一八回全国代表大会（一八全大会）で修正された現行の党規約はそれぞれ次のように明文規定している。⁽⁵⁾

・・・・・・・・・・・・・・・・

第二章 党の組織制度

第十条 党は、自らの綱領と規約に基づき、民主集中制によって組織された統一体である。党の民主集中制の基本原則は、次の通りである。

（一）黨員個人は党の組織に従い、少数は多数に従い、下級組織は上級組織に従い、全党のあらゆる組織と全党員は党の全国代表大会と中央委員会に従う。

（二）党の各級の指導機関は、そこから派出された代表機関と党外組織における党グループを除き、いずれも選挙によって選出される。

（三）党の最高指導機関は、党の全国代表大会とそれによって選出された中央委員会である。党の地方の各級指導機関は、党の地方の各級代表大会とそれらによって選出された委員会である。党の各級委員会は、同じ級の代表大会に対して責任を負うとともに、活動の報告を行う。

（四）党の上級組織は、常に下級組織と黨員大衆の意見に耳を傾け、彼らの提出した問題を遅滞なく解決しなければ

ばならない。党の下級組織は、上級組織に指示を仰ぎ、その活動を報告する一方、独自に責任を持って自己の職責範囲内の問題を解決しなければならない。上級組織と下級組織の間では、互いに情報を知らせ合い、支持し合い、監督し合うようにしなければならない。党の各級組織は、党員に党内の事柄をより多く承知させ、それに参加させなければならない。

(五) 各級党委員会は、集団的指導と個人責任分担が結びついた制度を実行する。重要な問題に属するものについては、すべて集団的指導、民主集中、個別的な根回し、会議での決定という原則に基づいて、党の委員会で集団で討議して、決定をおこなわなければならない。委員会の構成員は、集団の決定と分担に基づき、着実にみずからの職責を履行しなければならない。

(六) 党は、いかなる形の個人崇拜をも禁止する。党の指導者の活動が党と人民の監督のもとに置かれるよう保証するとともに、党と人民の利益を代表するすべての指導者の威信を守らなければならない。

第十一条 党の各級代表大会の代表とその委員会の選出では、選挙人の意志が具現されなければならない。選挙は、無記名投票の方式をとる。候補者名簿については、党組織と選挙人が十分な根回しと討議をしなければならない。候補者数が選出者数を超える差額選挙の方法によって、直接、本選挙を行ってもよい。また、まず差額選挙の方法で予備選挙を行い、候補者を決めてから、本選挙を行ってもよい。選挙人は、候補者の状況を知り、候補者の変更を求め、いずれの候補者をも選ばず、また他の者を選ぶ権利を有する。いかなる組織と個人も、いかなる方式にせよ、選挙人に特定の者を選挙し、または選挙しないように強制してはならない。

党の地方の各級代表大会と末端の代表大会の選挙において、党規約に違反する状況が生じた場合には、一級上の党委員会は調査、事実確認の後、選挙の無効および相応の措置をとる決定を下すとともに、さらに一級上の党委員会に報告し、その審査と承認を経て、正式に発表し、実行するものとする。

第十二条 党の中央と地方の各級委員会は、必要に応じて、代表会議を招集し、遅滞なく解決すべき重要な問題を討議し、決定する。代表会議の代表の定数とその選出方法については、代表会議を招集する委員会が決定する。

第十三条 およそ党組織の新設、または既存の党組織の撤廃については、必ず上級の党組織によって決定されなければならない。

党の中央と地方の各級委員会は、代表機関を派出することができる。

党の地方の各級代表大会と末端の代表大会の閉会期間に、上級の党組織は、必要と認めた場合、下級の党組織の責任者を異動させ、または派遣することができる。

第十四条 党の各級指導機関は、下級組織と関係ある重要な問題について決定を行う場合、一般的な状況のもとでは、下級組織の意見を求めなければならない。下級組織の正常な職権行使を保証しなければならない。およそ下級組織の処理すべき問題については、特別な事情がない限り、上級の指導機関はこれに関与しないものとする。

第十五条 全国にかかわる重要な政策問題については、党中央のみが決定する権限を持ち、各部門、各地方の党組織は中央に提案をすることはできるが、勝手に決定を下したり、党の外部に主張を発表したりしてはならない。

党の下級組織は、上級組織の決定を断固実行しなければならない。下級組織は、上級組織の決定がその地域、その部門の実際状況に合わないと認めた場合には、変更を求めることができる。上級組織が依然としてもとの決定を変えない場合には、下級組織は、必ずその決定を実行すべきであつて、異なる意見を公に発表してはならない。ただし、一級上の党組織に報告する権利を持つ。

党の各級組織の新聞・雑誌とその他の宣伝手段は、必ず党の路線、方針、政策および決議を宣伝しなければならない。

第十六条 党組織は、問題を討議、決定するときは、少数が多数に従う原則を実行し、重要問題を決定するときは表決を行わなければならない。少数者の異なる意見に対しては、真剣に考慮を払うものとする。重要問題について論争が起こり、双方の人数が接近している場合には、緊急の状況のもとで多数の意見に従って実行しなければならないときを除き、決定を下すことを見合わせ、さらに調査研究を行い、意見を交換して、次回において再表決すべきである。特殊な状況の場合には、その論争の状況を上級組織に報告し、裁決を仰いでもよい。

党员個人が党組織を代表して重要な主張を発表する場合において、党が既に行った決定の範囲を超えるときには、所属する党組織がそれを討議にかけて決定するか、または上級の党組織の指示を仰がなければならない。いかなる党员もその職務の高低を問わず、個人で重要問題を決定してはならない。緊急な状況のもとで個人が決定を下さなければ

ばならない場合には、事後速やかに党組織に報告しなければならない。いかなる指導者であっても、個人が独断専行したり、個人を組織の上に置いたりすることは許されない。

第十七条 党の中央、地方および末端の組織はすべて党の建設を重視し、党の宣伝活動、教育活動、組織活動、規律検査活動、大衆活動、統一戦線の活動などについて常に討議し、点検し、党内、党外 of 思想・政治状況の検討に意を配らなければならない。

第三章 党の中央組織

第十八条 党の全国代表大会は、五年ごとに一回開かれ、中央委員会がこれを招集する。中央委員会が必要と認めるか、または三分の一以上の省級の組織が要求を出したときは、全国代表大会を繰り上げて開くことができる。非常の場合を除き、繰り延べて開くことはできない。

全国代表大会の代表の定数とその選出方法は、中央委員会が決定する。

第十九条 党の全国代表大会の職権は次の通りである。

- （一）中央委員会の報告を聴取し、審査する。
- （二）中央規律検査委員会の報告を聴取し、審査する。

(三) 党の重要な問題を討議し、決定する。

(四) 党の規約を改正する。

(五) 中央委員会を選出する。

(六) 中央規律検査委員会を選出する。

第二十条 党の全国代表会議の職権は、重要問題を討議し、決定すること、中央委員会、中央規律検査委員会の一部構成員を調整、または補足選出することである。調整または補足選出する中央委員および中央委員候補の数は、党の全国代表大会で選出された中央委員および中央委員候補のそれぞれの総数の五分の一を超えてはならない。

第二十一条 党の中央委員会の任期は各期五年とする。全国代表大会が繰り上げ、または繰り延べて開かれた場合には、任期はそれに応じて変更される。中央委員会の委員と委員候補は、五年以上の党歴を持っていなければならない。中央委員会の委員と委員候補の定数は、全国代表大会がこれを定める。中央委員会の委員に欠員が生じたときは、中央委員会の委員候補の中から、得票数に基づき順次これを補う。

中央委員会全会は、中央政治局が招集し、毎年少なくとも一回開催する。

中央委員会は、全国代表大会の閉会中、全国代表大会の決議を実行し、党の活動全般を指導し、対外的に中国共産党を代表する。

第二十二條 党の中央政治局、中央政治局常務委員会、中央委員会総書記は、中央委員会全会がこれを選出する。中央委員会総書記は、中央政治局常務委員会委員の中から選出しなければならない。

中央政治局とその常務委員会は、中央委員会全会の閉会中、中央委員会の職権を行使する。

中央書記処は、中央政治局とその常務委員会の執務機構である。その構成員は中央政治局常務委員会が指名し、中央委員会全会で可決する。

中央委員会総書記は、中央政治局会議と中央政治局常務委員会会議を責任を持って招集し、また中央書記処の活動を主宰する。

党の中央軍事委員会の構成員は、中央委員会がこれを決定する。

各期の中央委員会によって選出された中央の指導機構および中央の指導者は、次期の中央委員会が新しい中央の指導機構および中央の指導者を選出するまでは、次期の全国代表大会の開会中においても、引き続き党の日常活動を主宰する。

第二十三條 中国人民解放軍の党組織は、中央委員会の指示に基づいて活動を進める。中国人民解放軍総政治部は、中央軍事委員会の政治工作機関であり、軍隊における党の活動と政治活動の管理に責任を持つ。軍隊における党の組織の体制と機構は、中央軍事委員会がこれを規定する。

・・・・・・・・・・・・・・・・

二・三 一二全大会規約に対する一三全大会修正

前掲した一八全大会規約の「第二章 党の組織制度」と「第三章 党の中央組織」の内容について、党規約を遡ると、これより先、一三全大会は現行の一八全大会規約の基礎になった一二全大会規約^⑥に対し次のような修正を加えている。

第十一条

(一二全大会規約) 予備選挙を経て候補者名簿を作り、その後で本選挙を行うことができ、候補者数が選出者数を超える方法によって選挙を行ってもよい。

(一三全大会修正) 候補者数が選出者数を超える差額選挙の方法によって、直接、本選挙を行ってもよい。また、まず差額選挙の方法で予備選挙を行い、候補者を決めてから、本選挙を行ってもよい。

第十六条

(一二全大会規約) 党組織は、問題を討議、決定するときは、少数が多数に従う原則を實行しなければならない。少数者の異なる意見に対しては、真剣に考慮を払うものとする。重要な問題について論争が起こり、双方の人数が接近している場合には、緊急の状況のもとで多数の意見に従って実行しなければならないときを除き、決定を下すことを見合わせ、さらに調査研究を行い、意見を交換して、次回において再度議論すべきである。もし依然として決定を下

することができない場合は、論争状況を上級に報告し、裁決を仰いでもよい。

（二三全大会修正） 党組織は、問題を討議、決定するときは、少数が多数に従う原則を実行し、重要問題を決定するときは表決を行わなければならない。少数者の異なる意見に対しては、真剣に考慮を払うものとする。重要な問題について論争が起こり、双方の人数が接近している場合には、緊急の状況のもとで多数の意見に従って実行しなければならないときを除き、決定を下すことを見合わせ、さらに調査研究を行い、意見を交換して、次回において再表決すべきである。特殊な状況の場合には、その論争の状況を上級組織に報告し、裁決を仰いでもよい。

第十九条

（一二全大会規約） 党の全国代表大会の職権は次の通りである。

- （一） 中央委員会の報告を聴取し、審査する。
- （二） 中央顧問委員会、中央規律検査委員会の報告を聴取、審査する。
- （三） 党の重要な問題を討議、決定する。
- （四） 党の規約を改正する。
- （五） 中央委員会を選出する。
- （六） 中央顧問委員会、中央規律委員会を選出する。

（二三全大会加筆） 党の全国代表会議の職権は、重要問題を討議し、決定すること、中央委員会、中央規律検査委員会の一部構成員を調整、または補足選出することである。調整または補足選出する中央委員および中央委員候補の

数は、党の全国代表大会で選出された中央委員および中央委員候補のそれぞれの総数の五分の一を超えてはならない。
(現行一八全大会規約の第二十条)

第二十一条

(一二全大会規約) 党の中央政治局、中央政治局常務委員会、中央書記処および中央委員会総書記は、中央委員会全会がこれを選出する。

(二三全大会修正) 党の中央政治局、中央政治局常務委員会および中央委員会総書記は、中央委員会全会がこれを選出する。(現行一八全大会規約の第二十二条)

(一二全大会規約) 中央書記処は中央政治局とその常務委員会の指導の下で、中央の日常活動进行处理する。

(二三全大会修正) 中央書記処は、中央政治局とその常務委員会の執務機構である。その構成員は中央政治局常務委員会が指名し、中央委員会全会で可決する。(現行一八全大会規約の第二十二条)

(一二全大会規約) 党の中央軍事委員会の構成員は中央委員会がこれを決定する。中央軍事委員会主席は、中央政治局常務委員会委員の中から選ばなければならない。

(二三全大会修正) 党の中央軍事委員会の構成員は、中央委員会がこれを決定する。(現行一八全大会規約の第二十二条)

（一二全大会規約） 中央顧問委員会・・・

（一三全大会修正） 中央顧問委員会・・・

* 中央顧問委員会については組織改編で廃止され、一八全大会規約にも無いので省略。

二・四 一四全大会修正

その後、一四全大会規約では一三全大会規約に対して次のような削除と加筆が行われた。

削除

第十条・・・それは高度の民主の基礎の下に高度の集中を実行する。・・・

加筆

第十条

（四）・・・党の各級組織は、党員に党内の事柄をより多く承知させ、それに参加させなければならない。

（五）・・・重要な問題に属するものについては、党の委員会で集団で討議して、決定をおこなわなければならない。

委員会の構成員は、集団の決定と分担に基づき、着実にみずからの職責を履行しなければならない。

二・五 一六全大会修正

「総綱」部分だけの修正であった一五全大会を経て、一六全大会では第十条の(五)に下記の内容が加筆された。

すべて集団的指導、民主集中、個別的な根回し、会議での決定という原則に基づいて、党の委員会で集団で討議して、決定をおこなわなければならない。委員会の構成員は、集団の決定と分担に基づき、着実にみずからの職責を履行しなければならない。

二・六 一七全大会修正

さらに、一七全大会では第十条の(四)末尾に次の修正が加えられた。

党の各級組織は、規定に合わせて党務公開を実行し、党員に党内の事柄をより多く承知させ、それに参加させなければならない。

党の意思決定に関係する党規約の「第二章 党の組織制度」と「第三章 党の中央組織」は以上の変遷を遂げ、前掲した現行の一八全大会規約になり、これに基づいて党が運営されているのである。

三・ 中国共産党全国代表大会報告作成過程

前掲した党規約の規定によると、中国共産党の「最高指導機関」は五年ごとに開かれる全国代表大会とそれによって選出される中央委員会であり、この中央委員会は全国代表大会閉会中、全国代表大会の決議を実行し、党の活動全般を指導し、対外的に中国共産党を代表する。また、中央委員会は党の中央政治局、中央政治局常務委員会、中央委員会総書記を選出する。さらに、少なくとも年に一回開かれる中央委員全体会議の閉会中は中央政治局とその常務委員会が中央委員会の職権を行使する。そして、その中央政治局會議と中央政治局常務委員會議は中央委員会総書記が招集することになっている。その中で、全国にかかわる重要な政策問題については、党中央のみが決定する権限を持つとともに、重要問題の決定は「表決」を行わなければならないことが定められている。そのため、全国代表大会の大会報告は「全国にかかわる重要な政策問題」であるので「党中央」すなわち「党の最高機関」の全国代表大会と中央委員会のみが決定する権限を持つことになる。

ここでは鄧小平亡き後の全国代表大会に上程された大会報告の作成過程^⑦を通時的に検証し、その異同を明らかにする。（以下、それぞれ一五全大会報告、一六全大会報告、一七全大会報告、一八全大会報告と略称する。）

三・一 各大会報告タイトル

全国代表大会報告のタイトルはその大会報告の趣旨を最も象徴的に表したものであり、各大会での報告者とそのタイトルは次のとおりである。

（一五全大会報告）江沢民総書記「鄧小平理論の偉大な旗印を高く掲げ、中国の特色ある社会主義事業建設を全面的に二一世紀に推進させよう」⁽⁸⁾

（一六全大会報告）江沢民総書記「全面的に小康社会を建設し、中国の特色ある社会主義の新たな局面を切り拓こう」⁽⁹⁾

（一七全大会報告）胡錦濤総書記「中国の特色ある社会主義の偉大な旗印を高く掲げ、全面的に小康社会を建設する新たな勝利を勝ち取るため奮闘しよう」⁽¹⁰⁾

（一八全大会報告）胡錦濤総書記「断固変わることなく中国の特色ある社会主義の道に沿って前進し、全面的に小康社会を築き上げるために奮闘しよう」⁽¹¹⁾

以上のタイトルに共通するのは「中国の特色ある社会主義」である。

この二〇年間、「中国の特色ある社会主義」が中国共産党の中国経営の最大のキーワードであることが分かる。もともと、この「中国の特色ある社会主義」という表現は一二全大会から始まる。趙紫陽総書記は席上「中国の特色ある社会主義の道に沿って前進しよう」（沿着有中国特色的社会主义道路前进）と題した大会報告を行っている。続く一四全大会でも江沢民は「改革开放と現代化建設の歩みを加速し、中国の特色ある社会主義事業のさらなる勝利を勝ち取ろう」（加快改革开放和社会主义现代化建设步伐，夺取有中国特色社会主义事业的更大胜利）と題する大会報告を行っている。（一六全大会までは「有中国特色・・・」と「有」があるが、それ以降は「有」が省略されている。）これを加えると、「中国の特色ある社会主義」の実現は中国の改革开放期三〇年を通じての一貫した党の目標であった。

なお、これ以前の一三全大会では胡耀邦総書記が「全面的に社会主義現代化建設の新たな局面を切り拓こう」（全面开创社会主义现代化建设的新局面）というタイトルで大会報告を行っている。

三、二 各大会報告起草過程

三、二、一 一五全大会報告

一九九六年一〇月一六日、中共中央政治局常務委員会、一五全大会報告起草小組設置決定。

一〇月三十一日、起草小組第一回會議開催。

十二月一日、江沢民、起草小組に一回目の談話。

一九九七年一月一七日、江沢民、起草小組に二回目の談話。

二月十九日、鄧小平死去。

五月二十九日、江沢民、中共中央政治局常務委員会を代表し、中央党校省部级幹部進修班卒業式で重要

講話。

一九九六年一〇月末から一九九七年六月までに、中央政治局常務委員会は三回會議開催、中央政治局も會議を開催し、報告草稿を議論、審議。

一九九七年七月一〇日、中央政治局會議の決定に従い、第五稿を中央と地方の二三五単位に下達、意見を聴取。

討議参加者は一四期中央委員会と中央規律検査委員会の成員、中央の党政軍各部門と人民団体の黨員の責任ある幹部、各省自治区直轄市と各大軍区の党委責任者、一五全大会代表と党内古参同志、合計四〇〇〇人。

中共中央、統一戦線部に委託し、各民主党派、全国工商連責任者と無党派派著名人から意見を聴取。

八月一日、中共中央、党外人士を中南海に招き、座談会を開催し、江沢民、直接意見を聴取。

起草小組、報告草稿を修正、内容に係る修正三〇〇余箇所を含む八〇〇余箇所を修正。

中央政治局常務委員会と政治局全体会議、会議を開催し、討議。この会議の意見を受けて、再度修正。

一九九七年九月六日から開催された一四期七中全会で第八稿を修正、三万余字の第九稿完成、同九月九日可決採択、一五全大会上程決定。九月一二日、一五全大会開会式に上程、一九日採択。

三・二・二 一六全大会報告

二〇〇一年一〇月下旬、中央政治局常務委員会、胡錦濤を組長とする一六全大会報告起草組設置決定。

一〇月二六日、起草組第一回会議開催。

江沢民の意見に従って、二〇〇一年八月に中央は一四の課題組を組織、関係問題について調査研究、起草期間中、胡錦濤は会議を主宰し、各課題組の報告を聴取。

一月八日から二二日にかけて、起草組は八の調査研究組に分かれて一六の省市で調査研究、当該地で座談会八〇回開催、九一四人参加。起草組、中央の二〇余の総合部門と職能部門を招き、検討。

一二月、起草組全体会議で調査研究小組の報告を聴取、総合調査研究報告を作り、中央政治局常務委員会上程。

二〇〇二年一月一四日、江沢民、起草組全体会議を招集、重要談話。翌一五日、起草組、報告提綱作成に着手。四〇余日間に、起草組は会議を数回開き、報告提綱を完成。

二月一八日、江沢民、報告提綱を読み、重要指示。江沢民の指示に従い、起草組は提綱を修正。

二月二六日、中央政治局常務委員会、報告提綱に原則的に同意、重要修正意見を提示。起草組、これらの意見に基づき、報告の起草を開始、二カ月余後、初稿を完成、中央政治局常務委員会に上程。

五月一六、一七日、中央政治局常務委員会、報告を審議。

江沢民、五月三一日、中共中央政治局常務委員会を代表し、中央党校省部级幹部進修班卒業式で重要講話。

江沢民、二〇〇一年一月から一二月にかけて、半日の座談会を四回開き、関係部門、研究部門、専門家学者の意見を聴取。

二〇〇二年一〇月二九日、江沢民、国外からの帰途、機上で随行した関係部門の責任者と一六全大会報告について検討、重要指示。

一年と二〇日間の起草過程で、江沢民は二度起草組に重要講話を行い、中央政治局常務委員会は四回、政治局は二回会議を開き、報告について議論。

八月二六日、中央政治局の決定に従い、全国一七八単位に報告草稿を下達、討議には一五期中央委員会と中央規律検査委員会の委員、一六全大会代表、中央の党政軍各部門、各人民団体の責任者、各省自治区直轄市と各大軍区の党委責任者、党内の古参同志、合計三一〇〇余人が参加。

八月三〇日から九月一七日までに、江沢民は丸々八日間中南海で座談会を開き、直接各省自治区直轄市の党政主要責任者、軍隊各大単位主官、民主党派中央責任者、全国工商連責任者、無党派人士の意見を聴取。

九月一八日、起草組に意見がフィードバックされ、修正、同一八日、江沢民、起草組全体会議を招集、再度重要講話。様々な意見提案に対し、起草組はまず各小組で議論し、処理意見を提出、その後、全体会議を開き、

議論、最後に専門的に部門、地域ごとに整える。

起草組、八昼夜を使って報告に対し、合計六〇〇余箇所にわたり重要な修正と補充を行い、三〇〇〇余字圧縮。

一月三日から五日まで、一五期七中全会が開催、七〇余箇所を修正、可決、一六全大会に上程決定。
一月八日から開幕した一六全大会で修正、一四日採択。

三・二・三 一七全大会報告

二〇〇六年十二月、中央政治局会議、一七全大会報告起草組設置決定。

十二月一日、起草組、第一回全体会議開催、胡錦濤、報告起草組の組長に、劉雲山と曾培炎が副组长となる。起草組の成員は中央機関、国家部委、軍隊の責任者、地方の指導幹部、専門家学者からなる。胡錦濤、起草組設置会議で重要講話。

一〇か月余りの起草活動の中で、胡錦濤、中央政治局常務委員会会議六回、政治局会議二回招集し、報告起草活動状況を聴取、報告稿を審議、修正。胡錦濤、何度となく起草組全体会議を主宰開催、重要指示。起草組、全体会議を一〇回、活動グループ会議四〇余回を開催、小組の会議を含め、各種会議合計一〇〇余回を開き、正式に五〇余りの箇所を修正。

二〇〇六年一〇月上旬、起草活動の準備のため、中央、二〇の重点課題を確定。中央は三六の部門と単位を組織、二〇の課題を六二の具体的課題に分け、調査研究を進め、六二部の調査研究報告を作成。各課題組、合計一五二三回の座談会を開催、座談会参加者は延べ二〇〇七二人。

この調査研究終了後、胡錦濤、自ら会議を一二回主宰開催、関係課題組の報告を聴取。

二月一日、中共中央「一七全大会報告の議題に対する意見聴取に関する通知」を下達、各地区各部門から一二四部の書面報告がフィードバックされる。中共中央は中央統一戦線部に委託、各民主党派、全国工商联指導者、無党派人士の意見を聴取。

二月一九日から二九日にかけて、正式に報告起草に着手する前、起草組は七つの小組に分かれ、一三の小自治区直轄市に赴き、実地調査研究を行い、座談会五一回開催、幹部大衆、専門家学者の意見を聴取。

二〇〇七年四月下旬、胡錦濤、更なる調査研究を指示。起草組、一七の重大課題について、一四の中央と国家機関に行き、特定テーマの調査研究を行い、関係責任者、指導者から意見を聴取。

六月一日、中央政治局、会議を開催し、報告草稿を審議。

六月二五日、胡錦濤、中央党校省部级幹部進修班で重要講話。この講話後、中央は会議参加者の意見を聴取、書面資料八三部を受け取る。

起草組、再度修正を加え、一七全大会報告意見聴取稿作成。

七月一日、中央政治局会議の決定に従って、一七全大会報告意見聴取稿を各省自治区直轄市、中央各部委、中央国家机关各部委、军委総政治部、各人民団体、各民主党派中央、全国工商联および無党派人士と一部党内古参同志に下達、対象人数は五五〇〇人、一六全大会に比べ、約二五二〇人増加。一六全大会代表と新しく当選した一七全大会代表も討議に参加。

七月二七日、胡錦濤、中南海で党外人士座談会を開催、意見聴取稿について各民主党派中央、全国工

商連指導者および無党派人士の意見を聴取。

意見聴取稿下達後、胡錦濤、北京、重慶、広州で七回座談会を開催、各省自治区直轄市、軍隊各大単位主要責任者の意見を聴取。起草の全過程の中で、胡錦濤は前後二〇回近い座談会を催し、各地区各部門各方面の意見を聴取。各地区各部門各方面の意見提案は二七〇〇件に達し、重複した意見を除くと一九五七件、起草組は八九〇件の意見と提案を吸収、民主党派中央、全国工商連と無党派人士の意見七八件を含む九五〇箇所を修正。

八月三〇日、中央政治局常務委員会、修正後の一七全大会報告稿を審議。

九月一七日、中央政治局、会議を開催し、党内外の意見聴取稿に対する情況報告を聴取、同会議での議論と意見に従って修正した後、党の一六期七中全会に上程決定。中央政治局の要求に従い、修正。

一〇月九日、一六期七中全会で二三九件の意見が出され、起草組、これを修正。

一〇月一二日、一六期七中全会で一七全大会報告案が可決、一七全大会上程決定。

一〇月一五日、一七全大会開会式で報告案配布。大会期間中の代表たちの意見に従って、起草組、報告を修正、多くの建設的意見が最終稿に入れられ、二二日採択。

三、二、四 一八全大会報告

二〇一二年一月、中央政治局常務委員会と中央政治局の決定に従って、一八全大会報告起草活動が正式に始まり、習近平を組長、李克強、劉雲山を副組長とし、党中央、國務院の關係部門と一部省自治区責任者を含む文書起草組設置。

一月五日、胡錦濤、文書起草組第一回全体会議で重要講話。習近平、席上、胡の講話を評価。

一月六日、中央、各省、自治区、直轄市党委、中央各部委、国家機関各部委党組（党委員会）、解放軍各総部、各大単位党委、各人民団体党組に「党の一八全大会報告議題に対する意見聴取に関する通知」下達、党内の一定範囲内で論議を組織し、広く意見を求めると同時に、一定の方式を通じて一部党外人士の意見提案を聴取することを決定。

二月上旬、起草組、七の調査研究組、一二の省自治区に派遣、調査研究を行い、各級各種座談会を四四回催し、都市農村社区、工鉱企業、農牧水産基地など一一六の単位で実地視察。

三月一日、中央の配置した一五項目の重点課題に従って、四六の受け持ち単位が前後して一〇一の調査研究組を派遣、足跡は二九の省自治区直轄市に及び、座談会を一〇七三回催し、一四三三の単位で実地調査研究を行い、調査研究成果五七部を作成。

四月一三日から三〇日まで、胡錦濤、中南海で半日を五日間使い、三三単位の三八課題組一一の重点課題の調査研究成果報告を聴取。

五月一日から一四日まで、習近平は半日を二日使い、四の重点課題の調査研究成果報告を聴取。

五月二四日から六月二五日までの一か月間で、胡錦濤は二回の中央政治局常務委員会会議と一回の中央政治局会議を主宰、一八全大会報告草稿について審議。

五月二四日、中央政治局常務委員会会議、一八全大会報告草稿に初めての審議、原則同意。胡錦濤、重要指示。

六月一二日、中央政治局常務委員会會議、一八全大会報告審議用稿について二度目の審議、常務委員、文書の修正に重要意見提示。

六月二五日、中央政治局會議、一八全大会報告審議用稿を初めて審議、中央政治局委員、概ね賛成するも、多くの重要修正意見提起。

七月二三日、胡錦濤、省部級主要幹部特定テーマ研討班開講式で、重要講話。

起草活動一〇カ月余りの間、胡錦濤は前後して四回の中央政治局常務委員会會議、二回の中央政治局會議を主宰開催、起草活動の情況報告を聴取、修正を審議。習近平は八回起草組全体會議を主宰開催、報告起草活動を研究配置。一七期中央政治局常務委員の呉邦国、温家宝、賈慶林、李長春、李克強、賀国强、周永康らが重要意見提示。

八月一日、中央弁公庁、各省自治区直轄市党委、中央各部委、国家機関各部委党組（党委）、軍委總政治部、各人民団体党組に「党の一八全大会報告草稿に対する意見聴取に関する通知」を下達。

八月二七日から九月四日までの間で、胡錦濤は中南海で、三一の省自治区直轄市の党政の主要責任者との座談会四回、一八の軍隊の大単位軍政の主要責任者との座談会二回、八の民主党派中央、全国工商連指導者と無党派人士との座談会一回を含む七回の座談会を催し、意見と提案を聴取。

九月五日までに、各地区各部門各方面で意見を聴取した人数は合計四五一人、党の一八全大会報告意見聴取稿にフィードバックされた意見と提案は総計一二一部、修正意見と提案は二四〇〇件、重複を除き、原則的な修正意見二〇八件、具体的な修正意見一六七四件であった。このほか、中央は中央統一戦線部に委託し、二回一部党外人士の意見を聴取、起草組は一部退職した古参同志に直接意見を聴取した。

この後の半月、中央の精神と要求に従って、文書起草組は五〇七箇所加筆、修正、簡素化を行った。これは民主党派中央、全国工商連および無党派人士を含む一二六単位、九〇〇件の意見と提案をカバーしており、その中には党外人士の意見三九件もカバーされている。

一月一日から四日まで、一四期七中全会が北京で開催され、一八全大会報告案が論議された。文書起草組はフィードバックされた原則的な修正意見一五件、具体的な修正意見一八一件を含む一九六件の意見に基づいて四一箇所を修正、中央政治局常務委員会会議の審議に上程、同会議ではまた五件の意見で出され、起草組は一箇所の修正を提案、四日午後、一七期七中全会で表決採択され、一八全大会に上程されることが正式に決定された。

一月八日、一八全大会の開会式で、厚さ六四頁、三万字近い一八全大会報告案が配布。起草組は大会期間中フィードバックされた一五八件の意見に従って、一九箇所修正、二二日採択。

三・三 四大会報告作成過程の異同

三・三・一 起草から採択までの期間

四大会報告それぞれ起草から採択までの期間は次の通り、

- （一五全大会報告）一九九六年一〇月一六日—一九九七年九月一八日
- （一六全大会報告）二〇〇一年一〇月下旬—二〇〇二年一月一四日
- （一七全大会報告）二〇〇六年十二月—二〇〇七年一〇月二一日
- （一八全大会報告）二〇一二年一月—二〇一二年一月一四日

起草から採択までの期間は前記のように、一五全大会が一一か月、一六全大会が二三か月であり、一六全大会は二〇〇一年八月から、また、一七全大会は二〇〇六年一〇月から起草の準備が始められたとあり、実際にはそれぞれ二か月長く起草に費やしていることになり、それを加えると一六全大会は一五か月、一七全大会は一二か月強になる。そして、直近の一八全大会は一〇か月という最短期間になっている。

三・三・二 起草組の設置と構成

起草組設置とその構成はそれぞれ次のように伝えられている。

（一五全大会報告） 中共中央政治局常務委員会、一五全大会報告起草小組設置決定。

（一六全大会報告） 中央政治局常務委員会、胡錦濤を組長とする一六全大会報告起草組設置決定。

（一七全大会報告） 起草組、第一回全体会議開催、胡錦濤、報告起草組の組長に、劉雲山と曾培炎が副組長となる。

起草組の成員は中央機関、国家部委、軍隊の責任者、地方の指導幹部、専門家学者からなる。

（一八全大会報告） 一八全大会報告起草活動が正式に始まり、習近平を組長、李克強、劉雲山を副組長とし、党中央、国务院の関係部門と一部省自治区責任者を含む文書起草組設置。

上記のように一五全大会報告には起草組の設置は明らかにされているものの、組長、副組長、さらには構成については開示されていない。一六全大会報告では組長まで明らかにされた。そして、一七全大会になると、組長、副組長ともに明らかにされると同時に、構成員の背景も説明されている。一八全大会でも組長、副組長が明らかにされ、一七全大会ほどではないが、その構成も示されている。

三・三・三 「課題組」等の派遣

大会報告案の起草に必要な調査については、中央が特定テーマについて調査、研究させる「課題組」を関係単位に派遣すると同時に、「起草組」も「調査研究小組」を作り、調査させ、報告書を作成させている。

（一五全大会報告）「課題組」も「調査研究小組」もその存在が公表されていない。

（一六全大会報告）中央が一四の課題組を組織、関係問題について調査研究させ、起草期間中、胡錦濤が各課題組の報告を聴取している。また、起草組は八の調査研究組に分かれて一六の省市で調査研究、当該地で座談会八〇回開催、これに九一四人参加。また、起草組全体会議で調査研究小組の報告を聴取、総合調査研究報告を作り、中央政治局常務委員会に上程したとしている。

（一七全大会報告）中央は二〇の重点課題を確定、三六の部門と単位を組織、二〇の課題を六二の具体的課題に分け、調査研究を進め、六二部の調査研究報告を作成。各課題組、合計一五二三回の座談会を開催、座談会参加者は延べ二〇〇七二人。そして、報告起草着手前、起草組は七つの小組に分かれ、一三の省自治区直轄市に赴き、実地調査研究を行い、座談会五一回開催、幹部大衆、専門家学者の意見を聴取したとしている。

（一八全大会報告）起草組は七の調査研究組を一二の省自治区に派遣、調査研究を行い、各級各種座談会を四四回催し、都市農村社区、工鉱企業、農牧水産基地など一一六の単位で実地視察。また、中央の配置した一五項目の重点課題に従って、四六の受け持ち単位が前後して一〇一の調査研究組を派遣、足跡は二九の省自治区直轄市に及び、座談会を一〇七三回催し、一四三三の単位で実地調査研究を行い、調査研究成果五七部を作成。さらに、胡錦濤は

中南海で三二単位の三八課題組一一の重点課題の調査研究成果報告を聴取したとしている。

上述のように、「課題組」と「起草組」の「調査研究小組」は一五全大会を除き、関係省自治区直轄市の関係単位で実地調査研究を行い、大会報告起草のために報告書を作成している。特に、一七全大会報告については、「課題組」が一五二三回の座談会を催し、これに延べ二〇〇七二人が参加したとされることが際立つ。また、一七全大会報告ほどではないが、一八全大会報告においても参加人数は示されていないが「調査研究組」が一〇七三回の座談会を催したことが明らかにされている。こうした座談会は一六全大会報告が八〇回としているのに比較すると一六倍を超過格段に増加している。

三・三・四 「通知」等の下達範囲と対象人数

大会報告案に係る「通知」などの下達範囲およびその対象人数はそれぞれ次のように伝えられている。

（一五全大会報告）第五稿の下達範囲は、中央と地方の一三五単位、一四期中央委員会と中央規律検査委員会の成員、中央の党政軍各部門と人民団体の党員の責任ある幹部、各省自治区直轄市と各大軍区の党委責任者、一五全大会代表と党内古参同志であり、合計四〇〇〇人。

（一六全大会報告）報告草稿下達範囲は、全国一七八単位、一五期中央委員会と中央規律検査委員会の委員、一六全大会代表、中央の党政軍各部門、各人民団体の責任者、各省自治区直轄市と各大軍区の党委責任者、党内の古参同志であり、合計三二〇〇余人。

（一七全大会報告）一七全大会報告意見聴取稿の下達範囲は、各省自治区直轄市、中央各部委、中央国家机关各部

委、軍委総政治部、各人民団体、各民主党派中央、全国工商連および無党派人士と一部党内古参同志、一六全大会代表、一七全大会代表であり、合計五五〇〇人。

（一八全大会報告）「党の一八全大会報告議題に対する意見聴取に関する通知」下達範囲は、中央、各省、自治区、直轄市党委、中央各部委、国家機関各部委党组（党委員会）、解放軍各総部、各大単位党委、各人民団体党组であり、「党の一八全大会報告草稿に対する意見聴取に関する通知」は各省自治区直轄市党委、中央各部委、国家機関各部委党组（党委）、軍委総政治部、各人民団体党组であり、合計四五一人。

上記のように「通知」などを下達する範囲は、各省自治区直轄市党委、中央各部委、国家機関各部委党组（党委）、軍委総政治部、解放軍各総部、各大単位党委、各人民団体党组（一八全大会報告）、各省自治区直轄市、中央各部委、中央国家機関各部委、軍委総政治部、各人民団体、各民主党派中央、全国工商連および無党派人士と一部党内古参同志（一七全大会報告）、一五期中央委員会と中央規律検査委員会の委員、一六全大会代表、中央の党政軍各部門、各人民団体の責任者、各省自治区直轄市と各大軍区の党委責任者、党内の古参同志（一六全大会報告）、一四期中央委員会と中央規律検査委員会の成員、中央の党政軍各部門と人民団体の党員の責任ある幹部、各省自治区直轄市と各大軍区の党委責任者、一五全大会代表と党内古参同志（一五全大会報告）となっており、若干の出入りはあるものの、下達範囲はほぼ固定化されている。

また、対象人数を当時の党員数五八〇〇万（一五全大会）、六六三六万（一六全大会）、七三三六万（一七全大会）、八五一二万（一八全大会）を分母にするとそれぞれ（一五全大会報告）〇・〇〇六八九％、（一六全大会報告）〇・〇〇四六七％、（一七全大会報告）〇・〇〇七四九％、（一八全大会報告）〇・〇〇五二九％となり、党員一〇万に対し

六〇八名だけが大会報告作成に参与したに過ぎない。

三・三・五 中南海での座談会

（一五全大会報告）中共中央、統一戦線部に委託し、各民主党派、全国工商連責任者と無党派著名人に意見を聴取。中共中央、党外人士を中南海に招き、座談会を開催し、江沢民、直接意見を聴取。

（一六全大会報告）江沢民は丸々八日間中南海で座談会を開き、直接各省自治区直轄市の党政主要責任者、軍隊各大単位主管、民主党派中央責任者、全国工商連責任者、無党派人士の意見を聴取。

（一七全大会報告）胡錦濤は中南海で党外人士座談会を開催、意見聴取稿について各民主党派中央、全国工商連指導者および無党派人士の意見を聴取。

（一八全大会報告）胡錦濤は中南海で、三一の省自治区直轄市の党政の主要責任者との座談会四回、一八の軍隊の大大単位軍政の主要責任者との座談会二回、八の民主党派中央、全国工商連指導者と無党派人士との座談会一回を含む七回の座談会を催し、意見と提案を聴取。

上記のように座談会で意見提案を聴取する対象は党外が各民主党派、全国工商連責任者、無党派著名人、党外人士であり、党内は各省自治区直轄市の党政主要責任者、軍隊各大単位主管である。

三・三・六 政治局常務委員会議等の開催

（一五全大会報告）中央政治局常務委員会は三回会議開催、中央政治局も会議を開催し、報告草稿を議論、審議。

（一六全大会報告）江沢民は……、中央政治局常務委員会は四回、政治局は二回会議を開き、報告について議論。

（一七全大会報告）胡錦濤は中央政治局常務委員会会議六回、政治局会議二回招集し、報告起草活動状況を聴取、報告草稿を審議、修正。

（一八全大会報告）胡錦濤は前後して四回の中央政治局常務委員会会議、二回の中央政治局会議を主宰開催、起草活動の状況報告を聴取、修正を審議。

いずれの大会報告についても前述のように政治局常務委員会会議が政治局会議より多く開催されている。それは総書記を含む常務委員会の党の組織制度上の位置から当然のことであり、大会報告の中核問題を決める機能を果たしていることを示している。なお、起草組の会議が多いのは文書作成の実務を処理するためであることは言うを待たない。

四． おわりに―結論と課題

本稿は鄧小平というカリスマ亡き後の一五全大会から一八全大会までの党の大会報告作成過程を検証し、組織制度面から党の意思決定過程を明らかにした。その結論は次のようになるであろう。

中国共産党全国代表大会の大会報告作成は総書記が指示を与え、総書記を含む中央政治局とその常務委員会が指導し、起草組がつけられ、一定の範囲内の各単位に意見を求めると同時に、課題組を各単位、各地に派遣、調査を行うとともに、関係者を招き座談会を催すなど、それぞれフィードバックされてきた調査結果や意見を基に草稿がつくられ、起草組全体会議および政治局とその常務委員会会議を通じて、何度となく修正された後、草案が作成され、中央

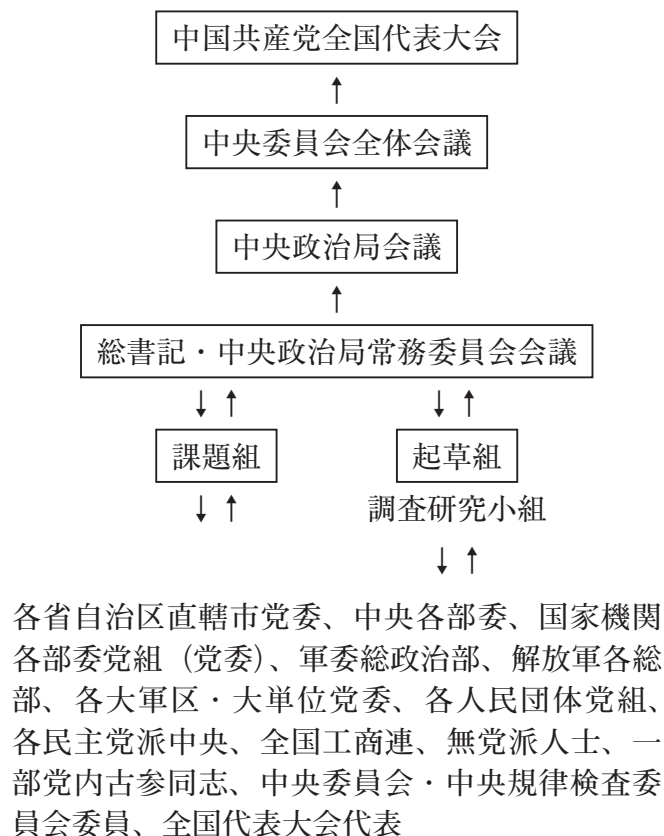
委員会全体会議で審議、修正、採択された後、全国代表大会に上程、さらに修正が加えられ、正式文書として採択される。

それを図式化すると下記のようなになる。

こうした大会報告作成過程は二〇年間不変であり、中国共産党の意思決定過程が組織制度的に長期にわたり安定してきたことが例証された。そして、筆者が以前検証した一三全大会報告と一四全大会報告の作成過程と比較しても組織を超越した存在としての鄧小平に指示を仰いだことを除けばほぼ同じ作成過程である。これを算入すると三〇年間ほぼ同様の作成過程を踏襲していることになる。

このような長期にわたる安定した党大会報告作成過程は逆に組織の硬直化の反映とも言える。既述の『通知』等下達範囲と対象人数について、一三全大会報告と一四全大会報告を見ると、一三全大会報告は「一三全大会代表、二期中央委員、同委員候補、中央顧問委員、中央規律委員、各省自治区直轄市党委常務委員、人民解放軍大軍区党委常務委員、各軍兵種・各総部責任者、中央直屬機関・国家機関各部委党組成員、約五〇〇〇人」、一四全大会報告は「一四全大会代表、三期中央委員、中央顧

中国共産党全国代表大会報告作成過程図
(山本作図2015. 5. 23)



問委員長、中央規律委員長、中央党政軍各部門、各人民団体の責任ある黨員幹部、各省自治区直轄市・各大軍区党委責任者、約三〇〇〇余人^①となっている。この一三全大会から一八全大会までの「下達」「対象人数」、各大会代表数および全黨員数は次の通り。

	下達対象人数	大会代表数	全黨員数
一三全大会報告	五〇〇〇	一九九七	四六〇〇万
一四全大会報告	三〇〇〇	二〇三五	五一〇〇万
一五全大会報告	四〇〇〇	二一〇八	五八〇〇万
一六全大会報告	三一〇〇	二二二〇	六六三六万
一七全大会報告	五五〇〇	二三二〇	七三三六万
一八全大会報告	四五一一	二三七〇	八五一二万

前掲のように黨員数の増加は顕著であるが、大会代表数は微増、「下達」「対象人数」は増減を繰り返している。例えば、一三全大会報告では五〇〇〇人が下達対象であったものが、一四全大会では三〇〇〇人に減少している。これは一三全大会で打ち出された政治改革が一九八九年の民主化運動をめぐり党中央が分裂したことで無関係ではない。それは一四全大会が「責任者」に絞っていることから理解できる。

ただ、本稿の検証対象とした一五全大会から一八全大会間の増減については、公表された情報だけでは推測の域を

脱しないので、ここではあえて判断しないが、それは党中央（総書記をはじめとする常務委員会・政治局）によって決められた「下達範囲」からくる「対象人数」の違いであると言うにとどめたい。

一七全大会報告で「座談会」に「延べ二〇〇七二人」参加したとされているが、それはある特定問題について意見を聴取したものであり、大会報告案そのものを対象としたものではない。

筆者は一七全大会で修正され現行一八全大会に継承されている党規約第十条の（四）にある「党の各級組織は、規定に合わせて党務公開を実行し、党員に党内の事柄をより多く承知させ、それに参加させなければならない。」が一八全大会報告作成過程に反映された点を見出すことができない。三〇年一日の如く大会報告が作成される過程は中国共産党の意思決定が依然として総書記、政治局常務委員、政治局委員に集中されていることを示している。もとより、新華社を通じて開示される記事内容もほぼ定型化されていることを含めて、さらなる「党務公開」が求められるべきであろう。「党務公開」によつてはじめて情報がより多くの党員に行き渡り、民主集中制という党の組織原則の「民主」の拡大によつて、より効果的に「集中」を実行することが可能となる。

現在、中国共産党の中央組織の中核である中央政治局常務委員は総書記の習近平をはじめ李克強、張德江、俞正声、劉雲山、王岐山、張高麗の七人によつて構成される。この習近平体制は第一八期一中全会で成立した。

胡錦濤の後継者である習近平は二〇一二年一月一五日にその第一八期一中全会で党の総書記と中央軍事委員会主席に就任、翌年、全人代の開催を待つて二〇一三年三月一四日に国家主席と国家軍事委員会主席に就いた。習はこれまでのトップリーダーとは違い、党政軍の三権をほぼ同時に掌中にしたことになる。前任者の江沢民、胡錦濤いずれも健在だとはいえ、早い時期での権力の集中は習近平に権力行使の自由の空間を早期に与えたといえ、党の意思決定

がいかに行われるかが今後の中国の動向を探る上で一つの重要な変数になると考えられる。

習近平体制成立後、中国共産党は二〇一三年一月一二日に第一八期中央委員第三回全体会議で、「全面的に改革を深化させるうえでの若干の重要問題に関する中共中央の決定」（「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定」）を、また、翌二〇一四年一月二三日、第一八期中央委員第四回全体会議で「全面的に法に依って国を治めることを推進するうえでの若干の重大問題に関する中共中央の決定」（「中共中央关于全面推进依法治国若干重大问题的决定」）を採択した。

この二つの重要文書作成に当たってはいずれも総書記である習近平が起草組の組長に就いた¹²。こうした文書起草に当たっては、多くの場合、総書記は指示を与えるが、起草組の組長になることは稀である。

習近平は同時に、二〇一四年一月二五日新設された中央国家安全委員会主席に就任したほか、新たに設置された特定問題処理する小組の組長にも就いている。例えば、二〇一四年一月二三日に中央改革全面的深化指導小組（中央全面深化改革领导小组）の組長、二〇一四年二月二七日に中央インターネット安全・情報化指導小組（中央网络安全和信息化领导小组）の組長、二〇一四年三月二五日に中央軍事委国防・軍隊改革深化指導小組（中央军委深化国防和军队改革领导小组）の組長にそれぞれ就いている。これより先、二〇一三年から中央外事工作指導小組（中央外事工作领导小组）と中央財經指導小組（中央财经领导小组）の組長も前任者の胡錦濤から継承している。

こうした権力の集中は習近平の権力基盤を固めるうえでの一つの過程なのであろうが、過度の習異存は党規約第十条にある「（六）党は、いかなる形の個人崇拜をも禁止する。・・・」と第十六条の「いかなる指導者であっても、個人が独断専行したり、個人を組織の上に置いたりすることは許されない。」に抵触する可能性が生まれることを否定

できない。当面、本稿で得た知見と二〇一七年開催予定の中国共産党第一九回全国代表大会報告の作成過程とを比較検証するという課題が残される。この習近平体制下における党の意思決定過程については稿を改めて検証したいと考えている。

注：

(1) 拙稿「中国における情報文化の特質」『大学院論集』第五号日本大学大学院国際関係研究科一九九五年一〇月 PP.177-197
(2) 人民日報（一九八九年五月一七日）によると、当時訪中したゴルバチョフと会見した趙紫陽は次のように述べている。「・・・一三期一中全会は次のように決定した。最重要の問題では、鄧小平同志の舵取りが依然必要である。一三全大会以来、われわれは最も重大な問題进行处理するとき、決まって鄧小平同志に通報し、彼に教えを請う。」

(3) 拙稿「中国共産党の言論紀律」『国際関係研究』第八巻第三号日本大学国際関係学部国際関係研究所一九八八年三月 PP.143-170

(4) 本书编委会编『中国共产党历次党章汇编（一九二一—二〇一七）』中国方正出版社二〇一二年十一月

(5) 一八全大会規約の關係条項の中国語全文は以下の通り。

・・・・・・・・・・

第二章 党的组织制度

第十条 党是根据自己的纲领和章程，按照民主集中制组织起来的统一整体。党的民主集中制的基本原则是：

(一) 党员个人服从党的组织，少数服从多数，下级组织服从上级组织，全党各个组织和全体党员服从党的全国代表大会和中央委员会。

(二) 党的各级领导机关，除它们派出的代表机关和在非党组织中的党组外，都由选举产生。

(三) 党的最高领导机关，是党的全国代表大会和它所产生的中央委员会。党的地方各级领导机关，是党的地方各级代表大会和

它们所产生的委员会。党的各级委员会向同级的代表大会负责并报告工作。

（四）党的上级组织要经常听取下级组织和党员群众的意见，及时解决他们提出的问题。党的下级组织既要向上级组织请示和报告工作，又要独立负责地解决自己职责范围内的问题。上下级组织之间要互通情报、互相支持和互相监督。党的各级组织要按规定实行党务公开，使党员对党内事务有更多的了解和参与。

（五）党的各级委员会实行集体领导和个人分工负责相结合的制度。凡属重大问题都要按照集体领导、民主集中、个别酝酿、会议决定的原则，由党的委员会集体讨论，作出决定。委员会成员要根据集体的决定和分工，切实履行自己的职责。

（六）党禁止任何形式的个人崇拜。要保证党的领导人的活动处于党和人民的监督之下，同时维护一切代表党和人民利益的领导人的威信。

第十一条 党的各级代表大会的代表和委员会的产生，要体现选举人的意志。选举采用无记名投票的方式。候选人名单要由党组织和选举人充分酝酿讨论。可以直接采用候选人数多于应选人数的差额选举办法进行正式选举。也可以先采用差额选举办法进行预选，产生候选人名单，然后进行正式选举。选举人有了解候选人情况、要求改变候选人、不选任何一个候选人和另选他人的权利。任何组织和个人不得以任何方式强迫选举人选举或不选举某个人。

党的地方各级代表大会和基层代表大会的选举，如果发生违反党章的情况，上一级党的委员会在调查核实后，应作出选举无效和采取相应措施的决定，并报再上一级党的委员会审查批准，正式宣布执行。

党的各级代表大会代表实行任期制。

第十二条 党的中央和地方各级委员会在必要时召集代表会议，讨论和决定需要及时解决的重大问题。代表会议代表的名额和产生办法，由召集代表会议的委员会决定。

第十三条 凡是成立党的新组织，或是撤销党的原有组织，必须由上级党组织决定。

在党的地方各级代表大会和基层代表大会闭会期间，上级党的组织认为有必要时，可以调动或者指派下级党组织的负责人。

党的中央和地方各级委员会可以派出代表机关。

党的中央和省、自治区、直辖市委员会实行巡视制度。

第十四条 党的各级领导机关，对同下级组织有关的重要问题作出决定时，在通常情况下，要征求下级组织的意见。要保证下级组织能够正常行使他们的职权。凡属应由下级组织处理的问题，如无特殊情况，上级领导机关不要干预。

第十五条 有关全国性的重大政策问题，只有党中央有权作出决定，各部门、各地方的党组织可以向中央提出建议，但不得擅自作出决定和对外发表主张。

党的下级组织必须坚决执行上级组织的决定。下级组织如果认为上级组织的决定不符合本地区、本部门的实际情况，可以请求改变；如果上级组织坚持原决定，下级组织必须执行，并不得公开发表不同意见，但有权向再上一级组织报告。

党的各级组织的报刊和其他宣传工具，必须宣传党的路线、方针、政策和决议。

第十六条 党组织讨论决定问题，必须执行少数服从多数的原则。决定重要问题，要进行表决。对于少数人的不同意见，应当认真考虑。如对重要问题发生争论，双方人数接近，除了在紧急情况下必须按多数意见执行外，应当暂缓作出决定，进一步调查研究，交换意见，下次再表决；在特殊情况下，也可将争论情况向上级组织报告，请求裁决。

党员个人代表党组织发表重要主张，如果超出党组织已有决定的范围，必须提交所在的党组织讨论决定，或向上级党组织请示。任何党员不论职务高低，都不能个人决定重大问题；如遇紧急情况，必须由个人作出决定时，事后要迅速向党组织报告。不允许任何领导人实行个人专断和把个人凌驾于组织之上。

第十七条 党的中央、地方和基层组织，都必须重视党的建设，经常讨论和检查党的宣传工作、教育工作、组织工作、纪律检查工作、群众工作、统一战线工作等，注意研究党内外的思想政治状况。

第三章 党的中央组织

第十八条 党的全国代表大会每五年举行一次，由中央委员会召集。中央委员会认为有必要，或者有三分之一以上的省一级组织提出要求，全国代表大会可以提前举行；如无非常情况，不得延期举行。

全国代表大会代表的名额和选举办法，由中央委员会决定。

第十九条 党的全国代表大会的职权是：

（一）听取和审查中央委员会的报告；

（二）听取和审查中央纪律检查委员会的报告；

（三）讨论并决定党的重大问题；

（四）修改党的章程；

（五）选举中央委员会；

（六）选举中央纪律检查委员会。

第二十条 党的全国代表会议的职权是：讨论和决定重大问题；调整和增选中央委员会、中央纪律检查委员会的部分成员。调整和增选中央委员及候补中央委员的数额，不得超过党的全国代表大会选出的中央委员及候补中央委员各自总数的五分之一。

第二十一条 党的中央委员会每届任期五年。全国代表大会如提前或延期举行，它的任期相应地改变。中央委员会委员和候补委员必须有五年以上的党龄。中央委员会委员和候补委员的名额，由全国代表大会决定。中央委员会委员出缺，由中央委员会候补委员按照得票多少依次递补。

中央委员会全体会议由中央政治局召集，每年至少举行一次。中央政治局向中央委员会全体会议报告工作，接受监督。

在全国代表大会闭会期间，中央委员会执行全国代表大会的决议，领导党的全部工作，对外代表中国共产党。

第二十二条 党的中央政治局、中央政治局常务委员会和中央委员会总书记，由中央委员会全体会议选举。中央委员会总书记必须从中央政治局常务委员会委员中产生。

中央政治局和它的常务委员会在中央委员会全体会议闭会期间，行使中央委员会的职权。

中央书记处是中央政治局和它的常务委员会的办事机构；成员由中央政治局常务委员会提名，中央委员会全体会议通过。

中央委员会总书记负责召集中央政治局会议和中央政治局常务委员会会议，并主持中央书记处的工作。

党的中央军事委员会组成人员由中央委员会决定。

每届中央委员会产生的中央领导机构和中央领导人，在下届全国代表大会开会期间，继续主持党的经常工作，直到下届中央委员会产生新的中央领导机构和中央领导人为止。

第二十三条 中国人民解放军的党组织，根据中央委员会的指示进行工作。中央军事委员会的政治工作机关是中国人民解放军总政治部，总政治部负责管理军队中党的工作和政治工作。军队中党的组织体制和机构，由中央军事委员会作出规定。

日訳については「中国共産党ニュース」(www.people.com.cn)に準拠したが、筆者が一部未訳部分を補訳、一部訳語を修正している。

(6) 一二全大会規約の關係条項の中国語全文は以下の通り。

第二章 党的组织制度

第十条 党是根据自己的纲领和章程，按照民主集中制组织起来的统一整体。它在高度民主的基础上实行高度的集中。党的民主集中制的基本原则是…

(一) 党员个人服从党的组织，少数服从多数，下级组织服从上级组织，全党各个组织和全体党员服从党的全国代表大会和中央委员会。

(二) 党的各级领导机关，除它们派出的代表机关和在非党组织中的党组外，都由选举产生。

(三) 党的最高领导机关，是党的全国代表大会和它所产生的中央委员会。党的地方各级领导机关，是党的地方各级代表大会和它们所产生的委员会。党的各级委员会向同级的代表大会负责并报告工作。

(四) 党的上级组织要经常听取下级组织和党员群众的意见，及时解决他们提出的问题。党的下级组织既要向上级组织请示和报告工作，又要独立负责地解决自己职责范围内的问题。上下级组织之间要互通情报、互相支持和互相监督。

(五) 党的各级委员会实行集体领导和个人分工负责相结合的制度。凡属重大问题都要由党的委员会民主讨论，作出决定。

(六) 党禁止任何形式的个人崇拜。要保证党的领导人的活动处于党和人民的监督之下，同时维护一切代表党和人民利益的领导人的威信。

第十一条 党的各级代表大会的代表和委员会的产生，要体现选举人的意志。选举采用无记名投票的方式。候选人名单要由党组

织和选举人充分酝酿讨论。可以经过预选产生候选人名单，然后进行正式选举。也可以不经过预选，采用候选人人数多于应选人数的办法进行选举。选举人有了解候选人情况、要求改变候选人、不选任何一个候选人和另选他人的权利。任何组织和个人不得以任何方式强迫选举人选举或不选举某个人。

党的地方各级代表大会的选举，如果发生违反党章的情况，上一级党的委员会在调查核实后，应作出选举无效和采取相应措施的决定，并报再上一级党的委员会审查批准，正式宣布执行。

第十二条 党的县级和县级以上委员会在必要时可以召集代表会议，讨论和决定需要及时解决的重大问题。代表会议代表的名额和产生办法，由召集代表会议的委员会决定。

第十三条 凡是成立党的新组织，或是撤销党的原有组织，必须由上级党组织决定。

党的县级和县级以上委员会可以派出代表机关。

在党的地方各级代表大会闭会期间，上级党的组织认为有必要时，可以调动或者指派下级党组织的负责人。

第十四条 党的各级领导机关，对同下级组织有关的重要问题作出决定时，在通常情况下，要征求下级组织的意见。要保证下级组织能够正常行使他们的职权。凡属应由下级组织处理的问题，如无特殊情况，上级领导机关不要干预。

第十五条 有关全国性的重大政策问题，只有党中央有权作出决定，各部门、各地方的党组织可以向中央提出建议，但不得擅自作出决定和对外发表主张。

党的下级组织必须坚决执行上级组织的决定。下级组织如果认为上级组织的决定不符合本地区、本部门的实际情况，可以请求改变；如果上级组织坚持原决定，下级组织必须执行，并不得公开发表不同意见，但有权向再上一级报告。

党的各级组织的报刊和其他宣传工具，必须宣传党的路线、方针、政策和决议。

第十六条 党组织讨论决定问题，必须执行少数服从多数的原则。对于少数人的不同意见，应当认真考虑。如对重要问题发生争论，双方人数接近，除了在紧急情况下必须按多数意见执行外，应当暂缓作出决定，进一步调查研究，交换意见，下次再议。如仍不能作出决定，应将争论情况向上级组织报告，请求裁决。

党员个人代表党组织发表重要主张，如果超出党已有决定的范围，必须提交所在的党组织讨论决定，或向上级党组织请示。

任何党员不论职务高低，都不能个人决定重大问题…如遇紧急情况，必须由个人作出决定时，事后要迅速向党组织报告。不允许任何领导人实行个人专断和把个人凌驾于组织之上。

第十七条 党的中央、地方和基层组织，都必须重视党的建设，经常讨论和检查党的宣传工作、教育工作、组织工作、纪律检查工作、群众工作、统一战线工作等，注意研究党内外的思想政治状况。

第三章 党的中央组织

第十八条 党的全国代表大会每五年举行一次，由中央委员会召集。中央委员会认为有必要，或者有三分之一以上的省一级组织提出要求，全国代表大会可以提前举行…如无非常情况，不得延期举行。

全国代表大会代表的名额和选举办法，由中央委员会决定。

第十九条 党的全国代表大会的职权是…

(一) 听取和审查中央委员会的报告…

(二) 听取和审查中央顾问委员会、中央纪律检查委员会的报告…

(三) 讨论并决定党的重大问题…

(四) 修改党的章程…

(五) 选举中央委员会…

(六) 选举中央顾问委员会和中央纪律检查委员会。

第二十条 党的中央委员会每届任期五年。全国代表大会如提前或延期举行，它的任期相应地改变。中央委员会委员和候补委员必须有五年以上的党龄。中央委员会委员和候补委员的名额，由全国代表大会决定。中央委员会委员出缺，由中央委员会候补委员按照得票多少依次递补。

中央委员会全体会议由中央政治局召集，每年至少举行一次。

在全国代表大会闭会期间，中央委员会执行全国代表大会的决议，领导党的全部工作，对外代表中国共产党。

第二十一条 党的中央政治局、中央政治局常务委员会、中央书记处和中央委员会总书记，由中央委员会全体会议选举。中央委员会总书记必须从中央政治局常务委员会委员中产生。

中央政治局和它的常务委员会在中央委员会全体会议闭会期间，行使中央委员会的职权。

中央书记处在中央政治局和它的常务委员会领导下，处理中央日常工作。

中央委员会总书记负责召集中央政治局会议和中央政治局常务委员会会议，并主持中央书记处的工作。

党的中央军事委员会组成人员由中央委员会决定。中央军事委员会主席，必须从中央政治局常务委员会委员中产生。

每届中央委员会产生的中央领导机构和中央领导人，在下届全国代表大会开会期间，继续主持党的经常工作，直到下届中央委员会产生新的中央领导机构和中央领导人为止。

第二十二条 党的中央顾问委员会是中央委员会的政治上的助手和参谋。中央顾问委员会委员必须具有四十年以上的党龄，对党有过较大贡献，有较丰富的领导工作经验，在党内外有较高声望。

中央顾问委员会每届任期和中央委员会相同。它的常务委员会和主任、副主任，由中央顾问委员会全体会议选举，并报中央委员会批准。中央顾问委员会主任必须从中央政治局常务委员会委员中产生。中央顾问委员会委员可以列席中央委员会全体会议…它的副主任可以列席中央政治局全体会议…在中央政治局认为必要的时候，中央顾问委员会的常务委员也可以列席中央政治局全体会议。

中央顾问委员会在中央委员会领导下进行工作，对党的方针、政策的制定和执行提出建议，接受咨询…协助中央委员会调查处理某些重要问题…在党内外宣传党的重大方针、政策…承担中央委员会委托的其他任务。

第二十三条 中国人民解放军的党组织，根据中央委员会的指示进行工作。中国人民解放军总政治部是中央军事委员会的政治工作机关，负责管理军队中党的工作和政治工作。军队中党的组织体制和机构，由中央军事委员会作出规定。

.....

（7） 各大会報告作成過程はそれぞれの「誕生記」に基づく。

迈向新世纪的宣言和纲领——党的十五大报告诞生记 新华社一九九七年九月二六日

马克思主义的纲领性文献——党的十六大报告诞生记 新华社二〇〇二年一月二〇日

发展中国特色社会主义的政治宣言和行动纲领——党的十七大报告诞生记 新华社二〇〇七年一月三一日

夺取中国特色社会主义新胜利的政治宣言和行动纲领——党的十八大报告诞生记 新华社二〇一二年一月二〇日

なお、本稿と関連した全国代表大会開催日時とそれぞれの一中全会で選出された総書記と政治局常務委員および党員総数は下記の通り。

○中国共产党第二回全国代表大会（一九八二年九月一日—九月二一日）

総書記胡耀邦。中央政治局常務委員胡耀邦、葉劍英、鄧小平、趙紫陽、李先念、陳雲。党員総数三九六五万。

○中国共产党第三回全国代表大会（一九八七年一月二五日—一月二一日）

総書記趙紫陽。中央政治局常務委員李鵬、喬石、胡啓立、姚依林。党員総数四六〇〇万。

一三期四中全会（一九八九年六月） 総書記江沢。中央政治局常務委員江沢民、李鵬、喬石、姚依林、宋平、李瑞環。

○中国共产党第四回全国代表大会（一九九二年一月二一日—一九九二一年一月二一日）

総書記江沢民。中央政治局常務委員江沢民、李鵬、喬石、李瑞環、朱鎔基、劉華清、胡錦濤。党員総数五一〇〇万。

○中国共产党第五回全国代表大会（一九九七年九月二一日—一八日）

総書記江沢民。中央政治局常務委員江沢民、李鵬、朱鎔基、李瑞環、胡錦濤、尉健行、李嵐清。党員総数五八〇〇万。

○中国共产党第十六回全国代表大会（二〇〇二年十一月八日—一四日）

総書記胡錦濤。中央政治局常務委員胡錦濤、吳邦国、温家宝、賈慶林、曾慶紅、黄菊、吳官正、李長春、羅幹。党員総数六六三六万。

○中国共产党第十七回全国代表大会（二〇〇七年一月一五日—二二日）

総書記胡錦濤。中央政治局常務委員胡錦濤、吳邦国、温家宝、賈慶林、李長春、習近平、李克強、賀国強、周永康。党員総

数七三三六万。

○中国共产党第十八次全国代表大会（二〇一二年十一月八日—十四日）

總書記習近平。中央政治局常務委員習近平、李克強、張德江、俞正聲、劉雲山、王岐山、張高麗。黨員總數八五二万。

（8）高举邓小平理论伟大旗帜，把建设有中国特色社会主义事业全面推向二十一世纪——在中国共产党第十五次全国代表大会上的报告（一九九七年九月一二日）

（9）全面建设小康社会，开创中国特色社会主义事业新局面——在中国共产党第十六次全国代表大会上的报告（二〇〇二年十一月八日）

（10）高举中国特色社会主义伟大旗帜 为夺取全面建设小康社会新胜利而奋斗——在中国共产党第十七次全国代表大会上的报告（二〇〇七年一月一日—五日）

（11）坚定不移沿着中国特色社会主义道路前进 为全面建成小康社会而奋斗——在中国共产党第十八次全国代表大会上的报告（二〇一二年十一月八日）

（12）「让改革旗帜高高飘扬《中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定》诞生记」新華網二〇一三年一月一日、「《中共中央关于全面推进依法治国若干重大问题的决定》诞生记」新華網二〇一四年一月二九日

デーヴィッド・キャメロンの「大きな社会」構想とイギリス保守主義

渡 辺 容 一 郎

- I. はじめに
- II. 「大きな社会」構想の概要と特質
- III. 戦後イギリス保守主義との関連
- IV. むすびにかえて

I. はじめに

野党時代のキャメロン (David Cameron) 党首によつて表明された「大きな社会」 (Big Society) 構想は、二〇一〇年イギリス保守党マニフェストの中核理念である。⁽¹⁾ これまで「大きな社会」構想は、ニューレーバー (New Labour) と

デーヴィッド・キャメロンの「大きな社会」構想とイギリス保守主義 (渡辺)

の関連性や、ソーシャルキャピタル論、福祉国家論などの見地から論じられることもあった。^②

本稿は、「大きな社会」構想の基本的性格について、イギリス保守党政治家の政治思想、即ち「イギリス保守主義」(British Conservatism)との関連性、あるいは戦後イギリス保守主義における位置づけ、という見地から再検討しようとするものである。提唱したキャメロン自身イギリス保守党の政治家である以上、その「大きな社会」構想も、イギリス保守主義の伝統を何らかの形で継承していると思われるからである。

先ず「大きな社会」構想の概要と特質を明らかにするため、野党期（二〇〇五～二〇一〇年）および連立政権期（二〇一〇～二〇一五年）に主要演説・文書を通じて公表された、キャメロンの関連諸言説について分析する。同時に、「大きな社会」構想に関する代表的な見解や評価についても、できるだけ言及していくことにしたい。

さらに、「大きな社会」構想とイギリス保守主義との関連性を明らかにするため、イギリス保守主義の輪郭とその捉え方について、若干の説明と分析を行う。そしてそれらを踏まえたうえで、とりわけ戦後イギリス保守主義のなかでキャメロン保守主義とキャメロンの「大きな社会」構想をどのように位置づけるべきか考察していく。

Ⅱ. 「大きな社会」構想の概要と特質

そもそも、キャメロンが描く「大きな社会」とは一体どのような社会なのか。そして「大きな社会」は、具体的にどのような手段を通じて構築されるのであろうか。

本章では、野党党首時代と首相（連立与党）時代とに区分して、キャメロンの公式演説内容や党政策文書等の時系列的展開を手がかりに、「大きな社会」構想の概要と特質を検討する。

(1) 二〇〇九年ヒューゴ・ヤング記念講演に見る「大きな社会」構想の特質

キャメロンが「大きな社会」構想を初めて公式に表明したのは、二〇〇九年十一月一日のヒューゴ・ヤング記念講演^③だとされている。この記念講演でなされたキャメロンの主張を要約すると、およそ以下のような内容になると思われる。

「これまで労働党政府が主に推進してきた『大きな政府』(big government)の時代は終わった。優しさや寛容さが人びとから奪われてしまったのは政府の責任である。保守党が次期総選挙で政権を奪回した暁には、大きな政府の代わりに『大きな社会』の構築を目指す。大きな政府の代替物、即ち大きな社会というのは、急に姿を現わす訳ではない。先ず私たちが政府の活動に関心を持って、社会を作り直すために政府を利用するところから始めなければならない^④」(傍線引用者)。

責任野党党首として、政府与党を批判するのは当然の責務である。しかし、代替案の源として「大きな社会」というナラティブ⁽⁵⁾ (narrative)を示しているところに、サッチャー(Margaret Thatcher)以後の歴代保守党党首——メージャー(John Major)、ヘイグ(William Hague)、ダンカンスマス(Iain Duncan Smith)、ハワード(Michael Howard)——とキャメロンとの「違い」を垣間見ることができる。

また、ニューレーバー政権期の「政府」主導型貧困対策等によって人びとの政府依存度がますます高まり、逆に自己中心主義まで蔓延ってしまった。他方で、人びとの責任感や義務感はさらに弱まり、結果的に貧困や格差などを拡大させて「社会の破壊」という現状につながったと^⑥とされる。換言すれば、英国国民の「モラル面」から見ると、「大きな政府」的アプローチは失策だったと、キャメロンは主張しているのである。

では、キャメロンは、労働党政府の失策を批判すると同時に、いかなる代替プランを提示したのであるのか。報道によると、そのポイントは以下の二点に要約できる。

- 地方の小売店、郵便局、タウンホールなど市民向け施設を充実させる。
- 一六歳以上の人たちが地域活動に従事できるよう、「ナショナル・シチズン・サービス」(National Citizen Service)を新たに導入する。

そして、今のイギリスに必要なのは、bigger governmentではなくbigger societyである。今や貧困と闘うのは労働党ではなく保守党だと力説している。^⑦

当然のごとく、この段階ではスローガンというか総論的内容であり、具体案に乏しい点は否めないし、やむを得ないのかもしれない。

しかしながら、同記念講演で明らかとなった「大きな社会」構想の特質として、単なる政府与党批判に終始せず、一九九七年以後の保守党で久しく見られなかった「政権意欲」や「適応性」が明確に意識されている点を挙げる事ができる。また、イギリスの現状を「壊れた社会」と認識したり、その治療法として「地域」や「地方」「市民」などに重点を置いたりすることで、英国民一人ひとりの「生き方」の改善もクローズアップされている。その意味で、かつてのサッチャリズムを彷彿させるような倫理面の変革をキャメロンが目指している可能性まで指摘することができるのである。

したがって、同講演で明らかにされた「大きな社会」構想には、キャメロン保守党が、ニューレーバーとも、メージャー時代からハワード時代まで（一九九〇～二〇〇五年）の保守党とも異なるということ、換言すればキャメロン保

守党が潜在的政権政党として復活しつつあることをアピールする意図もあったと見る事ができよう。

報道によると、当時労働・年金相だったクーパー (Yvette Cooper) は、この構想をサッチャリズムへの回帰に過ぎないと批判している。⁽⁸⁾ キャメロンの「大きな社会」構想がサッチャリズムの再主張なのかどうかについては、後ほど論じることにした。

(2) 二〇一〇年保守党マニフェストに見る「大きな社会」構想の具体的内容

周知のようにイギリスでは、各党とも総選挙終了と同時に次期マニフェストの作成準備を始める。そして政権を獲得して与党となれば、そのマニフェストが（わが国の首相所信表明／施政方針演説に該当する）「女王演説」の基本的輪郭を構成することになる。その意味で、次期総選挙に向けたマニフェストの文言と内容は、各党が政策文書の検討とブラッシュ・アップを重ねて完成させた集大成、換言すれば党政策の「決定版」として位置づけることができるのである。

そこで今度は、二〇一〇年保守党マニフェストの内容を吟味することによって、野党時代のキャメロンが「大きな社会」をどのように考えていたか明らかにしてみよう。

二〇一〇年保守党マニフェストの内容は、以下の五大テーマ（項目）に区分される。

- 経済を変える
- 社会を変える
- 政治を変える
- 環境を保護する

● 国益を擁護する

「大きな社会」に関する具体的な言及は、二つ目の「社会を変える」に見ることができる。そのポイントを要約して列挙すると、およそ以下のような内容になると思われる。

①公共サービスの提供ならびに根深い社会問題の解決において、社会企業・チャリティ団体・ボランティア団体等が主導的役割を果たせるようにする。そのためにも「ビッグ・ソサイエティ銀行」(Big Society Bank)を立ち上げて、公共サービスを提供してくれる社会企業等を強化・支援していく。このビッグ・ソサイエティ銀行の任務は、民間銀行の休眠口座から調達した資金を基金として、近隣集団やチャリティ団体、社会企業、その他NGOなどの設立用・支援用資金を提供することにある。

②イギリスの伝統とも言うべき慈善事業に代表されるボランティア部門こそ、イギリス市民社会の復興や再構築において重要な役割を果たす存在だと確信する。ボランティア部門をもつと安心・安定させるため、助成金の公平な扱いはもちろん、公共サービスの提供については、競争原理に基づく報酬が得られるようにしていく。さらに、社会企業・チャリティ団体・ボランティア部門を通じての公共サービス提供を促進するため、地方公共団体とも連携していく。

③保守党の究極的な目標は、大人たち全員を近隣集団の積極的なメンバーにしていくことである。地域開発のため、近隣集団の立ち上げやその成長を奨励する。具体的には、内閣府予算を利用して、近隣集団の立ち上げに欠かせない独自の地域オーガナイザーを養成する資金や最貧地域向けの助成金とするほか、以下のことを実施する。

● 公務員の公務を「市民のためのサービス」に転換するため、社会活動への参加が公務員によってきちんと称賛され、認知されるようにしていく。

● 近隣集団の活動を褒め称え、積極的な参加をさらに促すため、年に一度「ビッグ・ソサイエティ・デー」を設ける。

● 社会企業の支援等に尽力した仲介団体 (intermediary bodies) には、ビッグ・ソサイエティ銀行を通じて資金を配分する。

④ 地元の人でも他所から来た人も、当該地域で積極的かつ責任ある市民になってもらう。そのスキル・アップの機会を一六歳以上の人びとに提供するプログラムとして、ナショナル・シチズン・サービスを導入する。そのために、ボランティアへの参加や地域活動への参加に不安が残らないよう工夫を続けていく⁽⁹⁾。

以上四つのポイントから、以下の二点が明らかとなる。

第一に、キャメロンが目指している「大きな社会」は、「大きな政府」によって構築されるものではないが、従来の「小さな政府」重視でもないという点である。「個々人」そのものを強調するというよりは、「地域・地方・市民社会的諸集団」のなかで一人ひとりが果たすべき役割や責任を強調していると思われるからである。そうした意味で、キャメロンの「大きな社会」構想は、後述するように、伝統的トーリー主義や新自由主義等を基調としたサッチャリズムへの単純な回帰・再主張であるとは言えない。

因みにサッチャーは、首相として絶頂期にあった一九八七年に、(しばしば引用される) 次のような発言を行ったこ

とで知られている。「社会なんてものではありません。あるのは一人ひとりの男と女、そして家族なのです (There is no such thing as Society. There are individual men and women, and are families.)」⁽¹⁰⁾

第二に、キャメロンは「大きな社会」構想を通じて「政府介入」のあり方や「地域・社会」のあり方の見直しを求めると同時に、英国国民一人ひとりの「生き方」の見直しまで求めたとされる点である。つまり、究極的には「人間（個人）」としてのモラル面」も改善された社会。これこそ、キャメロンの描く「大きな社会」の理想像ということになる。また、自由競争原理を完全には否定していないことや、緊縮財政時代に相応しい財源確保手段を示している点なども、その特質として指摘することができよう。

その意味で、キャメロンの「大きな社会」構想は、イギリスの再生のみならず例えば「自助の精神」といったヴィクトリア朝的個人主義の価値観復活も目指したとされるその倫理面においてのみ、サッチャリズムとも一部重なるところがあるのかもしれない。

いずれにせよ、野党党首時代のキャメロンが考えていた「大きな社会」構想は、当時の労働党政権の政策理念に対抗するうえで不可欠であった。同時に、従来の（特に「新自由主義」と「社会保守」とを二本柱とするサッチャリズム的な）保守党イメージ、悪く言えば「冷酷な党」(nasty party) というネガティブなイメージを払拭することに加え、次期総選挙で政権を奪回するために必要な「ナラティブ」としての役割を担ったと言うことができるであろう。

(3) 二〇一〇年連立政権綱領および政府ウェブサイトに見る「大きな社会」構想の展開

次に、首相（連立与党）時代のキャメロンが公式に表明した「大きな社会」構想について考察する。同構想は、「キャメロン保守党・クレッグ (Nick Clegg) 自民党」連立政権（二〇一〇～二〇一五年）の政策理念としても位置づけ

られるからである。

そこで、先ず、二〇一〇年連立政権綱領^⑪における「大きな社会」構想の内容について検討してみよう。

二〇一〇年連立政権綱領は、二〇一〇年五月一日の最終合意（連立協定）を受けて、両党党首（首相および副首相）の連名で——イギリスではもちろん異例だが——総選挙後に発表された「連立政権のマニフェスト」である。それゆえ、「大きな社会」構想は既述の保守党マニフェストの内容以上に詳細かつ具体的に示されているかと思いがちである。ところが、「27. 社会活動」という小見出しの付いた、「大きな社会」構想に関する具体案七つを見ると、文言や表現が多少変化しているだけで、前述の保守党マニフェストで示された内容とほとんど変わっていない。

あとは、これら七つの具体案の直前に、「大きな社会」構想に関する「保・自」連立政権の目標が以下のように述べられているのみである。

「今日イギリスが直面している社会的・経済的・政治的難題に取り組むうえで必要不可欠なのは、市民社会の刷新と市民社会への熱意である。社会的責任やボランティア活動、慈善事業を支援・奨励するため行動を起こしていくと同時に、人びとが自分のコミュニティをより良くしたり助け合ったりする際に、もっと容易に連携できるよう改善していく」^⑫。

そこで、イギリス政府による具体的かつ公的な試みについても考察するため、イギリス政府のウェブサイト上で公開された‘Building the Big Society’の内容を若干詳細に分析することにした。

同文書は、キャメロン保守党というよりイギリス政府・連立政権としての立場から、「大きな社会」構想を多少詳しく説明した内容となっている。それを見ると、先ず「大きな社会」の「社会」とは、「日常生活の大部分を占める

家族、様々なネットワーク、近隣住民との付き合い、そして「コミュニティ」を通じて構成された社会を指していることが分かる。

そして、「もっと大きくて力強い」(bigger and stronger) 社会の構築を連立政権は望んでいるとしたうえで、イギリスが直面する難題を解決するためにも、人びとやコミュニティに、もっと力とチャンスと責任を与えることが必要である。そのためには、市民・コミュニティ・地方政府の連携が大切であり、そのための権限と情報をこれらに認めることで、いわゆる「大きな社会」は実現できると説くのである。¹³⁾

さらに、保守党と自民党との間で合意に至った「大きな社会」構想実現プログラム（目標ならびに諸改革・諸政策）の包括的アウトラインとして、同文書では、以下の五つが示されている。

- 一．コミュニティにもっと力を与える。
- 二．当該コミュニティにおいて、もっと積極的な役割を果たすよう奨励していく。
- 三．地方分権を実現していく。
- 四．協同組合・互助団体・チャリティ団体・社会企業を支援していく。
- 五．政府所有データの公表を一層進めていく。¹⁴⁾

これら五つを見る限り、「(中央) 政府」でも「市場」でもなく、「コミュニティ」をはじめ「地方」「協同組合」「互助団体」「チャリティ団体」「社会企業」あるいは「NGO」など、両者の中間に位置する地域社会・社会集団のなかで、それらにアクティブに関与するよう「個人」の意識や政治のあり方を変えていこうとする試み。これこそ「大きな社会」構想とすることができると言える。

さらにこれら五つを見ていくと、前述した野党時代の演説や文書などに比べて、その中身が多少具体化された感もある。ここで示された具体策の骨子は以下のとおりである。

- 一、当該地域住民の意思を重視して都市計画システムを抜本的に改革することや、コミュニティの権限を増大して若手のコミュニティ・オーガナイザーを育成したり、近隣団体の創設を支援したりしていく。
- 二、前述の「ビッグ・ソサイエティ・デイ」や「ナショナル・シチズン・サービス」を導入する。
- 三、地方政府の財政的自立を促進して、地方議会の競争力と権限を強化する。
- 四、これら諸団体による公共サービス運営関与を支援し、公共部門従業員主体の協同組合設立権・サービス提供権を認可し、前述したビッグ・ソサイエティ銀行を設立し、それに基づく諸団体向け資金提供を実施し、「データ権」を認めることに伴う情報公開とその活用を促進し、そして地域犯罪データの公表を警察に義務づけて、犯罪防止実績に関する警察の説明責任を明確にする¹⁵⁾。

ここから浮かび上がってくる「大きな社会」構想のキーワードとして、(コミュニティや地方、社会企業等への) 権限移譲、それに伴う公共サービス充実化、社会活動に関する人材活用と育成、情報公開と説明責任の強化、コミュニティなどに対する人びとの意識改革、などを指摘することができよう。換言すればこれらは、政府負担の軽減、即ち「労働党政権時代に見られた積極的財政出動⇨財政悪化」批判、あるいはそれに伴う官僚主義批判とも表裏一体であることが分かる。

したがって、キャメロンの「大きな社会」構想は、政府や市場以外の地域・集団等を重視するという意味で、いわば「大きな政府」に依存しない「新しい社会」創りの構想であった。そればかりでなく、ニューレーバー政権期の

「負の遺産」を処理すると同時に、「新しい」保守党として、従来とは異なる代替案を提示する役割も担っていたのである。

(4) 二〇一〇年リヴァプール演説における「大きな社会」構想と評価

最後に、首相就任から二か月後の二〇一〇年七月、キャメロンがリヴァプールで行った演説に基づいて「大きな社会」構想の内容を検討すると同時に、同演説に対する評価・反応などを見ていくことにしよう。同演説は、BBCの報道などにより、一般に「ビッグ・ソサイエティ・プラン開始演説」¹⁶と位置づけられているからである。

同演説における主張の骨子は、以下のとおりである。

- 様々な団体が郵便局や図書館、運送サービスを運営したり、住宅計画を立てたりすることができるようにしていくべきである。
- 財政赤字削減は自分の義務である。同時に、個人やコミュニティにもっと多くの自己決定権を与えることは、二〇〇五年に保守党党首に就任して以来強調してきた哲学でもある。
- 「大きな社会」実現のためのパイロット自治体として、リヴァプール¹⁷、カンブリア州イーデン・ヴァリー、ウィンザー&メイデンヘッド、そしてロンドン市サットン区、合計四つの地域を指定する。
- これらの計画を通じて、「ホワイトホールのエリートたち」から「街を歩く男女」へ、最大限かつドラマティックに力が再配分されることになる。
- 私たちが必要とするのは、大きな社会の構築に役立つ政府である。
- このプランは、今後予定される公共サービス支出大幅削減の「穴埋め」的代替案ではない。¹⁸

「大きな社会」を構築するためパイロット自治体を具体的に四つ示したことを除けば、これまでの演説や文書に見られる内容とさほど大きな違いはなさそうである。ただし、ここで重要なのは、「大きな社会」構想は政府の財政赤字大幅削減に伴う支出カットの代替案なのではないかという疑念が、どうしても払拭できない点であろう。

また、ボランティア団体や労働党などが懸念しているように、保守党が主張してきた「経済成長よりも債務削減を優先する」財政緊縮策と「大きな社会」構想が、果たして両立可能なのかという疑問も当然生じてくる。実際、上述したパイロット自治体のなかには、ボランティア団体活動資金などを（中央および地方）政府からの補助金に大きく依存する自治体もある。そのため、政府による支出削減の煽りを受けて、肝心のボランティア団体等の活動資金が不足する事態まで生じた地域もあるという〔註(17)を参照〕。

一連の「大きな社会」構想に賛否両論あるのは当然である。全国ボランティア団体協議会 (the National Council for Voluntary Organisations) は、この「大きな社会」構想の『理念』に関しては歓迎しているものの、従来以上に責任が伴うようになることや、予算面などの『現状』については、多少懸念も表明している。また、ある労組幹部は、公共サービスはきちんと確立された規定に従ってなされるべきもので、所定の日にボランティアによって賄われるべきものではない。政府は公共サービスの手抜きをするため、こういうプランを出しただけではないかと批判している。⁽¹⁹⁾

さらに「イギリス保守主義との関連や、そのなかでの位置づけ」という本稿のテーマと最も関係の深い批評・指摘は、当時影の閣僚だった労働党のジョエル (Tessa Jowell) によるものであろう。彼女によると、このキャメロン演説は「労働党政府が既に実行したプログラムにネックレスをかけてイメーヂチェンジを狙ったものである。地方コミュニティとの連携を通じてわが党の仕事を継続するとした連立政権の決断については、これを歓迎する。しかし、かか

るプロジェクトは、資金や資源が豊富か否かによってその実現も左右される。それゆえ、連立政権による大幅な公共支出削減を通じて市民社会が『より大きく』なるかどうかは極めて怪しい⁽²⁰⁾とされる。

このように、キャメロンの「大きな社会」構想に関しては、サッチャリズムとの関連性はもちろん、ニューレーバーとの一部類似性という見地から、今後の実際の展開やその成否などをさらに考察していく必要もあると言える。いずれにせよキャメロンが描いた「大きな社会」構想は、サッチャリズム的要素の一部（特に緊縮・自由競争原理の是認、人びとの生き方・意識もしくは価値観を変えようとする試み）と、若干のニューレーバー的要素（とりわけ地方分権の重視）を、それぞれ少しずつ、批判も含めて継承すると同時に、潜在的政権政党として保守党が生まれ変わったことを有権者に示す代替的「ナラティブ」としての役割も伴うものであった。もちろん、その具体的成果についての評価や、とりわけ財源に関する課題が残されていることは否定できない。

しかしながら「大きな社会」構想は、「政府」や「市場」ではなく、コミュニティなどに代表される「社会」の役割にウェイトを置く構想であったことは間違いない。その意味で同構想は、複雑かつ多様化した二一世紀型社会に相応しい「個人と政府のあり方に関する哲学」という側面も備えているのである。

Ⅲ．戦後イギリス保守主義との関連

既述のように、キャメロンの「大きな社会」構想には、サッチャリズム的要素も一部見られる。だとすれば「大きな社会」構想は、イギリス保守主義においてどのような位置づけがなされるべきなのであろうか。

今度は、こうした問題を説明するため、キャメロン保守主義の特質、そして戦後イギリス保守主義の全体像や基本

的性格などについても説明していくことにしたい。

(1) キャメロン保守主義と「大きな社会」構想

サッチャー以後の歴代保守党党首のなかで、キャメロンほど様々なレッテルが貼られた党首は、おそらくいないのではないだろうか。

ここでは、キャメロンのこれまでの代表的な言説を手がかりとして、最新の研究成果も踏まえ、キャメロン保守主義の特質を明らかにしてみたい。紙幅の関係でその全てを検討することはできないが、キャメロン保守主義に関する先行研究で比較的引用されることの多かった（主に党首就任後の）代表的諸言説としては、以下のものを挙げることができる。

- 「私としては、現代的で思いやりのある保守主義 (modern compassionate Conservatism) ⁽²¹⁾ を、わが国に提供したい。今の時代、今のわが国に相応しいのがそれだからである」 (二〇〇五年保守党党首選挙、当選受諾演説)
- 「私はブレアの後継者だ」 (二〇〇五年一月三日、各紙論説委員への書簡)
- 「わが党の歴史を振り返れば、政治的に成功するため勝ち取らねばならない地盤が一目瞭然となる。センターグラウンド (the centre ground) ⁽²²⁾ がそれだ」 (二〇〇六年ボーンマスでの党首演説)
- 「かつてトニー・ブレアは、教育、教育、教育と、同じ言葉を三回使ってその優先すべき政策を説明した。私の場合、それに該当する言葉はNHSである」 (同上)
- 「かつて保守党と自民党との間で合意できなかった諸問題、即ち地方分権、イラク問題、そして環境問題について、今では両党とも合意に至っている。私はリベラルな保守主義者 (a liberal Conservative) だ」 (二〇〇六年

二月七日、Dunfermline and West Fife 補欠選挙での選挙区民メッセージ)

- 「われわれの哲学——リベラルな保守主義——は、わが国が直面している大きな難題に対する応えなのである。現代的で、穏健な保守党 (the modern, moderate Conservative Party) には、この哲学を信じる全ての人が待ち望んでいた居場所がある」(二〇〇七年バース演説)⁽²³⁾

かような諸言説に加え、主なキャメロン演説で表明された「大きな社会」構想に通じる言説として、次の三つを挙げておきたい。

- 「善と悪、こうした言葉の使用を拒絶することは、個人責任の否定、そして道徳的選択という觀念の否定につながる。……わが国の壊れた社会を修繕し、強い社会を構築するのに必要な価値は、家庭や家族のなかで教えてもらうべきである」(二〇〇八年グラスゴー「壊れた社会」演説)

- 「私自身の、そして保守党の主要任務は、マーガレット・サッチャーが経済面で見せたラディカルな改革を社会面でも行うことなのである」(二〇〇八年バーミンガム党大会党首演説)

- これは厳しく厄介な仕事になるだろう。連立政権としては、何にでも挑戦していくつもりだ。それでも私は、家族の再建、コミュニティの再建、とりわけ英国民の責任感の再建——こうした価値に基礎づけられた、強く安定した政府を皆と一緒につくれると信じている」(二〇一〇年総選挙勝利演説)⁽²⁴⁾ (傍線引用者)

以上の諸言説を見ても、キャメロンの「大きな社会」構想に、サッチャリズム的特徴の一部や若干のニュールーバー的要素がそれなりに含まれていることを確認できる。

いずれにせよ、以上の諸言説を総合し、キャメロン保守主義を要約するなら、さしあたり「自民党との政策協力も

視野に入れた、現代のかつ穩健な中道路線を目指すリベラルな保守主義」ということになるであろう。

とはいえ、既述のようにキャメロンは、自由競争原理や「善・悪」という価値観に加え、「家庭や家族」の役割もそれなりに重視している。それゆえ、「新自由主義と社会保守」を基調とするサッチャリズム的価値観を完全に否定していることにはならない。むしろそうした価値観を若干備えながら、サッチャーとも異なる独自の保守主義を模索していた（あるいは模索せざるを得なかった）と考えられるのである。

いずれにせよ、これまでの考察を踏まえると、キャメロンの保守主義とその「大きな社会」構想とを結びつける一つのキーワードは、上記の「現代的で思いやりのある保守主義」だと言える。なぜなら、その具体的な政策目標は、二〇〇六年の時点で、既にキャメロンによって表明されていたからである。⁽²⁵⁾ 具体的には、①「政府によって運営されるというより、政府によって保証される公共サービス（NHSの拡充、民間部門等への関与も視野）」（傍線引用者）、②「富裕層ではなく、恵まれない人びとを手助けするための政策作り」、③「地方分権の充実化」などがそれである。

これらを見る限り「大きな社会」構想は、キャメロン保守主義のいわば中核を成すナラティブあるいは政策理念として理解できる。また、保守党のイメージを改善し、党「現代化」⁽²⁶⁾ (modernisation) を実現するうえでも、それは必要不可欠な存在であつたと推察される。

したがって、キャメロンの保守主義と「大きな社会」構想には、一定の関連性が見出せるのである。

(2) 戦後イギリス保守主義の基本的性格

だとすれば、「大きな社会」構想と関連のあるキャメロン保守主義は、とりわけ戦後イギリス保守主義全体のなかで、どのように位置づけられるべきなのであろうか。

この点について解明するため、先ず、標準的な政治学テキストとしてイギリスで何度も版を重ねてきた *Developments in British Politics* シリーズのパート4で編著者ダンリーヴィー (Patrick Dunleavy) が示している、「戦後イギリス保守主義」の基本的輪郭モデル (以下、ダンリーヴィー・モデル) の内容から検討することにした。

① ダンリーヴィー・モデルと「大きな社会」構想

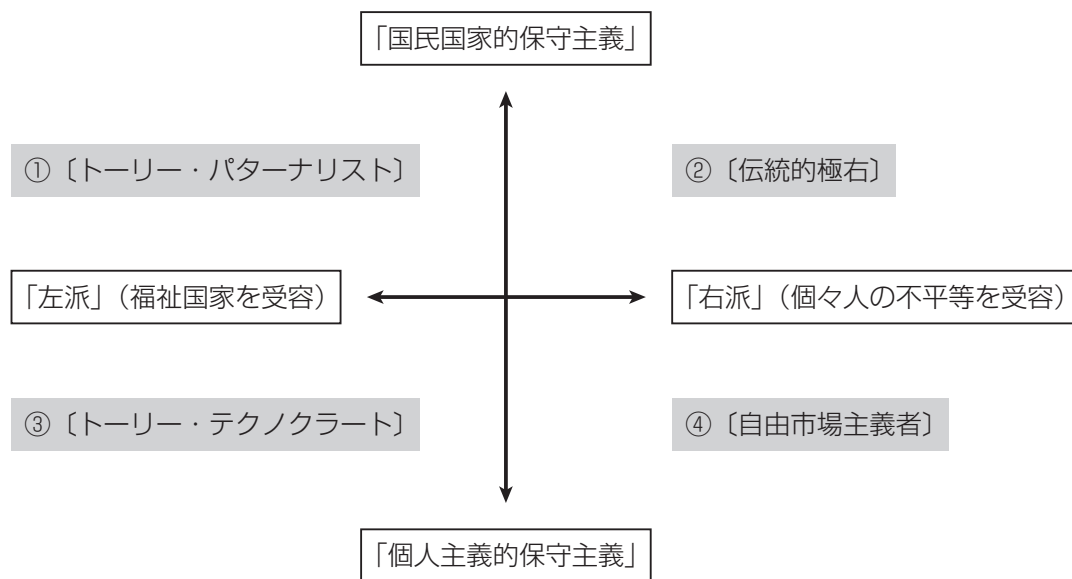
ダンリーヴィーは、戦後イギリス保守主義を、「国民国家志向⇕個人主義志向」ならびに「平等 (政府介入) 志向⇕不平等 (自由放任) 志向」という二つの尺度を基軸として、図1のとおり四種類に分類している。

こうした分類法に基づく保守主義者への「レッテル貼り」は、二〇世紀までのイギリス保守主義を理解するうえでは、それなりに相応しい伝統的な手法だったと言える。

しかしながらダンリーヴィー・モデルに従うと、キャメロンの保守主義ならびに「大きな社会」構想は、どこにも位置づけることができない。これら四つのうち、最もそれに近い立場と思われるのが「③トーリー・テクノクラート」 (Tory Technocrats) であろう。ダンリーヴィーによると、このタイプの保守主義者には、現在では「党内絶滅危惧種」とも言うべき「親欧州派」のヒース (Edward Heath) 元首相や、かつてサッチャーの後継党首最有力候補でもあったヘーゼルタイン (Michael Heseltine) などが含まれるとされる。

しかしながら「トーリー・テクノクラート」は、福祉国家を現代社会に不可避な従属物と捉えたうえで、効率的経済発展の促進を通じて国民生活の様々な側面を指導するのが政府の基本的な仕事だと理解する。また、労使関係の再構築や諸制度の再組織化を目標とする保守主義者ともされている。²⁷ キャメロンは「思いやりのある」保守主義を確かに掲げてはいるものの、それは従来の中央政府、即ち福祉国家 (大きな政府) に全面依存するものではない。

図1 戦後「イギリス保守主義」の4類型（ダンリーヴィー・モデル）



出典：P. Dunleavy et al. (eds.), *Developments in British Politics 4*, 1993, p.127
の図6－1に基づき筆者作成。

それゆえ、一部重複する部分とはいえ、「新自由主義と社会リベラル、ソフトな欧州懐疑主義」ならびに「保守党現代化」を標榜するキャメロン保守主義を従来型トーリー・テクノクラートとして位置づけるのは、基本的に難しいと言わざるを得ないのである。

そこで、古典的なダンリーヴィー・モデルとは異なる分類法、換言すれば二〇世紀末―二一世紀初頭の現代イギリス保守主義を理解するのに相応しい別のモデルが必要となってくる。ここでは、もう一つの分類法として、政治学者ヒックソン (Kevin Hickson) が示したモデル（以下、ヒックソン・モデル）に従い、キャメロンの「大きな社会」構想を戦後イギリス保守主義の枠組みのなかで捉え直してみよう。

② ヒックソン・モデルに見る「大きな社会」構想とキャメロン保守主義

歴史的に見た場合、イギリス保守党の政治家たちは、特定のイデオロギーを遂行することよりも総選挙での勝利を、言い換えれば単独での政権獲得を重視してきた。それゆえ、イギリス

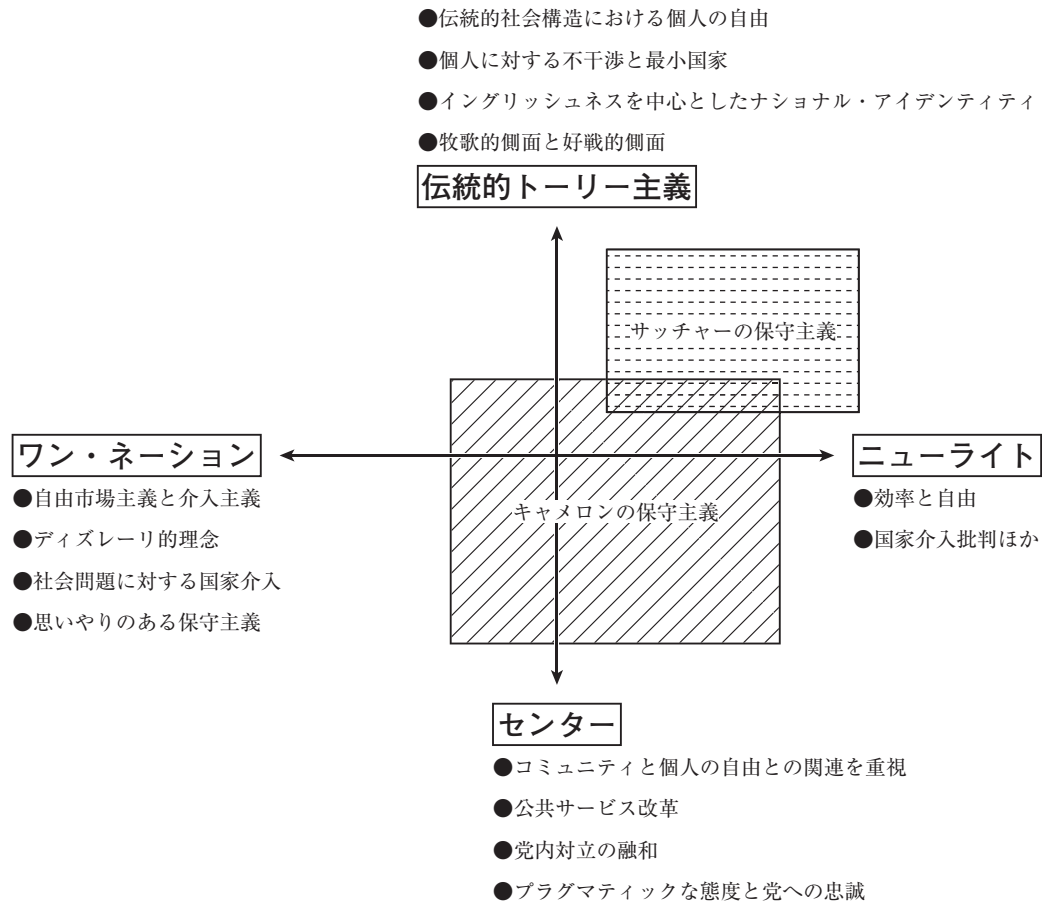
保守主義を「単一のドクトリン」として理解すべきではない。むしろ、相反するコア・アイデアや複数のイデオロギースペクティブなどを多数抱えた「流動的複合体」として捉えるべきである。ヒックソンも、保守主義に関する単一の解釈は存在しないが、様々な保守主義者を結びつける共通原理があるとすれば、それは「平等という理念に対する懷疑」、換言すれば、程度の差こそあれ「不平等を是認する思考や態度」に求められると主張している⁽²⁸⁾。

そのヒックソンは、戦後イギリス保守主義のイデオロギー的立場を四つ指摘した(図2を参照)。横軸は、「大きな政府(介入) 志向のワン・ネーション⇄小さな政府(非介入) 志向のニューライト」となっているため、従来の尺度と言える。注目されるのは、比較の対象となるもう一つの軸を、ダンリーヴィーが示したような「国民国家的保守主義⇄個人主義的保守主義」ではなく、「伝統的トーリー主義(Traditional Toryism) ⇄ センター(Centre)」に区分することによって、現代イギリス保守主義を説明している点である⁽²⁹⁾。

「伝統的トーリー主義」も「センター」も——もちろん「ワン・ネーション」も「ニューライト」も——「個人の自由」を尊重する点では同じだが、個人の自由に対する「位置づけ」、あるいは個人の自由を擁護する「方法」という点でそれぞれ異なっていると考えられる。それゆえ両者については、個人の自由に関する「伝統的ネーション重視(伝統的トーリー主義) ⇄ 市民的コミュニティ重視(センター)」と言い換えることもできよう。また、前者を好戦的かつ「垂直型」のイギリス保守主義と見るならば、後者は和解的で「水平型」のイギリス保守主義として理解することも可能であろう。

したがって、ヒックソン・モデルのほうが、一九九〇年代以降保守党内で顕著となった「反欧州派(現在のハードな欧州懐疑派) 対 かつての親欧州派(現在のソフトな欧州懐疑派も含む)」あるいは「社会保守 対 社会リベラル」と

図2 戦後「イギリス保守主義」の4類型（ヒックソン・モデル）



●…各々の中核を成す理念

出典：K. Hickson, *The Political Thought of the Conservative Party since 1945*, 2005, pp.2-4の内容を参考に筆者作成。

いった保守党内対立・論争の基本的図式を、より明確に捉えることができるのではないかと思われる。同時に、戦後というより二一世紀におけるイギリス保守主義の変化や流動性についても、このモデルを用いれば的確に把握できると考えられるのである。

こうしたヒックソン・モデルに照らし合わせてみると、現代で思いやりのある、「新自由主義的かつ社会リベラルで、ソフトな欧州懐疑主義」をその特質とするキャメロン保守主義と、それとの関係が深いと思われる「大きな社会」構想は、「センター」を中心とした空間に位置づけることが可能となる（図2を参照）。

そこで最後に、戦後（現代）イギリス

ス保守主義における「センター」という立場の特質やその変容などを分析することによって、キャメロン保守主義と「大きな社会」構想との関連について考察することにした。

(3) イギリス保守党「センター」の政治思想と「大きな社会」構想

① マーク・ガーネットの所論に見る保守党「センター」の特質

現代イギリスを代表する保守党研究者ガーネットは、「センター」（中間派／中道派）として位置づけられるべき保守主義者とその思想はイギリス保守党研究者たちによつてさえ無視されてきた、と述べている。その理由として、「センター」と呼ばれるべき保守主義者の場合、とりわけ党内右派議員のようにジンジャー・グループ（ginger groups）³⁰を積極的に形成することが少なかったことなどを挙げている。また、彼らは党内左派・右派どちらとも取れる政策的立場を表明することもあったため、様々な「レッテル貼り」が可能であると同時に、比較的確認しにくい存在だったからであろう。

いずれにせよ、イギリス保守党「センター」は、文字どおり「保守党内イデオロギー・スペクトラムの中間に自らの思想的立脚点を置く保守主義者」と位置づけることができる³¹。

この比較的捉えにくい保守党「センター」についてガーネットは、保守党が政権に復帰したり政権を長期間安定させたりするのに不可欠な議員集団としたうえで、「新・旧」二つの異なる見方があると指摘している。

それによると、まず、「センター」として位置づけられる保守主義者は、役職や特定のイデオロギーに拘らず、議員として党や公共への奉仕を最優先するような、いわゆるジェントルマン型プラグマティストだとする見方がそれである。「センター」の「旧タイプ」がこれに該当するとされる。そして二つ目の見方は、一九七〇年代初頭から目立

つようになった「新タイプ」の「センター」議員たちに注目するものである。サッチャーよりヒースを支持するような「穏健派」、あるいは妥協や合意を重視する戦後コンセンサスの支持者たちに多く見られるタイプだという。それゆえ、サッチャー時代には、彼女から「目の敵」にされる議員も多かったとされている。⁽³²⁾

ガーネットが分析の対象とした「センター」保守主義者の共通点として、以下の特質が明らかとなる。即ち「新・旧」両タイプとも、保守党サッチャー路線の支持者などに比べると、(理由や背景は様々であろうが)特定の「ドグマ」や「ドクトリン」、あるいは党首の掲げる「イデオロギー」にそれほど執着しない傾向があるという点である。その代わり、いわゆる「当然の統治政党」(the natural party of government)たる保守党の一員として、必要に応じて柔軟に対応したり、「党首」より「党」に忠誠を示したりするなど、イデオロギー以上に何らかの「エトス」のほうを重視する点も見出すことができる。

ガーネットなどの指摘によると、イデオロギー的に「分極化」から「画一化」の方向に向かった(相対的に右傾化した)サッチャー時代、「新タイプ」の「センター」保守主義者は「圧迫」され続けた。そして彼らは、ポスト・サッチャー時代(一九九〇年代以降)にメージャー党首の下で再結集しようとして失敗し、二〇〇一年当時においても混乱状態にあったとされる。⁽³³⁾こうした状況は、二〇〇五年キャメロン新党首選出を通じてどのように変容したのであるか。しかしそれについての詳細な分析は、紙幅や本稿の主題との関係上、別の機会に譲ることとしたい。

② フランシス・モードの所論に見る「センター」と「大きな社会」構想との関連性

ヒックソンのイギリス保守主義研究書では、当時キャメロンと同じ党内「モダナイザー」議員で、キャメロン党首下で党幹事長も務めたモード (Francis Maude) が保守党「センター」の立場について論じている。それゆえ、モード

の主張は「センター」保守主義者のみならずキャメロンの立場も代弁した内容、もしくはそれにかかなり近い見解と見ることができよう。

モードによると、今日（二〇〇一年当時）、二大政党間の違いが弱まりつつあるため、「左・右」というイデオロギー的対立軸で政治家の立場を理解しようとするのは適切ではない。また、これからは労働党を念頭に置いて保守党の立場を定めるのではなく、二一世紀のイギリスに対し保守党として何ができるかという観点から、わが党の方向性を定めていくべきだと訴えている。それゆえ、保守党が今後採るべき道としては、労働党との政策的違いを明確に打ち出そうとする路線も、伝統的中間層を取り込もうとする戦略も、どちらも間違っているとモードは主張する。要するに、現代イギリス政治の課題が常に揺れ動いていく可能性を正しく理解してさえいれば、有権者にどのようなアピールをすべきか自ずと分かってくる筈だと言うのである³⁴。

では、二一世紀の保守党はどうあるべきなのか。二〇〇一年当時の段階で、モードは次のように訴えている。政治家が機能低下に陥っていることを分かりやすい方法で国民に伝えられれば、自分が他者やコミュニティのために何をなすべきか考えるようになる。そして何より、国家的集産主義に反対する保守主義者として「個人の自由」を尊重するのは当然だが、保守党として尊重すべきは、自己中心的な利己主義ではなく、「個人の選択の自由、個人としての責任感、そして自分とその周囲の人びとの人生を個性豊かなものにできる一人ひとりの能力」³⁵だとする。

そうした見解を踏まえたうえでモードは、結論として次のように主張する。極めて重要だと思われるので、少々長くなるが引用する。

「でも、日常われわれが行っていることの大半は集団を通じて——家庭、職場、スポーツチーム、教会、あるいは

NGOを通じてなされている。完全に一人で、ということはほとんどない。それゆえわれわれが信じるのは社会(society)という存在である。社会の強さや団結力は、人びとの行う事から生じるのであり、国家が行う事を通じて生じるのではない。さらに、人びとが行っている事のほとんどは、集団やコミュニティで、そして社会を共に結びつけるような——いわゆる「仲介集団」の——NGO/NPOみたいなかなり複雑なタペストリーの形で、協同でなされている。……それゆえ保守党としては、社会の存在を信じ——そしてまた、コミュニティを信じるものである。ローカリズム、即ち国家権力を中心から周辺に移そうという信念は、一九八〇年代から一九九〇年代にかけて、保守主義のテーマから忘れ去られていたのである」(傍線引用者)。⁽³⁶⁾

これに加えてモードは、欠陥のある公共サービスを改革することや、公共サービスに対する中央支配の排除、そのための地方重視、コミュニティにおける市民的責任の再生と共有、社会正義の標榜、マイノリティへのリスペクト、よりよい近隣社会の原動力たる善良な市民たちの再組織化、青年層に蔓延する政治不信克服、などの必要性を強調している。⁽³⁷⁾

この見解を見ると、保守党「センター」の見解を代表するモードの提言と、上述したキャメロン保守主義ないし「大きな社会」構想との何らかの共通点に気づく。モードとキャメロンの個人的関係も踏まえると、(必ずしも明らかにはなっていないが)モードのこうした考え方が、党首就任以前のキャメロンに一定の影響を及ぼした可能性も否定できない。

因みに編著者のヒックスンは、モードやキャメロンに共通するもう一つの立場、即ち党内「モダナイザー」〔註(26)を参照〕について、「コミュニティをより強化したり、社会正義を達成したりするためには、国家の利用よりも

ボランティア活動の利用をさらに増やすべきだと主張する人たち」としつつも、「新タイプ」の「センター」はもちろん、ヒックソン・モデルの「ワン・ネーション」保守主義者（図2を参照）とも明らかに異なる⁽³⁸⁾と見ている。

しかしながら、以上の考察を踏まえると、キャメロンの「大きな社会」構想は、戦後イギリス保守党政治家の政治思想、即ちイギリス保守主義に関するヒックソン・モデルにおいても、相対的にほぼ「センター」に近い立場か、「センター」的諸要素をかなり含む立場に近いと見なければならぬ。

そうした意味で、キャメロンの「大きな社会」構想の支持者で、キャメロン保守主義をも標榜している保守党モダンイザー議員たちは——保守党内では少数派だが——二一世紀のイギリス政治・社会の変化に適応すべく進化と模索を続ける「さらに新しいタイプ」のセンター保守主義者として位置づけてもよいのではないかと思われるのである⁽³⁹⁾。

IV. むすびにかえて

本稿は、キャメロンの「大きな社会」構想が、実際の政策としてどの程度実現したかを問うものではない。また、同構想の成否や評価を多面的に検討した内容でもない。様々な論じ方が可能な同構想を、提唱者キャメロンの保守主義や戦後イギリス保守主義との関連で捉えた場合、いかなる位置づけができるのか、あるいはどのように評価すべきかについて考察したものである。

キャメロンの「大きな社会」構想の基本的性格として、次期（二〇一〇年）総選挙での政権奪回を視野に入れた保守党「再ブランド化」戦略⁽⁴⁰⁾の一環であった点を挙げることができる。さらに「大きな社会」構想に関しては、サッチャリズムの特に倫理面での類似性やニューレーバーとのつながりが一部見られる点も認めなければならない。しか

し、キャメロンの「大きな社会」構想は、本質的には従来の「大きな政府」はもちろん、「サッチャリズム」に対する懐疑主義の表明でもある。また、それらの今日的「代用品」としての特質も備えていた。

同時に、とりわけコミュニティや様々な社会（集団）あるいは地方と個人を通じて実現される「大きな社会」構想は、特に「現代的で思いやりのある保守主義」という側面でキャメロン保守主義との関連性が認められる。⁽⁴¹⁾ さらに、キャメロン保守主義とキャメロンの「大きな社会」構想については、戦後イギリス保守主義のなかでは、いわゆる「センター」に近い立場、あるいは「さらに新しいタイプの」センターとして位置づけたり評価したりするのが、現時点では——「ベスト」ではないけれども——「ベター」だと言える。

本稿では、紙幅の都合で「大きな社会」構想の具体的展開に触れることができなかった。また、いわゆる「新しい公共」と「大きな社会」構想との類似性や、「さらに新しいタイプの」センターおよび「モダンイザー」についてもより深く考察する必要性が残されているので、今後の研究課題としていきたい。

(1) 「大きな社会」構想は、二〇〇九年一月のキャメロン演説 (the Hugo Young Memorial Lecture, 10 November 2009) で正式に表明された。また、二〇一〇年総選挙での保守党マニフェストや、同年五月に発表された連立政権綱領などにおいてもその基本的理念として位置づけられている。

(2) これらの代表的な見解については、例えば、Rajiv Prabhakar, 'What is the Legacy of New Labour?', in Simon Lee and Matt Beech (eds.), *The Cameron - Clegg Government Coalition Politics in an Age of Austerity* (Basingstoke: Palgrave Macmillan) 2011. 永島剛「イギリス『大きな社会』構想とソーシャルキャピタル論——『福祉国家』との関係をめぐって——」『社会関係研究論集』第二号、二〇一一年三月所収、〈www.senshu-u.ac.jp/scapital/pdf/07Nagashima_sscr2.pdf〉、あそひは

藤森克彦「社会動向レポート 英国キャメロン政権の『大きな社会』とは何か」みずほ情報総研レポート、〈<http://www.mizuho-ir.co.jp/publication/report/20>〉などを参照。

- (3) ヒューゴ・ヤング記念講演は、ガーディアン紙の所有主スコット・トラスト (the Scott Trust) 主催により、一九九八年から同トラストのチェアマンを務め二〇〇三年に死去した同紙上席政治論説委員ヤング (Hugo Young) を記念して毎年開催されている主要党首講演会であり、二〇〇九年当時で六回目となる。

- (4) 〈<http://www.theguardian.com/politics/2009/nov/10/david-cameron-hugo-young-lecture>〉

- (5) 一般にナラティブは「物語」「説話」などを意味する言葉であるが、ストーリー (story) のように創作性の強い架空の話や、人びとを楽しませるための物語ではない。むしろ出来事を列挙して語る「話」という性格が強い場合は、ナラティブという言い方が用いられるとされる。それゆえ、政治家の演説や党綱領の基盤となる「説話」に関しては、「ストーリー」よりも「ナラティブ」という表現のほうが相応しいと言えよう。

現代政治集団の団結力や党首の求心力等の促進においてナラティブが果たす役割に関する最新の研究成果として、Frederick Mayer, *Narrative Politics Stories and Collective Action* (Oxford: Oxford University Press) 2014があり、例えば「政党基本路線の枠組みづくりにおけるナラティブの位置づけ」などは、わが国でも、今後注目に値する研究テーマになっていくものと思われる。

- (6) 〈<http://www.theguardian.com/politics/2009/nov/10/david-cameron-hugo-young-lecture>〉

- (7) Ditto.

- (8) Ditto.

- (9) Greg Hurst, Emily Gosden, Chris Davalle and Matthew Lyons (eds.), *The Times Guide to the House of Commons 2010* (London: Harper Collins) 2010, pp. 328-329.

- (10) Iain Dale, *The Dictionary of Conservative Quotations* (London: Biteback) 2013, p. 362.

- (11) もともと、キャメロン保守党とクレック自民党が最終的に二〇一〇年五月十一日に合意した「両党連立協定」を見てみる

と、「大きな社会」に関する明確な言及はない。

因みに、同連立協定に盛り込まれた合意済み政策領域は以下のとおりである。①政府債務の削減、②政府歳出の見直し—NHS・学校・より公平な社会の実現、③税制、④銀行改革、⑤移民、⑥政治改革、⑦年金と福祉、⑧教育、⑨対EU関係、⑩市民的自由、⑪環境。

Cf. *Conservative Liberal Democrat coalition negotiations agreements reached 11 May 2010*.

その理由は、時間の関係により、同連立協定では大まかな概略・総論的合意のみが最優先目標とされたからである。同時に、交渉開始当初は、両党で合意しにくい政策領域、例えば政府債務削減策や対EU政策、あるいは大学授業料問題や選挙制度改革などに関する交渉・合意が優先されたためだと思われる。

(12) G. Hurst et al. (eds.), *op. cit.*, p. 323.

(13) <<http://www.gov.uk/government/uploads/sys>>

(14) Ditto.

(15) Ditto.

(16) <<https://www.gov.uk/government/speeches/big-society-speech>>

<<http://www.bbc.co.uk/news/uk-10680062>>

(17) その後リヴァプール市は、財政赤字削減に伴い政府支出が大幅に縮小された。そのため、「大きな社会」の担い手となるべき団体の活動資金も不足しているという理由で、二〇一二年二月、パイロット自治体を辞退することになった。<http://www.clair.or.jp/j/forum/c_mailmagazine/2>など参照。

(18) <<https://www.gov.uk/government/speeches/big-society-speech>>

<<http://www.bbc.co.uk/news/uk-10680062>>

(19) Ditto.

(20) Ditto.

- (21) 「現代的で思いやりのある保守主義」の主要ポイントとして、本文で言及したものの以外では、「減税は支持するが、それ以上に経済的安定を優先する（サッチャー時代以降、保守党としては初めての言及）」方針を挙げることができよう。
 - (22) ここでいう「センターグラウンド」とは、当時ニューレーバーを支持していた、主としてB（中間管理職）層やC1（事務職）層、あるいはC2（熟練労働者）層の一部を含む旧保守党支持層や中道的見解を持つ有権者、そしていわゆる現代型無党派層の大半として特徴づけられる「普通」の有権者層全体を指す。
 - (23) I. Dale, *op. cit.*, pp. 51-53.
 - (24) *Ibid.*, p. 54, p. 56.
 - (25) その詳細については、野党時代のキャメロン保守党が発表した党内改革文書 *Built to Last, The aims and Values of the Conservative Party* (the Conservative Party) 2006 を参照のこと。
 - (26) かつてのブレア同様キャメロンも、自らを「党内モダンイザー」と称している。因みに、党の「現代化」、即ち「モダニゼーション」とは、変わりつつある政治環境に上手く適応する目的で、党組織の目標などを再度プログラミングしていくことを意味する。
 - (27) Cf. Patrick Dunleavy, “The Political Parties” in P. Dunleavy, Andrew Gamble, Ian Holliday and Gillian Peele (eds.), *Developments in British Politics 4* (London: Macmillan) 1993, pp. 125-129, pp. 132-133.
 - (28) Kevin Hickson, “Introduction” in K. Hickson (ed.), *The Political Thought of the Conservative Party since 1945* (Basingstoke: Palgrave Macmillan) 2005, pp. 2-3.
 - (29) *Ibid.*, pp. 2-4.
 - (30) Mark Garnett, “Centre” in K. Hickson (ed.), *op. cit.*, pp. 51-52.
- なお、党内ジンジャー・グループとは、例えば党内右派のコーナーストーン・グループ (the Cornerstone Group) のように、イデオロギーの見解や政策理念の違いに基づき自主的につくられた（外部の政策シンクタンクも伴う）議員集団を指す。もっともイギリス保守党では、これまで党内「派閥」(factions) というよりは、もっと緩やかな「傾向」(tendencies) として

理解されることも多かったが、サッチャー党首の登場（一九七五年）以後は、党内主要人事権を左右する目的で、従来以上に結束力の強い党内派閥的性格を帯びるようになった。

(31) *Ibid.*, p. 52.

(32) *Ibid.*, p. 58.

ガーネットによれば、戦後保守党幹部議員のなかでも「センター」に関係が深い主要政治家として、クラーク (Kenneth Clarke)、『ジム (Francis Pym)』、ギルモア (Ian Gilmour)、『ヘイルシヤム卿 (Lord Hailsham)』、ホワイトロー (William Whitelaw) などが挙げられている。

彼らの特徴ないし大まかな共通点として、保守党内において、サッチャーとサッチャー路線に対立する関係ないし立場にあつた点を指摘することができよう。

(33) *Ibid.*, p. 64.

(34) Francis Maude, “Centre” in K. Hickson (ed.), *op. cit.*, pp. 209-210.

(35) *Ibid.*, pp. 210-211.

(36) *Ibid.*, p. 211.

(37) *Ibid.*, pp. 211-213.

(38) K. Hickson, “Conclusion” in K. Hickson (ed.), *op. cit.*, p. 220.

(39) 例えば、二〇一〇年に初当選した保守党モダナイザー議員のボールズ (Nick Boles) は、次期 (二〇一五年) 総選挙においても保守党と自民党との間で公式の選挙協定を結ぶよう提案する動きを見せていたとされる。即断はできないが、それを拒絶する傾向の強い大多数の保守党右派議員とは明らかに異なっているため、自民党との提携継続を重視するボールズのような『レア』な保守党政政治家なども、本稿で言う「さらに新しいタイプ」のセンター保守主義者として評価すべきなのかもしれない。

(40) Timothy Heppell, “Cameron and Liberal Conservatism: Attitudes within the Parliamentary Conservative Ministers”, *The*

British Journal of Politics and International Relations, 15-3, 2013, p. 341.

(41) この点に関する研究は少ないが、例えばリーズ大学のエリソン (Nick Ellison) も「大きな社会」という考え方には、相互関連性の強い三つの諸要素、即ちバーケ的 (Burkean) 保守主義、プラグマティックな (pragmatic) 保守主義、思いやりのある (compassionate) 保守主義が含まれるのではないかと主張している。 Cf. Nick Ellison, “Big idea? View from the UK”.

<vcoss.org.au/.../vcoss_insight03_view_from_the_uk.pdf>

藤原孝教授
略歴

藤原孝教授 略歴

生年月日 一九四五年九月九日

【学 歴】

一九六四年四月 日本大学法学部法律学科入学
一九六八年三月 日本大学法学部法律学科卒業
一九七一年四月 日本大学大学院法学研究科政治学専攻入学
一九七三年三月 日本大学大学院法学研究科政治学専攻修了（政治学修士）

【職 歴】

一九六八年四月 山陽新聞社（本社 岡山市）入社
一九七〇年三月 山陽新聞社退社
一九七五年四月～一九七九年三月 日本大学文理学部（三島）非常勤講師
一九七八年四月～一九八六年三月 日本大学法学部非常勤講師

- 一九七九年四月～一九八一年三月 日本大学国際関係学部専任講師
一九八一年四月～一九八六年三月 日本大学国際関係学部助教授
一九八六年四月～一九九〇年二月 日本大学法学部助教授
一九八六年四月～一九八八年三月 日本大学国際関係学部兼任講師
一九九〇年二月～現在 日本大学法学部教授
一九九六年四月～一九九八年三月 日本大学経済学部兼任講師
一九九八年四月～現在 日本大学大学院法学研究科分科委員
二〇〇〇年四月～二〇〇五年三月 昭和女子大学非常勤講師
二〇〇二年四月～二〇〇三年三月 日本大学法学部学務担当
二〇〇八年九月～二〇一一年九月 学校法人日本大学 評議員
二〇〇九年七月～二〇一一年三月 日本大学法学部大学院担当
二〇一一年四月～二〇一五年三月 日本大学法学部図書館長

【学会・社会活動】

- 一九九六年一〇月～二〇〇六年一〇月 日本政治学会理事
一九九六年四月～一九九八年四月 日本選挙学会理事
一九九八年三月～一九九九年五月 政治思想学会監事

一九九九年五月～二〇〇六年五月 政治思想学会理事

二〇〇〇年一〇月～二〇〇二年一〇月 日本政治学会常務理事

二〇〇〇年一月～二〇〇三年一〇月 日本学会議政治学研究連絡委員

二〇〇二年一月～二〇〇二年十二月 日本學術振興会科学研究費委員会専門委員

二〇〇四年三月～二〇一五年三月 財団法人櫻田会 政治学助成図書審査会委員

二〇〇七年一月～二〇〇七年十二月 日本學術振興会科学研究費委員会専門委員

(二〇一五年六月現在)

藤原孝教授 主要業績

藤原孝教授 主要業績

【著訳書】

- 『現代政治の論理』 共著、一九七八年八月、三和書房。
『現代政治学の構想と動態』 共著、一九七九年三月、南窓社。
『現代政治学の構造』 共著、一九八一年三月、南窓社。
『新産業社会と大衆』 (F・ペルー著) 共訳、一九八一年九月、時潮社。
『政治学の課題と展望』 共著、一九八二年四月、三和書房。
『現代社会学理論』 (R・ウォーラス著) 共訳、一九八四年六月、新泉社。
『現代政治の基本知識』 共著、一九八五年四月、北樹出版。
『比較政治学』 (G・アーモンド著) 共訳、一九八六年二月、時潮社。
『アメリカ政治学の形成』 (R・セイデルマン著) 共訳、一九八七年一月、三嶺書房。
『政治学入門』 共著、一九八七年三月、北樹出版。
『新保守主義の政治理論』 (L・アリソン著) 共訳、一九八八年七月、三嶺書房。
『政治学事典』 共著、一九九一年四月、大学書林。

『公民科教育法Ⅱ』共著、一九九二年六月、日本大学。

『アメリカ政治学の展開』（R・セイデルマン著）共訳、一九九六年二月、サンワ・コーポレーション。

『現代政治思潮』共著、一九九六年四月、日本大学。

『現代政治へのアプローチ』共編著、一九九六年四月、北樹出版。

『現代政治の解明』共著、一九九六年四月、北樹出版。

『権利の限界と政治的自由』（タラ・スミス著）共訳、一九九七年四月、サンワ・コーポレーション。

『政治思想史』単著、一九九八年二月、日本大学。

『西欧政治思想史序説』単著、二〇〇〇年九月、サンワ・コーポレーション。

『アイデンティティの政治学』（マイケル・ケニー著）共訳、二〇〇五年一月、日本経済評論社。

『政治学原論』共著、二〇〇六年四月、日本大学。

『シティズンシップ論の射程』共編著、二〇一〇年四月、日本経済評論社。

『西洋政治思想資料集』共著、二〇一四年九月、法政大学出版局。

【学術論文・翻訳・書評】

「エンゲルスによるサン・シモンの評価と実際」『桜法論集』創刊号、一九七二年二月。

「サン・シモンにおける思想史的考察」『法学研究年報』第三号、一九七三年九月。

「市民運動の論理と展開」総合月刊誌『現代展望』十一月号、一九七三年一〇月。

「大衆社会論への一視座」『法学研究年報』第四号、一九七八年二月。

「現代政治学への視座——政治学方法論をめぐって」『研究年報』二六集、一九八〇年二月。

「政治学とその隣接科学——政治学の境界領域をめぐって」『日本大学国際関係学部研究年報』第1集、一九八〇年二月。

〔翻訳〕サン・シモン「ヨーロッパ社会の再統合（1）（2）」『政経研究』第一七卷第二号・三号、一九八一年二月。

「家事労働の社会的・法的評価」『日本大学三島学園生活科学研究報告第四号』、一九八一年三月。

「ヨーロッパ統合の思想史的源流——サン・シモンに関する一考察」『国際関係研究』第四号、一九八二年一月。

〔翻訳〕サン・シモン「社会生理学——社会制度改善への応用」『政経研究』第二〇卷第三号、一九八二年三月。

〔翻訳〕サン・シモン「社会組織論」『政経研究』第二八卷第二号、一九八六年十二月。

〔書評〕「森博編・訳 サン・シモン著作集 全5巻」『政経研究』第二四卷第一号、一九八七年十一月。

「サン・シモンの前期国家論序説」『日本大学法学部創立百周年記念論文集（第二集）』、一九八九年十一月。

「サン・シモンの『政治』概念」『政治学をめぐる諸問題——鵜沢義行博士古希記念論文集——』、一九九〇年六月。

「フランス市民社会の成立とサン・シモンの革命観」『政経研究』第二八卷第一号 中山政夫博士古希記念特別記念号、

一九九一年六月。

「脱冷戦時代の日本政治」『韓国釜山外国語大学校国際問題論叢第7輯』一九九五年一〇月。

「サン・シモン思想における新キリスト教の位置」『政経研究』第三三卷第一号 堀川士良教授古希記念特別記念号』一九九六年五月。

「脱冷戦時代の政治思想」『徳山李慶喜教授華甲記念論文集』、一九九七年二月。

「サン・シモンの後期国家論序説」『政経研究』第三七卷第三号、二〇〇〇年十二月。

「小泉内閣を支える風」『国会月報』第四八卷第六三二号、二〇〇一年八月。

「記憶の彼方から：現代社会認識の原点」『風行社 風のたより』第二四号、二〇〇四年十一月。

「自由と平等の相克——サン・シモンの場合」『政経研究』第四一卷第四号、二〇〇五年三月。

（書評）「山田竜作著『大衆社会とデモクラシー』」『政経研究』第四二卷第二号、二〇〇五年一〇月。

「『市民』概念の思想史的系譜——ホッブズにおける『臣民』概念の考察」『日本大学法学部創設百二十周年記念論文集

（第二卷）』、二〇〇九年四月。

（書評）「西川伸一著『最高裁判官国民審査の実証的研究』」『政経研究』第四九卷第一号、二〇一二年六月。

（書評）「高田宏史著『世俗と宗教のあいだ チャールズ・テイラーの政治理論』」『政経研究』第五〇卷第二号、

二〇一三年九月。

執筆者紹介
(掲載順)

石井健司	近畿大学法学部准教授
石川徳幸	日本大学専任講師
伊藤悟	日本大学教授
入江正俊	日本大学非常勤講師
岩崎正洋	日本大学教授
賀来健輔	茨城大学教育学部教授
川又祐	日本大学教授
倉島隆	日本大学教授
佐藤高尚	日本大学非常勤講師
信夫隆司	日本大学教授
杉本竜也	日本大学専任講師
照屋寛之	沖縄国際大学法学部教授
中村進	日本大学教授
長沼宗昭	日本大学教授

福島康仁	日本大学教授
船山泰範	日本大学教授
松島雪江	日本大学准教授
三澤真明	日本大学助教
毛利康秀	日本大学非常勤講師
山口正春	日本大学教授
山田光矢	日本大学教授
山田竜作	創価大学国際教養学部教授
山本賢二	日本大学教授
渡辺容一郎	日本大学教授

Issues Concerning Political Ideas and Social Sciences

CONTENTS

Dedication

Kenji Ishii, *Core Competency of Democratic Citizenship in the
EDC Project of Council of Europe*

Noriyuki Ishikawa, *Sekai Sogo Ron: the Political Thought of
Ioki Ryoza*
—A study of Japanese Ethnocentrism in pre-
WW II—

Satoru Ito, *Changement de gouvernement et Système fiscal*

Masatoshi Irie, *Bolingbroke's Theory of 'Opposing Party'*
—Focusing on Patriotism—

Masahiro Iwasaki, *On Party Politics After the Party Decline*

Kensuke Kaku, *A Study on Initiatives in Enactment, Amendment
and Abolishment of Ordinances: an Addendum*

Hiroshi Kawamata, *John Stuart Mill's Autographed Draft
Manuscript Considerations on Representative
Government in the Nihon University College of
Law Library*

Takashi Kurashima, *A Study of James Harrington's
Commonwealth of Oceana: Focusing on its
Relation with the Instrument of Government*

Takahisa Sato, *Adam Smith-His Early Thought and the
Concept of Poverty*

Takashi Shinobu, *A Model for the Prior Consultation System
based on Japan-U.S. Security Treaty*

Tatsuya Sugimoto, *Tocqueville et le socialisme*

Hiroyuki Teruya, *Okinawa Gubernatorial Election and National Governmental Policy: An Analysis of the Impact of the Military Base Relocation to Henoko*

Susumu Nakamura, *Background to the establishment of the Japanese Exclusion Law of 1924 in the United States of America: Focusing on the Impact of 'Picture Marriages'*

Muneaki Naganuma, *Zamenhof and Zionism*

Yasuhito Fukushima, *A Study of the New Zealand Ombudsman—Development of Grievance Mechanism and Governance in New Zealand—*

Yasunori Funayama, *Crime Protected by Power*

Yukie Matsushima, *Legal System to Design Social Norms*

Masahiro Misawa, *Britain's First Application to Join the European Economic Community and Party Politics: the British Labour Party's Change*

Yasuhide Mohri, *A Study of Picture Postcards as Media and Tourism—Consideration of Pre-war Harbin and Japanese Utilization of Postcards—*

Masaharu Yamaguchi, *The People and Education in Adam Smith*

Mitsuya Yamada, *The Problem of Textbooks for Yaeyama—Viewing the Large-scale Consolidation of Municipalities in Japan in the Early Twenty-first Century and Broader-based Local Government Administration from the Perspective of Okinawan Prefectural Areas for Selection of Textbooks for Compulsory Education*

Ryusaku Yamada, *Radical Democracy and “the Democratic”:
From the Perspective of Feminist Political Theory*

Kenji Yamamoto, *Decision-Making Processes of the Chinese
Communist Party*
—*Focusing on the Process of Creating the
National Congress Report of the Party*—

Yoichiro Watanabe, *David Cameron’s the ‘Big Society’ plan and
British Conservatism*

Career and Main Works of Professor Takashi Fujiwara

○ 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

- ① 日本大学法学部ホームページ (<http://www.law.nihon-u.ac.jp/>)
- ② CiNii (<http://ci.nii.ac.jp/>)

○ 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等が御座いましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区三崎町 2-3-1
(T E L) 03-5275-8510
(F A X) 03-5275-8537
(E-mail) kenjimu@law.nihon-u.ac.jp

委員長
副委員長
委員

井福松野西中小岡大岩山水松益長高佐太稲新江渡船
出木島村原静野山岡井口戸本井川畑友田葉谷島辺山
真滋雪和雄未美敬 義正克幸公貞英 晴陽眞泰容泰
悟久江彦二知典二聡和春典一司之郎哲美二人子郎範

平成二十七年九月十日 印刷
平成二十七年九月十五日 発行
非売品

編集責任者
池村正道
日本大学法学会

発行者 日本大学政経研究所
電話〇三(五二七五) 八五三〇番

東京都千代田区猿樂町二二一四 A&Xビル
印刷所 株式会社 メ デ イ オ
電話〇三二(三二九六) 八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 52 No. 2 September 2015

Considerations on the Political Process,
Power and Structure

Special Edition in Honour of
Professor Takashi Fujiwara's 70th Birthday